

裁判員制度、刑事裁判の充実・迅速化及び検察審査会制度に関する意見募集の結果概要

当事務局において実施した標記の意見募集(平成15年11月18日から同年12月17日まで実施)に対しては、916件の意見が寄せられた。

本資料は、寄せられた意見を、個人・団体の別などに従い整理したものである。

なお、意見を引用するに当たっては、裁判員制度・刑事検討会における検討事項に関連する部分のみを引用し、誤字と思われる字を修正している。また、意見を整理するに当たっては、その内容が同一であるものを、「(同文 通)」などと示している。

目次

第1	個人から寄せられた意見	2
1	個人(弁護士を除く)から寄せられた意見	2
(1)	裁判員制度に賛意・期待を示す意見	2
(2)	裁判員制度に反対し、又は懸念を示す意見	6
(3)	裁判員の員数を多数とすることを求める意見	29
(4)	裁判員の選任方法(無作為抽出又は出頭義務)に関する意見	59
(5)	公判記録の作成に関する意見	71
(6)	その他の意見	76
2	弁護士から寄せられた意見	116
第2	団体から寄せられた意見	135
	愛知県消費者団体連絡会	135
	あひる一会	135
	冤罪・誤判をなくすための証拠開示の公正なルール化を求める会	135
	大阪弁護士会	137
	大阪弁護士会刑事弁護委員会有志	144
	京都弁護士会	148
	埼玉県平和運動センター	149
	「裁判員制度にジェンダーの視点を」要請書準備会	149
	裁判員制度に反対する会	149
	札幌弁護士会	152
	狭山事件を考える京都行橋住民の会	154
	狭山事件を考える浪速・西・港・大正区民の会	154
	狭山事件を考える羽曳野・藤井寺・太子地域住民の会	154
	滋賀弁護士会	154
	静岡県弁護士会	155
	自治労広島県本部	156
	司法制度改革実現東京各界懇談会	156
	市民の裁判員制度つくろう会	156
	市民のための司法改革を求める愛知の会	157
	社会民主党小川総支部	157
	自由人権協会マスメディア小委員会	157
	自由法曹団	158
	主婦連合会	160
	青年法律家協会弁護士学者合同部会	160
	全国一般大阪府本部全大阪商業労働組合	163
	全国消費者団体連絡会	163
	全林野労働組合東京地方本部秩父分会	164
	第一東京弁護士会	164
	第二東京弁護士会刑事法制・刑事被拘禁者の権利に関する委員会	166

第二東京弁護士会司法改革推進二弁本部	-----	167
千葉弁護士会司法制度改革対策本部	-----	168
東京弁護士会司法改革推進センター	-----	170
日本行政書士会連合会	-----	173
日本国民救援会	-----	174
日本国民救援会青森県八戸支部	-----	175
日本国民救援会山口県本部	-----	175
日本司法書士会連合会	-----	175
日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会	-----	176
日本消費生活専門相談員協議会	-----	176
日本新聞協会編集委員会	-----	176
日本税理士会連合会	-----	176
日本大学法学部刑事法研究室	-----	177
日本弁護士連合会	-----	181
日本労働組合総連合会	-----	192
福岡県弁護士会	-----	192
豊前築上地区住民の会	-----	194
部落解放共闘佐賀県民会議	-----	194
部落解放同盟大阪府連合会	-----	194
部落解放同盟大阪府連合会荒本支部	-----	196
部落解放同盟大阪府連合会加島支部	-----	196
部落解放同盟高知県連合会	-----	197
部落解放同盟埼玉県連合会	-----	197
部落解放同盟中央本部	-----	199
部落解放同盟栃木県連合会	-----	201
部落解放同盟広島県連合会	-----	201
連合佐賀	-----	201
第3 団体を通じるなどして寄せられた意見	-----	201
日本弁護士連合会作成の設問に対して寄せられた意見	-----	201
個人(弁護士を除く)から寄せられた意見	-----	202
弁護士から寄せられた意見	-----	218
市民の裁判員制度つくり会作成の設問に対して寄せられた意見	-----	229
静岡県弁護士会を通じるなどして寄せられた意見	-----	240
広島大学の講座において、日本弁護士連合会制作のドラマ「裁判員」を上映し、観賞後、 日本弁護士連合会が用意したアンケートを実施した結果)	-----	241
栃木県立田沼高校の生徒から寄せられた意見	-----	248

第1 個人から寄せられた意見

1 個人(弁護士を除く)から寄せられた意見

(1) 裁判員制度に賛意・期待を示す意見

裁判員制度の導入は大いに結構。(男性、長崎県)

もっと、身近に一般の人がわかる、参加できる制度だと裁判員制度のことを思うので、とてもよいことと大賛成です。(女性、40歳代、東京都)

裁判が民間の人で行えるのはとてもよいことと思います。私も是非参加したいと思います。私は専門学科で学びましたが、法的裁判と世論的裁判の両方から考えなくてはいけないと思います。(男性、40歳代、長野県)

弱者側の正義を守ること、貧しい者の権利を守ることへ制度が変わることを期待しています。ただし、米国の追従とならないように正しいものを守ることが切に望みます。裁判のスピードをあげてください。私は新制度に賛成します。(女性、60歳台、長野県)

親の介護のため働けない主婦、そして地方の婦人にも裁判に参加し「日本の国民」として参加できることはとても良いことと思います。社会の出来事が自分のこととして考えられる。田舎にいても参加、婦人も参加。(女性、50歳代、岐阜県)

裁判員制度については、昔米国でやっていた。今も陪審員制度はあるかな。時代おくれ。しかし、現在のように、外国人が流入している場合、裁判官も少ないし、法學員制度が明春より開学されるよし、裁判の迅速解決等について大学にアピールされ裁判制度にみんなが裁判する。時代に即応したことで、裁判員制度はよいと思います。(男性、兵庫県)

民間人を裁判官に採用するとのことですが、いかに最高学府に学び、学識経験豊かな履歴の持ち主だからと申して、必ずしも人格者だとは言いきれません。裁判官として公平無私な法廷に臨ませるわけですから、あくまで酸いも甘いも噛み分けた苦勞人というべき方々を民間人の中から採用なさっていただきたいものです。それが私の唯一の念願です。(男性、東京都)

私は研究柄、毎日全国紙と地方紙を徹底的に読む。読者の意見を読むと、A仕事に就いていない人のA仕事に対する意見が実在的に確なことに驚く。すなわち、裁判員制度は積極的に進めるべきであり、裁判員のメンバーは有識者に偏ることなく、年齢も男女の別も職業もなく広く人材を求めるべきであると思う。(女性、福島県)

裁判員制度には、賛成です。事件を身近に感じることができ、一つ一つの事件を考えていく機会が増えるからです。様々な事件が起きている今日、身近で起きている事件を、裁く側の立場となり、裁判官とともに解決していくのは、良い経験にもなり、大切だと思います。国民も、裁判に対して理解ができ、身近で行われているという意識が高まると思うからです。(女性、10歳代、福岡県)

昨今の凶悪犯罪の判決は、犯罪者は被害者の3分の1以下の償いにある。いわば、社会の落ちこぼれに手厚い感がある。これは、判例と法規遵守の何ものでもなく、コンピューター(ソフト)による方がデータも多くまじである。事件背景、人道上、社会性等を取り入れた判決になるよう良識ある裁判員の参加を大いに期待する。先だって、名古屋刑務所の問題や極悪犯の逮捕時の行動等で、マスコミは鬼の首でも取ったかのような報道をするが、相手は犯罪者(善人を欺いた者)であることの常識判断ができぬ馬鹿が多いのにはあきれられる次第。良識ある裁判員の参加で判断基準を良くして欲しい。

司法を身近にすることによって世の中の悪を減少させるというところにこの制度の良さがあると思います。私的には本業に支障がない期間において、また、この制度の運営に支障が出ない中で、なるべく多くの人に携わってもらい、そしてその後、自分自身の人権が侵害されたときに、今まで司法が遠い存在であったため訴えるのを躊躇していたことを司法が身近になることによって裁判で解決することにし、そうすることによって、「もう悪いことはできない何かもっといいことをしよう」という気持ちが増えることになればとてもよい制度だと思います。そうして裁判員になった方の人生経験の中のよい部分が反映されることになるとまた一歩司法がよい物になっていく感じがします。また法律への知識・興味が深まり、このような法律がほしいという気持ちが増え、それが国会に反映されると、より良い日本ができるのではないかと思います。(男性、20歳代、北海道)

裁判員制度、国民が裁判に参加し、その感覚が裁判に反映するとは、素晴らしい改革であると思う。私は、現在、日本国の将来を考えると、国が滅びてしまうのではと憂いております。教育改革、司法改革が絶対に必要と考えます。教育改革については、今から徹底して厳しさをもって改革しても、それが現れるまでには時間がかかります。その点、司法改革は即効果があり健全なる厳しさの上での改革が必要であると考えます。従来、何をなすにも、学識経験者とか有識者と言われる人物は、言葉の上、文字の上だけの知識経験だけで現実を知らない、それらの人物のみの組織で物事を進める、これは片手落ちであると思う。私は、今まで何度となく、あらゆる分野に言い続けて参りました。もう一つのそれ以外に地に足のついた生活をしている人間、色々なことを身近に経験、体験をしている、それらを踏まえている者からの意見を聞き、参画させるべきであると強く要望いたします。(男性、70歳代、富山県)

裁判員制度の導入諸手を上げて賛成です。世論と言うても一概に正とは申しませんが、日々の生活に準拠した常識があります。その点から感じますことは、犯罪に対する罰が軽すぎ

る感が有ります。これは裁判官が法律の条文にとらわれ過ぎと私達一般人は思うことしきりです。例としてオウムの裁判です。なぜに7年の歳月を掛けねばならないのか、命令を麻原が出したのか否か等々、あれだけの無差別殺人を集団で犯しながら、弁護士を十重二十重につけてああでもないこうでもないとしていること自体、司法はなにごとの無駄かと言いたいの、庶民の常識です。坂本弁護士一家の無惨な殺され方、1年かそこらで結審すべきだったと思います。この度、法律の丸記憶者による徒な法の遊びとも思える場から脱客して、一般人参加による裁判を期待いたします。判事数の3倍数の一般人にて構成されるのが最適と発言いたします。(男性、石川県)

まず最初に私は賛成です。確かに裁判は難しいと思います。人が人を裁くのですから。だから、私は裁判員が必要だと思えます。1人、3人、5人の裁判官で何が分かりますか。たくさん裁判を抱えて、すべて分かっての判決か、私は疑問です。必ず無理があると思えます。ともすれば、間違った判決すらあると思えます。有罪・無罪によって、人の人生は大きく変わってしまうのです。そのカギを握っているのが裁判でしょう。刑事裁判は、私には分かっていません。でも民事は知っています。民事の裁判、それは本当にいい加減だと思えました。私だけではない、他にもまだそういった思いをした人を数人知っています。これが裁判官かと思ったら、バカらしくて何のための裁判か全く分からなくなったのでした。納得いかない裁判なら無いほうがよい。少しでも納得行く裁判、人と人としての裁判になるようだったら力を入れたいと切に願っている市民です。一般の人の声、考え、思いを取り入れた裁判員制度が早く確立できることを願っています。(女性、北海道)

裁判員制度の導入について

1. 主旨については、賛成です。ただし、その施行についてはまず段階が必要です。そして、その心構えのPRが必要です。
2. 制度についての見解について私見を述べてみたいと存じます。まず、我が国の裁判制度の発足の明治憲法以来の歴史にさかのぼってみて下さい。その判例について、条文的に明治時代の末の条文があり、現在の社会生活の現状に、度々発生していると聞いております。アメリカの陪審制度を見ると、多人種民族の国家としてもその歴史が、制度への運営につながっていると存じます。その方法も社会現象の背景により、除々に改善されていったことと存じます。まず、私は、アメリカ映画により紹介された陪審員の選ばれた人達のその過程と、その人達の出席し、その控室におけるそれぞれの人達の家庭の実情、そして性格、そして控室における行動、発言等が大いに参考になります。日本人第一民族社会の中での日本人の精神、心理とともに、現在の社会現象における犯罪多発とともにその裁判の在り方、そして、加害者と被害者との置かれている立場、特に、被害者への配慮の無い人権問題までに発展していて、さらに、裁判の進行においても非常に時間が掛かり過ぎているのが今日の議論の対象となっています。最近には、ようやく司法書士の皆さんへも弁護士と同じく発言代行ができるまでできまして裁判の促進化に大いに前進したことであり、社会生活現状に合わせた良い結果に結びつけたいと存じます。最初に選ばれた人が責任を感じての心理的に追込みのない十分な配慮の制度運営を期待しております。(男性、70歳台、愛知県)

政府が司法改革にて裁判員制度を導入には賛成です。世界の変化、時の流れには、日本の司法制度の一部、そぐわない古い法を、日本の裁判は今もって基にしての裁きでは、事件によっては、一法廷に裁判官1人に対し3人の裁判員、裁判官3人に対し5人くらいの裁判員を裁判員に選ばれた何人もの国民達の声を取り入れていくべき裁きを。日本は法治国家、民主国家など言いつつも、原・被告などの言い分まるで無視した裁きをも、一部独裁的な裁きをする裁判官もいると聞いています。凶悪犯罪が多発の原因にも、また、時間のかかり過ぎ、刑の軽さにも問題。六法全書を片手にしている弁護士達の思い上がった権限からか、日本弁護士会会長なる人物、中坊なる者、他にも何人かの弁護士達、詐欺罪を、何たることか、無料相談所にいる弁護士達などは、仕事になりそうな話には対応もしますが、さもなくば返事すらなくせず、少し突っ込んだ話をすれば、つっけんどんの対応、しかも、ろくに話し合いもしないものを、十二分に話し合いをしましたからなどと言い、40、50、60万円もの料金請求する弁護士もいますよね。このような弁護士達に一部の裁判官が追随し、また圧力を他からされ裁きをしているようでは、裁判官とはいったいどのような、どれほどの権限を持ち、裁きを

するのか。また、時間もかかりすぎる。世界からも恐れられた地下鉄サリン事件主犯オウムの松本被告人などは、逮捕された時点で、死刑の判決を全国民は出していますよ。なのに、7年半過ぎててもまだ最終判決が出されない。やっと検察側より死刑の求刑が出され、私たち国民は、「やっと」検察側から死刑の求刑が、ため息が出ますよ。長くて2年で判決を出すべき。7年半は時間のかけ過ぎ。それでも、国選弁護士側は無罪を、何を言い出すことやら、まだまだ、ずるずる時間を掛け、あのたった一人の極悪人のために国から多額の弁護士料を受け取る気かな。いい加減にしるよと言いたいのです。過去の刑事裁判でもありましたよね。何年も何十年も裁判しての最終判決、無罪を下した事件、人の人生を何と心得るのか。

検察審査会の権限強化、今現在の日本の検察審査会の権限は、弁護士の権限に比べ、少し弱すぎるようにも。どの事件でも、裁判所の裁判官の裁きの不満は、一部検察審査会の権限の弱さから出ているようにも。どの裁判でも、時間のかかりすぎ、経済の行き詰まり、無念さを残しつつ裁判を断念、和解ということに、原・被告双方ともに、特に裁判官の裁きへの恨み、憎しみを持つことにも、最近では往々にしてあるようにも聞いています。検察審査会の充実、迅速、強化を望みます。

今現在の日本の司法の在り方には充実などあり得ない。むしろ、裁判所の一方的独裁的なやり方には不満、おかしいの一言。すべての国民から、逆に憎しみ、恨みを持ちます。凶悪犯罪が増えても減ることはないようにも。一部の弁護士の思い上がり、六法全書を片手に詐欺犯罪。正直に生きている人の人生を狂わせてよいものかどうか、今ここで司法改革をしないと、この日本国の治安は、もっと悪化します。国会での法改正、新たな成立への議論が、遅れ、遅れ、先送り、裁判所での裁きが、時には時代にそぐわない法を基に判決を下すことへの不満を、少しでも、裁判員として選ばれた人たちからの、法以外の意見、声を取り入れ、短時間にて充実した裁きを。また、検察審査会も思い上がることのないよう、自信を持って権限を強化していただきたい。(女性、神奈川県)

1.裁判員制度賛成です。無作為抽選で裁判員が決まるとは少し驚きましたが、一応、証拠調べや評議にあたり、拘束されるのであれば、無作為抽選であっても、お客様扱いではないようなので安心しました。この日本の裁判所に、市民の裁判員を入れても、裁判官の評価、判断が絶対なのだから、勢い込んで法廷に入っても1つ2つの裁判官からの問いに対して答えて終わってしまうのだらうと思っていました。人員選びは、いい加減な感じがしました。拘束までして証拠調べや評議に参入できることを知り、市民参加の裁判所見学とは全く訳が違うのだと一人反省しました。新聞などでちょっとした問題について載っていましたが、私が知る限りどれも容易に解決していけることです。例えば、(裁判員は法廷という慣れない雰囲気の中で正しい判断ができるかどうか？)(裁判に登場する関係者の証言には、虚々実々の駆け引きも予想され判断は簡単なことではない。)(市民の感覚から遊離しているという批判もある現在の裁判制度)慣れない雰囲気の中での正しい判断ができるのか？これは、裁判所という大舞台に使命感を持って裁判員として挑むわけだから、慣れていないとかの問題ではなく、正義に反しない正しい判断をすることだけを裁判員の方々はいつも心がけるはずです。

2.一市民である裁判員に「簡単なことではない」とされる事柄の判断をゆだねるのは、誤った結論に結びつく可能性も考えられるので、裁判員でも望ましいのではないかと思います。しかし、市民の実社会で得た裁判官とは異なる豊富な経験や常識が少しいや必ず役に立つはず。裁判官は、自分と異なる経験を持つ裁判員の意見等に大いに耳を傾け合議して欲しい。また、裁判員となる市民の過法に遭遇した事件、事故の体験に基づいた、意見、判断、感想等も、裁判官が考えられなかったような、全く新しい感覚や発想から「本当の真実」を導き出す可能性を与えてくれるはずである。市民の意見や体験を参考として裁判官の偏った思想は幾分だけでも取り除かれることを信じたい。裁判は、最終的な評価等は、「裁判官の自由な心証にゆだねている」とされているけれども、犯罪事実が確実でないものでも疑わしいというだけで刑罰を科すことも許されているのも事実であり、これでは、「真実を発見する所」ではなくなってしまうし、さらに、犯罪事実が確実でも疑わしいというだけで、一人の人間の人生を決め付ける結論を出す「権限」までも裁判官に与えてしまっていることを市民は望む訳もなく、その市民の声すら届かない矛盾した「お決まりごと」が存在する以上、裁判員達の常識的な判断さえも消し去られることもあるのではと考えてしまいました。「裁判官の自由

な心証にゆだねている...」これを当然のごとく利用する裁判官には「法の番人としての使命感」の意味すら理解不能になっているのか? 「自由...」とあっても、あくまでも、裁判官は、本当の事実を発見して公の場で明らかにすることが職務なのではないでしょうか。自由な判断と評価が許されてなんているから、疑わしい事柄であっても初めからは白黒をつけようとししないのだ。裁判官と裁判員、全く異なった環境と異なった思想の中で生きてきた人達の意見などが噛み合うわけがないのではと、大勢の人たちは、一度は考えたのではないだろうか。何となく、半信半疑なのですが、どうしても裁判官達の頭に「普通の人間の情や常識」という「弾」で風穴を開けてやらなければ、彼らは判断を誤り続けるようになるんです。裁判員制度が適用されても、権限をフル活動させて自分たちが「法律」だと言い切ってしまうそうである。冤罪をこれからも作り上げていっても、裁判官達は罪悪感すら抱くという感覚も残っていないのです。私たちの実社会の常識や経験を裁判員を通じて裁判官は改めて学び、理解をし、また、反省の路につくことで「人間の一生を決める」重責にいる者として、思想も変化させていなくてはならないのでしょうか。裁判官とは、腹ただしくもあり、哀れな存在であると思っております。

裁判員制度、賛成しますし、一日も早く市民の法廷での正義の姿を見に行きたいです。また、裁判員制度の適用と同時に、刑事裁判の充実・迅速化も自然に追いつくことでしょう。「裁判所に新風が吹くことで必ず何かが変わることでしょうね。」(女性、北海道)

(2) 裁判員制度に反対し、又は懸念を示す意見

裁判員にされたら、断ることができないなんて、昔の徴兵制度と同じですね。軍隊のない国でそれをしたら、憲法違反でしょう。こんな馬鹿な制度を誰が考えたのですか。アメリカの奴隷どもですか。(男性、70歳代、山口県)

裁判員制度は反対です。日本テレビの視聴率操作は「対象家庭は絶対に秘密だ」と言っていたのに結局どこの家が対象家庭か判明してしまった。それで「裁判員制度導入」。買収とかが行われな心配。(男性、10歳代、京都府)

今まで、法律に携わることなく生活してきた一般の人が、急に参加するには無理があると思う。意見を求められて、答えることはできないと思う。また、守秘義務の点においても、家族などに相談してしまうのではないか。(女性、20歳代、埼玉県)

裁判員制度の導入は大反対です。有志の人ならよいと思います。強制的にやらせるのは暴力だと思います。ストレスで病気になったりする人もいると思います。非常に幼いときから学力だけでなく、意識して人格にエネルギーを使った人が裁判官になってほしいと思います。

もし私が指名された時のことを考えますと、私は、反対です。私は個人的に判断力が弱く、いつも自分の欠点として反省しています。私の様な者に人様の有罪無罪が決められるわけがありません。私は恐れています。他人の幸、不幸を決めるには、人間力の思慮不足です。否定します。(女性、70歳台、東京都)

一人の人間の生殺を決するような重大な判断を間違いなく行えるそんな自信のある人がいるのでしょうか。私はたとえ罰則が適用されても拒否します。個人の意志を無視した強制にも等しいこんな「法」そのものが憲法に反するのではないのでしょうか。あくまでも自由意志によるべきです。(男性、北海道)

ばかばかしい、日本の法律に対して、従うべきではないので、何があっても、無視である、勝手な、法律で、国民を、苦しめ、罰しようとしている、法律も、必要は無い、時間と金のある、道楽の、できる、馬鹿が、すれば、よいことで、義務も、責任も、無い、くたばれ、日本国。(男性、40歳代、広島県)

裁判員が、マスコミ等の情報に流されず、事案に沿った判断ができるのか。一般思考と法的思考は相違するはず。現在の日本の教育課程を終了した者が、今まで、まったくといっていいほど関係することのなかった法的な解釈を理解し、法的争点の判断を適正に下すことができるのか。

今の裁判官に市民感覚がないと指摘されているのは法曹界のゆがみの問題。法曹界の構造が人間性を歪めていることは、私も入口だけ見て体験した。その歪みの責任を一般国民に転嫁するな。結局裁判官が最終判断する以上、裁判員は形だけ意見を聞いたと偽装するた

めにあるようなもの。一般国民はそんなものにつきあっているほどヒマをもてあましていない。世間離れた公務員感覚で一般市民を弄ぶな。(男性、20歳代、北海道)

この制度は、仕事に大変支障があります。サラリーマンの方は休暇を取りやすくするそうですが、私のような自営業は、店を休まなければなりません。従業員もいないので、完全に休業です。一日休業すれば客に迷惑がかかり、信用を失います。手当などもらっても店がつぶれば何にもなりません。この制度は自営業者には無理です。生活できなくなります。この制度には反対です。私は裁判員は絶対断ります。やりません。(男性、石川県)

裁判員制度は、憲法第18条に書かれた、「その意に反する苦役に服させられない」という条文に反し、違憲であると思う。裁判員には、指名を受けたときにそれを辞退する権利を持たせるべきであると思う。また、アメリカの陪審員制度のように、担当する裁判が終了した後はそれについて口外してもよいようにすべきだ。さらに、刑事裁判は、法に従って判決を下すだけであるべきで、裁判員制度はむしろ、民事裁判のほうに有効ではないだろうか。よって、今現在の案には、断固反対する。(男性、兵庫県)

刑法に精通していない民間人の判断は、風説やマスコミの論調といった外的要因に左右されないか？法律への精通度により判断が変わると思う。裁判員および家族の身体的安全は確保されるのか？裁判官と違って脅迫の対象になりやすいと考えられるが。裁判員に選任されたとき個人的な理由で拒否できないのは国民全般に同意が得られるとは思えない。結局、裁判官によって判断が誘導され裁判員制度は単に国民の代表の意見を聞いたという免罪符に使われるだけではないか。

私は裁判員制度には絶対反対です。裁判は厳格に公正に行われてほしいと思っています。実際には司法に携わる方々も人間なので、難しい局面もあるかと思いますが、少なくとも法を学び訓練された方々だと思います。そこに法の知識も無く、何の訓練もされていない一般人が入り込むことには賛成できません。被告(場合によっては被害者)を無意識の偏見や感情的な判断から守ることができないと思います。反対です。(女性、東京都)

反対です。今の時代、道徳的モラルがかなり下がっていると思います。国民の感覚自体根底から揺らぎ始めているのではないですか。国民の参加により新たな問題が生じるのは目に見えていると思います。教育面で徹底したものを確立してから臨むべきだと思います。現在の子供でさえ希望した者だけが裁判の傍聴を経験しているのみです。すでに大人である自分たちはやはりマスコミを通じた形でしか裁判というものを知りません。「一般国民から無作為に」とされている部分、裁判官だけでは足りないということであれば、それなりの学習をした者という選択をしてはどうでしょうか。(女性、50歳台、埼玉県)

裁判員制度は強制参加ではなく自由参加にせよ。裁判員なんてやる気がないし、一切の悪行をしていないのに、裁判所へ出頭する気など有り得ない。国民の大半が裁判員制度を知らないということは、お上が説明責任を取ってないということ。「若年層に知られては、大多数が反対しそうだ」という気持ちで、お上の大好きな隠密な仕事に徹しているだろう。殺人行為を有罪と制定する当時もお上は説明不足なのか。「殺人罪は死刑」という言葉以外は、お上の説明がないのか。貴様等は国民に敵視されないように気を付けやがれ。日本の六法全書なんて呪いがかかればいい。

裁判員制度は、一般市民の良識を刑事裁判に反映させることにあるとするが、日本人の何割の者がそのような良識を有するであろうか考えてみて下さい。せいぜい2割程度でしょう。それでは到底被告人の人権を保障しながら、公正な裁判を実現することは殆ど不可能です。もしそれが可能であるというのであれば、そのような主張をする者が証明する責任があります。私はそのような裁判員による裁判を受けたくありません。そのような主張をする者は、自らは被告人になることは無いという前提で論じているのですが、そのような者の主張は、到底普遍性のある主張ということではできません。(男性)

我が国は法治国家とは名ばかりで、判決は判例ばかりにとらわれ状況(常識)判断できぬ法曹人が大半を占めている。犯罪者の人権ばかり取り上げ被害者の人権は無視し、犯罪者の量刑を軽減することで先進文化国を気取っているがとんでもないことである。地球上の創造物は如何なるものも統計学上、3に属する瑕疵がある。したがって、守られる人権は被害者であって、加害者の人権扱いは異常としか思えない。(中国の裁判を見習う要あり)決し

て我が国の文化水準は高くない。先進国入りしたければ司法行政(政治)界人の猛勉強が必要と思える。常識ある一般人の裁判員参加を大いに歓迎する。

愛知万博は大失敗に終わると思う。なぜならば、一般国民はいかなる理由があっても裁判所へ行かなければならない上、裁判員にならなければならない裁判員制度というわけの分からない制度によるものである。消費税という疫病神のお蔭でただでさえ諦めなければならないのに、更に裁判員制度という新たな疫病神のお蔭でますます断念の意志が強まるだろう。なぜならば、いざ万博へ行こうにも、入場券を持っていようが行く当日に裁判所へ来いと言われたらどうしようということになるため、諦めざるを得ない。したがって、海外からのメディアと来場者は多いが、日本人来場者は極めて少ないと見ている。愛知万博がうまくいくと心から思える条件とは、裁判員制度を未来永劫に導入しないことである。

法の安定性を維持する上で、法律知識の低い裁判員が増えることは問題がある。日本の法制は大陸法系であり、そもそも国民の意向は立法段階で反映されており、英米法のように司法に国民を関与させる意義は低いと考えられる。司法はあくまでも法律問題を中心とすべきであり、事実問題についての判断しかできないと考えられる裁判員を増やすことは、法と判決の乖離を生じさせないとも限らない。したがって裁判員の人数は裁判官より少なくすべきである。できれば裁判員は最低限以上の法律知識を有するものから選任すべきであろう。また補償に負傷とあるが、仕事を休業したことによる補償も含めるべきであろう。(男性、40歳代、沖縄県)

裁判員制度に反対します。裁判員が参加する裁判は1~2回の公判で終わるのですか。普通の仕事を持っている人が裁判員として裁判に出れるのは1~2回が限度です。裁判が長期にわたると、裁判員の負担が重くなり、うまくいかなくなるのは目に見えています。日本の裁判は判決が出るまでに時間がかかりすぎるから悪いということのようですが、長期間かけなければならない事件もあるのでありませんか。私は最高裁まで3年間かけて離婚裁判を経験しましたが、日本の裁判は時間がかかりすぎているから悪いとは思いません。急いで判決を出し間違った結果を出すより、十分時間をかけて判決を間違わないことの方が大切だと思います。裁判員を入れると、判決を早く出さなければならなくなり、冤罪が増え、裁判に対する信頼性が失われると思います。(男性、50歳代、北海道)

まず、社会一般の法律意識が高まってきているのか。昔に比べて、メディアなどによって法律知識の普及が広がりつつあるが、全体的には社会の法律意識は低いと思っている。特に、若い世代、20、30、40という世代に司法離れが起きており、言うまでもなく、政府は司法改革を進めているのはそれが根底にあるからである。米国の陪審員制度を倣って考案されつつある裁判員制度だが、専門的法律知識をもつ裁判官と肩を並べるほどの影響力を裁判員に与えるということには無理があると考え、その選考方法が無作為でランダムであるなら、尚そうであり、少なくとも、法律意識と法知識、法律的思考といった能力を有するものが選考されるのであれば別ではあると考えるが、現時点での裁判員制度の導入には消極的な態度を示しているのが私の立場である。(男性、神奈川県)

裁判員制度というのは日本では陪審制(英米における)とは違うと思います。国民の市民を無差別に抽出してそれで裁かせるというのは妥当ではありません。裁判官は、やはり具体的争訟に法を適用し裁定できることのできる人でないといけないと思います。まず、法律知識無知の人が判断するのはおかしいと思います。三審制ということですが、刑事罰では、検察庁の起訴状一本主義というのがある。今の裁判所は建物が立派になっているけれども、どれほど裁かれているのですか。拘留所も立派にしましたが、そこで国費を使って更生させるみせしめというのが裁判ですよ。刑を一概に決められるものではないが、歴史もある最近の尊属殺廃止なども、家族間でのトラブル事件も多いのにそれは個人主義ですか。そこら辺の店員さんが裁判官になれるというのはやはりおかしいと思うのです。(女性、東京都)

裁判員として選ばれた人がどうしてもいやがるなら、強制することなどできないでしょう。ただでさえこの世の中、ストレスが溜まることが一杯。うちの身内もそれらが原因で精神科に通っていて、極力これ以上ストレスの溜まらない人生にしようと努力しているのに、それに追い打ちをかけるように、一方的に多大の精神的負担を負わせるような仕打ちはお止めください。人それぞれ他人に言えないどうしようもない事情があります。普通に暮らしていても、苦

しいことや辛いことを何とかクリアしていくのに手一杯。これ以上のストレスは御免。だいたい、そんな不安定な精神状態でいる者が、人を裁くことなど到底できるはずはない。私自身「人を裁く」なんて作業にもし携わったとしたなら、死ぬまで、否、死んでからも永久に後悔して悩み苦しむでしょう。(女性、滋賀県)

オーストラリア在住の知人の話ですが、あちらにも同様の制度があるそうですが、自分が選ばれても引き受けられない、引き受けたくない、という場合は、きちんとその旨手紙に書いて裁判所に提出すれば特におとがめなし、ということです。そうするのが当然でしょう。やってみたいという意欲のある人がやってみればよい。やりたくない人に有無を言わず無理矢理強制しても、いやいや裁判に臨むなんて全く意味がないでしょう。「呼び出し状」が、あの「召集令状」- 赤紙 - のようになってしまうなんて、断じて許されるはずがないです。年輩者のみならず、すべての者に多大の代償をはらうことなき「拒否権」を与えるべき。どうしても罰則を設けたいなら、収監なんて言語道断ですよ。承服できるのは、せいぜい数千円の罰金、ってとこですかね。(男性、40歳代、兵庫県)

裁判員制度を導入するのは、少なくとも今の我が国では、たいへん危険なことだと思います。この制度を導入しようという方々は、おそらく性善説的な前提に立っておられるのでしょう。しかし、そんな楽観的な「一般市民」像を描いてしまうのは、まさにその方々に社会経験が乏しいからではないか、と思わざるを得ません。まず、この制度をぜひとも導入せねばならない、という必然性がまったく見えてきません。そして、「一般市民」なら公正な判断が下せるだろう、というユートピア的=共産主義的な発想を裏づける根拠は、何も示されてはいませんよね。一般市民の「超越的」な力をむやみに信じるのではなく、もっと冷静に一般市民の能力を見極めたらいかがでしょうか。そうすれば、こんなユートピア小説じみた発想が、よもや一国の制度になぞなり得るわけはありませんので。(女性、20歳代)

適性も見ず、人柄も分からず、単に名簿だけの無作為抽出で選ぶなんて、一体この制度を提唱している方はどういうつもりでいるのか理解に苦しみます。昔住んでいた場所で、ある地域問題で近所の人と対立したことがありました。何度も顔を合わせて話し合いを繰り返し、極力相互理解をし合おうと努力もしました。しかし結局は、どうしてもどうしても折り合えず、歩み寄れず、私のほうがその地域から引っ越すことで終わりました。苦い経験です。裁判ともなればこのように逃げるわけにはいかない。しかしどうしたって折衷の結論を導けない、という場合も当然あり得る。想像を絶するほどの大きな大きな精神的負担です。そんな状況に国民を置いて苦痛を味あわせることのできる権利など、誰一人として持つことは不可能。国民の好む、好まざるに関わらず、一方的にこの義務を強制する、拒む自由さえ認めない恐ろしい国。日本って、そういう国に成り下がったのですか？(男性、50歳代)

米国では、陪審員という制度があり一般の人が裁判の行方を左右することができるようですが(テレビの知識)、私は、あれを見て、とても公正な裁きとは思えないのです。人の感情や人種等によって判決も違って来るように思えます。特に日本人は、すぐに加害者の人権だなんだと被害者の気持ちより、加害者を擁護するようなどころがあると思えるのです。無残に殺された人達の家族の心を思えば、即死刑にしてもあまりあるような罪でも、五年十年とずいぶん短いように思います。外国では、何百年という刑期があるようですのに。日本に一般の人の裁判員制度を取り入れる前に、理由なき殺人の刑を重くし、青少年の犯罪についても同じように法律を変更する方が先にすべきことではないでしょうか。裁判の期間も長すぎます。もっと手続を簡単にできないでしょうか。一般の国民に判決の片棒をかつがれるかと思うと、背筋が寒くなるのは私だけでしょうか。(女性、山口県)

私は思うのですが、やはり一般国民が裁判員になる制度は、無理があると思われます。理由は、まず、マスコミによるイメージ操作の影響の心配が一つ。国民負担になることが一つ。(人間感情的に誰が見ず知らずの人の裁判をやりたいと思うのですか。ただ邪魔くさいだけです。)それから、一般の国民では買収されるおそれがあると思われます。一般常識のない人や教養や知識のない人が裁判員に選ばれたらむちゃくちゃなことじゃないですか。そう思いませんか。その他にも問題がたくさんあると思いますよ。国民の裁判員制度よりも今の裁判官の採用制度を変えて、人生経験豊富な人や世間の流れや動きを分かっている人材を採用する制度を整えた方がよいと思います。やはり、もし私が罪を犯してしまった場合、一般素人に

裁かれると思うとぞっとします。最後に、アメリカの真似をするのではなく、日本独自の裁判制度を作ることがよいと思います。日本人は優れた民族なのだから、他の国が逆に真似したいと思える裁判制度を作ってください。方向性さえ間違えなければよい方向に進むことを願っております。(男性、20歳台、大阪府)

30年来の親友と愛犬を相次いで亡くし、茫然自失の毎日です。もしこういう状況で「裁判官に任命されました。拒むことはできません」なんて通知が届いても、やれるはずがないではありませんか。国民のうち多くの人々が、それぞれの物理的、精神的トラブルを抱えています。それを他人に説明する義務などありません。ひっそりとそれぞれが、もがきながら自分自身のことで精いっぱい、という場合が少なくないのです。なのに無作為に選ばれた人は、拒むことも許されず裁判に出向くことを強いられる、ということになれば、この日本は終わりです。それは明らかに「強制罪」ということに他なりません。憲法でも、すべての国民のそうした自由は謳われているはずですが。もうひとつ、もうすぐ二十歳になる姪は聾啞者です。それでもやがて選挙人名簿に載ることになるでしょう。彼女に白羽の矢が立ったなら、いったいどうなるのですか。平等に健常者と同じように裁判の席を用意できる保証と自信がありますでしょうか。それに、選ばれた人ひとりひとりがどういう状況であるのかをチェックして調べるのであれば、それはそれでプライバシーの侵害であり、大問題ですよ。こんな人権を無視した強引な制度は、断固として許されない。白紙に戻してください。(女性、40歳代、京都府)

裁判員制度導入には反対します。もし被告人が知人だったら、今後の付き合い方など、人間関係がおかしくなると思われる。情に流されたりもする。もし被告人がヤクザだったら、恐怖心とかがある。仕返しされるんじゃないとか、平常心でなくなると思われる。休日もそのことに縛られるのは生活が困る。車も所有していないし、裁判所までの交通の便とか時間、交通費とか支給されるのか。生活苦の私には大事なことです。立て替えておくお金がない。病人をかかえて家は空けられません。無知で無学な私が人様を裁ける資格などありません。法律を学んでいる学生さんとかにしてほしいです。昔、外国映画で、裁判員に選ばれた人が狙われるというのを見ました。今の世の中本当に怖いです。どのように安全を守るのでしょうか。不安です。(女性、50歳代)

「開かれた司法」という言葉には賛同できる部分もありますが、率直に裁判員制度には根本的な問題があると思います。それは、裁判員になる当の国民に広く知らされておらず承知されていないことです。法律の専門家でもない人々が人を裁くことに関わる。それがどんなに重責が想像されているのでしょうか。一般の国民は法律のみで生活していません。早急に意識を高めることは個人差もありますが難しいと思います。国民生活を理解して頂けていればわかることですが、各家庭それぞれ仕事や生活をしているとその1日が命取りになる場合が多々あります。それだけでなく守秘義務などの刑罰を課せられる重荷、人を処罰する重荷。裁判に関連しての脅迫や嫌がらせ等々命に関わることも考えられます。精神的な圧迫から病気になる方もいるかもしれません。それに法曹界の方々と違いそもそも「覚悟」がないのですから。逆にそれを強要するのは国民の生活を理解していない法曹界のおごりではないでしょうか。裁判官には国民の生活、気持ちを解る努力をしてもらうと同時にまずは裁判員制度などという重責を負う強制的なものではなく裁判を傍聴した方々や郵便、メール等で国民に広く意見を求める緩やかな制度から始めるのが良いかと思います。「裁判員制度」を決める以前に100%の国民に認知される広報活動、説明をして意見を問うことを必ずお願いします。(男性、40歳代、東京都)

裁判員制度の導入等についてご意見申し上げます。刑事裁判において、一般の国民が裁判官と共に、有罪無罪と刑を決める制度は、日本の司法を大きく変えることと思われま。しかし、司法修習生でもない一般の国民が人の有罪無罪と刑を決めるには広くさまざまな問題があると感じます。やはり、しっかりと教育を受け学んだ人が資格を得て職務を遂行していくのが一番です。人は、お金を渡されればお金を差し出した人の肩入れをしますものです。また、今現在、有力者、有識者の関係であれば口利き等で、いくらでも犯罪が犯罪でなくなってもいます。高い身分の方が罪を犯してもそれは消せて、身分の低い人が罪を犯せばそれは有罪ということが地方でもかなり多く扱われています。名誉や評価が高いというだけにすぎないのに、このような行為が現在行われているのに一般の国民が刑を決めることはとても危険

です。これは、国に混乱を及ぼしかねません。それよりは、今現状をもっと違う方向にして日本国憲法第14条にある国民は法の下に全て平等である、を唱えるべきです。法治国家の安全神話が失われつつある現状を回復すべきで、取調べ期間の不正等を減らし、しっかりとした取締まりを行うべきだと思われまます。日本の治安を改善すべきだと思われまます。(男性、30歳台、長野県)

結論を先に記すと、裁判員制度を導入することには無理があり過ぎると思うので、大反対です。そう言いながら、今論議されているこの制度の構想を十分理解しているわけではないが、現行の検察審査会でさえ委員の出席を確保することに苦労しているというのではないか。検察審査会は裁判所内に事務局を置き、裁判所側のバックアップを得てなんとか格好をつけているに過ぎないのではないですか。検察審査会と裁判員制度を比較することに問題がなくなることはないことは承知しているが、裁判員はどのようにして選ばうとしているのか、裁判員に選ばれたとしたら、出席を求められる日数はどの位になるのかよく判らない。しかし、裁判員になったら検察審査員よりかなり多い日数の出席を求められるはずです。裁判官の場合多くは高等教育を受け、難関の試験に合格した上、更に相当期間の実践的教育を受けた者が選ばれているはずであるが、裁判員に資格要件はあるのですか。求められないはずです。裁判員には証拠を全部開示するのですか。開示するとして裁判員に書類を全部読むことを求めるのは無理じゃないですか。無理でないとしても適正な評価はできますか。できないと思われまます。裁判員制度を導入した場合、これに要する費用はどの位になるのですか。考えただけでもぞつとしようです。これで現在以上の公正な裁判が行われるならいいが、私にはそんなことは考えられません。害あって益なしです。優秀な人が揃って裁判員制度導入を考えているのだとしたら日本はもう終わりに近いとしかいいようがありません。(男性、60歳台、茨城県)

裁判員制度について、私は反対です。理由は、一般の市民に裁判の判決にかかわらせることは、感情などに左右され、正確な判断ができないように思うからです。アメリカなどの陪審員制をみても、誤審や、偏った判決が下されたりしていることも事実です。日本はそこまでになることはないのかもしれないが、一般市民は、はっきり言って法律の知識もなく、あまり関心もないのが現状だと思われまます。そうだからこそ、関心を持つ機会になるのかもしれませんが、皆それぞれに仕事を持ち、その中でも問題を抱えている中、裁判員に選ばれても、きちんとその役目を果たすことができるのか、疑問に思われまます。仕事も休んだりできない場合もあるでしょうし、他人のことにかかわっている場合ではない人の方が多いのではないか。その問題をどう解決するのか、考える必要があると思われまます。しかし、現在様々な判決に納得がいかないあ・・・と思うものがあるのも事実であり、法科大学院の設置により、社会性のある法律家を育成することはいいことだと思われまます。しかし、これにも問題が沢山あると思われまます。

話が少しそれましたが、裁判員制度に移行するのなら、小さいころからの教育が多少必要になるのではと思われまます。道徳などの授業がカットされることが増えている実情で、世の中の問題や、人としての在り方について考えることがなくなってきていると思われまます。私は大学生なのですが、周りの友人はまったく世の中の動き、政治に関心がありません。選挙に行った友達すらいません。こんな状態の中、裁判員と言われても「なにそれ？なんでそんなことしないといけないの？」という人が多くなってしまうと思われまます。知識不足なのは私もそうですし、このような意見をさせて頂くことは失礼とは思われまます、若者としての意見ができたならなあと思われまます。(女性、20歳代、福岡県)

難しい司法試験の難関を突破してプロの裁判官になられたのです。その分野の専門家です。一般の素人が自分の仕事を持ちながら傍らで裁判員になってどこまで正確な知識が得られるのか、そして大事な人の一生を裁く判断能力があるのか、とても心配です。それに、各地裁の管内でくじ引きで裁判員が決められるなんてとんでもない幼稚さです。正常な人間の考え方とは思えません。今年10月22日(水)の読売新聞紙上で現在の刑事事件をどう評価するかという問題で、「現行制度は総じてうまく機能しており、国民の信頼も得られているというのが最高裁の基本認識で、法務・検察もこれに近い。」とあります。2、3ヶ月前の新聞で、これらからは事件で調書は取らない、ほんの少しか、今までずっとそれできて、事件を解決してきたのになぜ。一番大事なことではないのか。今の世の中、物情騒然としています。強殺人、放火、爆発事故、各種車輪衝突事故、電気・磁気関係、土砂崩れ、ワイヤー切断事故、

ポルトはずし、運転手の居眠り事故、神社の水浸し等々。これは、暴力団、強窃盗団、右翼団体（この三者に私も狙われさんざんな目に遭っています。）。この集団は外へ出るとき、自分の車に電波機器（人工的に作られた特殊なもの）を搭載して走って、あちこちでゲームを楽しむように悪さを毎日くり返しています。それで、捕まったときに自分たちに有利になるように政府、内閣、司法に口出しし、上層部を懐柔したり、脅しをかけて、自分たちの勝手な言い分を通そうとしています。恐ろしい世の中ですね。だんだん毎日ふくれあがる巨大組織に、ただ啞然とするばかりです。（女性、70歳代、神奈川県）

刑事裁判は、刑事法、犯罪の認定方法、刑罰の量定方法などについての行動の専門的研修を受けた裁判官だけが出来るものであって、そのような刑事裁判の理論も実務も知らない一般人のなし得ることではない。一般人が裁判官と共に判決に加わるのは、一般人が医師と共に診断に加わるに等しい愚行であり、その考え方には、人権の保障された現代の裁判が確立される以前の民衆裁判を思わせるものがある。このような国民的要求が起こってきたには、その構想がごく一部の重い犯罪の裁判に限られていることからしても、近年ようやく開かれるようになってきた重い犯罪の被害者達の放置されていることに対する怒りの声が大きく影響しているように思われるが、大多数の軽い犯罪の被害者達も放置されており、犯罪被害者の人権回復のためには被害者に対する社会保障制度（日本では交通事故被害者と重障害者、死亡者の遺族についてしかない）を確立することこそが急務であり、更にできれば、民事不介入の考え方を改めて、被害者への弁償をからめた刑事処分を考案すること、被害者への謝罪を刑事処遇の目標に加えることが望まれる。一般人が裁判に加われば、裁判員に対する裁判官の教示、書記官の連絡等の労力と時間がかかって裁判の遅延は必至であるばかりか、裁判員自身の無自覚のうちに事実認定や量刑が裁判員の感情によって左右されやすくなり、他の大多数の軽い事件の量刑との不均衡も生じてくるであろう。どうしても一般人の意見を聴取したいというのであれば、参審員といった制度でもまかなえるであろうが、国民の感覚を裁判に生かすということは、まず裁判官の努力に待つべきものと思う。裁判員制度は、刑事裁判の専門性を無視した、民主主義をはき違えた構想である。（男性、東京都）

裁判員制度に関してですが、自分は一般市民の立場ではありますが、導入には極めて反対の立場です。制度の趣旨として、国民により近い立場での分かりやすい司法をというのとは分かります。しかし、現在、憲法で定められた統治機構上、司法は最も国民から離れた位置に配置されており、それは司法の専門家である裁判官が、国民の意見や世俗的干渉からは独立して、自己の良心だけに基づいて、その職権を行使するためにその必要性があるからだという点から考えると、必ずしも国民が直接参加することが、正しく妥当な判決を生むとは到底思えません。また、専門家以外の法律をわかっていない者が判決への過程に関わることによって情に流される、公の利益を重要視しすぎるなどの弊害が多く生まれることになるでしょうし、刑事被告人や極めて少数の立場の当事者などの社会的弱者が、司法の場においても弱者になってしまう結果になるのではないかと危惧します。また、裁判員の守秘義務についても、法をわかっていない者が遵守できるかという、そうは思いません。アメリカと違い日本では個人の権利に対する認識がうすいですから、仮に重大な刑事罰を科すとしても、半分の人は知人などに、家族に至っては8割くらいの人々が体験談のような形で何らかの情報を漏らしてしまうでしょう。

上記の様な3点を理由として、私は裁判員制度の趣旨は理解はしますが、その導入は言語道断な司法制度の大きな改悪であると考えます。（男性、30歳代、三重県）

裁判員制度についてですが、結論から言うと間違いなく失敗すると思います。日本人にとって仕事はすべてのことに先行して重要なことという意識があります。仕事よりも大切なことがあるのか、という意識です。仕事を休んでまでしなければいけないことは今までなかったはず。「仕事があるから」という言い訳ですべて他の事は断ることができたのです。こういう意識を変えない限りはおそらく裁判員制度は成功しないでしょう。「どうして他人の裁判で量刑を決めるようなことをしなけりゃいけないの？」というのが正直なところだと思います。日本人にとっては裁判所というのは一生縁のないところという意識があります。「裁判員制度の導入」を知っている有権者はたぶん5%もいないと思います。そのうち99%はこのことに納得していないと思います。裁判員に選ばれたことによってその後の仕事に支障をきたさなければい

いのですが、そこまでは責任はもちませんよね？サラリーマンならまだしも自営業者などは大変ですね。まさに死活問題です。私は反対です。日本にも陪審制度はありましたが、結局、法律のプロに裁いてもらいたいという意見によって行われなくなりました。そのことはもちろんご存知の上で検討されていると思いますが、やはりどう考えてもこの裁判員制度は失敗すると思います。裁判所で自由に傍聴できることすら知らない人は大勢います。「求刑」と「判決」の違いさえ知らない人は多いのです。一般人は法の仕事についている人が思ってるほど、裁判についてはほとんど何も知らないと思います。仕事が気になって裁判どころじゃないと思いますよ。おそらく仕事していれば得られたであろう収入を支払ってもらおうというシステムにしてもなお裁判員になりたくないと思いますね。それによってその先の仕事にまで影響することは想像できます。私がもし裁判員に選ばれたらなんとかして正当な理由を見つけてお断りします。そうしなければ仕事を失ってしまうからです。自信もって言えます。100%失敗します。(男性、40歳代、東京都)

委嘱を拒否できないとのことですが、例えば、小さな工場の社員だった場合、月一日、週一日の休みでも、一人一人の技術によって動いている工場では、大変なことになり、経営者は、他の人を入れることになり、委嘱期間内は十分な生活費が当然保障されるとして、終了後どうなるのでしょうか。私どもの工場でも社長はもちろん、製図も各々の部署は一人々々かけがえのないゆとりのない人々です。職業でもなく勉強もしていないことなのに、長い年月研鑽を積んだ方々が、時間を掛けて調査し討論し、結審する、人の生死も分けることに、何も分からない素人が口を出して公正でしょうか。被害者と加害者と双方から恨まれることもあるし、結果に疑問を持つこともあります。どのように身の安全と精神面の養生対策ができますか。また、関わった事柄について、生涯漏らすことがないように罰がつくとか。職業人より重い責任はなぜですか。いくらそうしても、人は話したがるし、職業的な人たちも話しているのです。もともと、市民は勝手に自由です。刑が次の犯罪の抑止力になっていないから、今のようにならなくて、抑止力がなく、「人を殺しても自分は14年くらいで許される、その間食べる心配はない」などと軽率な話が出るのでは。被害者は当然、命をかけて犯人を捕まえた警察関係の人々の苦労は何にもなりません。刑は社会人に対して「悪いことはしてはならない」と思わせるだけの重さにするべきです。市民としては、例え犯人を見ても、後が恐ろしくて届け出られない、話せない。だから、検挙率も下がるし、再犯も多いのだと思います。教育指向から再犯防止に考え方を变えた方がよいと思います。今のところ、善良な市民が専門外の委嘱で生活や精神的にも事件に巻き込まれるような制度は好ましくなく、やめていただきたいと思えます。職業としての専門家も増員されることだし、これまでどおりのやり方をお願いいたします。(女性、茨城県)

仮に自分が被告となった場合、全くの素人の裁判員に量刑を決められたりすることはとてもイヤです。国民に裁判に関心を持ってもらうために導入するらしいですが、もともと法律などに関心があつて法学部で学んだ人などは裁判員をやってもいいと思うでしょうが、全く関心のない人を強制的に裁判に参加させてもきちんとした裁判が行えるとは思えません。それに裁判の効率化を図るためということに対しても、素人を裁判に参加させることによって逆に効率が悪くなるような気がします。無作為に選ばれた人の中には病気を抱えている人や職を持たない人もいます。入院している場合は免除の理由になるらしいのですが、入院している人だけが病気ではありません。外見では分からない心の病を抱えている人もいます。そういう人にとっては裁判所まで出向くことがどれだけ苦痛なことか健康に毎日を送っている皆さんにはお分かりにならないと思います。それに職を持たない人に他人の量刑をあれこれ意見されることは自分が被告の立場だったら納得行きません。こういう人たちは他人の有罪無罪などよりも自分の病気を治すことや仕事を探すことで精一杯だと思います。また裁判員をした場合に日当や交通費が支払われるらしいのですが、そういうことに使うお金があるのなら、お金がなくて裁判を起こせないで困っている被害者のためにいくらか裁判費用を負担してあげるようなことに使った方がいいのではないかと思います。やる気があつて裁判員を引き受けた人に対しては日当を払ってもいいと思いますが、強制されて嫌々裁判員をやる人に対してもお金を使うということは税金の無駄遣いではないでしょうか。だから裁判員を引き受けるかどうかは本人の意思で決められるようにした方がいいと思います。裁判員制度につ

いての概要はほとんど決まっているのかもしれませんが、国民から意見を求めたということは、形だけでなくきちんと考慮してもらえると考えて意見を述べました。

現在、クリーニングの取次店を一人でやっています。裁判員制度導入の件は、新聞等で知っておりますが、絶対反対する一人です。あなた方達は何を考えておられるのか、私には理解できません。無作為に選ばれ、何の経験のない一般人がなぜそんな大切な仕事をしなければならないのでしょうか。もし私にその役が来たならば、まず一人で営業している店を閉めて出かけなければなりません。一日閉めてもお客様が離れます。会社員の方は会社が了解すれば休めることでしょう。でも、一人親方で一所懸命に家族の生活のために働いている人たちはどうなるのでしょうか。一日休めば収入はなくなり、取引先に迷惑をかけ、もしかしたら取引中止になるかも知れません。もし役を受けて出かけるようになれば、それ相応の報酬がいただけるのでしょうかね。こんな小さなことも考えていらっしゃるのでしょうか。私たちがその仕事をするというのなら、裁判官の方達の仕事って簡単なことなのですね。勉強して、試験に合格して裁判官になっていかれるのだと思っておりましたが、誰にでもできる仕事なのですね。それではなぜ勉強して試験を受けて高給取りになっているのでしょうか。裁判員にならなくてもよい人たちがいますよね(国会議員とか、知事、市長、警察職員、弁理士、公証人等々)。それはおかしいと思います。この制度が導入されれば、皆一律、誰でも受けなければならないと思います。誰もが忙しく働き、生活しなければなりません。この制度が導入されれば大変なことになると思います。私は絶対反対です。政府の方々は何を考えているのでしょうか。もう一度よくお考えください。とても信じられない制度だと思えます。(女性、60歳代、島根県)

新聞を読んだ限りでは、国民の人権をないがしろにしている印象を受けています。どういった基準で裁判員となる国民を選ぶのか、間違った判決が出た場合どうするのか、などの疑問がありますが、全く触れられておらず、いまいち分かりません。国から要請があった国民が法廷に出なかった場合、罰則を受けるのはやり過ぎですし、ゴーマンではないでしょうか。罰則については、自分(=国)のことを聞かない、つまり、わがままを通したいために設けたのがミエミエで、国民の人権保護の観点から反対します。一般人が全く面識のない他人(=被告人)を審判する上、同席した何人かの裁判員の考え、常識、話の理解力によっては、被告人の人生が左右される場合があります。間違った判決が下される可能性もなくはありません。現在でも、間違った判決や人情味を感じない判決を下す裁判官がいる現実を考えると、裁判員制度導入については、もっと慎重に考えるべきです。一般の国民が裁判をする意義・必要性は何でしょうか。今の裁判官は、我々一般国民の声を聞く耳があるのでしょうか。仕事を持っている国民にとっては、突然、国から、裁判とはいえ、呼び出されるのは、職場の人間から悪い目で見られるおそれがあり、よい気分がしません。当人は、大事な仕事の途中で抜けるため、その後の仕事に支障を来すのは必至です。さらに、仕事を抜けたことで、職場の人間に負担がかかるので、裁判員制度がとても迷惑に感じる人もいるでしょう。国は、裁判の審判のために大事な仕事を抜けた人が、不利益な扱いを受けまいよう、きちんとサポートすべきでしょう。また、会社にとって、人手がいるときに、裁判で抜かれるのは大きな痛手です。もし裁判に出る必要があるならば、本人の人権を尊重した上、本人の都合を第一に考え、支障を来さないときに裁判員として参加させること、また、自分が審判をする事件について事件のいきさつを分かりやすく書いた書類を見て、ゆっくりと自分の考え・判断を熟成させる時間を与えることを強く要望します。しかし、今後、裁判官を増員するようですし、場所が場所だけに、国民が出るところではないと感じるので、裁判員制度を導入する必要はないように思えます。(女性、愛知県)

私は、この制度に反対です。かねてよりこの司法改革の一貫としての裁判員制度に、関心をもってきました。3、4年前でしょうか、自動車総連の執行委員会の席で、この裁判員・陪審員制度導入への署名を要望しに來られた槇枝弁護士に下記の理由で、反対だと申し上げました。

1. もともと、真実は神のみ知るのだから、人間ごときが、真実を求めるのは恐れ多いこと。しかし、その真実の確認について、誤りもあるかも知れないが、裁判官・検察官・弁護士という職分を持つ人が、その職分の社会的な責任と倫理性、専門性において、その真実を求めて、判断することだ。

2. その対象事案が、被告人を地獄に落とすのか、落とさないのかという重大な事件が故に、その判断(判決)は、被告人あるいは被害者の双方にとって、人生に二度とないであろう究極の場面です。よってそうした場面に国民(素人)を、立ち合わせ、判断までさせるのは、残酷だとしかいいようがない。是非その仕事を選んだ皆様で、それを引き受けていただきたい。
3. 司法への国民の直接参加といういわゆるこれもアメリカニズムをベースとした各種の構造改革の一貫ですが、もういい加減に止めたらいかがでしょうか。
4. 裁判の目的は、国民に分かりやすいとか、迅速だとか、支持を得るとかは、二次的、三次的なことで、やはり真実を追求して、まずは法律に、ついでその国・社会の良識に照らして、妥当な判決(判断)を下すことです。そのことが、社会・国家の安定や安心につながるのです。目的を誤らないでいただきたい。
5. 冤罪もあったと思います。しかし、日本では、少なくともアメリカのように、弁護士が真実より被告人の利益を最大限に追求するということでは、なかったはず。最近、オウム事件などで、意図的に裁判を引き延ばすという現象が現れており、残念に思っていますが。(男性、60歳代、愛知県)

今、我が日本国では「改革」の声高らかで、古きものはすべて「悪」とでも言いたげな雰囲気さえ感じられるその中で、裁判制度にまでその「改革」を求める動きがあることを大変嘆かわしく思うと同時に国民が一番頼りとする国会議員達はその先頭に立ちこの様な非現実的な案件に膨大な血税を使用しているこの状態を見ると、情けなくなり怒りさえ覚えるのである。まず「法律」等に関してなんの専門教育など受けていない国民が無差別にある日突然「裁判」に関わる役目をおわされる、考えただけでも馬鹿馬鹿しくそのことを誠「改革」になると唱えて活動している国会議員がいることはなんと情けないことなだろう。現在「司法」に携わっておられる方々の仕事の内容とはそんなに軽く薄べらいものなのかと疑いたくなくなってしまいます。そんなことは無いはず。法科大学院構想などにも逆行するのではないのかと言いたくなる。この様な「制度」の元で「裁判」を受けた人はその判決をすんなりと受け入れられるのだろうかと考えてしまいます。国民の現実の「生活」状態をあまりにも知らないというか、どんな基準からこの様なことが考えつかれたのか不思議に思えてならない。日本の今の「裁判」制度も外国の「裁判」制度にもそれなりの「歴史」の上に成り立っていると思うし、また重みもあると思います。古き制度にも良い制度があるはず。あまり「議論」もせず「改革」を色々進めるのは「日本」を「否定」しているようで悲しく思っています。余分なことです。まず「国会、審議状態、議員の居眠り、答弁する方も、質問する方も、もっと真剣に、国民の受ける痛みをもっと、もっと、考えてもらって、そんな「改革」をまずお願いしたいと思っています。

裁判とは、事件や犯罪を犯した人々にのみ必要で、そうではない多くの国民にとっては全く関係のないものであると思う。したがって、法律に基づいて正しく判断され下された結論に対しては異存がない。確かに最近の判決を見るかぎり、一般常識とは著しい乖離を感じる判決もあり、最高裁で逆転することもある。国民の税金で運営されている限り迅速で的確な判断が要求されるが、期待に込んでいるとはいえない。だからといって、法的に素人の一般国民が任意に抽出されて改革できるとも思えない。現状に問題点があるなら、司法官育成、教育方法を見直すべきであり、国民に求めても解決するものではない。かつて私は検察審査員に任命された。公務員であったから、職場の理解は十分あったが、他のメンバーは若い主婦、しかも妊娠中であり、あるいは高齢な婦人、勤め人等であり、拒否すれば処罰されると記入してあったので出てきたが、できれば遠慮したいと語っていた。期間中は特に問題もなく、審査会の説明、裁判の傍聴、他の審査会の審査状況の映画鑑賞等で過ごしたが、仮に審査事項が発生しても、職務を遂行できなかったと思われた。適格を欠いたメンバーであったからである。事実、何年か後、審査事項が発生したが、別の審査会で審査することになった。私の住んでいた所の会では、審査できないと判断されたからである。首長の事件であったので、市民には利害関係があり、不適と判断されたのかも知れないが、とにかく審査しなかった。無作為に抽出された国民のなかには審査能力が無い人々がいることも十分考えられる。裁判の結果がどうあろうとも自分の生活に直接関係がないので、ほとんどの国民は無関心なのであ

る。どうしても制度の実現をはかりたいのであれば、一定の基準を定めて、学識経験者に限定すればいくらかはましな裁判が期待できると思うが、更に言うなら大学の学長経験者、または現職、一流企業の社長が適切だ。しかし現実的には期待は薄いので現在のプロ裁判官の資質の向上をはかったほうが確実であろう。法律の専門家のなかに入って論議に参加できるのは、弁護士以外にはいない。むしろ法律の専門家がもっと一般社会の常識を学び、あるいは研修を受けて、国民が納得できる裁判を執行することを期待するものである。法律で定めても一般労働者にとっては大変迷惑であり、裁判員制度は廃案にしてもらいたい。国民の感覚が生かされる刑事裁判というが、裁判官も国民ではないか。国民の感覚が無いというのであろうか。そのような欠陥判事は一部であろうと思考するものである。(男性、60歳代、山梨県)

裁判員制度の導入に全面反対します。

(理由) 素人に人を裁かせることは国家の司法権放棄。また、今まで積み上げてきた判例理論が無に帰する。特に「違法収集証拠排除法則」が無に帰する。それに自由主義の砦の司法権に民主主義はなじまない。訓練を受けた専門家のみが裁判に関わるべき。被害者感情に便乗して拳を振り上げることを正義や人権だと勘違いしている素人により感情任せの事実認定や不当量刑が行われる。前述の違法収集証拠排除法則が無視される可能性大。憲法31条以下の権利規定が素人の手により蹂躪される。国民の手により憲法破壊が行われる。面白おかしく無責任に事件を取り上げるメディアの影響を裁判員が受けて事実認定を誤る。たとえメディアの影響を受けず正しく事実認定をしたとしてもそれが週刊誌の記事と異なっていた場合、週刊誌は裁判員を攻撃してくる。そのとき、素人に週刊誌の攻撃が耐えられるとは思えない。そしてこの攻撃が他の事件の裁判員に対してメディアと異なる事実認定をすることへの萎縮効果となり事実認定を誤る。介護・仕事といった私事に気を取られた素人が裁判に集中できるとは思えない。私事を優先したいばかりに適当な事実認定をする。刑事ドラマの影響で素人は検察側の証拠を鵜呑みにする。検察側にある(被告人が無実という証拠も含めた)すべての証拠を提出させる仕組みが訴訟法上ない限り誤った事実認定がされる。裁判員制度は国民の司法参加の名の下に検察優位の精密司法国家を画策するものだ。陪審制度は検察不信に基礎を置いているが、裁判員制度はこれとは逆方向の流れであり、被告人ひいては国民の人身の自由が侵されかねない。再審で冤罪の場合、裁判員制度導入後は、裁判官は結果を素人のせいに行けるし、一生に一度だけの裁判員にしてみれば、「もう我関せず」であり、“冤罪の責任の行方”がややふやになる。また、裁判員は事件ごとの入替え制であるため冤罪が教訓とならず事実認定の精度向上につながらない。陪審制の場合、検察・弁護人共に「チャレンジ」を行い自分たちに納得のいく陪審員を選べる。裁判員裁判の場合、単にクジ運に左右され裁判の質が下がる。裁判員制度が導入される事件に贈収賄事件や公害犯罪等の権力犯罪がない。権力者だけ専門家により適正な裁判を受けるのは不公平。

この度、国民に理解が深まることを大義名分のもとに、無作為にリストアップして選任。そして、黒白の決定に関与し、決められた制度を逸脱すると刑罰に処せられる。このように理解しています。結論から申し上げます。仮に私が裁判員に選任された場合、正直迷惑であります。その理由は、

1. 法律も知識もまず仕組みが分かりません。そして何よりも公平、公正、公明の原則が守れない。おそらく付和雷同、あるいは弱肉強食裁判員になりはしないかと危惧するものであります。
2. 法律家と自他ともに認める裁判長でさえも、自分の下した判決に苦悩することもあると聞いたことがあります。
3. それほどに人を裁くことの難しさが、素人がいきなり裁判員と告げられても自覚や認識に欠けていますので無知である故になおさらであります。

総論として考えてみてください。

1. こういう提案や推進される方々は有識者であろうかと思っておりますが、御本人又は家族の中に被害者になった方はいませんか。人間は立場が変わり場所が変わるとものの見方や考え方も変わってきます。犯罪者から被害を受けたものがやすやすと素人に耳を傾

けることができますか。そこを知りたいものです。

2. 被害者が一人であれ複数であれ、殺された家族の皆さんは異口同音に懲役や無期ではなくて死刑を望んでいます。死刑以外で納得されたことを聞いたことがありません。これほどに重大なものを素人が果たして責任を持って法廷に行けますか。むしろ被害者の声を参考にすべきです。

3. 今日まで殺人者には死刑と私は思ってきました。どんな理由があろうと、大勢の人が集まった中でもこんな殺人の話になりますとほとんどの人は極刑だ死刑だという声が多いです。そこに有識者と一般の人との差を感じるものであります。

4. 法律用語や雰囲気(法廷内)に飲み込まれて弁護士に追求されますと素人は十分に意見や答弁ができないおそれがあります。

5. そこで不特定でなくて裁判員を望むものは登録制にしてそこからリストアップして選出されてはいかがでしょうか。希望するものは裁判に対する造詣も決意や自覚も自分で認識できてこそ登録だと思います。そして、守秘義務も刑罰についてもそれなりの自分の行動に責任が持てることは、不特定の中からよりは、まだ百害あって一利は得るものがあるかも知れません。遅速にとらわれずよくよく御検討してください。(男性、70歳代、埼玉県)

先日、堤清二さんの失敗談をテレビで話していました。ヨーロッパ的感覚でレジャー施設を作ったこと。日本の感覚から全くずれてしまっていたことが失敗の原因と反省していました。日常の生活者からかけ離れてしまった人間にとっては普通の外国的思考を、一般庶民の日本人相手の商売に持ち込んだのが失敗だったということでしょう。司法制度の改革も同じような感じがいたします。改革を考えている方達自身が一般庶民からは遠い存在の方達ばかりではないでしょうか?外国と同じようにやるのがよいことでしょうか?司法が庶民から離れていってしまっていることを憂いての改革というのは分かります。しかし法学院を作ることはまずまず司法を庶民から離れさすことにしかありません。法学院へ進学するには現在以上の経済的ゆとりがなければ可能ではありません。経済的にゆとりのある人間に一般庶民の感覚を期待することはできません。現在のように働きながら司法試験に取り組み生活の向上を目指すという人間としての原点から遠くなっていくばかりです。この制度はすでに始まってしまっています。これからの司法に携わる人達がますます一般庶民から遊離していくのを心配しています。日本人は裁判員制度には馴染めないのではないのでしょうか?一般人の判断がはたして正当なものなのでしょうか?単純に心配です。ゆとり教育で日本人全体の教育レベルが下がってきているとき、なぜそんな制度を作らなければならないのか疑問です。一般の人に秘密保持の義務を負わずにしても、それを信じることはできません。一般人はそれほど理性的でも理知的でもありません。興味本位が優先するでしょう。誰を裁判員に選ぶのか、年齢制限をするのか。ある程度社会生活者としての経験も必要でしょう。どんな事件を対象にするのか。裁判員になって仕事を休んだその間のお金の補償とか。一日で終わる事件だけを対象にするのであれば、さほど問題もおきないかもしれませんが、長期にわたる事件、また難しい判断が要求される事件などありますがそれはどうするのか。単純な事件だけを対象にするのなら問題ないかもしれませんが、それでは現在と変わるところはなく意味のないことでしょう。いろいろ問題が多すぎる気がいたします。裁判官自身の庶民感覚を育てることのほうが先決だったのではないのでしょうか。法学院を作り庶民から遊離させておきながら、国民感覚が必要だと裁判員制度を作るとは、基本的思考が間違っていたのではないのでしょうか。日本の司法を含め教育は方向が間違ってきていると感じています。日本の将来を憂えています。(女性、60歳代、東京都)

私は、米国で過去13年間派遣社員(E-VISA)で勤務した経験があります。今回の制度は米国における陪審員制度に類似したものと考えます。私も、一度だけ陪審員に選任されたことがあります。 (E-VISAは選挙権以外は米国民と同じ扱いと考えられる-Social Security番号も取得している)外国人であること、英語がネイティブのように理解が困難であることを理由に免除願ったことがあります(サンフランシスコ駐在中)。米国ではSocial Security番号で無作為に選任されると聞いております。さて、米国では陪審員制度が長い歴史のなかで、順調に社会に受け入れられているように思いますが、私が考える、ここでの要点は、米国人のほとんどにかかわる宗教、特にキリスト教が背景にあることと思います。すなわち、聖書に

対しての宣誓は、宣誓本人はもちろん社会もこれを絶対なものと受け入れる思想、歴史、習慣が存在するという事です。日本では丁度、三文判であっても、印鑑さえ押されていれば誰も疑うことがないことと同じで、又米国でのサインは誰も疑わないと同じで、私が米国人にサインは誰がしたか分からないだろう、と聞くと、「その質問の意味が分からない」と答えることと同じで、聖書への宣誓により、陪審員にとって全力をいれて可能なかぎり正直に判断を行うことが「自然」に行われる環境にあります。また、宣誓した者の判断は、気持ちに正直であると社会からも受け入れられる環境にあります(基本的に聖書に宣誓した陪審員の判断に社会がクレームすることはありません)。このような「精神的な背景」は、日常の中で比較的宗教とは疎遠な環境にある(私も同じ)多くの日本人にとっては希薄であり、また、このような環境にない日本人にとっては、今回の裁判員は厳しいものと思われ、その判断について現在の社会の見る目も米国型とは違ったものと思われ。特に重要な判断が裁判員に必要なとき、(有罪、無罪の判断などギリギリの時点で)日本人には一般的に心のよりどころが希薄であることは、いわゆる公正性が怪しくなるおそれがあります。ついては、このあたりの背景を是非とも御配慮願ひ、制度の検討にあたっては法律論だけでなく、思想、特性、歴史、社会、そして「宗教」などの背景も配慮したものとなるよう希望します。個人的には、これらの環境が整うまで、まず民事の軽易なものから導入し、又、裁判官と裁判員の比率もできるだけ、同数あるいは近いものとされることが現在の日本では適当と考えます。特に刑事の大型裁判への導入については、以上の理由から慎重に対処されますよう希望いたします。(男、60歳代、千葉県)

1. 制度の導入経緯について

現在、報道では裁判官と裁判員との人数の比が問題になっているようですが、私はこの制度のことを数ヶ月前に知ったばかりです。このような重要な制度の導入が、審議会で提案され閣議決定というのは納得できません。もっと国民に「なぜこのような問題が出てきたのか」「なぜこの方法なのか」十分に理解できるよう、PR、説明する必要があると思われ。私の周りにはまだ知らない人が多くいます。

2. 開かれた司法について

新聞等でみた理由の一部に「開かれた司法」とありましたが、「開かれた司法」というのでしたら、このような単純で大きな方法でなくとも、もっと色々な方法があるのではないのでしょうか。例えば、裁判官の数を多くし、教育を十分に行う。重要裁判は公聴会のような場で国民の意見を聴き参考とするなど。

3. 開かれた司法というのなら、むしろ、開かれた行政、開かれた立法の方を望みます。

4. 現在の改革でも、有識者がおおむね決めてしまってから周知、決定する現在のやり方に対して非常に疑問を感じます。現在、テレビ等で色々な政治番組等がありますが、知識があっても考え方が少しおかしいのではないかと思われるような方がみえます。国民主権ですので、できるだけ国民の意見を聞き、また、理解を得ることが必要です。

5. マスコミは、この件に関して、取材できるようにと騒いでいますが、個人に取材されたら、一般の人はノイローゼになるのではないか。裁判員を拒否できるのならよいですが。一般市民が裁判を司ることにより、また新たな社会問題又は刑事問題が出てくるのではないか。それを無視して行えば、無責任な制度といわざるを得ません。

6. どうしてもこの制度を導入されるのでしたら、公務員のみがやればよいと思います。

7. 国民性からみても、何事も、姿、形、パフォーマンス等に流されやすい傾向にある現在の日本では、自主性が必要なこのような制度はまだ早く、素人が裁判員をするというのは、別の角度からみれば、一種のリンチになるのではないのでしょうか。

以上、思いつくまま考えを書かせていただきましたが、もちろん、知識、考え方が間違っている部分もあるかと思いますが、素人の私の考えること、他の国民も考えている方もおられると思いますので、PRと十分な説明をよろしく願ひいたします。(男性、愛知県)

1. 国民のレベルが低いので教育は必要だが、司法への参加という高等教育よりも、もっと初等の教育が必要である。私は、この裁判員制度の問題点は、根本的なことですが、目的にあると思います。司法制度改革のパンフレットを見ますと、「国民の司法に対する理解と支持が深まることが期待される」とありますが、要は国民一人一人に、法治国家であることの意識を

高めさせようとするのだと解釈いたしました。はたして「司法に対する理解と支持」は、今の国民に必要なことなのでしょうか？先日の衆院選の投票率の低さから見ても、今の国民には司法どころか国民権に対する理解と支持すら無いように思います。そんな国民に、いきなり司法に対する理解と支持を求めようとするのは、足し算を知らない子に掛け算を教えようとするようなもので、おそらく司法に対する理解と支持は深まらないでしょう。強制的にさせられているという相変わらずの被支配者意識が増幅するだけに終わるのではないのでしょうか。

司法の理解よりも国民権(民主主義)の理解を優先させるべきではないのでしょうか。

2. 裁判に素人の国民が参加することで、裁判自体が良くなることはあるとは思えない。万一あるのなら、今の裁判官の単なる怠慢であり、その怠慢を直すべきだ。司法(裁判所)が行っていることは、法律が正しくその精神に則り施行されているかの監視であり、現実と法律を見比べ差異を見つけるといふ、限りなく技術的な作業をしているにすぎないと思います。検討会の議事録等を見てみると、法律解釈はプロの裁判官が中心となり、裁判員に求められているのは事実判定のようにありましたが、事実判定にしても、素人にできるものとは思えません。過去の事実は、たとえどんな証拠があろうとも推測することしかできず、その推測により事実判定をすることは、高度な論理的思考力と決断力を要する作業であり、それこそプロにしかできない仕事ではないかと思えます。ましてや、それが人の人生を大きく左右することとなると、よほどの覚悟をもった人でなければできないことだと思います。また、どこかのHPに国民の良識が裁判に反映されていないとありましたが、それは国民の良識と法律が乖離しているだけのことでしょう。もし国民の良識が法律に正しく反映されているにもかかわらず、国民の良識が裁判に反映されていないとすれば、それは裁判官の技術力の低さの問題に過ぎません。仮にそうだとすると、現在の裁判官よりさらに技術力の劣る一般国民を裁判に参加させるということは、まったくの逆効果にしかならないのは自明の理です。上に書きましたように国民の良識が裁判に反映されていないのは、国民の良識と法律が乖離しているからでしょう。それならば参加させるのは裁判でなく国会ということになると思います。

判決を下す作業は、高度に専門的な仕事であり、一般国民が参加することにメリットはない。

国民の良識を反映させるべきなのは裁判ではなく、法律である。

よって、裁判員制度は意味がないと思います。(男性、30歳代、愛知県)

新聞、テレビ報道のみの、ある程度偏った見方があるが、内容がよく分からないまま、制度はもう決まってしまうている。一応国民に意見を求めました、参考にはしませんでした、というようにならないように願いながら、思いつくまま。

「あなたも裁判員、国民の感覚が反映される刑事裁判へ。」なんて、むなしい標題ではありませんか。現在進行中、あと10年経っても多分やっていると思われる例のオウム裁判がよい例。時間のかかりすぎる裁判。うわさでは、弁護士費用が数億円、その結果は被害者本人、遺族に対してその真相が明らかにされたとは思えず、また、弁護士先生の守秘義務で被告人本人の告白が仮にあったとしてもなにくわぬ知らぬ顔、そして、ふところにはお手当が入るおいしい商売(一般の国民の感覚)。法の下での平等と言っているものの、同じ事件で挙げられて、裁判の進行状況の特急、急行、鈍行で、特急コースは最高裁まで仮に10年で極刑が確定。片や鈍行は一審まで10年かかっても判決が出ないとしたら同じ事件で同じ被告で刑の確定までの時間差を変えられない現状で裁判員なんぞになった日には、何度それに関わることになるのか。

裁判官もサラリーマンでしょ。そして、100%大卒で、同じ価値観を持つようにお勉強して、世の中でなく法曹界へ入ったわけですよ。私は個人事業主、学歴は高卒、専門学校二部卒。専門知識は家業のみとはいえ、20年以上。それにとまって、同業者の組合、地域商店会、町内会等の仕事に接してきたが、法曹界の方にはまだ接したことがない。天然記念物的に少ないせいもあるが、見聞するうわさだけとはいえ、隣人が裁判官という人の話だと、挨拶したことがない、だから話したことがない、世の中と全然接することをしないのが裁判官。ひょっとしたら日本語が話せないのか、明治時代の旧仮名使いの法律書の読み書きはできるのかもしれないが、とも思う。簡単に言えば、世の人を見下ろす高い木の上に突っ立って世の中と接することもなく、自分たちだけの世界を保守してきたものなのに、ズブの素人に何ができ

ると世の中舐めきっている連中が最高裁長官を頂点とする法曹界のピラミッド、検事総長を頂点とするピラミッド、弁護士だって、オウム裁判や最近話題になっている学校の先生が子供に死ぬと言ったとかでの500人の大弁護士集団。ただ働きするような弁護士なぞいるわけないから、日当仮に1万円×500人=500万円。判決出るまで何年かかるかで、数億円はすぐにかかってしまうのも無理からぬことか。

世間知らずの裁判官、法曹界知らずの一般の国民。一般の国民とは誰。総理大臣、代議士、外交官、監獄に入っている人もか。代わりのいる人はいいかも知れないが、個人事業主は、不幸にしてそれに当たったときは、都合により休業の張り紙でお休みするのですか。裁判員にリストアップされたために休みます。裁判の内容についてはお尋ねすることご遠慮願いますと書いて。

裁判員には死ぬまで秘密を守れとは、裁判官は隣人と挨拶しない、話をしない、法曹界人としか話さない、だから秘密は守れるので、一般国民に秘密を守れ、守れなければ罰金、とんでもないことだ。勝手にリストアップして専門屋の世間知らずと仕事(裁判)ができるか。日本語が通じるのか。こんな制度つくる前に、今の裁判制度を変えれば、今の制度で刑事事件は例えば2年以内に一審判決を出すことと一言加えれば済むこと、一般の国民の感覚とずれきっている裁判、法曹界。召集令状一枚で戦場に送られていったことと同じことを法律の専門屋と称する人たちが行おうとしていること。

裁判官が法律から離れ、世の中をもっと勉強でなく経験すれば国民の感覚が分かるのですが、裁判官は国民ではないみたいだから、こんな形にしようとしているのですね。

結論、裁判員制度は反対。(男性、神奈川県)

現在、裁判制度が導入されるものだという前提で議論は進んでいるように思われますが、わたくしは、そもそも裁判員制度の導入について反対です。なぜかと申しますと、確かにアメリカでは陪審制度が機能しているとはいえ、同様の制度が、今の日本の人々に馴染むとは考えにくいからです。昨今の日本というコミュニティの実態は、かつてに比べて人と人の結びつきが希薄、ないしは限定的になっていると思います。自分の家の両隣の顔も知らないこと、さらには、選挙率は軒並み低下しており、有権者の半数に近い人々が投票所にすら足を運ばないという現状が、まさにそのことを物語っているのではないのでしょうか。つまり、自分の日常生活にダイレクトに関係していると実感できること以外には、さほど関心を抱かないという姿勢が見受けられるのです。そもそも、社会におけるさまざまな出来事が自身に関係ないと考えること自体に誤りがあるとは思いますが、そのような現状のなかで裁判員制度を導入することは、利点も考えられますが、悪弊を生むことのほうが多いのではないのでしょうか。裁判員になる一般国民の側としては、裁判員になることは、ただの負担でしかないと思われまます。まず、裁判員として裁判所に足を運ぶこと、それ自体が負担になるでしょう。それ以上に問題なのは、裁判員になることによって守秘義務が課され、違反に対する罰則があるということです。これは、大きくその人の言動を制限することになるでしょう。自らの意思で選ばれるわけでもないのに、選出された途端、友人との会話にも気をもまなくてはならない。これは憂うべき事態だといえるのではないのでしょうか。また、裁かれる被告人の側から見ても、先に述べた現在の国民性にかんがみると、裁判員は結果の悪さばかりにとらわれた偏った結論に至る傾向が強くなり、被告人の人権を不当に侵害する結果を生むのではないのでしょうか。このことは、刑事訴訟法における「デュー・プロセス」の理念や、刑法の「罪刑法定主義」の理念などという、最も根源的な刑事裁判における理念を軽視する結果となると、私は考えます。以上のような観点から、裁判員になる国民にとっても、被告人にとっても、決して有益な制度だとは考えにくいのです。そして、すべての国民には、裁判員になる可能性もあるし、被告人になる可能性もあるのです。まさにそのような意味で、裁判員制度の導入は、日本国民全員にとって、直接影響を及ぼす問題だと言えるはずですが。それにもかかわらず、多くの国民はその内容をあまり理解していないし、さほど関心すら抱いていないのが現状だと思います。もちろんそのことは、司法制度改革推進本部だけが悪いのではなく、国民の側にも責めがあるとは思いますが。しかし、今のままでは、先にも述べた通り、たとえそれが優れた理念を持つ制度であったとしても有効に機能しないと、私は考えるのです。また今後も、そのことの是非はともかくとして、一人一人が積極的に他人に関心を持ち、関与していくという姿勢が育つことは、

なかなか期待しにくいのではないかと思います。はじめに述べたとおり制度を導入することを前提として議論はすすんでいます。もし近々立法に向かうのであれば、最終的に制度の内容が決まった時点で、その内容を積極的に示した上で、いわば国民投票に近いような形で国民全体の意見を問うべきだと思います。でなければ、必ず導入してから、知らないうちに勝手に新しい制度ができ上がっていたなどという不届きなことを言う者が現れるでしょう。最後に、制度ができ上がって、それにしたがってその制度に馴染む考え方が育つということは十分に考えられることですが、私は、裁判員制度(陪審制)につき、やはり日本の国民性には合致しないのではないかと考えます。私は、日本人々はまだ道徳的な思考を失ってはならず、そのような礼節を重んじる日本国民が結論の妥当性のみに偏った判断を良しとはせず、結論を導き出すプロセスをも重要視していると考えております。つまり、結論の妥当性を担保するのは、まさに論理的な整合性、すなわち説得的な理由であると考えます。そのためには、極めて精緻な法的理解が必要とされ、それを国民全員に求めることは無謀といえるでしょう。もし、現在の刑事裁判の結果が、一般の国民感情から離れている、非常識だということであれば、むしろ職業裁判官の資質を高めることを考えるべきだと思います。それは、極めて難しいことではありますが、あくまでもそういった観点からアプローチしていくことが重要なはずで、そしてさらに、今以上に刑事裁判について国民の理解を得ようとするならば、弁護士や研究者をも含めた司法がより積極的に国民に対して説明を尽くすことが肝要なのではないでしょうか。法曹人口の拡大が、そのことにも資するのを願うと同時に、一人の法律を学ぶ者として、自身も身近なところから法律の理念を伝えることができたなら、若輩ながら思っております。(男性、20歳代、東京都)

1. 裁判に一般の国民の参加させること自体が、憲法で定められている「三権分立」の原則に抵触するのではなからうか？ 小泉政権は2005年までに憲法改正草案をまとめることを公約しているが、この問題についても憲法論議全体の中で十分に議論を尽くしてもらい、裁判員制度の法的な位置付けをきちんと整理しておくべきと考えます。
2. 一般の国民が何ゆえに裁判官とともに責任を分担しなければならないのか、その根拠が曖昧である。また、裁判員として裁判にかかわることが国民の義務であるとの根拠もはっきりしない。何はともあれ、この制度の導入によって一般国民が受けるであろう時間的・経済的・精神的負担(個人差はあるにせよ)についても十分意を尽くしてほしい。
3. われわれ国民が裁判や裁判官に求めているのは、判決に際して健全な社会常識の上に立った公正な判断が行われることである。仮に「健全な市民の常識」が裁判に十分に反映されていないという現実があるとすれば、それは、裁判官の資質や訓育に問題があると考えるのが自然である。具体的には、司法試験、司法修習、任官時の選考、任官後の裁判官としての資質・適正・行動に対する管理などに問題があるのであって、かかる問題の改善をはかることが先決ではないのか。そもそも、裁判員制度を導入することによって裁判官の社会常識の欠如を国民の負担によって補完しようという発想は、独善的とも言える筋違いの発想であり、国民の全面的な理解と支持を受けるのは容易ではなからう。ちなみに民間企業においては、与えられた職務を全うする資質や能力に乏しい社員は、解雇されないまでも降格されたり左遷されたり、再訓練を命じられるのが普通である。更には、かかる不適格社員をそのポストに任命した者の責任が問われることもある。まかり間違っても、わざわざお金を払って人を雇い、欠陥社員の仕事を補完させるといような非常識なことは許されない。
4. 裁判官と裁判員の役割分担に関して意見書では「法律専門家である裁判官と非法律家である裁判員とが相互のコミュニケーションを通じてそれぞれの知識・経験を共有し、・・・」とあり、あたかも「裁判官は法律専門家であれば事足りる」とも受け取られかねない表現となっているが、裁判官は法律専門家であると同時に健全な社会常識の持ち主であることが法定されていることを忘れないでほしい。総体的に見て、現在の裁判官の判断が健全な社会常識を著しく逸脱しているとは到底考えられない。
5. 国民の多くが裁判に参加することに意義を感じ、参加を希望しているとは思えないので、一度きちんとした大々的な世論調査を行うべきである。具体的には、有権者の中から無作為に対象者(できれば数千人ぐらい)を選び、裁判員の役割や義務などについて平易で丁寧な説明を行った上でコメントを求めるようにしてほしい。更には、国民が被告の側に立った場

合、裁判員参加の裁判を受けることの是非についても広汎に世論を調査しておくべきである。司法に関して多くの国民が関心を抱いているのは、個々の事案についての判決に参加することではなく、今日の市民感情に即した量刑のありかた、加害者の人権と被害者の人権の参酌バランスのありかた、最高裁判事の国民審査の形骸化など司法全体に関する基本的・包括的な事柄である。国民が司法全体について何を感じ、何を要望しているのか、併せ世論調査が実施されるべきであろう。

6. わが国には徴兵制度はもちろんのこと国民を徴用(使役)する制度は多分存在しないと思われるので、国民を原則無作為に徴用する本制度の導入が簡単に国民から受け入れられるとは考えにくい。いずれにしても国会審議等を通じて国民の十分な理解を得る努力が不可欠である。

7. 裁判員に支払う日当や旅費をはじめ同制度を維持・運用するための費用(事務局の人件費コストを含む)、裁判所施設の改修費用などがかなりかかると思われるので、国の財政逼迫が叫ばれている中、費用対効果を十分考慮した議論を進めてほしい。なお、本制度を提案する以上、所要経費概算が明らかにされているべきである。(裁判員の人数など未確定要素があるのであれば、適当な仮定条件を設けたうえで、所要コストを算定すればよい)

8. 裁判員の参加によって、裁判の質の向上というメリットがあるかも知れないが、逆に質の劣化を招いたり裁判手続の効率を阻害するデメリットもありうる。また、裁判員に選ばれた者について一定水準以上の質を確保するための方策が明らかでない。(相当な時間数の訓練が必須であろう)

9. 様々な国事(広義の)のうち、国民の直接の参加を求めるべき事柄が何であるのか、司法の分野だけでなく、行政も含めた国全体の視点で議論して欲しい。(これは国会の役割ではあるが)(男性、60歳代、東京都)

私は、基本的には裁判員制度導入に消極的な意見です。裁判員制度導入は国民不在で勝手に進められた感じは否定できません。裁判は、訓練され、法律に精通し、できる限り人間的にも皆が認める人にやってもらいたいと思っています。裁判官に、国民の意見を聴く耳はもっていて欲しいし、もっと国民の意見を出せる機会や場が増えたらいいと思います。ただ、直接裁判にかかわるのには否定的です。裁判員制度を導入すれば自分の思った判決が出ると思っている方もいるようですが、考えが浅すぎる気がします。今の裁判官による裁判も改善していくべき点がありますが、裁判員を入れればよくなるなんて決して思っていません。何か別の方法がもっとあると思います。この制度を進める方々が本当に裁判に国民の意見を反映させたいと望むような人なら、制度導入前にも都合のいいものだけを取り上げるのではなく、国民全体の意見を聴いてきちんと反映してくれるものと思います。そうでなければ、制度導入は国際社会に対する見栄と思われるも仕方がないでしょう。万一、導入するにしても、裁判員制度がおかしなものにならないようにしてもらいたいと思っています。くじで選ばれた裁判員にこれ以上影響力を与えるのは反対です。国民全体がこの人ならいいと認めたわけでもない、ほとんどこの誰かもわからない人に裁判されたくありません。そんな基準で選んで、人の運命にかかわる決定を下す権限を与えるなんてえらく無責任な案だと驚きました。評決には裁判官1人以上賛成というのは最低条件だと思います。裁判員4人では国民の意見を取り入れているという印象が薄くなるかもしれないけれど、逆にあまり増やしすぎるのはまた別に問題があります。ここでは書きません。裁判官の影響力を下げないなら、もう少し裁判員の人数を増やしてもいいと思います。あと解任の事由がはっきりしないのが気になります。くじで選ばれるとなると、特に守秘義務などで危ういタイプの人がかかり選ばれてくると思われます。それ以外のことでそうですが、その与えられた役割の重さを理解させるためにも、違反者にはある程度厳しい罰が求められると思います。効き目の薄いようなものであれば、裁判当事者が犠牲になるでしょう。あと、裁判員に刑の量定まで権限を与えるのは止めたほうがいいと思います。一般に、現在国民は厳罰化を望んでいるといわれていますが、私はきつと実際やってみると、普段はそう思っている、特に女性などは判断を下せないケースが多いだろうと思えます。その他にも一部の人を除いて、訓練、教育されている人でなければ、その役割を果たせないでしょう。この裁判員制度導入は、厳罰化を進めたい人が、裁判官だけの裁判でそれを進めると関係団体がうるさいし、責任が重い、国民を入れれば理解が得られるのではと思って考えたのかと

勝手に推測しています。裁判に国民の意思を反映させるといいますが、これだけ多くの日本国民からたまたま選ばれた4人が、必ずそれを果たしてくれることは考えにくいことです。くじで選ぶのだとある偏った層から選ばれるケースも一定の割合でありうるし、裁判によって質や判断に今まで以上、かなりの差が出てくることになるでしょう。相手も大人ですから、即席の指導や教育では限界があります。うまくいくときもあれば逆の結果もあるでは困ります。それはしょうがないと言う人もいるかもしれないけれど、裁判とはそういうレベルのものではないと思います。逆の結果になって一番迷惑するのは裁判当事者で、それはできる限り避けるよう努力しなければならないといえます。裁判は厳格で公正なものというのは基本事項です。いいことを言って、その基本を揺るがすほどの裁判員制度になると逆効果だといえます。量定については裁判員の理由を含めた意見を聞く程度で、あとは一般国民の意見など裁判官がそれに完全に左右される必要はありませんが、常に関心を持って決定するというのが妥当だと思います。裁判中、裁判後も裁判員が外部からの圧力等から保護され率直な意見をいえ、判断できる制度が必要だし、社会全体でそうしていく必要があるでしょう。ただ、裁判員の選任、解任、その後のいろいろの手間そして公正な裁判や裁判当事者の人権に対するリスクを考えると、導入するだけの価値があるのかなという気もします。ある新聞で、裁判員についてもっと多く取り入れるようにとして、職業裁判官たちは国民をもっと信頼しろと書いてあるような記事を読みましたが、私自身、はっきり言って信頼していません。あの人たちもやる可能性があるのかと思うと恐ろしい気持ちになったりもします。つけたすと、くじで選ぶといいますが悪用されないよう厳正に行われることを期待します。実際導入すると、予想されていた問題、そうでない問題が起こってくると思われます。そういうときにはじめに決めたからと執着するのではなく、柔軟に改善していった欲しいし、国民に受け入れられないのであれば取りやめも考える覚悟をもってもらいたいと思っています。私の考えていることなどは、当問題について考えておられる審議会の方にはとっくの昔にわかっていることだと思いますが、是非考慮して欲しいし、裁判員制度については心配する点が多いので書かせていただきました。司法が根本から崩れる可能性があり、この制度を推してる人たちの中にもそれを期待している人たちもいるのではないかと思います。(女性、30歳代、大阪府)

私は50歳の自営業。毎日20キロ離れた職場に通勤している。運転中に流れる朝のニュースは治安の悪化、拉致問題、ロケット打上げ失敗など。日本という斜陽の国家に嫌気がさしてしまっている。今回の新聞の意見募集を読んで、裁判員制度導入の目的をまとめると国民の感覚が裁判に反映されるようにすること、国民の司法に対する理解と支持を深めること、裁判が迅速になること、裁判を判りやすくすること、となる。私はこの裁判員制度導入に反対である。この制度の導入は低迷し続ける日本国を更に弱体化すると思う。目的という国民とは何か。良識ある人々であった一昔前と異なり、国民とは今や大衆あるいは民衆のことだ。ソクラテスは大衆の意見をラミアと呼んだが、ラミアとは子供を驚かすお化けのことだ。裁判員制度は裁判にお化けを参入させることになる。現在、大衆の道徳心はこの50年で最悪だ。通勤中の体験を示そう。後ろから追突しそうなほど車を寄せてくるもの、携帯を持ちながら運転し道の真ん中で止まってしまうものなど常識を疑う者が多数いる。夜、家に帰って犬と散歩に出かけても、徐行もしなければ方向指示を出さない車が10台に2、3台はいる。こんな連中が「国民」なのだ。この国民から無作為にリストアップし裁判員にするなどということは驚愕すべき暴挙である。知的水準が世界一高い日本国民とニューズウィークに書かれていたバブルの頃とは異なり大衆の知性は地に落ちた。その国民の感覚を裁判に反映するなど異常な考えだ。裁判員制度によってのように司法への理解も支持も深まりはしないだろう。学校教育の水準を以前の状態に引き上げること、裁判官の人権を守ることのほうが大切だ。裁判官の顔はテレビで公開されるため身の安全すら保障されていない。でなぜ裁判が迅速になるかも判らない。船頭多くして舟、山に登るといふ。無能な外科医が10人集まって手術をすれば助かる患者も死なす。たとえ速くなくても誤審や冤罪が多くなるだけだ。さらにの如く裁判は判りやすいものとはなりえない。数々の法律と判例から総合して得られる複雑で素人にはわかりにくいものだ。物事を行なうときはその結果を良く考えなくてはならない。現在の政府もマスコミも良い結果しか考えず、悪い結果を想定してはいない。良い結末しか考えなかった軍人が闇歩していた戦前ですら司法制度は圧力に屈せず奇跡的に独

立性と正当性を保っていたという。その良き伝統が今や破られ司法の独立性は軍靴ならぬ民衆の泥靴で踏みにじられようとしている。かつて米国で白人警察官による黒人暴行事件があった。警察官は一旦無罪となったがこれを不服として大規模な黒人暴動が起き、当時の大統領クリントンは慌てて陪審員を取り替えて裁判をやり直し警官を有罪とした。大衆の都合の良いように判決が変わる。まさに法あって無きが如しである。これが米国陪審員制度の悪しき本質の一つだ。そもそもなぜ「裁判員制度」と称し陪審員制度と呼ばないのかである。高齢者に陪審員制度に対する不信感が根強くあり政府がこの名称を避けたのだろう。歴史を振り返るに、敗戦後、進駐軍支配下にあったときマッカーサーの圧力で陪審員制度を導入した時期があった。だが陪審員制度は不評のまま数年で姿を消した。老人たちの多くはサマータイムに関して同様、陪審員制度を良く言わない。何故、陪審員制度は不評だったのか。それは日本と米国は異なる国家だからだと考える。米国とは何か。大衆迎合主義を装いつつ、一部の経済エリートが大衆を支配する国家である。国を維持するためには大衆を懐柔し納得させるため大衆が主役だという幻想を見せ続けなくてはならない。その幻想ショーのひとつが陪審員制度であると私は考える。我が国は米国とは異なり経済的階級差はあるにせよ僅かだ。偽善は不要である。そもそも現在の制度に誰が不満を持つのか。良識ある人々は司法の改革を望まない、と思う。改革は変化を好むマスコミと大衆受けしたい政府が望んでいる。政府に圧力をかけている影の存在もちらつく。1990年代沖縄で文房具を買いに出た少女を黒人米兵が海岸で強姦した事件があった。あの時米兵の親が我が国の司法制度を糾弾し「被疑者の人権」が軽視されていると非難した。米国はこれを好機と捉え日本政府に司法市場開放を要求したのではないか。米国司法産業にとって日本は将来の有望な市場だ。日本国内の訴訟数を増加させ米国資本の法律事務所を日本国内に進出させることが彼らのねらいではないか。司法試験合格者の大幅増員策も彼らの圧力を感じる。裁判員制度の導入は米国と裁判システムを類似させ、彼らの司法市場参入のハードルを下げる効果もある。訴訟社会になれば、道路の穴につまずいて、怪我しては訴訟、電子レンジでペットを乾かそうとして死なせては製造元を訴訟、耳搔きを耳に入れて傷ができれば訴訟という米国の二の舞になる。そして日本は寛容と連帯感を失い、人心はさらに荒廃するだろう。以上、私の意見を述べた。要するに、裁判員制度という偽善的大衆迎合主義を司法界に持ち込むことは我が国の将来を害するので絶対に反対だということである。(男性、福島県)

裁判員制度についてですが、私の意見は今の状況では反対です。今の日本の状況から考えて、この制度がスムーズにいくとは思いません。私の周りで裁判員制度について知っている人はいませんでした。私達、一般の人間は、何らかの形でお世話にならなければ、裁判、法律、司法などについて全く無知です。そのため、まずは裁判がどういう形で進み、どのようなものか、という細かい所から教えてもらう必要があります。(こうすることで、もし何らかの形でお世話になる時も多少は気分的に楽だと思えます。)特に今は、若い人たちの投票率が低いことも問題視されていますが、これは、政府や官庁のされていることがはっきり見えて来ないことも原因の一つとして挙げられると思います。ですから、高校生、大学生を始めとして、すべての人に裁判員制度や、裁判、法律、司法などについてきちんと情報を提供し、知ってもらう必要があります。私ならもう少し詳しく知りたいです。私の場合、育児で家にいることが多いので、新聞やニュース等から簡単なしくみを今年の夏に初めて知りました。ショックでした。しかも、前述したように私の周りでは知っている人はいませんでした。友人は、働いていると新聞やニュースを見る時間は無いようですし、親世代も政府の勝手にやっていることはどうせ国民無視だから、と諦めていました(こういう状況も良いとは思いませんが、こうなったのはどうしてでしょうか?)。これほどにも知っている人が少ない状態でも来年、もし法案が成立すれば5年内には施行されるそうですね。いいのでしょうか?こんなに国民に直接かわることが国民不在のまま進んでもいいのでしょうか?もう少し考えていただきたいです。5年内で国民に理解が得られるとは思いません。また、国民がいきなり無作為に選ばれても困ります。いきなり選ばれて被告人の一生を決めるなんてできません。また、時々入ってくる裁判員制度の情報も、守秘義務を守れなかった時、裁判員を断った時などに科せられる罰則のことや裁判員の義務のことばかりで、メリットが一つも感じられません。そして、選ばれた人達の立場や状況も全然考慮されていないようにも感じます。法律関係の人以外が選ばれる、ということ

すが、自営業者、会社員、主婦等誰が選ばれても困ると思います。自営業者や家族経営の仕事などは、一人欠けても不利益が生じます。ただでさえ、この不況下で更に悪化すると思います。それが、もし数日続いたら。会社員も何日も休むようでは仕事に支障をきたします。うちの主人も、それは困る、と言っています。もし、休まなければならないのなら、休むことに対して何らかの補償はしてもらえるのでしょうか？もちろんしてもらえなければ皆大変困ると思います。この財政難の時代にどこからそのお金は出るのでしょうか？また国民の税金ですか？また、裁判所までの交通費や滞在するなら滞在費や体力的、精神的な問題も出てくると思います。とりあえず疑問が多く不安なことばかりです。また、主婦や家にいる人でも困ります。今の私は、育児のために専業主婦という立場です。子供を預かってもらえる所も無い私にとっては、もし選ばれたらどうすればいいの？と心配です。妊娠中、授乳中の女性だってそうですし、誰かを介護している方だってそうです。そういう人たちはどうしたら良いのでしょうか？このような普通の一般国民が考えそうな疑問の答えがはっきり見えてきません。この話し合いに、“国民の立場”の方は居ないようですね。政府や官庁の方は、決まれば良い、ではなくてきちんと立場を置き換えて考えて下さい。急げば良い。というものじゃないと思います。まず、きちんと広くすべての国民に制度のことを知ってもらうことが必要で、本気で議論されることが必要です。そして、国民の疑問に答えることができたなら、賛成あるいは反対の国民投票を実施してはどうでしょうか？大変手間がかかることは知っていますが、国民の本音が見えて良いのではないのでしょうか？今のままでは、本当に、何も知らないまま、“法案が成立したから”という理由だけで国民は選ばれそうですから。こういった国民を無視した政府や官庁のやり方がいつまでも続くようであれば国民の不信感は募っていくし、子供の将来も心配です（これは少子化にもつながります）。このような一般の人間の意見もちゃんと反映してください。お願いします。また、今回のような意見募集も本当に興味ある人しか見ないかもしれないですよ。（女性、20歳代）

世論調査では国民の6割を超える人が裁判員制度自体を知らないという現状だと聞きました。それにもかかわらず、裁判員制度はもう当たり前、その内容を煮詰めている段階のように拝察いたします。その導入自体をもっと検討すべきではないのでしょうか。国民がそのメリット、デメリット、あるいは国民に及ぶリスクなどを知らされずに、勝手に導入を決められ、はい従いますとは言い難いのは当たり前のことです。日弁連の方がテレビでこの制度がいかによい制度であるということを語っておられるのを見ました。大体次のようなことだと思うのです。

・裁判の迅速化　・裁判にもっと一般常識を　・国民の司法に対する意識を高める

確かに全部大切な改革内容だと考えます。しかし、大切な部分で国民をだまし討ちみたいなことをしてはいないでしょうか。上記に挙げた、いかにも正義を主張した導入理由で、国民が被るリスクや予測し得ない問題を隠しているのではないのでしょうか。国民等しく導入する制度なら、もっとそのマイナス部分を問題にし、検討、賛否を諮るのが筋なのではないでしょうか。日弁連は特に強硬にこの制度の導入を推し進めているようです。自分たちの仕事だけのことを考えているとしか思えません。

日弁連主催で「裁判員ドラマ」の上映会と賛成者による意見会みたいなものなども行なわれているようです。ここにも一向に問題点は出てきておりません。裁判員の条件、数、判決の出し方など制度の運用のことばかり出る。さらに出席者には「ぜひ積極的に参加したい」などと、もっともらしいPR的な世辞ごとだけを並べさせています。もう導入は当たり前なのでしょう。日弁連の弁護士さんが「裁判官が世間知らず」みたいなことを言っているのを聞きました。私たちから言わせれば、弁護士さんこそ世間知らずですよ。自分たちが導入を図ろうとする制度は、国民はもろ手を上げて喜んでくれるとも思っているのでしょうか。確かに裁判官の判決には一般世間の時代の流れみたいなものが欠如しているところはあるでしょう。また、法律上社会の流れと反する判決になることも多いでしょう。しかし、それだからといって、国民を導入する以前に、その裁判官の質を向上させようとする意識はないのでしょうか。あまりに安易で世間知らずです。裁判官の人たちも、自分たちの資質を問われている、あなたたちだけには任せておけないと言われているのに、大賛成なんですか？もしそうだとすれば、それこそ問題です。リスクの1つに「裁判員に選ばれた人の仕事の問題」があります。日弁連の説明に

よると、それなりの報酬を出し、職場の理解を求めるといっていますが、これが逆だったらどうですか？弁護士さんに、あるいは裁判官に、例えば農作業を手伝え、建設現場でビル工事をしてくれと言われたら、はい直ちにと行って来るでしょうか。ちょっとお店番をしてくれ、営業に行ってくれと言われて、やっていただけますか？弁護士さんや裁判官にしてみれば、自分の仕事のテリトリー内だから安易に「国民導入」を打ち出すんです。そこがまさに法曹関係者の世間知らずなところと言いたいです。法曹関係者は自分たちだけでは、こと足りないと考えて、国民に助けを求めているんですか？それでも難関を乗り越えた専門家なのでしょうか。自らの意志でその職業を選び、誇りと正義感を持ってやっていらっしゃるのでしょうか？また、その報酬はどうせ税金で払われるのでしょうか。弁護士が負担しますか？裁判官が、私たちだけでは解決できないからと言って、ポケットマネーで負担しますか？そうではないはずです。自分の仕事だけのことを考えているとしか思えません。自分たちの職場を充実させ、その代償を税金で賄おうとしている。とんでもない考え方です。まさに平等という正義はありません。さらに、裁判員制度は殺人などの重大事件などの裁判で行うということらしいのですが、私たちは、自分たちが判断した判決で、例えそれなりの重罪を犯した人でも、一人の人間の一生を左右してしまうほどの責任を負えるのでしょうか。ときには、自分が決めた判決で一人の人間の命が奪われることには変わりありません。また、被害者にとって納得のいかない判決になったときに、その関係者が抱く裁判員への感情を思うと、その責任は果たせるものではありません。また、その結果、判決を出した裁判員に何かあったときは、その責任は一体誰が取っていただけるのでしょうか。そういうのは、自らの意志でこの職業に就かれた専門家が行なってください。とにかく、制度の決まりごとを決める前に、国民が負うリスクを出して、国民に判断を仰いでください。いま決めることは裁判員の数、資格、判決の出し方ではなく、制度導入のリスクを周知させた上での導入の是非です。以下に考え得る国民のリスクを列記いたします。

- ・有罪となった受刑者、あるいはその関係者、納得のいく結果にならなかった被害者、あるいはその関係者の、その判決を出した裁判員への感情と行動。

- ・マスコミの裁判員への対応

- ・裁判員に選ばれた人の仕事の問題。

- ・報酬を支払うと言っているが、それだって税金でまかなわれるということ

以上のこと以外まだまだたくさんあると思います。どうぞもっと根本に立ち返って、そもそも導入すべきか、こんな危険性があるということ、どうかを検討し、国民に是非を聞いてください。

お願いです、私を殺さないでください。このまま裁判員制度ができ、もし私が候補者として召喚されたら私は死ななければならないでしょう。もし私が候補者として召喚されたら、対人恐怖症気味なので候補者として召喚された時点で「質問される」ことにすごく怯え、病院に行っているわけではないので欠格事由にあてはまるのかもわからず、ただただ「行かなければならない」という自責の念に駆られて自殺もしくは、少なくとも自傷行為に走ると思います。また、自分の判断が被告人の今後の一生を左右するのかもしれないとも恐ろしく思えます。自分に自信がない人間は、自分が行なった些細な行動を何年も後悔したり悩んだりしているのです。それがこのような重大な判断を任せられるだなんて耐えられるわけがありません。犯人以上に思い苦しむでしょう。そして出頭せずに過料に処せられたら間違いなく自殺するでしょう。自分が犯罪を起こしたわけでもないのになぜ犯罪者にならなければならないのでしょうか。それに、現在の裁判員制度のままでは問題が多いと思います。まず一つは、欠格事由(ウ)の心身の故障のため裁判員の職務の遂行に支障がある者についてです。私が言いたいのは、主に心の故障 = 精神疾患について。日本の多くの精神患者は病院に行くことすらできません。そのため自分が精神に異常があるということに気付いてない場合が多いということです。また、認めたくない場合この裁判員候補としての質問審査で落ちた場合、理由を示されなくても自分が精神異常なんだ...と苦しみ逆に精神異常が進行するかもしれません。そもそも悩んでしまうからこそ、行きたくても行けないという人も多いのです。それと対人恐怖症・パニック障害などの人間は人に会うこと、もしくは家から出ること自体が生命をも揺るがす恐怖なのです。召喚されたら出頭する義務は、その種の患者には無理なのです。また、トラウマや表

面に現れない精神の故障の場合、それを証明することは病院などで診断書をもらうなりなんなりしないと証明できず、自分としても普段は正常なのだから...と断りづらいと思います。上記のことを踏まえて、ハガキや封書で気軽に辞退できるようにしてほしいです。(電話は対人なので余計苦手な人も多いはずですのでやめてください。)また、精神疾患だけではなく病気や子育てなどで手がはなせられず代替人もいない場合(例えば身寄りも知り合いもない母子家庭とか)なども考えてハガキがよいのではないかと思います。代理人では、単身者には頼める人がいない場合が多いでしょうし。それと、どんな理由であれ理由があるからには辞退を拒否しないでいただきたいです。精神疾患を詳しく聞かれることは余計精神を病むことは言うまでもなく、子育てについてなどどうしても離れられない時期の場合もあります。また仕事にしても、代替のきかない職業も多くあります。我々が幸福を追求する権利において公益の福祉に反しない限り...とありますが、裁判員は代替のきくものなのだから国民の幸福を追求する権利を阻害するにはあまりにも公益が小さすぎます。そしてそれでもし辞退者が増えるというのであれば、それだけ国民が迷惑しているということもわかってください。ところで、私が言いたいことがもう一つあります。裁判員が行う審理は死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪もしくは法定合議事件であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪のものだそうですね。そのような殺人事件などその事件の状況説明、証拠などは現在健康な方でも十分に精神を壊す可能性が高いです。事件の被害者がPTSDになるだけでなく、裁判員にまでPTSDがでてくるでしょう。殺害状況の朗読だけでも、十分にひどいものです。なぜなら、ネット世界では殺人事件の詳細を載せているページは「アンダーグラウンド」と呼ばれ、一般の人には嫌悪されている、見たくもない場所なのです。むしろ、心臓の弱い人は「入るな、危険」とまで言われている内容なのです。それを強制的に見させられたり聞かせられたりすれば、正常な人も異常になる可能性は高いです。普段から裁判に慣れ親しんでる人にはわからないでしょうが、普通の人にはデリケートなのです。体を切り刻んで内臓見ても平気な医者もいれば、血を見ただけで卒倒してしまう一般人もいるのです。また、そういうものが「苦手」なだけでは欠格事由の心身の故障には当てはまらないので拒否できないでしょう...。もしくは、多少のことなら大丈夫だと思っただけでも死刑になるほどのひどい犯罪を見聞きしておかしくなることもあるでしょう。逆に裁判員の精神を考慮して平べったくしか内容を示さないのなら審理に加わる意味も成さず、誤審が増えるでしょう。そして、そうなった者の補償はどうなるのでしょうか？裁判官は好き好んでそういうものを見聞きしていますが、一般市民はそういうものが好きでもなくても強制的に見聞きさせられ精神を侵してしまうかもしれないのです。勝手に呼び出して市民の生活を脅かし、もしそれが原因で異常をきたしたら保障はしてくれるのでしょうか？また最後に、一般市民の判断は偏っているということも付け加えさせていただきます。某高校の文化祭で裁判員制度の模擬裁判を行なったそうですが、結果は通常の裁判なら間違いなく下るであろう判決とは逆の判決が下りました。また主人と裁判員制度について話をしたところ、主人は裁判には行くだらうけど面倒だから他人の意見と一緒にすると言っていました。このように主体性のないのが一般市民の実状です。それと主人曰く、被告が出所後逆恨みで殺されたりしたら怖いとも怯えていました。また、松本サリン事件のときなど当初犯人と疑われていた一般市民の方がいましたが私の家族は私を除いて全員「あいつが犯人に違いない」だとか「目があやしい」などと決め付け、マスコミに踊らされ終いには自分の感情をむき出しにして文句をいっていました。ですが、あの時はそういう人が多かったと思います。市民の判断が裁判に反映されていないという大義名分は、こういう被害者を増やすことにもなりかねないのです。長々と書きましたが、一番願うことは裁判員制度がなくなることです。そして、私を殺さないでください。精神が病んでいる日本の土壌には合いません。実際、私は裁判員制度についてのニュースを見て私は手首を切りました。今のうちに死んでおかなければと思ったのです。もし召喚されたら冒頭に書いたように苦しむでしょうし、もし辞退できたとしても私の代わりに入った人の判断で判決がかわってしまうかもしれないということに苦しみ辞退もできないと思い悩むと思ったからです。現在はまだ決まったわけではないのだからと思いついて冷静になれましたが、そのぶんこの意見をぶつけさせてもらっています。(女性、20歳代、埼玉県)

平成15年10月、中坊公平氏(以下「氏」という)は、東京地検特捜部において、詐欺等被

疑事件の起訴猶予処分になつたこと。氏は、これ一つをとってみても、到底司法改革に關与する資格など、全くなかつたことが明白になつたのである。憲法の先生である佐藤幸治氏は、司法改革の長であつたが、彼は、法律実務(刑事事件でいえば捜査・公判等)を全く知らず、昔、曲学阿世という言葉があつたが(吉田茂が南原繁に対し言った)、それに合わせれば曲学阿財(学を曲げ財界におもねる)というべきで(そもそも司法改革は財界の某等から言い出されてきたものであつた)あるが、氏の場合は、「実務派」をもって任じたであろうから、かなり有力な声となつたであろう。氏は、現在、貴本部へは招へいされてはいないものの、過去の実績から、また、発言力からみてかなりの影響力を有し、かつ、現在もそれを維持しているだろうから、一層小生は、裁判員制度ストップ説を強く主張したいわけである。氏は、国民参加とか民間委託とか言いつつ、弁護士たちのビジネスチャンスの拡大を図つたものに相違なからう。御多分に漏れず、現今の経済不況は弁護士業界にも深甚な影響を及ぼしており、食えない弁護士達を創出しつつあるのである。氏は、これらの連中には、「お前らは廃業したらええんや」と切り捨て、氏の取り巻き?と思われる弁護士達の利益(それも莫大な)を一層倍加するための「努力」であつたろうことは、誰の目にも明らかであつた。心ある弁護士の中に、氏の意図・言動に眉をひそめる向きも少なくなかつた。TV報道の日弁連総会の喧々囂々の大混乱。氏に対する罵倒は熾烈を極め、「中坊さん」と言うな、「中坊」と呼び捨てにせえ、なる怒号…。とまれ、佐藤氏並びに氏の「結論」は、報告書となり、貴本部に引き継がれ、氏は、現在、貴本部にはいないわけであるが、「裁判員制度」は一人歩きし、近いうち、国会審議に諮られるところであるが、小生にとっては、否、国民にとっては、絶対国会を通過しては困る代物なのである。それは、明治から我々の先人たちが司法の權威を嘗々と築き上げた百年を、いわば弊履のごとく捨て去る所業であつて決して許されるものではない。小生は、裁判員制度は仮に実施されたとすれば、それは必ず刑事司法の崩壊を招来すると断言するものである。裁判員制度がなぜに刑事司法の崩壊を招き、絶対に国会を通過させるべきでないかを、項目的に以下掲記することにする。

1. 25歳から69歳までの選挙人名簿任意抽出の男女(ここで問題となる「国民」)がどのような人たちであるか、司法改革関係者はその実態をご存知だろうか。彼らの全く知らない世界の人たちなのだ。その根本認識理解なくして本件の議論はできない。刑事司法に当たるもの、まず、四年間法律学を懸命勉強し、かつ、五年間は警察・検察庁でその実務をこなした上、さらに弁護士のもとで実務五年、計十年間は修行せずして、裁判員として法廷に入るべからざる原則をとるべき。そんな人が、前記の選挙人名簿任意抽出男女の中に果たしているのでしょうか。

2. 裁判員制度は、弁護士が無罪獲得のチャンスを狙い、これが実現を求めたためのものであることは極めて明白である。近時、戦後しばらくの間と違い、無罪が出にくくなっている。弁護士の報酬規約を見ても分かれるとおり、無罪だとその報酬がグーンとアップすることに既に決まっている。簡単に申せば、かの裁判員はど素人ゆえ、どうにでもなる。裁判員制度導入のその狙いは、弁護士達の利潤拡大大作戦にほかならぬことは、弁護士達だけがこれを強く主張していることからこれは明白(一部法学者とかがこれに同調しているが、これは無知からくるもので、これは無視)である。肝心の裁判官側とか、検察官らがこの制度を全く主張していないこともこれを裏付ける。小生は、この問題につき、現職の裁判官・検察官がこれに反対しないのを不思議に思っているものである。なお、付言するに、弁護士は無罪を求める余り、被告人を無実なのに死刑にしてしまうこともあり得ることを指摘しておきたい。前にあつた事件だが、中国地方の裁判所で、Oという男が、強盗殺人の上、放火したとして審理を受けていたところ、寸前に、自分はアリバイがあり、これまで自首、自白を続けてきたことはみんな嘘だった、というのがあつた。警察も検事も裁判官もすっかりだまされていたわけだが、Oがどうしてそんなことをしたかが問題となつたのであるが、これは人が裁判員なんかコロッとだまされたいだらうと思うと弁護士としてどうするつもりだらう。公判は、否認事件に限らず自白事件でさえ難しいということをプロは百年かかって修業してきたところ、ど素人の裁判員に果たして何をどうせよというつもりか。裁判員は日当目当てに来る人ではないだらうが、自己嫌悪に陥らないものはおそらくないだらう。弁護士は常日頃、無罪とか冤罪とか言い、「弁護士による司法内司法」を築こうと思っているか知れぬが、思惑は大きく外れ、

歴史上最大の汚点を築くことになるかも知れぬことをあらかじめ警告しておきます。

3. 小生は、裁判員制度反対の理由に、現職の裁判官のダメぶりを挙げたいと思います。「困った」裁判官(宝島社)、「裁判官が日本を滅ぼす(新潮社)」等、最近の書籍を読むほか、小生は、過去現在、幾多のダメ裁判官を知り、深い落胆を実感してきています。で、それらダメ裁判官が裁判員の素人に何をどう教えられるというのでしょうか。むろん、弁護士達(司法改革推進派)は、裁判員の数を増やし、多数決でもってプロの裁判官を押さえ込まず戦術をとるのは定跡であろう。小生の知っている裁判官などは、いくら数が増えても、裁判員なんか僕が(意見を)押さえ込んでみせる、とか豪語しているのもいるが、数を頼む裁判員の豪傑が「多数決じゃー」と一発かませば前記裁判官はすっ飛ばすのは必定。裁判官の裁判員コントロールは、現在の如き実情なら無理もいいところ。同様、検察官も、近頃はサラリーマン化して、やる気はないは、ダメです。それに、検察の世界には、決裁制度なる伝統があり、諸悪の根元なのであるが、これが是正されない限りどうにもならない。現職の裁判官・検察官たちは、裁判員制度に関し、賛否いずれか全く沈黙を守っているのはいったいどういうことだろう。学者(法学部の教授ら)が時に論評を加えるが、彼らは、実際に法律実務をやってはいないのであるから、発言する資格がないので無視。また、政治家連中もほとんど不知のせいか、同じく静観。その他、国民の代表のような顔して積極言動する市民団体(含労組等)TV・新聞のマスコミは裁判員制度賛成の報道を展開するが、ある種の圧力があるか、若しくはマスコミの世間知らず(故山本夏彦はマスコミは嘘を報道するという)にほかならない。

以上申し述べたとおり、裁判員制度導入は絶対してはならない。仮に実現すれば、我々の先賢が明治以来嘗々と築き上げた司法の権威 - 刑事司法の公正 - が早晩音を立てて崩壊すること火を見るより明らかである。そのときは、賛成論を唱えていた学者達マスコミなんかは素知らぬ顔して何の責任もとらぬこと世の常。弁護士(一部のことだが)が裁判員制度に熱心なのは、彼らの所得拡大のチャンスを図るものであること明らか。その他、身柄事件の国選弁護士(起訴前)、仲裁、ADRや法科大学院等々、すべて国民の税金の弁護士への投入にほかならないではないか。河村たかしが国会委員会で取り上げた「平成十二年にRCCの弁護士のみで与えた報酬はなんと三十七億円」等々みれば、氏の真の狙いがどこにあったかよく分かるだろう(さきに言った故山本夏彦の遺言?に「弁護士の数を増やすな」それはろくなことがない。昔は三百代言といったという。)。これまで、一部の弁護士の悪口を書いたようだが、小生は偏見は有していない。恨みもない。小生自身、過去五十年間弁護士達と深く関わる商売をしてきており、まじめな弁護士もまた仰山いることも知っている。が、そんな連中は発言しない(静かにしている)。一部のワルが衆を恃んで騒ぎ立てるだけ。裁判員制度導入賛成派の連中は、自分らの利益拡大のみに熱狂しており、これがため、刑事司法が崩壊されようがどうでもよいのだ。司法の権威の外堀が埋められるという認識すらないのかも知れない。その余の社会の無秩序状態、鳥なき里のコウモリの暗黒化などどうでもなれ、であろう。これまで、彼らの言ってきた人権とか民主主義とかは、単に口先だったことをはっきりさせないため、裁判員制度導入には反対します。(男性、70歳代、京都府)

(3) 裁判員の員数を多数とすることを求める意見

裁判員と裁判官の数は2対7が妥当です。

本当に血の通い心を大切とした裁判員制度ができるように裁判員の数は7人以上にしてください。(女性、40歳代、東京都)

裁判官と実質的対等性を確保するため、市民の知恵と経験を生かすよう、裁判官と裁判員の人数を3倍以上にしてください。(女性、50歳代、東京都)

裁判員の数を11人とし、裁判官を1人とする案に賛成します。国民のチェックアンドバランスとしての裁判員制度にするためには、さらに裁判員だけによる独立評決制度を導入すべきです。(男性、40歳代、海外)

裁判官が多すぎると、裁判員は裁判官の意見に左右され、自分自身の意見を述べられない。形だけの裁判員制度なら、税金の無駄使い。逆に、裁判員を入れる分だけ裁判官の負担が増えてしまうだけ。裁判官1名に対して、裁判員は4倍以上必要。(女性、20歳代、滋賀)

県)

とにかく、どんなに細かいことを議論するときも、常に「市民が主体的に、気持ち良く参加できる制度かどうか」ということを念頭において考えて頂きたいと思います。この制度に期待しています。ぜひ市民の声を広く反映させたものにして下さい。(男性、10歳代、東京都)

裁判員の人数 = 裁判官の数の3倍以上とする。

裁判員の役割 = 事実認定について大きな強い役割を望む。

判決書に、裁判員が署名する。(男性、兵庫県)

いままでの裁判が、裁判官1人で判断してきたわけですから、そこに一般の人の判断が加わるとなると、裁判官は、1人ないし2人で充分だと思います。裁判官と裁判員の過半数による評決ではなく、全員一致は難しいとしても3分の2以上の多数決制とすべきではないかと思えます。(女性、40歳代、滋賀県)

裁判員制度は、司法の民主化・国民主権の実現の趣旨である。そうであるなら、できる限り、裁判員の比率を高めるべきである。よって、裁判官1:裁判員11程度の比率が本来のあり方である。せめて裁判官2:裁判員6程度は必要。3:6程度でも趣旨にそぐわない。3:4は論外である。(男性、30歳代、滋賀県)

裁判員の人数については、9名以上。裁判官は1人か2人でいいと思います。取調べは、裁判員がきちんと判断できるように、全過程の録画をすべき。裁判員の守秘義務については、罰金刑のみ。専門家である、日本弁護士連合会の基本的な考えをぜひ取り入れてください!!(女性、30歳代、神奈川県)

裁判に国民の社会常識を反映させるためには、裁判員の人数をできるだけ多くした方がいいと思います。裁判官が多いと裁判員はただでさえ慣れない状況に置かれる上、気後れし、発言しにくくなるのが十分予想されます。国民の社会常識を反映させるという点からして裁判員を多くし、できるだけ発言しやすい環境をつくることを第一に考えるべきだと思います。(女性、30歳代、滋賀県)

人数について裁判員の数をもっと増やすべきだと思います。理由は一般市民の知識を裁判に反映させる必要があるからです。一般市民が利用しやすく開かれた裁判所のあり方をのぞみます。裁判官の判断が人の人生を大きく変える影響力があることを考えて裁判官は判決をくだすべきです。ぜひ市民から遠く離れた制度をつくらないようお願いいたします。(女性、30歳代、東京都)

法律の知識が豊富な裁判官に囲まれて、経験の全くない市民が裁判員になって、果たしてどこまで意見が言えるのでしょうか。裁判員に選ばれて、参加しても、法律の言葉で表現できないため、言いたいことも言えなくなってしまうのではと不安です。広く国民の意見を問うのであれば、裁判官より裁判員の人数を多くすることを望みます。(女性、40歳代、滋賀県)

裁判員制度を真実国民の意思が反映できるようにするためには、自由闊達な議論ができる環境をつくる必要があります。そのためには、裁判員の比率がより大きくなるのが大切です。したがって、座長試案の裁判官3、裁判員4というのでは、かろうじて裁判員の比率が多いというに止まっており、不十分です。なおかつ、裁判官の人数3というのも必要性がありません。1ないし2がよいと考えます。(男性、30歳代、滋賀県)

裁判員に永久に守秘義務を課し、しかも違反した場合、罰則まで科すのはどうかと思う。裁判終了後一定期間たてばある程度制限つきで自由に意見を表明できるようにすべきだ。それとともに、偏見を抱かせるような報道を禁止する規定も国民の知る権利、表現の自由を不当に制限するもので、あってはならないと思う。また、裁判員の数に裁判官の倍以上は必要だと思う。(男性、東京都)

裁判員が主体的かつ自由な立場から発言し裁判に参加するためには、裁判員が十分に多数であることが必要である。裁判員は9名以上必要であり、裁判官は1人か2人でよい。報道機関には報道の自由があるので、法律で規制すべきではない。(男性、40歳代)

裁判員の人数は裁判官、1人につき裁判員は10名ぐらいが丁度いいと思います。その方が民主的に進むことが確実です。裁判員の守秘義務は、その裁判が終われば個人の名誉毀損は(プライバシー)駄目ですが、一般的なことまで規制するのは止めた方がいいと思います。あまり規制や罰金と強制すると、裁判員のなり手がなくなると思えます。(男性、大阪府)

もっと裁判員の人数をふやしてください。弁護士に対する新たな制裁規定等を設けることに反対します。証拠の目的外使用に制裁規定を設けることに反対します。裁判員等の守秘義務規定が厳しすぎて、反対です。これでは裁判員になれません。報道規制規定は削除すべきです。裁判員への接触禁止規定もきびしすぎて反対です。(男性、大阪府)

まず、裁判員の数については、裁判官の倍以上は必要ではないかと思います。6人～9人くらいでしょうか。裁判員に裁判終了後も永久に守秘義務を課するのはどうかと思います。制度の改善のため、国民の関心を高めるためにも裁判終了後、一定期間たてばプライバシー等に配慮した上で報道機関等に意見を表明できるようにすべきだと思います。違反した場合の罰則として懲役まで科すのは、裁判官と違い志願してなるわけではないのでどうかと思います。報道に対する規制も慎重であるべきだと思います。(男性、東京都)

市民が司法に関与しているという実感をもつためには、裁判員に選ばれた人だけではなく、選ばれていない人も次は自分かもしれないという実感がなければならないと思います。極めてレアケースな裁判員に当たってしまったというのなら、国民の司法参加は掛け声だけで、宝くじ程度の、つまり買っても買わなくてもどっちでも良い制度になってしまいます。選挙権を行使することや公共的関心を持つことをこれからすすめるに当たっては裁判員制度は格好の教材になるはずで、良い教材にするためにも、裁判員の数を少なくとも7人にする必要があると思います。(同文2通)

合議体の構成(裁判官2/裁判員10 いずれも男女半々)在日外国人に選挙権がないので、市民として参加できず問題あり。裁判官1、裁判員7以上。すべてわかりやすく十分な時間を取る。取調べ中のビデオを含めて、証拠や証言を視覚化する。選挙人名簿から20歳以上でよいと思うが、断る自由も残しておいてほしい。とにかく密室性をなるべく解いていく方向で。死刑制度とか再審の道とか、議論はしなければいけない。(50歳代)

裁判迅速は歓迎しますが、「迅速」だけが優先されて、証拠物、調書などの調査、検討が疎かにされては、正しい判断は下せない。えん罪事件の起きるのは、捜査当局が都合の良いのは公開するが、悪いのは隠すことにある。このかつての経験からすべての証拠、調書などはすべて公判開始前に公開すべきです。これが国民に開かれた司法として信頼される。次に、井上教授の座長案に、地元紙東奥日報は「情報公開や市民感覚重視の流れを無視したアナクロニズムと言われても仕方がない」と論じてることを伝える。私も同感です。裁判制度は、市民の目線を尊重する形にすべきである。裁判員の人数をもっと増やし、自由にものの言える制度にするべきです。(男性、70歳代、青森県)

現在自民党より、裁判官3人に対し裁判員4人という案がなされていますが、裁判官等の知識に説得される不安を感じてなりません。裁判官は業といえども人を裁くという大変なお立場にある方という認識の上、私たちは絶対の信頼をおいています。裁判員制度導入の意味はなんでしょうか。密室という条件の上、この自民党案の割合には、一般市民として、どうしても納得しかねます。見ず知らずの市民同士から形成される裁判員が専門家より1名多いくらいでは、知力と権力に圧倒されてしまうのは明白と考えざるを得ません。少なくとも裁判官の2倍以上(「最低でも」です)の人員が必要と思うのは私だけでしょうか。(女性、30歳代、静岡県)

プロである裁判官がいることはもちろん大切だが、本制度の趣旨からいって、多くの一般市民の考えを裁判に反映することの大切さから、裁判員が自由に自分の意見を述べられる環境を最初から整えておくことが必要である。また、裁判員はほかに仕事を持っており、審理の時間が短時間で済ませるようにしたい。そのためには事前の資料等の準備がたいへんと思うが、証拠収集やその開示を充実させなければならない。司法で使われていることはそのまま持ち込んで、裁判員が理解できないのも困る。プロだけの世界から、一般の世界に対応できるわかりやすいことばと説明をお願いしたい。(男性、40歳代、千葉県)

座長案は、裁判官3人、裁判員4人(但し、5人～6人も考えられる)としているが、裁判官との実質的対等性を確保し市民の知識・経験を裁判に生かしていくため、裁判官と裁判員の人数比を3倍以上とする制度とすべきである。訴訟指揮権に基づく命令不順守に対する制裁(過料・措置請求)等、裁判所の訴訟指揮権を強化する制度を導入すべきでない。開示された証拠資料の目的外使用の規制(違反に対する過料・刑罰)は、裁判についての集团的討論・

集会や宣伝行動等支援活動・研究活動・報道等に重大な制約を及ぼすおそれがあることから設けるべきでない。(同文26通)

人権を守る法曹の世界にあって市民をないがしろにした裁判員制度は許せません。まず合議体の構成は裁判官1人に対して裁判員は3倍にすべきです。せっかく有意義な価値観、判断力を持っていても職業裁判官の前で萎縮してしまえば、有効に活用できません。評決は全員一致を原則とし、有罪判決は一定の条件下で3分の2以上の多数決とすべきです。充実した評議を確保するためです。また、裁判員制度導入にあたり調書重視の裁判から証拠、証言重視の裁判に移行すべきです。証拠の可視化として取調べ過程の録音・録画を実施することによって、これまで争点となっていた部分が明確になると思います。最後に、この裁判員制度をより市民に身近なものにするため、勤務、育児、介護等にも配慮をお願いします。(女性、40歳代、愛知県)

裁判員制度導入については賛成です。われわれ一般国民にとって法律は生活の基本指標となる大切なものですがまた同時に近寄りがたく堅い印象をもつのが現状ではないでしょうか。これからの成熟時代に突入するにあたり、法律をまず一般国民が身近なものとしてとらえることが非常に重要だとおもいます。裁判とは、とにかく敷居が高く、時間とお金がかかるものだと思ってしまう。ですから、裁判員制度において、一般の意見(価値観)を広く取り入れ公正な裁判を行うために導入するのであれば、まず、一般市民に自由に発言する場を与えることが第1歩です。裁判官対一般国民の比率でいえば最低1対3は必要ではないでしょうか?プロの方が多いいのでは国民は萎縮して意見が言えません。それほど裁判官は雲の上の存在なのです。(女性、20歳代、大阪府)

私は30年にわたって裁判の傍聴を続けていますが、司法の問題は戦後長い間に裁判所が法曹三者の職場と化してしまい、それぞれが仕事のやりやすさを追求した結果が今の法廷となっていると感じています。最高裁からの指示でラウンド法廷が導入されても、傍聴を認めまいとする裁判官がまだいるのが現状です。この現況で市民が十分に法哲学を持ち事件に直面するには、まず裁判官は多くても2人が前提です。そして、裁判員は7人以上9人が必要と考えます。裁判員制度を安易な裁判のスピードアップの手段として、法廷からも市民を出してしまうことがあったら、またも市民は裁判所から遠ざかることになります。法曹三者の都合でなく、市民の視点での論議で充実した裁判員制度を構築するための論議を希望します。(男性、愛媛県)

裁判員の数は多い方がいい。裁判官1人か2人に対して裁判員は4人から6人がいい。その方が意見が言いやすいから。裁判をもっと分かりやすくしてほしい。言葉や表現が難しいからよく分からない。誰にでも理解できる平易なものにしてほしい。評決は全員一致がいい。ただ、時間がある一定のラインをこえたときは、4分の3以上くらいの多数決で決定してもいいと思う。無作為に選挙人名簿の中から選ぶのなら、どんな人も参加できる諸々の整備をしなくてはいけないと思う。学生も参加すべきだと思う。(10歳代、愛知県)

アメリカのルイジアナ州で、陪審員を12名から5名に減らしたところ、連邦最高裁判所から違憲であるとされました。多様な意見を裁判に反映させるためには少なくとも6名以上が必要だという理由です。日本がアメリカほど多民族国家ではないとしても、様々な意見を提出し議論に耐えた意見が正当性を持つためにはやはり6名以上の意見が必要だと思います。例えば、強姦の成否で、女性の抵抗が弱かった点が問題になった際、裁判員が男性2名と女性2名のケースと男性3名と女性3名のケースでは違いが生じる可能性は高いと思います。裁判官自体女性が少ないのですから、裁判体全体の構成として前者の場合、男性が5名と女性が2名になるケースが普通になるでしょう。裁判の結論がどちらになるにせよ、女性の数が少ないことは問題になるでしょう。裁判員の数は最低でも6名は必要です。(女性、40歳代、広島県)

市民による司法参加という点を本気で考えるのであれば、裁判員が市民の視点で積極的に意見を述べられるように、裁判員の人数を、少なくとも裁判官の3倍以上とすべきです。また、裁判員は、裁判の最初から最後まですべての手続に関与すべきであって、裁判官のみによる争点整理や証拠能力の有無の判断をすべきではないと思います。さらに、裁判員が裁判手続に集中して参加できるように、仕事先等に対し、給与や待遇を保障させるよう制度化す

べきです。刑事裁判制度については、まず捜査段階での、取調状況の可視化が不可欠です。とにかく現在の自白偏重の状況や、否認するや有無を言わず逮捕勾留する状況は早期に改善すべきです。その代わりに、警察や検察に、客観的な証拠を収集する権限をもう少し付与してもよいのではないかと思います。(男性、20歳代、北海道)

裁判員の年齢を25歳以下に制限したり、人数を少なくするという姿勢を見ていると、国民にいきなり選挙権を与えるのはいかかなものかということで制限選挙から始めた昔の明治政府を思い出します。国民をバカにしていると思います。むしろ国民を信頼すべきであり、刑事裁判における事実認定・量刑判断という責任を国民に委ねることにより、国民1人1人の権利意識の高まりが望めるのではないのでしょうか。裁判官からしても、裁判員が多いほど、議論を進めたり意見をまとめたり判決書を作成したりするのが大変になりますが、裁判官が評議及び判決書作成において、このような能力を磨いていくことが、我々国民の裁判官への尊敬・信頼を深めることにもなり、また今まで閉じたイメージの強かった裁判所を国民に身近なものになると思います。最後に国民の参加を広く認めた裁判員制度が未来の日本社会に根付くことを期待しています。(男性)

1. 裁判官3名は多い。最高裁は3人は必要と考えているかもしれないが、現場の刑事裁判官は今でも多くの事件処理に追われていて、集中審理となる裁判員裁判に列席・検討していると、負担が異常に増加し体が持たない(と聞いている。)。裁判官は1、2名とするべきである。また裁判官と市民の対等性を確保できないと意味がない。今の裁判を見ていると裁判官の強引な訴訟指揮、分かりづらい訴訟指揮が多く、こうした裁判官と対等に渡り合うためにも裁判員はもっと多くすべきである。

2. 裁判員制度のもとでも公平適正な裁判を実施するには、当事者主義をより強化すべきであり、訴訟指揮権を強化することは弁護権を制約するものとなる。裁判で無用な争いを減らすためには、取調べの可視化が必要不可欠である。

1. 裁判官と裁判員の人数についてですが、井上座長の案では裁判官3名対裁判員4名(5~6名も検討する)とあります。また、自民党も井上座長の案と同様3人対4人程度を主張しています。これに対して、私は裁判官と裁判員との人数比を1~2人対6~9人を主張いたします。井上座長の案及び自民党の設計案ですと、「国民に開かれた司法」を実現するにははるかに及ばないものであると考えています。「国民の負担を軽くする」といった意見があるようですが、これは国民を馬鹿にしているようにしか思えません。

2. 裁判員の年齢ですが、井上座長の案では25歳以上となっていますが、私はこれに対して満20歳以上の国民を対象にすべきであると考えます。「25歳以上」には、被選挙権(衆議院議員・地方議員などの)や、司法修習修了して法曹の世界に入る平均的な年齢から規定したと考えられますが、より多くの国民に司法参加してもらうには、選挙権付与と同じ20歳以上でなければならぬと思います。(男性、20歳代、埼玉県)

裁判員の年齢を制限したり、人数を少なくするというのは、国民にいきなり選挙権を与えるのはいかかなものかということで制限選挙から始めた明治政府と似ています。何を恐れているのでしょうか。裁判員を4名から7名に増やしても裁判所がおこなう人数確保の手数はほとんど変わりません。現在おこなわれている検察審査会の審査委員のリストづくりと同じで、要件に適合したリストを作成するのは選挙管理委員会です。裁判所はそのリストに従って、書類の発送事務をするだけです。また、判決を書くのに裁判員が少ない方が楽だと思っている裁判官が多いのは理解できますが、現在の刑事裁判官は判決書に苦勞している以上に、仕事におもしろみや新鮮さをもてず、民事裁判官に劣等感やうらやましさを感じているメンタルな問題の方がはるかに上回っています。陪審制の国で最も尊敬されるのは刑事裁判官だといえます。公正な手続主催者で、陪審員の仕事の重要さを常に語りかける裁判官は圧倒的な権威を持ちます。現在の刑事裁判官はきっとこの制度で尊敬を国民から寄せられるようになるでしょう。裁判員の人数を少なくする必要などありません。7名でも大丈夫です。(男性、40歳代、広島県)

井上座長案の裁判官と裁判員の比(3:4)は全くおかしいと思います。現在、裁判官のみの判決で「おかしい」と首をひねるものがたくさんあります。裁判員制度になり、判例のみ、通常の生活をしていない裁判官の経験のみによるおかしい判決というものが無くなってほしいと

思っています。いや、無くさなければなりません。裁判官が3名で主導権をもつのであれば、市民が意見を述べてもつぶされてしまうでしょう。なんと言っても、官僚は市民を“下”に見ていますから。この井上座長の意見は、自分もその官僚の一部で、市民・裁判を受ける人を中心に考えられていないと思います。裁判官：裁判員は2人：8人。量刑が死刑・無期などの重大犯罪のみではなく、軽微な事件から関与する。裁判員の身分は安全面を含め保証する。評決は、基本的には全員一致が望ましいが保留・条件付などの分類を設け、グレーな部分を含め、何回も協議していくことを望む。裁判員への罰則も厳重化させ、何かおかしなものになりつつある。行政のやり方は、いつも、官僚中心のスケジュールで動いているので、市民の側の多忙は聞き入れてもらえないのか。こういう罰則を決めるようであれば、市民側が困ったときに相談できる機関が必要。(官ではなく、弁護士会が担当するのが望ましい。)これからの新しい裁判を市民参加にし、より良くなればと思います。市民は皆、責任をもって、参加していくでしょう。(女性、30歳代、大阪府)

まず合議体内の裁判官と裁判員の比率についてです。座長案では裁判官3人、裁判員4人(もしくは5人ないし6人)ということでしたが、これはいかがなものでしょうか。例えば裁判官3人の意見が一致したとき、それに対して異を唱えることのできる一般人素人が、たった4、5人のなかにどれだけいるでしょう? ましてや面倒事を嫌がる日本人のことです。司法のエキスパートの意見に引っ張られてゆく姿は目に見えています。提案としては、裁判官と裁判員の比率が1：5、もしくは1：6くらいなければ「市民の腹の声」はでてこないと思います。思い切って裁判官を1人にするか、または裁判員の数を2倍に増やしてはいかがでしょうか。

次に評決についてですが、過半数で決まってしまうのは少し簡単すぎでは? 憲法改正ではないですが、やはり一般常識性を重視するからには、3分の2の意見があったところで決定した方が確実だと思います。

飛ばし読みして一番疑問に感じた2つを挙げさせていただきましたが、これらに関しては恐らく他の方々からも同じような意見が寄せられていることと思います。ほんとの市民主体の、市民のための司法制度を確立するためにも、前向きな検討をよろしくお願いいたします。(女性、10歳代、宮城県)

裁判制度の改革には、法曹界の意識改革がなければ骨抜きになる。交通事故や公共交通の事故や殺人では、その事実を証明し、立証するのに時間と費用がかかる。また、裁判になっても証拠が不十分で被害者が報われず、敗訴する例がほとんど。虚偽、証言の拒否があり、正確な証拠が証明できず、立証できない。この悪い風潮を、消すためには、国民の参加が不可欠で、裁判官の3倍にあたる民間人が参加しないとだめだ。先日公表された「裁判員制度」の座長試案では骨ぬきだ。法曹界も過ちを犯すのだ。人間は間違える動物です。法曹界はすべて優秀で過ちをしないと勘違いしている。

政府の司法制度改革推進本部の顧問会議が開かれ、先日公表された「裁判員制度」の座長試案について「いったん白紙に戻すべきだ」との厳しい意見が出された。顧問会議は民間の有識者8人で構成され、司法制度改革をめぐって小泉首相に提言を行う役割をになっている。5日の会合で顧問の1人、連合の笹森会長は、裁判員制度の座長試案が裁判官と市民の人数比を3人对4人ないし5～6人としていることについて、「これでは市民はつけ足しに過ぎない。プロの裁判官にモノを言える雰囲気にもならない」と批判した。さらに市民が裁判の後も守秘義務を負い、破れば罰金か懲役刑が科せられる規定については、厳しすぎる内容で、こんなことならやりたくないという人がほとんどだ」と述べ、「座長試案はいったん白紙に戻し、議論を再スタートさせるべきだ」と述べた。(30歳代、埼玉県)

裁判員の参加できる年齢は25歳ではなく、むしろ、私は18～19才からでもいいように思います。アメリカのカリフォルニア州のような、少年事件のみ18才の裁判員を参加させる制度も効果があるのではと思います。暴力団がからむ事件では、保護・保障の問題がやはり気になります。それともそういった事件では、従来どおりの職業裁判官だけの裁判になるのでしょうか? もし、そうだとするとどこで線引きするのでしょうか? 細かいことかもしれませんが大切なことだと思います。日本の犯罪増加でこれから刑事裁判は増えるかもしれませんが、それに伴って、裁判員をしたから事件に巻き込まれたなどの二次的犯罪の被害者が増えるのは不条理です。また警察の検挙率の低下を見ても、自分でプロテクトできるものはなくては

いけませんし、もし何かあってからでは遅いと思います。アメリカは裁判における、証人保護プログラムをはじめ、批判も多い司法取引さえありますので、事件性によっては陪審員にもなんらかの保護などがありうるのではないかと思います。

参加人員は職業裁判官の3倍は必要と思います。そうでなければ、忌憚なく自己の意見を述べることはできないと思うからです。民意を反映する目的で導入する裁判員制度、民意の意見も聞いて取り入れてより善き制度ができ上がりますように。心をこめて。(女性、30歳代、広島県)

裁判官と裁判員の数の問題を議論する際には、これまでの裁判のあり方を基礎にすすめるのではなく、新しい観点に立つて行くべきである。そもそも、裁判員制度を導入することは、国民と裁判官との共同作業により審理をするものである。その構成員として裁判員は、裁判官と同等でなければならない。人数議論の説明と論点整理は、裁判官が主で、裁判員は従であることを前提としたものになっている。法律論では裁判官は専門家である。しかし、それ以外の市民社会の規範や経験では、裁判官にはないものを裁判員は持っている。そうしたお互いを信頼し、尊重する関係がなければこの制度は成り立たない。見解・意見が割れたときのためやバランス論で裁判官の数を3人とする意見はそうした考え方の代表例である。人数構成は、裁判官は2人まで。裁判員は裁判官の3倍程度がふさわしいと考える。また、この制度によって、裁判をすすめるには裁判員に物理的負担がかからないようにしなければならない。そのためには、全ての証拠開示が必要であり、検察の都合によって公開されない証拠があること自体が市民感覚からかけ離れた考え方である。取調べの可視化も重要なポイントになる。

裁判員の守秘義務については、法廷は公開されたものであるからそこに出された情報は守秘義務を負うことにはならない。問題は評決等の審議の情報をどうするかだが、判決が出されるまでは義務を負うこととし、判決が出た以降はその義務を負わないとするべきである。判決以降に公表したことによって、損害を被る場合にはそれを特定して別途対策を考えるべきである。(男性、40歳代、大阪府)

1. 裁判員は4人ということですが、これでは、裁判官と対等に意見をいうということにはなりませんので、せめて裁判官の3倍の人数を確保して下さい。

2. 裁判所の訴訟指揮に従わない弁護士への罰則が厳しすぎます。裁判所の強権的な指揮に対して、誰が意見を言うことができるのか・・・？私たちが求めているのは、拙速な訴訟ではなく真実を明らかにする充実した裁判です(勿論、ダラダラするのはよくありませんが、それにしても、それを規制するのに罰則でというのは、能がありません。)

3. 開示証拠資料の目的外使用についてもその違反者に対する罰則が大変厳しすぎます。事案によっては一般の人に広げて裁判を見つめなければならないことだってあります。それを一括して取り締まるなんて、ひどすぎます。

4. 裁判員の守秘義務違反に対する罰則も厳しすぎです。こんな制度であれば、まず、私は裁判員になど絶対になりたくありません。常識の範囲で、人のプライバシーに拘わることは言わない方がいいけれど、そんな厳しい罰則では、裁判自身が暗闇の法廷になってしまいます。絶対に止めて下さい。

5. 裁判員への要請行動なども処罰の対象にされるといのは、国民の裁判批判や、要請する権利を侵害します。絶対に導入しないで下さい。

2～5に付いては、すべて、裁判所批判をさせないための規制にしか受け止められません。刑事裁判は何人にも開かれた中で公正な訴訟指揮が必要です。訴訟指揮や、捜査に対する国民の批判を妨げるこれらの規制案に絶対に反対です。(女性、30歳代、大阪府)

一般国民が裁判官とともに刑事事件の審理をする裁判員制度の導入は、司法へ初めて参加する国民にとっては戸惑いという感じではなかろうか。裁判員制度は、法曹界に風穴を開けて、裁判に市民感覚を取り入れるという構想だが、一般生活になじみのない事柄や司法は人任せという世の中に育った者にとっては、なかなか、イメージが掴みにくい。それに、素人がプロに対して気後れなく意見を言える雰囲気はとても生まれそうにもない。そんなことを言って尻ごみしていても現実には来年の春には法案が国会に提出されるというまったなしの話だ。そこで、自分が裁判員に選ばれたとして考えてみるに、まず裁判官と裁判員の人数構成

だが、裁判員は10人前後と多い方がいい。専門的な意見でなく、常識的な判断しかできないものだから、数で判断をせざるを得なくなってくる。特に、合議に加わる対象事件は、死刑が無期の懲役、禁錮に当る事件か、故意の犯罪行為で被害者を死亡させた罪に該当する事件だろう。つまり、殺人や傷害致死など身近に起こった重大な事件で、容疑者の生死を左右する判断を迫られることとなり、責任は極めて重い。審理における心理的負担は計り知れない。一般社会人として勤め上げたものならいざ知らず。物の判断ができないものや病人が選ばれた時はどうするのか。裁判員は厳選する必要がある。裁判員は公正な裁判を維持するためさまざまな義務を負うことになる。裁判員に罰則付きで終生の守秘義務を課し、審理に影響しないよう厳密に個人情報保護、外部からの接触を制限する規定を設けた。そのこと自体当然のようだが、言論の自由との関連も見過ぎにはできない。裁判員は偏見を持ってはならないことは百も承知だが、何が偏見に該当するのかもう一つ理解できない面もある。要するに、感情に動かされがちな素人にどうして自信をもたすのか、裁判員の質が問われる事柄ではないでしょうか。(男性、70歳代、京都府)

裁判員制度は、裁判官と市民の「協働」を建前に、陪審制を排して導入が決まったはずである。そうであるなら、両者が「対等な立場で」「相互のコミュニケーション」を取りつつ、有効な「知識・経験の共有」が可能となる環境を整備すべきなのであり、ただ同じテーブルにつかせればそれで「対等」になるわけではない。同じグラウンドならプロ野球チームと草野球チームで対等な試合ができると思うのか。市民選出の裁判員は職業裁判官の「2~3倍程度とすべき」との主張を単なるスローガンとしか考えられないのは、想像力が貧困過ぎる。同様に、就職禁止事由として「裁判所職員」「法務省職員」「警察官」や法律関係職種、大学の法律学教授まで排除するというのも、むしろ裁判員と職業裁判官の「非対等」を担保するためのものではないのか。上記の比喻で言えば、草野球チームから学生野球出身者を排除するようなものである。また、裁判員の加わる合議体にも職業裁判官3人を「必要」とする考えこそ、裁判員を従来への単なる「付加物」とするものである。相互ではなく一方的な「コミュニケーション」と知識・経験の共有ではなく「披瀝」しか念頭にないことの証明といえよう。合議体の人数を「あまり多数にはしない」ためには7人なら良くて8~9人では議論の実効性が保てないという合理的な根拠はあるのか。あるいは、3人の裁判官で意見が三通りに分かれることは絶対にないのか。「偏見報道」の規制は必要。マスメディア側の「自主規制に委ねよ」との主張は理解に苦しむ。そんなものは「密室の談合」ではないか。マスメディアの「談合」は表現・報道の多様性を損なうだけで、百害あって一利なし、である。裁判員の守秘義務違反に対し、罰金刑だけでは軽すぎる。罰金を肩代わりしてでも秘密を聞き出そうとするメディアが、必ず現われるだろう。「身代わり」のきかない罰を科されていれば、しつこい取材を断るための便宜にもなる。ただし、裁判員経験者の意見の表明は、完全に自由とすべきである。さらに、評議の秘密とプライバシーに関わらない事実についても自由であることを明らかにすべきである。(女性、40歳代、大阪府)

1.人数問題と対象事件について

座長試案は、裁判員を4名、裁判官を3名として、対象事件を絞り込んでいる。これは、あくまでも刑事裁判の主人公は裁判官であるという発想に由来する。ここでも、発想の転換が必要だ。そこで、裁判官は1名とし、裁判員は11名という私たちの提案を再度示したい。どうしても、裁判官1名では仕事が集中して困るというなら、補佐的な裁判官をつければいい。対象事件にも発想の転換が必要だ。量刑は裁判官の公平な感覚に任せてもよいから、犯罪事実が争われている事件こそ、市民の出番である。

2.罰則規定について

市民の主体的な参加を基本にすれば、手続の要所ごとに罰則で縛るという発想は捨てるべきだ。呼び出しに応じない、虚偽の申告をする、評議内容を漏らすなどについて、どこまで罰則が必要か。裁判員と裁判官という判断主体と、検察官・弁護人・被告人という手続の当事者による生き生きとした手続を再生させるためには、市民の積極的な関与を促す方策こそ、もっと工夫を重ねる必要がある。

3.裁判員制度の目的について

裁判員制度は、市民が直接、裁判に参加するところに意義がある。犯罪という重大な社会

的事件を処理する過程に市民が関わることによって、「お上任せ」の風潮を一新することも可能になる。市民の良識と裁判官などの専門家の緻密な思考というそれぞれの長所が生かせる制度であれば、学校教育に格好の素材が提供されることになる。

4.市民の立場について

市民は奴隷ではない。国政の主人公であることは、言うまでもない。さまざまな社会的経験を通じて、裁判官などでは得難い多角的な視点と、物事に対する深い洞察を提供することができる。事実の有無という難問に真剣に向き合い、衆知を結集して、一つの立場に囚われることなく、多角的な討議を通じて、被害・加害というもつれた人間関係に血の通った配慮をして、公正な判断ができる。また、裁判員が主体的な参加によって国政の主人公としての公務を全うできるように、いろいろと支援することこそ、専門家の責務だ。(男性、50歳代、東京都)

私は、基本的には陪審員制度を採用すべきだと考えています。日本には戦前陪審員制度があり、機能していたこと、そして太平洋戦争中に制度が停止したまま現在に至っていることを重く受けとめたいと思っています。しかし、戦前の陪審員制度をそのまま復活させると言っているわけではありません。審議会でも案が出された「裁判員制度」を限りなく「陪審員制度」に近いものとするので十分に機能するのではないかと考えています。

具体的には、裁判体の構成は、裁判官1名に対し裁判員10名から12名が相当と考えます。裁判員の権限については、事実認定と有罪・無罪の認定に限定し、法律論に踏み込んだり量刑を決めたりすることには反対です。法律、裁判の専門家である裁判官の視点を一般市民の視点から批判、評価することで有罪・無罪の判断は十分できるものと考えます。

裁判員が対象とすべき事件は、刑罰の軽重にかかわらず被告人が公訴事実を争っている事件に限定し、また被告人に裁判員裁判か裁判官のみによる裁判かを選択できるものとするべきであると考えます。

評決については、過半数による評決ではなく、裁判員全員一致、もしくは全員一致に限りなく近い評決とすべきであると考えます。たった1名の多い、少ない過半数で有罪・無罪が決定するというのでは、評議に参加する裁判員の事実究明の姿勢が極めていい加減なものとなると懸念します。

それから現行の裁判が「調書裁判」と批判されていることを真摯に受けとめ、あらゆる証拠が公判廷に提出され、被告人、弁護士、検察官そして裁判員が法廷で明らかになった証拠のみによって事実認定が行われる必要があります。わが国の刑事事件では逮捕されたときに否認し、長期間勾留されて自白し、公判で否認するというパターンがあるようです。「司法制度改革」のなかには「取調べの可視化」が刑事司法で保証されるシステムも同時に確立されなければならないと思います。

私たち市民は、いつ犯罪事件の被害者や、はたまた痴漢事件に見られるような「冤罪」に巻き込まれるかわかりません。裁かれるならば、法律の専門家だけでなく、私たち市民、庶民の感覚を持った同じ市民に裁いて欲しいと思います。市民の市民による市民のための「司法改革」が求められる所以であります。法律の専門家任せにしない司法への市民参加を実現するためにも市民主体の裁判員制度の実現を希求いたします。(男性、50歳代、大阪府)

1.裁判員の人数について

裁判に真に国民の社会常識を反映させるためには、ある程度の人数が必要である。また、選任された裁判員それぞれがもつ価値観や経験の多様性が事実認定などをより確かなものとするために10人前後とするのが望ましいと考える。当然、裁判員としての資質養成と確立・自立させるために態勢作りをする必要があります、それが整えば全ての問題点が克服されるものと確信致します。

2.裁判員の選出について

ア 裁判員の選出については、選挙人名簿からの無作為抽出とされているようだが、人権に関する重大な審理をし判断を下す訳であるから、無作為は一つの方法として容認したとしても、最低限の資質・資格の試験のようなものを行い、能力を推し測る必要がある。たとえば、その一つの方法として、新聞紙面を最低限の所全部読めることや、社説や社会面、事件や裁判判決の報道に関する考えや意見を口頭や書面での回答を求めるなどの一つの

判断方法を取る必要があるように思われる。(読み書きは最低のライン)

イ 選挙人名簿の抽出も一つの方法としてはよいが、ムラがあり選任にあたって選ぶ方も選ばれるものも困難が伴うと思われるので、(スポーツ選手や自営業者や介護の家庭等)自薦や他薦による選任をすべきではないか。企業や団体、地域など様々な組織や団体、つまり町内会や自治会、サークルや文字通りの多様な組織、団体からの推薦である。個人の自薦の場合は、ある程度の作文や見解を求める必要があるのではないかと。なぜなら、重大事件の刑事裁判にも関わり判断を求められる訳であるから、裁判を受ける側から見ても一定の資質を持った裁判員を求められるわけだから、厳密さの点からも必要であるように思われる。(決意や意気込みも大事)

ウ 量刑判断されるようですが、過去の判例など参考資料を判断材料として適宜配されるべきと思いますが、社会的な影響と同時に被害者やその家族などが十分に考慮され、ここにこそ、国民の社会常識や市民・庶民感覚を反映されるべく、判例も参考にしながらも、判例に左右されない、広く国民世論が納得する量刑が期待され求められる。(男性、50歳台、北海道)

今回の司法改革の元となる司法制度改革審議会意見書は、「裁判官と裁判員が責任を分担しつつ、法律専門家である裁判官と非法律家である裁判員とが相互のコミュニケーションを通じてそれぞれの知識・経験を共有し、その成果を裁判内容に反映すること」、「裁判官と裁判員との相互のコミュニケーションによる知識・経験の共有というプロセス」に裁判員制度の意義があるという基本構造を示しています。平成15年10月28日の「裁判員制度・刑事検討会」にて、「裁判官3人・裁判員4人」とう座長試案が示されました。この評議体構成で、「どちらかに中心が偏らず、いずれもが主役である」という状況だといえるのでしょうか。裁判官3人は、常日頃から職場を同じくする上司、同僚であり、旧知の仲である可能性もある上に、度々、同じメンバーで合議を行っています。一方、裁判員として参加する市民同士は全くの初対面と考えてよいでしょう。「相互のコミュニケーション」が確立されるまでに、裁判官は4人を知れば良いにとどまり、裁判員は6人を知らなければなりません。ましてや、知識、経験を必要とするに違いないと、未知の世界である評議に臨む裁判員が、この状況で対等に裁判官と議論していくことができると考えられるのでしょうか。「裁判員制度・刑事検討会」では、11人の委員で精度の高い詰めを求める議論がなされていますが、司法に関わる方がほとんどで、その他の職業の方は2名しかおられないため、専門家を相手に、苦慮されている様子も議事録から窺い知ることができます。是非、実体験を踏まえて、人数構成を再考いただきたく思います。また、今回の試案には、評議体構成の他にも深刻な問題があると考えます。評決については、「合議体の員数の過半数であって、裁判官の1名以上及び裁判員の1名以上が賛成する意見による」として、単純多数決で有罪にできることとなっています。試案を元にするると、少なくとも7人という構成が考えられているときに1票差で有罪としてよいものなのでしょうか。現在の裁判官3人による裁判でも2人の賛成とは、実質的に3分の2という特別多数決と等しいのですから、有罪には3分の2以上の賛成が必要とするべきです。次に、裁判員の要件は「年齢25年以上の者とする」についてです。健全な社会常識とは、社会に出て、一定の経験を積んだことによって得られるものでしょうか？社会常識とは、幼少の頃より培われるものであって、年齢を重ねているから常識があるとは言えません。若者の中には、10代の頃より勤労者として大人達と生活環境を同じくしている方が多く存在します。また、大人には理解し得ない若者独自のコミュニティーも形成されています。犯罪の低年齢化が進む今日の日本社会において、彼らを評議に参加させることは非常に意義のあることと考えます。よって、裁判員の要件は年齢20年以上の者とするのが適当です。すでに他の先進国には、市民が司法に参加する制度があります。これらの国の人々に、日本の「裁判員制度」って画期的で民意を反映したすばらしい制度だと言わせてみたいと思いませんか。民主主義の本質を行く司法制度を持って、グローバル時代のリーダー日本となっていくことを願っています。(女性、30歳代、東京都)

裁判体の構成は裁判官2人に裁判員7人とすべきである。なお、この場合の評決方法は7人以上の多数決とし、死刑の場合は特別に全会一致という評決方法を取るべきである。

裁判員制度の導入にあたり、日弁連などが主張しているのは、裁判官の影響を極力少なく

して、裁判員がプロに負けない程度の勢力を確保することである。これは市民の常識を加味した判決を目指すのを新制度導入の目的としているため、裁判員の数を裁判官の3倍以上とするよう求めている。改革推進本部の素案では、裁判員の人数に関しても「裁判官は3人、裁判員は2人か3人」と「裁判官は1人か2人、裁判員は9人から11人」の両論を併記している。そして、司法制度改革推進本部の「裁判員制度・刑事検討会」が28日開かれ、井上正仁座長(東大教授)が、裁判員制度に関する座長案を明らかにし、焦点だった裁判官と裁判員の人数比については裁判官3人に対し、裁判員4~6人となっていた。これは、日弁連が主張する3倍にはなっていない、あまり良くないのではないかと考える。つまり、主役が市民か裁判官かということなのである。ちなみに、国際的には民間人が裁判官の3倍以上の人数となっているのが普通である。日本はドイツと似た感じの人数比になるようとしているのがわかる。日本は少々国際的な水準から離れようとしているのではないか。そこで、私たちは裁判官2人に裁判員7人という構成を提案する。裁判官は1人では多くの裁判員をまとめきれない可能性があり、さらに1人では必然的にかなりの仕事をこなさなくてはならず、裁判官は2人にしたほうがよい。が、これよりも多くすると、裁判員を簡単に誘導できてしまうほどの力を持つてしまうので良くない。

裁判員は7人がよい。まず、5人以下にするというのは日弁連の3倍以上と言う条件にあてはまらず、論外である。もし、井上正仁座長案の通りの人数で陪審員制度を行えば裁判官がそろって事前に意思統一して「評議の秘密」が確保された評議に望んだとき、裁判員の意見を取り入れなかったり誘導したりすることができてしまう。また、裁判官と裁判員の権力の差は圧倒的であり、評議の時、裁判員が自由に自分の意見を述べていけるようにするにはやはり、裁判官の人数に対して多くの裁判員の人数が必要だと思われる。しかし、多すぎてもそれは、改革推進本部の「多すぎると議論が進みにくくなる」と言う意見を取り入れたい。さらに多いと金銭面で辛くなるので私たちは7人がよいのではないかという結論に達した。評決方法については、反対の人数を2人以下の場合にその判決を有効としようということで7人以上ということになった。3分の2では3人も反対がいるのであまり良くない。

死刑はその被告が更正の見込みがないと判断し、殺してしまう極刑である。よって、この刑についてはより慎重な議論をしてほしいので、死刑の場合だけは全会一致にするべきである。(男性、10歳代、東京都)

まず裁判官の数の問題ですが、戦前の地方裁判所の裁判は全件3名の合議体でした。単独体はありません。評議の慎重さを図ったからというのではなく、どうも陪席の裁判官を育てるための方策であったといわれています。戦後、アメリカ流の裁判をするようになって、単独体が原則になりました。だから合議体は非常に例外的なものです。

先月、日弁連で「国際水準から見た裁判員制度」という国際会議があって、フランスの破棄院の検事さんとイタリアの裁判官とアメリカの学者が、裁判官の員数について意見を述べていました。まずフランスの検事が、職権主義の裁判では、職権内部でテーゼを出す裁判官とアンチ・テーゼを出す裁判官と意見が分かれたときに第三番目の裁判官が必要だと、だから裁判官は3名必要なんだと意見を述べました。それに対し、イタリアは、職権主義から当事者主義に15年ぐらい前に変わりましたが、ここは裁判官が2人です。アメリカは御存じのとおり1人です。イタリアの裁判官とアメリカの学者の2人が、当事者主義の裁判では、テーゼとアンチ・テーゼとは当事者、つまり検察官と弁護士がそれぞれ出し合って、裁判官がどちらかを選択する、あるいは意見を合一して結論を出すのだから、原則1人で足りるはずだし、2人でも構わないといっておられました。

ドイツでは現在、裁判官が3名と参審員が2人です。1975年までは参審員は6名でした。それを2名に落としました。これは費用の関係で落としたようですが、ただドイツ市民には非常に不評であるというふうに、国際会議に出席していたドイツの学者は言っていました。ドイツは例外として、参審員の数が裁判官の数を下回る国はほとんどまったくありません。

また、アメリカでは、ルイジアナ州の州法で陪審員の数を5名に減らしたことがありました。これは連邦最高裁から違憲だと宣言されています。連邦最高裁は、評議に多様な意見を持ち出して検討するためには、陪審員は最低6名必要だというふうに裁定しています。

また、3、4年前の話ですけれども、フランスでは、被告人が事実認定を争う機会を2回設け

なければいけないという、EUに加盟するときの条件があります。普通、陪審の場合には1回しかチャンスがないので、陪審を採っているところは慌てて高裁、控訴審も陪審を導入することにしました。しかし、フランスではその構成をどうするかでもめました。フランスでは一審は、裁判官3と陪審員が9、3対9です。二審でも3対9にしようという意見があったんですが、そうすると差戻し審とグレードが同じになってしまって、上級審としての権威づけができないということになりました。そこで控訴審を3対12にしました。つまり、市民を3人増やすことで上級審の権威をつけたということがありました。つまり、フランスでは、市民の数は権威性を高めるという認識があるということです。

これらを考え合わせると、コンパクト論では、形式的に国民を参加させるという言い訳には使えても、実質的な国民参加を備えた制度ということはいえないのではないのでしょうか。裁判官と裁判員の数2対7が妥当だと思います。(男性、50歳代、広島県)

人数 :裁判員の数多くする必要がある。参加者が十分に発言するためには、人数が多いほうがよい。10人以上にすべきである。人数が多ければ、平均的な発言数が増える。少人数では、発言する者も多くは発言できない。人数が多いと、あまり発言しない者も出る。しかし、多く発言する者と、少なく発言する者がいてよい。ずっと他の発言を聞いていて、それから意見を言えばよいのである。黙って他の意見を聞いて考える者がいてよい。皆がしゃべり続けている、誰も考える時間がなくなる。賛成意見と反対意見が厳しく対立したとき、それまで多く発言せず、どちらの立場もとらなかった者がいれば、対立した意見をまとめる役割を演じることができる。また裁判員は、性別と年齢において、そして職業や社会的立場において、多様である必要がある。男女はほぼ同数になるようにして、年齢もいろいろの年代の人が加わるように、いろいろな職業の人がなるようにすべきである。人数が多いほうがよいのは、明らかである。陪審制度のように12人にすればよい。

年齢 :20歳以上を適格とすべきである。若い人を除外する理由はない。陪審裁判では、同僚・同輩による裁判ということが言われる。それは当然である。なぜなら、有罪かどうかは判断の問題であり、誰が判断するのかがとても重要であるからだ。被告人と同じように考える人が裁判員の中に必要である。それが有罪と判断できる前提ではないか。刑事責任を問う少年の年齢を下げているのだから、なおさら裁判員の年齢を高くするやり方は矛盾する。裁判員を勤めることは、強力な犯罪抑止の教育的効果があるだろう。そのことを考えれば、少年犯罪は少年に裁かせるのが合理的なのである。

職業による就職禁止 :職業により裁判員を勤めることができないとする規定はつくるべきでない。どんな人も、国民として法の下に平等である。このような規定は憲法違反ではないか。上でも述べたように、裁判員は多様であることが望ましい。特定の職業を除いてしまうのでは、良い裁判はできない。米国の陪審裁判では、このような除外はほとんどない。前ニューヨーク市長のジュリアーニ氏(公職、法曹資格)が、在職中に陪審員を勤めたことはよく知られている。何のために、職業などによって差別しようとするのか、その理由がまったく分からない。いずれにしても裁判員選任手続が必要なことから、個別に判断して、不適切な人はそこで忌避すればよい。その考え方のほうが選任手続がより適切なものになるだろう。

評決方法 :有罪かどうかや量刑を決めるときには、全員一致ルールにすべきである。多数決では、合理的な疑いを越えて有罪が証明されたとは言えない。合理的な疑いがありえないほど有罪が証明されるためには、裁判員数を多くし、その上で全員一致ルールでなければならない。大きな問題がなければ、全員一致で決定することは難しいことではない。大きな問題があるとき、全員一致が難しいのは当然である。多数決では、十分に議論しなくても決定が下せる。十分に議論しないで決めたら、裁判の価値が下がるし、判決が信頼されなくなる。全員一致ルールは、十分に議論してもらうための制度的な仕組みである。多数決ルールでは、検察側の立証責任ということも、あやふやになってしまう。(男性、50歳代、海外)

私は裁判官2名、裁判員8名とし、評決の方法は全員一致がそれぞれ妥当であると考えている。裁判というものは国家が国民を裁くものであるため、罪責の誤判は本来あってはならないことである。したがって、裁判には公平な判決を下すことができ、真実を解明することのできるシステム作りがなによりも重要である。この理想的なシステムに近づくために、今回日本では裁判員制度の導入を決定した。この制度を採用した理由としては、現在の裁判官に不足

している世間一般の常識や価値観を補うことで、より公正な判決を下すことが期待できるためである。最近の日本では、情報の氾濫や治安の悪化などの急激な社会環境の変化によって、犯罪者の低年齢化や事件内容の凶悪化が問題となっている。このように急激に変化する社会事情を考慮して、裁判官が公正な判決を下すには限界がある。したがって、さまざまな価値観を持った裁判員を法廷に招き、裁判官とともにあらゆる角度から事件を検討することで、今までよりも公正な判断を下すことが期待されているのである。このようなシステムを有効に活用するには、裁判官と裁判員による活発な議論が不可欠である。そのためには、まず裁判員が発言しやすい環境を作るべきである。裁判官と裁判員を比べると、裁判官のほうが裁判に対する知識や経験があるため、議論を有利に進めやすい。だから、裁判員はどうしても裁判官との議論において萎縮してしまうことが予想される。井上氏の試案のように裁判官3人に対して裁判員4人という構成にすると、裁判官と裁判員の比率がほぼ1対1となるため、常に裁判官が議論の主導権を握ってしまう危険がある。したがって、裁判員が議論に参加しやすいように、裁判官1人に対して最低限裁判員3人以上の割合で構成する必要がある。裁判員は、発言力を高める面から考えると、できる限り裁判官に対し比率を上げることが望ましい。だが、裁判員があまりにも多すぎると議論がまとまりにくくなることも考えられるので、裁判官と裁判員合わせて10名以内が妥当であると考えられる。さらに、公平な議事進行を執り行うために、裁判官は2人としたほうがよい。裁判官と裁判員が議論を行う場合、議論の経験豊富な裁判官が進行役となるであろう。議事進行役は議論の流れを左右する重要な役目である。したがって、裁判官が意識的か否かを問わず議論を誘導することを防ぐために裁判官を2人とする。以上のことから裁判官2人、裁判員8人の計10人で構成すると、議論を円滑に進めながらも活発な意見交換ができるものと考えられる。

また評決方法についても、公平な判決と事件の真相究明に基づいて考えるべきである。冒頭でも述べたように、裁判は罪責あるいは事実認定の誤審をなくす努力をしなければならない。そのためには井上氏の試案のように、無実の可能性があるものに対して罪を確定してしまう恐れがある多数決制度を採用してはいけない。これは死刑判決について考えてみれば分かりやすい。死刑という極限的な刑は、あらゆる面から見て同情すべき余地がなく、天神ともに許しがたい場合にのみ科するものである。しかし、多数決で評決を決めた場合、全員一致でなくても死刑になる可能性がある。つまり少数の人は、無罪あるいは有罪にしても同情すべき部分を認め死刑は相当ではないとしているにもかかわらず、死刑を宣告してしまうことになるのである。このようなことを回避するためには、評決を多数決よりも慎重な方法で決めなければならない。8人のうち1人でも反対があることは、検察官が合理的な疑いを入れない程度に有罪を立証していないことになるから、無罪となるのは当然である。したがって、公正かつ慎重な評決方法としては、全員一致による評決が最も妥当であるといえる。(男性、20歳代、千葉県)

日程が二度延期されたが、この座長私案が、国民各層の意見をさらに十分聞いて、よりよい政府案をつくるためだとしたら、その趣旨は尊重したい。司法制度改革推進本部は、国民各層の意見を十分汲み、国民が喜んで参加できる「骨子案」を公表する責務がある。

(裁判員と裁判官の人数)座長私案は裁判員を4名(5名、6名の案も検討を要するという)とするので、検討会はもはやこれより後退することは許されない。それでもまだ、裁判員と裁判官の人数比は2倍以下とされ、裁判官の多さに圧迫感は否めない。そもそも国民の統治主体意識の確立と司法の国民的基盤の拡充という理念に照らすと、この人数比は3倍以上とすべきである。

(裁判官は1名でよい)裁判員と裁判官との協同による裁判という理念に照らすと、裁判官3名の合議体に数名の裁判員をゲストとして招き入れるという発想は疑問である。むしろ裁判官の数を減らし、裁判員を数多く入れて、多角的な視点を確保し、硬直しがちな刑事裁判を活性化し、犯罪事実の有無と量刑についてバランスのとれた結論を導くような制度が望ましい。裁判官2名では法律的問題で結論が出ないというが、これは詭弁である。裁判員の意見を聴くなど、工夫の余地はある。現行法でも、合議体の方が、単独審よりも特にむずかしい法律問題を扱っているとは考えにくい。むしろ、裁判官1名にして、調査官や補佐的な裁判官を新設するという発想の転換こそが望ましい。

(25歳以上に異議あり)座長試案は25歳以上の選挙権者とするが、そもそも統治主体への転換という理念に照らして、20歳以上の選挙権者の参加こそが望ましい。裁判員の仕事が、衆議院や地方自治体の議員と比べて、特に困難であるとは考えられない。

(評決の方法)座長私案は基本的に単純多数決を是とするが、現行法でも実質的には3分の2の特別多数決によっている。さらに、丁寧な評議を確保するためにも、できるだけ全員一致をめざし、やむを得ない場合に特別多数決によるべきである。これは「合理的な疑いを超えた証明」という刑事裁判の鉄則にも沿うものである。

(報道と意見表明の自由)取材の制限や守秘義務を課すなど、口封じの策に走ることは、刑事裁判への信頼確保のためにも好ましくない。プライバシー侵害が許されないことは市民の常識であり、名誉毀損罪や民事賠償などの法的制裁がすでに存在する。むしろ、判決に少数意見や補足意見の表記を認め、重要な情報を開示し、国民の知る権利を確保して、裁判への信頼を高めることが重要である。

(対象事件)多くの犠牲を払って社会への貢献を求められる裁判員にとって、意欲を駆り立てる制度こそ、求められている。対象事件はすべての否認事件とした方がよい。自認事件のように、量刑だけが問題となる事件では、裁判員の役割達成の意欲を削ぐ結果となるであろう。このほか、控訴審を裁判官だけとする提案にも疑問を禁じ得ない。

以上、座長試案は位置づけが曖昧であり、かつ、内容的に多くの問題が含まれており、これによって「骨子案」がつくられても、国民の納得を得ることは容易ではない。(男性、50歳代、東京都)

1. 裁判員の数については、3人、4人では少ないと思います。刑の重い事件を裁くにあたって、さまざまな経験を有する人が協議して適切な結論を出す必要があると思います。したがって、3人、4人ではたまたま、同様な考え方を有する人が任命される可能性が否定できません。また、裁判官の数が3人程度であれば、常々裁判制度の問題点に関心のある人でなければ、また社会で議論に慣れている人でなければ裁判官の意見に従うだけという結果になり、時間とコストをかけて導入しようとしている裁判員の意義がなくなってしまうのではないのでしょうか。また、例えばアメリカの陪審員制度が10人前後だったと聞いたことがあります。これと比べると、3人や4人という数を決定した根拠がわかりません。また、アメリカの陪審員との相違点でアメリカの陪審員では評決を書面にしないのに対して、日本の裁判員制度では判決を書く必要があるため、多数の裁判員の意見をまとめて書けないなどという反論があると聞いています。しかし、一般事業会社においては12人以上で会議をすることもしばしばありその会議の内容を議事録などにとります。確かに、法律の文章と一般の議事録は異なる点があるかもしれませんが、優秀な裁判官の方がそれしきのことで反論するとはとても信じられません。また、実際にそうであれば、模擬裁判で12人や7人という裁判員の数で判決を書いてみるという実験はされたのでしょうか。もしそれをしないでそのような主張をされているなら怠慢としかいいようがないでしょう。

2. 裁判員の扱う事件内容については、常々民間人が裁判に不満の多い分野を重点的に裁判員制度に任せるべきだと思います。それは、刑の軽重にかかわらず、国や公務員に対する民間からの訴訟や、医療事故などの分野についてです。この分野に対する改革がない限り、司法に対する信頼は取り戻せないと思います。

3. 評決方法については、単純な多数決や3分の2以上などでは問題があります。特に重大な犯罪(犯人が死刑にからむかもしれない判決)だとするならば、9割以上の多数決が必要だと思います。すなわち裁判員と裁判官が7人だとしたら全員一致にならなければいけないと思います。また、裁判員と裁判官が合わせて10人以上ならばたまたま1人が反対意見をいったとしても残りの9人以上の人の意見に準ずるという内容ではあって欲しいものです。たった10人前後の人が集まって話し合いを重ね、合意に達しないのに判決を出すというのは問題だと思います。

4. 守秘義務のありかたについては、「考えられる裁判員制度について」という資料の中には「守秘義務を負う」とあるだけですが、報道で裁判が終了したあとも一生守秘義務があるいわれています。これは問題です。司法制度改革は今回実施して終わりという性質のものでなく、今後もあるべき姿になるために軌道修正していくものだと思います。したがって、裁判員を経

験した人がその内容を国民と共有し、よりよい制度をつくる議論の礎としなければなりません。よって、裁判が終了後にはその裁判の内容について発言してもいいという内容でなければ、公正な裁判が担保されないのではないのでしょうか。

5. 裁判員に任命されない人の範囲については、「考えられる裁判員制度について」の「(3)就職禁止事由」の範囲が広いような気がします。どのような根拠であるような方々が裁判員になれないのか根拠が不十分です。例えば、過去に裁判官だった人や裁判所に勤務していた人、過去に弁護士であったものや、過去に検察官であったものや自衛官が任命されないのはよくわかりません。司法業界の人数が少ないので利害関係者が裁判員に任命されてしまうおそれがあるのなら、裁判員任命の時点で拒否権があるのではないのでしょうか。この範囲については再検討していただきたいです。

6. 裁判員に任命された人に対する社会的保障については、文字通りです。中小企業に勤めている人が裁判員の任命を理由にリストラされるなどの不適切な扱いを受けないような厳格な規定や、育児中の母親に対して、育児の補助を実施するような内容など、個別具体的に、早急に決定して欲しいです。(女性)

1. 市民が刑事裁判に参加する戦後初の市民参加制度である「裁判員制度」の立法作業力進んでいます。この制度は、司法への市民参加実現の第一歩ですが、同時に「裁判員」という立場で多くの女性が裁判過程に直接参画する機会であり、その過程を通じて司法分野に根強く残る「ジェンダー・バイアス」を解消し、市民感覚と司法判断の乖離をなくす契機となることが期待されます。

2. 現在、「人権の砦」であるはずの日本の司法のあらゆる場面で、「ジェンダー・バイアス」が存在することが指摘されています。例えば女性を被害者とする性犯罪やセクシュアル・ハラスメント事件において、未だに女性に対する固定観念に基づく判断が行われているのが実情であり、夫婦間暴力の重大性に関する司法の認識も未だ不十分です。また、労働分野における男女差別の克服が進まず、ILOからは是正勧告を受けながら男女の賃金格差が縮まらない現実があり、司法判断においても必ずしもこれが是正されていません。ジェンダーの視点から司法を改革することは急務です。また、市民生活に密着する事件や消費者事件などにおいて、生活者・消費者の視点の欠落した司法判断も少なくなく、市民の感覚と司法判断の乖離を解消するためにも、多くの女性が司法判断に直接関わることが重要です。刑事裁判における「裁判員制度」の導入は、刑事事件に限定されているものの、司法への市民参加を実現し、ジェンダーの視点からも司法の現状に風穴をあけることが期待されます。

3. しかしながら、現在議論されている「裁判員制度」に関する制度設計には、憂慮を表明せざるを得ません。まず、裁判員制度の基本構造について、参加する「裁判員」の人数を少数に限定しようとする意見が根強いことです。仮に、裁判員の人数が3～4名という規模では、性別、年齢、社会経験などの異なる多様な市民が1つの合議体に参加することは不可能であり、女性の参加が極めて不十分なものになるおそれがあります。また、現在の制度設計では、裁判員の参加を確保するために罰則を科すことが検討される一方、市民が参加しやすい制度とするための制度上の工夫はほとんど論議されていません。仕事や育児・家事で多忙な女性の参加を容易にするための基盤整備や支援策がなければ、多くの女性が裁判員就任を辞退せざるを得ず、結局男性ばかりが参加する結果ともなりかねません。また、市民にとって近づきにくい司法、わかりにくい裁判の現状を抜本的に変えるための具体的な方策も議論がなされているとはいええない状況にあります。さらに、この制度の導入にあたっては、裁判を進行し裁判員とともに評議に参加する裁判官に対して、ジェンダー教育が十分に行われるべきですが、現在の制度設計にはそのような提起や議論はなされていません。

4. そこで私たちは、裁判員制度導入にあたり、以下の点を要求します。

性別、年齢、社会経験の多様な市民の参加を確保できるよう、裁判員の人数は10名以上とすること

各事件について選ばれる裁判員の男女比を半数ずつとすること

育児・家事で多忙な女性が参加しやすくするため、裁判所に託児所を設置するなど、きめ細かい支援・基盤整備を行うこと

法律的な職・経験のない市民にとって、わかりやすい裁判を行うこと

裁判官に対するジェンダー教育を十分に実施すること。

男女共同参画社会の実現に向け、21世紀の司法の役割は益々重要であり、司法は大きく変わることが求められています。「裁判員制度」が21世紀の日本の司法改革の第一歩として、男女共同参画社会に道を開く制度となることを期待し、上記のとおり要請するものです。(同文23通)

1.対象年齢について・・・有権者である20才以上とすべきです。

20才は十分に判断できる年齢です。20才で常識も判断もできる人がいる一方、壮年でも社会常識や判断力に疑問を持つ人はいるのですから、「25才から」「30才から」には根拠も説得力もありません。高齢者については20代の人以上に心身共に個人差がありすぎ判断が難しいです。例えば、75才までとし、「70～75才」については本人が「承諾」「不承諾」を選択できていいように思います。

2.義務化について・・・これは大切な点です。

社会は多様な人で成り立っており、選別は不可能であり、するべきではありません。裁判員制度を理解してもらうための弁護士会の映画にもありましたが、「先入観」のある人やはずせない事情のある人は忌避されるのですから。「多様さ」もまた裁判員制度を導入する大事な要件、さまざまな人の視点と意見を反映していくことで公平さを確保する、の一つだからです。「素人が大丈夫だろうか」という危惧に対しては、今までの裁判には「市民感覚」の欠如が問題になっていたことを思い出し、市民感覚というのは素人の、しかし一人の人間としての視点だと置き換えれば、「素人」であることも大事な要素であると考えた方がよいのではないのでしょうか。その点からも「やりたい人」だけでなく、市民一般への義務化は必要だと思えます。「多忙な人が関わらなければならないのか」という不満や懸念に対しては、市民にもっと制度を知ってもらうことが解消の一つの道です。前述の映画と模擬裁判を見て、全く無知で何の意見も持たなかった私も、裁判員制度について知ることができたからです。裁判員制度の導入に当たっては、仕事や介護・子育て等で制限のある人たちが不安なく関われる制度上の保障をしていく必要はあります。義務化に対する疑問と反対の意見が多いように思いましたが、「自分ならいやだ」という視点からではなく、現在の納得がいかなかったり閉塞感のある裁判をより良いものにする制度改革のためにはどうしたら良いかという視点で考えれば義務化は必要だと考えます。

3.裁判官と裁判員の人数あるいは人数比について・・・裁判官はできるだけ少なく、裁判員はできるだけ多く。

人数比は1:5以上が望ましいと考えます。これは「素人が関わって大丈夫なのだろうか」という懸念にも関わります。私は、だから裁判員には一定の人数が必要なのだと考えます。素人の市民が、自由に意見を出し合っていく中で、どなたかが書かれていましたがおのずと「淘汰される」と思います。「自由に意見を出し合う」ためには裁判官と裁判員の人数比が大切で、専門性と経験を体現した裁判官の前で、自由に意見を出し合うことはなかなか難しく、それが望めなければ「裁判員制度」を導入する本来の目的は失われます。本来の趣旨に添い、実効性のあるものとするには、裁判官の人数を減らすか、裁判員の人数を増やすのは大切なことです。「司法制度がおかしい」、「裁判に市民感覚が欠如している」と制度改革に至らせたものも市民の良識であるなら、審議の中で自ずと「淘汰される」という市民の良識を信頼しようと思います。

4.裁判員への十分な証拠資料の提供

公正な事実認定が行われるためには、20才が若すぎるという論議よりむしろ証拠資料の提供の方が大切だと思います。検察側と弁護士や裁判員に判断資料の不公平があってはならないと思います。またどなたかの意見にありましたが、現在の状況で作られる調書は採用してはいけないと思います。

5.量刑については、規準を定めるべきではないでしょうか。裁判劇を傍聴して初めて知ったことですが、量刑判断の基準となるものが少し漠としていすぎて、この点が裁判員にとって負担となると思います。アメリカの場合、もっと細かく規定されていると聞きます。より客観的で公正であると市民が思えるために、そして裁判員の負担を少なくするためにも判断の基準となるものをもっと細かく定めた方がよいと思います。量刑の判断に裁判員が加わるのは賛

成です。あのように重大なことを裁判官が一人で(場合によっては2～3人かもしれませんが)決定することは裁判官にとってどんなに負担だったろうと裁判劇で量刑を決める議論とプロセスを見て思いました。私は多くの裁判員が関わることでより市民に受け容れられやすい判決へと議論と判断が収束されるだろうと考えるものです。そうなれば、新たな制度は裁判官自身の心の負担をも軽くしてくれるものだと思っています。(女性、50歳代、滋賀県)

・合議体の構成は、職業裁判官1～2人、裁判員はその3倍以上

米英両国の陪審員制度では前者が1人、後者が12人。職業裁判官の数は限定し、裁判員が躊躇することなく合議に参加し実質的な議論が成立するよう少なくとも3倍は確保すべき。

・証拠調べは、裁判迅速化のため事前に争点整理を行う、その際、専門知識に乏しい裁判員が十分に理解できるよう配慮すべき。

・守秘義務違反に対し懲役は問題外。せいぜい罰金刑にとどめ、また、報道規制につながるような規制はしくべきでない。

・初体験の裁判員の精神的負担を軽減するためカウンセラーを置く

裁判員制度については、なぜ同制度の導入が議論されるようになったかその背景を正しく認識する必要がある。それは、職業裁判官が下す判決内容が国民一般の感覚とかけ離れ、しかも時代認識が欠落しているケースが多いとの批判が高まったからである。たとえば、消費者など社会的に弱い立場のものが企業などを訴えた結果、地裁で不満の残る判決がでた場合、上級審に進むほどくつがえされる可能性が高くなるため、地裁判決で涙をのむといったケースが多いと聞く。また、地裁レベルでは画期的判決がふえているが、上級審に進むほど後退する傾向が強い。

こうした状況を打破し時代に即した健全な国民感覚を司法判断に反映させることが、裁判員制度導入の目的である。ただし、裁判員を務める国民の負担が大きくなりすぎないように裁判の迅速化を工夫し、また、雇用者の理解を深めるとともに、被雇用者が安心して仕事を休めるような環境を制度的に保障すべきだろう。

裁判員制度導入は、国民に司法教育の機会を提供するという観点においても意義深い。この機会を多くの国民が活用し司法的教養を身につけることは、市民意識の向上、市民社会の成熟化を促す。時代のキーワードは「ディスクロージャー」と「アカウントビリティ」、司法制度改革もこれらと無縁ではない。(女性、神奈川県)

1. 座長試案は、現行制度の存続を前提とし、理念なき改革案である。今回の改革は、終戦直後から課題とされていた刑事裁判への国民参加を実現するための画期的な改革であって、大胆な提案がなされるべきである。そもそも、現行憲法37条1項は、「一般市民を主体とした裁判所(tribunal)」の裁判を受ける権利を保障したものであり、それを受けて、現行裁判所法3条3項は、陪審制度の採用を想定している。もちろん、憲法37条1項は、「裁判員制度」のように、職業裁判官と一般市民が合議体を形成する方式を排除するものではないが、本来は陪審制度を採用すべきであったのであり、陪審制度に近い制度を構想すべきである。

「司法制度改革審議会意見書」は、英米型の陪審制度の採用を提言しなかったが、ドイツ型の参審制度を採用したのではない。そのことは、「裁判員の選任」を事件毎に、無差別抽選によって行うという英米型の陪審制度と同一の方式を提言したことの中に具現している。「司法制度改革審議会意見書」の趣旨は、「裁判員制度」の導入を「国民的基盤の確立」のための方策として位置づけており、そのためには、より多くの国民が刑事司法に参加するような制度設計を行うべきである。座長試案の根底に存在するのは、国民及び職業裁判官双方の能力に対する不信である。

2. 「裁判員制度」は、国民の健全な常識を司法に反映させることを眼目とするものであるが、「健全な常識」は、アブリオリの存在するものではない。裁判官には特有の「常識」があり、それが一般人とはかけ離れた常識であると同様に、国民個々人もその年齢・性別・職業が異なれば、各自の固有の「常識」を有する。「裁判員制度」によって実現しようとする「健全な常識」は、価値観・人生観・社会観の異なった多くの国民が衆知を寄せ合い、徹底的な評議の結果として到達しうる「合議体としての常識」に他ならない。

3. 座長試案は、近代国家の刑事法の基本的理念である「無罪推定の原則」「訴追側の立証責任原則」、すなわち、被告人は、検察官が「合理的疑いを越えて」有罪の立証を尽くさない

限り有罪とされないとする原則を無視したものである。「合理的疑い」とは、通常の国民が抱くであろう疑いであり、「越えて」とは合議体全員が有罪の確信に達したということの意味する。従って、刑事裁判において「合理的疑いを越えた」有罪立証を原理としてきた英米法においては、通常の国民である市民(陪審員)の全員一致の評決を要求してきたのである。

4. 以上の理念に基づけば、裁判官は1名で充分であり、裁判員を11名とすべきである。裁判員の数が多くなると評議が困難である旨の懸念が表明されているが、新潟大学法学部鯉越ゼミの過去9年間に渡る「模擬陪審」・今年度の「模擬裁判員」の実験の経験によれば、この懸念は杞憂であることは明白である。座長が、かかる実証的な実験を行ったということは寡聞にして聞かない。さらに、現在の検察審査会の委員は11名であり、十分に機能している。11名では、多すぎて議論が成立しないという主張は検察審査会制度の立案者に失礼である。

5. 評決は、全員一致を原則とするということを出発点とすべきである。そのことが、合理的疑いを「越えた」立証に対する制度的保障だからである。しかし、現実には合理的理由を述べずに自己の結論に固執する裁判員が存在する可能性を排除できない。しかし、十分な評議を尽くせば、全員が納得しうる合理的な結論に到達しうることは、英米の経験でも立証されている。英米の国民が可能なことが、日本の国民には不可能であるというのは、日本の国民が英米の国民以上に蒙昧であるというに等しい。教育水準・遵法精神等、日本の国民は、英米の国民に遜色ない。単純多数決で有罪判決を行えるという制度設計は、十分な評議を前提とした「裁判員制度」をスポイルするものである。座長は、十分な評議は必要ではなく、評議は形式でよいと考えているのであれば、単純多数決の方が効率的な事件処理に優れていると思われるが、まさかそうではあるまい。さらに、検察審査会の「起訴相当」の議決には3分の2以上の多数決を要求していることと矛盾する。なぜなら、訴追のための立証に必要な評決要件が有罪判決のための評決要件よりも厳しいこととなるからである。したがって、単純多数決で有罪とするとする座長試案は、近代刑事法の証拠法の原則を無視したものであると言わざるを得ず、多数決で決するにしても、少なくとも反対1名乃至2名に留めるべきである。

6. 「裁判員制度」を国民的基盤の確立のための方策と位置づけるならば、「裁判員」となる国民の経済的・心理的負担を軽減する方向で制度設計すべきである。

7. 検察審査会制度の改正に関しても、同じく、国民への信頼を基礎に制度設計するべきであり、「起訴相当」の議決は一度で十分であり、検察官の再考を経た上で、再度の議決を求めるという座長試案は、手続を煩瑣にするばかりでなく、検察官に判断の誤りを自認することを強制するものであり、適切でない。検察審査会の「起訴相当」の議決は、検察官の不起訴処分が誤りであるということの意味しない。検察官の立場からすれば、不起訴処分が正しい判断であったのであり、検察審査会との結論の相違は立場・視点の相違に基づくものだからである。したがって、検察官は、検察審査会の「起訴相当」の議決に基づく訴訟の追行には、責任を負わないのである。

8. 以上の意見は、理念的・理論的見地から述べたものである。現実には、財政問題や裁判所・検察庁等の一部の保守派の抵抗も存在すると思われるが、理想の実現こそ政治家の使命であろう。基本的な考え方に関しては、自由民主党主流派(多数派は、座長案丸飲み)や公明党案の実現に期待する。(男性、50歳代、新潟県)

第1 裁判員制度の制度設計

1. 合議体の構成について 裁判員1に対して裁判員は9以上とすべきです。プロの裁判官が3人もいるなかで、3、4人の素人の裁判員では十分な批判や議論ができません。裁判官は極力「同会進行」役に徹すべきで1人で十分です。裁判員は少なくとも9人程度を確保すべきです。

2. 裁判員等の秘密漏洩罪 裁判員等の守秘義務は事件継続中に限定すべきです。刑罰はもうけるべきではありません。裁判員制度は戦後国民がはじめて、刑事裁判に参加する制度です。国民の多数が裁判員に選任され、裁判員制度を支えるようにならなければ、裁判員制度は成功しません。現在でも周知度の低い裁判員制度を支えるためには、裁判員経験者の自由な批判や評価を自由に行うべきです。守秘義務は限定的に考えるべきです。特に事件終了後については、守秘義務を課すべきではなく自由な議論を保障すべきです。他の

法益(被告人や他の裁判員のプライバシー、名誉など)侵害は、民事訴訟等で対応可能です。守秘義務違反には刑事罰は行き過ぎです。

3. 裁判員に対する接触の規制 事件終了後の事後接触の規制はすべきではない。裁判員の事件終了後の守秘義務は課すべきではありません。よって事後的にはいかなる人との交流も言論も自由とすべきです。

第2 刑事裁判の充実・迅速化のための方策について

1. 検察官取調請求証拠以外の証拠の開示 検察官手持ち証拠の事前全面開示が必要である。検察官の手持ち証拠を、事前に全面的に開示し、武器対等の原則を貫徹させてこそ、はじめて充実した審理が可能となります。公明党意見でも、全面証拠開示をすべきとしています。全面証拠開示は絶対に必要です。

2. 被告人側の主張立証明義務 被告人側に主張明示義務を課すべきではない。被告人に主張の表明を迫ることは黙秘権の侵害に当たるといえるべきです。争点明示義務を課すべきではありません。

3. 準備手続終了後の被告人の主張、証拠請求 いずれも制限する制度を設けるべきではない。主張・証拠提出義務を被告人には課すべきではありません。いつでも被告人側は主張、証拠提出を法的には可能とすべきです。裁判遅延目的の遅れた主張、立証計画に対しては法曹倫理の問題として対応すれば足ります。座長試案では準備手続終了後の主張、証拠調べ請求はやむを得ない事由があったとき以外は認めないとしています。しかし、「やむを得ない事由」の内容は明らかではなく、認定次第ではいくらかでも狭められてしまいます。

4. 開示された証拠の目的外使用の禁止 目的外使用の禁止条項を設けるべきではない。弁護人の正当な弁護活動、被告人の防御権を侵害します。弁護人や被告人が著作やホームページなどで、開示された証拠の問題点や矛盾を指摘し、広く国民にアピールすることで、国民の関心をよび、裁判への関心と監視を呼び起こすことは、弁護人の正当な弁護権の行使であるし、被告人の防御権の行使です。弁護人は共犯事件、関連事件の証拠を他の弁護士と共同で検討することをよくしています。こうして担当事件の弁護方針を決めていくことが多々あります。このような規定があれば、このような弁護団会議や、勉強ができなくなります。

第4 訴訟指揮権の実効性確保

1. 国選弁護人の選任 弁護人不出頭の場合裁判長の職権で弁護人を付すことは許すべきではない。出頭しない「おそれ」にまでひろげ、弁護人を排除して国選弁護人を付けることができるというのは、弁護権の侵害、被告人の防御権の侵害です。

2. 訴訟指揮に基づく命令不遵守に対する制裁 命令不遵守に対する制裁は課すべきではないし、裁判所の処置請求もすべきではない。弁護人の不出頭・退廷については、その戦術自体は批判されるべきものといえるが、戦術として誤りであったとしても、そのことをもって、弁護人に対する過料や懲戒の対象となるのは、被告人の防御権、弁護人の弁護権を侵害するものです。實際上問題となった事案でも、多くの場合、弁護人の不在廷などは一時的なものであり、また、裁判官の訴訟指揮が妥当性を欠いていた場合も多く、それを改めること等により弁護士会のあっせん等で協議解決し、昭和50年代からは問題となった事案は存在しない。現在では立法事実が存在しない。また尋問・陳述制限命令違反にたいする制裁は、裁判所が被告人・弁護人の訴訟活動そのものに対して、制限を課すことであり、いっそう問題が大きく、許されないとすべきです。(40歳代)

「考えられる裁判員制度の概要について」「考えられる刑事裁判の充実・迅速化のための方策の概要について」は、総じて現実の事件発生から裁判に至る過程に内包する深刻な問題点を認識しながら構想されたものとはとても言えません。裁判官、検察官、警察などが法に則って市民の人権を侵害することなく正義が実現されている、まるで夢の社会でのことのような印象です。市民の人権を保護するうえで避けて通れない、捜査機関の秘密性・閉鎖性とさらにはそれらの不正、腐敗を問うことを置き去りにした討議は、委員諸氏の見識が問われるものとも言えます。異常で凶悪な犯罪が続く状況から裁判の進行を急かす社会の要請に応えようという姿勢が感じられますが、既に刑事裁判では一審の平均審理期間が3カ月台で推移している事実は忘れないでほしいと思います。アメリカ、ドイツの5～6カ月と比較しても裁判

が遅いとの批判は当たらないと考えます。一部長期化している裁判だけに目を向けた論評に流されることは誤りだと思います。時間がかかっていることを問題にするのであれば、供述の任意性で論争が絶えず、その解明に時間をかけていることの改善を図ることが大切だと思います。憲法38条2項は大事な規定であり、この精神の徹底が図られるべきと考えます。供述を得るときの録音、録画がどうして実現できないのでしょうか。録音、録画してもすべてを公にすることはないでしょう。被疑者から要求があったときだけ、しかるべき第三者が検証することでいいと思います。これにより、供述の任意性をめぐる議論は省けるでしょう。国際化の中における司法制度改革との角度から見ると、英米などで実現されている捜査過程の可視化は避けて通れないのではないのでしょうか。人間が人間を裁くときの陥穽にも目を向けた検討も切に望みたいところです。端的に言うと、両概要は少なくない冤罪の存在、見当違いの捜査の存在などを頭から否定しない限り浮かばない構想であり、起訴されたらもう有罪がほぼ確定という今日の裁判を慨嘆する一部法曹人の声に答えるものになっていません。現実の捜査から裁判に至る過程に存在するいくつかの問題を提示して、ぜひより良い司法の実現のために検討を願いたいと思います。生身の裁判官は、すべての情報(証拠)をインプットして正しい判断を出すコンピューターではありません。人間である限り、証拠の誤読、見落としはあり得ます。さらには認めたくはないでしょうが、無意識下の先入観、偏見もあり得ます。その証拠も第三者の目が届かないところで収集されたものがほとんどです。そして、今日の裁判で開示される限りでは、警察、検察が自分たちに有利と判断したものが大半です。供述調書自体が、供述者の一言半句をそのまま記録したのではなく、言うなれば取調官の主観的判断が混在する調書です。さらに言うと、最近の進んだ心理学の研究からは、人間の目撃、記憶は、私たちが考えるほど真実性、科学性を備えているものではないことが明らかになっています。供述調書が事実性、真実性からずれを生じている可能性は十分にあります。物的証拠さえも、検察が描く論証の脈絡にはめ込まれると、異なる証拠ともなり得ます。さらに被告に有利な証拠は開示しようとしません。警察、検察は公に認められた権力を行使して証拠を集めます。それは誰の財産でしょうか。国民の共有財産ではないのでしょうか。その財産を検察が第三者の目に触れさせないで、自己が進める事件処理に有利か不利かの判断権限を独占して恣意的に処理し、法廷には一部しか提出されないことは正義に合うことなのでしょうか。少なくとも訴追されている相手と弁護団には、検察の判断というフィルターなしにすべての証拠が開示されることが必須のことだと考えます。理論的には、検察が間違いないと判断して起訴するのであれば、すべての証拠が被告の有罪を指し示しているのであるから、権限をもって収集した証拠はすべて開示して何ら不都合はないと思います。証拠の一部しか開示しないことは、関係者のプライバシー保護という理由では容認できない公平性の不均衡を示していると思います。第三者の目に触れることなく収集された証拠は、一度は罪を問われている被告・弁護人に示すのが正義に合うものと思います。そもそも裁判とは、罪を犯した人を裁くことが第一義的課題ですが、それに尽きるものではないと思います。特に社会がいつそう複雑化している今日では副次的には、その犯罪がどうして起ったのかの社会的、個人的要因などを明らかにすることも要請されています。それらの課題に応えるためには、集められた証拠がすべて公にされることが要請されています。その点で、証拠写しなどを審理の準備以外の目的外使用を禁じようとしているのは、開かれた司法をめざす精神に逆行しています。禁じなければならない理由は何でしょうか。裁判・司法への国民の関心を弱めるものではないですか。貴推進本部・検討会が、審議会の中間報告が盛んに述べた規制緩和の流れを進むのであれば、証拠の扱いについて今以上に規制を加えるのは逆行としか言いようがありません。今以上の規制は公平であるべき裁判をさらに損なうものとなることを危ぶみます。規制緩和の名のもとに、国民の知る権利を侵害することは許されないでしょう。裁判員の人数については、裁判官の意向が強く働くような構成は避けることが求められます。悲しいかな人間は権威には弱いところがあります。裁判官もプライドがあるでしょうから市民裁判員を小ばかにする気持ちを否定できないと思います。制度が変わるとそれに伴い任務を担う人の考え方がすぐ変わるなどということはすぐには期待できないと思います。国民全体が制度の意味を体得するまでには数年から下手をすると十年単位で時間を要することもあるのではないのでしょうか。プロに市民が何とか対等にわたりあえる条件を整備することは大事なことだと思います。裁判員制度では有罪か無

罪かだけの認定に絞って、裁判官は一人とし裁判員は3ないし5人でいいのではないのでしょうか。裁判員制度では、分厚い調書を読むことに時間が費やされることは避けて口頭弁論を貫くことを提案します。紙に書かれたものから事件を立体的に把握するのはそれなりに訓練されてないと難しいと思います。法廷で証人の生の証言から裁判員はより事実接近できる道が開けると思います。以上、あまり整理もできずふだん考えていることを述べさせていただきました。司法が国民にとって身近なものになることとあわせて制度の欠陥などで無関係の人などが人生を台無しにされないことを願っています。(北海道、男性)

国家百年の計のためにも、「国民のための、国民が担う、民意の反映された新しい体質の生き生きとした司法」を確立して頂かなければ、民主主義社会における主権在民の精神が崩壊し、明治以来130年も続く、閉塞された官僚キャリアシステム司法の独善と傲慢に、またもや21世紀において国民が虐げられてしまいます。経済界、労働界、マスコミ等の各界の民間有志で構成された政府の司法制度改革を応援する「司法制度改革国民会議」(民間司法臨調)が、昨年、日本の司法の体質を変えるための第一回提言として、「官主導で行われてきた、国民のお上意識が最も強く残っている領域」であるからこそ、上記、「国民のための国民が担う」とする、司法の体質を変える構造改革の趣旨を発表しました。その中で、今回導入されることが決まり、21世紀の「国民のための国民が担う民意が反映される司法」の基本となる「裁判員制度」に関し、「広く、一般の国民が、裁判官と共に、責任を分担しつつ、協働して裁判内容の決定に主体的、実質的に関与する」制度であり、司法に対するシビリアン・コントロールの意義も有するとして「裁判員の数はこの制度の核心」と述べています。そして、その裁判員の数については、民意の反映という共通の目的で創設された「検察審査会制度」が検察官の不起訴の当否を判断するのに11名の一般国民を必要としていることや、社会の多様な意見を反映させる必要があること等を考えると、有罪・無罪を判断するのに裁判員を少なくとも11名とすることが妥当であるとしています。民意の反映には、「裁判官1名、裁判員11名」それが、私を含めました国民の偽りない総意であり、懲役刑などは、この司法改革を国民の精神的負担を増発させ、骨抜きにしようとする官僚キャリアシステム司法のまさに独善です。このような刑事検討会井上座長案の「裁判官3名裁判員4名」を含めました提言は、「努力する者が報われる社会、正しい者が救われる社会作りのための司法」「国民の自律的な営みに貢献できる司法」から遠くかけ離れた民意の反映を拒否する官僚キャリアシステム司法を、まさに守ろうとするための独善的提言にほかなりません。第11代最高裁長官であられた矢口洪一先生が、なぜ裁判官1名、裁判員11名を民間司法臨調の提言としてされましたのかを考察しますに、元裁判官として、「一般市民に比して書物による知識は多くても、実社会における生活経験が不足し、また、一般市民から隔絶され、保護された生活を送り、世間に揉まれていない」実態を一番御存知で、裁判官の民意の反映を阻害する「人間知・世間知の不足」と憂慮されているからにほかならないと私は考えております。そのような状況の中で、与党公明党が独自案としまして、「裁判官2名、裁判員7名」を打ち出されました。これは、民意の反映を守るための最低線ですが、納得できる配置です。検察審査会でも11名の確保が問題になっておりましたので、本来ならば裁判官1名、裁判員7名~11名が最もよい案ですし、国民の総意はそこにあり、欧米諸国もそう思っていると推察します。しかし、種々の条件案でスタート時点としては公明党案が最も施行しやすいかと考える次第です。ところが、翌日の12月12日に自民党「裁判員制度と国民の司法参加の在り方に関する小委員会」(委員長長勢甚遠氏)で、異論の末、長勢委員長が「裁判官3人、裁判員4人程度」という案を提示し、これが自民党案となり、与党協議で難航する方向にある様子。色々水面下の攻防も考えられますが、司法改革に逆行いたします。国民を無視した提言と言わざるを得ません。今、重要なのは、法律家や官僚キャリアシステム司法が申す制度の高度化ではなく、国家百年の計を目指す中で、21世紀に生きる国民が「努力する者が報われ、正しい者が救われる社会づくり」の中で、民意を司る国民が裁判官の「人間知・世間知不足」を補う形で、いかに精神的不安と負担を背負うことなく、進んで裁判員制度を担う裁判員として参加できるかが基本理念となるべきです。その意味でも、今回の自民党案は、おそらく大勢の国民として絶対に受け入れることのできないものです。明治以来、130年以上も続く、精密司法を主体とする現在の刑事裁判制度は、多くの国民を不幸にし、数々の司法の弊害と官僚キャリアシステム司法の独善を

生んでおります。国民にとっても必ずしも法の下での平等でも正義でもないのです。調書を法廷外で読み比べるこの制度は、官主導で行われ、検察側が捜査段階の調書や鑑定書など、専門性が高い書類を証拠として提出し、裁判官がそれらを踏まえて判決に動機や犯罪に至る経緯を詳細に書き込むスタイルになっています。そのため、検察は権力を濫用し(捜査当局も同様)被告からあの手この手で完全自白をとり、どういう動機で、どういう風に犯行に及んだのかというライフストーリーを机上の論理のみで策定し、虚構であろうと捏造であろうと自分たちの思うままに(刑訴法第1条を無視した上で)仮定の訴因構図を作り、今の職業裁判官もほとんど盲信的にこれに沿って刑を決めるのが実情になっています。本当に恐ろしい実態なのです。したがって、捜査当局や検察が権力を濫用し、手柄と面子と自己保身のために(他の官僚諸氏も皆同じ実態です)初動捜査を不適正にやり、違法捜査を実施しても(私の事案がまさにその典型です)、また、検察官が犯罪事実等、本来なら存在しないのに、係る不適正な事実認定を黙認し、違法捜査を容認した上で、手柄と面子のため、公訴権を濫用し、パソコンをいじって、机上の空論で、誤った仮定の訴因構図を策定したとしても、現在の官僚キャリアシステム司法においては、裁判官の検察盲進のシステムがまかり通ってしまうため、犯罪がある時点において行われたとする歴史的・社会的事実が存在していなくても、また、検察が拳証責任において「高度な蓋然性」をもって犯罪の証明を立証することがなくても、犯罪者として作り上げられてしまうのが現実です。つまり、裁判(審判)での軌道修正が不可能に近いほど難しいのが実態で、まさに民意の反映されない不正義きわまる官僚キャリアシステムの独善なのです。早くからこの危険が問題になり、事実認定手続の適正化や客観的証拠重視への脱皮が叫ばれてきましたが、官僚キャリアシステム司法は、自分たちの司法機構の権利欲と保全のために、それらの変革を阻もうとしても改善することは全くないほど独善に浸り、腐りきっているというのが紛れもない実態なのです。これは、これまで日本国が、封建社会というものを市民革命(西欧と比し)で終わらせた歴史がなく、緩やかに民主主義へと移行していったために、今も官僚支配が続いているのです。歴史と伝統のある国ほど、官僚制が堅固なのは世界の歴史が物語っています。監獄法も刑法・刑訴法(一部改正はありましたが)も約100年近く改善されていない国は文明国家では日本ぐらいです。これが官僚キャリアシステム司法の独善と粗悪を生んでいるのです。彼らはそれを利用し都合のよいように自己の利欲のために操っているのです。そして、また、世情に適ったとしながら、自己の保全のためにのみ、それを改善しようと図るのです。決してすべてとは言いませんが、国民を守るためというのは詭弁に過ぎないのです。彼らが法と正義を建前に、自己の都合のよいように法と正義をもてあそび、国民を虐げている事実とははや隠しようもなく、刑事裁判制度の不備と不透明性は国内外の国民の周知の事実となっていることは疑いのない余地がないところまできているのです。「裁判員制度刑事検討会」の一部の法律家や官僚キャリアシステム司法に属する人間達が、したり顔でこの裁判員制度に関し、完成度や論理的整合性の高さを持ち出し議論や提言をしていますが、それは誤りで、すべての基本は「国民のための国民が担う民意の反映された新しい生き生きとした司法の確立」でなければならぬはずのものです。そして、そのためには、いかに、一般国民が慣れない司法に不安なくまた萎縮することなく参加でき、精神的な不安や負担を感じることなくいかに健全な良識を裁判に(社会の多様化に対処した)反映できるかであり、それは裁判官の実社会市民生活から隔絶されているために起きている「人間知・世間知の不足」を補うものでなくてはならないはずで、したがって、それは「裁判官3名、裁判員4名程度」とする刑事検討会の井上座長案や自民党の長勢委員長案では絶対に駄目で、官僚キャリアシステム司法の独善を現状と同様に許すことになることは火を見るより明らかなのです。それでは絶対に民意は封じ込められてしまうのです。ですから、最低、裁判官2名、裁判員7名とする公明党案を採択しなければ、この司法制度改革列車は、国民の自律的な営みに貢献できない空疎な駅(司法駅)に到着し、お茶を濁した形で終焉してしまうのです。

1-1合議体の構成 構成人数については、多様な市民の意識を反映した構成とするために、どうしても6から9名の裁判員が必要だ。アメリカの陪審では、州によっては、5名以下は、違憲という判断もあると聞く。女性、少数者を配慮した参加の公平性の確保の歴史が、そうさせているのだろう。裁判員制度の導入で、裁判官と市民の協働による新しい法文化が花

開くことを期待している。裁判員制度の成否は、今後の法文化のバロメーターになるだろう。私は模擬裁判の経験から、意見をどんどん言うタイプの人とそうでない人の参加があって良いと感じている。試案の中で、全員意見を言うと言われてはいるがそれは、意志の表明と受け止めたい。有効な議論を効果的にするには、10名以内という経験則があるようだが、それは、全員が論客の場合であって、いろいろな市民の参加を前提にすると消極的に意見をいうタイプの参加もあるはず、決して6から9名の市民が参加しても議論が困難なことではないと考える。

1-3 評決について 国民が自律的・主体的に参加する制度として、員と官の相互のコミュニケーションや知識・経験の共有のプロセスを大切にすることであると、その評議の決めかたがこのプロセスに深く係わると考える。過半数では議論もなしに決めることもできるのではないか。いろいろな参加者の分かれた判断を評議の過程でゆさぶり、いろいろな可能性を吟味しながら専門家と市民の協働で、おちつくところにおさめていこうという新しい価値を創造する評議を想定する。この過程に、過半数議決は望ましい姿とは言えない。

2-1 裁判員の対象者の年齢は20歳とすべきである。学生の社会をみる新鮮で汚れのない目も大切にしていけるべきであり、経験があれば良いというものではないことは周知のことである。就職難が続き社会参画が阻まれている青年たちに、ぜひこうした一つの社会参加をして欲しい。共に学びあい、尊重し、良い社会を創る力がでてくるような裁判員への参加が用意される必要がある。また、年齢とともに考慮して欲しいこととして、女性の参加についてである。私は、20年前くらいから、女性問題学習にかかわってきた。女性の閉塞状況をどう開くのかということで共同学習的な手法で女性問題学習に取り組んだ。DV、セクハラ、幼児虐待、援助交際、熟年離婚...、ジェンダー主流化はさけていけない問題状況にある。男女の平等意識と両性の関係のきしみが、いろいろな社会問題の根にあると感じてきた。ストーカー被害や、DV問題を告発している人たちが「警察よ変われ」「司法よ変われ」と指摘して久しい。ジェンダー視点に、心を配った設計が欲しい。裁判員制度によって、市民が社会の関わりを自己点検し、法曹のジェンダーバイアスをつかみだし、いろいろな問題を浮き上がらせ、公共や自治について、市民の目がいくような参加をと思う。法曹・市民それぞれの課題の克服について、関係や信頼を強めていける設計を期待している。

2-2-ウ 欠格事由としての心身の故障はこの適用が人を差別する原因にもなりかねないので削除し、こうしたいろいろな心配ごとについては、別途の手続で行っていくのがよいのではないか。

3-2-エ 意見を述べなければならないものとする。意見が裁判官に遠慮したり、裁判員間の雰囲気悪さから言えないなどということのないように、運営を工夫する必要がある。運営を点検できるように評議についての客観資料や、記録、事後裁判員制度をより良く育てていける資料・評価・検討できる機能が必要である。公判だけでなく、評議の記録が必要である。単なる記録者として、文字化する役割だけでなく、時に評議の流れの中で、裁判官を介してではなく、場を共有した者として、評議内容について発言できる器量を求めたい。時に記録者は、評議の進行にとっても大切な役割を担う。裁判員裁判は官と員の協働ですから、その作業を冷静に見守る役割をする人が必要ではないか。

3-2-オ 裁判員の守秘義務と、裁判員等の秘密漏洩罪7の(2)について、刑事裁判の傍聴を続けてきまして、確かに、必要以上に個人の情報を知ることになり、意外にまた世間の狭さを実感した。ですから、知り得た情報をむやみに流出させてはならないと考える。どの情報は秘密対象でどの情報は秘密対象外だという識別も困難だ。こうした秘密を持つことは市民にとって大変つらいこと。模擬裁判で、有罪と判断しただけで、自分を責め続けたという人がいる。例えば、アフターの会で、自由に意見交換させて、守秘対象となる事柄はここに置いていきましょうという会をもつ。私も模擬裁判や、影の陪審の経験があり、評議の結果についての感想を述べあってみたり、判断についての疑問についての意見交換などができると、市民としての法理解の助けにもなった。何より、口外してはならないという重荷をこうしたクローズの場で意見交換することで、少し荷をおろせる気がする。「しゃべってはならない」という規制ではなく、こうした裁判員に心の負担のかからない方法を講じてほしい。「しゃべるべきではないことについて」の区別がされ、市民の胸に眠らせることのできる程度にしていく、工夫がいる。被害者支援にかかわった経験では、医者や専門家の不用意なケース紹介が意外に多

い。裁判で知り得た「何」については、口外してはいけないこと...守秘すべきことならについて、簡単に限定できないのであれば、どの参加者にとっても認識がずれない程度に、口外してはならないことについて絞りこめることが必要です。「常識」はあてになりません。ここに置いていきましょうというアフターの会があれば、それは自分たちのかわった裁判員裁判についての評価資料・点検資料を作成する時間としても貴重ではないか。裁判員制度は、裁判員裁判を重ねながら、制度を育てていく、法文化を育てていくということだ。ですから、裁判員制度についての評価や課題について、整理される必要があります。裁判官と参加した市民のそれぞれにおいて、アンケートや、必要な情報を整理していくことも検討されるべきだ。裁判員として選ばれる段階では質問票の活用を、裁判員の仕事が終わった段階ではこのアンケートを書くということを活用いただきたい。守秘義務違反についての懲役・罰金規定は、参加する市民を萎縮させる。善良な市民は、税金の滞納さえ、心を痛めている。国家による罰の適用など、大変な事態であり、このことは評議にも悪影響さえ与えてしまうかも知れない、致命的な規則ではないか。率直に言って、私は、司法に市民が参加してこそ、自分と社会をきりむすび、市民が社会の構成員として、今現実には起きている社会問題に対峙しようとする力が湧いてくると感じている。たくさんの市民が、自分の目、耳で事実を確認する裁判への市民参加は、社会の健全さ、安全・安心を導ける、コミュニティをつくるのだと思ってきた。少なくとも私は、刑事裁判の傍聴の体験からそう考えてきた。市民を信頼できない、裁判所や法曹...、市民としても、信じることから始めていけるとは思わない。裁判員制度は、法曹や裁判所が信頼できる市民を育てていく制度でもあり、裁判員制度を経験した裁判官・裁判員が、裁判員制度を点検していく素材を提供し、これを蓄積していける設計が必要だ。そうしたことに関連して、市民に守秘義務を課すような負担を強いる性格について、裁判員に参加した人の心にも向き合える相談機関が必要なのではないか。裁判員制度の運用状況を不断に検証し、必要に応じ、柔軟に制度の見直しを行う機能をもつ機関が必要だ。裁判員には公正な裁判をしてほしい。新しい制度の導入であるから、社会が裁判員の経験を共有できることが必要である。裁判員の守秘義務や、罰則がその経験の共有を阻害しないように配慮してほしい。

4 - 4 公判手続 2日以上続く場合は、連続開廷とはせず、週1、2日単位としてほしい。市民の都合で連続開廷ということが被告に及ぼす負担については指摘されてきたが、そうした問題にもまして、市民の側からも連続開廷は負担でもある。私はフルタイム労働者で、そう何日も連続して休むことはではないし、したくない。2日で終わりたいが終わらない場合は、連続でとするより、2日については連続、その後も必要な場合は、週1日単位で更新していくようにしてはどうか。裁判員として参加している側でも自分の考えを整理するために資料にあたりたり、書物を読みたい場合もあるのではないか。裁判員にとって人権学習の場でもあるので、時間がかかることに意味がある場合もある。被告にとっても、時間があく意味がある場合があり、連続開廷が良いとは思わない。

4 - 7 証拠調べに関して 裁判員に分かりやすいものであること。それは被告にも自分の裁かれている意味がわかり納得いく裁判になるようにと期待している。供述調書をはじめとした調書はできる限り避け、証言で行ってほしい。調書の作成過程の透明性を高めること、伝聞証拠の一人歩きがないようにすることなど配慮してほしい。

8 - 1 裁判員のプライバシー保護に関して 日本は過密社会で、情報検索で人を特定することが容易なので、プライバシーの保護については、特段の配慮が欲しい。秘密裁判は困るので情報として、裁判員の性別、年齢、職業程度は、個人が特定できない工夫をして公表してほしい。氏名の安易な公表は避けてほしいが、氏名についても手続を踏んだ形で開示対象としてほしい。取材や事後検証は大切で、報道や学術研究にしっかり対応できる情報開示とプライバシーの保護についての整理が必要だと感じている。

最後に 裁判員として参加する市民の半数は女性を。枠をとということではなく、ジェンダー・バランスに目配りをする、全体性・年代・職業などいろいろなバランスがとれるといいと思う。(女性、50歳代、東京都)

合議体の構成 裁判官の員数は、3人とする。裁判員の員数は、9人とする。

審議会意見書にいう「裁判官と裁判員との相互コミュニケーション」、「知識・経験の共有」は理想ではあるが、現実には、裁判員は、無作為抽出で選任され、かつ任期制でなく当該事

件についてのみ担当する素人の市民であり、かかる裁判員が主体性をもってプロの裁判官達の前で臆せずものを言えるとは到底考えられず、同じような立場の人が多数いた方が望ましいと思われる(検察審査会の体験に照らしても、また、各地で行われている模擬裁判等においても実証的に裏づけられている)。刑事司法への国民の参加の目的(意見書102頁)とする、「国民の健全な社会常識がより反映される」ためには、井上座長の4人案では実現が困難であり(「参審」制でなく、「裁判員」制度としたことから、フランスの「参審」と同じ構成にすることは、好ましくないと思われるのかも知れないが)、前述の理由から、裁判員の員数は9人とすべきであると思います。裁判官の員数については、井上座長案の考え方にもとづき3人とすることに賛成します。

評決の在り方について 評決は全員一致を原則とし、有罪の評決は、一定の条件の下で(例えば、評議と投票を繰り返しても、意見の一致をみないとき)3分の2以上の多数決(裁判官又は裁判員のみによる多数決は不可)とすること、ただし、死刑を言い渡す場合には全員一致とすべきである。

有罪の評決を下す場合には、「疑わしきは、罰せず」、「有罪とするためには何人も合理的な疑いを差し挟まない程度まで立証される必要がある」とする刑事裁判の原則に照らして、全員一致を原則とすべきである。しかし、構成員のごく一部が反対の評決を主張し譲らない等の事由によって、いつまでも結論が出せないという事態を回避するため、全員一致に向けた評議と投票を一定回数(5回程度まで)繰り返すという手段を講じたうえ、なお一致をみない場合には、3分の2以上の多数決で結論を出すこととすべきだと思えます。ただし、その場合であっても「死刑」の量刑を選択する場合は、冤罪を防止するためにも少なくとも全員一致とすべきだと思えます。井上座長案の説明によると、「裁判員が加わったがために評決要件を加重するというのは、裁判員が加わって行われる判断には不安があるからより厳格にしたという意味合いすら持ちかねず」とされているが(説明P10)、諸外国の市民参加の裁判制度の評決要件はその多くが「過半数」ではなくて「3分の2以上」等の多数決を採用していることや、今回の改革にあたって、対象事件を法定合議事件とするとしていることから、全員一致が望ましいと考えます。前述の理由をも勘案するならば、少なくとも多数決とすべきだと思うし、新たに採用する制度であることから現制度との整合性を図る特段の理由はなく、また、国民の理解も得られるものと思えます。

裁判員の要件について 公職選挙法第9条に定める選挙権を有する者とする。

いわゆる公民権を有する一般国民が裁判員として裁判に参加することは、権利主体・統治主体としての役割を果たすという改革の趣旨からみて「選挙権」と一致させることは合理的な考え方だと思えます。しかし、いわゆる「たたき台」のB案及び井上座長試案では20歳から24歳までの者を除外し、また「たたき台」C案は20歳から29歳までを裁判員から除外しています。井上座長試案ではその理由として「審議会意見がいうように、裁判員制度の趣旨が「裁判内容に国民の健全な社会常識がより反映されるようにする」ということにあることからしても、社会に出てある程度経験を積んだ人を裁判員とするのが適切であると思われる」とされています。これは、わが国の教育体系での「法教育」の遅れからくる国民の法意識の低さに、社会的経験の不足を加味して、「社会常識」の欠如に結び付ける考え方だと、思われます。この考え方は、現状からある程度首肯できるとしても、このたびの改革が、21世紀の司法制度をめざす改革であるとするならば、今後の「法教育」(意見書にいう「学校教育等における司法に関する学習機会の充実」)の公民教育を指し、法曹関係者養成のためという狭義の意味ではない。)の充実を前提にして、適格性を有するすべての「成年者」を対象とすべきであると思えます。

取調べ請求証拠ならびに取調べ請求以外の証拠の開示について 防御権を阻害しないために、検察官手持ちの全証拠について内容ないしはその要旨を記載した一覧表を作成し開示するか、弁護側がいかなる段階においてもすべての関係資料にアクセスすることができるようルール化(ルールの遵守義務を含む。)を図るべきである。

井上試案によると検察官は「開示を求める証拠の類型及びその範囲を特定し、かつ、事案の内容及び検察官請求証拠の構造等に照らし、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために当該類型及び範囲の証拠を検討することが重要であることを明らかにして、開示の請

求があった場合」であってさらに「開示の必要性、開示によって生じるおそれのある弊害の有無、種類、程度等を考慮し、相当と認めるとき」に開示を認めればよいとしている。しかし、裁判員制度が機能するためには、検事の設定する論点、被告人、弁護人の方で設定する論点についてすべての証拠をもとに一般市民的な感覚でもって論議されなければならないが、そのためには最低限どのような証拠が存在するかという「目録」が公開されなければならないが、論点整理ができないのではないかと考えられます。わが国における刑事裁判の誤判原因の実証研究によれば、証拠開示は防御権強化のための権利として保障されているにもかかわらず、証拠がきちんと被告人に提示されなかったことが誤判原因要素の上位を占めています。このような日本の証拠開示の遅れについて、人権委員会は、日本国政府に対し、自由権規約第14条3項の保障にもとづき法改正と事務改善をすべきであるとする勧告を出しています。国際人権レベルとの乖離を埋めるためにも、手持ち証拠の全面開示をするためのルール化(ルール遵守義務を含めて。)を図るべきではないかと思えます。

供述調書の信用性確保について 供述調書の信用性等については、その作成状況を含めて、裁判員が理解しやすくて確かな判断をすることができるようにするために、すべての取調べの状況を録音・録画し、それを公判における立証に活用できるように改善すべきである。

供述調書の作成状況について、裁判員が理解しやすくて確かな判断をすることができるような立証を行うためには、すべての取調べ状況を録音・録画しておくことが不可欠である。これを欠いたままで裁判員に「理解しやすく、的確な判断のできる」立証をさせるとしても、結局は取調室内でのでき事の水掛け論的な尋問にならざるを得ず、時間を浪費し、かつ非常に心証のとりにくい証拠調べにならざるを得ません。また、取調べの電気的手段による記録は、1998年11月19日に出された人権委員会の最終見解で勧告(パラグラフ25)を受けている事項であること、取調べ状況の録音・録画がなされることにより、迅速化と裁判員の負担が軽減することにも役立つことなどから、これを機会に取調べの可視化に向けて検討し、実施に踏み切るべきだと思います。なお、取調べ過程の録音・録画については、最終的な調書署名時の取調べのみ実施するといった考え方もありますが、最終的に署名するまでに不当な取調べがなされたことと主張がなされた場合、取調べ状況全般についての証人尋問が必要になるので、結局すべての取調べ過程の録音・録画が必要とならざるを得ないことから、取り調べの録音・録画の導入にあたっては、全過程とすることを前提にして検討すべきだと、思います。

裁判員制度導入に当たっての市民啓発について 裁判員制度は、陪審制度のように、有罪か無罪かを決めるだけでなく量刑決定まで関与することから、「裁判員の手引」(仮称)を作成し、国民に対し事前の啓発を十分行うこと。

現在休止中のわが国の「陪審制度」が導入された際に、陪審員候補者に配布された「陪審手引」(大日本陪審協会発行1931(昭和6)年発行)にあたる「裁判員の手引」(仮称)を作成し、少なくとも裁判員候補者に配布すべきである。できれば、社会教育および学校教育における「法教育」の教材として活用可能なダイジェスト版を作成し、広く国民の法意識の高揚と司法制度についての理解を深めるための諸施策を講じるべきである。

裁判員の出頭義務と事業主への罰則規定について 事業主が、従業員の裁判員休業申出を拒んだ場合に適用する罰則規定を設けるべきである。

労働者である裁判員が正当な理由なく出頭義務を怠った場合には、罰則規定が設けられ、裁判官の決定で 円以下の過料が科せられることとしているが、事業主には、「事業主は、労働者からの裁判員休業申出があったときは、当該裁判員休業申出を拒むことができないものとする。」とあるだけで違反した場合の罰則規定がないのは、正当な理由がないのに出頭しなかった裁判員に適用される罰則規定や労基法7条(公民権行使の保障)違反の事業主に適用される罰則規定(労基法119条)とのバランスを欠くのではないかと思う。したがって、8.裁判員の保護及び出頭確保に関する措置(4)出頭の確保に、エ 事業主は、イ又はウに違反した場合は 月以下の懲役又は 円以下の罰金に処するものとする。を加えるべきである。(参考:労基法119条に定める第7条違反の場合のペナルティは、「6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金」である。)

裁判の公正を妨げる行為の禁止規定について 裁判の公正を妨げる行為の禁止規定は設けないものとする。

「たたき台」(井上座長試案も同じ。)の「ア 事件に関する偏見を生ぜしめる行為」や「裁判の公正を妨げるおそれのある行為」の概念は、極めて抽象的で広範であり、実効性に疑問がある反面、正当な弁護活動や論評などにもこれらの行為に該当するとして、規制される余地がある。過去にも幾多の裁判批判がなされたが、中には単なる憶測や疑念によって判決を攻撃するものや、ましてやデモや大衆行動によって一定の結論を裁判所へ強要するものについては、論外であるが、裁判官による裁判であっても誤判の可能性は皆無とはいえないこと、ましてや裁判に素人の裁判員が関わる裁判であることから、国民の納得を得ることは難しいケースが出てくるのではないと思われる。そこで、法の解釈に対する批判については許されてしかるべきだと思うし、原則として裁判官・員にしかできないとする事実認定に関する批判であっても、裁判官・員以上の努力を以て事案を調査した上でなされた批判までも禁止することは妥当ではないと考えられるので、刑事裁判において国民の容喙を一切許さないとするアの考え方は妥当ではないと思います。イについては、国民の知る権利との関係(報道規制)からあくまでも報道機関の自主規制に任せるべき問題だと思えます。

裁判員等に対する接触の規制について 裁判中の裁判員等への接触は、裁判員の判断に影響を及ぼさないように接触を規制することは必要ですが、任務終了後まで特に生涯にわたって規制することは疑問です。

「たたき台」によれば、「ア 何人も、裁判員又は補充裁判員に対して、その担当事件に関し、接触してはならないものとする。」(8.裁判員の保護及び出頭確保等に関する措置(2)アの前段)を「何人も、裁判員又は補充裁判員に対して、その担当事件に関し、その任務終了まで接触してはならないものとする。」とし、後段の部分は削除すべきであると思えます。また、アの違反に対し制裁を科さないようにすることには賛成です。イについて、「たたき台」によれば、「接触すると疑うに足りる相当な理由」でそれを口実に保釈や接見が制限されるとしているが、「接触すると疑うに足りる」では、濫用のおそれがあるので、イは削除すべきであると思えます。もし仮に規制条項を設ける場合には、より厳格な要件を定めておくべきであると思えます。

裁判の公正を妨げる行為の禁止について 「たたき台」にいう「事件に偏見を生ぜしめる行為」や「裁判の公正を妨げるおそれのある行為」という概念はあいまいでかつ広範であり、口実として正当な弁護活動や論評を規制される余地があり、禁止規定案は削除すべきである。

「たたき台」によれば「イ 報道機関は、アの義務を踏まえ、事件に関する報道を行うに当たっては、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者に事件に関する偏見を生ぜしめないように配慮しなければならないものとする。」とされ、井上座長案では、「自主的なルールを策定しつつあることを踏まえ更に検討すべきである。」としているが、「言論の自由や報道の自由」の観点からあくまでも報道機関の自主的な規制にまかせるべきで、法律上の措置をすることは、弊害が大きいのので禁止規定はおかないようにすべきだと思います。

裁判官による説示とその在り方について 裁判員は、刑事裁判の基本的な原則についての理解が十分でなく、評議に入るに際し、担当する事件について必要な法的知識や争点について理解を共通にしておく必要があり、裁判官による説示を行うべきである。

裁判員は、無作為抽出で選出され、当該裁判に一事件に限って関わるものであるから、刑事事件に関する基本的な原則について十分理解したうえで審理に臨むことができるようにすべきである。また、審議に入るにあたって担当する事件について必要な法的知識や議論すべき争点について理解を共通にしておく必要がある。そのため、つぎのような説示を行う必要があるのではないかと思う。

ア 裁判長は、公判廷において冒頭説示、中間説示、最終説示等必要な説示を行うこと。

イ 裁判長は、最終説示の内容について、予め当事者の意見を聞かなければならず、また、最終説示に対する当事者の異議を認めること。

ウ 冒頭説示は以下の内容とすること。

被告人は公判中無罪の推定を受けること。

検察官が公訴事実について合理的な疑いを容れる余地なく有罪の立証をしない限り被告人は無罪であること。

公判廷において直接取り調べた証拠のみに基づいて有罪・無罪を決めること。

評議まで結論を決めないこと。

主たる証拠法則

エ 最終説示は以下のような内容で行われるべきこと。

事実認定について 公訴事実に関する法律上の要件、争点、検察官の立証責任、評決すべき内容(質問表など)

量刑について 争点、評決すべき内容 (男性、60歳代、三重県)

(1)職業裁判官と陪審・参審

現行法は、最高裁判事を除き、キャリアの官僚裁判官による審判が行われる(裁判所法39条以下)。しかし、欧米諸国では、市民により構成される陪審、あるいは市民と官僚裁判官から構成される参審による裁判を、一定の重大事件について行っているのが普通である。我が国でも、陪審制を導入しないし「復活」すべきであるとの声は強い。「復活」といわれるのは、日本でもかつては陪審法(1923年)に基づいて陪審裁判が行われていたが、「陪審法ノ停止ニ関スル法律」(1943年)によって停止させられたままだからである。陪審制導入論は、裏を返せば官僚裁判官に対する不信のあらわれでもある。100%に近い有罪率に象徴される日本の刑事裁判の閉塞状況を打破し、司法の民主化と「疑わしきは被告人の利益に」の原則に忠実な事実認定を実現するものとして、陪審・参審制度に対する期待は大きい。さて、陪審制導入には、どのような功罪があるだろうか。まず、陪審の長所とされている点を列挙する。第一に、陪審制度の採用により、「有罪の推定」を抱きがちな職業裁判官に代わって、12人の市民が多様な観点から慎重に事実認定を行うから、誤判防止に役立つ。第二に、いわゆる「調書裁判」を克服し、直接主義・口頭主義、公判中心主義に根ざした活気ある審判が実現する。第三に、市民感覚・市民的常識を裁判に反映することが可能となり、市民による裁判の実現という点で、司法における民主主義が実現する。以上のような長所に対して、陪審は日本人の国民性に合わない、市民は情緒に流れやすく、誤判防止どころか、かえって誤った有罪、誤った無罪を招く危険が大きい、緻密で正確な事実認定をするには専門家として訓練された職業裁判官の方が優れている、などの諸点が、消極論の論者から指摘されている。(以上につき「特集・陪審」刑雑33巻4号723頁、「特集・刑事陪審裁判のビジョン」刑弁23号参照)陪審が民主主義的な制度である点について、特に異論はない。諸外国が陪審を採用しているのも、民衆陪審といわれるように、いわば民衆司法の象徴として陪審制が市民の間に根付いているからである。これに対して「誤判防止」の問題については、陪審が有効か否かについて、見方が真っ向から対立する。個々で注意すべきは、陪審を刑事手続全体、とりわけ捜査及び公判準備の問題と切り離して論じても意味がないという点である。たとえば、現在の刑事手続をそのままにして陪審制だけを導入しても、積極論者の期待するメリットは発揮できないと思われる。陪審制を有効に機能させるためには、捜査書類の公判への持ち込み禁止を徹底して、公判中心主義を実現し、全面証拠開示を実現した上で、当事者の十分な公判準備を保障すること、伝聞法則、自白法則をはじめとする証拠能力の制限を十全なものとして陪審員に予断を与える不適正な証拠を公判に出さないことなど、前提たる環境づくりが必要となる。これが実現されれば、陪審制は間違いなく誤判防止に役立つ制度となるであろう。将来、陪審制を導入する場合、日本の刑事司法における制度設計として、陪審制と参審制のいずれが望ましいか。陪審制導入論と並んで、近時は、参審制導入を提唱する論者も有力のようである。参審制のモデルと考えられているのは、主にドイツ型の参審制であるが、ドイツの参審は職業裁判官3名に対して、市民の参審員2名に過ぎず、また、任期が4年あって、職業裁判官と日常的に接することなどからみて、陪審制よりは官僚裁判官のみによる制度により近いものようである。フランス型は、市民の陪審員9名と、職業裁判官3名からなり、市民12名で構成される英米型陪審と、ドイツ型参審の中間的な形態であり、制度導入に際して参考にすべきものの一つであろう。なお、司法制度改革審の意見書は、国民の司法参加の一環として、「裁判員」制度の導入を提唱している。これは一種の「参審員」であるが、事件ごとに抽選で選ばれる点では、「陪審員」に近い。裁判員は、職業裁判官と共同で評議を行い、罪責と量刑について決定する。意見書では、裁判員と職業裁判官の人数比までは触られていないが、フランスの陪審(参審)の経験からみても、裁判官を大幅に上回る人数の裁判員が確保されなければ、国民参加の実

をあげるのは難しいと思われる。(白取祐司「刑事訴訟法」日本評論社2002年、57~59頁)

(2)制度導入の目的は理解されているか

なぜ「裁判員」なのか

奇妙なことに、今導入が検討されている陪審あるいは参審の制度は「裁判員」と呼ばれる。現行制度は総じてうまく機能しており、国民の信頼も得ているというのが最高裁の基本的認識で、法務・検察もこれに近い。一方、現行制度は、法律家の独善に陥る危険性があり、国民が法律家をチェックし、主体的に関与できるよう、抜本的に裁判を見直すべきだ、というのが日弁連などの考え方である。国民の司法参加のあるべき姿として、現行制度肯定派が想定するのは、ドイツのように国民が職業裁判官中心の裁判に加わる「参審型」。批判派がイメージするのは米国のように国民自身が評決を下す「陪審型」。両派の対立は、審議会が意見をまとめる段階から激しく、意見書では、あえて「参審」でも「陪審」でもない、「裁判員」という言葉を使った経緯がある。

裁判員制度に思う

「もし私が裁判員に選ばれたら、慣れない裁判所の雰囲気が必要以上に緊張したり、成り行き任せで判断してしまったりすることはないだろうか。そのような裁判員に、被告人の人生が左右されることがあってはならないだろう」新聞の投書欄に載った「裁判員の不安取り除く工夫を」という主婦の投書である。多くの人が、この制度に不安を感じているに違いない。

誤判原因論

日本の捜査実務では、被疑者の取調べが重視され、詳細な自白調書が作られて公判廷に提出される。往々にして、これらの捜査段階の自白の証明力(信用性)の評価が有罪・無罪の分岐点になることも少なくない。多くの誤判事例、再審無罪事例などを契機として、なぜ事実認定を誤ったのかという研究(誤判原因論)が盛んになり、その中で裁判官が虚偽の自白を見抜けなかったために事実認定を誤ってしまったケースが決して稀ではないことが明らかになってきた。やってもいない犯罪を人は軽々に「自白」するはずがないとの思い込みは、市民のみならず、職業裁判官であっても陥りやすい陥穽なのである。ここから、誤判を防止するために、つまり誤った「自白」評価を防ぐために、その評価の過程・方法を分析し、客観化ないし法則化しようとの研究が積み重ねられるようになった。(守屋克彦「自白の分析と評価」(勁草書房1988年)、司法研修所編「自白の信用性」(法曹界1991年)、渡部保夫「無罪の発見」(勁草書房1992年)など)

当事者主義と現実

自白とは自己の犯罪事実の全部又は主要な部分を認める被告人(被疑者)の供述、つまり、供述証拠の一種であるが、証拠能力(任意性)が認められれば、他の証拠と同様、裁判官の自由な証拠評価にゆだねられる。土本武司帝京大教授(元最高検検事)は、「自白を導き出すことは、犯人のためにも国民感情の上からも、むしろ必要なことであり、したがって捜査官が被疑者の取調べから手を抜くことは国民感情に反する」という(土本武司「犯罪捜査」(弘文堂1978年)35頁)。そして、捜査官、訴追官は、被疑者を自白させ、道義的悔悟に至らせることで、「道義の回復」が図られると考えがちである。被告人の側からみると、事実上致命的ともいえる直接証拠(自白)を捜査、訴追の側に握られるか否かは重大な利害にかかわる。とりわけ、公判段階で無罪を争う被告人にとって捜査段階の不用意な自白は重い桎梏となるであろう。自白をめぐる捜査・訴追側と被告人の利害は裏腹の関係にある。現行法上、被疑者には国選弁護人選任請求権はない。私選で選任することは可能だが、現実には、貧困、無知等のため、特殊な事件を除くほとんどの一般刑事事件では弁護人が付かないまま逮捕・勾留中に詳細な自白調書が取られ、事実上、ここで事件の帰趨は決定づけられる。捜査弁護の低調は公判の形骸化を生み、起訴後の公判は捜査結果を追認するだけの場と化した。

法の目的

法は、実体的真実の発見と適正手続の要請を目的としているのである。しかし、歴史の教えるところによれば、真実発見の要請は、自白を重視し、何としてでも犯人を見つけ出

そうという犯人必罰の方向に流れやすい(必罰主義)。これに対して、適正手続ないしデュー・プロセスの要請は、手続における人権保障を重視し、無実の者を決して処罰するようなことがあってはならないことに帰着する(無辜の不処罰主義)。

(3)論点

(2)において「裁判員」制度に関係があるであろう立場の考えを概観したが、いずれも論点は次の諸点に集約されよう。実体的真実主義、当事者主義、実態の啓蒙。以下、この3点について述べてみたい。

実体的真実主義

実体的真実主義とは、罪を犯した者は処罰し、犯さない者は処罰しないという当然のことをいうのではない。それは、罪を犯した者は、草の根を分けてでも探し出して処罰せずにはおかないという必罰主義のことであり、処罰の確保と秩序維持を最優先させる権威主義的国家観を背景とする政策的主張なのである。これを別の観点からいえば、実体的真実主義は、刑事訴訟の目的を実体刑法の実現に置き、手続的正義を軽視する政策原理ということができよう。歴史的には、近世までのヨーロッパの糾問手続が、実体的真実主義を体現する手続であり、嫌疑刑、仮放免などにその思想が端的に表れていた。今日においても、大陸の刑事手続は、本質において、実体的真実主義の特徴を払拭しきれていない。なお、歴史的にも比較法的にも、実体的真実主義は糾問主義、職権主義と結びついて発展してきた。実体的真実主義の目指す犯人必罰の強調は、ともすると疑わしきは罰する方向へと傾斜し、無実の者の誤った処罰を内包しがちである。糾問主義時代の自白の重視、自白の強要は、灰色の被疑者・被告人を逃すまいという、実体的真実発見のパッションに支えられ、行われてきたものである。これとは反対に、無実の者を罰すまいというのも、いってみれば実体的真実主義だが、以上述べてきたそれと比べると正反対の内容を持つ。これを消極的実体的真実主義ということがあるが、この思想を端的に表れているのが、「10人の有罪者を逃しても、1人の無辜を罰してはいけない」というイギリスの法格言である。「疑わしきは被告人の利益に」の原則が支配し、自由で民主的な国家と司法制度を前提にすれば、刑事訴訟の目的としての真実発見は、仮にも無実の者を罰しないという、消極的実体的真実主義でなければならない(無辜の不処罰主義)。この消極的実体的真実主義であれば、適正手続とは矛盾しない。

当事者主義

当事者の「平等」といっても、そこでの当事者は、検察官という国家権力機関と、一私人に過ぎない被告人である。そこでいう「平等」が、ある種の擬制であることは事実である。一方の当事者である検察官は、強力な捜査・訴追権限を背景に集めた豊富な証拠、資料をすでに手元に有しており、圧倒的に優位な立場にいる。つまり、当事者平等主義というのは、被告人の防御権など諸権利を実質的に保障して検察官と対等に対峙できるようにさせたいということなのである。真犯人は処罰され、無実の者は処罰すべきではないのだから、この二つの要請は、一見調和し得るかのようだが、そうはいかない。訴訟的な考察方法に従う限り、「真犯人」なる者はいない。いるのは、犯人らしき「被疑者」「被告人」にすぎない。実体的真実発見の要請からは、犯人か否かを確認するため被疑者を外界から遮断して自白をじっくり迫るのもやむを得ないことになる。しかし、真相解明も、適正手続の立場に立って問題に対処しなければならない。したがって、「裁判員」制度に司法の民主化と「疑わしきは被告人の利益に」の原則を標榜するのであれば、実質的な当事者主義の担保、即ち、直接主義、口頭主義、公判中心主義を現実のものとする制度、環境をも併せて導入しなければ、所期の目論見は画餅に帰すこととなる。

実態の啓蒙

毎日の生活の中で、車の運転中に誤って事故を起こして相手にけがをさせれば「業務上過失致傷罪」の立派な被疑者であるし、男性であれば、満員電車の中でたまたま女性の体に触れて「痴漢」と訴えられることがあるかもしれない。こんなとき、相手の言い分だけで、自分に不利な供述をさせられたらたまらない。実務家や弁護士といえども例外ではない。捜査官というのは、被疑者に対し、純然たる犯罪立証の目的意識を持った反対当事者のことであり、その意識に従い調書を作成する。このようにして事件の趨勢は決する

ので、公判の場は第三者が傍聴したとしても審理内容が理解できないものとなっている。もちろん、実務家、弁護士会にも言い分はあろうが、大部分は効率化を重視するためのものであって、公判中心主義による審理充実を否定するものではあり得ない、と思われるが、もしそうであるなら、司法、法曹の自殺行為であろう。果たして、「裁判員」の担い手である一般市民に対する刑事裁判を取り巻く実態についての情報量は十分であろうか。たとえば、連日、全国で行われている刑事裁判を傍聴したとして、いったい、どれくらいの人が審理内容を把握できるだろうか。結局、参加者が不安なのは、何をやっているのか分からないブラックボックス的な捜査に対してではなからうか。

(4)結語

刑事手続の目的は、「真犯人」の発見ではなく、間違っても無実の者を処罰しないところにある。このことを認識の出発点とした上で、現行制度上、その阻害要因の枢軸である調書裁判を克服するためには、まず、

公判中心主義の環境整備

捜査書類の公判への持込禁止、証拠能力の制限

証拠の全面開示

当事者の十分な公判準備の保障

によって、直接主義、口頭主義の公判中心主義の実現が不可欠であり、さらに、

公判中心主義に向けた、実務家、弁護士会などの効率重視是正のための態勢づくりを行って、裁判制度自体を充実・活性化させた上で、

裁判官を大幅に上回る人数の裁判員の確保

を実現しなければ、「裁判員」制度そのものが有効に機能しない。

なお、付言すると、裁判員は重大事件に限定して採用されると聞かすが、実質的な公判中心主義が根付くことで、刑事訴訟全体が活性化し、公益が広くもたらされるものと確信する。関係者の努力に期待したい。(男性、大阪府)

(4)裁判員の選任方法(無作為抽出又は出頭義務)に関する意見

無関心な人に関しては事前に辞退受付すべきである。裁かれる人達の人権重視。(男性、40歳代、佐賀県)

一般の国民を無作為に選ぶとやる気のない人が裁判員になってしまいます。国会議員のように立候補制でいいと思います。(男性、神奈川県)

裁判員の選定が、一般の国民から無作為抽出し任命するという。いやしくも、人権に関わる裁量者が無作為抽出されては言語道断である。かかる職に就く人は少なくとも法曹理論、六法に接した人が適任であろう。法曹関係にあり、又は退任している人を委嘱すべきと思う。(男性、福岡県)

国立大、公立大、私立大の法学部卒業の方なら、刑法、刑事訴訟法等を読んでも理解できますが、高卒、短大卒、大卒でも法学部以外の法学部以外卒の方は、理解困難と判断され裁判員には無理です。このような制度は米国、フランス、イタリア等で実施されておりますが、米国追従型政府には期待できません。

最近テレビ番組でも「法律」を題材とした番組が増え、身近に感じるようになりました。ただ、一般国民から裁判員を無作為に抽出するのは、現状では、無理があるかもしれません。小中学校の義務教育から「日本の法体系」について少しずつでも慣れさせ倫理観を持たせることが必要だと思います。(男性、静岡県)

裁判に国民の意見を採用することは、国民の法律への関心にもつながり、非常に効果的であると思う。私自身非常に興味があるが、同時に裁判所へ赴くという不安も感じる。第一に普段は仕事をしており、指定された日に行くことができるか、またその際に会社と休日との兼ね合いに考慮されるのか、ということである。様々な分野の人からの意見を取り入れることができなければこの案は全く意味をなさないと思われるので、必要であれば裁判員の会社へ半強制的に協力を求めるぐらいのことが必要であり、裁判員本人もそのほうが会社へ遠慮せずに参加することができると思われる。(女性、20歳代、東京都)

裁判員に指名された場合の出頭義務について意見を申し上げます。私の知るところでは病

気等よほどの理由がない限り出頭義務を課せられ、従わない場合には罰則が適用されるようです。しかし、サラリーマンの場合は、組織で仕事をしているので特別休暇制度を充実させれば休暇をとって出頭することが可能ですが、私どものような自営業の場合は個人で仕事をしているので休暇を取りたくても取れないこともあります。したがって、一律に強権的に出頭義務を課せられるのは酷というものです。仕事を理由に出頭義務を免除いただけるようご配慮をお願いする次第です。(男性、東京都)

今回の裁判員制度自体は賛成ですが、その選定問題に異議があります。強制的に出頭させるようですが、私どもの様に自営零細業の者が指名された場合、妻と2人の営業ですので、平日に2時間以上も拘束されたとすると閉店しなければならず、またやむなくその日を閉店にしたとしたら顧客に表示しなければならず、守秘義務を守れなくなるし、欠席すれば罰金とかそんな制度なら絶対反対です。協力できる人を登録させてその中から選任されることを希望します。お役人様と違って、今日一日たりとも営業に影響を及ぼせば、その結果は破産か一生裁判員制度を恨んで行動するしかありません。

新聞でこの新しい試みを知り、大変危険なことと感じました。その個人の人生が左右される大切な事柄を一般国民から無作為にリストアップされた方が関わっても良いのでしょうか。そこまで門戸を広げる必要は無いように思われます。第一段階、第二段階というように段階を踏む慎重さが求められても良いかと思われます。具体的には、職種での選考です。司法関連の職業に携わっている方、民生委員の経験のある方、心理(臨床)学の知識のある方など、例えばということになりますが、どうか何に一番重点を置かなければならないのかということに目を向けて頂き、司法というものの品位を保って頂きたいと思います。(女性、栃木県)

私もこの件は大学で勉強しましたが、日本でこれから導入するに当たり、様々な整備すべき点があります。また、アメリカと同じような方法でも日本に適したものでなければ効果がありません。関係者にとって重大な裁判がどうなるのか。制度次第で良くも悪くもなるでしょう。例えば、もともと関心がない人もいますし、関心があっても時間を費やせない人もいます。また、法律的な基礎知識さえない人も多いでしょう。一般の国民から無作為にリストアップするのではなく、登録制にしたらどうでしょう。大学で法学の単位を取得した人や、簡単な法学検定に合格した人などで、制度に参加したい人は登録するなど。また、社会的な認知も必要となります。会社の休みを取りやすくするなど。内容を煮詰めてください。(男性、20歳代、群馬県)

最近弁護士の方々が出演している法律の番組があります。それを見ていると、そうした専門家の方たちでさえ、それぞれが判決には正反対の見解を出したりして、意見が噛み合わないことの方が多いくらい。なのにズブの素人の一般人が、統一見解を出せるはずなどないでしょう。結局は声の大きいディベートに長けた人の意見が通るのは目に見えている。そんな席に、話すことに自信のない人物が参加などできるわけがありません。「死刑絶対反対派」と「死刑絶対必要派」の人同士が同席したらどうなるの？どちらも自分の信念は決して譲れない、という人たちだったら？永久に平行線ですよ。仮にどちらかが折れざるを得ないとすれば、その折れたほうは一生後悔して生き続けなければならないかも知れない。そんなことは絶対に間違っている。そんなことに携わりたくない、そんなことは大嫌いだ、という国民の意見は断固として尊重して貰いたい。「やってみたい」という人に任せたい。どちらか選択できる権利が、当然我々には認められるべきです。(女性、40歳代、京都府)

私がもし裁判員に選ばれたら、その2、3日間仕事はどうするか、食事は？犬の散歩は？から始まります。会社に対し、かくかくしかじかでと、お休みが取れるか、同僚にその間仕事を代わってこなしてもらえるかどうか。自然体で休みが取れるかどうか。ここから始まります。裁判以前の問題です。まず、日常生活の中に、無理なく取り入れられることの難しさ。日本は、今まで、男性社会で成り立ってきています。少子化の今になって、やっと女性の子育ての現場に目が向き始めましたが、まだまだ女性が毎日の生活の大変さ、普通の生活の中から2~3日、妻が、母がいなくなったら、家庭がどれだけ大変か。小さい子供のいる人もいます。学校へ行っているお母さんもいます。それらの問題を解決してから裁判員制度を進めていただきたい。判事の人数と裁判員的人数は、1:7と2:9の両方。裁判...人を裁くのには大小はあってはいけないと思うのですが、実際、事件の大小はあると思います。したがって、事件の大小によって柔軟に人数の方も変更できないのでしょうか。評決の条件、これも事件の

大小で、全員一致と多数決。(女性、愛知県)

裁判の判決は、プロの裁判官が判決をくだしていますが、国民参加の裁判員制度が発足することを、テレビ、新聞等のマスコミ報道で知りました。この制度改革には、多くの人達が関心を持っていますが、裁判員制度の内容が良く分からないのが現状だと思います。

一般の国民の中から無差別に選ぶと、選ばれた人の都合により裁判の法廷に出られない日もあるので、一般の裁判員は公募したほうが間違いなく出席します。各県には裁判所があります。一般に裁判員は県内に住所を登録している成人の中から公募し、刑事裁判の内容により一般裁判員を選びます。

有罪無罪の刑を決めるには、裁判官と一般裁判員の多数決で判決を言い渡しますが、人数は裁判長を含めて11名が適当だと思います。

一般裁判員を委嘱する際に、身元をよく確認し、過去に刑罰を受けた国民は一般裁判員にはなれません。また、委嘱された人の名前、住所等は絶対公表しないようにします。

一般裁判員の発言権は、裁判官と同様の権威と権限を持ち、裁判が円滑にいくよう一般裁判員の研修を事前に開催する。(男性、66歳)

労働者が、裁判員として召喚されたときに、事業者がこれを拒むことは現実の問題として十分に予想されると考えますが、これに対して罰則は設けないですか？また裁判員が出頭しないときには、過料の制裁だけなのですか？残念ながら、現在の国民の中には、裁判員を責務と考えて、これを誠実に遂行しようという人物は非常に少ないと思われます。単に選挙人名簿から選考するというのでは、一定の除外があるとはいえ、どのような人物が裁判員になるのかわかりません。これでは裁判の遅滞と混乱を招くおそれがあると思います。少なくとも、誠実に責務を果たさない者や責務を果たすことを阻害する者(事業者も含む)には、比較的重い罰則、制裁を科すべきであり、そうでなければ、裁判員制度は、迅速かつ適切な裁判を阻害し、その目的に反することにもなりかねないと考えます。上辺の響きの良さではなく、現実を十分に踏まえて熟慮のうえ、慎重に制度化していただきたい。場合によっては、国民への浸透具合等の様子を見ながら段階的に制度化することもあるのではないかと考えます。宜しくお願いします。

まず、第一に裁判員の抽出方法ですが、これは(司法関係者・公安関係者・議員等を除く)25歳以上の人すべてからとなっているようですが、これはよくありません。やはり、条件を満たす希望者全員の中から抽選でというようにすべきだと思います。そうでなければ、国民の義務として決められていることでもないようなことを押し付けることになってしまいますし、どう考えてもそれが自然でしょう。一体そんな考え誰が言い出したことなのですか？

次に、裁判員の人数ですが、プロの裁判官と我々一般人は、法律の知識が対等ではありませんから、裁判員はプロの裁判官の3~4倍が適正なのではないでしょうか。そうでなければプロの裁判官のペースに引きずられてしまいます。

第三に、裁判員の守秘義務に関することですが、裁判官に守秘義務があることは大方の人が分かっている以上、職務中や職務終了直後の裁判員に日々の職務にかかわる話はしないという条件つきで一般の人とも話をするを認めてはどうでしょうか。

この罰則はだいたい30万以下の罰金で(ただし、特に悪質かつ重大なものについては6ヶ月以下の懲役も)どうでしょう。(男性、神奈川県)

主権在民の民主主義国家で、国家の中で国民の行動や判断の基準となるものが憲法ですが(小室直樹の「憲法とは国民に向けて書かれたものではない」というのは論外)、自由な経済活動や私的な関係について、国民の行動や判断の基準となるのが「民法」です。つまり、民主主義国家においては「憲法」が、そして、自由経済主義においては民法が不可欠であるということです。裁判所は、紛争を解決する場所ですから、国家対国民、国民対国民という当事者間での争いの仲介役です。ただ、国賠や、民事・刑事と、紛争形態が分かれ、社会が複雑になればなるほど、専門的な知識が求められる時代になっています。従来法律の専門家だけでは、事件の概要や原因など理解できる時代ではありません。その意味で、法曹以外の人々が、裁判に参加するのは正しい方向だとは思いますが、選ばれる裁判員が、一般市民から無差別抽出方式で選ばれたならば何の意味もありません。これは、一般市民がメディア(世論)の影響を受けることは必定であり、また、裁判官の無責任を増長することにしかありません。

ん。法とは行動や判断の基準であり、この行動と判断の背景が千差万別である社会なのだと
いうことを前提に、裁判制度を考えないといけないのに、法曹や論理の崩壊した学者がベー
スとなって議論する日本の裁判員制度は、実にナンセンスです。(男性、40歳代、神奈川県)

「一般の国民を無作為に選んで、無償で…」ということには無理があるように思います。社
会全体が教育力を弱めている現状では、無作為に選ばれた人の中に、「人間としてしてよい
ことと恥ずかしいこととの区別のつかない人」がいた場合に、有罪か無罪かを決める基準を
持てないと思います。徒に、国民に参加してもらったから、という既成事実で、「えん罪」の温
床にもなりかねないでしょうし、法律の専門家に押し切られて、冷静な意見を言えなくなる可
能性も出てくるのではないかと心配になります。「人間が人間を裁く」という、厳粛な行為に
は、何らかの形での「宗教性」=「どんな人間も、何も持たずにこの世に誕生し、今の世に託
されている存在である」という事実を実感すること」が必要になってくると思います。そういった
意味でも、「一般の国民から」というときに、「無作為に」というのではなく、例えば、

1. 現実に今、司法試験を受けようとして学習を進めている人々
2. 時代の先行きを見通して、何かに一途に取り組んでいる人々
3. 伝統的なものに長いこと取り組んでいる職人さん達
4. 父性の極端に弱くなっている現状で、子育てに奔走している、奔走してきた、専業主婦の
立場からの人間観は「いのち」の原点を見つめるときの大切な視点になれると思います。
5. 自然を相手に、日々、食料の生産に励んでいる農業、漁業関係者などなど

地味で、お金には換えられないところで、生きながら、納税者としての務めもきちんと果た
している人々。いつの時代にも、そんな人々の些細な積み重ねで「日本」という国は「底辺」を
支えられてきているのだと思います。その経験への「尊敬と信頼と感謝」の意味も含めて「無
償ではなく応分の報酬」を授与して、選ばれた人々が胸を張って、「栄誉」として、務めること
のできる制度にしてほしいと願っています。(女性、富山県)

刑事裁判の充実は早期に実施されるべきだが、裁判員制度・検察審査会制度はともに任
意での委託に変更するよう、強く求めたいのである。また、司法制度改革推進本部座長・井
上氏が連合会長・笹森氏の「終生守秘義務のある裁判員制度実施の白紙撤回を」という発言
に対して、「心外だ！」と発言されたそうだが、心外なのは井上氏が笹森氏に「心外だ！」と発
言したことこそ心外で、笹森氏に謝罪をすべきだ！笹森氏が発言したことはむしろ正しく、決
して心外なことではない！もし井上氏が実際に裁判員に任命されたとしたら、きちんと守ると
でも言うのだろうか！ご存知のように、今も実施されている検察審査会制度は、選挙人名簿
から無作為抽出して決定、拒否することは一切認められていない。裁判員制度でも同じこと
が適用されるのだろう。そういうことになれば、恐らく検察審査会はもちろん、裁判員制度裁
判でも、「刑事罰に課せられてもいい、絶対に出たくない！不本意な仕事をいやいややること
がいいことか？」と考える国民が大半を占めることは、火を見るよりも明らかだ。もし私が実
際に検察審査員や裁判員に任命されたとしても、無断欠席することで、「刑事罰を課せられて
もいい！絶対に出たくない！出る気は一切ない！」と示すだろう。そういう国民は多いだろう。
今の司法制度改革推進委員会は、本部員がすべて内閣関係者ばかりで、一般国民が入って
いない。これでは閉鎖的に改革している以外の何ものでもない！これは人権侵害に関わるこ
となので、対象の国民全員が必ず「イエス、ノー。」の答えを出さなければならない、特別投票
の制度を設け、そこで決めるのが本当の筋ではないか！(男性、30歳代、北海道)

選挙者名簿から無作為に裁判官を選ぶって、いったいどういうことですかね。「それは義
務」っていうのもどういうこと？ そうなることに同意した覚えなど、こちとら全くないのですが。
国民の義務は「教育・納税・勤労」でしょう。そんなことが義務に加わるとしたらそれはこの3
項目のうちのどれに入るのか？ そんな大事なこと国民投票もせずに決定されたって、もとか
ら国民の理解も得られぬうちに決まってしまうている。主権在民全く無視ですよ。そもそも
憲法違反じゃないですか。憲法第3章第13条をご覧ください。「自由・幸福の追求に対する国
民の権利については、公共の福祉に反しない限り最大の尊重を必要とする」という旨が明記
されている。私の知人に、赤面症で複数の人々の間に身を置くのが苦痛で仕方ない、人前
に出て意見を述べるなんて死ぬ思いだ、もし白羽の矢が当たって裁判官を強制されたなら、自
殺してしまうだろう・・・なんて悩んでいる人が本当にいるんですよ。こういう状況の人は、そっ

と静かに暮らしていくことが、いわば最大の幸福の追求ってことになるんでしょう。その権利を奪うことのできる権利が、絶対にやりたくない人を無理強いできる権利が、誰にあるというのでしょうか。こんなこと、憲法を知らない、理解していない人が考えたとしか思えない。「喉の渴いていない馬を無理矢理水飲み場に連れて行っても、水を飲ませることはできない」という諺をご存知でしょうか。人それぞれ、好きずきがあるもの。それを自由に選択してこそ我々は幸福を追求していけるのだ。どうしてもやりたければ、前もって希望者を募るべきではないのか！？誰でも彼でも無作為に抽出して、件の知人のような人を絶望のどん底に突き落とすような命令を発令することなど、断じて許されるはずがない。この国は恐怖政治を始めるつもりなのですか？(男性、40歳代、大阪府)

日頃、新聞紙面などで裁判員制度について論じられていますが、一般国民の意見としては、「自分が適切な判断ができるかどうか」や、「自分の判断により一人の人間を死刑にしてしまったら…」との声を良く耳にしますが、私としては、それ以前に、精神的に耐えられそうにありません。テレビドラマのサスペンス番組でさえ見ることができない私は、事件の詳細をメディアで報道されている以上に知ってしまったら、精神的にショックを受け、ひどければ、社会に対応できなくなるような気がします。一番身近な家族にさえも、裁判・事件のことを話してはいけなくなると、なおさらです。詳しくは知りませんが、アメリカでは、陪審員のメンタルケアのフォローがなされているとのこと。そうしたフォローをもっと考えてください。

選出にも問題があります。本人又は家族の病気の時、会社や仕事の都合もあります。日々、人はそれぞれ役割をもって生活しています。容易にその人の代わりが務まるものではありません。それが小さな集団になればなるほど、なおさらです(例えば、家族、商店など)。出席しなければ処罰されるような制度では、徴兵制度と変わりはないようにさえ思います。私としては、例えば、消費者モニターのように一般公募し、志願者の中から面接や抽選などで選出してほしいです。志願者であれば、少なくとも、私のような精神面での不安はないでしょう。それでもやはりメンタルケアのフォロー態勢は整えておくべきです。また、志願者であれば裁判員としての数々の制約も守れるのではないのでしょうか。私のような意見はごく少数かもしれませんが、このような国民もいるということをご理解ください。(女性、30歳代)

裁判員制度について一国民として意見を申し述べたいと思います。私は個人的には裁判員制度には反対ですが、制度を作ること議論が進んでいるようですので、その前提のもとに要点を絞って意見を申し述べます。

1 裁判員の召喚について

新聞等によれば、一定の欠格事由等があるものの、原則一定年齢に達した国政選挙権を有する日本国民の中から無作為に抽出し、参審の召喚をうけた国民は一部例外を除いてこれを忌避できないものとされるとありました。おそらく国民の多数は理屈はともかくその心情の面においては、裁判には、およそそれがどのようなものであれ、できれば関わり合いたくないのが本心ではないかと思えます。裁判に参審し判決に対して意思表示をしなければならぬということ、一国民にとって大きな負担であると思えます。例え経済的な見返りを与えてもです。ましてやそれが被告人に死刑を宣告するものであったり、そうでなくても長期懲役禁固等被告人の人生に多大な影響を及ぼすものであれば、その犯罪に至った経緯がどうであれ、その判決に対する意思表示を行うことは裁判員に指名された者の人生をも左右しかねない重大なことであると思えます。「これは国の決めた制度だから」と割り切ることには当たれる人間は多くはないのではないかと思えます。また担当裁判に係る守秘義務が、その程度がいかにひどくあれ一生ついて回るといえるのは、私であれば拷問に等しいと思えます(私は特におしゃべりのほうではありません)。このようなことから、制度の創設に当たっては、裁判員となることを拒む権利を与えるべきだと思います。これは国民の基本的な人権の観点からもそうすることが必要だと思います。そうすればこの制度自体の運用が危ぶまれるとか、裁判員が過激な、特定の思想や意見を持った者に偏重するおそれが生じるといったことはまた別の問題だと思います。やはりこういった少なからぬ負担を国民に強いる制度を発足させるにあたっては、それなりの特別な国民投票なり調査を徹底するべきではないかと思えます。これは今流行の改革などというよりは、いわば国家制度の革命なのですから。

2 証拠と事実の認定について

もう一つは事実認定についてであります。現在はプロの裁判官が証拠と裁判官の良心に照らし、法律に基づいて判決を行っています。これは一見簡単そうに見えますが、実は大変で複雑微妙な大仕事であると思います。これら作業を、素人の裁判員が全部やるわけではないのですが、しかし証拠を見て判断しないことには、判決に際し意見を述べることはできません。このような作業を客観的、合理的に行うことが法律の専門家でない素人に可能でしょうか。さらに、上で少し申しましたが裁判には完全に客観的な態度が求められます。今の日本人にこんなことが可能でしょうか。テレビなどを見ていても、その多くは情緒的に物事をとらえ報道しているように見え、また国民もそんな空気になじんでいるように思えるのです。犯人を憎むあまり証拠をろくに検討もせず有罪の意見を述べたり、また報復などをおそれて無罪の意見を出すことはないでしょうか。大いに危惧するところであります。(男性、50歳代、高知県)

現在の市民感覚とかけ離れた裁判制度を改善するために、国民が裁判に参加する権利を与えるという趣旨ならば賛成できると思います。しかし、新聞に不安等を切実に訴える投書が相次いでいるのをご存知でしょうか。投書の内容のように、法律のノウハウもない一般市民を無作為に選ぶと、知識や経験がないためにかえって混乱を招き、裁判を長期化させたり、誤審等の大きなミスを引き起こす危険性が大きいのではないのでしょうか。それに、無作為に選ぶということは、選ばれてしまったら有無を言わずに出廷などを強制されるということでしょうか。もしそうだとしたら、選ばれた側にしてみれば、軍国主義時代の徴兵制度のようなものであり、赤紙を渡されるのと変わりありません。それに、選ばれても裁判員としての活動が不可能あるいは困難な事情を抱えている人も少なくありません(病気、妊娠、育児、老親の介護など)。それに、勤め人は長期の休職を余儀なくされ、ましてこのデフレ不況の時代は、休職が引き金となってリストラ等の脅威にさらされることになりかねません。裁判員として活動するのに伴い、人生・生活設計に与える影響は決して小さくありません。せっかくの裁判員制度を定着させるのなら、無作為に選ぶという、半強制的な方法はやめ、法律の知識が一定のレベル以上あり、関心が高い人を募集するといった方法を採用したらどうでしょうか。法律家以外の一般人でも、法学部の大学を卒業したり、そうでなくても日頃から法律に関心を持って勉強している人はたくさんいるはずです。新聞紙上や駅・電車内の広告、更にはインターネットなど、あらゆる可能な方法を駆使すれば、「我こそは」と自ら志願する人がたくさん名乗り出て、それによって初めて裁判制度の改善が実現すると思います。どうか、前述のような不安をおおるような方法は根本から改め、国民の意思を尊重した方法に切り替えるよう最大限の努力をお願いします。(男性、神奈川県)

平成16年通常国会に関連法案を提出する予定とのことですが、裁判員制度についての政府広報を見るのは今回が初めて。しかも、新聞に掲載されてから2週間足らずのメ切。この短さは、いったい何を物語っているのか、疑問に思うのは私だけでしょうか。数ヶ月前の読売新聞による調査では、この裁判員制度について知らない人が何と半数以上という結果が出ています。私も、数ヶ月前にテレビで初めて知って驚いた次第です。国民の約半数が全く知らないということは、暗黙のうちに裁判員制度を推し進めようとしていると思われても仕方ないと思います。どうしてもっと早いうちに国民に意見を求めようとされなかったのか残念でなりません。私が、この裁判員制度で一番強く求めることは、リストアップされ招集される国民一人一人に拒否権を与えてほしいということです。それは、政府が免除しても良いと決める理由のあるなしにかかわらず、どんな人にも個人の理由で拒否権を与えるべきです。もしそうでなければ憲法第13条に反することになると思います。いきなり自由を奪われ、拘束を受ける行為は耐え難いと思われれます。お金は後で取り戻せても、時間は取り戻せないのです。一人一人のかけがえのない時間を拒否権を与えず奪うとしたら、もはや民主国家でなくなるでしょう。

本来なら、裁判員制度を導入しようと思う前に、大がかりな世論調査などを行い、国民が真剣に考える時間を与え、十分な話し合いがなされるべきではないでしょうか。大多数の国民が、この制度を知る手だてを講じることが、政府の責任だと思います。国民の自由にかかわる制度が、国民の知らないうちに施行されるとすれば、これほど恐ろしいことはありません。

「一般の国民」から無作為にリストアップし、招集する方法をとるならば、招集に応じるか否かは、個人の判断に任せてください。くれぐれも、昔の召集令状のように拘束力を伴いません

ようにお願いします。また、別な方法として、裁判員を広く国民から募集することが挙げられます。その際、有償にすれば、より多くの人々が募集に応じると思われます。今後、この制度について、分かりやすい説明を色々な手段を通じて国民に行うことを要望します。(鳥取県)

裁判員は国民から無作為に選ばれ、選ばれると拒否できないことになっていますが、正当な理由があれば拒否できるようにしていただきたい。仕事を持っている人の場合、休業補償等はあるとのことですが、これはサラリーマンを想定した内容となっているように思われます。それ以外の職業、例えば自営業者の場合、休業による信用の喪失等も考えられ、農業等の場合、裁判員のために農作業ができずに、その間に何かあった場合に適切な処置がとれず、収穫に影響が出る等といったことも考えられますが、金銭で補償するには金額が大きくなったり、算定基準が不明確になったりすることが考えられます。また、非常に特殊な例を挙げると、歌手が裁判員のためにコンサートを中止したり延期したりした場合、あるいはタイトルや記録のかかったプロスポーツ選手や優勝争い中のプロ野球チームの主力選手が裁判員に選任され、成績を左右した場合等、金銭では補償しきれないケースであり、社会的な影響も出ることが予想されます。また、仕事以外のケースもあり得る。例えば旅行を計画していた場合に、キャンセルに伴う費用が補償されるのか、進学や資格取得を目指している人が、試験前に裁判員に選任されて十分に勉強ができず不合格になったり、あるいは試験日当日が裁判と重なり受験そのものができなかつたりした場合にどうなるか(特に「試験勉強ができなかった」というのは裁判員との因果関係を証明することが困難であるが、かといって全く因果関係なしとも言い切れない)。さらに、健康上の問題で裁判員の負担に耐えられないケースも考えられます。こうしたいかなる場合においても、裁判員に選任されたことで不利益を被らないような措置が十二分に取れない限り、拒否を認めない規定はどうかと思います。(男性、20歳代、福井県)

司法に一般国民の声を反映させようという意味で裁判員制度は基本的には結構な喜ぶべきものです。うまく運用すれば、裁判に対する国民の信頼感も増すことは十分予想できることです。しかし、巷間伝えられるところを耳にする限り、裁判員にどんな人物を充てるのかが判然としません。有権者名簿(国政選挙の)によって一般人から無作為に一定数の人を選ぶという方法を採用するようだと見るのが大方の予想のようですが、それから先が全く不明です。まず、裁判員の資質について考えなければならないと思います。何も裁判官並みの専門知識などを求めることは不要でごく普通の人でよいのですが、病気の人や重度の障害者等裁判所まで行くのが困難な人や裁判内容を理解するのが難しいいわゆる知能低下をきたしている人などは不適任です。重大な犯罪歴があり、服役後まだ時効に至らない人、異常な性格でとうてい裁判員の任にたえることができないと思われる人なども裁判員にすべきではありません。つまり、裁判員の欠格事由を明確にすることが肝要です。次に、年齢については、成人を条件とすべきでしょう。学生であれ、フリーターや無職の人であっても除外の必要はないでしょう。また、老人であっても全く問題はないと考えます。居住地についてはどうでしょうか。北海道などで裁判所から遠くかつ交通不便の地にあつては日帰りが不可能となれば、本人の意思を尊重すべきかとも思いますが、判断に苦しむところです。最後に裁判員の任期についてです。できるだけ多くの人に裁判員を経験させることは良いのではないかと思うので、任期は3年程度かと考えます。ただし、本人が希望し裁判官も賛成すれば5年まで認めるというような例外を設けても良いかもしれません。いずれにせよ任期は最長5年位とすべきです。そして、当然のことですが、任期中に裁判員の職をまっとうできない事由が生じた時は、直ちに辞任しなければなりません。以上のとおり、国民一般が賛意を表する裁判員の明確な資格要件を立案して下さることが私の願いです。(男性、千葉県)

一般市民から「くじ引き」で裁判員が選ばれるということですが、無差別で選ばれた場合、重荷になる人の方が多いと思います。殺人事件、傷害致死事件などに限るといっても、法律に無知な人間が裁判員になって的確な結論が出るのでしょうか。仕事も中断し、自分の時間も拘束され、好んでもいない裁判員の仕事に全力投球できるのでしょうか。「早く終わればいい」「早く終わりたい。」そう思う気持ちの方が先で、事実を求めて果たして一生懸命できるのでしょうか。一般素人に、評議の守秘義務を守ることなどできるのでしょうか。家族に話し、友人に話し、尾ひれが付いて全く別の第三者に伝わっていくのではないのでしょうか。誰にも

話さず、自分の頭の中にだけ留めておく、そんな律儀で真面目な人なんてそんなにはいないはずです。ただ、裁判員の「守秘義務」は絶対条件であると私は考えます。評議の内容をペラペラと話されてしまったら、自分自身の適正な意見が言いにくいからです。メディアに漏れるのであるならば、「無難な意見にしておこう。」そういう気持ちが働き、他人に迎合しやすくなってしまわないかと思います。自由な意見交換ができません。職業裁判官の「評議の秘密の原則」を一般裁判員にも課す必要性があると思います。

私は、裁判員は、無差別くじ引きで選出するのではなく、裁判員になりたい人、なってもいい人をあらかじめ募り市役所等に届けてもらい、その登録者の中から無差別抽選する方法がよいと思います。「やる気」がある人がやった方がよいと思います。なりたい人がなるわけですから、より議論が活性化しますし、法知識に関しても自信があるのではないのでしょうか。大体、無差別抽選の裁判員で100%出席になりますでしょうか。体調が悪いからと言って当日逃げる人もいないのでしょうか。

裁判には、原告被告双方が隠している部分、嘘をついている部分、また、隠れている部分があると思います。それを引き出すのが難しいのです。100%真実が現れているのなら、「刑」だけ決めればよいのです。嘘、隠れた事実、歪曲された事実があるから、それより事実近づけ、被告の事件当時の感情、精神状態を探り、より適正な結論を出さなければならぬのです。そのためには「やる気」です。やりたい人にやってもらうのが一番です。裁判員になりたい人にやってもらうのが一番です。裁判員になりたい人の中から選んでもらうのが一番よいと思います。

最後に、裁判官と裁判員の人数ですが、裁判員は裁判官の倍は必要だと思えます。同数なら、職業裁判官の意見に迎合しがちになると思えます。裁判官2人、裁判員4~5人。または、裁判官3人、裁判員6人がよいと思います。(女性、40歳代、千葉県)

20歳以上の国民全員を対象に無差別に抽選で決める方式に反対である。無差別に抽選で決めると、極めて非常識な人、極めて偏向的な人、傍若無人な人、暴力的な人、裁判・審理を理解するに足る知能を備えていない人や痴呆気味の人、病弱な人、情緒不安定な人、精神的に不安定な人、経済的に苦境にある人、極めて多忙な人、家や職場を離れることができない人等が選ばれかねない。極めて非常識な人、極めて偏向的な人、傍若無人な人、暴力的な人が審理に加わっても審理を妨害するだけであり適切・公正な意見にまとめることができない。無知蒙昧な人、裁判・審理を理解するに足る知能を備えていない人や痴呆気味の人が審理に加わっても説明して理解してもらえないのに時間がかかるだけであり、役にも立たない。裁判官や他の裁判員の負担も過大となる。また、裁判上の秘密を他人に漏らしかねず、うっかりもらしたために罰則を適用されると気の毒である。経済的に苦境にある人が選ばれると、通常の人にくらべて本人の経済的負担は重く、やり繰りがつかなくなり、更なる苦境や破産に追い込みかねない。病弱な人、情緒不安定な人、精神的に不安定な人が選ばれると本人の負担は過大となり、健康を損ね、悪化させかねない。評議に参加するには、本人をサポートする人も必要になる。極めて多忙な人が選ばれると、評議に参加する時間を捻出するのに苦労し、本人のストレスが過大となり、また、本業、職務、任務を圧迫しかねない。家を離れることができない人(例えば、病人、身障者、あるいは痴呆老人を看護している人)が選ばれても、評議に参加することが事実上不可能であり、無理に参加すると被看護者を事故や病状悪化に追いやりたりしかねない。職場を離れることができない人(例えば、切りきり舞いしている個人事業主、代替者のいない重要な任務にある人)が選ばれても評議に参加することが事実上不可能であり、無理に参加すると顧客を失ったり、取引先の信用を失ったり、倒産に追い込まれかねない(切りきり舞いしている個人事業主の場合)。あるいは勤務先の事業に支障をきたし、大問題となりかねない(代替者のいない重要な任務にある人の場合)。

代替案

上記に該当しない人、すなわち、心身とも健全であり、良識や見識があり、人格があり、経済的にも困っておらず、評議に参加するだけの意欲と時間的余裕がある人を、地域ごとに多数予め選んでおき、刑事裁判制度、刑事訴訟法等の教育をして裁判員予備員として任命する。刑事裁判が行われることになり、裁判員を選ぶ必要が生じたときに、裁判員予備員の中から抽選で定員の1.3~1.5倍位の人を選抜する。選抜された人の都合を聞いて都合のつ

く人を正式に裁判員として任命する。裁判員予備員であっても、刑事裁判の行われる時点では健康上や仕事の都合上評議に参加することが困難なことがあるからである。(男性、60歳代、千葉県)

今後の実施が検討される裁判員制度について、意見を申し上げます。まず、我が国における参審制の導入に関しましては、賛成の意を示したいと思っております。現在の裁判制度においては、一般国民の意見がまったく反映されておらず、そのために、国民の立場に立った公正な裁判ができていないように思います。参審制の導入は、この問題を解消するために最も妥当というべきものであり、この制度は、早期に導入する必要があると思っております。しかしながら、参審制は、一般国民の意見が反映される一方で、一般国民が司法に参加する制度であることから、法律に関する裁判員の無知が、裁判を阻害しかねない制度であり、その事実は、十分に留意する必要があると思っております。

まず、裁判員制度に関して、辞退事由を特定し、それに該当しない者が裁判員となることを辞することができない制度に関しては、反対の意を示したいと思っております。裁判員となるかどうかは、司法という場が専門性の高い点や、裁判には多大な時間を要する点を考慮し、個人の意思を尊重して決定しなければならないように思います。また、「疾病その他やむを得ない事由」を辞退事由に含めたとしても、「やむを得ない事由」の定義が明確でないため、まだ妥当とは言えないように思います。また、「裁判員に選任された者が、やむを得ない事由があつてその職に就くことの困難なとき、その事由を裁判官に告げなければそれを辞退することができない」という現在の案について、このような制度は、その被選任者が、特別な病気など、他人に知らせたくないような事由で裁判員となれないときも、その事由を裁判官に知らせなければならなくなる点で、被選任者のプライバシー権を不当に侵害しかねない制度であるように思います。そこで、私の案としましては、裁判員となるべきものを決定するに当たっては、まず、無作為に、一般国民から数十人の者(以下、「裁判員候補者」という。)を選び出し、その者に対して裁判員となる資格を与える旨を通知するとともに、その者に対して同意書を送達し、特に同意の得られた者についてのみ、裁判員とすることを提案いたします。また、裁判員の職務を全うするためには、相当な法的知識と社会的経験とが必要となると思っております。しかしながら、現在の案の中では、裁判員となるべき者がこのような知識や経験を有するかどうか判断する方法が明確には示されておらず、これでは、参審制が、公正な裁判を阻害することとなりかねないように思います。そこで、私は、裁判員候補者で、特に裁判員となることを同意した者について、簡易の適正試験を実施し、その結果から、裁判員となるべき者を決定することを提案いたします。また、この適正試験については、専門的な内容ではなく、社会的常識や、裁判に必要と思われる一般的な法的知識を問う問題を中心とし、法務省又はその定める専門機関で作成したものを使用し、場合によっては面接などの方法をとることを提案いたします。また、この試験の導入において、困難を極めることが予想される裁判ほど、裁判員候補者の人数を増やしていくという制度を提案します。これにより、困難を極めることが予想される裁判では、適正試験の合格倍率が相対的に高くなり、裁判員たる者として、より良い人材が得られるものと思っております。また、私の提案したような制度では、一般国民が裁判員となることへの意欲を失いかねませんが、これについても、裁判員に対して十分な報酬を与えることで、解消することができるように思います。最後に、参審制の導入に当たっては、一般国民の法律への関心をいかに高めるかが要求されると思っております。そこで、この制度の導入に当たっては、法教育の今後の動向と照らしながら検討を進めていくことを要望いたします。(男性、10歳代、愛媛県)

一般の国民から無作為にリストアップされた人の中から、選任された人が裁判に参加することについて、無作為に選ばれることによって、選任された人の生活の糧となっている仕事に、悪影響を及ぼすのではないかと思います。選任された人が裁判に参加している間は、当然その人の生活の糧となっている仕事ができないため、裁判に参加している間に、得られると思われる収入や売上などの、選任された人の利益を失ってしまうことが考えられます。国が選任された人の、失ってしまった分の収入や売上などの補償をしたとしても、補いきれない部分が出てくると思っております。たとえば、夫婦2人で営んでいる個人商店の場合で考えますと、夫が裁判員制度によって選任され、裁判に参加している間は、妻の個人商店での仕事量の負

担が増えてしまいます。それに妻が、夫の分の仕事を、完全に補うことができない場合、個人商店のお客さんに対する信用を、失ってしまうことが考えられます。国は、個人商店のお客さんへの信用まで補償はできないと思います。個人商店の立場から考えると、信用を失うことは、仕事を失うこととなり、致命的なことです。零細企業の経営者や従業員又は自営農林水産業を営んでいる人も同様のことが考えられます。そういった人たちは就業時間中、わずかな時間でも人手を失うと、大変苦労しますし、その人達の利益に大きな影響を与えてしまうと思います。よって、裁判員制度の理解を得られない人たちが選任された場合、敬遠されるのではないかと思います。また、そういった人たちに加え、裁判員制度についてまったく関心のない人を含め、一般の国民から無作為にリストアップされた人の中から選任された人と、裁判官とで構成される裁判は、果たして公正な裁判として成立するか疑問が生じます。そこで、裁判官と、一般の国民から無作為にリストアップされた人の中から選任された人(裁判員制度に無関心な人を含む)とによって構成するのではなく、あらかじめ裁判員制度に興味を持つ人(裁判員になりたい人など)を募集し、何らかの形で登録しておき、裁判官と、裁判員制度に興味を持つ人として募集し、何らかの形で登録した人の中から無作為に選任した人と、一般の国民から無作為にリストアップされた人の中から選任した人とで構成して裁判員制度をスタートさせたほうが、より裁判に対して関心ある人たちの審議によって、公正な裁判が行えるのではないかと思います。簡単にまとめると、一般の国民から無作為にリストアップされた人の中から選任するという1つの枠から選任するのではなく、一般の国民から無作為にリストアップされた人の中から選任するということと、裁判員制度に興味を持つ人を、あらかじめ募集し、何らかの形で登録した人の中から無作為に選任するという2つの枠から選任したほうがよいのではないのでしょうか?そして、裁判員制度をスタートさせ、裁判員制度に関心を持たない人に対しても、関心の高いものとなった場合に、状況を見ながら、裁判員制度に興味を持つ人を、あらかじめ募集し、何らかの形で登録した人の中から、選任する人数の比率を段階的に減らしていき、一般国民から無作為にリストアップされた人から選任する比率を増やしていったらよいのではないかと思います。(男性、福井県)

国民の中から無作為でリストアップして選任とのことですが、その具体的な選任方法が分かりません。選任される国民の人格、識見、その他についてのことが心配です。裁判員として判決に加わるにふさわしい国民であるかどうか分かりません。人が人を裁くことは大変重要な使命を負っています。日本の法律は特に刑法では証拠による裁判が主流です。検察側、弁護側との間で事件の物的証拠、情況証拠、情状、背景、その他数多くの内容の応酬に客観的に正しい判断が個々の能力において各裁判員ができるかどうか大変心配です。また、新聞報道によれば、裁判員の人数について、3人が4人か7人かなど、その決定に議論が集中し、時間が費やされているようです。まことにナンセンスです。その議論に加わっている政党所属の国会議員、司法制度改革推進本部の顧問の人たちの人格・識見を疑います。裁判官、裁判員の人数の決定よりも、国民からの選任方法、この制度の運用方法、裁判員の仕事のことがもっと大切ではありませんか。人数については、現場をよく知る経験豊かな現職裁判官の意見で決定すればよいことです。政党所属の国会議員、また、顧問の人たちのみの意見では議論の決定が偏った方向になりませんか。また、顧問の人たちの中には、一部他に種々の委員も兼任されていて、よく名前が出てくる人もあります。多忙な人が、本当にこの問題に真剣に取り組める知識と経験があり、勉強に充てる時間がありますでしょうか。名前のみを連ねて仕事も本当に自分の意見を述べているのでしょうか。一種のコメンテーターであってはいいけません。地方には、もっと優れた有識者も多くいます。新鮮な顧問の人選も望みます。その中で、無作為に選任される国民の一人一人に下記のようなことがあればどのようにされるのか。また、初めから下記に該当する人は除いての無作為なのか分かりません。具体的に公表はされますか。例えば、

1. 租税、公課など市民税、県民税、国民年金保険料、同健康保険料などの納付状況も過去において滞納なく納付し、健全な市民社会形成の一員であるべき国民でなければならないと考えます。

2. 年齢制限も25歳以上とのことですが、現実的に90歳、100歳を超えている高齢者を選出した場合、その事件の判断能力を問えますか。

3. 犯歴の前科がある場合(麻薬、傷害、殺人、強盗、万引きなど)、また、公選法による公民権停止中の国民の場合、さらに拘置中、服役中の場合はどうか。また、道交法の違反状況で、過去5年以内に、駐車違反、スピード違反、無免許運転、業務上過失などがあるかどうか。法遵守に反し、人格に欠ける人が選出されたらどうするのか。

4. 教育上の問題点として、普通に字が読める、普通に字が書けるかなど、これらを通じて普通の判断能力を持ち合わせているかの判断は？

5. 身体的条件はどうか。聴力はどうか、視力はどうか、言語は話せるか、寝たきりの老人や病人は、入院中の患者はどうか、精神的欠陥があり、過去に入院治療の病歴はどうか、現在も治療中かどうかなど。

6. その他。暴力団組員である場合はどうか、宗教信者で、極端な教義、教条で反社会的な事件を起こした人はどうか(オウム信者など)、一般的に右翼で思想、信条が著しく偏っている人などはどうか、海外出張中の場合はどうか、帰化した人で日本語や日本の習慣などにまだ違和感のある人はどうか。などなど、大変多くの問題点を抱えております。裁判員の男女別構成人員なども含めて今後どうされるのか、「国民から無作為で選出した裁判員」との表現はあまりにも現実無視ではありませんか。このような問題について現在どのように話し合わせ、どんな人たちがどんな方法で詳しく審議中なのか公表されるべきと思います。ぜひ、知りたく思います。(男性、60歳代、愛知県)

私が最も疑問に思うのは、「裁判員の義務」である。「正当な理由なく召喚・選任を拒むことができない。」としているが、「人が人を裁くことはできないし、すべきではない。」という信条の人がいる。こうした人を裁判員(以下単に「員」という。)に選任し人を裁くことを強要することは、個人の「思想・信条の自由」を侵害する憲法違反である。また、そうした信条を持たない人でも「員」として審理や評決を行うには当然国際法・条約・憲法・法律・政令・省令・条例などを自在に読みこなし得る能力・訓練が必要である。必要に応じ高度な専門知識を要する論文・図書・図面などを理解できなければならないことは当然である。法廷に出された証拠・証言を吟味・評価するには相当に高い知識・能力、そして時間がかかるものであり、だから国民は税金から高給をもって裁判官(以下単に「官」という。)を雇用しているのだ。国民を「員」として裁判(それも重大な刑事事件に限定するという。)に強制動員することは、著しい人権侵害であり憲法違反である。その上で「司法制度改革審議会意見書」に沿って意見を述べたい。

1. 「第1回公判前の十分な争点整理」について

「員」が審理に参画する以前になされるこの作業は「員」をあからさまに軽視するものだ。審理において何を重視すべき争点かこそ問題だろうし、裁判の過程で次々と新たな争点が明らかになることも当然あるはずだ。これをあらかじめ「信頼関係の下に互いに協力し支え合」う検察官と弁護士が決めてしまうというのだからあきれる。「員」を軽んじ、被告人の利益を損なう「できレース」のような裁判になってしまう。

2. 「連日開廷の確保」について

証言・証拠を十分吟味したり、前回公判で出た疑問点・問題点を調べ直したり、また、新たな証人・証拠を探し出したりといった作業は、公正な裁判を行うには不可欠である。したがって、公判日と公判日の間に十分な間隔を設ける必要性は大きい。まして、法律・裁判において素人を「員」にするのなら従前の3～5倍の間隔日数を設けるべきである。裁判所の都合なのか「員」を軽んじ被告人らの利益を著しく損なうものである。

3. 「裁判所の訴訟指揮の実効性の確保」について

「検察官と弁護人が(中略)基本的な信頼関係の下に互いに協力し支え合っていく姿勢を持つ」ことの必要性を説いているが、換言すれば馴れ合えということだろう。えん罪事件では、無実の被告人を口を極めて非難し極悪人に仕立てる検察官と和合して裁判をやれと弁護人に求めることは、この審議会は「えん罪を作っても苦しからず」というものなのだろう。これも被告人の利益を損なうものだ。

4. 「対象となる刑事事件」について

なぜ民事事件を扱わず、刑事事件、それも軽微なものではなく「国民の関心が高く社会的にも影響が大きい『法定刑の重い重大犯罪』とすべき」としている。前述のように素人の「員」

には荷が重すぎる。「死刑、無期刑に当たる事件」も考えられるとしているが、素人が被告人の生殺を決めることができようか。良心に従えば「員」に任命されることを拒否するのが当然である。「員」に担任させる事件は、民事・刑事ともに比較的軽微なものや少年犯罪が適当だろう。しかし、この問題は、他に問題視すべきものがある。

「員」の守秘義務

社会的に影響が大きい、国民の関心が高い事件の内容を生涯秘密にして死ぬ、ということは、特別の教育を受けた者でなければ無理である。国民の負担が大きすぎる。また、義務違反をした者を懲役又は罰金の刑に処すとあるが、「官」は刑罰はなく懲戒処分程度というのは納得がいかない。専門の職にある「官」こそ重罪に付すべしというのが普通だろう。国民は「官」と違って馬鹿だから刑罰の脅しをかけておこうという、人を馬鹿にしたものだ。

「員」に偏見を与える報道禁止

そもそも何が偏見報道でそうでないかの基準が示されていない。主観の相違だろう。事務局は埼玉県本庄市の保険金殺人の例を挙げ、報道が特定の人物を犯人視したとしているが「国民の関心が高く社会的影響の大きい事件」を「員」に担任させることは誤りという例である。特定人物を犯人視したか否かは主観の相違もあるだろうが、このような事件は、読者・視聴者の要求により過熱報道がされるもので、報道関係者に対して報道禁止を命じるより、国民に「そんな報道を見るな、関心を持つな」と指導すべきだろうが、そうすると「対象となる事件」を変更しなければならないだろう。また、例えばえん罪を訴える被告人や支援者らが様々な手段で広報活動を行った場合も「偏見を与える」として禁止するのか。日本では、検察が起訴した被告人の99.9%が有罪判決を受けるとのことだが、偏見というのならの方が問題だろう。余りにも高すぎるのであり、「官」と検察のなれ合いにより無実の被告人を有罪にしている模様である。調査活動費横領の検察がかくも有能であるはずがない。「員」は起訴された被告人を最初から有罪と決めつけるおそれが大きい。裁判所と検察の馴れ合い解消、検察の違法事犯の訴追をまず行うべきである。また、警察も警視庁警備部機動隊旅費手当横領事件を実名告発されたり、北海道警察のけん銃やらせ摘発、公金横領が発覚するなど、全警察が公金横領、幹部の腐敗が蔓延している模様である。これも刑事訴追して国民の信頼を取り戻さなければ、裁判自体の信頼も損なわれてしまう。

5. 評決について

「官」と「員」の合議体の員数の過半数とあるが、到底容認できない。外国の陪審制の場合、評決は全員一致の原則だが、これは、素人が評決に参加する際の最低のルールである。法令や裁判にほとんど無知の素人が否応なく召喚され選任されて、自分たちの知らないところで整理された争点を、或いは被告人とよりも検事と厚い信頼関係を結ばされた弁護士が議論するのを聴いて、重大事件なのに極めて短期間に審理させられる。審理を十分尽くしていないと、「員」の一人が主張しても評決が強行されるだろう。陪審制の全員一致の原則は、誤審を防ぐ最低のルールである。裁判員制には誤審を防ごうとする手だてがない。察するに裁判員制は「社会的に都合の悪い人物」を短期間の裁判により死刑又は長期刑にしてしまおうという手段なのではないか。そこには政治犯もいるだろう。どう考えても報道弾圧としか思えない面もある。権力者の治安裁判になりかねないものであり、反対である。(男性、神奈川県)

1. 司法制度改革に懸命に努力されている担当者の方々に、心から感謝申し上げます。

司法制度改革については、法曹関係の方々にとって重大な関心事である反面、一般国民にはどの程度理解できているか疑問があります。私なりに、新聞報道などを通じて理解できたことは、今日まで公開の原則のもとに行われてきた刑事裁判について、刑罰が死刑、懲役、禁固に係る刑事事件につき、広く国民をその目線で裁判に関与させ、実社会的な意見を訴訟に反映させようとするものと思っております。

2. 裁判員制度も、全国の選挙人名簿から無作為に抽出して裁判員とする旨理解しております。その際当然に、実際の裁判員とするためには資格審査が要求されるべきと考えます。訴訟行為の中でどの時点から、裁判員を裁判に関与させるのかわかりませんが、法律知識が全くないばかりか、訴訟手続に無知な一般国民が、裁判に関与することで、かえって訴訟を

混乱させるのではないかと心配しております。また、一般国民的考えは、法令等に無知なため報道などにより、先入観や感情等が先行してしまうため、公平な判断や意見を持てるかどうか疑問に思います。したがって、裁判員とするためには一定の資格審査が必要だと考えます。

3. また、国民から無作為抽出するとすれば、裁判員に選ばれた者に対し、拒否する権利も認めるべきと考えます。裁判は、ある程度長期にわたるものであります。ある程度の報酬は与えるとしても、選ばれた者の中には職業、年齢、性別、環境などによって、裁判員としての任務を遂行できない者がいることを考慮すべきだと思います。

4. 裁判員には守秘義務を課し、これに違反した者に対し何らかの罰則を設け、守秘義務の徹底を図るべきで、これは裁判終了後も当然のことと考えます。この反面、報道などマスコミに対しても、裁判員への接触並びに取材の規制をすべきと考えます。裁判員は、被告あるいはその他の者から逆恨みされ、報復されることも予想されます。そのようなことを考えれば、報道によって裁判員の住所氏名が公表された場合、裁判員の身に危害の及ぶ恐れがあるからです。裁判は公開の原則でありますから、報道関係の取材活動は、公開の裁判を通じて行えば良いことであって、裁判員に対する取材規制が報道の自由を侵すものではないと考えます。

5. 次に裁判員の人数についてですが、裁判官1名につき裁判員2名、裁判官3名について裁判員5名程度が相当と考えます。法律の専門家である裁判官に対し何らかの意見を言う機会があったとしても、裁判員が裁判官の人数より少ない状況では、思い切った意見も言えないと思います。しかし、判決を言い渡すのは裁判官であり、裁判員の人数をあまり多数にして裁判官の職務に支障をきたすことになっても、いけないことだと思います。

6. 刑事裁判はそれぞれの立場から、真相の究明や正義の維持を目的に活動されているものと推察致します。しかし、今日の社会状況は犯罪も国際化し、事件の内容も複雑巧妙になり、且つ多発の傾向にあると思われまます。これに対応するためには、専門的分野における法曹人口は不足しているのではないのでしょうか。私の浅薄な知識の中では、簡易裁判所、家庭裁判所、地方裁判所、高等裁判所、最高裁判所しかわかりませんが、国際的な事件や巧妙な経済事件その他特殊な事件について、特別に専門に取り扱う裁判所があっても良いのではないかと思います。前記簡易裁判所から最高裁判所まで区割りし、取り扱う事件を何らかの理由に基づいて決めているものと思われまますが、この区分を決めた時代と、現在では相当な社会的変化があるものと思われまます。

7. さらに、事件を取り扱う検察官、弁護士、裁判官の員数も不足しているため多発する事件処理に追いつかない状況ではないのでしょうか。このような状況下で検察審査会の権限を強化しても、検察官の員数が不足すればやはり対応はできないと思います。また、新聞などの報道からすると刑事裁判の長期化が問題とされております。膨大な捜査資料や証拠資料に基づき、真相を究明する立場からすれば、やむを得ない点もあると考えます。しかし、訴訟の流れを側聞するに、弁護活動に携わる担当弁護士の訴訟協力が維持できれば、訴訟の迅速化をはかることは可能とのことでした。被告の弁護活動をいい加減にし、とすることではありませんが、一般国民が見ても何のために、細かい部分を爪楊枝で突つつくような弁論をするのか、判らないことも多数聞かされます。冤罪はあってはならないことではあります。証拠調べその他訴訟の迅速化を諮るためには、弁護士の積極的協力は欠かせないことだと思います。(男性、50歳代、茨城県)

(5) 公判記録の作成に関する意見

公判記録の作成には「はやとくん」を採用してください！今現在現実的なのはこれしかない！(東京都)

裁判員制度の充実、連日開廷の保障のため、裁判所速記官による電子速記システムを拡充してください。(女性、40歳代、栃木県)

裁判員制度の連日開廷には、裁判所速記官の「電子速記システム・はやとくん」による記録作成が絶対に必要です。(男性、茨城県)

私は元裁判所速記官です。裁判員制度が実施された場合における連日開廷には、裁判所

速記官の「電子速記システムはやとくん」による記録作成は絶対必要と考えております。(女性、60歳代、石川県)

最高裁は、裁判員制度への対応として、音声認識を考えていますが、音声認識は、雑音・複数の話者・話し言葉等の環境下では使い物になりません。「はやとくん」は、現実の生の法廷におけるリアルタイム表示の実績をもっています。是非「はやとくん」を裁判員制度で活躍させてください。(女性、40歳代)

連日法廷に耐えて即日記録が作成できるのは、機械速記技術しかありません。外国の陪審制度を支えている機械速記技術を、裁判員制度にも採り入れるべきです。最高裁は音声認識に期待しているようですが、人権にかかわる記録を時期尚早の音声認識に任せるなど、無責任極まりない態度だと思います。(女性、40歳代、愛媛県)

裁判員制度における迅速裁判の制度検討のため、一度で良いですから、裁判所速記官による電子速記システムをその目で見てください。実際ご覧になられたうえで、どのような結論が出されても仕方ないと思いますが、何も見ずして制度検討をされたのでは、後顧の憂いが生ずること必至ではないかと考えます。最高裁委員を含めて、ぜひ速記官のデモンストレーションをご覧ください。(男性、30歳代、千葉県)

座長ペーパー「(7)証拠調べ手続等」の「イ 証拠調べ等」の12ページ上から13行目を次のようにしてください。「連日開廷下において、裁判所速記官による電子速記技術などを活用し、適切な公判記録の作成を行うこと」。

検討会委員の皆さんの前で、裁判所速記官による電子速記技術のデモンストレーションを行わせてください。ほんの1時間、30分でも結構です。連日開廷などの制度を検討する上で、絶対に有益です。とにかく一度、見てください。最高裁当局は速記官制度をつぶそうとねらっているので、頼んでも無駄だと思います。(男性、30歳代、千葉県)

裁判員制度には、迅速な速記録がぜひとも必要です。連日長時間開廷は、日常と違う生活の中で裁判員はとても疲れだと思います。したがって、言葉の一つ、一つに対する集中力に陰りを来しても責められない状態だと思います。審議会の意見にも、裁判員の負担をできる限り軽減する施策求められるとありましたが、評議会のときに、あの供述はどうでしたかと、素直に問い返せて、その資料が迅速にできた速記録であれば、裁判官、裁判員ともに真実発見のために、自信をもって審判がなされると思います。裁判員制度の連日開廷には裁判所速記官の電子速記システムはやとくんによる記録作成は絶対必要です。(女性、60歳代、鳥取県)

裁判所速記官が、最高裁当局から何の支援も無いにも関わらず独力で開発し、現在、裁判所における著名事件の迅速処理に絶大な威力を発揮している電子速記システム「はやとくん」を、ぜひ、検討会の場で実際に見ていただく機会を与えてください。最高裁当局が、裁判所速記官の養成を停止した2つの理由、速記タイプの確保が困難、現代の若者が厳しい研修についてくるのは困難で、受験生も集まらない、はいずれも根拠として破綻しています。百歩譲って、最高裁裁判官会議の決定が行われた当時はそうした判断が通ったかもしれませんが、今や状況は完全に変化しています。最高裁が迅速裁判のための方策として打ち出した録音反訳、音声認識ともに、速記官による調書作成を超えるものとなっていません。制度検討をするうえでも、重大事件で活用されることになる電子速記システムを検討会の各委員の皆様が実際に目にされることは、決して損にはなりません。どうか、1時間でも結構です。実際に法廷で活用されている電子速記システムをご覧ください。どうか、よろしく願います。東京地裁の速記官が、有給休暇を取ってでも、どんな時間でも、呼びいただけたら必ず参ります。(男性、30歳代、千葉県)

裁判員制度下での連日開廷には、迅速で正確な尋問調書が不可欠です。現在、裁判所速記官の有志が「電子速記システムはやとくん」による「リアルタイム速記録」の研究をしています。日本語は同音異義語が多くてなかなか難しいのですが、かなりいいところまで来ています。最高裁はIBMに委託して法廷における音声入力の実態調査・研究に着手しましたが、法廷では不特定多数の人が時には同時にしゃべりますし、不明瞭な発話もしょっちゅうあります。言いたくもないことを無理やり言われる法廷では、むしろ不明瞭な発話は当たり前なのです。記録を読んで事件の全容を把握して、かつ表情を見ながら唇を読んで、やっと何を言っている

るのか分かるのです。いくら優秀なコンピューターでも、読解不能と予想される場面は山ほどあります。また、方言もあります。仮に莫大な予算を掛けて音声入力システムが完成しても、広い日本のうち東京でしか使い物にならないとなったら、どうしましょう。連日開廷には、裁判所速記官によるリアルタイム速記録が絶対に必要だと思います。現在最高裁が言っている録音反訳では、連日開廷には絶対に対応できません。現在停止されている裁判所速記官の養成を再開して、連日開廷における迅速で正確な速記録を保障していただけるようお願いいたします。(女性、40歳代、栃木県)

裁判員制度を取り入れ、集中的な審理、迅速な審理を実現するためには、尋問の結果を直ちに記録化する速記官によるリアルタイム技術が必要だと思います。裁判所速記官の養成は現在停止されていますが、現速記官は逆風の中、私費を投じて独自にコンピューターを利用したリアルタイムの研究・開発を進め、実用に耐えるシステム(CAT=コンピューター支援反訳ソフトウェア「はやとくん」)を作り上げました。これによって、録音反訳では到底間に合わない、調書の即日仕上げのリクエストにも事実上応えている現状です。将来は、聴覚に障害を持つ法曹・裁判員への情報保障の有力な手段になることは、アメリカの例を引くまでもありません。最高裁は音声認識などの方法を当てにしているようですが、現場で日ごろ生身の証言を取っている人間からすれば、アナウンサーの言葉ならともかく、様々な年齢、状況の証人や被告人の話し言葉を、方言・なまり、俗語・隠語も含めて機械が判読できるようになるとは、全く思えません。百歩譲っても、アメリカの一部で使われている、マウスマイクを使ったプロによる再発話による認識がせいぜいだと思います。特に刑事裁判においては、スピードとともに絶対の公正・正確性が求められます。裁判員が参加することによって、裁判はより実質的に口頭主義、直接主義となり、公判廷での証言や供述が今以上に重要になることが予想されます。速記官によるリアルタイム記録をぜひ御検討いただきたいと思います。(女性、40歳代、北海道)

裁判員制度下での連日開廷には、迅速で正確な尋問調書が不可欠です。現在、裁判所速記官の有志が「電子速記システムはやとくん」による「リアルタイム速記録」の研究をしています。日本語は同音異義語が多くてなかなか難しいのですが、同音異義語を打ち分けて、かなりいいところまで来ています。最高裁はIBMに委託して法廷における音声入力の調査・研究に着手しましたが、法廷では不特定多数の人が時には同時にしゃべりますし、不明瞭な発話もしょっちゅうあります。言いたくもないことを無理やり言わされる法廷では、むしろ不明瞭な発話は当たり前なのです。記録を読んで事件の全容を把握して、かつ表情を見ながら唇を読んで、やっと何を言っているのか分かるのです。幾ら優秀なコンピューターでも、読解不能と予想される場面は山ほどあります。また、方言もあります。仮に莫大な予算を掛けて音声入力システムが完成しても、広い日本のうち東京でしか使い物にならないとなったら、どうしましょう。速記官は、意味を考え、時には助詞を補い(正確な変換のためにはこれが必要)、きちんとした言葉としてステンチュラに打ち込みます。だから、正確で精度の高い速記録ができるのです。機械には、絶対に不可能なことです。連日開廷には、裁判所速記官によるリアルタイム速記録が絶対に必要だと思います。現在最高裁が言っている録音反訳では、連日開廷には絶対に対応できません。現在停止されている裁判所速記官の養成を再開して、連日開廷における迅速で正確な速記録を保障していただけるようお願いいたします。(女性、40歳代、栃木県)

裁判員制度における連日開廷を担保するための方策として、最高裁からは「音声認識」の説明が検討会でされているものだと思います。しかし、その説明内容はほとんどが誇張又は虚偽であり、裁判所速記官の養成再開をさせまいとするねらいから主張されているに過ぎません。現在、電子速記システムを利用した速記官のリアルタイム反訳の正確度は98%近くあり、完全に実用に耐えうるものとなっています。最高裁が導入しようとしている音声認識は依然90%を超えられるかどうかのものであり、実用はほとんど無理です。音声認識については、字幕放送の必要からNHKなど放送局でかなりの研究開発がされていますが、「日本語での音声認識による文字表示は不可能」との結論に至りつつあります。にもかかわらず、膨大な予算を無駄に注ぎ込んで最高裁があくまでも音声認識にこだわる理由は何か。それは、この機会に速記官を完全に無くしたいからに他なりません。現に、最高裁は読売新聞記者に嘘

の情報をリークし、12月8日の夕刊一面に「法廷証言、専門用語も瞬時に文字化」との誤報記事を掲載させました。およそ裁判所のやるべきことではありませんし、恥ずべき行為でもあります。どうか、検討委員の皆さま方には、こうした最高裁の嘘に惑わされないためにも、また、裁判員制度をより良いものとするためにも、一度で結構ですから、速記官の電子速記システムと反訳ソフト「はやとくん」の性能を実際に見てくださいますよう、重ねてお願い申し上げます。(男性、30歳代、千葉県)

日本で初めて実施される裁判員制度が有効に機能されるよう心から願っている一人です。そのための重要な方策の一つとして、裁判記録の作成の問題があります。このことについて、11月18日に示された座長試案では、公判手続きについて「連日開廷下において、適切な公判記録の作成を行うこと」とされているとのことです。「適切な公判記録の作成」には速記記録がベストであることは諸外国の例をひくまでもなく、言うまでもないことだと思います。それが「連日開廷下」における場合には速記記録しかないと言っても過言ではないと考えます。しかしながら、最高裁は裁判所における速記官の養成を「停止」してしまいました。従来からいる裁判所の速記官も減少の一途をたどっています。だから、最高裁は、現在行っている録音反訳方式による記録作成、しかも発言を要約された記録によることをもくろんでいるようで、補充的にVTRを添付すれば記録作成は可能と考えているようです。しかし、素人の裁判員にとって、このように要約された記録では個々の証人の微妙な証言をきちんと把握することは困難であると考えますし、VTRがどれほど役に立つかは未知数と言わなければなりません。ところで、現在裁判所の速記官を中心に速記タイプとパソコンを連動させた「リアルタイム速記(反訳)」の研究が進んでおり、実用化まであとわずかの状況にあります。聴覚障害者のための講演などの字幕付けでは、かなりの力を発揮しています。日弁連が毎年行っている人権大会ではここ数年大きな成果を挙げています。このことについて是非ご留意くださるようお願い申し上げます。是非ご検討、ご検証のうえご採用くださるようお願いいたします。(男性、60歳代、福島県)

私は元速記官であります。15年前に定年退職しました。私の父は戦前裁判所書記をしていて旧陪審法時代に陪審裁判に携っていたことがあります。陪審裁判のときには徹夜で調書を作成していたことを子供ながらに見ていました。私は父の苦勞を知っていたので、成人後裁判所書記に任官したのですが、裁判の調書は速記でなければならぬと確信し、裁判所速記官の募集に応募して速記官になりました。ご存じのごとく裁判所の速記は機械速記で、非常に正確に打てるので、速記原本も他人(パソコン)でも読むことができ、公証性は十分であります。現在では元速記官遠藤基資氏の考案した電子速記「はやとくん」システムの導入によって、パソコンで自動的に反訳をすることができるようになりました。ただ、最高裁判所は現在裁判所速記官の養成を止めております。理由は速記機械の製造困難と応募者の減少を挙げております。速記機械はアメリカから日本語用の機械(ステンチュラ)を買うことができます。現在在職中の速記官は自費で購入して(40万円)法廷で使用しております。応募者が少ないというのは最高裁判所の詭弁であります。衆参両速記者養成所の応募者は相当数あると伺っております。反訳のスピードは、リアルタイム訓練をした人はその場で、リアルタイムで反訳文を打ち出しております。リアルタイムでなくても、翌日には印刷して出すことができます。最高裁判所が決断すれば電子速記「はやとくん」システムを使用した速記官の養成は成功し、連日開廷の公判にも十分耐えることができると思います。また、音声の文字化の機械化が成功すればというようなことを言う人もいますが、現在NHKなどの例を見ても、多数の人の発言や、同時発言、図示等による状況説明などはまだ実現しておりませんし、成功するとは思いません。ビデオによる再現ということもありますが、再現するための時間の労費は大変です。アメリカでもビデオが採用されずに速記を使っている例が多数あります。以上の理由で私は裁判員制度導入にあたり、電子速記「はやとくん」システムを採用されることを要望いたします。(男性、70歳代、鳥取県)

先日発表された「座長試案」の公判手続きのうち、「連日の開廷下において、適切な公判記録の作成を行うこと」とされていることに関して意見を申し述べます。

最高裁は、戦後新刑事訴訟法における交互尋問制度に対応するには逐語記録が必要だとの判断の下、新たに速記官の養成を行い、全国の裁判所に配置しました。このことによって、

従来行われてきた書記官による要領調書とは比較にならないほど、速記録は裁判官と訴訟関係人にとって重要な裁判記録と位置づけられてきました。しかし、その後最高裁は速記官の養成を停止し、これに代えて録音反訳方式を導入しましたが、これでは「連日の開廷下において、適切な公判記録の作成を行うこと」ができるかどうかは甚だ疑問と言わざるを得ません。公判期日に実際に速記官が法廷に立ち会い、逐語記録を作成することがどれほどの意味があるか枚挙に暇がないくらいですが、以下に具体例を挙げておくことにします。一つは、いわゆる松川事件の国家賠償請求事件でのことです。これは、元被告人が本人尋問でなんの気なしに遣った副詞の一節が大きな争点となり、それをいずれに解釈するかで両当事者ではげしく争われたものです。この裁判で赤間元被告人が本人尋問の中で次のような発言をしました。「兄のいうことは、また、ぼくをだまして、また、だますといったそういう考えもそのときあったんじゃないかと思います。」この「また」という副詞について、判決文の中で、約2万語をついやして、その正確な意味内容の解明がされています。そして、そのあと判決文では、人間の記憶と正確な記録の重要性に関連して、次のように記述しています。「問題の発言は、それ自体では赤間が真犯人であるかどうかを判定する資料にはならないのである。右の二つの可能性のうちどちらかが真実かということは、他の資料を検討してみなければわからないものである。それにもかかわらず、これ自体が赤間が真犯人であることを示す資料になるとする見解は一面的な間違った見解というべきである。なお、反対意見は、人間の記憶を通して語られたことばをそのままの形で証拠とすることがいかにおそろしいことであるか、ということを示す例ともなっている。問題の赤間の発言は、公開の法廷で、裁判所、当事者、傍聴人が列席し、速記官が発言を記録するという（しかも、速記の助けとするため録音機まで置かれていた）状態の下で行われたものである。発言そのものを正確に保存するためにはこれ以上のものはない。（中略）今、取り上げている赤間の発言は、さいわいなことには、右のような状態で行われた発言であって、発言そのものが正確に保存されていたため、反対意見のあやまりは簡単に指摘できた。しかし、この発言が正確に保存されていなかった場合、一定の先入観のために、あるいはその他なんらかの理由のために生じた判断のあやまりを明確に具体的に指摘することが簡単にできるかどうか疑問である。」判決文は、人間の記憶がいかにか脆弱であることを明らかにしながら、裁判記録は客観的で正確なものでなければならぬことを、具体的な事案を通して解明しています。そうであれば、裁判所においては引き続き逐語記録を録取するための速記官の養成を停止すべきではありませんでした。その時点で最高裁が、今日検討されている裁判員制度が現実のものとなることを承知していたならば、速記官の養成停止などしなかったのではないかと思うと、かえすがえすも残念でなりません。裁判員による裁判では、素人の裁判員が登場し、また裁判は連日開廷されます。この場合、裁判記録は客観的で正確なものであることはもとより、より迅速な記録作成も求められます。これを担保しなければ、裁判員による裁判は証拠の評価をめぐって困難を増すことでしょうし、もしかすると無用な混乱を招きかねません。その意味でも、とりわけ裁判員裁判では速記官による逐語記録の作成は必須なものと言わなければなりません。そのため、早急に速記官の養成を再開することを最高裁に求めたいものです。同時に、この場合従来型のような速記官の養成では時代に対応できません。アメリカの陪審員による裁判などでみられるようなリアルタイムの文字再生が求められます。このことによってこそ、「連日の開廷下において、適切な公判記録の作成を行うこと」が可能となるものと考えます。座長試案をこうした形で具体化されることを切望するものです。（男性、60歳代、宮城県）

最高裁は、この度、職員に対し、供述録取事務に音声認識技術を用いる意向を明らかにし、日本アイ・ビー・エム株式会社に委託して本格的な調査研究を行うことにしたと説明しました。このシステムにより、裁判員制度や百日裁判における集中審理にも十分対応できると期待しています。これが本当に実現するのなら、警察の取調べにも活用できるすばらしい技術として大歓迎されることでしょう。しかし、職員に対するQ&Aを読み解くにつれて、次に挙げる疑問点から非常な危機感を抱くようになりました。

(1)音声データから自動的に変換された文章データを校正することによって、効率的に供述調書が作れると言いながら、供述調書の在り方について、現在のように書面を中心にしたものだけでよいか検討しなければならないとも述べています。音声認識技術は、音声を瞬時に

文字化し得る、記録の歴史の中で長い間切望されてきた夢のような技術です。理屈からいくと、書面化するのはただ印刷すればよいだけのはずなのですが、「これでもう記録する苦労はなくなる」とは言わず、「書面による記録の見直し」を主張しています。

(2)また、現在の音声認識では、事前に発話者の音声を登録するエンロールという作業を必要としていますが、裁判所で活用する場合にはそれは行わないといえます。放送局で用いられている音声認識は、エンロールしたアナウンサーが、発言された言葉をもう一度言い直す、リスピークする形で字幕が作られています。なお校正を要する状態だと聞きます。今回裁判所が研究開発を依頼したIBMの本社があるアメリカでも、リスピークの形で使われていると聞いています。日本全国各地の、人前で話すのはおそらく素人であろう証人、被告人の声をエンロールなしに正確に認識できるほど飛躍的な技術の進歩があったとの情報はどこからも聞こえてきません。

(3)今回、職員への説明では、検索機能を特に強調していました。文字化した部分を指定すると、その箇所の音声が用意に頭出しできるという機能です。いわく、現在、民事事件では録音体引用をテープで行っているが、テープに代えて、この音声ファイルを何らかのメディアに保存して、録音体引用に使うことが考えられると言っています。

(4)最後にもこう締めくくっています。実用化するにあたっては、実験やデータの投入等の作業が必要になる、裁判員制度の発足時点での実用化を目指し、速やかにそれに向けた取組を始めたいと考えているが、なお、それまでの間も、例えば録音体引用など、開発段階と用途に応じて利用することは可能であると考えていると。

ここから読み取れることは、最終的には人間の手によって校正することを前提にしているとしか思えません。良好な条件下で90%以上の認識率と誇っていますが、90%というのは、100文字中10文字誤りがあるということです。リアルタイム字幕の分野では、実用化のめどは95%とされています。その程度なら、間違いを手で直しても字幕が出せるということです。それ以上の間違いがあると、校正にも多大な時間あるいは人手を要し、何のための機械化か、意味がなくなってしまう。また、人間が録取するのは、言葉を理解した上で録取するので、聞き間違いや勘違いの程度で済みますが、機械の認識間違いは想像の域を超えるものがあります。例えば、上記職員へのデモビデオでは「小池さん」が「後時期さん」と誤変換されていました。こういう誤変換が重なってしまうと、もはや何のことも見当もつかず、かえって文字などないほうがよいということになりかねません。更に、校正する人手がなければ、データとして保存しておいて、頭出し機能に頼って、必要な部分だけ音声を再生できれば事足りると考えているふしも見受けられます。しかし、先ほど述べたように、誤変換のオンパレードでは、最初から聞き直していかなければならなくなります。また、自慢の検索機能も、「小池」で検索しても、「後時期」のままでは検索に掛からないので、誤った結論を導きかねません。裁判員に負担の掛からないように、迅速に正確な供述調書を提供して、更に問題となる部分の音声を再現できれば、それはすばらしい判断への手助けになると思います。しかし、提供される記録が、とても読めないような代物である可能性が高く、読めるようにするには、迅速とは言い難い手間暇が掛かる可能性があるのです。結局、機械の管理、運用も含め、絶対に人間の手は必要だということです。最高裁はあくまで速記官の養成はしないと決めています。現在速記官が行っている機械速記は究極の高速キーボード入力なのです。将来的に、万が一音声認識が実用化されても、認識率が100%にならない限り校正は必要であります。事前登録のツボも、速記官なら心得ているところであり、音声認識と併用し、音声認識の誤変換部分の素早い訂正も可能です。速記官の養成を再開する、もしくは書記官に速記研修を課することは、迅速な裁判の技術的手法として絶対に必要です。人はいない、機械は実用化に失敗した、では、せつかくの改革ももとの黙阿弥になりはしないかと、非常に危惧する次第です。

(6) その他の意見

刑事裁判には必要ない。被告が、政府や公務員や政治家の場合には必要。(40歳代)

取調べのビデオ録画を行うようにしていただければと思います。(男性、40歳代、東京都)

裁判所の訴訟指揮を守らない弁護人に対して刑罰や懲戒請求は絶対にやめて下さい。

(女性、大阪府)

裁判の長期化が、問題になっています。傍聴席で成り行き勉強がしたいです。「法廷闘争」があると思います。(女性、51歳、埼玉県)

裁判員等の守秘義務違反に懲役・罰金。裁判員等の守秘義務規定が厳しすぎて反対です。これでは裁判員になれません。(兵庫県)

裁判員等の守秘義務規定が厳しすぎて反対です。これでは、裁判員になれません。報道規制規定は削除すべきです。裁判員への接触禁止規定も厳しすぎて反対です。(男性、大阪府)

被害者が身障者の場合は裁判員全員が身障者がいい、身障者のリストを作る。その中から有罪無罪の決定刑の決定ができるかどうか分ける。その中から裁判員をしたいかどうか意向を聞く。封筒 身障者宛、親展と表示 中身 差出人払切手不要葉書を同封(YかNをつける)(女性、30歳代、群馬県)

狭山事件の石川さんの無罪のためにも、また、裁判員が裁判を正しく判断できるためにも「刑事事案」に対する当該裁判のすべての証拠の開示が非常に大切だと考えております。制度改革においてすべての証拠が弁護側に開示されるよう、切望し、「座長試案」にコメントするものであります。(男性、福岡県)(同文1通)

私は刑事裁判だけでなく民事の場合も、裁判員制度、陪審員等を取り入れて、一般市民の健全な常識であればどう判断するかを検証したらと思います。特に銀行とのトラブルは現在ほとんど裁判において裁判所は銀行の味方なのです。一般市民の感覚が市民の生活に光があたるような世の中にしたいと思っています。

裁判所の訴訟指揮を守らない弁護人に対して刑罰等の制裁規定を設けることは、裁判所のいいなりにならないといけないということにはなりませんか？弁護人が言いたいことも言えない状況になると、被告人に弁護人が付いている意味がなくなってしまいます。そういう規定には反対です。(女性、30歳代、大阪府)

刑事裁判だけでなく、民事裁判についても裁判員制度が適切であると思われるものについては、裁判員制度を導入したほうがよいと思います。特に、労働裁判などは「現場感覚」がある一般人の参加が有用であると考えます。現行制度、特に合議審ではなく裁判官が一人で担当する事件の場合、裁判官が良心というよりも上級審の顔色をうかがったテクニックに走られがちのような気がします。

即決裁判手続の決定が取り消された場合、すでに取り調べられた書証について326条の同意があったとするのは不当であると考えます。そもそも即決裁判とするか否かにより大きく異なるのは伝聞証拠排斥の原則が働くかどうかの点なのに、326条で不問とすることは検察側に都合のいい裁判となることが明らかであると思う。(女性、20歳代)

刑事裁判制度改革の準備手続は、裁判官が普通の人であることを前提としています。しかし、現在の裁判官にこのような強力な権限を与えることは危険です。余りにも強権的な訴訟指揮を行う裁判官もいます。弁護人・被告人にこのような厳しい制約を設けるのであれば、裁判官の忌避をより実効性ある制度に高めてほしいものです。(男性、40歳代、岡山県)

私はいずれにせよ、高い知能、知識、経験を持つ倫理学を基にした判断(それが、法律の生まれるもとにもなっているとも思いますが)ができる人は、必ず必要ではないかと考えています。また、宗教などにも深い理解のある、一つの事柄について一生懸命考えられる人の存在は欠かせない。そういう人の存在の必要があると思います。(男性、茨城県)

裁判官3名:各2ポイント×3名=6点 一般人5名:各1ポイント×5名=5点

以上、合計ポイントで有罪・無罪を判定する方法はいかがですか？この方法は必ず白・黒が決定致します。専門裁判官が持ち点2ポイントですと、一般人が全員白にしても黒にすることもできる。(男性、千葉県)

犯罪大国化日本での裁判において、その判決が非常に常識からしてデタラメである。過去の判例を基にした裁定ならばコンピューターの方が正確で、無能な裁判官が多過ぎる。また、弁護士を始めマスコミ他、犯罪者の人権云々が美談であるかのごとく扱われているが全くの間違いで人権尊重は善良な人間にあって、犯罪者はあくまで犯罪者であることを忘れている。我が国の司法・政治は世界三流国であることを。

とりあえずは、小さな制度として始めるべきで、裁判官・裁判員ともに3名とするのが適当と

思います。理由は、今の裁判官による裁判を大多数の国民は基本的に信頼しているからこれを大きく変える必要はない、全く新しい制度なので、予測不能な要素が多い、国民の負担も実施してみないとどの位大きくなるかわからない、からです。その他の点については、控訴審に裁判員を入れないことも含め、座長試案のとおりでよいと思います。(男性、30歳代、東京都)

裁判員制度について新聞の投書欄で意見を読んだことがありません。この制度について、もっと広く国民に知らせて誰もが知るところになってから国民に意見を求めて欲しいです。あまり急がずに進めてほしいです。また、個人的には、日本人のレベルが低下していると思われる昨今、その中から裁判員を選ぶことに疑問を感じることもあります。裁判官をはじめ、司法に関係する人たちの質を上げることも考えていただきたいです。裁判が迅速に運ぶための手続きなどの改革も考えて下さい。(女性、40歳代、三重県)

裁判員制度採用肯定。裁判員の安全確保抱き合わせのこと。くじで当てられた人は大変なもの。検察審査会の比ではない。被告人の面前で大変なプレッシャー。アメリカ映画やテレビももう少し深く見よう。公民は地位、権利ばかりでなく大変な負担。佐藤先生の法文上の抽象的な人間がいかに現実態として理念から離れたものか。新大陸での銃所持や陪審制は必要がさせるもの。制度を作る人、昂揚感、使命感。当たった人、現代の人身御供人柱。せめて警察が終身ガード。(男性、70歳代、愛知県)

刑事事件に対しましての、一般国民が職業裁判官と同等の立場で参加に関し、成人以上とし、各年代ごとの時代の流れ、物に対しての価値観、生活環境の捕らえ方の違いにて、犯罪の増減、新たにできました法律、DV法や幼児虐待、ネット犯罪、出会い系サイト等、年代ごとに誠実で社会活動、公共の福祉に反しない強い意欲を持つ男女、半数にし、その事件の重大に対しては、専門知識のある人員を選任し、裁判員基本人員数を決めておく。公判手続は開廷から閉廷までを録音記録し必要に応じ映像録画とする。(男性、30歳代、北海道)

狭山事件が今もなお、重大なえん罪事件として今年で40年が経とうとしています。えん罪事件で最大の焦点となっているのは、証拠の開示がされるかどうかになっています。検察官が持っている証拠が本当に立証されるのか、間違っているのかを被告・弁護側にも見せるべきです。事実証拠開示後、無罪となった裁判がありました。まさしく本当に無罪であるべき者が有罪にされてしまうという許されない裁判が後を絶ちません。今回の座長試案の内容を見ても、修正すべき点が多く、早急に見直して欲しいものです。(男性、30歳代、大阪府)

裁判員制度で色々言われていますが、当然、良い所と悪い所があると思います。(重大事件もやると聞いています。)悪いところですが、被告が明らかに悪い場合じゃない時、つまり、被告が白か黒かを決める裁判では、やらない方がよいと思います。プロじゃない以上、冤罪が増えると思います。

良い場合ですが、それは逆に、明らかに悪い場合、例えば、泥酔して車を運転して子供をはねて死亡させたりした場合に、今まででは軽い刑だったのを重い罪にできるとしたら、それは良いことだと思います。(男性、10歳代、埼玉県)

「4 分かりやすい証拠調べ」についてですが、供述調書の任意性・信用性が問題となる場合、これまでは取調べ状況が全く記録されていないため、ほとんど「水掛け論」のような状態であったと思う。今後は素人である裁判員もその判断をしなければならないことを考えると、今までのような立証は極めて困難と思われる。そこで、取調べの任意性・信用性担保のためにも取調べ状況につきビデオ撮影するなどして、後日、問題となった場合に、より直接的かつ効率的に判断できる仕組みを作っておくべきと考える。(男性、30歳代、滋賀県)

補償について 裁判員に対する補償と共に、その裁判員を雇用している事業者に対しても、裁判員の職務のために何らかの損失(逸失利益等)を被った分にも補償をするべきだ。

裁判の公正を妨げる行為の禁止について その事件が裁判員が関わるものかどうかを問わず、すべてのことについて、そうであると信ずる相当な理由がないにもかかわらず有罪に当たるものであると決め付ける行為そのものを推定無罪原則の侵害として、処罰する法律を制定すべき(現行法の改正でもよい)。(男性、20歳代、大阪府)

複数の事件を犯した場合について、例えば、オウム事件の麻原について、大変な数の人を殺すよう指示したことは明白でありながら、国選弁護士が、なぜ、詭弁とも思えるような弁護

をするのが理解できません。もちろん、冤罪ということもありますから、灰色の場合は、時間をかけて真実を追究することは必要ですが、基本的に殺人は一人殺しても殺人を指示しても原則死刑とういことにすれば裁判の迅速化になると思います。その上で情状酌量ある場合は、減刑もありとすれば、裁判の迅速化になると思います。また、犯罪防止につながると考えます。(女性、60歳代、神奈川県)

いずれもよく考えられており、特に意見はございません。ただ、「考えられる裁判員制度の概要」4頁の「就職禁止事由」の「(イ)国務大臣」を「内閣総理大臣、国務大臣とすることはできませんか。確かに、憲法上、内閣総理大臣を含めた総称としての国務大臣がありますが、13頁、「裁判員等の秘密漏洩罪」を「裁判員等の秘密漏示罪」、「考えられる検察審査会制度改正の概要について」3頁の「検察審査員、補充員、リーガルアドバイザーの秘密漏洩罪」を「...秘密漏示罪」と直してはどうかと思います。(男性、東京都)

国の方針で裁判官を増やそうとしている。構造改革なら裁判官を減らすのが当然である。その上で裁判員制度を作るのなら分かるが。刑事事件の被害者になってもらう。これも改革である。裁判員に報酬を与える。裁判官と同額を与えるべきである。甘ったるい覚悟で人を裁くことはできないからである。また、民事事件でも裁判員制度をやるのは賛成である。

座長提案に賛成。裁判官の数は、重罪事件を対象とする以上3名が妥当。2名でよいとの意見は、論外。法律問題で意見が分かれたときに、審理に立ち会っていなかった裁判官を新たに加えるというのは、違憲の疑いさえある。裁判員の数も、座長案どおり4名が妥当。国民の司法参加の意義は、専門家としての裁判官の裁判に国民の良識を反映させることにあり、裁判官と裁判員とが十分にコミュニケーションを交わすことが重要。座長案のうち、裁判員の守秘義務に関し、刑罰を科する点は、再考の余地あり。座長案の趣旨を十分理解しないまま、マスコミ等で反対のキャンペーンが行われ、理性的な議論にならないことが危惧されるので、あえて賛成意見を寄せることとした。(70歳代、東京都)

裁判員制度も悪くはないが、その先にやるべきは最高裁判事の国民による直接選任だと思います。そうすれば、司法は行政から完全に独立するから、行政に遠慮せず、すべてをやるだろう。裁判員になろうかという人間は、一般人の中では法に詳しい人だろうが、それは素人の中では詳しいということで、玄人に比べれば司法知識はまず危なっかしい人が多いでしょう。ゆえに、まず、最高裁判事を国民投票で国会議員同様に決め、司法畑のことは全部任せて、行政は人事にも経費にも全く口を出さぬようにすべきで、それで一度テストしてからでも遅くないでしょう。アメリカでやっているからよい方策だとは限らない。(男性、70歳代、新潟県)

裁判の長期化の現状は大変深刻な問題です。裁判員制度は短期・集中審理によりこの問題を解決する大変有効な制度になります。その場合一つの事件の裁判に裁判官が何名で担当するかということも長期化問題解決のポイントとなります。3名の裁判官で構成している裁判が一人の裁判官とその時々選ばれた市民で構成することになれば現行の裁判官の人数で単純計算では3倍の事件を裁くことが可能になります。長期化問題が解決できた上に市民の司法に対する理解が深まることでどちらかといえば信頼度が低く弱い司法が本当の意味で三権分立の一翼を担うことができるようになります。弱い司法という評価を払拭する100年に一度の大改革だと思います。司法に対する信頼回復の観点からも人数比問題を考えて下さい。(男性、50歳代、愛知県)

- 1.国民に身近な司法の実施を目指すなら、自国は自国民で守る原則で、自国民が法律を作り(国会)、学校等で国民に教えて法律を守ることです。
- 2.裁判員には、日本国民で、法律的知識のある成人を選んで下さい。学校教育で、憲法・民法・刑法・商法等を教育しなければ、国民は法律を守れません。日本・アメリカの民主主義教育と、外国の共産・軍国主義教育とは基本的に考え方が異なりますので、国籍条項は入れてください。
- 3.事件数が多くて、裁判に時間がかかるというなら、裁判官の人員を増加させ、公平な裁判を行えばよい。現在、裁判関係人員を増加中のようですが、費用は司法ネット等機械に使う費用を減らせばよい。(男性、愛知県)

国民の視点から、行政を見る必要があると思われます。憲法判断も、裁判員制度を適用し

てください。憲法は国民のためのものであり、国民がどう考えているかを入れた判断をしていただきたい。1審だけでなく、控訴審、最高裁でも、適用してください。控訴された場合、1審の裁判員の出した判断が否定され、結果、裁判員制度が無意味になるのではないのでしょうか。もし、適用されない場合でも、1審の判断が生きるような判決が出るようにしてください。例：裁判官の判断が別れた場合、1審の判断に、2票分とする等。(男性、20歳代、大阪府)

日本の裁判の長さが不思議でならない。古くは吉田巖窟王と言われたあの裁判、そして水俣病裁判。最近ではオウム事件の裁判と数えたらきりがないほど出てくる。これは私が思うには、日本人の国民性、人間性が関係している。情に厚くい加減が嫌いという。これは決して悪いことではないが、アメリカでは昔なら悪事を働いた者は即つるし首、これは極論ではあるが、それが裁判の根底だと思う。あまりに長期の裁判に原告側の心痛が辛い。また選挙時にいつも投票所で思うことは、裁判官の不適切な人を選べとゆうこと。誰がこうゆう馬鹿なことを考えるのか！一般市民に分かるはずがない。それならもう少し裁判所の門を開き、テレビ中継やラジオ放送などで、裁判中を国民に見せるべきだ。そうすればできる悪い裁判官と良識のある裁判官の、判断がつくというもの。(男性、50歳代、神奈川県)

裁判員制度に関連して、裁判所内へマスコミのカメラも入れてもいいと思います。秘密にしていたのは公平性がなくなるとか理由はあったのでしょうか。よく分かりません。どうせ民間人を裁判に加えるのなら、他の人にも公開してもいいと思い、テレビで見て、FAXで意見するのもいいと思います。また、民間の人を入れると、演技力を身につけた悪徳弁護士とかいたらだまされて犯人を軽い刑にしてしまうことがあるのか、いや、年の功で民間の人がそれを見つけないことがあるのかもかもしれません。それはさておき、裁判所へのカメラ持込みは、裁判員のようにプライバシーに介入することの多くできる人を作るくらいなら、できるようにしてほしいと思います。どうせ今でもマスコミに裁判での問答は載っているのですから、テレビ中継も可能にしてください。(男性、広島県)

私は裁判員制度の導入について相当以前より期待していました。裁判官、弁護士に組まれたんではもう云うことなし。ようは時間稼ぎだけ、いたずらに時間をかけ、慎重に審議したように見せかけ手法。それに対して最高裁はもちろん監督官庁も知ろうともしないし、調べようともしない、一度任命したらあとは野放し、適当に施行することは任されている。この人が本当に犯罪に値し罪人になるか、今までは裁判官の感情と胸三寸でどうにもできた。私たちもそのように判決された。これからも有識者だけに頼っていけば、惰性で元の木阿弥になることは知れている。先の道路公団の審議委員と同じにならないように、一般からの無差別は大変よい選択ですが、やはり、きちっとした見解をつけるように、長いものにまかれぬような人達が良いと思う。適切な判断のできる裁判員が是非必要です。(女性、秋田県)

国民よりの参加は大いによろしいことかと思いますが、法律での知識・認識あつてのこと。ただ感情まかせの参加では困る。学歴よりも常識、人格が重視されていかないと意味もない。教育の見直しが言われている中、しっかりとした教育がなされていない(学校・地域・家庭)世代はどうするのか、一番の問題だと思う。裁判員制度につけ込む者も出てくるだろう。裁判員制度によって法律が変えられたり、かえって結論が出なくなりそうな気もしてくる。裁判員制度には反対ではないが、根本的な改革が必要で、ただ裁判員をおけばよいという考えでは、かえってマイナスになるのではないかと思う。裁判に参加する内容を監視や不正などの指摘側に代えていく方がしっかりした裁判になるのではと思います。警察の不祥事などが多い中でのことでは、しっかりとした裁判が要求されるということを踏まえた上で考える制度だと思えます。(埼玉県)

1. 誤判をなくし、冤罪をなくすために全証拠の開示をルール化することが重要です。捜査段階で収集した証拠は公的財産です。検察が有罪証明にのみ用いるものではありません。弁護側にも平等に開示されるべきです。最小限証拠リストの事前開示が、弁護側になされるべきです。

2. 国際人権規約委員会の1998年勧告「防御権を阻害しないために弁護側がすべての関係資料にアクセスする事ができるよう、その法律と実務を確保することを勧告する」としています。座長試案はこれを踏まえていません。国際的な証拠開示法制の水準を確保すべきです。

3. 「たたき台」のA案を取り入れ、証拠リスト開示、全証拠の事前開示を法制化すべきです。
(M86、男性、50歳代、栃木県)

最近、行きつけの集会所での雑談の中で、裁判員制度が話題となりました。どうして、裁判や法律に素人の俺達が裁判官の真似をしなければならないのか、と。この疑問を呈した人、そうだねと相槌を打った人達のいずれも、平均以上の教養の持ち主です。私は、複数の新聞を普通程度の注意力で読んでいますが、読み落とした可能性はあるでしょうが、いまだに、なぜに素人が裁判に関与する必要があるのか、その意義、理由、効果、問題点等をやさしくかつ詳しく解説した記事を知りません。多分、上記集会所の教養人達も私と同じだと思います。彼らは、米国映画で陪審員の存在は知っていても、陪審員制度の発生の理由までのご存じないのです。我国の圧倒的多数が、上記と同じではないでしょうか。そこで、裁判員制度の意義、目的などについて繰り返し分かり易く新聞などで解説されることをお勧めいたします。(男性、兵庫県)

弁護する人ともどもに、裁判について、それぞれ違った立場で物を考え、立案するのではと思います。最近の低レベルでの幼い子供をターゲットにした恐ろしい事件が解決しないのはどういうことでしょうか。何をしても叱らない、責任を問われない世の流れから来ていると思う。こういうことをニュースで見ると、裁判は開かれているんな人が参加できるのも良いと思うことである。しかし、これらには、多額の費用と月日と時間が不可欠の問題であり、それらをクリアするには、大変な努力と暇も必要であると思います。これについては、あらゆる立場の人が公平な立場で発言なさるのではと思います。弁護士さんと同等のレベル又は以上の考え方や社会の常識も必要とされると思います。(女性、千葉県)

法律には素人の一般国民を裁判員として裁く側の一員として参加させるという、この制度の目的の一つは、司法は専門家にすべて任せる方が無難だという、依存体質からの脱却にあることは理解できる。事実として、最高裁裁判官の国民審査で白紙が圧倒的に多いことは、信任すべきかやめさせるべきか国民は全く分からないからである。また、裁判員の制度は、「国民に司法に対し、能動的姿勢を求めにある」とのことだが、法曹界は果たして能動的であろうか。例えば、「一票の格差」問題にしても、最高裁は最終判決として「これは国会が決めることだ」と冷たく突き放している。法曹界こそ受け身の姿勢を貫いているのではないのでしょうか。三権分立は正しいと思いますが、法曹界こそもっと能動的であってほしいと思います。訴えがなくても、これは「憲法違反だ」となぜ立法、行政、又は国民に対して言えないのでしょうか。(男性、60歳代、富山県)

果たして、無作為に選び出した人間が裁判官の中に入り、自分の意見を述べることのできる人間が居るかが疑問を感じる。世間一般に、ある程度の力、または権限で発言のできる人間であるならば、裁判官に対しても物怖じせず発言が可能と思うが、一般人の中でそれだけ発言力を持つ人間などは、限られていることとされます。同じ無作為に選ぶとしても、ある程度の発言のできる人間の中に一般人の人を入れて、一般人の対して自由に発言のできる態勢制を作る必要は大事なこととされます。それには、ある程度の練習をして、たたき台として大勢の人間を集めて、その中に法律知識のある人間を2～3人でリーダーシップの下で、少しの間練習することにより、事態をみながら様子を見て、直すところなどを指摘して、前に進むようにしなければ完全な司法改革にはならずただの絵に描いた餅になるような気がします。裁判官も自分の職場に素人が入り職場を荒らされることはあまりいい気持ちではないことと思われ、そのうちに妨害的行為に出るおそれ無きにしても非ずと思いますので、改革を行うからには、腰を据えて、焦らずに長い目で見るような気持ちで行ってください。(男性、東京都)

裁判員に、今まで蓄えた量刑相場の知識を、全力で、裁判所内に裁判員用の図書館を開設して勉強してもらい、法律のプロの考えもよく学ばせ、しかも、一般市民社会の常識とされる事実認定の仕方判断を判事に述べるチャンスを十分に与えて正しく事実認定できるようにする。医療事故事件に備え、医学部で使う教科書や、殺人事件にも対応できるよう法医学の教科書も図書館内に必ず用意すべき。代用監獄の本も多く置いて、でたらめな自白調書を見破るようにする。現場検証に裁判員の誰か一人は出かけるべき。目的は、えん罪を防ぐこと。裁判員に現場検証で代用監獄一泊体験実習を任意で行う。裁判員にえん罪を確実に防ぐた

めの知識を付けるための小田中聡樹氏の本や主なえん罪事件の本を多く置くこと。誤った鑑定結果が出たことも裁判史上あったので、2名以上に鑑定させて、鑑定結果一致の大切さを分からすよう、事実認定のやり方指針ガイドラインを作って、プロ判事でなくとも、裁判員がつとまるようにすべき。医療の知識のあるプロで、資格を持った学会認定の脳外科、神経内科医など、民訴の専門委員制を刑訴にも作り、裁判員の判断を助けるべき。(神奈川県)

座長試案では被告・弁護側に隠されたままとなる証拠が出てくる危険性があります。刑事裁判の充実・迅速化のためには、被告・弁護双方の権利が十分に保障するべきです。

(意見)座長試案では、開示対象となる証拠を類型化し、あげられている証拠のほとんどは捜査機関が有罪立証のために作成するものとなっています。しかし、これでは開示対象となる証拠が限定されてしまいます。その場合、弁護側には開示されないままになる証拠が出てくる危険性が非常に高いと言わざるを得ません。ご承知かと思いますが、松川事件では「諏訪メモ」のように個人が作成していたメモなどが手がかりとなって再審・無罪判決となりました。これまでの誤判事例をみても、そのような資料の中に無罪証拠が存在していた例は少なくありません。過去の誤判事例を教訓にし、かつ、国連の規約人権委員会の勧告等をふまえるならば、座長試案では全くの不十分であり「たたき台」A案を採用するべきです。捜査機関が収集した証拠の一覧表(証拠リスト)を弁護側に開示し、収集されたすべての証拠に弁護側がアクセスすることができるように改善すべきです。(男性、大阪府)

三権分立の中で司法だけが民主的でないのは、国民にとって不公平であると常々感じている一人であります。かつて、大正12年4月18日、陪審法が制定され、昭和3年に施行されたが、戦時中中止され未だに再開されていない現状であります。私は、裁判の迅速という点においては、陪審制の確立が急務と思うものであります。陪審員の選出は有識者の中から無作為に抽出される訳ですが、法律に専門ではないが社会的には社会感覚や社会体験をした人が陪審員になることは、社会常識が反映される。それとともに、専門的な知識者の中から名誉陪審員を加えることができたなら、充実した陪審員の裁判制度が確立するものと確信しています。米国では独立と同時に陪審員制度を採用し、また、ドイツでは参審制により裁判官と同等に最後の判決まで加わっている参審制を用いている。したがって、裁判は迅速に行われている。日本は、三審制の上訴で最後は最高裁判判断での判決は国民が忘れた頃判決されるという。この制度が、国民の司法に対する関心を高めたことも事実ですが、なお議論をして新しい裁判制度を確立し司法の民主化の実現を期待するものであります。(男性、長野県)

1. 弁護人に対する新たな制裁規定等をもうけることは反対です。裁判所に対して、弁護人が言いたいことを言えない状況になり、被告人の人権は誰が守ることになるのか。弁護人の活動を制限するものであり、裁判所批判を封じることになる。

2. 証拠の目的外使用について、制裁規定をもうけることは反対です。えん罪事件など、裁判記録を調査し、宣伝して支援を求めなければならない。研究活動、報道等に重大な制裁を及ぼすことになり、刑事裁判を密室で行うようなもので許されない。

3. 裁判員等の守秘義務規定が厳しすぎて、反対です。これでは裁判員になれない。

4. 報道規制規定は削除すべきです。裁判員への接触禁止規定も厳しすぎて反対です。(男性、大阪府)

1. 人数構成 裁判官3人、裁判員4人で結構です。

2. 対象事件 国民参加の目的は、国民の社会常識と司法官の専門知識の補完にあります。刑事裁判の司法決定権に国民を参加させても、意義は薄いと思われます。結果として、制度・手続の形骸化が予想される案は再考が必要です。

3. 裁判員要件 25歳～65歳までと上限を定めること。

4. 控訴審 裁判官の専権に異議はありません。

5. 裁判員の義務 守秘義務と等量の調査権を付与すること(法の均衡原則)。

6. 裁判員休業 現在の不況は深刻で、自営業者の自殺者が激増しています。裁判員休業の取れるのは大企業と公務員だけでしょう。

7. 裁判員に罰則を規定したければ、拒否の正当事由を認めること(法の均衡原則)。

8. 事務手続 ファックスやインターネットでの参加を認めれば、現代にあった進歩的な司法改革として評価されると思います。「現代への適用」が西欧社会の改革の柱となっていま

す。)(男性、東京都)

裁判官は、現行の制度プラス裁判員の提案やアイデア、意見を照らし合わせてから判決する。裁判員は判決できないことにする。裁判員のアイデアや提案、意見を言う時として 求刑時に言う。判決後、刑が軽すぎると思われるとき、 の場合と の場合の両方のときに言う。 求刑の前に言う。裁判員のアイデアや提案の例としては、現行の刑法プラスボランティアを行う(休まず行う。)。刑務所以外の場所で厳しく行事に参加させて反省を促すようにするなど、現行の刑法とプラスアルファの分の刑罰を言えるようにしてはどうか。裁判員は、裁判に参加する前に判決が出されるまでの流れや今から扱う事件・事故の内容を簡単に知ることができることや裁判の簡単な知識を得ることなど、中学生や高校生でも知ることができるような簡単な講習会を日祝日などで行ってから(平日だと参加しづらいから)裁判に参加すると思う。なぜなら、無知の人が裁判に行っても分からないことが多いから。犯罪者の前では、意見などを言いづらいと思う。犯罪者から逆恨みされるなどのおそれがあるから。その点も考慮した方がよいと思う。(男性、愛知県)

(裁判員の権限) 座長ペーパーに書いてあるものに加え、法令の解釈の判断も含める。法令の解釈はその他の結論にも影響するだろうから。判例と違う場合でも、重要なのはその判断がどれだけ妥当なのか、当事者(被害者を含む)が納得できるかである。控訴もできるのでそれほど重要でもないと思う。

(対象事件) 座長ペーパーに書いてあるものに加え、被告人及び弁護人が求めたとき(裁判官が最終的に判断を下しても良いと思う。)。また、当事者双方が裁判員制度での審理を求めない場合は除外。なるべく柔軟な運営をした方が良いと思う。

(合議体の構成) 裁判官は3人、裁判員は6人とした方が良い。[理由]最高裁大法廷は15人、検察審査会は11人、裁判員制度・刑事検討会も11人、米国最高裁は9人、国会の委員会はそれ以上のはず。計9人の合議体はそれほど多くない。

(裁判員の選出) 6人のうち、裁判員になりたい人のための枠として、2人つくる。裁判員希望者の名簿を別に作成。また、その名簿に記載された人も無作為選出の名簿から排除しない。裁判員希望者にはできるだけ機会を与えたい。(男性、20歳代、大阪府)

1.裁判員の員数は4人でよいと思います。その理由は、評議においてできる限り全員の合意を得るまでの詰めを行うためには、あまり多人数ですと時間がかかると思われ、「迅速化」に逆行すると思うからです。

2.ただ、4人の構成について、私としては、「構成を男性2名、女性2名にする」ことを検討していただきたいと思っております。裁判員の選任方法については、「選挙人名簿から無作為抽出した者を母体とし」として公平な選任をされることは意義のあることと思います。しかしながら、裁判員制度の趣旨が、「国民の一人ひとりが、統治客体意識から脱却し、自律的かつ社会的責任を負った統治主体として、互いに協力しながら自由で公正な社会の構築に参画」することにあるならば、日本国の歴史的経緯から、現在の実態社会を見て、「改正男女雇用機会均等法」や「男女共同参画社会基本法」の制定もされていることから、構成員数を男女半数に規定してもよいのではないかと思います。また、裁判員制度の対象事件が、「死刑又は無期の懲役若しくは禁固に当たる罪(ただし、刑法第77条の罪を除く。)に係る事件」や「法定合議事件であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪のもの」という、人間の「生」にかかわることを考えますと、「産む性」である女性の意見は重要であると考えます。

以上の理由から、裁判員の構成について、男女各半数をご検討いただきたいと思います。(女性、40歳代、大阪府)

1.刑事事件に限って導入すべきだとのことについて

最近の殺人事件の判決をみると、加害者の人権については尊重されるが、被害者の人権が軽んじられているように市民には思われる。殺人者の罪が軽いので、殺人者が増加する状況ではないでしょうか。

2.最近、親対子供、相互の虐待が多いのは、戦後の道徳教育衰退が原因の大であり、司法制度改革だけでは困難と思います。戦後教育を受けたものは、戦前に教育を受けたものと比較して、権利は主張するが、義務は無視し、人に迷惑をかけても何とも感じないものが多くなっていると思われる。これは、親が子供に対する厳しいしつけが足りず、善悪の分別ができ

ず、自分の思うようにならないと傷害事件に及ぶことが多くなっているように思われる。

3. 裁判員は、裁判官の2倍以上の意見を聴いていただくとよいと思う。裁判官は法律の精通者であって、何事も万能ではないと存じます。裁判員の選任に当たっては、他業種の中で人生経験のある50歳以上の方の有効な意見を聴いていただけると、市民の納得できる結果が生まれると存じます。

4. 裁判員の守秘義務は厳守する必要があると存じます。人を裁くことは、感情が入ると誤認が生じたりする心配もあり、大変困難も多いとは存じますが、人生経験豊かな方の意見を聞いて頂くことも大切かと存じます。(男性、70歳代、愛知県)

裁判員制度導入の是非以前に現在の司法制度、裁判により量刑を確定するという方式自体を再考すべきだと考える。厳罰化を望む訳ではないが、犯罪者の年齢によらず、更生を目的としていると主張するのであれば、事前に量刑を確定すること自体、本来不可能なはずである。市民として望むのは犯罪の発生率低下と再犯を限りなくゼロにすることである。現在の司法制度においては再犯可能性の高い個人であっても軽い量刑ですぐに社会に出てしまふ。これでは市民生活の安全確保に役立つ制度とはなっていないと断言できる。裁判とは犯意、犯行の真実を見極めるべきものであり、検察側と弁護側が量刑の綱引きをする場であってはならないはずである。量刑すなわち更生(社会復帰)に要する時間というものは個人に対し事前に確定できる性質のものではなく、更生施設において最終的な判断が下されるべきではないのか。特に性犯罪者やエゴイズムによる犯罪等の自己抑制の効かない者に対しては社会に復帰させるにあたって極めて慎重な判断が必要とされるべきである。現在の司法、量刑の考え方は再犯可能性の高い者であっても社会に出してしまう。市民の安全確保という点においてザルのような制度である。小手先の量刑云々ではない、根本的な制度改革を望むものである。

裁判員制度には、良い点としては、一般人の目線で事件の重さを量ることができる、より多くの立場の人の意見を聞くことができる、といったことが挙げられると思います。しかし、社会が今のままの状態ですら制度が導入されるのであれば、良い点ばかりではなく、考えるべき点も多くあると思います。私は、以下のような点について、不安を感じています。

・現在の裁判制度に裁判員制度を導入する理由やその必要性が国民全体に知れ渡っていない。

・裁判員としての取組みや、例えば守秘義務といったルールについて、国民がどれだけ理解し、責任感を持って務められるのか、現段階では分からない。

・メディアによって流される情報には、真実ではなく憶測によるものが含まれていることがある。そのような情報が裁判員に一方的な偏見をもたらし、その判断に影響を及ぼすことも考えられる。

・今の社会の現状として、特に民間企業は思うように休暇は取れない。裁判員として選ばれた国民がこのような理由で参加できない場合も当然あるものと考えられる。これでは、この制度の目的が十分に果たされないのではないのか。

この制度を実際に機能させるためには、国民はもちろん、企業の協力も必要不可欠なものと言えます。ですから、裁判員制度を行うに当たっては、その意味や意義を周知させる啓発活動を行い、社会的に十分な態勢作りをしていただきたいと思います。そして、制度がより有意義なものとなり、国民皆が誇りを持てるようなものとなることを強く望みます。(女性、20歳代、大分県)

1. 国民裁判員を無造作に選ぶにしても、被疑者と選ばれた裁判員が知り合いであった場合など、刑期間を決めるのに重大殺人事件などで大きく減刑を言い渡す可能性が起きる。暴力団員の裁判など。裁判中でも被疑者と裁判員が知り合いの場合、裁判中に関係が判明すれば裁判員を外すべきだと思います。

2. 重大事件(得に殺人)にかかわった人や薬の常習者、心神不安定の人を外すべきと思います。

3. 裁判員に選ばれた場合、これまでに全然裁判に関心を持ってない人や、これまでに判事が判決を言い渡した刑期など、報道などで読んでない国民が突然裁判員に選ばれた場合はどのような判決が正しいか迷うでしょう。少し勉強が必要でしょう。最初は裁判の傍聴者から

選任してはどうでしょうか。被疑者と被害者と関係のない傍聴者が望ましい。

4.日本人は裁判員などに選任されると、周囲にすぐ自慢したがる人もいるので、裁判員に選ばれた人には秘密を周囲に漏らすと相当な罰を受けることを、しっかりと秘密保持義務を表彰状くらいの用紙に記載して渡すべきでしょう。裁判員の秘密は報道機関、特に週刊誌は守る措置が必要である。

5.少し話しがそれますが、日本でこれだけ外国人の犯罪が増えると、2～3年もすると日本国内が対処できなくなるので、裁判の判決を早く出し出身地の本国に送り返すべきでしょう。出身国も犯罪者戻ってくることは税金を浪費するので、日本の決定刑期を短縮し釈放することもあるので、日本の判決決定期間に照らし再入国禁止措置が必要となります。裁判員制度が発足するまでに、日本で一番犯罪を多く犯している出身者国から順次早急に詰めるべきと思います。(男性、60歳代、愛知県)

「裁判員制度」に関して反対か賛成かを考えるとき、私は現在の日本人(私を含めて)を信用できないという思いを抱きます。かといって何でもかんでも有罪を強いる裁判官も信用していません。少し言い過ぎました。いい判決も出ています。テレビから受ける影響が大きくそれを真に受けてしまう思考停止状態にあると思います。これは日本だからとかではないと思います。ある事件が起き、犯人の非道さをテレビなどのメディアが伝えたらそれを疑うことなく信じてしまい、冤罪が起こるかもしれません。今も冤罪を訴える死刑囚がいますが、再審さえしてもらっていません。やり直し、とらえ返しができないのに、この上一般人が入ったらどうなるのでしょうか。やり直しはできますか。もし、制度を取り入れるならば、その前に教育が必要だと思えます。裁判のしくみや事件の背景を全く無視したものだと思います。だから、制度が実行され裁判員に死刑を軽く見られるのはいやです、法という名で行われる人殺しです。そして、法務省はこれまで受刑者のプライバシーとか屁理屈をつけて隠そうとしてきた拘置所や刑務所での起こったことや日常を広く公開すべきです。裁判に一般人が携わるということは最後までその事件や被害者、受刑者に責任をもたなくてはならないと思うのです。どうか早急にことを進めるのではなく、法が少しでも身近に感じられるように広く日本人に問いかけてほしいです。メディアにも干渉は(国として)してほしいけれど、どのチャンネルを回しても同じとしか思えない偏ったものである以上期待できません。特にテレビ。私自身考えがまとまっていませんが、人の人生を左右してしまうかもしれない危険を、皆が知った上でこの議論は始まるべきです。そして、法務省の完全な情報公開も必ず必要です。国民を正しい方向へ導く、国民の声を聞く司法であってほしいです。

昨今なぜ刑事裁判が長引いているか、それは乏しく、しかも証明力の低い証拠しかない事件の場合、弁護士が真実を伏せて、刑を軽くしようとする慣習(弁護士としては当然の責務)からです。私は、時間を見ては公判傍聴をしておりますが、否認または黙秘は、証拠が秀逸であるとき、拘置期間を長引かせるだけで、被告にとっては不利益につながっているのがほとんどのようです。こんなことから、迅速化のための1点目として、弁護士の意識改革によってだけでも、ある程度迅速化が図られるということです。そしてもう一つは、裁判官が迅速に決断できる証明力と能力の高い証拠があるときだけ、裁判が開始されれば迅速化するということです。でもこれでは、いわゆる「ごねどく」、またはずるがしこく証拠を残さないように周到綿密に犯行した犯人の処罰が難しくなります。悪ければ悪い(前科の数ではない、本当の悪い者は捕まらないので前科はない)ほど証拠を残さないのであり、それを看破できる、質、能力の高い裁判員の養成が絶対不可欠であります。色々申しましたが、要は高度な証明力を備えた証拠の収集力にかかっているのであり、現場捜査員の教育、育成をしっかりと行った上での裁判員制度でないという意味がないと考えます。ところが、現場捜査員は、日々発生に追われ余裕が無く、腰を据えて捜査できる環境にないと聞きます。そこで、現行犯逮捕は警察、通常逮捕、緊急逮捕は検察とか、火事は消防署、労働災害(業過)は労基署と、複雑多岐、多量にわたる警察業務を軽減してあげるのも一つの制度改革と考えます。裁判のことだけの制度改革では、いつか行き詰まると思います。捜査の端緒から裁判までを、総合的に検討頂き、真の実効ある制度改革をお願いしたいものです。(男性、30歳代、長野県)

座長試案では、被告・弁護側は開示請求さえできない危険性があります。座長試案の開示請求の要件を抜本的に修正すべきです。

(意見)

(1)開示請求の要件を「開示を求める証拠の種類及びその範囲を特定し、かつ、事案の内容及び検察官請求証拠の構造等に照らし、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために当該類型及び範囲の証拠を検討することが重要であることを明らかにして、開示の請求があった場合」と定めています。これではあまりにもハードルが高すぎます。以下、この問題点について指摘します。

まず「開示を求める証拠の種類及び範囲を特定」して請求しなければならないとされていますが、検察官の手元にどのような証拠があり、それらの証拠がどんな内容なのか弁護側にわからなければこのような特定はできません。弁護側がどうしてもこのような特定ができるのか、座長試案の解説を見てもまったく触れられていません。

さらに「事案の内容及び検察官請求証拠の構造等に照らし、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために当該類型及び範囲の証拠を検討することが重要であることを明らかにし」なければならないとされていますが、これも、どのような証拠があり、その証拠がどのような内容なのかわからなければ「検討することが重要であることを明らかに」することなどできません。座長試案の解説でも何ら納得のいく説明がなされていません。座長試案のかかげる開示請求の要件は、検察官手持ち証拠の内容を弁護側に知らせるという手続がともなわないうが、弁護側にはいうことができないものです。証拠リストを弁護側に事前に開示するならば別ですが、検察官がどんな証拠を持ち、どんな内容なのか被告・弁護側が知らなければ、「証拠を特定」することも「重要性を明らかに」することもできません。このような要件を被告・弁護側に課すならば、そもそも実質的に証拠開示請求が不可能になり、著しく不公平・不公正になります。いくら開示すべき証拠を類型化しても、このような要件をつければ、何の改善・改革にもなりません。開示請求の要件を抜本的に修正すべきです。(男性、40歳代、大阪府)

裁判員制度の導入に基本的に賛成し、その上で心配していることを述べます。

私は埼玉県公立高校の社会科教員を25年やってきました。主な担当は「政治経済」や「現代社会」といった公民科科目です。いわば、国民(主権者)の人権教育・法教育(リーガル・リテラシー)の最前線で、その一翼を担ってきたと自負しております。しかしながら省みれば、民主社会における「公民教育」、特に法教育については、まったく心もとないものであったというしかありません。たしかに、日本国憲法や人権の歴史を学ぶ教育は、義務教育課程・高校での教育課程で行われてきました。しかし、その時間数は減り続け、「必修」的扱いから「選択」的なものへと質・量ともに低下してきています。一方で、家庭科の「生活技術」などの科目内で、家族法や消費者法を学ぶようになってきています。しかし、家庭科の教員の多くは家政科などの出身者であり、ほとんどは栄養・被服・福祉などを専門としており、法律については、「素人」状態です。つまり、社会科の教員を含め、教員側自体がリーガル・リテラシーに欠けている状態で、教わる側の生徒(国民)のその獲得できるレベルは、推して知るべしと言うべきでしょう。こうした中で、裁判員制度が導入され、国民から裁判員が選ばれたとき、他者の人権を強制的な手段により制限していくような行為を責任をもって実行していけるか心配します。職業法曹(裁判官・検察官・弁護士)からの不信拡大と裁判員を下位に見るようになるのではないかと心配します。結局、制度を担う人材の養成、さらに言えば、その人材養成に当たる人材の養成というレベルでの対応が急務となっていると思います。(このことは、法務省の「法教育研究会」でも指摘されているようです。)デモクラシーの根本問題でもありますが、すべての人々に開かれたもの(量的拡大)と公共政策のレベル維持(質的問題)とは、「両睨み」で考えていかなければならないと思います。市民の司法参加としての裁判員制度の導入に賛成ですが、「どの程度のレベルの裁判員」を想定しての制度設計なのか、心配です。私自身も、「法曹と教育現場をつなぐこと」「国民のリーガル・リテラシーの獲得に貢献できる人材」となるべく努力するつもりです。そのためにも、自らの資質向上のため、来年度より開設される法科大学院で学び直せればと思っていますが、そのための「休職制度」もなく、いったん辞職するか、学習環境の困難な夜間課程で学ぶしかないようです。また、ほとんどの法科大学院では、「企業法務」や「公共(公務員)政策」に対応する人材養成は言っていますが、市民のリーガル・リテラシーへの貢献は、あまり意識されていないようです。法曹界・法務

省・文部科学省などの横の連携がより必要ではないでしょうか。(男性、40歳代、東京都)

座長試案における「裁判員の守秘義務」(3の(2)のオ)と、「裁判員等の秘密漏洩罪」(7の(2))について、次の2つの観点から、異議を唱えたい。

第1に、国民の主体的な参加という観点から。

座長試案の守秘義務の規定を、一般の国民の視点からみると、法廷の外で何を話してよいのか、また、何を話してはいけないのか、判断しがたい。話したら懲役・罰金、と聞いていると、多くの国民は、「参加したくない」「どうか選ばれませんように」と思うだろう。座長試案のような厳しい規定では、国民を「いやいや」参加させることは可能かもしれないが、審議会意見書の要請する、国民の「主体的な」参加は、実現できないと考える。

第2に、裁判員制度の改善という観点から。

守秘義務の問題は、裁判員制度の改善という問題に、大きく関係している。審議会意見書の「国民的基盤の確立(国民の司法参加)」の章では、裁判員制度の実施について、次のように述べている。「実施後においても、当初の制度を固定的にとらえることなく、その運用状況を不断に検証し、国民的基盤の確立の重要性を踏まえ、幅広い観点から、必要に応じ、柔軟に制度の見直しを行っていくべきである。そこで、このような要請を、実際にどのように実行に移すのか、考えてみたい。裁判員制度は、初の試みであるのだから、初めから完璧な制度ができるとは考えにくい。むしろ、制度を実施しながら、問題があれば、柔軟に改善していける手段を確保することが重要であろう。そのような制度改善のヒントは、どこにあるのだろうか。私は、裁判員制度を経験した人、一人一人の感想の中に、そのヒントがあると考える。もちろん、裁判官も様々な感想を持つであろうから、裁判官の感想も軽視すべきでない。しかし、裁判所、法廷という場に慣れていない裁判員の感想にこそ、新鮮な発見があるのではないだろうか。裁判員を経験したら、この制度に対して、裁判官に対して、問題点や不満、良い点や悪い点など、一人一人が色々なことを感じるであろう。それを、守秘義務があるのだから話してはいけない、と決めてしまうと、この制度を改善する道を、あらかじめ閉ざしている、ということになる。経験をフィードバックさせないというのは、実に勿体無いことである。

そこで、次のような提案をしたい。裁判所から独立した機関を作り、裁判員制度の「運用状況を不断に検証し…幅広い観点から、必要に応じ、柔軟に制度の見直し」を行う、という役割を、その独立の機関に与えてはどうだろう。そして、その機関に対して、裁判員制度を経験した後で、問題点や感想を自由に話してよい、ということにする。具体的な問題や感想を話すためには、ある程度、実際の場面描写を伴うかもしれない。そこが守秘義務に当たるかどうか、一般の国民には判断しがたいので、その機関に対して「どうぞお気軽にお話しください」と言えるようなシステムを作ってはどうか。また、裁判員を終えた人にアンケート(裁判官への多角的な評価を含む)を行えば、この制度がうまく機能しているかどうか、「不断の検証」の一つの方法になるのではないか。

以上のような観点から、座長試案の守秘義務の規定を、いま一度見直す必要があると主張したい。(女性、20歳代、東京都)

一般市民である裁判員を訴訟手続に関与させるとなれば、法曹三者の馴れ合いの下で行われているこれまでの刑事訴訟とは異なった配慮が必要となります。すなわち、他に職業を持つ裁判員に配慮して審理を短期間に集中させなければなりませんし、法律の素人である裁判員がその評価を誤るような証拠や、証明力が弱く犯罪事実の立証に役立たない証拠はあらかじめ排除しなければなりません。そのためには、当事者双方にどのような主張があり、どのような証拠が存在するのか、公判準備手続の段階であらかじめ明らかにしておく必要があります。それゆえ、公判準備手続を欧米における「予備審問」あるいは「予審手続」に類似したものと充実したものにならなければならなくなるでしょう。そして、英米では予備審問の段階でdismissが行われますが、我が国においても「裁判員に来てもらうまでもない」「公訴の利益のない」事案を、公判準備手続の段階で公訴棄却判決が下せるよう立法上配慮すべきと考えます。というのも、裁判員制度が永年継続して実施されるにあたり、いずれ「訴訟打ち切り」「公訴権濫用」が問題となる「極端」な事案が登場し、議論を呼ぶことは必至であろうと思われるからです。起訴独占主義・起訴便宜主義を採用する我が国の現行刑法には、検察官による不当な不起訴を抑制する手段(準起訴手続・検察審査会制度)はあるものの、不当・違法な

起訴を抑制する手段がありません。それゆえ、1960年代以降、所謂「公訴権濫用論」が提唱されて、学説・実務に大きなイムパクトを与えましたが、チッソ川本最高裁決定以後、かかる主張はすっかり下火となってしまいました。しかし、検察官による不当・違法な起訴を抑制し、不必要な訴訟を回避し、実質的に処罰の必要がない被告人を刑事訴訟手続から解放するという「訴訟打ち切り」の流れは、広く世界的潮流となりつつあります（英米法諸国では非類型的なdismissが肯定されており、EUでも欧州裁判所が欧州人権規約に基づく訴訟打ち切りを認めています）。また、我が国においても、寺崎嘉博先生や指宿信先生らの手により、広く訴訟打ち切りが認められるような理論的提案がなされています。とはいえ、我が国で非類型的な訴訟打ち切りが定着しないのは、決して法理論上の問題だけではないように思われます。というのも、検察官が「恩恵として」起訴猶予処分をしたり、裁判所が「恩、情で」執行猶予判決を下した場合、実刑に脅える被疑者・被告人やその家族からは大変感謝されるそうです。しかし、日本版dismissの理論が定着し、訴訟打ち切りが当然の判断として受け入れられるようになれば、被疑者・被告人は官憲の前でも卑屈な態度を取らなくなり、結果として検察官や裁判官から「感謝される地位」を奪うこととなります。それゆえ、非類型的な訴訟打ち切りには、検察実務・裁判実務が消極的なものも領けます。また、儲けにならない刑事裁判には弁護士も決して積極的とは言えません。公判期日のことを「口頭弁論期日」、弁護側の証拠書面を「乙号証」と平気で言う弁護士も実際に多くいるそうで、そのような現状では、最先端の議論である訴訟打ち切り論を実務に反映させるのは難しいように思われます。法を制定するのも、法を犯すのも、訴追するのも、それを裁くのも、すべて同じ「人間」です。すべて人間は「世界でひとつだけの花」としてひとしく尊重されるという法の理念（憲法13、14条）を、我々は刑事司法の分野でも実践していかなければなりません。我が国においても、刑訴法に非類型的な免訴・公訴棄却を認める一般的な規定を設けるよう検討すべきであると考えます。刑事司法制度にメスを入れ、裁判員制を導入しようとする今こそ、この問題について抜本的な議論を行う絶好のチャンスと言えるのです。この点につき、諸先生方が議論を進められ、何らかの形（報告・答申）でその結論をご呈示いただければ幸いです。（男性、20歳代、京都府）

裁判員制度は、社会常識を裁判に反映させようという司法改革の柱だといい、さらにこの制度は、この国の民主主義を発展させるものだとも聞く。しかし、この負担に耐えられるものだろうかと不安がある。

1. 国民が裁判に反映できる健全な社会常識とは 先頃、裁判官への任官・再任希望者の適格性を審査する諮問委員会で、裁判官6人、弁護士4人の人が不適格と判断されたとの新聞報道があった。任用基準などは知り得ないが、司法の専門家でも不適格と判断されるのである。この人達とて健全な社会常識は持っていたであろうと思うと、選ばれた裁判員がどのようにして健全な社会常識を反映させ得るのかと不安に思う。確かに、主権者として国民が裁判に参加する意味はあろうが、法律的な知識もなく、狭い範囲の日常生活しか経験のない者に社会常識の基準が確かめられないのだ。今日の刑罰は教育刑的要素が強いと聞くが「人を殺せば死刑だ」等という単純な応報刑的な判断を常識的に求めているわけでもあるまい。

2. 裁判員の身分について 裁判官は、日本国憲法と法律により、その身分は確実に保障され、また、憲法尊重擁護の義務が明示されている。しかし、一般の国民については、第三章国民の権利及び義務においても明示されていない。確かに「主権が国民に存することを宣言」してはいるが、ただそれだけであり、日本国憲法を尊重擁護せよとの明文はない。主権者たる国民が憲法を確定したから遵守するのが当然だと解釈するのも罪刑法定主義の考えからすれば確実ではない。したがって、裁判員の身分と義務について、憲法に明示する必要がある。そうでなければとうてい裁判官と対等に審議などできないと考える。この場合、単に下級法を作ること足れりとするは厳に慎むべきである。

3. 守秘義務について 従来から、秘密は大した情報など持ち得ない一般大衆より、階級や地位の高い者から漏れるといわれる。そして、そこには手の込んだ誘惑があるとされる。重大な刑事裁判に関わる裁判員にも選ばれたときから一般とは違う立場になり、多くの困難が予想される。これをいかに保護し、規制するかが重要だ。多少の懲罰を覚悟して意識的に漏洩することだってあるかも知れない。これらのことから憲法に裁判員の身分と義務について確かなものにしておく必要がある。

4.提案 報道によると、今日出されている案は、一審のみの参加と聞く。しかし、裁判員の参加は、むしろ最終の最高裁(又は高裁)での裁判に参加させたらどうかと考える。理由は、いくら社会常識、国民の良識を取り入れるといっても、不確実で限界も生じよう。その上、法律知識も不十分なままでは、被告人に対しても失礼であろう。特に、検察官、裁判官、弁護士のいわゆる法曹三者間の裁判上の手続などそう簡単に理解できるとは思えない。それならば、一審で審議されたことを踏まえて事件の内容を知り「裁き」がどういうものかを理解した上で、考えをまとめ裁判に反映させるべきではあるまいか。(男性、70歳代、熊本県)

一 はじめに

03.10.28付の文書を一読して感じたのは、次の諸点です。

1.前近代的な「お裁き」の復活を目指している(あるいは、現在でもそうなっているのを、一層推し進めようとしている)のであろうか?

2.警察・検察と裁判所が、事実上未分化である現状を、是正するのではなく、一層癒着を強めようとしているのであろうか?

3.強大で、濫用される危険性の強い警察・検察権力の行使から、推定無罪に立って被告人の人権を擁護するために司法権を行使するという側面を欠落させ、推定有罪に立って、被告人・弁護人を統制しようとしているのではないか?

したがって、素直にこれを受け入れる気持ちには、とてもなれません。国際的にも日本の刑事裁判・検察・警察は、被疑者・被告人の人権尊重に欠けている点で、厳しい非難を受けています。これを少しでも良くするためには、次のような改革が検討・実現されねばならないと思います。

二 検討・実現されるべき課題

1.代用監獄の廃止、被疑者・被告人に対する公的弁護制度の確立、弁護権の制度的保障の確立。

2.拘束可能期間の大幅短縮、接見交通権の完全な保障、身柄拘束からの早期解放の実行。

3.警察・検察の取調べの全過程の可視化。これには、最新のIT技術を採用した、検索可能な録音・録画機器が導入されねばならない。

4.公判準備手続は、全事案について、必要的、かつ、十分時間を取ったものでなければならない。

5.公判準備手続においては、検察(警察を含む)手持証拠の、公判前全面開示が義務付けられるべきである。

6.公判準備手続においても、被告人の黙秘権を侵害してはならない。

7.調書裁判をやめて、直接主義・口頭主義を実質化し、しかも適正・迅速な裁判を実現するために、公判立合速記官の手による、IT活用のリアルタイム速記方式で作成された逐語的証言調書が、公判当日に交付されなければならない。「連日的開廷の原則の法定」よりも、このような、連日的開廷を可能にする条件整備こそが先決である。

8.「訴訟指揮権の実効性の確保」ということで、裁判官が「職権で(国選)弁護人を附することができるものとする。」とか、「制裁」「処置請求」を振りかざして強権的に公判を進行させているが、裁判所がこのような強権的姿勢をとることは、被告人側の防御権行使を阻害する危険性があり、とても容認できない。

9.「開示された証拠の目的外使用の禁止等」として、これまた制裁を振りかざして、被告人・弁護人の自由な防御活動を厳しく規制しようとしているが、これは極めて不当である。そもそも検察が開示した証拠は、国民の税金によって集められたものであり公的財産であり検察の独占物ではない。また、法廷は公開されているのである。公的財産が、公開の場に提出されたのである。被告人・弁護人がそれを、当該公判の進行を具体的に阻害しない形で、法廷内外で活用することをは当然に許されることである。これを「目的外使用」として規制することは、証拠を検察の独占物のごとくに扱い、また、公開法廷を密室にしまう危険があり、到底容認できない。おおむね以上の観点から、根本的な再検討を求めます。(男性、神奈川県)

日本国憲法は、三権分立主義の原則の下に、立法権は国会、行政権は内閣に属し、司法権については国会及び内閣から分離された独立の裁判所に属していることは、国民の多くが

知っている。この司法権つまり法律上の争いなどの場合、法律に照らして明確にする行為が裁判所の作用だと言われている。憲法で決められている裁判所の種類は段階によって多くあるが、我々が一般的に考えられるのは下級裁判所、つまり地方裁判所か簡易裁判所であろう。司法権の確立を図るためには任命された裁判官には身分が保障されており、裁判官は特別の事情のない限り、憲法によって保護されている。裁判官制度は上述したとおりであるが、主題になっている裁判の迅速化を図ることは非常に困難な要素が含まれているが、一例として、「オウム真理教」の裁判経過などをたどってみても10年以上裁判をして判決が出ていない。一審、二審、三審と裁判の上告が原因していることは明らかである。以下、改善意見として説明をする。

1. 法務省の改革 (1)主要任務の省略 (2)主要行政機能の省略 (3)編成方針の改革
2. 政策評価 (1)法務省職務機能の改革 (2)所定人員の適正配置及び増員
3. 規制緩和の推進の策定 (1)現行の区分所有法等の問題点の整理 (2)中古住宅等の問題を早急に図る必要
4. 地方分権の推進 (1)法廷受理業務の組織の拡充 (2)利便性の充実
5. 法務省・検察庁業務の合議制の推進
6. 裁判所のランクにより、裁判の判決の推進を図る。

現在の裁判所は上級と下級に分類されており、この上告制度が裁判の判決を遅滞させている原因で、検察官提起の刑罰の種類により、家庭裁判所、簡易裁判所で所定の判決決定をしたものは、当裁判所の罰則で刑の判定を下すこととする。

以下、各裁判所において、裁判判定の決定できる範囲を下記のように区分させる。要するに江戸幕府の奉行所のような制度も考えられる。

- (1)最高裁判所の裁定 ア．死刑等に該当する重大犯罪、イ．国会議員等の刑罰
- (2)下級裁判所の裁定 日本の裁判制度の三審制の中の第一審は非常に重要視する必要がある。要するに下級裁判所の裁定によって、二審、三審とせず、罰則を下すべきである。
7. 法務省・検察庁の同規格官庁組織とする。例として、法務・検察の複数大臣制とする。
8. 裁判員制度の必要性

国民の司法への参加は従来「参審制」という制度があり、この制度に近い方法として「陪審制」を採用して、事件の審理や裁判に一般国民の判断を直接反映させると言われており、裁判官に対する助言等で迅速に正しい判定が下される。上記の方法により、刑事裁判を迅速に終審とすることができる。

以下、各項により改善を提起する。

- (1)地方裁判所の任務の拡大
- (2)裁判判定等事実に対応する
- (3)一審判定で当事相方を納得させ、上級審への上告の省略
- (4)裁判長の権限及び人格の尊重
- (5)裁判案件等の調査員の増員
- (6)刑法典等の表現の平易化

ア．交通事故並びに道路上過失致死傷害法案の見直し

イ．国際組織犯罪対策条件に伴う関連法案の充実

上記6項目程度を地方裁判所裁判官と協議し、裁判判決を迅速に処理することができる。家庭裁判・簡易裁判のように少数裁判所の正当性と迅速化を図ることができる。(男性、70歳代、千葉県)

この度、私ども女性だけのグループが裁判員制度についてディスカッションを行いました。その場で出たいろいろな意見を送らせていただきたいと思います。市民の声として参考にさせていただければ幸いです。

* 裁判員制度の導入は時期尚早ではないか。すぐに導入は無理である。

・準備期間が必要である。

・小さいときから、もっと教育が必要である。

・模擬裁判制度を何度も実行し、その長所・短所を見極める必要はないか。

* 裁判員の人選について

- ・偏り無く選べるか。
- ・選ぶのに時間がかかるのでは。
- ・誰が選ぶのか。
- ・一人選ばれたらその人ばかりになるのでは。(今までの経験から...)
- ・選挙権有資格者の中からランダムに選ぶとして、不適格者除外条項の具体的項目をしっかりと作成する必要がある。決めたらできるだけ例外を認めないこと。
- ・人数は6~8名くらいが適当。
- ・意見の多いほうに手を上げてしまいそう。
- ・年齢は偏らないほうがよい。

このように考えると、裁判員は沢山選出し、いくつもグループを作り、選ばれた委員は3~6日間講習を受けることを義務付けると良い。

* 裁判員の身分補償が必要。

* 裁判の短期化

合意を得るのに、今よりかえって時間がかかるのではないか。何年もかかったら困る。

* 被害者、加害者のプライバシーや審議過程での内容が外部にもれないようにするための、義務責任を明白にする。

* 裁判員全員の自由な発言ができる雰囲気作りが必要。

* 今まで、警察官による密室での調書作りを廃止し警察官、弁護士、裁判員、立会いのもと、調書を作成するようにすると冤罪を防げるようになるのではないか。

* 重罪のみに関わるといのは、素人には荷が重過ぎる。軽犯罪のみに適用するのはどうだろうか。

* 引き受けられない。(理由として)

- ・あまり興味が無い。
- ・人のことを判断することは難しく、それだけの人間ではない。
- ・判断に責任がもてない。
- ・法律の知識がないに等しい。
- ・証言や調書だけで、きちんとした意見がもてるのか。
- ・的を得たことが言えて、きちんと伝えられるのか。
- ・日本人は議論に慣れていない。
- ・日常生活とはかけ離れた場所で、ギャップが大きすぎる。
- ・感情が入り過ぎないかどうか。

* 裁判経験者の意見

- ・だまされた気がした。
- ・裁判はいい加減なものだ。
- ・弁護士さんを選ぶことは大切である。
- ・弁護士さんを選ぶことは難しい。

以上のような意見が出ました。新倉修(編)の裁判員制度がやってくるのの後ろに市民の声を寄せてくださいと書いてありましたので、送らせていただきました。(女性、京都府)

守秘義務:裁判員に守秘義務は不要である。裁判中の裁判員は当然、法廷の内外で誰とも裁判について議論してはならない。守秘義務ではなく、話してはならないということである。しかし評決を出したら、何を話すことも自由にすべきである。だから、裁判員に関して、守秘義務を課すことは、いつの時点でも必要ない。公判中に出てくることで、秘密にすべきことは何も無いはずである。憲法にも裁判の公開はきちんと規定されている。裁判官は公開できない秘密を知る可能性があるから、守秘義務は仕方がない。しかし、裁判官の場合も、守秘義務の範囲を明確にして、自由に発言できるようにすべきである。評議中の発言を批判されるのは困るというが、理解できない。裁判は批判を恐れてはできない。おおよそ世の中のことで、批判を受けないですむことなどないではないか。評議の結果(評決)を批判されてもよいではないか、きちんと議論したと言えれば。評議の途中の発言を批判されてもよいではないか、何も恥ずかしいと思うこと、やましいことがないのであれば。また、裁判に間違いがあってもよい。それを正す仕組みがあれば、よいのである。改めることを恥ずかしいとは思わない。

改めないほうが問題である。だからこそ、守秘義務はよくない。裁判には間違いがない、あり得ない、という前提にしてしまうから、秘密にして、ごまかそうとするのである。現在の裁判に、そういうことはないか。そういう状況を改めるために、司法改革をやっているのではないか。評議中に、秘密にしたほうがよいことがあるのだろうか。途中の発言を誤解されると心配するが、そんな誤解には、正々堂々と反論すればよいではないか。何を遠慮する必要があろうか。誤解は誤解だと、何回でも主張すべきである。そうしないで済ませようというのがおかしい。たとえば「だれが死刑に反対し、賛成したか。その中身がこと細かに明らかにされると、自由に意見を言いにくくなる」という考えがある。これはおかしい。外部の人に分かったら言いにくくなるような意見は言ってほしくない。誰かの生命を奪おうというのだ。誰がなんと言ってもよい=これが自分の信念だという意見を、胸を張って述べてほしい。秘密の陰に隠れ、誰かの生命を奪おうというのは卑怯だ。そんな考え方は恥ずかしい。秘密によって守られようというのは正しくない。自分の意見や行動に責任をもって発言し行動する人間になってほしい。守秘義務は、現在の裁判にアカウントビリティが存在しないのを、何も変えないで維持することになるだろう。現在、滞米中であるが、最近の大きな事件で、陪審長と陪審員有志が評決後に記者会見を行い、自分たちの判断を説明し、ときには弁護するのを見て感銘を受けた。アメリカ人の全員はもちろん絶対的多数が、彼らの決定を支持するか分からない。しかし少なくとも、彼らが十分に議論を尽くしたことについては、ほとんどの人が満足しているのではないか。結果だけが重要なのではない。そこに至るまでのプロセスも重要なのである。裁判員に守秘義務を課すのは、結果について、あるいは評議の内容について、議論できないだけではない。そこに至るプロセスについても発言できないということである。どれだけ努力したかについても、議論できない。それでは裁判の価値が下がってしまう。もちろん、プロセスと結果は、完全に分けることはできない。であれば、これらを分けて考えるのではなく、いっしょにし、どちらを公表できることにするのがよい。守秘義務によって、プロセスについても発言できないということは、裁判の手續などについて意見を言うことができないということである。すでに多く指摘されているように、それでは裁判を改善することができなくなってしまう。守秘義務は、百害あって一利なしである。裁判員に守秘義務を課すことには、まったく賛成できない。百歩ゆずって、守秘義務を規定したとしよう。その場合でも、検察官に義務違反の取締りを任せるとは絶対にすべきでない。なぜなら、有罪にした裁判員には、たとえ発言しても、何も起こらないことが予想されるが、無罪にした、無罪を主張した裁判員は、検察官の影におびえることになる。今すでに、外国の法学者の中には、日本の法廷には検察官が2人いると言う人がいる。今度は、被告人に加え、裁判員という潜在的被告人をたくさん作ることになる。わが国の現在の検察官は、他に例のないほど強力な権限、権力をもっている。それがさらに強くなり、検察官の力が強くなりすぎる。検察官の力は、被告人だけでなく裁判員の運命をも左右するようになる。そんな裁判になってしまえば、誰にも信頼されないものになる。この問題がなくても、検察審査会などの仕組みで、起訴便宜主義、起訴独占主義、検察官一体の原則などは、改めるべきである。検察の力を倍増するような仕組みを作らないことが、後からその対策を考えるより、当然良い。だから、検察官が暗黙のうちに裁判員を脅すことができる守秘義務などもうけないのが最善である。もし守秘義務をもうける場合でも、検察とは別の立場で告発する仕組みが必要である。そうでなければ、裁判(裁判員が関わる、もともとの裁判)の公平性・公正性が失われてしまう。(男性、50歳代、海外)

政府の司法制度改革の目的は、法曹の責任回避だ

司法制度改革では、刑事裁判のうち重大と思われる事件についてのみ、一般市民から選ばれた裁判員が、裁判官とともに評議・評決を行うという「裁判員制度」の導入が検討されています。また、犯罪の被害にあった人や犯罪を告訴・告発した人から、検察官の不起訴処分を不服として検察審査会に申立てがあったときに審査をする「検察審査会制度」の導入も検討されています。しかし、「裁判員制度」も「検察審査会制度」も、ともに、法曹人側の視点から提案されていて、国民の側からの視点にたった改革案ではありません。司法制度審議会の改革案は、裁判の迅速化や、判決の責任転嫁などが目的であります。裁判の迅速化については、国民の側によっても利点がありますが、裁判官の判決の責任を、一般国民に押し付ける裁判員制度や、「検察審査会制度」には異議を唱えます。日本の裁判所と国民の乖離は、

冤罪事件やずさんな警察の捜査、論理の展開がない判決など、権力側との癒着などが原因ではないでしょうか。私は、「裁判員制度」や「検察審査会制度」の設置については同意するものですが、その内容については、違う意見をもっています。以下に、「裁判員制度」や「検察審査会制度」についての意見をします。

裁判員制度について

まず、裁判員制度ですが、これは「刑事訴訟手続において、広く一般の国民が、裁判官とともに責任を分担しつつ協働し、裁判内容の決定に主体的、実質的に関与することができる新たな制度」と説明されています。選挙人名簿から無作為の選ばれた一般市民が、裁判官の仕事を行うというもので、有罪か無罪か・刑はどうするか・損害賠償額はいくらかなどの判断を下し、陪審員制度との違いは、刑事裁判のうち重大と思われる事件についてのみ採用されることが予定されていることといわれています。問題はこの重大と思われる事件というところです。重大と判断する基準はなんなのでしょう。また、国家が重大と思われる事件についてのみ、裁判員制度で裁判に国民を参加させる。この意味はなんなのでしょう。日本の司法と国民との信頼関係の乖離は、戦後の復興期に起きた帝銀事件や、1974年、兵庫県西宮市の精神薄弱児の収容施設、「甲山学園」で起きた二人の園児の死亡事件に端を発したいわゆる「甲山事件」、最近では、仙台市の北陵クリニックでおきた筋弛緩剤点滴混入事件など、冤罪を争う事件が原因でしょう。つまり、司法制度に対する国民の重大な関心事は、冤罪という公権力の犯罪なのです。このような冤罪という公権力の犯罪は、犯罪を捜査し、公訴を提起して、裁判の執行を監督するという検察制度にあることは先も述べましたが、司法権力が考える司法制度改革には、法曹人の既得権益を中心にしたものであることを国民は理解すべきでしょう。法曹人の既得権益を念頭におけば、日本の裁判員制度は、判決などに対する裁判官の責任を回避するのが目的であり、責任を裁判員になった国民に押し付ける行為ではありません。しかも、司法制度改革審議会は、「刑事訴訟手続において、広く一般の国民が、裁判官とともに責任を分担しつつ協働し、裁判内容の決定に主体的、実質的に関与することができる新たな制度」と、堂々と裁判官の責任転嫁を意見書に入れていてます。法曹側からではなく、国民の視点にたった裁判員制度を主張するならば、裁判員制度の導入理由である、「裁判内容に国民の健全な社会常識がより反映される」という点を争わなければならない。なぜなら、犯罪の有無をきめるのは、常識ではなく、それを証明する事実であり、社会が多様化する中で、交通事故や、医療事故、そして、DNA鑑定などの科学捜査など、それぞれの分野での、専門家としての議論や結論が必要であり、裁判官は専門的な分野について意見をしたり、判断することは不要なのである。殺人事件でも、状況証拠で、犯人であると確定するのは裁判官ではなく、それぞれの分野での専門家による協議の結果を受け入れて、それを法律に照らしあわせて判決をすればいいのです。裁判官の判断する裁量は、法律に順守した範囲であり、多様化する社会で、それぞれの分野に精通することを求めてはいないし、それが無理であることは常識なのです。それなのに、閻魔大王様になったつもりで、いろいろな分野での証拠にたいする判断をするという行為が、国民には非常識となるのです。むしろ、論理の展開の整合性を国語辞典に求め、判決の正当性と整合性を六法全書に求めるという姿勢が重要でしょう。特に前者の、論理の展開の整合性を国語辞典に求めるという点は、日本の裁判官の論理力は、中学生のレベル以下でしょう。

検察審査会制度について

冤罪事件とは逆ですが、本来犯罪であるのに、犯罪でないとする警察と検察の事件隠蔽の問題も、クローズアップしています。これは、神奈川県警戸部署で取り調べ中の男性が拳銃の発砲で死亡した民事裁判で、横浜地裁が「警察官の誤射」と認定したのを受けて、神奈川県が「自殺」として控訴をしている「戸部署容疑者銃殺疑惑」や、交通事故と主張する徳島県警にたいして、殺人事件だと訴える家族の「徳島の元自衛官不審死事件」などです。このような事件に対して、検察官の不起訴処分を不服として検察審査会に申立てがあったときに審査をする「検察審査会制度」は当然あってしかるべきと思いますが、問題は、これも、選挙権を有する国民の中から選ばれた11人の検察審査員が、一般の国民を代表して、検察官が被疑者に対する不起訴を審査するという点です。「犯罪を捜査し、公訴を提起して、裁判の執行を監督し、また公益の代表者として法律によって与えられた権限を行使する国家機関」で

ある検察に、一般市民の検察審査員が、自由に発言したり、意見をいうことがきでるでしょうか。私は、司法という公権力の圧力に対抗するには、立法府であるべきと思います。つまり、司法権力の抑制する立法府(国会議員)に「訴追権」を与えて、検察の不起訴に異議を唱える国民の陳情を受けて、国会議員が情報公開制度などを駆使して事件を検察し、訴追できるようにするのです。犯罪であるのか、また違法であるのかは裁判所に任せればいいのです。たいいち、検察の段階で不正の有無を判断するのならば、裁判所はいりません。司法に対する抑制機能として、裁判官には「弾劾裁判権」を、警察と検察官には「訴追権」を、立法府である国会議員に付与するのです。国民の陳情は、利権ばかりではないのです。自力救済を禁じる法治国家では、失われた権利の回復を「法」で求めなければなりません。その「法」をつかさどる司法権力の抑制機能を、間接民主主義の中で、国会議員がその役割を果たすのは当然です。(男性、40歳代、神奈川県)

一 今回の概要においては、準備手続の導入にともない、証拠調べ請求の時期を原則として準備手続期間に制限する、たたき台のA案が採用されましたが、この点は、現行法が当事者に証拠調べの結果に基づき新たな証拠調べ請求を権利として認めてきたことからの、大きな変更であり、再度、現行法が従来、証拠調べ請求権の時期的制限規定(除斥条項)が設けられていなかったことの意味を慎重に、検討し、再考されることを希望する。検討会における(多数)意見によれば、「運用に任せるという制度設計は問題であり、主張明示義務・証拠調べ請求義務を課し、主張立証制限をもうけることにより、きちんとした制度を作るべきである。8(2)・(3)で準備手続終了後の主張立証を制限するA案を採っても、主張しなかったことにやむを得ない事由があったり、理由がありそうときは職権で取り上げることができるのであるから、例外的な場合には対応できるのではないか。」(裁判員制度・刑事検討会(第26回)議事概要)と述べられており、これがA案を採用したおおよその理由と推察される。しかし、当該意見は、もしそうすることにより本当に準備手続が充実し、集中審理の実現に結びつきのであれば支持できるが、現実的に考えるならば次のような疑問をいだかざるを得ない。

二 事前準備における争点整理については、特に弁護側が弁護人の視点から、十分な争点整理を行うだけの事案解明を行えているのでなければ成功しない。かりに、これを欠いた状態で弁護側に争点整理を義務付けたとしても、証拠調べ開始の後に事件に対する見方や証拠の評価は事後的に変化することは半ば必然的であり、結局は、裁判官が事案解明を犠牲にしても止むを得ないと思うのでなければ、概要の提案にそうならば、職権の証拠調べによる真実発見に期待せざるを得なくなる。しかし、真実究明の最終担保を職権証拠調べに期待することは、当事者主義を原理とする現行法体系上疑問であり、逆に裁判官が職権を発動しなかった場合、上訴による救済を求めるケースが増加すると予想され、かえって事件の確定を長期化させることになりかねない。

三 あるいは、概要において提案されているように、例外的に「やむを得ない事由」があれば、当事者の証拠調べ請求は認められるので、証拠調べ請求権の不当な制限にならないと考えることができるかどうかも疑問である。もし、この「やむを得ない事由」には、準備手続後に重要な証拠の存在を知ったような場合のみが該当し、事前に存在を知っていたが申請しなかった、必要ないと判断して申請しなかった証拠については、該当しないとするならば、当事者は証拠調べの必要性は生じないだろうと確信できる証拠以外、すべて準備手続の段階で申請しておかなければ、事後的に申請する機会を失うことになる。しかし、一定の主張事実は、互いに相矛盾したり、証明力の多様な証拠を総合的に評価する中で形成されるのであるから、主張を支える可能性のある証拠は複雑多様にならざるを得ない。そうであるからといって、判断の材料にした証拠のすべてを取調べ請求させるのは無駄であり、特に必要性が高いものに限定して証拠調べを請求されるのが普通ではないか。しかし、このことは他の証拠を選択は証拠調べ請求しないという意味ではなく、その時点で必要性を感じていないという意味に他ならない。そして、申請した証拠が実は証拠能力が証明力の点で問題があることが事後的に判明したときは、別の証拠を取調べ請求する機会が保障されてしかるべきであると考えられる。そうであるならば、当事者が準備手続の段階でその存在を知っていた否かを基準とするのではなく、少なくとも事後的に証拠調べの必要性が生じたことの相当な理由が説明されれば、事後的な証拠調べ請求権は保障されるべきである。「やむを得ない事由」という例外

要件では、このように解釈できるかどうか不明であり、妥当でない。

四 確かに、文字どおり連日的開廷の実現を重視するならば、両当事者は十分に事前準備を行った上で主張を組み立て、必要な証拠調べ請求を行うべきであり、安易な主張の変更や証拠調べ請求の追加は問題に思われる。しかし、準備手続をどの程度充実して行えるかは、両当事者がそのための手段をどの程度保障されているかに依存しているものであり、単に要求すれば実現するというものではなからう。他国の制度を見れば、証拠調べ請求の時期を原則として第一回公判期日前に制限している国は存在する。しかし、それらの国のひとつの類型は予審制度を採用している諸国（フランス、オランダ）であり、予審を持たない国にとっては参考にならない。他方、陪審制度を採用する英米法諸国も証拠調べ請求の時期を原則として第一回公判期日前に制限しているが、それを可能にしているものは何であるか、日本の刑事手続とはどのように異なるかを慎重に検討する必要があるだろう。他方、証拠調べ請求の時期的制限を設けず、判決宣告の前まで可能な国としてドイツがある。ドイツでは、証拠調べ請求の時期的制限に関する議論がここ二〇年来行われてきたが、それを支持する意見は今も多数説となっていない。現在、フライブルク大学教授のペロン (Walter Perron) 氏は、証拠調べ請求権に関する独米の制度を比較した著書において、以下のような違いを指摘している。まず、アメリカの刑事手続において、弁護側は事案解明のために事前に独自調査を行う責任を負う。そのための手段として、弁護側は、ドイツの記録閲覧とは比較にならない包括的な、警察・検察の捜査状況に関する情報を得る権利を有しており、また、警察のそれに対応する、任意の証拠の収集・保全手段（被害者や捜査担当警察官を含めた証人への質問、証拠物や証拠書類の保全、鑑定人への依頼、監視等）、私立探偵の利用が認められている。他方、問題点としては、資力の乏しい被疑者・被告人は十分な独自調査ができないこと、利用可能な法的強制手段および特別手続に限りがあること、独自調査において証拠の破棄・ねつ造を行うことの防止する必要があることをあげている。次に、証拠の取寄せのための強制手段の利用可能性につき、修正第六条による強制的証人喚問権 (compulsory process) の保障は、他の証拠方法の取寄せにも及ぶとされていること、一般的に罰則付き召喚令状 (subpoena) は裁判所から白地形式で発布され (連邦刑事手続規則一七条)、そこに被疑者・被告人 (または弁護人) 自らが、必要に応じて証人、鑑定人あるいは目的の証拠書類や証拠物の保有者と、審理の場所および時間を記入し、裁判所の執行官または私人による送達の手配が行われるかまたは自ら送達を行えること、当事者には召喚状の引渡しの際に旅費および一日当たりの滞在費が支払われること、召喚に応じなかった場合は裁判所に対する被召喚者の勾引の申立てや法廷侮辱罪による刑事制裁を要求することができること、当該証人が拘禁されている場合は拘禁施設に対する「証言のための身柄提出令状」を利用できることをあげている。それゆえに、アメリカでは独自調査の可能性を権利面でも経済面でも保障することが、適正手続上の課題となっている。他方、ドイツでは、弁護側は独自調査も行えるものの、裁判所が事案の解明を尽くすことが法治国上の重要な課題とされる。公判における証拠調べの負担を減らすために、申請の時期を原則として公判開始前に制限することは、公判審理の結果に依拠した証拠申請を原則として排除するということであり、弁護側の独自調査の責任が大きくなることを意味する。ところが、ドイツ法においては、公的弁護制度にせよ捜査情報の調査権にせよ、そのための手続的保障は整備されていない。これらの手続構造の違いを無視して証拠調べ請求権の時期を第一回公判期日前に、制限することは法治国上問題であるというのが、ドイツにおける実務家も含めた支配的理解である。

五 ペロン教授の指摘するように、公判審理並行型から事前準備型の防御活動に転換するための最大の課題は、日本の刑事弁護人が調査能力の点で、事前に必要な証拠を判断する十分な手段を保障されているかということであり、現実性を無視したまま、制裁のみを導入した場合、真実の犠牲のもとに訴訟を促進することに結び付くことにならないかを、強く懸念する。(男性、30歳代、静岡県)

私は、法律の素人である一市民として、以下の意見を申し述べます。

1. 国会にて裁判員制度の「意義」を、国民に、わかり易く、丁寧に説明していただきたい。私は、法律の素人である市民が裁判官と協働して結論をだす制度には賛成です。しかし、この制度について、国民にその意義がよく説明されないまま、急ピッチに法案作成がすすんでい

るように思います。私は、制度の意義を見出すべく、裁判員制度に関する種々の文献や書物を読んだつもりですが、それらにでてくる意義は、「国民の司法参加」「司法の国民的基盤の確立」「裁判への国民の健全な社会常識の反映」「司法制度のチェック」「民主主義の発展」というような、抽象的なフレーズであり、そのようなフレーズをみても、「日常生活の一部を犠牲にして裁判員制度に積極的に参加しよう」という気にはなれません。この制度をめぐる現在の社会的状況において、「皆でこの制度を盛り立てていこう」「積極的に制度に参加しよう」という気にさせるレトリックがないように思います。上述したようなフレーズやそれに類する言葉は、「分る人にしか響かない」「裁判員制度に消極的な人には響かない」ものではないでしょうか。ある新聞社によるアンケート調査によれば、今夏の時点で62%の方が「制度ができて参加したくない」との回答を寄せています。その一方で、国会議員のおそらく大多数は、この制度自体（その内容はともかくとして）には賛成であり、「国民は制度に積極的に参加すべきである」と考えているのではないのでしょうか。そのような状況はよくあることかもしれません。しかし、国会において「制度自体に反対である国民の立場」が何ら考慮されることなく、はじめから制度ありきで、議論・審議がなされることが「民主主義」といえるのでしょうか。裁判員制度が民主主義の発展に寄与することを期待するのであれば、「制度自体に反対の国民」「制度に消極的な国民」を説得するような、十分な議論が国会でなされるべきです。

2. 裁判員等の不出頭等に対する罰則規定は設けるべきではありません。また、そのような罰則規定がどうしても必要であるならば「なぜ罰則が設けられるのか」「罰則が適用されるのは具体的にどのような場合か」「いかにして罰則が公平に課されるのか」国民に十分説明すべきです。不出頭等に対する罰則規定は「裁判員が国民の義務である」ことを示すものであると思います。そのような義務は日本国憲法には書かれていないと思います。ある新聞社による今夏のアンケート調査によれば、「裁判員制度の導入検討を知らない人が55%と半数を超え、制度ができて、参加したくない人は62%に達している」とのこと。そのような状況において、このような罰則規定は何を拠り所とするものでしょうか。「裁判員」は国民の「当然の義務」でしょうか。このような罰則規定は、制度そのもののため、制度を遵守させるためのもの、「抜け駆け」は許さないという「脅し」ではないのでしょうか。また、制度を維持するための罰則規定が必要なのであれば、たとえば、「裁判員制度に反対する者が、裁判員をボイコットしようという運動を展開する場合に、それをやめさせる規定」が必要ではないのでしょうか（私は、制度に参加したくない人が62%もいる状況で、そのような規定は、まさに「ファシズム」ではないかと思います）。私は、この罰則規定が、「罰則があるなら行かなければ仕方がないな」とすぐに思ってしまう善良な日本人の心につけ込むもののように思えます。また、「罰則があるなら行かなければ仕方がないな」は、国民の主體的な司法参加といえるのでしょうか。この規定は「処することができる」とされ、裁判官の裁量にゆだねられています。現在、時に休日返上で働いておられる裁判官が、そのような裁量をする余裕があるのでしょうか。また、「日常生活に支障がでる」といえば、あらゆる理由が「正当な理由」に該当しうるのではないのでしょうか。何をもち「正当な理由」とするのでしょうか。義務とせず、参加に協力的な人が出頭すればよいとした場合、積極的にくる人はかなり「あやしく」、公平な裁判が保証されなくなる可能性があるとの見方があるかもしれません。容認しがたい偏見をもっておられる方が、裁判員候補として出頭される確率が高くなるのかもしれませんが。しかし、そのような方は、制度を義務とした場合でもこられるわけで、むしろ、そのような方をきちんと忌避するのが筋ではないのでしょうか。また、偏見をもっておられる方が審理に参加した場合でも、偏見から開放されて真実を見出せるよう審理をすすめることが、この制度の重要なところではないかと思えます。さらに、「参加に協力的な人の中には、容認しがたいほど多数の偏見をもった方がいる」という考え方には、到底賛成できません。もしそうであれば、制度を検討すること自体ナンセンスではないのでしょうか。私はむしろ、不出頭に対する罰則を設けず、裁判の公平と迅速のために、召喚に速やかに応じてもらうことが、いかに大切であるかを国民に十分説明し、国民の理解と善意にゆだねる方が、良いように思います。それとともに、「多くの方がスケジュール調整できるよう一定期間の余裕をもって召喚する」「特定日の召喚に応じられない場合でも、都合のよい日があれば出頭できるようにする」など、国民が参加しやすい工夫をすべきだと思います。それでも、罰則規定が必要なのであれば、「なぜ罰則が設けられるのか」「罰則が

適用されるのは具体的にどのような場合か」「いかにして罰則を公平に課すのか」国民に十分説明すべきです。

3. 対象事件を窃盗、痴漢といった現在検討されているものより軽いものとし、「裁判官1人、裁判員3～5人、全員一致による評決」という制度はいかがでしょうか。たとえば死刑が相当である事件の場合、裁判官は職務であるがゆえに死刑判決を割り切ることができるように思いますが、そのような職務にない裁判員は、どのように割り切れればよいのでしょうか。「裁判官」と異なる「裁判員」としての割り切り方というものが存在するのでしょうか。現在検討されている制度では、対象とする事件の多くにおいて、刑が確定した被告と一般社会との関係は、修復が困難あるいは不可能なように思います。多くの事件において、裁判員は、事件に驚愕し、被告に失望するのではないのでしょうか。一方で、裁判員は、深刻な被害者の立場を背負うこととなります。意気地なしといわれるかもしれませんが、私自信、そのような事件は、とても重たく、気がめいります。今日、重罪事件は毎週のように報道されています。したがって、現在検討されている制度が施行された場合、「裁判員制度による裁判が行われる」ことも毎週のように報道されると思います。おそらく、マスコミを通じて裁判員による裁判は一気に周知となり、一般市民は、「報道を通じて」裁判員の立場をそれぞれ考えると思います。そして、裁判員でない大多数の市民は、自らの体験を通じてではなく、報道を通じて、人を裁くことの重大さを改めて認識することになると思います。このような過程は、「司法の権力」が市民にとって他人事ではないことを知らしめるには好都合だと思います。しかし、そのような過程で、司法が一般市民に身近なものになるのでしょうか。重罪事件が対象であり、有罪率が90%超である可能性を考えれば、報道を通じての一般市民による司法への理解は、人を裁く権力の再認識に終始するのではないのでしょうか。また、報道による裁判員制度の周知化の過程で、市民が「裁判官化」することも心配です（これが、おろかな考えであることを願っています）。市民は、被害者の立場から、あるいは、被告の立場から、署名活動をしたり、嘆願書を出したりします。一般市民が「裁判官化」して、自分たちも中立でなければならぬと思ひこみ、そのような活動に冷淡になりはしないのでしょうか。報道が裁判員を持ち上げれば上げるほど、そして、事件が重大になればなるほど、そのような「裁判官化」の作用が大きくなるような気がします。私は、マスコミによる報道の少ない軽罪事件に、できるだけ多くの市民が裁判員として参加し、市民それぞれが自らの体験を通じて、司法への理解を深め、司法の国民的基盤が築かれていくことを望みます。そして、市民の日常的視点が生かされやすい事件から裁判員制度をはじめてはどうかと思います。また、詳しい判決書を作成することが必要なのであれば、裁判官1人でよい事件で、裁判員3～5人という制度は、いかがでしょうか。そうすれば、裁判員も裁判官とみっちり話ができ、裁判官もそれほど苦勞することなく、詳細な判決書を作成できるのではないのでしょうか。以上は、とるに値しない意見かも知れませんが、今、検討されている制度は、私にとって、あまりに重く、権威主義的、象徴的に思えます。

4. 最後に 裁判員制度を想定した模擬裁判が、いろいろなところで頻繁に開かれ、できるだけ多くの市民が、真摯に議論することのすばらしさを実感できることを切に希望します。レトリックによって裁判員制度の意義を見出せなかった方でも、ある方は、模擬裁判を体験することによって、裁判員制度の意義を見出し、制度に参加してみようと気になれる、そう私は信じています。（男性、40歳代、大阪府）

今般、司法制度改革の一環として裁判員制度の設立が必要とされている理由は、専門的知識を備えた裁判官によって担われてきた裁判が、ともすれば、一般常識から逸脱した判断となる傾向にあることへの反省から、社会経験豊かな一般市民による常識的見解が、裁判過程に反映されるよう是正措置が求められていることにあります。すなわち、裁判員制度設立の目的は、「常識的判決の確保」にあります。また、司法制度改革の基本理念と方向の視点からは、「国民のための司法を国民自らが実現し支えなければならない」、という国民の役割の明確化・制度化と言うこともできるでしょう。こうした目的に適った裁判員制度を確立するためには、方法論としては、様々な問題点が指摘されてくることとなります。「常識的判決の確保」を目的とした制度の創設を目指しながらも、制度の運用方法や制度に内在する派生的・複合的欠陥によって、十分にその機能や役割を果せなかったり、また、審理や判決を円滑に進めるにあたり、悪影響を及ぼし、障害ともなる可能性があるからです。そこで、裁判員制度

を設立、運用するにあたり、予測されるおもな問題点を指摘し、対応策を提起したいと思えます。

1. 裁判員制度をめぐる問題点

裁判員制度を運用するにあたって発生が予測されるおもな問題点をまとめれば、以下の通りとなります。

1) 一般常識を前提とした裁判員の確保の問題

裁判員制度に関しては、幾通りかの法律案が提示されているようですが、選挙人名簿から無差別抽出方式で選ばれるという点は、いずれの案におきましても、基本構想となっています。このような抽出方法は、抽出された裁判員は、社会経験豊で、常識的判断に優れているという前提に立っています。しかしながら、抽出された裁判員の見識が、一般常識から乖離していないという保証はどこにもありません。

2) 裁判の短期化による十分な審理の確保の問題

裁判員は、社会生活を営んでいるため、裁判過程に拘束される時間・労力を軽減するため、裁判の短期化が必要とされています。アメリカの陪審制度におきましても、大半は3日以内なそうです。我が国の「長すぎる裁判」にも問題はありますが、判決までに、裁判員は、調書や証言などの多くの文書に目を通し、そして、当該裁判の案件に関連する刑法などの法律や判例を理解せねばなりません。また、判決は、有罪無罪や執行猶予の有無など、被告の生涯に大きな影響を与えることとなるため、裁判員には、これらの様々な文書を慎重、かつ、十二分に検証し、法に照らして熟考する時間が必要となります。法治国家として、裁判員による一般的常識に基づいた判断も、法律の枠内における判断でなければならないからです。この点、専門的法知識の備わった裁判官の方が、よほど、迅速に対応できることとなります。逆説的には、専門的裁判官という職業が必要とされた理由は、一般社会生活を営む人々には、このような複雑で難解な裁判審理・判決に費やす時間が確保され得ないため、裁判官に一任したためであると言えるかもしれません。調書などの関連文書に不慣れであり、また、法知識の乏しい裁判員制度のもとでの裁判の短期化は、十分な審理を経ずして、判決に至るという結果を招きかねないこととなります。裁判の短期化と無差別抽出方式とは、現実には、相反する方向性を持っており、裁判員制度に混乱をもたらす可能性があります。

3) 裁判員の精神面におけるサポートの問題

犯罪があるから裁判があるとも言えます。従って、無差別抽出方式で選ばれた裁判員は、ある意味では、犯罪に関わりを持たねばならないこととなります。このような状況は、犯罪とは無縁であった人々に、精神的負担を与えることとなります。『平成14年版 犯罪白書』によりますと、地方裁判所及び家庭裁判所による第一審における終局処理人員7万529人の罪名別において、覚せい剤取締法違反が20.1%、以下、道路交通法違反9.4%、窃盗12.9%、過失傷害9.4%となっています。また、平成13年における、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所の第一審裁判所としての通常の公判手続による終局処理人員総数の8万1,503人のうち、死刑は10人、無期懲役は88人、無罪は68人となっています。我が国における犯罪の傾向として、暴力団などによる犯罪のケースが多いと言えます。また、極刑が望まれるようなケースもあります。さらに、過失傷害などの過失事件をめぐっては、故意であるのか、過失であるのかの判断や量刑が難しいケースもあります。このような統計結果は、裁判員は、重い犯罪の審理過程や極刑の決定にまで関わらねばならないことを示しています。したがって、心の準備のできていない裁判員が、精神面において打撃を受けたり、トラウマに陥る可能性があります。アメリカの陪審制度におきましても、陪審員のなり手がいないという問題を抱えているようです(アメリカの陪審制度では、陪審員は判決にまでは関わりません。)。また、一般市民の裁判員が、原告・被告のプライバシーについて知り得てしまうことによって生じるストレスにも配慮せねばならないかもしれません。犯罪者を裁くという行為は、一見、簡単なようですが、裁判員が被る精神的負担に対しても、配慮した制度の整備が必要であると思えます。

2. 対応策

以上の問題点を踏まえ、仮に、裁判員制度を設けるのであれば、どのような配

慮が必要であるのかを、対応策として提案しておきたいと思います。

1)部分的試験運用期間の設定

まず、裁判員制度を実施するにあたって、正式に施行する前に、部分的に試験運用期間を設けることを提案したいと思います。その理由は、第一に、「一般常識を前提とした裁判員の確保の問題」において述べましたように、無差別抽出方式によって選ばれた人々が、本当に、一般常識に適った判断を行っているのか、否か、また、判決内容は妥当であるのか、などの項目について事前に検証しておく必要があるからです。第二に、社会生活を営む裁判員に、どれだけの時間、労力がかかってしまうのかを、事前に検証しておくべきと考えるからです。担当する案件によっては、裁判にかなりの日数がかかってしまい、現実には、裁判員の仕事上に不都合が発生してしまうケースも想定されます。また、裁判期間の短期化が、並行して行なわれることとなるとと思いますが、裁判期間の短期化は、「裁判の短期化による十分な審理の確保の問題」において述べたように、裁判の質との間に相反する方向性を持っています。第三に、裁判員の精神的負担を事前に検証しておくべきではないか、といった問題が理由として挙げられます。自らが担当した裁判の判決内容の是々非々をめぐるの精神的後遺症など裁判過程に携わった人々の精神的負担、ならびに、原告・被告双方の関係者や団体などから脅迫や所謂「いやがらせ」(裁判員制度に関する法律案におきましては、何人も裁判員に対して担当事件に関し、接触してはならないといった内容の規定が盛り込まれるようですが、現実には違反者があらわれる可能性はあります)、などを受けた場合にもたらされる精神的打撃など、裁判員側が、どの程度の精神的負担を被ることとなるのかを、事前に調査しておく必要があります。以上の理由によって、本当に裁判員制度は有効に機能することとなるのか、を試験するための期間が必要ではないかと考えられます。部分的試験運用期間を設けていれば、仮に、裁判員制度の導入によって司法制度に混乱がもたらされるだけであった、などという調査・検証結果を得た場合には、制度の中止を含めた見直しを行なうことができます。或いは、現行の制度のもとに、一般常識を備えた裁判官の方を養成するといった方法も考えられるかもしれません。また、部分的試験運用期間において認識されるようになった問題点や制度上の欠陥に対して、裁判員制度に関する法律を改正することや、新たな補足的制度を設けることによって対応することもできるでしょう。なお、試験運用期間中に行われた裁判に関しては、原告・被告ともに裁判のやり直しを請求できるような法律案が必要かもしれません。

2)義務教育における司法制度・法律に関する科目の設置

裁判員制度におきましては、無差別抽出方式によって裁判員が選ばれます。社会経験豊かな一般市民であれば、法知識が無くともよいというわけにはゆきません。裁判員が担当するすべての裁判は、刑法など様々な法律に照らして審理、判決が行なわれてゆかなければならないからです。例えば、今般増加傾向にある経済犯罪などにおいては、「証券取引法」などの法律の知識も必要となるでしょう。先述いたしましたように、法治国家として、裁判員による一般的常識に基づいた判断も、法律の枠内における判断でなければならないのですから。また、司法制度改革の基本理念と方向として「国民のための司法を国民自らが実現し支えなければならない」、という方針が提唱されていますが、このような基本理念の実現には、司法制度や法律体系に関する知識が、国民一般に広く普及していることが前提とされます。すなわち、裁判員制度が円滑に運用されるようになるためには、誰が抽出されても、迅速、的確な対応ができるよう、国民の司法制度・法律に関する関心と知識の水準を高めておくことが必要とされるのです。したがって、義務教育において、司法制度や法律に関する授業科目を設けることを一案として提案したいと思います。国民のための司法を国民自らが実現し支えるためには、単に、提唱するだけでなく、このような方針を実現するために必要とされるあらゆる措置が講じられ、実行に移されてゆかねばならないのではないかと、考えられます。また、国民の側においても、よりよい司法制度は与えられるものではなく、自らの努力によって勝ち得るものであるという意識の変革が求められているとすることができるでしょう。義務教育において司法制度と法律に関する授業科目を設けることは、国民の法知識を高め、裁判員制度の円滑なる運用に資すると考えられます。

3)裁判員経験者の保護制度の確立

一般市民より抽出された裁判員が被ると想定される時間・労力における負担、さらには、精神的負担など、有形無形の負担に対する配慮が、裁判員制度には求められていると思われます。こうした問題に対処するためには、裁判員制度に関する法律において、1)警察当局への保護要請、2)仕事上の損害に対する保障、3)トラウマなどの精神的傷害を被った際の医療費負担など、想定される事態に対処した規定を設けておく必要があるのではないかと考えられます。(女性、40歳代)

・裁判員制度について

合議体の構成について 裁判官並びに裁判員の合議体の構成に対して、裁判官の員数より裁判員の員数を減らし、コンパクトにすべきであるとの意見もあるが、これでは裁判官に裁判員の意見や主張が押されてしまう可能性がある。裁判員制度を効果的に運用するためには、裁判官3名、裁判員4～5名が望ましい。

裁判員の量刑判断について たたき台において、裁判員の権限の中に「有罪・無罪の決定及び刑の量定」の判断が含まれている。しかし、これまで法律に触れることがなかった裁判員が、法解釈を短期間で理解・適用できるかという問題が考えられることから、裁判員に対して量刑判断に関する権限は与えるべきではない。裁判官がさまざまな事件を経験し、量刑を熟知しているのに対して、裁判員は経験も少なく、当該事件のみしか知りえないことから、量刑判断は困難であると思われる。

評決について たたき台において、「裁判は、裁判官と裁判員の合議体の員数の過半数であって、裁判官の1名以上及び裁判員の1名以上が賛成する意見によらなければならない」とされている。評決の問題は、裁判官及び裁判員の合議体の員数にも関連するが、刑事裁判の本質から、有罪の評決は、原則的に合議体の員数の全員一致をもって行われなければならない。また、裁判員に対して量刑判断の権限を与えるのであれば、死刑の評決は、その重大性にかんがみ、合議体の員数の全員一致によらなければならない。評決について、合議体の員数の過半数や3分の2以上の多数決制を採る意見もあるが、これらの意見を採用する際には、裁判官及び裁判員の員数を十分に検討しなければならない。もし、裁判官全員が可決したとしても、裁判員の意見によって否決される余地は残さなければならない。最終的に裁判官のみの意見に従って評決が下されるのであれば、裁判員の無責任性や無気力性を生じるおそれがあるからである。

対象事件について たたき台によれば、裁判員制度対象事件は「死刑又は無期の懲役若しくは禁固にあたる罪に係る事件」、あるいは「法定合議事件であり、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪」に係る事件であるとされている。これについて、裁判員制度対象事件を重大事件のみに限定すべきではないとする意見もあるようだが、最初はたたき台案のように、重大事件並びに法定合議事件に対して裁判員制度を導入していくのがよいと思われる。

裁判員の要件及び欠格事由について 裁判員の要件として、年齢が25歳以上であることがあげられているが、幅広く国民の意見を求めるのであれば、成人年齢である20歳以上であっても問題がないように思われる。ただし、少年法の改正から、裁判員の年齢は18歳以上とするべきであるとの意見があるようだが、この意見は採用すべきではない。また、たたき台において、裁判員に欠格事由が規定されているが、前もって差別的取扱いを規定すべきではない。原則的に、欠格事由を設けるべきではないように思われる。病気で寝たきりであるなど、心身の故障のため裁判員の職務の遂行に支障があるような場合は、本人が回避することが考えられるため、別段に欠格事由を設ける必要はないであろう。

裁判員の秘密漏洩罪等について たたき台では、裁判員の秘密漏洩罪等の罰則規定が設けられている。裁判員に対しても守秘義務等は必要であると思われるが、裁判員の秘密漏洩罪に対して懲役あるいは罰金を科すというのは、制裁が重過ぎるように思われる。

・刑事裁判の充実・迅速化について

準備手続について 刑事裁判の実情を見ると、国民が注目する特異重大な事件にあっては、第一審の審理だけでも相当の長期間を要するものが珍しくない。こうした刑事裁判の遅延は国民の刑事司法全体に対する信頼を傷つける一因ともなっていることから、刑事裁判の充実・迅速化を図るための方策を検討する必要がある。このような理由から、たたき台に規

定されているように、第1回公判期日前に、十分な争点整理を行い、明確な審理の計画を立てられるよう、裁判所の主宰による新たな準備手続を創設することは必要である。たたき台は、準備手続の主催者を受訴裁判所としており、裁判員制度対象事件に対しては、受訴裁判所を構成する裁判官が準備手続に関する権限を有するとしている。しかし、ここで、少なくとも事実認定手続である準備手続における裁判官とその後の公判手続に關与する裁判官は、区別されることを規定すべきである。

準備手続における争点整理について 準備手続において、充実した争点整理が行われるためには、証拠開示の拡充が必要である。そのために、証拠開示の時期・範囲等に関するルールを法令により明確化するとともに、新たな準備手続の中で、必要に応じて、裁判所が開示の要否につき裁定することが可能となるような仕組みを整備すべきである。たたき台においては、準備手続によって、「検察官による事件に関する主張と証拠の揭示」や、「被告人側による主張の明示」が行われ、あらかじめ争点の整理及び確認が可能とされている。また、準備手続終了後に、検察官又は弁護人によって、準備手続に確認された争点と異なる主張をすることは原則的にできないと規定されている。準備手続において争点を明確にするためには、検察官に対して、手持ち証拠を事前全面開示させ、争点を明確にする絶対的な義務を課すことが必要となるが、弁護人及び被告人には検察官と同様の争点整理義務を課すことはできないであろう。弁護人及び被告人に対しては、絶対的な争点整理義務ではなく、終始積極的に裁判に取り組む姿勢を望む努力義務を課すのみで足りると思われる。検察官は、絶対的な争点整理義務が課せられているため、基本的に公判中は新たな証拠を出すことはできないが、弁護人及び被告人は、争点整理に対する努力義務で足りるため、争点整理に対する努力を尽くしたが、止むを得ない事由が生じたような場合は、公判中に新たな争点や証拠を提出することができる应考虑すべきである。

連日的開廷のための関連諸制度の整備について 日弁連が主張するように、連日的開廷の原則を実質的に可能にするためには、少なくとも、(1)検察官手持ち証拠の原則全面開示、(2)十分な公判待ち期間の保障、(3)被疑者・被告人の身体拘束からの開放(原則保釈等)、(4)刑事訴訟法39条3項の削除をはじめとした接見交通権の実質的保障、(5)有効な弁護の保障(公的弁護制度、弁護人の権限拡充)、(6)公判の速記録または録音テープの即時交付などについて、必要な法整備を行うべきである。連日的開廷を行うためには、従来裁判に遅延を招いている原因を極力省いていく必要がある。準備手続においても、証拠収集や証拠開示が円滑に行われるために、弁護人に対して検察官と同様に証拠収集ができ得る態勢を固めるべきである。上記(4)で指摘されているように、現行刑事訴訟法では、公判準備期間中の弁護人の接見交通権は、検察官からの指示によって制限されているため、検討すべき課題である。

直接主義・口頭主義の実質化を図るための関連諸制度のあり方について 公判廷において見て聞いて分かる裁判の実現をするために、「調書裁判」の弊を改めて直接主義・口頭主義を徹底することは、裁判員裁判のみならず一般の刑事裁判においても妥当する要請である。裁判員制度対象事件においては、特に裁判員の目前で、直接的に行われることが必要である。裁判員が調書に目を通すことのみによって、心証を形成していくことは避けるべきであり、調書に関しては、少なくとも公判廷内において読みあげるなど、直接的に行うべきである。具体的には、供述調書の採用をできる限り制限して伝聞法則を厳格化すること、取調べの適正化に加え、公判中心の分かりやすい証拠調べという観点からも取調べの可視化及び可聴化(取調べ全過程の録音・録画)を実現することなどの改革が必要である。

訴訟指揮権の実効性を担保する具体的措置について たたき台によれば、訴訟関係人による不出頭や、尋問あるいは陳述制限違反に対して、裁判所が過料等の新たな制裁を科すことができるとされている。しかし、訴訟関係人側にも特別な事情があり得ることから、新たに厳格な制裁規定を設けるということは、基本的に避けるべきであるように思われる。しかし、制裁規定がないことによって、裁判の遅延が生じる可能性が考えられるのであれば、例外的に許容される場合を明らかにし、制裁を加えるべきである訴訟関係人を限定した上で、若干の制裁を科すといった規定にすべきである。

即決裁判手続について 日弁連などの意見では、たたき台が提案している即決裁判手続

では捜査の合理化が行われ得ないので、公的弁護態勢の充実等の状況をかんがみつつ、アレイメント制度(有罪答弁制度)の導入を検討すべきとの主張がなされている。しかし、アレイメント制度を導入するのであれば、公判と量刑手続を分離する必要性が生じるであろう。無罪の主張をした被告人が、後に有罪の判断がなされた場合、公判と量刑において同じ裁判官(裁判員)が評決を下すのであれば、心証に基づいて、当初被告人が有罪と主張したときに下される量刑よりも、重い量刑が下される可能性があるからである。被告人に対して自由に「有罪か、無罪か」を答弁できる権利を与えねばならないという見地から、アレイメント制度の導入を検討する際には、公判と量刑手続の分離を徹底すべきである。

・検察審査会制度改正について

検察審査会の改正案では、検察審査会の決議に一定の法的拘束力が与えられるようになっている。(改正案たたき台では、検察官が不起訴と決定した事件が、検察審査会によって起訴相当(起訴が相当である事件)であると判断された場合、ある一定の要件を備えることによって法的拘束力を有して起訴相当とすることができるとされている。)

これまで、検察審査会の議決は、検察官に対して法的拘束力を有するものではなく、あくまで参考意見でしかなかった。このことから、検察審査会の必要性などが問われていたのだが、たたき台が提案するように、検察審査会の決議に対してある種の法的拘束力が付与されることによって、検察審査会の存在意義が明確になり、司法に民意を反映することが可能となるであろう。(男性、60歳代、東京都)

一 検察審査会に対する意見

私は今年五月から十月まで仙台検察審査会の第二グループに選出され、全日程を出席し終了いたしました。もちろん、このような制度があることを初めて知りましたが、参加してみて昭和23年に発足した制度とはいえ、何と古い制度を踏襲しているものだろうかと感じました。審査員と補充員とでは役割に何も差がないと言ってもよいのにその取扱いの格差に「差別」すら感じました。そこで、体験したことを踏まえて記述いたします。

1.是非改善すべきであると考えた項目と内容

(1)審査員・補充員について

私は「補充員」として選出されましたが、私の意志とは全く関係なく選出されたもので、折角選出されるのであれば何かと有利な「審査員」として選ばれれば良かったと思いました。補充員には「補欠の審査員」と「臨時の審査員」の役割があると検察審査会ハンドブックにありますが、参加人員が11名以上で私は補充員のままとということが何度かありましたが、会議では積極的な発言を求められる等活動面では審査員と同等に扱われました。3~4名が補充員のままで会議が行われる場合もあり、人員的には中途退場しても何等差し支えない状況でした。しかし中途退場した場合、次の会議に参加した時資料の読み不足等各種のハンディを背負うことになり、実際には途中退場はできませんでした。また、補欠・臨時の審査員選出についても会長が選出するが、我々は全て選出「される」立場にあり、自主性が全く無視されている感じで昭和23年の発足当初はこれでも良かったと思いますが、時代に合わせ変えていく必要があると考えました。そこで私なりの提案をいたします。

(1)-1. 審査員選出の提案

審査員・補充員の区別をせず、審査員要員として選出する。審査会議当日11名以上が参加の場合は全員が会長席に集まり人数分の番号札を袋に入れ各人が番号札を取る。取り終えたら会長があらかじめ決めておいた番号により審査員以外の人員が確定する。その人は審査員要員のままとする。

(2)日当の格差廃止

日当の格差は差別の最たるもので、前述の通り審査員、補充員の活動に何ら格差がないのに日当に差があるのはとても信じがたい。審査員が¥7,360、補充員が¥3,950、と補充員は審査員の実に56.6%とほぼ半額である。自分で審査員、補充員を選択できるのであれば差別とはいえないが、未知の世界で選出され日当に差があるのは差別としか言いようがない。即刻改善すべきである。

(2)-1. 日当格差是正の提案

支給される日当は全員同額であることが望ましいが、国家予算は増額が厳しいのが常識

になっており全員支給額を平均で割り支給すれば良い。全員支給額を平均にすると12名参加で¥7,075、13名参加で¥6,835、14名で¥6,629、となる。実際、現金支給時代には全額を平均で支給した時代もあったとか。全国の平均参加人員はどの位か不明だが12~13名の¥7,000~¥6,800の金額に引き下げても日当は一本化して支給するよう切望いたします。ただし、第29条を満たすことが条件となるので確認願います。

(3)議決書への署名捺印

私が最初に扱った審査案件が交通事故で不起訴処分になったことに対して申立書が提出されたものだった。当初、不起訴相当の意見が出ていたが、私が申立人の意向を汲んで『法治国家の日本で赤信号を無視して侵入し、他人に怪我を負わせながら見舞いにも来ない、こんなことが許されて良いものか』という意味が込められているのではないかと意見を述べると流れが変わり、警察官の調書も申立て人が入院中に偏って加害者の意見を必要以上に取入れ過ぎ検察官の判断を誤らせる調書を作成した等の意見も取り入れられ、肝心の衝突時点の速度計算に間違いも発見され「不起訴不当」の結論に到達した。議決書が作成され署名捺印となったがその日私は審査員に選出されなかった。意見の流れを変え、主流を占める自分の意見がとり上げられて議決書が作成され、更に間違いなく起訴されるだろうことが予測できたのに、署名捺印ができないのは全く漸塊に堪えなかった。

(3)-1. 議決書への署名捺印の提案

議決書に議決同意者会員の署名捺印のほか、会議出席者の氏名、捺印欄を設けてはどうか。

2.改善を検討して欲しいと考えた項目と内容

(1)任期

この制度に選出された時初めて感じたことは、任期が6か月とは随分短か過ぎるのではないかということだった。多くの体験者を世に送り出したいという趣旨も含まれていると思うが、私は2年位の任期があってもよいのではないかと考えていました。せめて1年。現役で仕事を持っている多忙な方には6か月と1年のどちらか選択制でも良い。選出されたときに感じたことと、終了した現在感じたことは全く同じで、6か月では余りにも短かったというのが実感である。

(2)選出するメンバーの年齢と性別

今回選出されたメンバーの中で審査員に選出されながら、ほとんど発言しない人が3名ほどありました。審査案件が広い分野に及び人生経験の少ない人にとっては何を考えればよいのか、どこにポイントがあるのか分からない問題もあるのだろう。その上、見ず知らずの人のなかで自分の意見を述べることはなかなか大変なことと思いました。そこで選出する年齢を40代から60代の人生経験の豊富な人を全体の60~70%に、男性と女性の比率を70対30とすれば、現在よりも一段と中身の濃い活発な会議運営が可能になるものと思います。若い人に体験させるとか、年齢層を広げることも大切なことであるが、本来の会議がやや損なわれていることが懸念される。

(3)職務を辞する年齢の引き上げ

審査会法第8条に「60才以上の者」とあるが高齢化社会となり、年令引き上げを検討すべき時期の到来を迎えているのではないかと。老人医療が適用される75才か、少なくとも70才までは引き上げてよいのではないかと。

(4)審査会長の選出

配布されたハンドブックによると「検察審査会長の選出は検察審査員から選びます」と14ページに記載されているが、検察審査会法第15条によると「審査員・補充員の選出が終了したときは速やかに会議を開き会長存互選しなければならない」とありハンドブックと検察審査会法が合わない。(条文には現れていないが15条の互選には審査員から選出することが当然の前提になっているのだろうか)審査員・補充員共対等に扱い、広く全員の中から選出できるよう改善すべきである。

(5)国民の義務と過料

検察審査会への出席は国民の義務であることは随所にその旨が表示されており、招集状にも「正当な理由がなく招集に応じない時は、法律により過料の処分を受ける場合がありま

す」と記載されているが連絡もなく平然と欠席する者がおり、前記条文が空文化していると思われられる。先月朝放送のNHKニュースでも広島市の検察審査会が11名に達せず、3か月間審査会議が開催されていないと報じていた。検察審査会法第43条にも1万円以下の過料に処すると明文化されており、具体的な金額等を記載して徴収方法を検討すべきではないだろうか。

(6)選挙管理委員会と検察審査会の連携

我々の次のグループ第3群(8月～来年1月)の名簿が確定後5名の審査員中4名から病弱とか高齢等の理由で出席を断られる事態となり、9月、10月3回流会となった。流会は集合した我々に極めて不快の念をもたらす。何故名簿が確定する前に審査員に選出された旨を連絡し、本人に了解を取り付けた上で名簿を作成しスタートできないのかとても不思議な気がした。必要であれば検察審査会法第9条から12条までの条文を大幅に改定しても、もっと確実な名簿を作成し、運営していかなければ、今後の検察審査会の命運にも関わることではないかと感じた。本人からの了解も取り付けずに一方的に選定するのは欠陥があって当然であり、選挙管理委員会と検察審査会の連携を緻密に取っていくしかないのではないか。なお、同4条に「11人の検察審査員を以てこれを組織する」とあるを「11名を基準とするが最低9名でも(当然10名でも可)会議は成立する。ただし議決に際しては11名の時と同数とする」この件も上記と併せ「流会を少なくする案」として検討して頂きたい。

以上、一方的な考えの下で記述させていただきましたが、なぜこうも旧式な考えが踏襲されてきたのかとても不思議でなりません。誰かが一般の国家公務員より15年は遅れていますよと評価しました。検察審査会法は施行令を含め78条しかなく、いつでも改善できるものと考えられていたのだろうか。第21条の様に3、6、9、12月の15日に検察審査会議を開催するとの条文の根拠は何か。最低でもこれだけは開催せよとの意向なのか、何か理解しにくい条文も散見される。この際、全条文を見直して全体の近代化、合理化を確立してほしいと思っている。

二.国民裁判員制度への提言

1.国民裁判員の選出等

(1)民生委員の協力を得る

国民裁判員は豊富な常識の持ち主であることが望ましいのは当然である。選挙管理委員会で選出された人物が地域で問題者であったり、常識人とは言えない人物が選出される懸念があり、検察審査会と同様の選出方法では問題がある。そこで、第一の関門として地域の民生委員の情報を聴取することが大切ではないかと思う。状況によっては町内会長からの情報によることもあり得る。国民裁判員の候補者として適切な人物であるかを問う。選出の合理化案として検討してほしい。

(2)検察審査会参加者からの選出

検察審査会参加経験者は初めて選出される国民裁判員よりは、新聞で報道されている「守秘義務」の心得等何かと利便性を含んでいる。発足当初でもその方が円滑な進行を図れるものとする。最近5年以内で出席率が100%の実績を持っている人で、検察審査会事務局も同意する人物が望ましい。もちろん、現在考えられている「候補者への裁判官による面接」も当然重要な事項であろう。

(3)任期

事件ごとの選出では選出作業が膨大になるので検察審査会と同様に一定の任期制にすべきではないか。任期は6か月、1年の二者択一とし希望によって一回の更改ができる。但し、本人の希望だけでは更改できず、任期切れ1か月前に従事した専門裁判官2名以上の賛同を必要とする。したがって、最短で6か月、最長で2年の任期となる。なお、担当している事件の裁判が完了するまでは、任期が到来しても事件が終息するまでは継続してその任務を遂行する。

(4)専門の裁判官との比率

本来裁判官は法律の専門家であり、対する国民裁判員は「門外漢」であり言わば素人と素人の組合せで一つの事件を解決させようという試みである。本来、被告人は単純に法律によって裁かれるのが当然であり、正道でもある。今回の試みはその専門性に国民の常識

を加味しようとしているもので、専門の裁判官が当然主流を占めるべきである。そこで、専門の裁判官を60%、国民裁判員を40%とするのが適切ではないかと考える。

(5)選出する年齢と性別

事件は多岐にわたり事件の背景、被疑者の心情等状況の理解と各方面からの適切な判断が求められる。検察審査会の項目でも述べたとおり人生経験の少ない人にとってはどこに問題点があり、何をどう考えれば良いのか分からない問題・事件にも遭遇するであろう。そこで選出する年齢を40代から60代の比較的人生経験の豊富な人を全体の60~70%に、男性と女性の比率を70対30とすれば、より一層効果的な裁判が同能になるのではないかと思料される。若い人に体験させるとか、年齢層を広げるとかでは本来の裁判が置き去りにされ本末転倒にならないか危惧するところである。(男性、宮城県)

1.裁判員への「不安」

(1)参加「可否」(アンケート)(15.07.28)

- 1)「可否」/「ぜひ参加したい」 10.9%
- 「参加してもよい」 23.7%
- 「参加したくない」 61.7%
- 「答えない」 3.8%

2)「参加したくない」の理由は圧倒的に「有罪・無罪などを的確に判断する自信がない」である。逆に「参加してもよい」の条件は「業務(仕事)に関する配慮」である。

3)人を裁くことの「不安」が最も高く、個人差もあって対処・対策案が難しい

(2)自身が「指名」されたら

1)「人を裁く」ことの不安、危惧

・人の人生を左右する ・「冤罪」の発生 ・量刑の適否

2)(自身の)「能力」の不安、危惧

・法令・裁判等の知識 ・情報の収集、読力、スピード、解析力

3)判断(的確、冷静、決断への「不安」、「危惧」)

・場の雰囲気 ・「能力」の不安、危惧

4)時間の束縛、業務の停滞、報酬の「補償」

報酬の「補償」とは別に

・業務の現状維持 ・現状回復 ・裁判終了後の現場「復帰」

5)「守秘義務」侵害に対する「罰則」

・義務期限(時効(?))は

・守秘の「範囲」は「審議内容、評決のみ」か、裁判員に指名されたことをも「含む」のか

(3)自身が「裁かれる」身になったら(H15-07-28)

・裁判官が決める「今の制度」49% ・裁判員が決める「新制度」37%

2.「評議」形態

基本的には、「陪審制」及び「参審制」ともに「不可」。

3.人員構成(職業裁判官と「裁判員」の員数)(H15.10.22他)

(1)国内でも意見が「分かれ」、国外でも同様に「分かれ」ている。

(2)評議・評決との兼ね合いで決定されるものである。

(3)座長(「裁判員制度・検討会」)(案)(H15.10.29他)職業裁判官3人、裁判員4人(但し、5~6人もある)

4.「評決」形態

(1)評議・評決との兼ね合いで決定されるものである。

(2)座長(「裁判員制度・検討会」)(案)(H15.10.29他)

上記、3.(3)の構成人員で・過半数(且つ)裁判官1人以上、裁判員1人以上

5.「対象事件」(H15.10.29他多数)

(1)座長(「裁判員制度・検討会」)(案)(H15.10.29、他)

1)「死刑または無期に当たる事件」

「確信犯・確定犯」でない限り、「有罪・無罪などを的確に判断する自信がない」作用で「無罪」の評定か「無期」の評定が「多く」なるのでは。

「死刑」にすると裁判員になり、評決をしたことの「意識」が後の人生に「尾を引く」の
では。

< 結論 >

1. 人員確保

(1) 検察審査会(例)(15.09.11)

- 欠席しがちの職業・人を参考とし、状況・場合によっては免除する。
- 交代ができない、既に要治療・観察が必要な患者を持っている医者。
- 交代要員を確保できない介護人、育児を抱える人。
- 裁判終了後に、現状・現場復帰できない人(大工、とび職人等の建築人)。
- 勤務先で不在を「認められない」人。

(2) 給与「補償」

諸外国例でも必ずしも「全額補償」ではないが、補償は「全額」すべきでは。(「証明書」等は必要)

2. 人員構成(「職業裁判官」と「裁判員」の員数)

職業裁判官3人、裁判員10人以上(理由)6人では、負担が「大きい」)

3. 「評議」形態

- (1) 基本的には、「陪審制」及び「参審制」共に「不可」。
- (2) 「逆」陪審制(有罪・無罪は職業裁判官が評決し、量刑を裁判員が「参審制」で参画する)
(日本・型)
(理由)・「行き成り」の制度は負担が「重過ぎる」。
・能力不足による「冤罪」は防げるのでは。

4. 「評決」形態

- (1) 職業裁判官3人、裁判員10人と仮定して。
- (2) 裁判官1人以上、裁判員9人以上(76.9%)か裁判官2人以上、裁判員7人以上(69.2%)

< その他 >

1. 「裁判員制度」の導入

- (1) 一般国民との「ずれ」は、1) 裁判(判決)のスピード「不足」、2) 量刑の「認識」、3) 「有罪・無罪」の判決等
- (2) 「裁判員制度」の導入以前の問題では(?)
一般国民との「ずれ」を解消するのが先決で、それを「裁判員制度」に求めることは、「時期尚早」では。

第一 裁判員制度について

1 基本構造

(1) 合議体の構成 裁判官の員数は原案どおり3名を可とするが、裁判官と裁判員の員数をどのような割合とするかは、裁判員の権限との兼ね合いから極めて難しく、本制度の根幹をなすもので慎重な検討が必要である。裁判員制度を、少し誇張して言うなら、我が国の伝統的な裁判制度を否定し、いわば革命的に変革するものと捉えるならば、裁判官の数を超えた員数を求めることもあるいは当然かもしれないが、果たして現時の我が国の国民の成熟度がこれに十分応えられるかは大きな疑問を感じざるをえない。そこで、まずはこの改革によって、国民を段階的に習熟させて行くものと捉え、そのためには、合議体の中で、裁判長の指導・助言が受けやすく、また裁判員の一人ひとりが自己の意見を十分に表明できる環境を与える必要があり、その観点から、出発は裁判官と同数の3名が適当と考えるが、4名以上とするにしても、できる限りその数は押さえるべきであるとする。

(2) 裁判員、補充裁判員の権限 裁判員制度の捉え方によって全く意見は異なると思われるが、すでに方向付けがなされている以上、原案に賛成する。ただ、敢えて言えば、裁判員を訴訟全体に係わらしめるにしてもその意見は裁判官が参考意見として尊重すれば足りると思っており、原案どおりとするにしても裁判長の指揮裁量権を強化する方策を講ずる必要があるものとする。

(3) 評決 裁判員を含めた合議体の総員数の過半数によることは制度の趣旨からやむをえ

ないと考えられ、仮に裁判官3名、裁判員4名の構成で、裁判官全員が反対の意見の場合を想定すれば裁判官の1名以上の賛成を必要とすることは妥当と思われるが、何度評決を繰り返しても要件を満たさない場合はどうするのか、さらには、裁判官の少なくとも1名の賛成を必要とすること自体が裁判員制度の趣旨と矛盾しないかなどの疑問を感じる。

(4)対象事件 重大事件に限定することは妥当であり、また、裁判員を害する行為がなされるおそれがあるなどの事件の性質による対象事件からの除外も、その認定はかなり難しいと思われるが、規定を置くことには賛成である。

2 裁判員及び補充裁判員の選任

(1)裁判員の要件 年齢を20年ではなく25年とすることは根拠は明確ではないものの、例えばかつての大学生による過激な行動などを勘案すれば人間的に成熟する年齢として妥当するものとする。

(2)欠格事由 「禁錮以上の刑に処せられた者」とし、復権を得たこと、あるいは年数の経過も考慮しないのは反対も予想されるが、制度の適正な運用のためにはやむをえないものとする。

(3)就職禁止事由 自衛官、弁理士、司法書士が除外されているのは多少問題かもしれないが、制度に対する信頼を重視すればやむをえないものとする。

(4)除外事由～(10)裁判員に対する補償 いずれも妥当なものとする。

3 裁判員等の義務及び解任

(1)裁判員候補者の義務～(3)裁判員及び補充裁判員の解任 いずれも妥当なものと思われる、特に意見はない。

4 公判手続

(1)総論～(8)判決書等 いずれも妥当なものと思われる、特に意見はない。

5 控訴審～8 裁判員の保護及び出頭確保等に関する措置

いずれも妥当なものと思われる。「裁判員等の秘密漏洩罪」も厳しすぎるとの反対が予想されるが、制度の適正な運用上の観点から不可欠なものとする。

第二 考えられる刑事裁判の充実・迅速化のための方策の概要について

第1 第1回公判期日前の新たな準備手続

1 準備手続の目的等

(1)準備手続の決定～(4)準備手続の主宰者 いずれも妥当であり、特に意見はない。

2 準備手続の方法等

(1)準備手続の方法～(5)準備手続の充実

いずれも妥当であるが、ある種の被告人や弁護人によっては準備手続に名を借りて訴訟の遅延を図り、あるいは政治目的の宣伝の場とする危惧もなくはなく、受訴裁判所または裁判官の指揮権を強化する規定も必要のように思われる。

3 検察官による事件に関する主張と証拠の提示

(1)検察官主張事実の提示

検察官主張事実陳述書については、公判における冒頭陳述書との関係がやや不明確のように思われ、例えば箇条書き程度の簡易なもので足りるとすべきである。

(2)取調べ請求証拠の開示 必要であり、妥当と考える。

(3)取調べ請求証拠以外の証拠の開示

特定の検察官請求証拠の証明力を判断するため、「重要である」との二要件を厳格に判断されることを前提として相当な制度と考えるが、その際に、検察官が必要と判断すれば、開示を求められた証拠の証明力を減殺するような別の証拠を併せて開示することも認めるべきである。

4 被告人側による主張の明示

(1)主張の明示等、(2)開示の方法 いずれも妥当なものとする。

5 争点に関連する証拠の開示 やむを得ないものとする。

6 更なる争点整理と証拠開示 裁判所の慎重かつ強力な訴訟指揮を前提として妥当と考える。

7 証拠開示に関する裁定

(1)開示方法の指定～(4)証拠の標目の提出命令

裁判所の判断に資する検察官提出の資料を被告人側に開示しないこととされており、いずれも妥当なものとする。

8 争点の確認等

(1)争点の確認～(3)準備手続終了後の証拠の取調べ請求

準備手続終了後の新たな主張や証拠の申し出を許さないとするは、反対意見も予想されるが、準備手続の充実を目的とする限り当然の負担というべきであり、妥当なものとする。

9 開示された証拠の目的外使用の禁止

(1)目的外使用の禁止、(2)開示された証拠の管理

近時、弁護人が謄写した関係者の供述調書等の流出が少なからず問題とされており、罰則を含むこのような規定は必要なものとする。

第2 連日開廷の確保等～第4 直接主義・口頭主義の実質化 いずれも妥当であり、特に意見はない。

第5 即決裁判手続

現行法上の簡易公判手続が事実上死文化している状況にあり、果たして新たに即決裁判制度を導入しても実効性があるか否かやや疑問がある上、新たな制度では懲役刑であれば執行猶予の判決が前提となっていて、検察官の捜査の手抜きや弁護人との不明朗な取引も懸念されるが、裁判の迅速化の観点から本制度の創設に取って反対するものではない。

第三 考えられる検察審査会制度改正の概要について

1 検察審査会の議決に対するいわゆる法的拘束力の付与

(1)いわゆる法的拘束力のある議決の種類

基本的には、現状においても、検察官は検察審査会の議決を尊重しており、より一層重いものと認識することで十分であり、検察審査会の議決に法的拘束力を認めるまでの必要はないとの立場であるが、近時の特に交通事故をめぐる不起訴の在り方についての世論の動向や開かれた司法を求める多方面からの要望を踏まえれば、制度的に法的拘束力を認める方向付けが時代の趨勢であり、限定的にせよ法的拘束力を付与する議決を認めることもやむを得ないものとする。

(2)いわゆる法的拘束力のある議決の要件

検察官に、検察審査会に出席して起訴しなかったことに対する意見を述べる機会を与えることとされており、通常はこれによって検察官が検察審査員を説得し得ることも期待されると思われ、その他の要件と相俟って、法的拘束力のある議決の要件として相当とする。

(3)いわゆる法的拘束力のある議決後の訴追及び公訴維持の在り方

付審判事件における無罪率の高さを考えると、検察官役を務める弁護士に十分な捜査能力や公判維持の能力があるか多少の危惧はあるが、検察官の公益的立場からの協力も期待され、制度としてはやむを得ないものとする。

2 検察審査会の組織、権限、手続等の在り方

(1)リーガルアドバイザー(仮称)の委嘱

概ね妥当な制度と思われるが、唯一の懸念は、弁護士であるリーガルアドバイザーの意見に検察審査員が不当に影響されてしまうことであり、「検察審査会の判断を不当に誘導することがないようにしなければならない」旨の規定を置くのは当然であるが、一方で当該事件の事実認定上の問題点に関する意見を述べる事が許されることとなっており、これが有罪・無罪の断定的意見までも意味するとすればかなり問題となるものとする。むしろ、問題点の提示と一般論としての意見、例えばAが認定できればBも認定できるがそうでなければBは一般的には認定できないなどといった問題点の指摘や考え方の助言にとどめるべきではないかと考える。検察審査会が再度の審査を行おうとする事件は事実認定が極めて微妙なものも多いことは容易に想像されるからである。

(2)検察審査員の義務・解任～(5)検察審査会の配置の見直し

いずれも必要・妥当なものであり、特に意見はない。

3 建議・勧告制度の改革

検事正に回答義務を認めることは、現在でも実質的に同様であり、新たに規定を置くことに特段の問題はないものと思われる。(男性、東京都)

I 座長試案「考えられる裁判員制度の概要について」に対する意見
はじめに

刑事裁判については、そもそも、裁判が迅速に行われていない、とする観点から改革を要するとして、制度改革が提案されたものと理解している。しかし、現行の刑事裁判が国民の大方の見方と遊離していて、刑事裁判手続の中に民衆を参加させ、世間の常識を日本の刑事裁判に反映させる必要がある、というような主張があったのであろうか。私は、司法制度改革審議会の中での議論においても、そのような意見は出ておらず、日本の刑事裁判に国民参加の必要性が叫ばれたようなことはない、と記憶している。そこでは、むしろ、民事、刑事を問わず、裁判の遅延が主な問題として意識され、裁判官、弁護士を含めた法曹人口そのものを飛躍的に増大させることにより、司法の基盤を拡大させること等の、迅速な裁判を実現させる方策が追求されたのではなかっただろうか。私は、国民の司法参加によって、迅速な裁判が得られると思っていない。むしろ逆に裁判の遅延が増大することをおそれる。これまで、日本の刑事裁判については、精密な事実認定が遅延の原因の1つとされたことがあっても、だからと言って、いわゆるラフ・ジャスティスを求められることはなかったように思う。最近の日本で刑事裁判の遅延が顕著である事例は、平成7年に公訴が提起されたのに、8年余をかけて延々と審理が続けられ、このほどようやく結審するに至った麻原こと松本智津夫の裁判であると思われるが、このような裁判の遅延が生じないようにする改革こそ、今、最も求められているのではあるまいか。日本の刑事裁判の遅延の原因として、従前指摘されたのは次のような点であった。

現行刑訴法上、証拠書類には原則として証拠能力が与えられていない(刑訴法320条)ところから、被告人・弁護側の引き伸ばし策として、本来争う余地のない書証であるのに、これを証拠とする同意を与えず、延々と証人調べを続けさせる戦術に訴えることも可能であること。

裁判所の訴訟指揮に従わず、相当に裁判が進行した段階であるのに、弁護人の辞任、解任を繰り返すことによって、引き伸ばしができること。

現行刑法には併合審理されることによって処断刑が短くなることを規定する併合罪(刑法45条、47条)の規定があるところから、被告人が多数の犯罪を犯した疑いのある場合、起訴されたすべての事件の審理を終えなければ、結審できないところから、重大な事件の審理が終わっても、他の事件の審理終結を待たなければならないこと。

刑訴法、刑訴規則では、極めて広汎に反対尋問のなし得る範囲が規定されているために、主尋問半日(2時間程度)に対し、反対尋問に数期日を費やすというような証人尋問がなされることもあること。

しかるに、提案された座長試案は、このような引き伸ばし策を許さず、裁判の遅延が繰り返されないための方策では全くなく、国民のニーズには程遠いように見受けられる。

あるいは、また、もし、前記の松本智津夫の裁判が、裁判員制度の対象事件にならない(例えば、裁判員に危害を加えるおそれがあるというような、対象事件の除外事由に該当する、というような理由によって)とすれば、おそらく、最も国民の直接的関与の望まれる種類の事件であるにもかかわらず、これに裁判員が関与できないことになるわけで、裁判員制度の導入そのものの是非が問われるものと、思われる。

以上のような基本的視点に立って、座長試案を順次みていくことにする。

1 基本構造

(1)合議体の構成

ア 裁判官の員数を3人とするのは、対象事件が重大事件ということであるから、当然である。

イ 裁判員の員数

試案の4人は、いかにも、多すぎる。当該事件ごとに選ばれる裁判員であるならば、それまでの個々の社会経験や、マスコミ等で自然に形成されている潜在的な偏見を排除して純粋に証拠のみに基づいて判断しなければならないことを十分理解するには、多大の

時間を要するのである。要するに、個々の裁判員ごとに十分な時間が必要であり、個別の問題点について順次に審議を尽くそうとすれば、裁判員4人、裁判官3人、合計7人による審議は、至難のわざではなからうか。ドイツの参審員のように、一定期間、同一の合議体にあるということならば、ある程度各人の気心が知れた時点以降では、十分に意を尽くした合議をすることも可能であろうと思われるが。私の個人的体験では、死刑・無期刑の問題になるような重大事件では、事実認定、量刑のいずれにおいても、3人の裁判官の間ですら、考え方がかなり離れ、合議には多大の時間を要し、自分でも考え抜き、また、お互いに説得しようとして、長時間、何回も合議を重ねることが多かったのである。3人の合議体ですら、このような状態である。おそらく、まともな合議ができるのは、せいぜい5人程度であろう。私は、各問題点を順次、十分に、あらゆる角度から検討をして、まとまった結論を得られる合議体としての適正規模というものがあるように思われる。それ以上に多数となると、各問題点を順次検討していくうちに、関連する問題点の指摘やこれに関する発言、反論などが次々にでてくるのが当然で、まとまりを欠き、誰かの強力なるリーダーシップで無理やりまとめ上げるようなことにもなりかねず、裁判員制度によって得られるものよりも、失うものの方が多くなってしまふ、ということにもなりかねないと思うのである。

試案のように、4人あるいはそれ以上の人数の裁判員数ということであれば、むしろ、陪審のように、有罪無罪の結論のみで(すなわち、どういう経緯から有罪であるのか、無罪であるのか、は別として、結論的に一致する、ということ)満足する、あるいは、量刑についても、ある一定の幅をもって、答申を得ることで満足する、とすべきではなからうか。裁判官、裁判員合計7人の合議体で、有罪無罪の理由付けまでも、とことん合議するという事は、不可能、と言わないまでも、至難の業といわざるを得ず、却って失うところが多いものであることをおそれるのである。

裁判員数が4人、あるいはそれ以上という試案には到底賛成できない。

ウ 補充裁判員

検察審査会の経験からすると、途中から出頭してこなくなる審査員が多いのであるから、少なくとも裁判員と同数の補充員が、結審するまで審理審議に立ち会う必要があると思われる。

(2)裁判員、補充員の権限

ア 裁判員の権限

(ア) 裁判員が、有罪無罪の決定及び刑の量定に関し、審理裁判する、とすれば、前記のとおり、裁判員の員数は2人程度とすべきで、もし、試案のように4人あるいは、それ以上ということであれば、裁判する合議体の一員としてでなく、陪審のように、結論のみを陪審団として出す、裁判官は陪審の答申に拘束され、その結論に責任を負わない、ということになる。

(イ) 裁判員が直接する補充尋問、補充質問は、原則として否定すべきものであろう。とかく、強引なる誘導尋問、質問を、繰り返すことが多く、却って審理を混乱させ、結論を誤る危険性があるからである。

(ウ) 専ら訴訟手続に関する判断又は法令の解釈に関するものであっても、裁判官は、裁判員にその意見を聴くことができる、のはそのとおりであるが、これを審理に立ち合わせる必要はないと思う。立ち合わせることによって、却って混乱を生ぜしめるおそれも多いのである。

イ 補充裁判員の権限 (ア)(イ)(ウ)とも、賛成。

ウ 職権行使の独立 当然の規定である。

(3)評決

ア 裁判は、裁判官と裁判員の合議体の員数の過半数であって、裁判官または裁判員の1名以上の賛成する意見による、との座長試案には反対である。議論を尽くしても、最後まで裁判員の全部と裁判官の全部の意見が対立する場合には、どのような結論になるのであろうか。その場合は、評決不成立ということで、振り出しに戻り、改めて、別の裁判官、裁判員のもとに審理し直すということになるが、これを意図的に裁判引き延ばしに利

用されるおそれがなしとしない。とにかく、訴追される者にとっては引き延ばして結論を先送りしたい、という思いが極めて強く、重大事件であればあるほど、このようなことが起ると思われる。やはり、合議体である以上、小手先の工夫はやめて、裁判官、裁判員の区別なく、過半数をもって決すべきである。

イ 訴訟手続に関する判断及び法令の解釈は、裁判官の過半数の意見によるべきは、当然である。

(4)対象事件

ア 対象事件

(ア)原則 死刑又は無期の懲役若しくは禁固に当たる罪の事件、に限るべきである。

(イ)併合事件 試案に賛成。

イ 訴因変更 試案に賛成。

ウ 事件の性質による対象事件からの除外

(ア)試案では、裁判員制度対象事件から除外すべきものとして、暴力団、過激派、マフィア、シンジケート、その他の組織による犯罪である疑いのある事件が考えられているが、裁判官だけの判断でなく、世間一般の判断がほしいのが、むしろこの種の事件なのではないだろうか。安易に除外事件とすべきではなく、厳重な警戒をしてでも、裁判員制度対象事件であることを堅持すべきものである。仮に犠牲が出れば、それはまさに公務災害である。

(イ)(ウ)は当然である。

2 裁判員及び補充裁判員の選任

(1)裁判員の要件 試案は、ひとまず考えられる線であろう。

(2)欠格事由

ア (ア)(イ)(ウ)が裁判員欠格事由であることに異論はない。あるいは、次の就職禁止事由に該当するのかも知れないが、裁判手続に対する偏見が定型的に予想されるものとして、体刑の言渡しを受けて執行を猶予されたが執行猶予期間を経過しても10年以内くらいの者、あるいは、罰金刑に処せられ10年以内くらいの者も、裁判員になれない、とすべきであろう。

イ 当然である。

(3)就職禁止事由

ア 職業上の就職禁止事由

(オ)自衛官、(サ)警察職員、(シ)警察官と同じような理由で、消防署職員も除外事由にならないであろうか。

イ、ウ、は当然である。

(4)除斥事由

試案のものは、当然であるが、力と同様の理由で、事件の証人となる可能性があるものも除斥されるべきではないか。

(5)辞退事由、試案に賛成。

(6)忌避理由は、試案に賛成。

(7)候補者名簿 試案に賛成。

(8)裁判員候補者の召喚

ア 裁判員候補者の召喚 試案に賛成。

イ 事前情報開示 (ア)(イ)(ウ)とも、試案に賛成。

(9)質問手続

ア 質問手続の出席者 (ア)(イ)(ウ)とも賛成。

イ 質問手続 (ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(キ)とも賛成。

ウ 裁判員、補充員の選任 (ア)(イ)(ウ)とも賛成。

(10)裁判員に対する補償 ア、イとも当然である。

3 裁判員等の義務及び解任

(1)裁判員候補者の義務 ア、イとも賛成。

(2)裁判員及び補充員の義務 ア、イ、ウ、エ、オ、とも賛成。

(3)裁判員及び補充員の解任 ア、イ、ウ、エ、オとも賛成。

4 公判手続

- (1)総論 賛成。
- (2)準備手続 賛成。
- (3)弁論の分離併合 賛成。
- (4)公判期日の指定 連日開廷は必須である。
- (5)宣誓 当然。
- (6)新たな裁判員が加わる場合の更新 やむを得ない場合には更新手続をとっても進めるべきであろう。

(7)証拠調べ

- ア 冒頭陳述 当然。
- イ 証拠調べ等 試案に賛成。

(8)判決書等

ア 評議の結果に基づいて裁判官が作成

試案には絶対に反対である。裁判員の多数意見で有罪無罪の結論が出た場合には、ご面倒でも裁判員が責任をもって作成すべきである。

イ 裁判員の署名押印、身分の終了時期

判決書に裁判官のみが署名押印することは、絶対反対である。裁判員の多数意見で結論が出た場合、裁判員が結論に責任を負うべきであることは当然で、裁判員は意見を言い放しで署名もしないというのでは、無責任な意見がまかりとおることにもなりかねない、のではないだろうか。判決書の作成が遅れた場合には、裁判員誰それは評議に加わったが、作成が宣告より遅くなったために署名押印できない、旨を明らかにすればよいのではないか。裁判書に裁判員の氏名が載ることで責任感が強まるものと思う。

5 控訴審

試案は事実誤認を争うことができるようになっているが、裁判官は少数意見であったのに、無理やり裁判員の多数意見が通って、判決書を裁判官が起案する、という場合、事実誤認が控訴理由になるとすれば、極端に言えば、破棄せざるを得ない事件が続出するのではあるまいか。

6 差戻し審 試案に賛成。

7 罰則

(1)裁判員等の不出頭等

罰則は当然であるが、問題は過料の規定である。簡易裁判所における過料の裁判とその執行の現実をみれば、直ちにわかるところであるが、過料では、支払わない場合に執行が困難で、経費倒れになるところから、全く実効性に乏しいのである。比較的小額の金員の支払であっても、確実に履行させることによって罰則としての実効性を確保すべきであり、そのためには換刑処分が重要である。換刑処分があることによって実効性を確保できるのであるから、罰則としては、すべて過料でなく、科料以上として刑法18条の換刑処分の適用対象とすべきである。

8 裁判員の保護及び出頭確保等に関する措置

(1)裁判員等の個人情報保護

ア、イともあまりにも当然であるが、イの禁止条項については、実効性を確保するため、罰則を設けなければならないと思われる。

(2)裁判員等に対する接触の規制

ア 言わんとする趣旨は分からないではないが、「担当事件に関し、接触する」とは何を指すのか、極めて曖昧であり、直接・間接を問わず、面談、手紙、電話(携帯電話、自動車電話を含む)、電報、ファクシミリ、電子メール、無線等、なんらの手段によるものであるかを問わない趣旨であることを明確にすべきと思う。また、「職務上知り得た秘密を知る目的で」あるか否かを問わず、裁判員等の立場を考えれば、接触それ自体を禁ずる必要があるのであるから、目的条項は、不要である、と思う。また、罰則をもって実効性を確保すべきである。

イ 試案に賛成。

(3)裁判の公正を妨げる行為の禁止

ア、イに関し犯人を推知させる事項に関する犯罪・事件報道については、ギャグオーダーを捜査機関が裁判所に求め、その発付を得ることができることとし、その禁止命令違反に対し、罰則をもって実効性を確保すべきである。広く国民の中から裁判員が選ばれることを考えるならば、この点が裁判員制度の根幹を支えるものであるから、厳格ならざるを得ないはずである。この点は、報道機関の自主ルールの有無に関わらず、裁判員制度の体系の根幹に触れるものであるから、きちんとした規定を設ける必要がある。

(4)出頭の確保

ア、イ、ウ、とも試案に賛成。ただし、裁判員となることを妨げる行為に対しては、罰則を設けるべきである。

座長試案「考えられる刑事裁判の充実・迅速化のための方策の概要について」に対する意見
はじめに

裁判員制度を前提した刑事裁判の充実迅速化する方策としては、訴訟構造を基本的に職権主義的な構造に構築し直し、検察官は起訴とともに一件書類、証拠物を受訴裁判所に引き継ぐものとし、受訴裁判所の裁判長がこれを参考にしながら、審理計画を練り、準備手続を開き、検察官、被告人・弁護人の意見を聞いて争点を詰め、争点については、公判における証言にのみ証拠能力を限定することにより、直接主義の要請を満たすこととし、他方争点以外の点については、書証に証拠能力を認める証拠法を大胆に導入すべきである。そして、争点整理は慎重に行い、争点に設定された事項以外に争点が拡大しないように失権効を設定すべきである。

第1 第1回公判期日前の新たな準備手続

1 準備手続の目的等

- (1)準備手続の決定 試案に賛成。
- (2)準備手続の目的 ア、イとも試案に賛成。
- (3)裁判員制度対象事件における必要的準備手続 試案に賛成
- (4)準備手続の主宰者 試案に賛成

2 準備手続の方法等

- (1)準備手続の方法 ア、イ、ウ、エは、いずれも試案に賛成。
- (2)準備手続の出席者 ア、イとも試案に賛成。
- (3)準備手続の内容

アないしコは、いずれも当然と思われる。裁判員制度対象事件の審理については、職権主義的訴訟構造をとるようになるならば、すでに起訴とともに、証拠書類、証拠物のすべてが、受訴裁判所に引き継がれており、訴追側証拠の開示は完全になし得るものである。却って、弁護側のアリバイ等の主張、証拠の開示が求められ、準備手続において主張されなかったアリバイの抗弁などは、失権効により、公判で主張し得ないことになる。

- (4)準備手続の結果の顕出 試案に賛成。

- (5)準備手続の充実 試案に賛成。

3 検察官による事件に関する主張と証拠開示

- (1)検察官主張事実の提示 ア、イ、ウとも、試案に賛成。
- (2)取調べ請求証拠の開示 ア、イに賛成。
- (3)取調べ請求証拠以外の証拠の開示

試案に賛成。ただし、上記のように、職権主義的訴訟構造をとるならば、捜査段階で獲られた証拠書類、証拠物のすべては、受訴裁判所にあるわけで、受訴裁判所の判断で、スムーズな証拠開示が行われることになる。

4 被告人側による主張の明示

- (1)主張の明示 ア、イとも試案に賛成。さらに、失権効についても規定すべきでないか。
- (2)開示の方法 試案に賛成。

5 争点に関連する証拠開示 試案に賛成。

- 6 更なる争点整理と証拠開示 準備手続に失権効を与えるとすれば、試案のように、更な

る争点整理を要しよう。

7 証拠開示に関する裁定

(1)開示方法の指定 ア、イとも試案に賛成。

(2)開示命令

試案に賛成。ただし、職権主義的訴訟構造を採用するときは、すべて捜査段階で獲られた証拠書類、証拠物は、受訴裁判所に引き継がれているのであるから、証拠開示命令の相手はもっぱら被告・弁護側ということになる。

(3)証拠の提示命令

試案に賛成。ただし、職権主義的訴訟構造を採るときは、証拠提示命令の相手方はもっぱら被告・弁護側ということになる。

(4)証拠の標目の提出命令

試案に賛成。ただし、職権主義的訴訟構造をとり、起訴とともに証拠書類、証拠物も引き継がれることになれば、当然に証拠の標目も同時に提出されるものである。

8 争点の確認等

(1)争点の確認 試案に賛成。

(2)準備手続終了後の主張

試案に賛成。ただし、被告人については、主張を制限する制度は設けない、との括弧書きは趣旨不明。削除すべきであろう。

(3)準備手続終了後の証拠調べ請求 ア、イとも試案に賛成。

9 開示された証拠の目的外使用の禁止等

(1)目的外使用の禁止

ア、イ、ウとも試案に賛成。ただし、違反に対しては過料でなく、科料以上の罰則を設けるべきものである。

(2)開示された証拠の管理 試案に賛成。ただし、違反に対し罰則を設けるべきであろう。

第2 連日的開廷の確保等 試案に賛成。

第3 訴訟指揮の実効性確保

1 国選弁護人の選任 試案に賛成。

2 訴訟指揮権に基づく命令の不遵守に対する制裁等

(1)命令の不遵守に対する制裁

ア、イとも試案に賛成。ただし、過料によっては、実効性の確保ができないのは、明白であり、罰則として、科料以上の制裁を科すべきものとする。

(2)裁判所による処置請求 試案に賛成。

第4 直接主義・口頭主義の実質化 試案に賛成。

第5 即決裁判手続

1 即決裁判手続の申立て、2 公的弁護人の選任、3 即決裁判手続の決定、の試案に賛成。

4 即決裁判手続による裁判

(1)(2)とも試案に賛成。

(2)即決裁判手続では実刑を科すことはできない、との試案には賛成できない。試案のように慎重に運んだ手続をもってすれば、現在の簡裁の科刑程度までは当然できるとすべきではないか。試案のような科刑制限があるならば、あまり利用価値がない、むしろ、略式命令手続を整備した方がよいように思う。

(3)(5) 試案に賛成。

5 上訴 試案に賛成。

座長試案「考えられる検察審査会制度改正の概要について」に対する意見

1 検察審査会の議決に対するいわゆる法的拘束力の付与

(1)いわゆる法的拘束力のある議決の種類 試案に賛成。

(2)いわゆる法的拘束力のある議決の要件

ア、イ、ウとも試案に賛成。ただし、法的拘束力のある起訴相当の議決をした検察審査員は、訴追者であるから、起訴状に署名押印すべきである。

(3)いわゆる法的拘束力のある議決後の訴追及び公訴維持のあり方
ア、イ、ウとも試案に賛成。準起訴請求事件と同じような手続でよい。

2 検察審査会の組織、権限、手続等のあり方

(1)リーガルアドバイザーの委嘱

試案に賛成。ただし、無責任な意見を述べるようでは困るので、起訴相当の議決があったときは、この者に起訴状の起案、公訴維持活動を行わせるべきである。

(2)検察審査員の義務・解任

法的拘束力をもった議決をすることの重みを考えると、この点も十分検討すべきである。

(3)罰則 当然であるが、これも過料とすべきではない。

(4)検察審査員の欠格事由の見直し 試案のとおり、十分検討すべきである。

(5)付審判手続との調整 重複するところが多く、付審判請求手続は廃止すべきである。

(6)検察審査会の配置の見直し 試案のいうとおり、配置を見直し、各地裁に1会程度にすべきである。

3 建議・勧告制度の改革 試案に賛成。(男性、東京都)

2 弁護士から寄せられた意見

日弁連の考え方を採用すべきである。(女性、20歳代、神奈川県)

日弁連の意見を取り入れた形で、改革を進めてください。(女性、30歳代、神奈川県)

裁判員にわかりやすい証拠調べのためには、取調べの可視化及び検察官手持証拠の全面開示は、絶対に必要です。なんたって、事実認定の素人ですから。裁判官のアドバイスの下で事実認定をするなら、その認定は結局は裁判員による認定であって、裁判員なんて無意味ですから。(女性、30歳代、大阪府)

裁判委員制度に関してですが、裁判員の人数が裁判官3に対して4では少なすぎると思います。この程度だと、多様な市民の意見を評議に反映させるといふ趣旨が生かされないし、裁判官の意見に大きく影響されすぎると思います。多様な市民の意見を反映させるためにも、裁判官の意見に過度に影響されないためにも、6名は最低必要だと思います。

また、評決についてですが、合議体の過半数で決めるのは、全く賛成できません。刑事裁判では、合理的疑いを差し挟む余地があれば無罪であるはずで、例えば、9名の合議体で、4名が無罪であろうと思っているのに、合理的疑いを差し挟む余地がないので有罪と言えるのでしょうか。一般市民から無作為抽出で選ばれる裁判員に極端な意見を持っている方がいる可能性もあるので、全員一致でなければ有罪にならないということも、不合理でしょうが、合議体の約8割以上の賛成でなければ、「合理的疑いを差し挟む余地なし」で有罪とは言えないと思います。9名の場合は、7名以上の賛成が必要だと思います。以上です。10名の犯人を取り逃がしても1名の無辜の民を犯罪者にするというのが原則だと思います。(男性、30歳代、岡山県)

裁判官1~2、裁判員9~、原則全員一致、有罪判決は特別多数決、取調べの可視化の実現、裁判員の守秘義務は限定的に、報道規制は削除、検察官手持証拠の全面開示。(男性、40歳代、広島県)

井上座長のペーパーを読ませていただいた上でいくつか意見を述べさせていただきます。

1. 裁判員の数は裁判官の数の2、3倍を確保すべき、と思います。裁判員の主体性を保ちながら裁判員と裁判官が審議するためにはその程度の配慮は必要なのではないでしょうか。特に、今回の裁判員制度の場合(私は問題有りと考えております)量刑まで裁判員が審議に参加することになっており、上記必要性は大きいと考えます。

2. 評決の過半数は反対しません。但し、十分な審議のなされることが前提です。

3. 控訴審については、裁判員制度をとる以上、せめてB案あたりにして欲しいと考えます。

4. 上記のとおり、量刑に裁判員が関与する以上、手続きの上でなんらかの手当て(たとえばアメリカのプロベシオンオフィサーの制度など)を検討しても良いのでは。

5. 刑事裁判の充実・迅速化に関しては、まず、準備手続を創設することに反対はしません。しかし、当然のことですが、充実した準備手続とするためには、被告人の身柄を早期に解放し、弁護人と十分打合せのできるようにしてもらいたいのが前提となります。少なくとも第一回公判までほとんど保釈がきかず人質司法と揶揄される現状が改められなければ、充実した準備手続など念仏にすぎないと思います。ちなみに私などは民事事件の弁論準備手続にもできる限り本人も同席させており、刑事事件においても本来同様にするのが「充実」に資するのではないかと考えるので、

6. 準備手続の主宰者は公判担当の裁判官と別のほうが良いと考えます。予断排除の必要性が大きいのです(体験的に)。

7. 証拠の開示についてはペーパーの考えに反対です。全面開示が本来と思いますが、少なくとも全証拠の目録を弁護人に開示すべきです。そもそも関連性があるとして捜査官側が集めた証拠なら見られて何が不都合なのでしょう。また、ホントに不要なものなら弁護人のほうで一読して「これは要りません。」とできることです。ペーパーを読んでいると弁護士を信頼しないのなあ、の観が強いように思えて、正直不愉快にさえなります。また、そもそも言えば、有罪とされる証拠は誰のものなのか、という疑問がわきます。被告人に検討してもらおうべく証拠のコピーを渡すのは決しておかしいとは思いません。

8. 捜査の可視化ということでビデオを導入するぐらい楽なものと思いますが、それに踏み込んでいない点は不十分です。

9. 即決裁判手続には特段反対しません。(男性、40歳代、岡山県)

裁判員制度においては、特に事実の認定において、一般の市民の多様な社会経験を背景として事実の認定がされるべきである。そのためには、少なくとも裁判員は7名以上は必要であると考えます。特に、裁判員が少数にとどまると、「社会の縮図」という性格は希薄になり、偶然によって選任された裁判員の分布、属性によって、事実認定が大きくぶれる可能性があり、不適切である。これに対して、裁判官は、法律知識は別として、特に事実認定についての系統だった教育・訓練を経ている者ではないのであり、1ないし2名の少数で十分である。座長ペーパーのような、裁判官と裁判員の数が同程度という案では、到底市民参加が実質化するとは思えない。(男性、40歳代、埼玉県)

1. 合議体の構成について

座長案では職業裁判官と裁判員の比率が前者に偏り過ぎています。私の刑事弁護人としての経験からいうと、職業裁判官の多くは安易に有罪の判断に流れがちです。裁判員制度導入のポイントは、このような偏りがちなプロに対し、市民の目から偏りのない認定を行うことにあると思います。そのように考えれば、職業裁判官は1人で十分です。これに対し裁判員は、素人ですからある程度の数がいないとプロに引きずられる危険があります。おそらく職業裁判官1に対し裁判員5以上の比率は必要でしょう。

2. 保釈の原則化

これも私の刑事弁護人としての経験からの意見ですが、現在の保釈制度の実態は「自白強制」そのものです。すこしでも争う素振りを見せる被疑者、被告人に対し捜査当局(警察、検察)は必ず、「認めなければ絶対に保釈されない。いつまでも勾留が続くぞ」と脅してきます。実際にも否認すれば、裁判所も「罪証隠滅のおそれあり」と判断して保釈請求は却下されるのが通例です。(さらに言えば、捜査段階で全面的に認めて自白していても、第1回公判で検察官請求証拠に全て同意して取調べが終わらないと保釈が許可されないのです。)その結果、心ならずも嘘の自白を認める被疑者が非常に多いことは弁護士間では常識です。このような悪弊を除くことが刑事司法改革の肝心要でなければなりません。否認しているだけでは保釈不許可事由としないことを制度上確立すべきです。(男性、50歳代、東京都)

裁判員の1人が賛成し、裁判官が全員賛成すれば評決可能というのはいくら何でもまずいと思います。裁判員制度を導入する以上は、評決には裁判員の過半数の賛成が必要な制度設計にすべきと考えます。(東京都)

1. 合議体の構成は、裁判官2名、裁判員6名以上が適当と考えます。慎重な審理という意味で、裁判官2名は必要と思いますが、3名だと多すぎて、結局実質的な議論ができない可能性があります。また、市民の声を取り入れるというのであれば、少なくとも6名以上は必要です。

2. 評決は、3分の2以上の多数決がよいと思います。全員一致が理想ですが、そこまで求めるのは現実的ではないと思っています。

3. 報道規制規定は削除すべきと考えます。自主規制で足りると思います。

4. 訴訟指揮の実効性確保のための新たな制裁規定は不要です。これも自主的な規律に委ねるべき問題です。(女性、30歳代、岡山県)

裁判員制度における裁判官と裁判員の人数について座長私案が出されていますが、この案には反対です。裁判員の数は少なくとも裁判官の数の3倍以上でなければ、裁判員制度を導入する意義がなくなります。形だけの導入にしないようにしなければなりません。

訴訟指揮権の実効性を確保するための命令不遵守に対する新たな制裁規定は設けてはならない。裁判官の不当な訴訟指揮に対する弁護人の正当な弁護活動を萎縮させることになる。(男性、50歳代、岡山県)

裁判員制度の裁判体構成は、多くの民意を反映するためにも、なるべく一般市民から選ばれた裁判員の比率を高めるべきであると考えます。自民党案として裁判官3、裁判員4という案が出されていますが、それでは裁判員は職業裁判官の意見に押し切られます。少なくとも裁判員の数は職業裁判官の3倍は確保すべきです。(男性、40歳代、岡山県)

刑事裁判を充実・迅速化させようとするなら、取調べの可視化、全面証拠開示こそが最も効果的です。作成までの経過が全く不透明で、かつ、捜査機関に有利な証拠だけで被告人を有罪にしようとする今の刑事裁判の現実が、裁判の長期化の一番の原因です。取調べの可視化、全面証拠開示がなされれば、裁判長期化の原因のほとんどはなくなります。かかる事実を無視ないし軽視して、井上座長案のような弁護活動を規制する規定を導入しても、刑事裁判の充実・迅速は実現されず、かえって、冤罪が増えるでしょう。取調べの可視化は、欧米では、既にも実現されており、それによって不都合が生じたこともありません。また、日本の証拠開示は、制度化もされず、開示範囲も極めて狭く、世界の中でも遅れています。刑事裁判の充実・迅速のために何が必要なのか、今一度、慎重な議論をお願いします。(男性、30歳代、福井県)

新たに弁護活動を規制することになる、1. 訴訟指揮権に基づく命令の不遵守に対する弁護人への過料、弁護士会への処置請求及び2. 開示証拠の目的外使用禁止違反に対する被告人、弁護人への過料、刑罰について、強く反対する。このような規定は、弁護活動を処罰と懲戒の威嚇で厳しく制限しようとするものであり、その結果、刑事裁判の活性化を妨げる弊害をもたらすことになるのであって、設けるべきではない。私の意見は平成15年8月17日付けの意見書で述べたが、さらに意見を述べる。

第1 訴訟指揮権に基づく命令の不遵守に対する弁護人への過料、弁護士会への処置請求に強く反対する

1. 立法の必要性がない

現在の裁判実務において、裁判長の訴訟指揮権に基づく命令に違反して、弁護人が尋問・陳述を続け、その結果裁判が遅延するという事態はほとんどない。そのような実務の現状を考慮しないで、あえて、裁判長の訴訟指揮権を過料や弁護士会による懲戒の制裁を担保にして、強化しなければならない必要性がない。すなわち、立法理由あるいは立法事実がないのである。

2. 現行刑訴規則を大幅に改悪するものである

現行刑訴規則では、裁判所は、検察官又は弁護人が、訴訟手続に関する法律・規則に違反し、審理の迅速な進行を妨げた場合には、まず、検察官又は弁護人に対し、任意的ではあるが、理由の説明を求める。その上で、特に必要があると認めるときは、弁護士会等に通知し、適当の処置をとるべきことを請求しなければならない、としている(303条)。このような刑訴規則自体が問題だと思うが、座長案(事務局たたき台と全く同じ)は、さらにこれを大幅に改悪している。刑訴規則は、弁護人等が訴訟手続に関する法律・規則に違反し、審理の迅速な進行を妨げた場合に、はじめて弁護士会等への処置請求を定めているが、座長案は、裁判長の命令に違反しただけで、弁護人等を過料に処すことができるとし、同時に、弁護士会等への処置請求を義務づけている。裁判長の、弁護人に対する訴訟指揮権による命令は、感情的になされることもある。それにもかかわらず、裁判長の訴訟指揮権を絶対化し、それに違反したというだけで、過料や処置請求の制裁を課すことは、あまりにも裁判長の訴訟指揮権を強大化し過ぎるものであり、弁護人を萎縮させ、裁判の公正さや裁判の活性化を妨げる弊害をもたらす。また、弁護人に対し、理由の説明を求める手続を削除し、弁護士会への処置請求を義務的なものとしている。刑訴規則は、刑事裁判の公正な運営をするためには、裁判所と弁護人・弁護士会との信頼関係が重要であることを認め、問題のある弁護活動に対する制裁について、慎重な手続を定めたのである。このような刑訴規則の立法趣旨を無視して、弁護活動に対する新たな規制を定める必要性はまったくない。

3. 司法制度改革審議会の意見書と矛盾する

座長案は、弁護人等訴訟関係人の裁判活動を制限し、萎縮させるものであり、司法制度改革審議会の意見書が目指す、証人尋問を中心とした直接主義・口頭主義の実質化や裁判の充実化と矛盾する。むしろ、それらに逆行するものである。弁護人等の自由闊達な訴訟活動を保障してこそ充実した裁判が実現できるのである。

第2 開示証拠の目的外使用禁止違反に対する過料、刑罰に強く反対する

座長案は、事務局たたき台の一部を手直ししたが、その内容は事務局たたき台とほとんど同じである。被告人、弁護人や救援会等が、冤罪事件や無罪を争う事件で、ピラや出版物により無実を訴える活動は広く行われており、これはきわめて重要なものである。その場合、開示証拠の問題点を訴えるために、ピラや出版物に開示証拠をそのまま引用したり、その写しを掲載したりすれば、被告人、弁護人は、過料や刑罰に処せられるおそれがある。また、救援会の活動にとっても重大な制限が生じる。刑罰が適用されるということは、警察・検察等の捜査機関が、被告人、弁護人の、開示証拠の利用方法について、犯罪として捜査できるということであり、まさに、被告人や弁護人の裁判活動や弁護活動そのものが捜査の対象にされてしまうことになる。この規定は、被告人の裁判活動や弁護人の弁護活動そのものに対する初めての刑罰の適用であり、それらの活動を刑罰の威嚇で制限するものであり、重大な問題がある。ことに、冤罪事件や無罪を争う事件において、開示証拠を用いて、広く社会や世論に訴える活動が刑罰の対象とされ、弁護活動にとっては致命的な制限になる。

第3 パブリックコメントは尊重されるべきである

事務局たたき台に対し、パブリックコメントで多くの反対意見が出された。それにもかかわらず、これらの反対意見が座長案にはまったく反映されていない。検討会の単なるアリバイ証明のために、パブリックコメントを募集していると批判されてもやむを得ない。パブリックコメントを募集する以上、出された意見を尊重し、可能な限り事務局案や座長案に採り入れられるべきである。(男性、50歳代、滋賀県)

1. 裁判員制度は、なによりも市民が主体的に裁判に参加してその健全な常識を反映することができるものでなければならない。そのためには、裁判官の数と裁判員数が少なくとも1対1にすべきである。

2. また、裁判員制度をその本来の趣旨で運営するためには、市民がその自覚のもとに参加することが肝要であるから、学校教育や社会教育、企業などの研修でその意義を知ってもらうことが重要である。

3. 守秘義務などの違反について、刑罰を科することは、そのような意味で、仮に導入するとしても罰金刑とすべきである。

4. 評決の仕方についても、あくまでも十分に時間をかけて基本的には全員一致を目指すべきである。

5. 裁判員になる資格については、なぜ、選挙権のあるもののうち、25歳以上とする意味があるのか理解できない。また、将来的には在日外国人にも裁判員資格を認めるべきだと思います。(女性、50歳代、島根県)

座長案では、開示対象となる証拠を類型化し、あげられている証拠のほとんどは捜査機関が有罪立証のために作成するものであり、開示対象となる証拠が限定されてしまいます。その場合、弁護側には開示されないままになる証拠が出てくる危険性があります。松川事件では「諏訪メモ」のように個人が作成していたメモなどが手がかりとなって、再審、無罪判決となりました。これまでの誤判事例を見ても、そのような資料の中に無罪証拠が存在していた例は少なくありません。過去の誤判事例を教訓にし、かつ、国連の規約人権委員会の勧告等を踏まえるならば、「たたき台」A案を採用し、捜査機関が収集した証拠(証拠リスト)を弁護側に開示し、収集されたすべての証拠に弁護側がアクセスすることができるように改善すべきです。

そもそも市民が司法に関与していることを実感するためには、裁判員に選ばれていない人についても、次は自分かもしれないという緊張感を与えるような制度でなければなりません。運悪く裁判員に当たってしまったという程度の確率でしか裁判員に選任されないのなら、国民の司法参加は掛け声だけの制度になってしまいます。国民の国政への参加を促進するために、裁判員制度は格好の教材になるはずですが、その制度により多くの国民が参加する機会を

持つことができ、また「恐らくそのうち自分にも順番が回ってくるだろう」という緊張感を国民に与えるためにも、裁判員の数は多いほうが望ましく、少なくとも7人以上にはする必要があると思います。(男性、30歳代、広島県)

市民の意見を尊重すべきと考えております。(男性、40歳代、岡山県)

「裁判員制度・刑事検討会」の議論は、あまりにも皮相で、驚きと恐怖を禁じえない。このような議論で、国民(それは被告人になるものと裁判員になるもの双方を含む)の将来を決めるのかと思うと、暗澹たる思いである。そもそも、検討会においては、裁判員の参加する刑事裁判手続が、具体的な事件においてどのように進行するかという点のイメージが共有されていない。そのため、審議会意見書による縛りである「重大な刑事事件を対象とする」との点から脱皮できていない。しかし、審議会意見書といっても所詮は人間の作ったものであるから、完全無欠ということはない。どうしても不合理だと思われる点にまで盲従する必要はない。検討会のメンバーは、有印公文書偽造罪(刑法第155条第1項)で起訴された被告人が、その公訴事実を認めている場合に、地裁でどのような裁判が展開されているかをご存じだろうか。たとえば、郵便局の通帳を偽造して、貯金を下ろそうとしたような場合である(郵便貯金は日本郵政公社が取り扱うが、日本郵政公社法第50条により、公社の役員及び職員は国家公務員とされている)。これは法定合議事件に当たるので、裁判官3人の合議体で審理する。しかし、被告人が認めているから、弁護士もすべての書証に同意し、書証の取調べは要旨の告知で済まされる。情状証人がいても、ほとんどの事件が1時間程度の審理で結審するのである。この裁判に、わざわざ裁判員の参加を求め、検討会のメンバーは本気で考えているのであろうか。忙しい中をわざわざ時間を作り、あるいは、家事・育児・介護にやりくりを付けてわざわざ参加した裁判員に「来てよかった」という充実感とは与えられるであろうか。実際に裁判を傍聴し、どのような制度がよいのかを真剣に考えてほしい。これまでの検討会の状況は、裁判員制度を本当に大切なものだと思い、その定着に心を砕いているとは思えないのである。対象とする事件は、法定刑が軽いものも含めて、すべての否認事件とすべきである。その上で、裁判員に充実した議論をしてもらうために、裁判官と裁判員の人数は1人:11人とすべきである。この人数比が最も望ましいことは、『季刊刑事弁護』2003年秋号17頁以下の藤田正博氏の論文で実証されている。繰り返すが、裁判員制度のわが国における重要性を本当に理解しているのであれば、審議会意見書に拘泥し、しかも、裁判員を飾りにしか考えないような制度設計をしてはならない。(男性、40歳代、東京都)

「選挙人名簿」に登録されている者(司法制度改革審議会意見書)、あるいは「衆議院議員の選挙権を有する者」(座長ペーパー2(1))以下、とくに断りがない限り座長ペーパーからの引用である。)など、選挙権を前提としている点、その中でもとくに日本国籍を有することを前提としている点について以下、意見を述べる。

1. 選挙権と等しくする必要はなく、司法独自の観点から裁判員の要件を決すべきである。現在提案されている要件は選挙権におけるそれにならうことを前提としているが、これについて納得できる理由は示されていない。選挙人名簿は国会の機能・役割からその要件が導き出されているのであり、裁判員名簿においても裁判所の機能・役割からその要件を吟味すべきである。それぞれの制度趣旨が異なる以上要件も異なって当然であり、裁判員の要件を選挙権にならう必要はないのである。諸外国の例(第17回別添資料3参照)を見ても必ずしも選挙権と連動しておらず、また、選挙人名簿によるとされているアメリカ合衆国においてもそもそも「合衆国民」は純粋な国民と必ずしも一致するものではないと解されるところである。日本国内においても、必ずしも三権に関わるすべての者が選挙人名簿と連動しているわけではない。

2. 日本国籍を要件とすべきでない。

(1)裁判員制度の目的

「一般の国民が、裁判の過程に参加し、裁判内容に国民の健全な社会常識がより反映されるようになることによって、国民の司法に対する理解・支持が深まり、司法はより強固な国民的基盤を得ることができるようになる。」これは裁判員制度の目的とされているものであるが、この趣旨は、職業裁判官ではない一般の市民が裁判の過程に参加し、裁判内容に一般社会の常識がより反映されることにより、裁判の結論がより納得できるものとなり、ひいては市民の司法に対する信頼が深まる、ということにあるといえよう。この趣旨からすれば、日本社会の健全な常識を備えた人であれば、裁判員となるに足りるといえる。したがって、上記にいう「国民」はすべて等しく日本国籍を有するものであると解する必要はなく、日本社会の健全な常識を備えたといえるに足りる期間日本に定住していれば裁判の過程に参加する資格があるといえるべきである。裁判員の他の要件について言われていることは、日本語を中心とする学識・能力(中学卒業について、説明書13ページ)、人生経験(年齢について、第14回審議会議論等)などであり、これは国籍とは直接に関係しない。例えば、前者については日本の中学卒業レベルの試験や日本語検定試験を課す方法もありうるのである。したがって、裁判員制度の目的とは関係なく国籍要件を課すべきではない。

(2)国民主権原理との関係

現在の日本の憲法下において、権力分立の原理が国民主権と並ぶ統治機構の柱であり、司法がその一翼を担う一つの権力であることも否定するものではない。刑事裁判が国権の作用であるということも審議会における意見の中で見られるところである。しかしながら、そこから直ちに司法に関わるすべての者の国籍が日本国籍でなければならぬということとは導かれるものではなく、個々の権力作用に応じて個別に判断されるべきである。あえて論点を単純化して言えば、この問題における結論は、外国籍の裁判員がいて国民主権の原理に反しないか、とりわけ、日本国民が日本国の政治のあり方を最終的に決定する権力を有しているか、にかかっているといつてよいであろう。そのような観点から裁判員制度を考えると、裁判員に主に期待されるのは個々の事件における事実認定であり、審議会内部で裁判員の関わり方について争いはあるにせよ法律の解釈自体は裁判官が行うという点に争いはない。しかも、上訴の道は残されており、裁判員の判断が日本国の政治のあり方を最終的に決定することはありえないといえる。そうであれば、国籍要件を課す必要はまったくない。なお、裁判所の判断としても、地方公共団体の長らに対する選挙権を外国人に付与することも憲法上禁止されていないと解されている(最判平7.2.28)。また、公務就任権についても外国人を任用することが許される管理職もありうるとされている(東京高判9.1.12.6)。これらの問題は、単に地方自治の問題とされているわけではなく、国民主権原理との関係も問題とされた上でのことである。

(3)国際社会に通用する司法とは

国連人権委員会(自由権規約委員会)の日本国に対する最終見解によれば、「委員会は、裁判官、検察官及び行政官に対し、規約上の人権についての教育が何ら用意されていないことに懸念を有する。委員会は、かかる教育が得られるようにすることを強く勧告する。裁判官を規約の規定に習熟させるための司法上の研究会及びセミナーが開催されるべきである。」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2c2001.html外務省 HP)と懸念されている。これは、現に行われている裁判において国際人権規約上の人権に対する理解が不十分であるという認識を前提としている。ここでは裁判官や検察官に対する教育を勧告しているが、国際社会に通じる人権感覚を裁判に反映させるべしという趣旨からすれば、日本の裁判に国際感覚を有した裁判員が参加することはより好ましいといえよう。なお、私は個々の裁判の当否を主張・判断できる立場にはないが、あるNGOによれば外国人差別の認められる事件として、ネパール国籍のゴビンダ・ブラサド・マイナリ被告事件、フィリピン国籍のマナリリ・ピリヤヌエバ・ロザール被告事件、ブラジル国籍のトクナガ・ロベルト・ヒデオ・デ・フレイタス被告事件、ナイジェリア国籍のジャスティス被告事件があるとされている(http://www.jca.apc.org/grillo/より)。このような主張の当否はおいとくとしても、少なくとも日本国民を含む一般市民から外国人差別が疑われる裁判が行われているということには事実であり、このような疑念を振り払い公平な裁判所として司法が信頼されるためにも、裁判員に外国籍市民が含まれることは望ましいのではないだろうか。

(4)外国人が裁判員となっても不都合は生じないこと

現在コンセンサスの得られている裁判員制度の内容としては、法令の解釈に関する審理については、あくまで裁

判官が担当することになっており(「裁判官の過半数の意見によるもの」[1(3)])、裁判員が関与できるのはせいぜい「(裁判官が)適当と認めるとき」に限り「意見を聴くことができる」[1(2)ア(ウ)]にすぎない。また、当然のことながら、裁判員は「憲法及び法律にのみ拘束される」[1(2)ウ]し、「裁判員に公正な判断を期待することができない状況があると認めるとき」[1(4)ウ(ア)]を対象事件から除外すると考えられている。忌避理由としても「裁判員が不公平な裁判をするおそれがあるとき」[2(6)]が挙げられており、外国人が裁判員として参加してもとくに障害が生じるとは思われない。また、上訴の途もある[5]。裁判の公正を妨げる行為も禁止されている[8(3)]。このような制度内容を前提とする限り、裁判員の判断が最終的に国の命運に関わる可能性は全くないし、仮に間接的に影響を及ぼすとしても(想像が困難であるが、忌避を免れて裁判員となった外国人が裁判官の判断に影響を与える意見を述べ、それに従った判断がなされ、上訴されずに確定した場合など)、それは消極的な方向でしかない。

3. 結語

審議会においてはこの要件について最初から選挙人名簿を前提にa案b案c案と専ら年齢の問題として議論されており、必ずしも十分な議論が尽くされているとは思えない。また、議論されている範囲内でも地方自治と運動させるべきかという問題にすりかわってしまったようである。たしかに、順序として地方自治における参政権等の問題から法改正がなされるのが望ましいとも考えられるが、本来は地方自治の問題とも別の司法独自の問題として検討すべき要件であるから、今後も積極的に国籍要件について検討して頂きたい。(女性、30歳代、神奈川県)

1. 裁判員の数について

裁判員制度の本来の趣旨からして、裁判員が、法律家の判断や思考過程に依存しようと考えないことが重要である。小生地方公共団体の監査委員をしておりますが、住民監査請求その他の監査において、法的な問題点が発生したときに、どうしても弁護士である私の法律家としての意見を聞いてそれに依存しようとする傾向があります。裁判においても、少なくとも裁判官の数が多いと、素人は彼らの判断に依存する傾向があると思います。よって、裁判官の数を少なくするべきと考えます。

2. 弁護人に対する裁判官の訴訟指揮

裁判官に制裁規定を背景にした訴訟指揮権を認めることには絶対反対です。裁判官の訴訟指揮に誤謬を生じないと考えることは幻想であり、萎縮効果も生じるので、絶対反対です。(男性、40歳代、岡山県)

1. 現状 平成15年10月28日付「考えられる裁判員制度の概要について」では、裁判官の員数を3人、裁判員の員数を4人とするを基本構造としている。

2. 私見 この員数比は、裁判官の影響を過少評価し、裁判員制度の趣旨を没却するものである。

3. 理由 裁判官は刑事裁判において原告(検察官)と被告(弁護士)の求刑・弁論に基づき、最終判断を下す立場である。よって、裁判官の判断は、他の法曹者と比べても絶対的な権威がある。

イギリス法では、警官と一般市民の質疑応答に対してEqual Termsという法理、弁護士と一般市民の取引に対してUndue Influenceという法理を適用し、弱者に対する不利益を軽減している。

1)Equal Terms(平等な関係)

一般市民と比べると、警官は、刑法、刑事訴訟に関し、より教育された専門家である。そのため、警官が容疑者(一般市民)と質疑応答を交わすとき、容疑者は、衡平な状態にあるとはいえない。そこで、法は、Equal Termsでなければ、質疑応答から得られた証拠を使用することはできないと規定した。その結果、例えば警官が「おまえが殺したのか?」と尋ねたとき、容疑者がこれを否定しなくても不利な証拠にはならない。しかし、弁護士が付けられている状態で容疑者が否定しなかった場合、その状況は容疑者にとって不利な証拠になる。この法理は、刑法の専門家による質疑応答によって一般市民が不当な圧力を受け、不公平にならないように配慮したものである。警官と対等な状況にする為にイギリス法が導き出した公式は、容疑者+弁護士=警官である。

2)Undue Influence(不当威圧)

一般市民と比べると、弁護士は、民法、民事訴訟に関し、より教育された専門家である。そのため、弁護士が個人(一般市民)と取引するとき、個人は、衡平な状態にあるとはいえない。そこで、法は、Undue Influenceがない状態であれば、取引は成立しないと推定した。例えば、弁護士が個人と契約を結んで土地を購入するとき、不当な圧力が無かったことを弁護士が証明できない限り契約は取消し可能である。この法理は、民法の専門家による取引によって一般市民が不当な圧力を受け、不公平にならないように配慮したものである。弁護士と対等な状況にする為にイギリス法が導き出した公式は、個人+独立した公平な専門家のアドバイス=弁護士である。

3)Equitable Doctrine(衡平法の法理)

これらの考え方は、イギリスで生まれ、コモンローを採用する国(例えば、アメリカ、カナダ、オーストラリア、マレーシア、シンガポール、アフリカ諸国など)で確立されたEquitable Doctrineに基づく。一般市民は、高度の教育や訓練を受けた専門家(法曹者、警官、医者など)とのコミュニケーション(対話、意見交換など)の場で、専門家から大きな影響を受ける。専門家が現役裁判官となれば、その影響は決定的なものとなる。

4. 適切な員数比

裁判員制度は現役裁判官と裁判員が共に協議して刑事判断を下す状況であるが、前述した2例は対立構造に近い状況である。しかし、一般市民の数が不当に少ないと、一般市民は、裁判官の意見に圧倒され、裁判官の意見・主張に靡く風見鶏になってしまう。このような状況で、独立した公正な判断は期待できない。Equal Termsの例では、一般市民に専門家を付けた状態が警官と対等な立場としている。この点を参考に現役裁判官の影響力を推し量ると、少なくとも裁判員の2倍以上になるであろう。従って、裁判官と裁判員の員数比は1:2又は1:3が妥当な員数比と推測できる。ちなみに、イギリス法において、刑事裁判に適用される陪審員制度では、裁判官と陪審員の員数比は、1:3(最大)である。日本において最適な員数比は、裁判を受ける権利という憲法が保証する被告の利益、裁判員候補選出手続、意見交換の程度、審理方式に配慮しなければならぬ。裁判員制度が重大な犯罪事件だけに適用されること、さらに、その被告の利益を考慮すると、通常の犯罪事件における裁判官の員数を下回るのは好ましくない。よって、裁判官の員数は3名以上としなければならない。また、裁判員の員数については、裁判員選出手続の煩わしさ(読売新聞2003年8月31日の記事参照)を考慮すると、実用上、裁判員は6名が限度であろう。さらに、裁判官と裁判員が合議体となって過半数で判断するという審理方式を考慮すると、裁判官と裁判員の合計数は奇数の方が好ましい。以上を総合的に判断すると、裁判官と裁判員の員数比は、1:2が合理的であろう。よって、裁判官が3人、裁判員が6人とすることが理想的である。(男性、40歳代、埼玉県)

座長ペーパーを見て、驚きを禁じ得ません。市民参加を真に意味のあるものにしようとの立場に立たれていないと思わざるを得ません。また、これまで寄せられている市民の率直な声に耳を傾ける謙虚な姿勢が感じられません。

1. 裁判官3に対して市民4、さらに守秘義務を懲役刑の罰則を科して強制する。当該制度が市民にとって、どのように映るでしょうか。市民が自らの良心に従って自由に意見を言えと本当にお思いでしょうか。さらに、無作為抽出で選出された市民によって構成される裁判体で、かような構成及び市民の数で構成される制度が世界のどこにあるのでしょうか。このような意見は、裁判官と市民を対立的にとらえる発想だとの意見があるやに聞こえています。しかし、そのような意見自体、通常市民の感覚と大きく遊離していることを露呈しています。

2. さらに、評決を過半数をもって当然と考えられることも驚きです。一定規模(仮に7名で構れるとしても)の半数に近い方が有罪とできない自体で、本当に合理的な疑いを入れない程度に立証できたと言えるのでしょうか。さらに、慎重な評議を制度的に保障することは大切なことで、全員一致を原則としつつも、一致に至らないときは、特別多数を要するとすべきです。

3. さらに、弁護側に準備段階で争点整理を義務づけられるにも関わらず、証拠の開示が十分でない、事前の準備が十分に保障されていないなどの事態があれば、弁護側の争点整理等不可能であります。のみならず、圧倒的に捜査の実力に差がある弁護側に、公判での争点の提起を禁止することが不当であることは明確です。それは、人権保障

と事実の解明を目的とする刑事裁判の目的に反し、ひいては市民の信頼を損なうことは明らかです。座長ペーパーでは、裁判官が検察官の手持ち証拠の一覧表を開示することができるとしつつ、弁護側への開示はしないことになっておりますが、到底承服できるものではありません。弁護側への開示は絶対不可欠であります。さらに、弁護士が争点の提起を公判段階であることを禁じることにされていることは、絶対に認めることができません。証拠の開示の実状とさらに捜査の実力の差を無視した机上の空論であります。これらの意見は、弁護士が可能な限り準備手続を重視する、争点の明確化に努力することとは何等矛盾しません。これらの意見は、刑事手続を担う弁護士の共通の意見であることを確信します。

4. なぜ、取調べの可視化の議論に関し、座長ペーパーは触れていないのでしょうか。市民参加の裁判をわかりやすくするために、取調の録画などは必要不可欠なものです。

5. 裁判員の守秘義務はより限定すべきです（一定の期間制限をもうけるなど）、制度運用の適正を検証、研究する場が全くないのは不当です。また、守秘義務違反に懲役刑を科すのは、明らかに行き過ぎで、当該制度の市民への定着を阻害します。座長ペーパーは、弁護士の間にも大きな驚きと、怒りすら巻き起こしております。再度、市民参加を真に意味のあるものにするよう、再考をお願いするものであります。（男性、40歳代、静岡県）

罰則強化は、国民の司法参加を現状以上に萎縮させるもので、司法制度改革の趣旨に逆行するので反対。なお、検察審査会で滞留している事件が極めて多数であり、審査回数的大幅な増設が望まれる。（男性、30歳代、京都府）

裁判員制度が、真に、市民参加の制度となるような制度設計を強く求めます。人を裁くという仕事は、大変なことです。誰もが尻込みをして当然です。しかし、だからこそ、参加できる市民の数を多くして、尻込みせず、参加し、発言できるようにしてほしいのです。裁判に明るい市民の人たちであれば、裁判官とほぼ同数であっても発言し、裁判に実質的に参加できるかも知れません。しかし、全くの素人であれば、まず、素人同士で、自由な論議ができるような雰囲気は不可欠です。そのため、裁判官の数は、少なめに、そして市民の数はぐっと多くすることが不可欠です。是非とも、そのように実質的に市民参加ができるよう、司法制度改革審議会の趣旨が十二分に生かされるような制度設計を心から望みます。（男性、50歳代、京都府）

裁判員制度の導入には、前提条件として、取調べの録画・録音を義務化してその可視化を図ることが必要である。裁判員の関与する手続において、供述の任意性、信用性を従前の方法によって検討することは、おそらく愚の骨頂であり、国民の刑事司法に対する信頼を失墜せしめることとなる。審理に疲れ果てた裁判員が発する台詞がありありと想像できる。「なんでビデオ録画してないんですか。ビデオがあればはっきりするのにな。」また、警察管理証拠の全部検察官送致義務、検察官手持ち証拠の全部開示義務も同様に前提条件となる。証拠の開示を巡って期日が重ねられることもまた、国民の目から見れば愚の骨頂であることは必然である。裁判員の数については、裁判官の3倍を確保すべきである。評決については、裁判官、裁判員の合計の過半数でよいのではないかと。（男性、20歳代、京都府）

1. 裁判官と裁判員の人数について

「裁判官3名、裁判員4名」案には賛成できない。裁判官の人数は1～2名、裁判員の人数は9～11名とすべきである。

事件ごとに無作為で選任される裁判員が、経験豊富なプロとして認識されている裁判官と対等に議論を行うには、4名では余りにも少なすぎる。また、裁判官が3名もいれば、裁判官だけの議論で評議が進むこととなり、裁判員は単なる「お飾り」となるおそれが大きい。したがって、座長試案の「裁判官3名、裁判員4名」案には到底賛成できない。裁判への市民感覚・市民常識の注入という裁判員制度の趣旨を実現するためには、何よりも、裁判員と裁判官が対等に議論を交わることができる制度的保障が不可欠であり、そのためには、裁判員に比較して裁判員が圧倒的に多い制度とする必要がある。また、できる限り多様な市民の意見の中から議論を通じて真実を発見するという趣旨から、裁判員の数は、実質的な議論が可能な範囲で、できる限り多数であることが望ましい。裁判官の数を現在の合議体と同人数である3名にする必然性は全くなく、むしろ、複数のプロの裁判官の意見が一致した場合に、その意見に賛成できない素人の人達が反対意見を言って対抗できるかどうかについては、大きな疑問がある。しかも、裁判官が3名もいれば、評議はほとんど裁判官の意見交換によって進められ、裁判員は、単なる「お飾り」となってしまうおそれがある。座長試案の説明では、裁判員制度が適用される事件よりも軽い事件が、裁判官3名の合議事件とされることとの不均衡が主張されているが、しかし、それでは、裁判員の存在を無視して、裁判官の人数のみを比較するものと言わなければならない。このように考えると、裁判官は1～2名、裁判員はできるだけ多い9～11名という制度が最も妥当な制度であると考えられる。座長試案の説明では、人数が多いと判決書きが難しいとされているが、実質的な評議ができるかどうかの方が重要であり、座長試案の説明は、本末転倒の議論である。

2. 評決

過半数案には賛成できない。有罪判決を下す場合には、原則として全員一致とするが、十分に評議を尽くしても全員一致に達しない場合には、4分の3以上の特別多数決によるものとすべきである。

この問題を考える時には、裁判には素人の裁判員が、最初から十分な議論を行うことができるかどうか注目しなければならない。日弁連製作の裁判員ドラマ「裁判員 決めるのはあなた」や、映画「12人の優しい日本人」が描くように、裁判員は議論に慣れていないために、最初のうちは自分の意見を明確な言葉として表現できないことが多いと予想される。しかし、議論が進めば、裁判員もそれぞれ自分の経験や知識を元に活発な議論を展開するようになる。もし、過半数で評決をする制度が採用されてしまえば、裁判員が十分に自分の意見を述べるができず、評議が不十分なまま、過半数で結論が出されてしまうおそれがある。そのような事態を避け、徹底した評議を行うためには、全員一致を原則とし、評議を尽くしてもどうしても全員一致に達しない場合にだけ特別多数決によるという制度にしなければならない。裁判員と裁判官の中に1人でも有罪に疑問を持つ者がいる場合には、有罪に合理的疑いが残るものと考えられる。したがって、合理的疑いをできる限り排除するために、原則として有罪評決のためには全員一致にするべきである。しかし、評議を尽くしても、1人の裁判員だけが最後まで説得的な理由もなく有罪に反対した場合にも、合理的疑いがあるとして無罪とすることには躊躇を感じる。そこで、全員一致を目指して評議を重ね、全員一致を原則とするが、十分に評議を尽くしてもどうしても全員一致に至らない場合には、4分の3以上の特別多数決で有罪とできるものとすべきである。なお、量刑は被告人の有罪を前提に議論されるものであるから、量刑の評議は有罪・無罪の評議に結論が出てから行われるべきは当然である。

3. 対象事件

ア 対象事件

賛成できない。法定合議事件及びその他の事件で被告人が選択した場合をも対象事件とすべきである。

審議会意見書は対象事件を法定刑の重い重大犯罪としているが、これは裁判員制度の対象事件を重大事件に限定するという趣旨ではない。「新たな参加制度の円滑な導入のためには、刑事訴訟事件の一部の事件から始めることが適当である」とされていることから明らかになように、適用範囲を拡大していくことが想定されている。本来、国民の司法参加を実質的なものとするためには、対象事件を拡大して、できる限り多くの国民・市民が裁判に参加できるようにする必要があるが、他方、すべての事件を対象とすると対象事件数が膨大となり、裁判員の確保・財政面双方の観点から、現実性に欠けることになる。そこで、両者の調和点をどこに見出すかが問題となる。まず、死刑・無期刑にあたる事件のみを対象とすると、国民の司法参加が余りにも限定的なものとなりすぎる。法定合議事件は年間約4000件、死刑無期刑にあたる事件は年間約2000件と予想されており、裁判員の確保・財政面等を考慮しても、死刑・無期刑の事件に限らなければならない理由は全くない。また、対象事件を法定合議事件に広げたとしても、窃盗・詐欺・横領・恐喝・業務上過失致傷・強制わいせつ・名誉毀損等の、本来、市民感覚が求められる事件が対象外となってしまう、国民の司法参加の意義が損なわれることになる。しかし、他方、これらの事件

を全て対象とした場合には、対象事件数が膨大なものになりすぎる。そこで、これらの事件については、被告人の選択権を認めるものとすべきである。これによって、多くの自白事件は実質的には対象外になり、事件数の面においても、一定のバランスが図られるものと考えられる。

4. 裁判員の要件

衆議院議員の選挙権を有する者で、年齢が20歳以上の者とすべきである。

審議会の意見書は、「裁判員の選任については、選挙人名簿から無作為抽出した者を母体とする旨規定している。問題となるのは、国政選挙レベルの選挙権を前提とするのか、地方公共団体レベルの選挙権を前提とするのかという点であるが、在日外国人にも地方公共団体の普通選挙権を認める動きが強まっており、将来的には付与される可能性がある。長年我が国で生活し、我が国に生活基盤を有し、市民社会の一員となっている在日外国人には裁判員の資格を与えるべきとも考えられる。そこで、地方公共団体の普通選挙権を有する者に裁判員の資格を与えるべきとの有力な意見が存在する。しかしながら、現状では、すべての地方公共団体において在日外国人に地方公共団体の普通選挙権が与えられることとなるか否かは不明確であり、もし地方公共団体ごとに選挙権の資格が異なる場合には、その取扱いに混乱を生ずるおそれが否定できない。そこで、衆議院議員の選挙権を有する者に裁判員資格を与えるとの制度から出発し、今後、在日外国人に地方公共団体の選挙権が拡大していく状況を踏まえて、裁判員資格の拡大を検討するべきである。裁判員の年齢については、25歳以上又は30歳以上にしなければならない合理的理由はないので、普通選挙権と同様に年齢は20歳以上とすべきである。

5. 裁判員の欠格事由

ア(ア)で、中学校を卒業しない者を、(ウ)で心身の故障のため裁判員の職務の遂行に支障がある者を、それぞれあげているのは不当である。中学校を卒業していなければ当然に判断能力を欠くかのような考え方は不当である。学識以外の判断能力がより重視されなければならないし、中学校卒業と同等以上の学識を有するか否かを判断する基準も不明確である。(ウ)については、心身の故障のため裁判員の職務に支障があるか否かの判断には困難を伴い、その判断基準も不明確であるため、設けないのが妥当である。

6. 質問手続

ア 質問手続の出席者

ア(ウ)を除き、賛成する。ア(ウ)については、質問手続は公開法廷で行うべきである。選任手続の公正を担保するためには、やはり公開する必要がある。

イ 質問手続

(イ)を除き、賛成する。(イ)については、検察官及び弁護士にも直接の質問権を認めるべきである。

選任手続の適正な運用を保障するためには、裁判官のみならず、検察官及び弁護士にも直接の質問を認めるべきである。検察官及び弁護士の直接の質問権を否定する理由はないし、選任手続に一定の時間を要することは、予断偏見のない裁判員を選任するという制度の趣旨・重要性からやむをえない。また、それによって、裁判員自身も自らの職責を自覚し、誇りをもって職務に取り組むことが可能となる。

7. 裁判員に対する補償

賛成する。なお、旅費、宿泊費は原則として実費を支給することとなると思われるが、日当については、国民が公務を果たすために支給される報酬とみるべきものであり、平均賃金より高めに設定されるべきであると考えられる。日当は2万円+程度が妥当であろう。

8. 公判手続等

(1)総論

結論自体には賛成する。しかし、総論が述べる「裁判員の負担を軽減しつつ、実質的に裁判に関与できるよう、迅速で分かりやすい審理」を実現するためには、全面的な証拠開示制度の創設、直接・口頭主義の徹底(伝聞法則の厳格化)、との関係で取調書等の任意性・信用性を容易に判断できるようにするための捜査の可視化、集中審理・連日の開廷を可能ならしめるための保釈の原則化等の勾留制度の改善、刑事訴訟法39条3項の削除を初めとする接見交通権の実質的保障、国費による弁護士に対する十分な費用保障、弁護士に対する調査権限の付与等の制度的保障、事実認定手続と量刑手続の明確な分離と量刑事実調査制度の創設等の制度改革が不可欠である。

(2)準備手続(刑事裁判の充実・迅速化関連)

審理を迅速で分かりやすいものにするには、充実した公判準備手続が不可欠である。制度設計にあたっては以下の点に留意すべきである。公判準備手続は、後述する証拠開示を前提にした争点整理に基づいて有効な審理計画を立てることを目的とする。公判準備手続は、起訴後検察官による証拠開示が行われ、「答弁期日」が開廷され、当事者の準備期間を経た段階(あるいは当事者の準備活動と並行しつつ)で行われる必要がある。公判準備手続では、争点整理、証拠調べ請求手続、証拠の採否(証拠能力の判断を含む)に関する決定手続、公判期日の確定等の手続が行われる必要がある。公判準備手続は公開すべきである。現在の手続がすべて公開法廷で行われている以上、非公開にすべき理由は認められない。裁判員への影響を危惧して非公開とすべき意見もあるが、公判準備手続の段階では裁判員の選任が行われていないのであるから、かかる危惧は極めて抽象的なものに過ぎないから、公開を否定する理由とはなり得ない。被告人の出席及び発言権についても認めるべきである。同様に、現在の手続と比較して否定する理由はない。公判準備手続の目的からして、公判準備手続に付された後の補充捜査は原則として禁止すべきである。公判審理開始後の訴因変更は原則として禁止しなければならない。公判準備段階で争点整理を行う以上、公判審理開始後の訴因変更は原則として禁止しなければならない。「争いのある事件」については、公判準備手続の裁判官とその後の公判手続等に関する裁判官を分ける必要がある。これに対し、「争いのない事件」については、同一裁判官が担当することを認めて良いと思われる。「争いのある事件」の範囲を、量刑判断に影響を及ぼす罪体に関する事実について争いがある場合にまで含めた上で、「争いのない事件」においては、公判準備手続と公判手続を同一裁判官が担当する制度でも特に支障は生じないと思われる。

9. 裁判官の教示(説明)

裁判官から裁判員への教示(説明)は公開の法廷で行われるべきであり、また、その内容について当事者の異議権を認めるべきである。

裁判官が事件に適用されるべき法と事件の争点をどのように説明するかによって裁判員の判断は大きく変わる可能性がある。したがって、裁判員に対して行われる適用される法や争点に関する説示は公開の法廷で当事者のチェックの下に行われるべきである。また、この説示が評議の中で十分反映されなければ何らの意味もないのであるから、判決書においてもこれが十分反映されるような制度を構築する必要がある。選挙人名簿から事件ごとに無作為抽出された裁判員は、法の原則や事実認定の方法について、ほとんど知識・経験がない。したがって、法律について適正な説明を行ない、事実認定の方法について説明をすることは、必要不可欠なことである。その際重要なことは、もしも裁判員に対する説明が適正になされない場合には、誤った事実認定がなされる可能性が高いという点である。裁判員は、法律について素人であるだけに、もしも間違った説明がなされてしまえば、裁判員の実事認定も間違ってしまう可能性が高くなる。したがって、裁判員に対する説明は、適正になされなければならない。この適正さを担保するものが、当事者の異議権である。すなわち、裁判官が行なった裁判員に対する説明が法律の原則に反していたり、争点整理の仕方がおかしかったり、事実認定の方法の説明が誤っていたりする場合には、これを適正に正す手続が必要となる。その役割を果たすのが、当事者の異議権である。裁判官の裁判員に対する説明が間違っている場合には、当事者から異議を述べることができるようにしておくことによって、裁判官の裁判員に対する説明が適正になされることを担保すべきである。そのためには、裁判官による裁判員に対する説明は、公判廷で、当事者が立ち会っている場で行われなければならない。なお、裁判員が裁判官の評価を行い、評価アンケートを提出し、それが人事評価の資料

になるという制度を創設することによって、上記の裁判官の発言に対する規制を制度的に保障することになる。

10. 証拠調べ手続等

基本的に賛成する。ただし、公判記録については、原則として、速記が行われるべきである。手続についての公判記録は、上訴理由を見出すという観点からも、争点整理を含めて詳細に記載すべきである。ところで、裁判員制度における証拠調べ手続等について考える際に、最も重視な課題は直接主義・口頭主義の徹底である。市民参加の裁判である裁判員制度のもとでは、これまでのように捜査段階の供述調書を重視する裁判は実際上不可能であり、調査中心の裁判を廃止し、直接主義・口頭主義の徹底が図られなければならない。審議会意見書でもその旨が明確に指摘されているにもかかわらず、本座長試案では明確に触れられておらず、この点において、極めて不十分なものとなっている。

11. 控訴審

控訴審についても、裁判員制度によるべきである。ただし、無罪判決に対する事実誤認を理由とする検察官上訴は禁止すべきである。

控訴審が裁判官のみによって構成され、しかも、被告人の不利な方向での破棄自判が可能であるとすると、最終的には裁判官のみによって判断されることになり、国民の司法参加という裁判員制度の意義は大きく失われることになる。また、裁判員裁判が、国民の実質的な参加による裁判であって強い民主的正当性を有していること、原則として直接主義・口頭主義による証拠調べに基づいて行われるものであることからすると、裁判員裁判による事実認定を覆す理由としては、「無罪の救済」しか、正当性を持ち得ない。かかる理由から、上訴は有罪判決に対するものに限られ、無罪判決に対する事実誤認を理由とする検察官上訴は禁止されるべきである。

12. 裁判員等の秘密漏洩罪

「裁判員及び補充裁判員の職に現在ある者」についての守秘義務及び秘密漏洩罪については賛成するが、「過去にこれらの職にあった者」については、原則として守秘義務や秘密漏洩罪の規制を課すべきではない。

評決が決するまでの間は、裁判員に守秘義務を課さなければならない。なぜなら、評議の内容が外部に公表されると、外部からの不当な介入の口実を与え、評決の公正を害することになるからである。また、同じ理由で、評決は非公開としなければならない。しかし、評決後に、評議に関する事項につき、全面的に守秘義務を課すべきか否かについては、両説に分かれる。守秘義務を課すべきとする説(全面非公開説)は、たとえ事後的だといえども、評決の内容を明らかにすることは、その公表による事後的非難を恐れて意見を言わなくなるなどの評議の公正を害する危険性があると言う。他方、原則として守秘義務を課すべきではないとする説(事後原則的公開説)は、評決の公正を監視・担保するためには、評議の内容が一定程度明らかにされなければならない、批判・評価のしようがないと言う。特に、裁判官と裁判員の数がどのようになるかにもよるが、裁判官が終始評議を主導する形で評議がなされることを防ぎ、裁判官と裁判員が対等に評議を行ったか否かを点検するためには、評議の内容を一定程度明らかにして、批判・議論の対象にする必要がある。ただし、自己がどのような意見を述べたかは別に(但し、自己の意見であっても、発言者を特定することは許されない、との説もある)、具体的に、発言者を特定することは、事後的にであれ、当該裁判員が非難の対象にされることを恐れて、公正な立場で評決に参加することはできないであろうから、事後公開説によっても、その公表内容は、一定程度抽象的にならざるを得ないであろう。もっとも、事後であれば、全面的に公開すべきとの説(事後全面公開説)も、理論的には考えられ得るが、前記のとおり、評決の公正を害する弊害(個人攻撃の恐れ)は無視できず、そのような説は採用の限りではない。殊に、裁判員制度は、わが国で初めて導入される制度であり、制度発足当初には、評議が公正に行われ得るか否かを点検しながら、是正すべき点を見出さなければならないという観点からすれば、当面は、前記の事後原則的公開説を採用し、その弊害が無視できない場合には全面非公開説へ移行する、というのが至当ではなからうか。もっとも、裁判員には取材に応じる(公表する)義務ではないので、評議の内容を公表するか否かは、専ら、裁判員の自由な判断かつ責任においてなされることとなる。また、裁判官も、裁判員と別異に取扱う必要はない。そして、これを機に、裁判官による裁判の合議も、裁判員制度と同様に、事後原則的公開説に踏み切るべきである。

13. 裁判員等に対する接触の規制

マスコミやフリージャーナリスト等の取材との関係は、裁判員の守秘義務と裏腹の関係にあると考えて良い。したがって、評決が決するまでの間は、取材を禁止すべきである。しかしながら、評議の終了後は、前記の事後原則的公開説の範囲内で、取材を可とすべきであろう。特に、裁判員制度の定着・発展・改善の対象には、評決の改善も当然に含まれ、それを国民的批判・評価の下にさらすために、報道の果たす役割は大きい。したがって、このような観点からも、事後原則的公開説を採用し、取材による弊害は、ガイドラインの制定などのルール化によって是正すべきではなからうか。また、冤罪の支援団体等による要請に関しては、規制が過度に働かないように慎重な検討が必要である。

14. 刑事裁判の充実・迅速化方策の総論

刑事裁判は、国家刑罰権の有無及びその範囲を決定する手続である。国家刑罰権の行使は、処罰を受ける者の人権に対する重大な制限を生ずる。もし、国家刑罰権の行使を誤れば、極めて深刻な人権侵害をもたらすこととなる。四つの死刑冤罪事件をはじめとして、数々の冤罪事件は、間違った国家刑罰権の発動が、どのように深刻な人権侵害を招来したかを教えている。憲法は、国家刑罰権の行使を誤ることによる深刻な人権侵害を避けるため、刑事訴訟における基本的なルールを定め、刑事訴訟法がそれを具体的に規定した。

刑事訴訟における基本的なルールとは、次のようなものである。刑事被告人は、「公開」の「裁判を受ける権利」を有する。これは、密室裁判による人権侵害を防止し、適正かつ公正な裁判を実現するため、市民が監視する中で刑事裁判を行わなければならないという、基本的な原則である。刑事被告人は、黙秘権を有する。これは、自白を重視してきたことが、拷問による自白強要をもたらし、深刻な人権侵害をもたらしてきたことに対する歴史的反省から、被告人に自白を強要されない権利を認めたものである。被告人は無罪の推定を受け、有罪の立証責任は検察官が負う。これは、警察・検察が強大な国家権力を用いて捜査を行うのに対し、被告人・弁護人側には十分な調査を行うことも困難であるという、警察・検察が圧倒的に優位な状況を踏まえ、被告人が有罪であることを立証する責任は検察側にあり、被告人側には、無罪を立証する責任はないことを明確にした原則である。さらに、無罪推定原則を手続的に保障するために、裁判所の予断を排除する起訴状一本主義が採られている。すなわち、公判期日において弁護人が意見を述べるとは、裁判所には一切の証拠は提出されず、裁判所は、全く白紙の状態に裁判に臨むものとされているのである。ところが、今回示された座長試案は、これら刑事裁判の大原則を根底から覆そうとするものである。私たちは、刑事裁判に真剣に取り組む弁護士として、この座長試案を看過することはできない。貴検討会におかれては、刑事裁判の大原則を尊重すべきであり、これら大原則を蹂躪することは、到底許されないことを銘記すべきである。

さらに、座長試案は「充実・迅速化」と標題にしているが、実際には、充実の視点も、また適正・公正の視点も、見出しがたい。先に述べたように、憲法で「公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利」が被告人に保障されている意味は重要である。しかるに、座長試案の内容は、被告人の権利の保障の観点が見られず、主には被告人・弁護人に対する強権的な訴訟指揮権行使による「迅速化」の発想が強く見受けられる。これでは、人権を保障するための迅速な裁判ではなく、単に「迅速な処罰」をもたらす危険が現実のものになってしまう。「適正・公正」と「迅速」は単純に同価値ではなく、適正・公正が確保されてこそ「迅速」な裁判の意味がある。現在の刑事訴訟では、捜査資料の弁護側に対する開示が不十分にしかなく、取調過程の可視化もされていない。「人質司法」と言われるように否認事件ではなかなか保釈が認められない。鑑定手続等に時間を要する。証拠収集能力・権限において被告人・弁護人側と警察・検察側とでは圧倒的な力の差がある。被告人側の立証に対して偽証罪等を振りかざして妨害するなどの事例も現実としてある。適正・公正で迅速な刑事裁判を実現するには、これらの問題の解決が必要不可欠である。ところが、座長試案には、それらの視点が欠如していると言わなければならない。

15. 準備手続の問題点 - 公開裁判を受ける権利の無視

座長試案によれば、準備手続は訴訟関係人が集まるだけで、一般には公開されないことが前提とされている。しかし、非公開の準備手続には、以下のように重大な問題がある。座長試案によれば、準備手続で行われるのは、訴因・罰条の明確化、争点の整理、証拠開示に関する裁定、立証趣旨を明らかにさせること、証拠能力の判断のための事実の取調べ、証拠決定、証拠調べの順序・方法の決定等である。これらの手続は、現在は公開の公判期日に行われている。検討会では、その点の認識が十分ではないようであるが、これらの手続は、刑事裁判を進行する上で、非常に重要な手続である。訴因が不明確なままでは、被告人・弁護人が弾劾活動を行う対象が定まらず、充実した適正・迅速な裁判は実現できない。弁護側が求める証拠開示が実現するか否かは、訴訟の帰趨において決定的に重要である。証拠能力の判断のための証拠調べは、現在の刑事裁判では、審理の中心を占めている。どのような証拠が採用されるかは、これも裁判の帰趨を決する極めて重要な手続である。これらの手続はいずれも、市民が監視する公開法廷で行われることによって、その適正さの保障が確保され、刑事裁判に対する市民の信頼の重大な基礎となっているのである。これら重要な手続を非公開手続で行うとの発想は、市民が監視する公開裁判の意義が、検討会の委員に十分理解されていないことを如実に示すものと言わなければならない。したがって、準備手続の中の重要な手続は、公開法廷で行われなければならない。

16. 準備手続の問題点 - 予断排除の原則の無視

裁判所の予断を排除して、適正な手続を経て採用された証拠のみに基づいて刑事裁判が行われることは、憲法が定める適正手続保障の観点から、極めて重要である。刑事裁判は、民事裁判とは異なって、裁判所に提出できる証拠が、刑事訴訟法によって制限されている。つまり、不適正な証拠は裁判所の目に触れないようにして、適正・公正な裁判を保障するものである。ところが、座長試案は、公判前の段階で、公判を担当する裁判官が証拠能力の審査を経ていない証拠を見ることができるとされている。しかし、これは、裁判所の予断排除の原則を全く無視し、法が証拠能力の制限を規定した趣旨を没却するものであり、許されないものである。したがって、第1回公判前に準備手続を行うとしても、その手続を担当する裁判官は、公判には関与しない別の裁判官が行うべきである。

17. 準備手続の問題点 - 黙秘権保障と無罪推定原則への無理解

座長試案によると、被告人・弁護人は、準備手続において主張を明示しなければならず、準備手続を終了すれば主張が制限されるとの考え方がA案として示されている。この考え方は、被告人・弁護人側は、主張をしなければならぬとの考え方が基本となっている。しかし、被告人には黙秘権が保障されており、被告人は、終始黙っていることができるのである。被告人・弁護人側に主張義務を科するとの考え方は、黙秘権を否定するものである。また、刑事訴訟では、検察官が主張・立証責任を負う。検察官が合理的疑いを越える程度にまで有罪を立証できない限り、被告人は無罪なのである。被告人・弁護人側の活動は、検察官の有罪立証に対する弾劾活動である。したがって、被告人・弁護人側の主張は、検察官がどのようにまたどの程度有罪を立証できているのかによって異なってくる。被告人・弁護人の主張は、検察官の立証状況と無関係になし得るものではない。したがって、公判での検察官の立証状況に対応して、被告人・弁護人が主張する機会を保障しなければならない。準備手続終了後の主張制限は、検察官が主張・立証責任を負うという刑事訴訟の大原則を忘れた議論である。

18. 準備手続の問題点 - 証拠採否の重要性と流動性への無理解

座長試案は、非公開の準備手続において取り調べる証拠を全て決定し、準備手続終了後の証拠申請を制限するとの考え方を示している。しかし、この考え方は、証拠採否の重要性と流動性を無視し、検察官が主張・立証責任を負うことを忘れた議論である。まず、どの証拠が採用され、どの証拠が採用されないかは、刑事裁判の帰趨を制する極めて重要な問題である。したがって、前述のように、証拠採否の適正・公正を確保し、市民の裁判に対する信頼を確保するために、証拠採否は公開法廷で行われなければならない。非公開の準備手続で行われてはならない。また、刑事裁判では、検察官が主張・立証責任を負い、検察官の立証状況に応じて被告人・弁護人側の主張や立証方法が変化する可能性がある。弁護側の主張・立証は、検察官の立証状況に応じて流動的である。座長試案1のように、第一回公判期日前の準備手続において、すべての証拠の採否を決定し、その後の証拠申請を許さないとするのは、被告人・弁護人側に無罪の立証責任を課することとなり、刑事訴訟法の大原則に反することとなるのである。

19. 準備手続の問題点 - 裁判官裁判と裁判員裁判の混同

最初に述べたように、座長試案において、準備手続で行うこととされている手続は、現在の裁判官裁判では、公判期日に公開法廷で行われている手続である。裁判員裁判においては、裁判員が参加して以降の手続は、できる限り集中して行う必要があるため、事前の準備が必要となる。しかし、裁判官裁判では、座長試案が準備手続で行うとしている手続は、なにも準備手続で行う必要はなく、公判期日に行えば良い。裁判官裁判で、準備手続を行う必要は、基本的にはないものである。また、裁判員裁判では、準備手続が必要となることは否定できないが、それを非公開で、予断排除の原則を否定して、被告人の黙秘権を侵害して、無罪推定の原則を否定して、被告人・弁護人側に主張・立証責任を課して、行うことは間違いである。検討会におかれては、今一度、歴史的経験を踏まえて確立された刑事訴訟の大原則を、しっかり認識されたい。

20. 証拠開示の重要性

座長試案は、証拠開示の重要性に対しても、認識が不十分である。

証拠開示の意義・絶対的必要性について

冤罪を防止し、裁判員制度を有効・適切に機能させるためには、刑事訴訟手続自体を根底的に見直す必要があるが、全面的な証拠開示の制度の創設は、その見直すべき制度の優先順位のなかでももっとも優先性が高く、絶対に欠くことができないものである。なぜなら、座長試案の述べる「充実した争点整理」のためには、そして、それを経たうてなされる、連日的開廷による集中審理を充実させるためには、全面的な証拠開示は絶対の前提というべきだからである。審理過程で、開示されていなかった新たな証拠の提出や開示の問題などが生じるとは、到底充実した集中審理などは望むべくもない。

具体的な制度構想案

(ア) 起訴後直ちに、検察官は、必ず捜査一件記録の標目(全リスト)を開示のうえ、これと同時に、原則として、その証拠全部を開示する。検察官は具体的弊害を主張・疎明することによってのみ、例外分を設け、とりえず開示しない扱いにすることができるが、この分については、次に述べる(イ)の手続に付すこととする。なお、具体的弊害の要件は、開示によって、特定された証人に対して威迫行為がなされる具体的蓋然性がある場合や保護の必要性の高度なプライバシーが訴訟関係人以外の第三者の目に触れる具体的蓋然性がある場合に限定されるべきであり、この観点から、その要件を具体的に絞り込まなければならない。

(イ) 上記不開示可否如何の判断は、公判裁判体とは別の裁判体が行う。上述のとおり、これは検察官の申立てによって、手続が開始されるものである。被告人又は弁護人は、格別の手続を要しない。もとより、被告・弁護側に直ちに手続の開始が告知され、その答弁を経て、判断されることになる。その判断にあっては、インカメラの制度が導入されるべきである。

(ウ) 捜査記録の標目(全リスト)作成は、捜査段階において、時系列でのリアルタイムの作成を義務付けるべきである(捜査過程の可視化の一環)。その内容は、現在の証拠品総目録・書証目録と同様のものがイメージされるが、さらに、その証拠の趣旨・概要についても記載するものとする。これによって、起訴後直ちに全リストを開示することが可能となる。

(エ) そして、上記義務付けを担保するため、以下の措置を講ずべきである。

() リストに存在しないものは、検察官は、これを使用することができない。

() 証拠がリストにリアルタイムで記載されなかったときも、検察官は、当該証拠を使用することができない。

() リストの不正(虚偽)記入懈怠は、公訴棄却事由となる。

リアルタイムのリスト作成のための制度提案
リアルタイムのリスト作成を担保するためには、日々これを客観的機関によって公証していくシステムを構築する必要がある。新たな機関を設けることが困難なのであれば、たとえば、検察庁に捜査には全く関与しない特別の部署を設け、ここに毎日リストをファックス送信させ、これを保管しておくということが考えられよう。これが全うされることによって、「起訴後直ちに」リストを開示することも現実化する。起訴段階で改めてリストを作成するというものであれば、その開示が大幅に遅れることも懸念される。かかる制度であれば、あくまでも捜査機関内部のファックス送信であり、弁護士・被告人へのリスト開示は起訴後の開示であるため、いわゆる捜査密行の原則なるもの(但し、現行法196条は、かかる原則を明示してはいない)に抵触するということもありえない。捜査機関・訴訟機関側にこれを拒む理由は何もないというべきである。

21. 開示された証拠の使用制限は行うべきではない

座長試案は、弁護側に開示された証拠は、審理の準備以外の目的で使用してはならないとする。しかし、このような証拠の使用制限は、なされるべきではない。ところで、裁判所に証拠採用され、証拠調べを終了した証拠は、公開法廷で本来は読み上げられて傍聴人がそれを聞くことが前提となっているものであるから、それを使用制限することは、公開裁判の原則を没却するものと言わなければならない。弁護側に開示されたが証拠採用には至らなかった証拠については、公開法廷で取り調べられたわけではないが、もし、法廷外での証拠の使用が、プライバシーを侵害したり、恐喝の資料として使われたりなど、違法な使用方法であれば、それは、それ自体が犯罪を構成するものとして規制される。したがって、それとは別に証拠の使用制限を規定する必要はない。そもそも、税金を用いて捜査機関が収集した証拠は、国民全体の財産である。その資料を用いて国民が証拠を異なった観点から検討したり、捜査や裁判を批判したりすることは、主権者である国民には当然許されるべきである。

22. 連日的開廷の確保等について

座長試案は、連日的開廷の原則を法定するとしているが、刑事裁判では、各事件ごとに個別に判断すべき事情があり、一律に連日的開廷の原則を法定することにはなじまない。

23. 訴訟指揮の実効性確保について

そもそも、被告人の「公正な裁判を受ける権利」、無罪推定の原則、これまでの深刻な冤罪事件の教訓、並びに被告人の権利を擁護すべき弁護人の使命等を尊重することが、まず重要である。憲法が、被疑者・被告人の権利を保障するために、適正手続の条文を何箇条にもわたって掲げている由縁である。訴訟指揮権を有する裁判長の立場はそれ自体として極めて強力である。裁判官が無謬でない以上、そのような強大な権限を有する立場に対して、他からのチェックを及ぼすことの必要性こそが、歴史的教訓である。しかるに、座長試案は、この歴史的教訓に逆行して、裁判所の訴訟指揮権をあたかも神聖不可侵のようなものに強化しようとしている。被告人は「公正な裁判を受ける権利の主体」ではなく、訴訟指揮権に服する客体として位置づけられているし、弁護人が被告人の権利を擁護して弁護権を行使する使命を有していることの理解も、非常に希薄である。

24. 国選弁護人の選任について

座長試案は、弁護人が出頭しない場合の手当として、国選弁護人の選任をあげているが、これには反対である。適正な弁護活動は、被告人と弁護人との信頼関係を基礎として可能となる。弁護人が出頭しないからといって裁判所が国選弁護人を選任するというのでは、被告人と弁護人とが信頼関係を構築する上で、極めて問題である。また、「出頭しないおそれがあるとき」、「在席しなくなったとき」まで含めることは、弁護人が被告人の権利擁護のために、時には裁判所の不当な訴訟指揮に抗議しなければならない場面がありうる(過去にもそのような事例がある)にもかかわらず、一方的に職権で弁護人を付する措置をとられかねないの危惧から、弁護人が弁護権の行使をまっとうできない事態を招来しかねない。さらに、そのような形で国選弁護人を一方的に選任することは、新たに選任された国選弁護人が適正な弁護活動を行なおうとすれば、一からの準備が必要となるので、かえって日時を要することになり、迅速な裁判の要求に反することになりかねない。もし仮に、選任された国選弁護人に直ちに「迅速な」処理をせよというのであれば、十分な準備や被告人との意志疎通もできないままの弁護活動を強要することになりかねない。それでは、被告人の裁判を受ける権利の保障も弁護権の重要性も、全く没却されることとなってしまふのである。

25. 訴訟指揮権に基づく命令の不遵守に対する制裁等について

座長試案は、命令の不遵守に対する制裁を定めるが、これには反対である。不出頭に対する制裁に関しては、このような制裁を課す権限を裁判長が持つことは、強権的な訴訟指揮を容易に行なえる事態を招来しかねない。被告人の裁判を受ける権利の保障も、そのような被告人の権利を実現すべき弁護権の重要性も、没却されかねない。また、裁判長による尋問又は陳述の制限は、被告人・弁護人の権利を制限することになる場面がありうる。訴訟指揮権を有する裁判長の立場はそれ自体として極めて強力であり、そのような強大な権限を有する立場に対しての他からのチェックこそが重要である。しかるに、このような制裁を課す権限まで与えることは、全く逆行するものである。

処置請求についても反対である。

基本的な視点は、述べたとおりである。まして、必要な処置請求とし、かつ処置請求を受けた者に処置を採ることを義務づけるということは、過料という行政罰のみならず、時には資格剥奪まで含めた威圧によって、弁護人に対し、被告人の権利を擁護することが不可能ないし困難な状態に陥れる恐れが高い。かつては、裁判所の不当な訴訟指揮に対して抗議した弁護人に対する処置請求に対し、弁護士会が弁護人を擁護した事実もあるが、この座長試案では、自治権を有するはずの日弁連・弁護士会が、弁護権の十全な行使を擁護する者ではなく、弁護権を侵害する立場に貶められかねない恐れがある。

26. 直接主義・口頭主義の実質化について

裁判員裁判だけではなく、裁判官裁判についても、直接主義・口頭主義の実質化が必要であることは、全く変わりはない。以下、そのための方策を述べる。

直接主義・口頭主義の徹底(伝聞法則の厳格化)

現在の刑事裁判は、捜査段階における供述調書が安易に証拠として採用され、それに基づいて裁判官が心証を取り、詳しい判決書が作成されるという慣行になっている。しかし、市民が参加する裁判員制度の下では、膨大な供述調書を裁判員が読み込んで心証を形成し、判決書を作成することは現実的にも不可能なことである。裁判員の主体的・実質的な参加・関与という裁判員制度の趣旨を実現するためには、この慣行を根本的に改革し、「法廷のみが審理の場である」という、直接主義・口頭主義の徹底が図られる必要がある。審議会意見書も、その旨を明確に述べている。

具体的には以下の諸点の改革・制度化が必要である。

供述証拠に対する証拠調べ請求は、原則として人証によらなければならない旨の規定の創設。

刑事訴訟法321条1項2号、3号(国外にいる場合以外の供述不能の場合を除く)、322条1項を廃止する

などの伝聞法則の厳格化等刑事訴訟法の改正による伝聞法則の厳格化

裁判官と裁判員の評議・評決は、審理終了後直ちに行わなければならない。

評議において訴訟記録を参照するのは確認の範囲に留めるべきである。

公判手続の更新は認めない。この点は、後に改めて述べる。

捜査の可視化

裁判員裁判、裁判官裁判を問わず、取調の可視化は必要不可欠

裁判員制度は充実した直接主義・口頭主義による集中審理なくしては、その生命を保ちえないものであるところ、充実した集中審理を果たすためには、捜査過程(とりわけ、被疑者取調べの過程)が透明化されることが、その前提としての不可欠の要請となる。そして、その必要性は、裁判官裁判においても変わりはない。捜査過程が

不透明なままでは、審理過程で捜査上の問題点が新たに浮かび上がるなどといった状況が生じ、かような審理上の紆余曲折が避けられないこととなり、結局は、充実した集中審理が頓挫するということになりかねない。これは、現在の刑事裁判の実務から経験的に確認しうることである。さらに、より具体的に、「被疑者取調べの可視化」が裁判員制度にとって必要不可欠である所以は、後記でも言及するとおりである。

裁判員制度における「被疑者取調べ可視化」の意義・必要性

前述のとおり、口頭主義・直接主義を徹底化・実質化するためには、法322条1項の廃止が不可欠である。特に争いのある事件で322条1項によって自白調書が証拠として採用される場合を想定すると、裁判員は、大量の調書を緻密に読んで自白の変遷等を検討し判断せざるをえないものと考えられ、明らかに相当でない。実際、旧刑訴に322条1項の如き規定のなかったことも想定しなければならない。それでは、自白調書が不同意となった場合（おおむね捜査段階で自白し、公判で否認した場合と想定される）、捜査段階で作成された自白調書は、どのように扱われるべきであろうか。まず、第1に、捜査段階の自白を弾劾証拠として用いること自体を否定することはできない。しかし、その用い方は訊問の際の引用使用にとどめるべきであって、調書そのものは法廷に顕出されるべきではない。それを許容すると、既に述べたところから明かなように、裁判員制度自体が機能しなくなるおそれがある。ところで、この場合の審理にあつては、上述したとおりの用い方であるとしても、自白調書の内容を被告人の公判廷供述に対する弾劾証拠として用いることは常態化していくこととなる。しかし、自白調書の内容を弾劾証拠として引用使用すること自体は、不可避であっても、任意性に疑いがあるのであれば、これを用いることは明らかに相当ではなく、この引用使用についても、取調べ全過程の可視化（最低限テープ録音化）を「任意性」（引用使用）の要件とすべきである。これを欠いたときは、直ちに「任意になされたものでない疑い」が生じ弾劾証拠としての引用としても用いえないものとしなければならない。また、その調書記載が被告人の捜査段階供述をどこまで正確に録取したものかどうかのチェックは、いずれにしても、不可欠となる。そして、ここまで考えを進めていくと、弾劾として用いるものは、自白調書であるべき必然性は何もなく、むしろ録音・録画されたテープの内容そのものを用いることが端的だと考えられることになろう。この場合、弾劾使用の方法として訊問の際の引用にとどまらず、テープそのものを法廷に顕出すべきかどうかは、後述するとおり、議論の余地はあるが、いずれにしても、自白調書を用いる余地はなくなることに帰するというべきである。そうだとすると、自白調書の同意によって自白調書を証拠調べる手法自体、裁判員制度上決して適当といえるものではないのであるから、結局、自白調書を作成するという法制を全廃し、全てテープ録音・ビデオ録画とする法制に改革されるべきとの結論となる。

次に第2に、上述の如き法制のもとでは、（さしあたり、テープをそのまま法廷に顕出しないのであれば）捜査段階の自白を法廷に顕出する方法は、取調べを担当した警察官・検察官を証人として申請し、取調べの証言によることとなる。このとき、被告人・弁護側は、これを弾劾するため「可視化」による資料を用いる必要性が極めて高い。いずれにしても、上記2つの場面において、テープ録音等による「取調べの可視化」が果たされていることは、充実した審理・直接主義・口頭主義の観点からも必要不可欠というべきである。取調べ状況・過程・内容について、取調べの証言と被告人の公判廷供述の水掛論を繰り返すことは、裁判員制度にとって一層の消耗でしかない。このような二次的な資料によって判断するのではなく、まさに端的な一級資料である録音テープ・録画ビデオによって、その正確性が判断されるべきである。

なお、取調べの供述を経由せずテープそのものを実質証拠として（あるいは、上述のとおり、弾劾証拠として）顕出する法制も想定されえないではない。この場合、取調べへの弁護人立会権が保障されておれば、当該テープそのものを法廷に顕出することに何ら問題は無いと思われるし、むしろ、必ずそうすべきこととなる。取調べに弁護人の立会がない場合については、弁護人依頼権が具体的に現実的に行使されていない場での取調べによる供述についての録音等の証拠上の意味合いをどう考えるかにつき、この点、なお検討を要するところもあるが、いずれにしても、裁判員にもっとも判り易い審理をするためには、可視化された取調べ状況を審理の資料なし対象とすることが端的であり、これによって、審理の充実がもたらされるであろう。

「取調べの可視化」のレベルなどについて

審議会意見書は、テープ録音・ビデオ録画の導入を将来的課題とし、書面による記録化を先行させるとしているが、このとき、まさに必要最低限の措置として、取調べ過程を記録した書面の虚偽記入・記入懈怠は、当該捜査段階供述の証拠能力を全面的に失わせることとしなければならない。それなくして、審議会意見書の志向する取調べの適正化は、およそ果たされないというべきである。

そして、書面による記録化は、当然リアルタイムでなされなければならない。その場合、記録すべき事項の細目をどう詰めていくかは、極めて重要な問題である。現在の「被疑者取調べ日誌」においても、既に「日にち」「取調べ場所」「取調べ官」「補助者」「被疑者」「取調べ前のチェック～心身の異常の有無（問診した結果）」、「取調前の供述拒否権の告知」「取調べ時間等」「取調べ事項及び被疑者の態度等」「取調べ後のチェック」「作成者」が記載事項となっているが、これらをさらに細目化したうえで供述内容の中身自体も記載させることとなる。また、身体拘束の過程・状況を併せ記録化する記載項目も必要となる。

いずれにしても、その記載に虚偽や懈怠のあることは許されない。これを担保するために、1日ごとに記録を公証するシステムにすべきである。「証拠開示」のところでも述べたように、検察庁に特別の部署を設け、記録を毎日ファックス送信してここに保管しておくといった方法が考えられよう。裁判員制度のもとで、かようなペナルティを課したうえで取調べ過程の透明化を担保することが、充実した集中審理の要請からは、まさに最低限の必然的要請というべきである。しかし、以上論じたところからすると、意見書によって将来的検討課題とされた取調べ全過程の録音・録画こそは、裁判員制度実現の際の緊切の課題というべきである。そして、さらに取調べへの弁護人立会権を保障することが取調べの全過程を完全に透明化させることとなり、これが充実した集中審理に資するものであることは明らかである。

27. 即決裁判手続について

裁判官が証拠も読みもせずにその場で判決をするという制度では、裁判が全くのベルトコンベア式になり、刑事裁判の意義・感銘力を希薄化するもので、被告人の更正の観点からも問題がある。しかも、刑事裁判全体の「拙速化」を加速することにもなりかねない。また、被疑者の段階での問題点としては、行政罰のような感覚で被疑者が取調べや調書作成に応じ、或いは即決裁判手続の処理に応じるとすることも予測され、更生の観点からの問題と誤判誘引の危惧もある。

28. 集中審理・連日的開廷を可能ならしめるためのその他の制度改革

審議会意見書では、刑事司法の改革において、「公判は原則として連日的に開廷するものとし、その実効性を確保するため必要な措置を講じるべきである」としている。裁判員制度の場合は、裁判員の負担を軽減するためには集中審理・連日的開廷の要請は一層強く、それを可能ならしめるためには、以下に挙げる制度改革が実施される必要がある。

裁判官の交代による裁判遅延の防止と適正・公正な裁判の保障

座長試案は何も言及していないが、迅速な裁判を阻害する最大のものとして、裁判官の転勤による裁判官の交代が挙げられる。現在の裁判所行政では、最高裁判所総局の一方的な判断によって、裁判官は、およそ3年ごとに全国単位で転勤させられる。そのため、審理の途中で裁判官が交代するケースが多数ある。ひどい場合には、証人尋問が全て終了してから裁判官が交代し、証人尋問を全く聞いていない裁判官が判決を書くという例もある。法律上は更新手続が設けられており、できるだけ直接主義・口頭主義に近い審理を実現するような工夫がなされているのであるが、しかし、実際には、単に従前の手続を更新するという確認だけで進行する場合がほとんどであり、直接主義・口頭主義は形骸化している。この裁判官の交代が、迅速な裁判を妨害している。さらには、証人尋問を

全く聞かずに尋問調書だけを読んで判決する例があることから、適正・公正な裁判の実現の障害となっているのである。これを改革・改善するためには、裁判官の転勤制度を根本から改革する必要がある。すなわち、裁判官の転勤を廃止し、ドイツのように、裁判官のポストが空いた場合にそのポストを希望する裁判官が応募していく応募制を採用すべきである。直ちにそのような改革が困難であれば、裁判官の転勤の範囲を高裁単位内に制限し、事件の途中で転勤になった場合でも、担当裁判官が、所属の裁判所から、事件が継続している裁判所に出張して、事件の担当を継続することができるようにして、担当裁判官の交代を防止すべきである。なお、その前提として、裁判官の大幅な増員が必要であることは、言うまでもない。

保釈(起訴前・後)の原則化等勾留制度の改善について

集中審理・連日の開廷を実現するには、弁護人と被告人のコミュニケーションが十分に図れるようにする必要がある。身体拘束に関する本来の原則に戻り、被告人の身体解放の原則化を図る必要がある。そのためには、保釈制度の改革と共に保釈の前提をなす勾留制度の見直しが必要である。具体的には、勾留要件の見直し・制度改革、勾留理由開示制度の実質化、勾留取消・執行停止制度の活用についての制度改革が必要となる。

以下、具体的に述べる。

(ア)勾留要件の見直しについて

現行刑法上、勾留が許されるのは、被疑者・被告人が、定まつた住居を有しないとき、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき、逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるときのみであるが、特に被疑者・被告人が犯罪事実を否認している場合には、安易に「要件該当性が認められ、人質司法と呼ばれる現状を引き起こしている。旧刑法は、罪証隠滅の「虞」と規定していたが、かような「虞」を権利保釈の除外事由にすべきではないとの判断から、現行刑法は「疑うに足りる相当な理由」と規定した。ところが、実務の実際は、抽象的な危険性があれば「疑うに足りる相当な理由」があるとされ、旧刑法の「虞」と同様に運用されており、これが「人質司法」と呼ばれる現実をもたらしめている。したがって、「疑う」を「推定する」に改め、単なる可能性では足りず蓋然性が存在する必要があることを明らかにする、「相当な理由」を「十分な理由」に改め、憲法34条の「正当な理由(adequate cause)」に見合ったものとする、「具体的な証拠によって認められるとき」と付加することによって、現状の具体的な裏付けのない「虞」の認定を根絶する等の勾留要件の見直しを行い、勾留制度の改革を行うべきである。また、罪証隠滅については、「罪証」を「有罪証拠」と改めることによって、情状証拠を含まないことを明らかにするよう見直しを行うべきである。

(イ)勾留理由開示の実質化

勾留要件の制度改革を行うとともに、勾留理由開示の実質化を行い、勾留が適切に運用されているかチェックをすることができるようにすべきである。勾留理由開示制度は、その後の勾留取消と結合して違法不当な勾留から救済する非常に重要な制度であるが、現行では、単に、勾留状発付当時における理由しか告知せず、しかも、被疑者・被告人と60条1項各号に定められた事項しか開示しないという運用がなされており、問題が多い。身体解放を原則とし、集中審理・連日開廷を可能ならしめるためには、勾留理由開示制度の実質化も不可欠である。勾留要件の見直しを前記(ア)のように改めるのと並行して、現在1勾留1回と制限されている勾留理由開示を、最初の勾留、延長後の勾留及び起訴後勾留(起訴後勾留については、2ヶ月の更新毎に)のそれぞれにつき各1回ずつ、勾留理由の開示を求めることができる制度に改める必要がある。また、勾留状発付時点のものだけでなく、開示当時の理由も含め、理由の告知もその事由を具体的に述べるほか、その存在を証明する証拠を示すよう制度改革を行うべきである。本来、現行の刑事訴訟法でもこのような運用を行うのが法の趣旨のはずであるが、これが歪曲されて運用されているという現状がある以上、制度改革が必須であると考えられる。

(ウ)勾留取消・執行停止の活用

勾留要件の見直しを行い、勾留理由開示制度を実質化することによって、勾留取消の活用が図られることになる。本来の現行の刑事訴訟法の原点に立ち返るといってよい。また、執行停止に権利性を付与すべき点、及び、その要件については、「防御権の行使に必要な場合その他適当と認めるとき」という要件に関しては、例えば、多人数の弁護団との打ち合わせが必要な場合等の具体例を挙げておく必要がある。

接見交通権の保障について

身体解放が原則とされたとしても、身体拘束のまま裁判員制度による裁判に臨まざるを得ないケースが存在することは避けては、身体拘束を受けた被告人の防御権の保障について配慮する必要がある。そこで、接見交通権の実質的保障のために、以下の改革が必要である。

(ア)刑事訴訟法39条3項を削除すべきである。

(イ)刑事訴訟法81条を削除するか、あるいは少なくとも同条が規定する弁護人以外の一般人との接見等禁止決定の運用を改善して、被告人と弁護人以外の者との自由な接見交通権を保障すべきである。

(ウ)接見等禁止決定が付されていると否にかかわらず、弁護人が、立会人なく時間の制限なしに、共犯者その他の身体拘束された関係者と接見できるようにすべきである。

(エ)拘置所における執務時間外接見および休日接見の完全自由化を図るべきである。

(オ)裁判所構内接見設備(仮監)の大幅拡充とそこでの接見の自由化を図るべきである。

(カ)弁護人と被告人が接見しえる設備を、裁判員制度に利用する法廷に設置すべきである。

国費による弁護人に対する十分な費用保障について

集中審理に対応するためには、弁護人は審理期間中、他の事件に対応することが困難となるため、弁護人の報酬制度の充実には裁判員制度を機能させていく上で不可欠な要請である。具体的基準として、RCCの報酬基準(タイムチャージにより1時間2万円、移動時間1万円)が一つの目安として考えられる。

弁護士への調査権限の付与について

短期間の集中審理を可能にするためには、以上の諸制度の保障以外にも弁護人への何らかの調査権限の付与が必要である。例えば、以下のような制度が考えられる。

(ア)刑事訴訟法を改正し、アメリカにおけるサビーナ(罰則付召喚令状)の制度を創設する。

(イ)刑事訴訟法を改正し、「第4章 弁護及び補佐」に、「弁護人は、被疑者・被告人のために、証拠の収集及び関係者からの事情聴取等、事件に関し必要な調査をなすことができる」との規定を加える。

(ウ)国費による弁護制度の費用制度を改め、弁護士事務所所属の調査員による調査費用あるいは外部に委託してなした調査員による調査費用を、実費として支払う制度とすべきである。(男性、40歳代、大阪府)

裁判官3人に対して素人4人の意見を反映することなどできるものであろうか、極めて疑問である。本日の朝日新聞朝刊の記事を見る限り公明党案が裁判員制度を実効あらしめるものと思えた。(女性、30歳代、滋賀県)

準備手続等における被告人側の主張の明示等についての座長私案は、刑事訴訟の基本構造を無視するものである。もとより、刑事訴訟において、被告人側は、検察官により公訴事実が合理的な疑いを入れない程度に立証されたときに、初めてこれを弾劾すればよいのであり、それまでは主張、立証計画を明らかにする必要はない。(男性、40歳代、京都府)

一 裁判員に関して

1. 裁判員の数は、裁判官の3倍以上にすべきである。実質的な議論を保障するためである。

2. 評決については、全員一致が原則、有罪評決は一定の要件の下で3分の2以上の多数決疑わしきは被告人の利益に、の原則が徹底されるため。

3. 裁判員の守秘義務に関しては、裁判員制度をよりよくしていくためには、関連な議論・検討が保障される必要がある。そのために、守秘義務は限定的でなければならない。幕場まで秘密を持っていけ、そうでなければ懲役だ、という脅しは、裁判を密室状態とし、裁判員を終えた者を一生しばりつけることとなる。基本的には、裁判員を終えた者が自

分自身の意見を表明することしほりかけをすべきではない。また、微妙なケースがありうることを考えると、罰則は罰金のみとすべきである。

4. 報道規制規定、裁判員への接触禁止規定については、国民の知る権利、表現の自由、自由な裁判批判による刑事裁判の公正の確保並びに誤判防止、国民からの要請行動から、これらの価値を重視しなければならない。しかるに、これらの価値を考慮しない報道規制規定、裁判員への接触禁止規定になっており、反対である。

二、刑事裁判の充実、迅速化のための方策に関して

1. 「充実」と標題にしているが、充実の視点がなく、公正の視点が無い。被告人の「公正で迅速な裁判を受ける権利」(憲法で保障された)の視点が無い。「迅速」も「強権的迅速(拙速)」であり、しかも専ら被告人・弁護人に対する強権的な強制による迅速化である。「公正」と「迅速」は単純に同価値ではなく、公正が確保されてこそ「迅速」の意味がある。例えば、刑事事件では、捜査資料の開示がなされず取調過程の可視化もされていない、「人質司法」と言われるように否認事件では容易に保釈が認められない、鑑定手続等に時間を要する、証拠収集において被告人側と警察・検察側とは圧倒的な力の差がある、被告人側の立証に対して偽証罪等での妨害などの事例も現実としてある。これらの問題の解決が必要不可欠である。にもかかわらず、その視点が欠如している。

2. 第1回公判前の準備手続では、十分な準備期間の確保が必要不可欠である。証拠の開示も、検察官手持証拠の原則全面開示が制度化されなければならない。争点の確認等については、準備手続終了後の被告人・弁護人に対する主張・立証制限は設けないこと。被告人の黙秘権の保障の観点、及び無罪推定であって本来検察官側がまずもって有罪を立証しなければならないという刑事裁判の原則に立脚すべきである。さらに、検察側と弁護側の証拠収集能力の格差も考慮されるべきである。

3. 被疑者・被告人の身体拘束制度を抜本的に改善しなければならない。保釈の原則化や接見交通権の実質的保障が必要である。そうでなければ、連日的開廷や充実した準備手続は無理であり、被疑者・被告人の防御権の保障、弁護人との十分な意思疎通を図ることが実効的に保障されない。

4. 各事件ごとに個別に判断すべき事情があり、連日的開廷の原則を法定することはなじまない。

5. 訴訟指揮の実効性確保の項については、そもそも、被告人の「公正な裁判を受ける権利」、無罪推定の原則、そして歴史的な誤判等の教訓及び弁護人の使命、等の視点がまず必要である(憲法でいくつもの条文を割いている由縁)。裁判所の訴訟指揮権は裁判所のためにあるわけではない。しかるに、このペーパーは、裁判所の訴訟指揮権があたかも不可侵のようなものとして位置づけられている。被告人は「公正な裁判を受ける権利の主体」ではなく、訴訟指揮権に服する客体として位置づけられているし、弁護人が被告人の権利を擁護して弁護権を行使する使命を有していることの理解も希薄である。

(1) 国選弁護人の選任の項

反対である。期日の指定の仕方によっては、弁護人が出頭することが困難なこともあり、あるいは準備の困難さのあるケースでも無理に期日を指定される場合もありうる。そのような場合に、一方的に職権で弁護人を付することができるような権限を裁判長が持つことは、強権的な訴訟指揮を容易に行なえる事態を招きかねない。さらに、「出頭しないおそれがあるとき」まで含めることは、弁護人が被告人の権利擁護のために、時には裁判所の不当な訴訟指揮に抗議しなければならない場面がありうる(過去にもそのような事例がある)にもかかわらず、一方的に職権で弁護人を付する措置をとられかねないとの危惧から、弁護人が弁護権の行使をまっとうできない事態を招きかねない。

(2) 訴訟指揮権に基づく命令の不遵守に対する制裁等

反対である。期日の指定の仕方によっては、弁護人が出頭することが困難なこともあり、あるいは準備の困難さのあるケースでも無理に期日を指定される場合もありうる。そのような場合に、このような制裁を課す権限を裁判長が持つことは、強権的な訴訟指揮を容易に行なえる事態を招きかねない。裁判長による尋問又は陳述の制限は、被告人・弁護人の権利を制限することになる場面がありうる。裁判所は無謬ではありえない。訴訟指揮権を有する裁判長の立場はそれ自体として極めて強力であり、そのような強大な権限を有する立場に対してのチェックが可能であるようにすることが、必要不可欠なのである(それが歴史的教訓である)。しかるにこのような制裁を課す権限まで与えることは、全く逆行するものである。処置請求についても、大問題であり、反対である。理由は、前述のとおり。必要的な処置請求とし、かつ処置請求を受けた者に処置を採ることを義務づけるということは、過料という行政罰のみならず、時には資格剥奪まで含めた威圧によって、弁護人が被告人の権利を擁護することをできなくする恐れが強い。

6. 即決裁判手続については、裁判がベルトコンベアのようなものとなり、裁判の意義・感銘力も希薄となり、被告人の更生の観点から問題がある。刑事裁判全体の「拙速化」を加速することになりかねない。(女性、40歳代、京都府)

裁判員の人数は9人以上にすべき。裁判官の人数は1人で十分。開示証拠の目的外使用につき制裁の規定はもうけるべきでない。(女性、40歳代、東京都)

座長私案には、訴訟指揮権に基づく命令の不遵守に対する過料、処置請求や開示証拠の目的外使用禁止違反に対する過料、刑罰の規定がありますが、いずれも現行法の規制を越える新たな規定であり、そのような規定を新設すべき立法事実がありません。また、後者については、被告人、弁護人のみが対象で、検察官は対象になっておらず、被告人、弁護人に対する著しい不信感に基づいており、とうてい容認することはできません。これらの新設規定には、断固反対し、削除されるまで反対運動を続ける覚悟であります。(男性、50歳代、大阪府)

裁判員の数について、国民が気後れしない裁判官と対等に話し合いができるためには、裁判官1、国民9が適当だと思います。そうでなければ、市民の普通の感覚を取り入れるための制度の目的が形骸化してしまうと思います。開示証拠の目的外使用の禁止規定について、被告人の防御活動など正当な目的による使用を禁止すべきでなく、制裁規定も設けるべきではないと考えます。証拠調べの可視化を実現してください。これにより、より適正な捜査が実現できるし、裁判も分かりやすいものになると考えます。(女性、30歳代、東京都)

1. 裁判員制度の下での合議体の構成

(1) 裁判官と裁判員の構成比をどうするかについては、今までの裁判体の構成に裁判員が加わるという従来型を引きずった発想でなく、市民が参加する全く新しい制度を構築するという観点で検討すべきである。その場合に一番大事なことは、市民参加の意義を実効あらしめるような制度を作ることである。その観点から検討するならば、裁判官3人+裁判員4人などという案は裁判員を単にお飾りにするよう案であって、到底賛成できない。

(2) 裁判官が3人でなく、2人だと法律問題について意見が分かれたときに収拾がつかなくなるという意見が最高裁などから述べられているが、そんなに厳しく意見が分かれたまま収拾がつかなくなるような事例はそんなに多いと思われないうし、現行の左陪席は裁判官1年~5年くらいまでの者であるから、それほど決定的にキャストインポートを握って合議に参加しているとも思われないうし、もし、裁判官2人にして、その2人の裁判官の法律的理解が分かれて、双方譲らず膠着状態になった場合には、その法律的理解の分かれがどのように結論の差異をもたらすかの説明を裁判員にして、どちらの結論を選択するのかについて裁判員の合議にかけるということで解決することができるはずである。何が妥当な結果なのかという判断は裁判員が選択できることは言うまでもない。法律判断の妥当性は結果の妥当性によって担保されるものであるから、逆にその結果の妥当性によって法律的理解の対立に決着をつける方法も取り得るのである。

(3) 新しく裁判員が加わる制度では、裁判官が3人も必要なことはなく、2人で十分である。これに対し裁判員は少なくとも裁判官の数の3倍は要する。それで初めて法律専門家たる裁判官と法律は素人であるが健全な市民常識を持つ裁判員とがお互いの良さを発揮して協働できるのである。

2. 評決の要件について

裁判官と裁判員の協同という観点から考えれば、その実をよくあげるためには、評決の要件をできる限り全員一致を目指しつつ、3分の2とすべきである。現行でも過半数なのに、3分の2は必要はないという意見は、裁判員制度を

理解しない者である。日弁連作成のドラマ「裁くのはあなた」でも明らかのように、単純多数決では、10分もかからないうちに合議は終わってしまうのであって、真実の発見に至らない。全員一致か、あるいは少なくとも3分の2を要件として初めてあのドラマのように多角的にいろいろの意見が出されて真実に到達するのである。

3. 刑事手続の改正

(1) 裁判員が加わることによって、集中審理が必然的に必要となってくるが、そのためには、十分な準備期間の保障、証拠の全面開示、捜査段階での取調べ過程の可視化が絶対に必要である。

(2) 開示された証拠の目的外使用の禁止などは、弁護の実態を見ないものの意見としか言いようがない。審理の準備以外の目的というも範囲が抽象的すぎて、どこまでも広がる可能性がある。弁護人は、被告人が無罪を争うような場合は、検察庁が税金を使って集めきった証拠をつぶす作業を余儀なくされるのであるから、その過程で供述証拠の矛盾について世に問うようなことも必ず必要となってくる。事実が国の刑事裁判の歴史では、弁護人のそういう活動を通じて無罪になった例を松川事件を始めとして枚挙に暇がないほどあげることができる。井上座長試案の目的使用禁止規定案は、そのような歴史的経験から学ばない思い上がった愚挙と言うしかない。

(3) 訴訟関係人に対し、出頭命令違反、陳述制限命令違反等に制裁を科すことは絶対に反対である。このような規定を設けたら、それだけでなくも絶望的だと言われてきたわが国の刑事司法が死滅してしまう。必要なことはこのような強権的な制裁規定でなくて、むしろ被告人弁護人の関連な訴訟活動を保障して、検察官との丁々発止の論争を通じて真実を発見するという制度である。(男性、60歳代、京都府)

座長私案には、以下の点で反対する。

1. 連日開廷を法定の義務とすることは、拙速な裁判を押し付けるものであり、防御権を大きく侵害する。もっとも、法定の義務ではなく、当事者の任意の努力を求めることは妥当と思う。

2. 早期の「争点の明示」を義務付けることは、黙秘権の侵害につながるから、反対する。従来どおりの訴訟指揮権の行使により、当事者の努力を求めることで十分である。

3. 尋問・陳述制限命令への違反に対する制裁には反対する。従来どおりの訴訟指揮権の適正な行使により十分に対応可能である。これ以上に敢えて強力な権限を裁判所に付与することは、権限濫用のおそれや、弁護活動への萎縮効果が危惧される。

4. 不出頭への制裁について、「処置請求」まで認めることは、行き過ぎである。弁護士自治を侵害する危険もある。

5. 開示証拠の目的外使用禁止違反への制裁として、懲役刑まで規定されているのは、まさに正当な弁護活動(目撃者探しと呼びかけ、支援要請など)さえも処罰対象とするものであり、絶対に反対する。(男性、30歳代、大阪府)

一 はじめに

これまでの審議の経過を記録で確認し、検討会を三度傍聴し、今度の座長ペーパーを読んだ私の感想は、第1に、裁判員となる市民の立場からの検討が乏しいのではないかと。第2に、裁判実務の経験を基本とした検討の深まりが見られないのではないかと。第3に、刑事法研究者の研究成果を踏まえた論議に欠け、従来の研究成果を無視した意見が研究者委員から発言されているのではないかと。第4に、調書裁判・人質裁判と批判されている現在の刑事裁判の改革の視点を直視した論議が軽視されているのではないかと。第5に、なによりも、日本の刑事司法の最大の汚点とも言うべき職業裁判官のみの裁判によって、死刑誤判が4件も生み出された問題点の克服のための制度設計が十分に検討されているとは言えないのではないかと。この疑問を払拭し得ないということである。検討会委員、市民の立場の参加者が11名中2名と少なく、且つ、そのうちの1人は、殆どが欠席(市長に出馬・当選のため)ということも影響しているかもしれないが、検討会の委員の発言が、発言者の意見を深めるといふ討議姿勢に欠けていることにも起因しているのではないかと解される。いずれにしても、座長ペーパーからは、近い将来、日本でどのような裁判員制度がはじまるのかの全容が見通せない感を否めない。私の感じた数点に限って、意見を述べ審議の深まりと市民に理解しやすい制度設計作りを生かしてもらえればと思うものである。

二 制度設計に当たり、確認しておくべき前提事実について

1. 全国地裁・本庁のみならず、支部でも裁判員裁判は開かれるものである。裁判員制度は、審議会意見書にもとづき創設されるもので、その基本的提言からは、裁判員に選ばれる市民の最低年齢には意見の対立があっても、全国津々浦々の裁判所で実施されることが予定されているものである。裁判員として関与を求められる市民の立場からは、最寄りの地方裁判所の本庁のみではなく、支部でも行われる裁判員裁判への関与となるものである。現在の検察審査会のそれと同様に、したがって、裁判所の支部はあるけれど裁判官の常駐はないとか、検察庁の支部はあるけれど検事の常駐はないからといって、すべて本庁で処理するということで、裁判員の選任対象が特定地域に限られることは許されず、また、支部所在地域の市民に遠く本庁での裁判員裁判への参加を求めるというのは妥当ではないと解される。この点も直視して制度設計をなすべきものである。

2. 裁判員裁判制度の中の裁判官は判事の裁判官である。

審議会の意見書は、特例判事補の制度を廃止する方向性を明示し、10年以上の法曹としての経験を踏まえた判事による裁判を展望していることを明らかにしている。したがって、裁判員制度の中で市民の裁判員とともに職責を荷う裁判官は、判事、特に鍛えられたベテラン判事であることが望まれるものであることは明らかである。このベテラン判事を裁判員裁判制度実施までに、各地方裁判所の本庁と支部に配置することの方策も欠くことのできない制度設計である。この展望も検討しない制度設計は、審議会の意見にも反するもので、市民の期待に応えるものでない。

3. 裁判官も裁判員も評議は評議室で行うものであることを確保しなければならない。裁判官と裁判員の評議は、評議室で行われることによりその公正、適正さが確保されることは、言うまでもなく、評議室外での裁判員同士の事実上の評議は、禁止されているものと解される。ところで、もし、裁判官が複数ということになった場合、この裁判官たちも、評議室で裁判員と一緒に話してはじめて評議に入るものであることは当然である。もし、裁判官が複数で、日常的に、同じ裁判官室で職務に従事しているものが裁判員制度に関与するとしたら、特に3人の合議体で関与するとしたら、この3人の裁判官に自分たちだけで、予め合議することを要するよう求めたとしても、実現は不可能と思われるだけでなく、裁判員の方からは、裁判官だけで合議しているのではないかとこの疑いを払拭することは至難の技といわなければならない。しかし、制度設計としては、この裁判官のみによる合議を排除する仕組みが作られなければならない。諸外国の裁判官室は、1人部屋で、その壁には自分の好みの絵画や家族の写真等が掲げられているのが、これと異なり、日本の裁判官室は合議体の裁判官の机が裁判長を中心に配置され、絶えず合議が行える状況になっていることを裁判員が見たら、どのように感じるかといった要素も制度設計上は留意すべき問題点であると解されるが、検討会ではこのような問題は、とるに足りないとしてまったく話題になっていないようである。

4. 現行裁判所法は、地裁の1審は1人の裁判官で事件を取扱う制度であり、合議制は複雑困難な事件について認められているものである。裁判所法に定められている裁判官の職務についての定めについての検討が深められたかどうかについても疑問が存する。現行裁判所法は、1審の地方裁判所は1人の裁判官で、控訴審は3人の裁判官の合議制で、上告審は5人の裁判官と15人の裁判官の合議制で事件を取り扱うというのが、原則的な定めである。そして、地方裁判所の1審で、特別な場合として一定の複雑重要な事件のみ合議制にするのが相当であると定められているのである。そして、この地方裁判所の1人で事件を取扱う裁判官は、10年以上の法曹の経験を有する者の中から任用されるもので、判事補はこれに該当せず、特例で1人で事件処理をすることが認められている特例判事補制度も廃止すべきと審議会が結論づけていることは前述したとおりである。この合議制の長所、単独制の長所について最高裁判所の裁判所法逐条解説では次のように記述している。

合議制の長所

みづから独り沈思めい想するよりは、同僚との対話、討論により、かえって自己の思想、理論を深め、明確にし、かつまとめあげることが容易である。

合議(評議および評決)の過程を通じて、各裁判官の意見の主観性が捨象され、判断が客観性をそなえるよう

になる。このことは、合議の方法をとらず、理由による合議の方法をとった場合は、とくにそうである。個人の判断でなく、多数人による判断であるということは、裁判に権威をもたせ、当事者の信頼を得るゆえである。

訴訟資料が複雑で困難な場合、各裁判官の異なった方面の知識を活用し、また、分担して調査することが容易である。

裁判官の不注意により特別法等の存在を見おとすこともないとは限らないが、合議制においては、その危険が比較的少ない。

裁判手続にある程度の恒久性をもたせることが可能である。単独制の場合には、その裁判官が更迭すると、手続も完全に更新しなければならず、裁判所の法律の見解も直ちに変動するおそれがあるが、合議制においては、一人の裁判官の更迭は、直ちに右のような結果を伴わない。

裁判長に人を得、かつその指導がよるしきを得れば、陪席裁判官の能力の不足をある程度補うことができる。そのことは、同時に、新任の裁判官の養成にも役立つ。

裁判官の総数が同じであるとするれば、合議制よりも単独制の方が全体として事件の処理が迅速となることは明らかである。しかし、三人制の場合に一人制よりも三倍の時間を要するというわけではない。三人制であることにより、一人制よりも延時間にして三倍を消費するのは、法廷に在廷する時間と合議に要する時間とについてだけである（その合議に要する時間についても、独りで沈思するより評議によった方がかえって早く結論に達する場合のあることを考えると、ある程度割り引いて考えなければならない。）とくに、判例その他の資料の蒐集、法令等の調査、判決の起草等は、合議体の構成員が分担して行えば、かえって能率的となる（ドイツでも、三人の単独判事は、三人制の合議体の一倍半の程度の事件を処理することができるにすぎない、とされている）。単独裁判官の処理能力を余りに過大に評価することはできない。

単独制の長所

すべての裁判官の資質が同等か少なくともこれに近いものであるとするれば、合議制の方が単独制よりも裁判の適正を期しうることは明らかである。しかし、その前提は正当でなく、多くの場合、合議体には、比較的資質の低い裁判官が加えられることが普通である。そして、かりにA、B、C各クラスの裁判官各一人をもって構成された合議体の裁判は、Aクラスの裁判官一人の単独の裁判よりも質的に劣るものと考えられる。

合議制が単独制よりも多くの裁判官を必要とすることは明らかであり、そのために全体としての裁判官の定員を増加すれば、ますます裁判官の質の低下を招く。

単独制は、合議制よりも裁判官の責任観念を強め、裁判官のすぐれた人格と十分に発揮するのに適する。裁判は、卓越した見識をもつ裁判官の全人格の表現であるべきである。

裁判において最も重要なことは、結局、判断そのものである。それ以外のこと、たとえば、資料の蒐集や法令の調査などは、当事者の責任あるいは調査官その他の補助機関の職務として行われれば足り、そのために合議制をよしとするは当たらない。また、結論に到達するために討論の好ましいことは否定できないが、真の弁論主義的手続においては、法律論についても当事者間に十分討論されることが予想されるし、裁判官もその討論に加わって議論をたたかわせることは許されないことではない。そして、それにより議論は十分客観化するわけであり、裁判所は、その結果にもとじて判断のみを示せば足りるわけであるが、それには合議体の構成をとる必要は少しもなく、最もすぐれた一人の裁判官が責任をもつて下す判断の方が権威があろう。

当事者の信頼という点についても、合議制を採用するために裁判官の質が低下するとすれば、必ずしも合議制の方がよいとはできない。

三人の単独裁判官が三人制の合議体の三倍の事件を処理することができないとしても、単独制の方が合議制よりも事件処理の迅速を期しうることは明らかである。とくに、法廷における手続上の決定等は、敏活にされうる。また、裁判官の数の少ない裁判所においては、一人の裁判官の故障のため合議体の構成が困難となり、そのため訴訟の遅延を来すおそれもない。

ここで留意すべきことは、合議制を求めている理由は、法律解釈の困難性・複雑性ではなく、法律解釈の統一性の確保も、訴訟法の中でその誤りは是正される仕組みが確保されており、合議制により、複雑性・困難性を克服しようとする中心的課題は、事実認定を中心とする問題であることである。この複数の裁判官の合議により克服すべきとされてきた事件の複雑性・困難性を、裁判員制度の中でも依然として裁判官を3人にしなければ克服できないのか、多彩な生活経験を有する複数の市民の参加により、それは克服できると考えるかという問題ではないかと解されるが、検討会で、この点に的を絞った検討を加えられたとは解されない。

三 裁判員裁判制度における裁判官は、ベテラン判事一人が妥当であり、制度が円滑に進行するまでの間補助する判事一名が加わる形が最も望ましい。

前述した死刑誤判事件を検討すると、一審、控訴審、上告審と11名の職業裁判官が関与して誤った死刑判決を確定させてしまっている。そして更に、再審についても11名の裁判官が死刑判決を正しいとして再審請求を棄却している例もみられる。そして、その後、弁護士、法医学者らの協働の下に、裁判不提出記録の存在が問題となり、これらを開示するよう求める職業裁判官の勧告により、裁判不提出記録が開示提出され、再審開始決定無罪判決へと至っているのである。ベテランの20名を越す裁判官が誤判の原因を見抜けないという制度が改められる必要があるのであり、誤判でないかとの疑問を呈する物事の見方、考察力、日常生活の中で培われた多彩な経験に基づく考察力が残念ながら職業裁判官には欠けるところがあったということに他ならない。このような複雑困難な重大事件を職業裁判官の目だけではなく多彩な社会生活上の経験を有する多くの市民に参加していただき、考察を深める事実認定を求めるのが、裁判員制度と理解される。すなわち、一審は、原則的には1人の判事が事件を取り扱うものであるが、複雑な事件は3人の合議体で取り扱わせるというこの合議体を市民の裁判員の参加で構成しようというのが、今度の審議会の提言であると理解される。したがって、裁判官3人という体制、しかも、その中には特例判事補や判事補という裁判官会議の本来の構成員としても認められていない人による合議体に拘束される必要性はなく、10年以上の法曹としての活動の経験のある有能・ベテランの判事を中心に多くの市民が裁判員として参加して合議体を構成して評議することが期待されているものと理解することが妥当なものと云わなければならない。

四 裁判員の数は6名以上が必要と解される。

裁判員の年齢についての議論はなされているが、性別、年齢等については、当然のことであるが、特別の議論はない。しかし、裁判員制度は、裁判を受ける被告人の権利の保障の側面からの検討も必要と解される。この制度は被告人に選択権が与えられていないからである。したがって、被告人の裁判を受ける憲法上の権利の保障の実質を確保するためには、被告人に裁判員の選任についての忌避権の保障と同時に、男、女、を複数にすることや年齢の偏りなどのない裁判員の構成体を確保させるためには最低6人の裁判員は必要であると解される。加えて、私が見分したイタリーの6名の参審員と2人の裁判官の評議の様子や意見などをきき、また陪審ではあるがアメリカの8名の陪審員とか12名の陪審員、デンマークの1人の裁判官と2人の参審員の事例などを見ると、バランスの良い選任には6名は最低限必要と感じたものである。検討会での裁判員の数についての深い検討の様子は知ることができなかったが、市民参加の裁判員制度の実現の基本理念からの検討会での再検討は市民に対する責務ではないかと思われる。

五 裁判員の守秘義務に関する規制は、再検討すべきである。

新たに創設される裁判員制度に、主権者としての市民が関与し、重大な責務を果たすことになる。この時参加した市民は、改めて裁判制度のことを考え、人を裁くという社会的役割の重要性に身の引き締まる思いをすることは間違いない。かつて、私がデンマークの陪審裁判を傍聴した時、評議から戻る陪審員を裁判官も含め、全員が起立して迎え、判決言渡後、裁判長が陪審員に我が国の民主的司法の實踐に大きく寄与されたことに感謝しますと挨拶し、再び

全員起立して陪審員を送りだしたと、その時、陪審員の人々は誇らしげな表情で去っていったことを今でも思い出される。翌日の新聞には、陪審員が合議の内容には触れない形で感想を述べていたことが報じられていた。主権者として裁判員の責務を荷う市民に合議の個別的内容の秘密を守ってもらうのは当然として関与のすべてを秘匿させるということは妥当性を欠くものである。個別的に規則等で、規制の内容を具体化するのが妥当であると考えられる。(男性、60歳代、宮城県)

私は弁護士をしています。日々刑事弁護をしており、座長案に対する意見を述べさせていただきます。

まず、裁判員と裁判官の数については、やはり裁判官の2倍以上は裁判員の数が必要と考えています。裁判員制度が浸透して、裁判員になれる方が十分裁判員の意義を理解した上で討議に参加することができる頃には、もう少し減らしてもいいと思いますが、制度開始の段階では、裁判官と対等に話をするには、最低2倍以上と考えています。

次に、議決方法ですが、全員一致は不可能だと思いますので、多数決であることは賛成ですが、裁判官から1名、裁判員から1名の必要条件については、裁判官2名、裁判員2名の条件の方が妥当であると考えています。

そして、裁判所の訴訟指揮(尋問制限等)に反した場合の過料等の制裁につきましては、反対です。裁判官に対してそこまで強大な権限を与える正当化根拠はないと思います。現実にはひどい刑事弁護をしている弁護士に対しては、個別に注意を与えたいのであって、法律に訴訟指揮に反した場合の制裁を設ける必要は全くないし、もし規定ができれば、過度に萎縮して、裁判官の訴訟指揮に対する異議等をするのに抵抗をもつ可能性があります。裁判官はいつも壇上において、十分権威をもっているのですから、これ以上強大な権限を付与することによって、刑事裁判の迅速化が図れるとは考えられないと思います。(男性、20歳代、岡山県)

座長案は、裁判官を3名、裁判員を4名とするが、不当である。裁判官の中で、素人たる裁判員が積極的に発言し、裁判官とも対等に十分な意見交換を行うには、裁判員の意見を実質的に反映させるだけの影響力が確保されなければならない。そのためには人数比において裁判員が裁判官を大きく、少なくとも3倍程度、上回る必要がある。座長案では裁判員が単なる「おかげり」になってしまうと言っても過言ではない。裁判員をコンパクトにするのであれば、裁判官の人数を減らして1名ないし2名とすればよい。事実認定における素人の能力は裁判官と異ならないはずであり、裁判官は1名ないし2名で十分である。座長案の人数比では、真の意味で国民の司法参加は実現し得ない。(男性、40歳代、兵庫県)

裁判員制度についての座長案には、様々な問題点があり、裁判員制度の趣旨に則って、全面的に再検討されるべきだと考えますが、特に以下の点について意見を述べます。

1. 合議体の構成は、「裁判官1人、裁判員7人ないし9人」とする。

日弁連の製作した映画を見て、また自分の経験からも、裁判に無縁であった1市民にとって裁判官の意見は大変強い影響力があり、「もっともな意見」です。従って、裁判官が2名以上になれば、裁判員は自分の意見を述べて評議することが極めて困難になると考えます。また、裁判員制度は、様々な年齢、性、職業、社会的立場、人生経験等を持った人が、それぞれの見解を披瀝し合うことによって、事件を多面的に検討することこそが重要であると考えます。したがって、それを実現するためには、7人ないし9人程度の人数が必要であると考えます。

2. 裁判員が公判の内容を理解して、十分な評議を行うために、公判段階での直接主義・口頭主義を実質化し、取調べの可視化(取調べ全課程の録音・録画)を実現する。

3. 被疑者、被告人の権利を保障するために、全面的な証拠開示制度を設け、身柄の早期解放のために、諸制度及び運用を改善する。また、代用監獄を廃止する。

4. 裁判員等の守秘義務は、より限定的にする。

5. 評決の結果が無罪の場合は、検察官の上訴を制限する。(女性、40歳代、愛知県)

裁判員制度が検討されるに至るきっかけは、21世紀の我が国において司法が果たすべき役割を明らかにし、国民がより利用しやすい司法制度の実現を目指して司法制度改革審議会が設置されたことである。ここでの検討結果、国民の司法参加がその一つの柱とされた。この意見書では、広く国民が裁判官と共に責任を分担しつつ協働し裁判内容の決定に主体的・実質的に関与することができる制度の導入を提言している。具体的には、ア.裁判官と裁判員は、共に評議し、有罪、無罪の決定及び刑の量定を行う。イ.裁判員の選任は無作為抽出を基本とする。ウ.裁判員の主体的・実質的関与を確保するため、公判手続等について、運用上様々な工夫をする。エ.必要に応じ、関係法令の整備を行う。などである。要するに、現在の刑事裁判は調書裁判と揶揄されるように、捜査の過程において作成された供述調書を中心として動いている。裁判は捜査の後追いに過ぎない。これが国民をして裁判を分りがたいものとし、事実の存否をめぐって真剣に攻防が尽くされるべき刑事裁判をして、冷めた儀式と化してしまっているのである。そして争いとなるのは、自白調書の任意性、即ち被疑者や被告人が自由な意思で犯行を供述したのか、捜査官の作為が紛れ込んでいないかなどである。事実の存否そのもの吟味よりも、調書の任意性の争いが審理の中心となってしまうのである。したがって、刑事裁判を真に国民にわかりやすい生きたものとするにはこの供述調書の使用を厳格に禁ずることである(現在の刑事訴訟法も320条で原則禁じているが、321条がこれをひっくり返してしまっている)。このゆえに先の審議会でも人証や物証中心の直接主義・口頭主義を実質化せよという要請をしているのである。調書裁判を出現せしめたのは刑事訴訟法321条の伝聞法則の例外規定であるから、まずこれを削除しなければならない。これが今回の刑事司法改革の大前提であるはずであった。実際、裁判に素人の裁判員が、膨大な調書を読み込んで事実の真偽を判断できるはずはない。そのような時間は与えられていないからである。ところが、審議会意見をふまえて、具体的制度設計に向けて現在設置されている裁判員制度・刑事検討会においては、この審議会意見書に逆行するような動きが明らかとなっている。即ち、この検討会は平成14年2月28日を第1回として現在30回開催され、今年10月28日には井上正仁氏の「座長ペーパー」なるものが発表された。しかし、この中には調書裁判の現状に対する真摯な検討が何もない。最も基本的な視点が欠けているのである。国民の期待とは全く裏腹に、30回も回を重ねて出てきたものは、いわゆる重箱の隅を突っついてお茶を濁したとしか言いようのない代物である。もし現在の刑訴法321条を何らかの形で維持するのであれば、少なくとも素人の裁判員には判断困難な任意性に関する争いをなくすために、取調べの可視化を実現しなければならない。検討会にはこの視点も欠けている。審議会意見書が指摘している現在の刑事訴訟法の根本的な欠陥を真剣に検討し、これをどう改革するかを視点を持ってとらずに、目先だけ新しさを装って、国民の目を誤魔化そうとしても、うまく育つはずはない。なぜならば、根本が腐っているからである。刑事被告人等の訴訟手続上の権利は、国民の権利の皆なのである。何も特殊な人を守るためのものではない。何人でも、人間として尊重され、適正な手続によってしか刑罰を科せられないから、我々には常に権利保障がなされていることになるのである。このことを無罪の推定という。刑事訴訟の背後にあるのは我々一人一人の国民の権利そのものであることを認識して、刑事司法改革に対する行く末を凝視する必要がある。(男性、50歳代、福島県)

1. 基本構造

(1)合議体の構成のうち、裁判員の員数についての座長ペーパーに対する意見

(イ)今回導入される裁判員制度は、戦後半世紀以上を経過して初めて実現される本格的な国民の司法参加制度であり、司法における国民主権・国民参加の実現として、画期的な意義を有するもので、今後の司法改革の目玉ともいえるべき重要な柱です。

(ロ)ところで、司法改革審議会(以下、司改審といたします)の意見書は、裁判員制度を「広く国民が裁判官とともに責任を分担しつつ協働し、裁判内容の決定に主体的・実質的に関与することができる制度」とし、裁判内容に国民の健全な社会常識がより反映される制度になることを求めております。

(ハ)座長ペーパーにより「裁判員の員数は、4人とするものとする。ただし、検討会における議論を踏まえ、と、5人ないし6人とするものも考えられるので、なお検討を要する」との提案ですが、前述の国民の司法参加という理念、刑事手続の改革という理念から見ても、新しい制度を構築するといった視点での改革として極めて不十分で

あるといわざるを得ません。

(c)国民やマスコミは、座長ペーパーに対し、大変厳しい意見を述べておりますが、推進本部では、このような国民の声を決しておろそかにしてはならないと考えます。マスコミの論調でも「裁判員が気後れしないで発言できるよう裁判官の数倍に」という市民団体などの意見は採用されなかった、「司法を法律専門家に任せず、市民が主体的に担うという改革の理念を理解していない」、「裁判員が担う刑事裁判の合議の枠組みは崩さず、裁判員は付加するだけでは済ませない」との意向が見え隠れし、市民参加の実現という本来の目的から大きく後退したもので、失望を禁じ得ない、「3人の裁判員に対して、素人が気後れしないで話すには、4人ではあまりに少ない」、「市民にとって酷な設定は市民を飾り物にしかねない」、「裁判員の数が少ないと、多様な社会常識を移す鏡としての役割を果たせない」、「6人以上なら合意という米連邦最高裁の基準が裁判員の数を考える参考になろう」など厳しい指摘がありました。正に国民の声を代弁しているものと理解しております。

(d)「健全な社会常識が反映されることが必要である」こと、「価値観が非常に多様化している」こと、「社会全体の常識を反映させるとなると相当多くの員数が必要である」こと、「裁判員は素人で、1回限りなので、そういう人が専門家である裁判官と本当の意味で一緒に議論するためには、裁判員の人数を相当上回る必要がある」こと、「裁判員というのではお飾りではない」こと、「国民を刺身のつまにしないで欲しい」ことなどから、裁判員の数は9人以上必要だと料する次第です。

(2)合議体の構成のうち、裁判員の員数についての座長ペーパーに対する意見

(イ)座長ペーパーによりますと、「裁判員の員数は、3人とするものとする」との提示ですが、国民主権、国民参加による新しい制度を構築するといった視点から、現行の裁判官3人の合議体に拘泥する必要はなく、1人又は2人で行うことは十分可能であると思料します。

(ロ)マスコミの論調でも、「裁判員の数も3人とは固定せず、むしろ少なくすることを考えてもらいたい」、「試案で示した裁判官3人は現在の合議制を下敷きしているが、新制度でも3人でなければならぬのかどうかは詰められていない」、「裁判員を減らす理由はないなど現状を変えない方向の議論が優勢で、司法を抜本的に変える気概が伝わってこない」、「裁判官2人では、法律判断が分かれた時に結論を出せなくなる、という議論を尽くして意見が分かれることは実際にどれほどあるのだろうか。例外的なケースをことさらに持ち出すことで、歴史的な制度づくりの大局を失ってはならない」、「裁判員を減らして2人にするのも一案だろう」、「裁判員制度とは市民に裁判に参加してもらおうという全く新しいシステムであり、これまでのやり方や数にとらわれる必要はないし、こだわり続けることは新制度の導入の否定にもつながりかねない。法律問題について意見が分かれることもあるが、あまり想定されない事態に対処するために職業裁判官3人を配置するというのは、本末転倒ではないか」などの指摘は、国民にとっても納得できる内容であると理解しております。

(ハ)裁判官は、刑事裁判の中心的機能である事実認定と量刑に裁判員が関与するため、より慎重に行われるようになること、法律判断は単独事件では1人の裁判員が責任を持って行っており、判事1人又は2人で行うことが十分可能であること等の理由から、1人又は2人で十分であると思料いたします。これに対して、他の法定合議事件とのバランスや、裁判官2人の場合意見が分かると決められない等の批判がありますが、そもそも、裁判員を参加させる新しい制度を設計するにあたり、既存の裁判官裁判とのバランスを考慮する理由は乏しく、また、裁判官2人の意見が分かれた場合には意見を決めるルールを決めておけばよいのであって、それは裁判官3人の意見が分かれた場合にルールが定められていることと同様であると解しております。

(3)評決についての座長ペーパーに対する意見

(イ)裁判の大原則である合理的な疑いを超えて証明があったということ、各人ではなくて評議体として見た場合、有罪多数が何割程度あればそれに達しているかという視点で考える必要があると思料します。

(ロ)合理的疑いを残さない立証の必要性、充実した評議の確保等の観点から、評決は原則全員一致とすべきであり、有罪の評決は、一定の時間経過後、あるいは投票を数回繰り返しても意見の一致をみないなどの一定の要件の下で3分の2以上の特別多数決制とすべきです。ただし、死刑を言い渡すときは、その重大性に鑑み、全員一致とすべきです。

2. 裁判員の要件

(イ)有権者が裁判員に選ばれる資格があると考えるのが一番素直な考え方であると理解しています。又、国民の常識を反映させるためにも20代の若い人達の参加が必要であると考えます。さらに、「20歳になるということは、裁判員としての責任を負う年齢に達したんだと考え、若い人達に成長してもらい、若い人達を信頼する社会の方が、これからより明るい日本をつくる意味で大切なことだと受けとめています。

(ロ)一般市民が裁判員として裁判に参加することは、統治主体としての役割を果たす一局面につながるものであり、同様の意味をもつ選挙権と一致させることが自然であると解します。25歳という年齢に引き上げる必要は決してありません。一般市民の社会常識を反映するというのであれば、成人に達した若者の感覚や経験を生かすことも重要であると解します。

3. 公判手続のあり方

(イ)裁判員に分かりやすく、裁判員が公判に主体的・実質的に関与することが可能となるためには、直接主義・口頭主義を徹底することが極めて重要であると思料します。特に、供述内容を証拠とする場合は証人尋問を原則とすべきですし、伝聞法則を厳格化しなければなりません。

(ロ)裁判所が調書を重んじることになると、捜査官としては有罪にするために何としても自白調書を取りたいという誘惑にかられ、無理な捜査、取調べになりがちです。また、供述調書が捜査官の頭で整理されてきちんと犯罪構成要件に当てはまるように加工された情報となり、時には全く本人の意図しない内容が調書にされてしまう危険性があります。さらに、調書裁判では、裁判官の面前でされた証言よりも密室で捜査官と相対で作成された供述調書の方が信用されようケースが多いことも事実です。「人が自分の言葉で、自分の表情で語りかけることはとても大事」であり、調書裁判から脱却して、証人尋問を原則とすることが裁判員にわかりやすい裁判となることは明らかです。

4. わかりやすい証拠調べ

(イ)取調べの可視化は、取調べの適正化とともに、裁判員裁判における取調べ状況のわかりやすい立証に資することになります。供述調書の信用性につき、「その作成状況も含めて、裁判員が理解しやすく、的確な判断をすることができるような立証」の方策としても最も適切なこの制度を、裁判員裁判導入を契機にぜひとも実施すべきであると思料します。

(ロ)アメリカやヨーロッパ諸国などでは、取調べの違法を抑止するため、ビデオ録画を導入している国が多いことをぜひとも参考にすべきです。

5. 罰則について

裁判員制度という新制度の実態について、国民が知り、事後的に検証する利益(「知る権利」の保障)や参加する国民の心理的負担と、保護されるべき利益との調和の観点から、裁判員等の守秘義務はより限定的なものとし、仮に罰則を導入するとしても罰金刑のみとすべきです。

6. 裁判の公正を妨げる行為の禁止

(イ)報道の規制は、報道機関の報道の自由(表現の自由)の重要性に鑑み、報道機関の自主規制ルールにゆだねることとし、法令上規定を設けないこととすべきです。

(ロ)報道機関には、「裁判員をやったよ良かったという思いをどう伝えるか、日本の司法に自分達が参画していった、支えていかなければならないと皆が思えるような報道」を求めたいと思います。裁判員になってこういう経験をしたということ伝えていくことは、裁判員制度を国民の中に真に定着させる意味からいっても大切なことです。

7. 第一回公判期日前の新たな準備手続

被告人の防御権を保障しながら、連日的開廷、充実しかつ迅速な裁判を実現するためには、十分な準備期間の保障がぜひとも必要です。

8. 証拠の開示

(イ)連日的開廷、被告人の防御権の実質的保障のためには、原則全面開示を前提とした十分な証拠開示が必要不可欠です。検察官手持ち証拠の一覧表開示や、一定の類型に属する証拠の全面開示は特に重要であり、開示を拒否できる弊害要件は非常に厳格なものとすべきです。開示された証拠について、被告人の防御活動など正当な目的による使用を禁止すべきでなく、また、目的外使用について制裁規定を設けるべきでないと思料します。

(ロ)カナダの1993年の最高裁判決では、「検察官が持っている資料というのは有罪を得るための資料ではない。正義を実現するための公共の財産である」として検察官の全面証拠開示義務を明示したと聞き及んでおりますが、わが国においても「正義のための公共財産」という位置づけをすべきです。

9. 争点の確認等

被告人の黙秘権の保障という観点や、準備手続においてかえって無用な主張立証が提出されることになるとの観点等から、準備手続終了後の主張・立証制限は設けるべきではないと思料します。

10. 連日的開廷の確保等

連日的開廷や充実した準備手続等を行うためには、被疑者・被告人の防御権が十分保障されなければなりません。そのためには弁護人と被告人の意思疎通を十分図るべきです。それを実効的なものとするため、保釈の原則化等勾留制度の改革、刑事訴訟法39条3項の削除をはじめとする接見交通権の実質的保障の確保等が必要です。(男性、神奈川県)

1. 検察官手持証拠の事前開示について

検察官は、証拠請求予定以外の証拠については、事前開示をしていないのが現状です。しかし、検察官は、公益の代表者として国費で収集した資料を保有している立場ですから、被告人及び弁護人の立証活動を短期間で充実したものにするためには、検察官手持証拠の事前の全面開示をすべきものと考えます。

2. 弁護人申請書証について

検察官申請書証は、弁護人が不同意の場合にも提出できる道がありますが、弁護人申請書証については検察官が不同意の場合は提出できません。本来、弁護人申請の書証は、情状関係を除けば一種の弾劾証拠ですから、検察官の同意ではなく、意見を聞いた上で裁判官の判断で提出する方法が設けられるべきです。

3. 保釈について

逃亡や罪証隠滅の虞を理由とする保釈不許可を原則とする身柄事件での保釈運用がなされているのは、改めるべきです。原則として、起訴後の保釈を認める運用こそあるべき姿と考えます。何かにつけ、アメリカ合衆国の真似をしたがる国において、この点は全く異なっている原因を検討ください。

4. 司法取引について

大量の事件処理を効率的に行うためには、司法取引の制度を導入すべきものと考えます。

5. 刑法の改正について

例えば、強盗致傷と窃盗プラス傷害の差異や、逮捕監禁と誘拐や背任と横領などや、恐喝未遂と脅迫などや、共同正犯と従犯などは、裁判員には分かり難いのではないかと思います。このために、分かりやすい刑法に改正すべきと考えます。ただし、前記例は、必ずしも裁判員の加わられる裁判の対象でないものも含まれているかもしれませんが、あくまでも例示です。(男性、大阪府)

1. 合議体の構成と裁判官・裁判員の員数 合議を実質的に充実させ、かつ裁判員の発言力を事実上反映させるためには、裁判官の員数を2名、裁判員の員数を7名程度にすべきである。

2. 評決 裁判員制度の対象にならない、より軽い法定刑事件との対比で裁判官3人が必要であると述べながら、裁判官1名以上の賛成を必要条件にしているが、この理由付けは、重い事件で裁判官の少数説でも有罪にしていることになり、論理が破綻している。

3. 裁判員等に接触の規制 裁判員制度が被告人の選択制を採用していない関係もあって、裁判員制度に対する健全な批判は、同制度をより良きものに進展させる上で必要不可欠である。その限度で元裁判員に対するアクセスが必要なことがあるし、健全なアクセスも含めてすべてを禁止することになる試案は、再検討が必要である。

4. 裁判の充実を確保するための立法 試案では、裁判員に対する面会などの接触をすると疑う相当の理由を保釈不許可事由及び接見禁止事由とするとされている。この見解は、それなりの根拠はあると考えるが、他方、2弁が発表したように、裁判員制度を実効あらしめて実務に耐えられるようにするためには、刑事訴訟法89条4号の削除がまず検討されるべきである。

5. 裁判を充実させかつ迅速化に最も有効な、取調べの可視化に関しての座長の見解が示されていないことは理解しがたい。

6. 被告人の保釈制度の適切な運用が弁護権の実効性を高めて、裁判の迅速化に結びつくことは、司法改革推進2弁本部の意見書記載のとおりである。これに関連して刑事訴訟法89条4号の削除がまず検討されるべきである。

7. 準備手続終了後に、原則として新たな争点を主張することができないという考えは間違いである。被告人のアライの発言などは、起訴された早い時期になされるとは限らない。私の経験では、むしろ相当遅くなることもある。したがって、「やむを得ない事由によってすることができなかった場合」という表現は不適切である。「検察官又は弁護人は、準備手続終了後に、(1)により確認された争点と異なる主張で、準備手続において故意または重大な怠慢によってしなかった主張は、これをすることができない。」という表現にすべきである。なお、被告人の主張は制限しないとされているが、私の疑問が払拭されているようには理解できない。(男性、東京都)

私はこれまで30年間弁護士の仕事をしてきました。刑事弁護は多い方ではありませんが、これまで無罪を弁護したのは2件です。1件は強盗致傷の共謀正犯でした。1審から合議体で、検察官は訴因変更で幫助犯に落としました。しかし、判決は幫助犯として有罪となりました。途中保釈申請を何回もしましたがいずれも棄却で、最後、抗告したところ東京高裁で認めてくれました。裁判長はおよそ無罪をするような裁判長ではありませんでした。合議体で評決権は同じと言っても、裁判長の意見は強いのです。この事件は高等裁判所では無罪となりました。他の1件は、その間に9人の子供がある形式上婚姻届がしてないだけの内縁の夫が妻を強姦致傷したとして裁判となった事件です。これも合議体で裁判長が途中で交代しました。その途端、裁判の雰囲気は変わりました。自動車内の犯行とされ、被告人と被害者しか知り得ない事実について裁判長は第三者の証人を弁護人の反対にもかかわらず次々と採用し、有罪判決をしました。控訴しましたが、認められず上告審でも棄却されました。私はこの件今でも無罪と思っています。それにしても、合議体で裁判長の力が事実上強いのです。裁判官はいずれも役人であり事実上の制約があるのだと思います。裁判長は自分こそ一番分かっていると思ひこんでいるのだと思います。裁判官は法律の知識は専門家ですからありますが、事実関係についての判断についても常識的に、経験則的に適正な判断ができるのでしょうか。むしろ現実の社会で生活上多数の人と接触する一般市民の方が適正な判断をすることが期待できるのではないのでしょうか。一番重要なことは裁判長が自分は法律の専門家として経験も豊富であり正しい判断ができると思ひ込みで判決を取り仕切ることを排除することだと思います。3人の裁判官でも裁判長の意見が事実上強くなるのです。少数の一般市民を構成員としても裁判長の意見に左右されるおそれが多分にあります。ですから、私は裁判官が1名、一般市民が8名位で構成することが良いと思ひ、提案します。(男性、静岡県)

市民の裁判への参加を促進するために裁判員制度を導入しようという動きが活発で、日本弁護士連合会も積極的にこれを推進しているが、私も弁護士であり、日弁連の会員ではあるが、私は裁判員制度には反対である。その理由は二つある。

1. 私が裁判員制度に反対する第一の理由は、その選任方法にある。裁判員の選任方法について、恣意的な力が働かないようにするならば、選挙人名簿からアトランダムに抽出するしかないであろう。ところが、これが問題である。現在も「検察審査会」というものがあって、検察審査会は検察官が不起訴処分にした事件について再審査の申立てがあると調査して検察官に起訴を促すのであるが、この「検察審査会」の委員は選挙人名簿からアトランダムに抽出して任命されるのである。その点では裁判員の選任方法の前例となり得るものであるが、この先例も必ずしもうまく行っているとは言えない。私がかつて、裁判所書記官として浦和地方裁判所に勤務していた当時の体験であるが、このようにして選任された委員の中には、様々な職業の人がいて、検察官の不起訴処分の不当を判断する常識を持ち合わせていない人も混じっていたことは事実である。そして、検察審査会の事務局長は地方裁判所の事務局長など、裁判所職員が兼務しているから、審査会の運営は検察審査会事務局長がリードして委員の意見を一定の方向に導くことがなかったとは言えないと思っている。そしてそれ以前に、裁判員制度は、国民すべてが健全な常識を持ち円満な人格を備えていることを前提に考えられているとしか思えないが、選挙人名簿からアトランダムに抽出された人達の中には薬物中毒患者や人格障害者が混入する可能性があるということに注意しなければならない。そのような問題のある人物が混入して来る確率は高くはないと思われるかもしれないが、それは幻想に過ぎない。現に、日々報じられる多くの異常な事件を見れば、いかに常識が欠如し、人格的に問題のある市民が多いか、容易に推察されるころである。仮にそこまででなくても、すぐに切れやすい若者が多い現在では、冷静な判断のできない気質の人間が混入する可能性はより高い。裁判員の中に、もしもそのような人物が一人でも混じって、他の裁判員を脅迫したり恫喝したりしたら、他の裁判員は自由な意見を述べることはできないうらう。つまり、裁判員に選任される人がすべて健全で常識のある人物であることを前提にしてこのような制度を導入しようとするのは現実を無視し、理想に酔っているとしか言いがたい。

2. 第二に、裁判員が買収されるおそれと裁判員の生命と身体への安全確保が問題である。私はかつて、アメリカに出張した際、カリフォルニア州ロスアンゼルス連邦地方裁判所の陪審員に指名されたことのある主婦から直接話を聞いたことがある。彼女はの話はこうだった。「子供もいないし、どうせ暇な体だから裁判所に出掛けて行って、普段見たり聞いたりすることのできないような事件の細かなことまで見聞きできるのは通俗雑誌を読むより面白くて時間潰しにはもってこいだし、そのうえ裁判所から日当が貰える。そして、自宅に帰れば、夜になって両方の当事者が賄賂を持って訪ねて来るからお金も儲かる。またこの次に陪審員に指名されるのが楽しみだ。」これは実話である。ところで、我が国にも陪審法と言う法律があり、大正14年から昭和18年まで陪審制度が実施されていたが、第二次大戦の激化に伴い、「陪審法の効力を当分の間停止する」と言う法律を作って陪審制度は中断しているにすぎないのであるが、それなのに今までなぜ陪審制度が復活しなかったかと言えば、一つには陪審制度には費用が掛かり過ぎるという理由がある。我が国で陪審制度が実施されていた当時、陪審員が買収されることを防ぐために、各地方裁判所には「陪審員宿舎」という建物を作られ、陪審員は担当事件の終結まで、陪審員宿舎に足止めされ、外部との接触を絶たれていた。私が裁判所書記官として勤務していた当時の浦和地方裁判所にも陪審員宿舎がまだ残っていたが、陪審制度を行うためには宿舎だけではなく、陪審員の日当、宿舎の設備、寝具の維持、食費並びにこれらを管理するための職員の給与など莫大な費用が掛かったのである。このように、陪審員が買収されないようにするためには、担当事件の終結まで陪審員を隔離しておくことが必要であることは当時から認識されていたのであるが、もし、陪審制度を復活させた場合にも陪審員を宿舎に缶詰にしておくことはできるだろうか。以上は、陪審員についてであるが、同じことは裁判員についても言える。仮に費用の点で何とかなるとしても、裁判員を審理の終結まで足止めしておくことなど、現代社会では到底不可能である。例えば、今ではほとんどの人が携帯電話を持っているので、仮に足止めしたとしても外部との連絡は取れる。かと言ってほとんど生活必需品となっている携帯電話を取り上げるなどと言い出せば人権侵害にもなる。裁判員制度を推進している人達にこの疑問をぶつけてみると、彼等は「買収については重い罰則を設ける」と言う。どれ程の厳罰規定を置くつもりなのかは知らないが、仮に懲役刑を課すとしても、それは事後のことであって、これが買収の抑止力にならないことは現に刑法に贈収賄罪や談合罪の規定があっても、一向に贈収賄、談合がなくなるのを見れば明らかだ。更に、賄賂を断固としてはねつける高潔な裁判員ばかりだとしても、今度は買収されない裁判員に逆恨みする輩が裁判員に危害を加えることも考えられる。そのようなことは、些細なことで人を傷つけたり殺したりする事件が多発している現在の社会状況からすれば決して杞憂ではない。陪審員よりもむしろ裁判員の方が裁判の結果に対する影響力が大きいことから、買収と身の危険は陪審員より大きいと言えるだろう。また、裁判員の守秘義務違反について、どんなに厳罰を課したとしても、一旦漏洩した秘密は取り戻せない。このような危険を孕んでいる裁判員制度など導入すべきではない。私は以上に述べた理由から、裁判員制度には強く反対する。

3. しかし、私は裁判への市民参加そのものについて反対するものではない。私には、裁判への市民参加について提案がある。実は世間には余り知られていないことだが、各地の簡易裁判所には司法委員というのが置かれている。司法委員は、裁判官を補助して和解勧告をしたり、裁判官に意見を述べたりする民間人から選ばれた委員であり、非常勤国家公務員である。私も昭和63年以来、東京簡易裁判所の司法委員を務め、すでに16年になるが、単に和解案項を作成するだけにとどまらず、裁判官の気の付かないことや思い違いについては裁判官から意見を求められるまでもなく、積極的に意見を述べ、また、裁判官の言葉が理解できない当事者に対しては分かりやすく説明したり、証人尋問にも立ち会って自分から尋問をするなど、審理に深く関わっている。そして司法委員には弁護士が選任されることが多いが、弁護士だけでなく公認会計士、税理士、建築士などの専門職や、大学教授、医師、会社員や公務員の定年退職者などからも選任される。弁護士の場合には弁護士会の推薦に基づき毎年任命されるが、弁護士以外の民間人の場合には、自薦他薦の希望者の中から地方裁判所が審査して任命している。そこで私が提案したいのは、裁判に民間人の感覚と知識を生かすのであれば、この司法委員制度を地方裁判所、高等裁判所にも広げ、裁判所が審査して委員を任命することである。こうすることによって、買収の危険も排除でき、健全な常識人を任命して市民感覚を裁判に反映させることが可能になると考える。(男性、東京都)

裁判員制度を実現できれば、それによって司法権は実質的に地域住民の手に移るので、北陸地方の自治の根幹を形造ることになり、また、法律の文言や解釈論が市民に具体的で、平明なものになる。(男性、富山県)

第1 裁判員制度

1(1)イ 但書は不相当。国民的基盤が整っておらず、現下の犯罪情勢の動向に照らして、裁判員の員数は4人とする。

4(8)イ 裁判員も署名相当。責任を自覚させた上、その所在を明確にするため。

8(3)ア 何人も、中には報道機関を含める。

イ 削除相当。裁判員は報道に影響されやすいため。

なお、以上のほか、各事項はいずれも相当。

第2 刑事裁判の充実・迅速化

各項目はいずれも相当。

第3 検察審査会制度

1(2)イ(ア) ()書き部分は不相当。

なお、以上のほか各事項はいずれも相当。(男性、東京都)

裁判員制度に関する私の意見は、以下のとおりである。

1. 裁判官及び裁判員の人数について

ア 裁判員制度においては、法律の素人である裁判員が、裁判官に対して臆することなく、自由に意見を表明できる雰囲気確保されることが不可欠である。裁判官と裁判員が活発に議論したうえで、結論が出されることによっ

てはじめて、市民の健全な常識が裁判内容に反映されることになり、新制度を創設することに大きな意義が存する

ことになる。

イ 現在示されている井上座長案は、裁判官3名、裁判員4名というものであるが、これでは、裁判員各人が、裁判官と、ほぼ対等に議論することを期待されることになる。裁判員が、気軽に、実務の専門家である裁判官の意見に反対したり、疑問を述べるができるようにし、裁判員が、「法律のことはよくは判らないけれども、自分の意見はこうです。」と述べて、裁判員から活発な意見が出るのが、この制度が有効に機能するために不可欠である。そのためには、裁判員が、同じような法律に素人の仲間が沢山いることで安心し、それぞれが遠慮無く意見を言えそうな雰囲気だと感じることができる必要がある。裁判員の数が少ないと、裁判官の意見に反対したり、疑問を述べるためには、かなりの勇気を必要とすることになり、気軽に意見を述べることは困難であって、意見を控えて、単に裁判官の意見に追従するだけの役割に止まることになる危険性が甚だ大きいものとする。今回の裁判員制度の創設は、国民が、国家の統治に自ら実質的に参加するという民主主義の視点からも極めて意義が大きく、実効性のある制度とすべきである。

ウ 私は、裁判員の数は、裁判官の数よりも3倍程度であることが望ましいが、少なくとも2倍以上であることが必要であると考えている。そこで、司法予算その他の諸事情を考えて、裁判官3人、裁判員6人が相当であると考えているものだが、現在示されている案のように、全部で7人であることを前提にするのであれば裁判官2人、裁判員5名とするのがよいと考える。現在提示されている案では、裁判員制度を創設する趣旨が没却され、絵に描いた餅に過ぎなくなることを危惧するものである。

エ 裁判員制度を創設した後にも、その目指す機能を十分果たしているかについて、5年程度の期間で検証し、問題があれば改めることにすべきである。

2. 弁護士に対する制裁規定を設けることには反対である。裁判長の尋問制限が適切でない場合も決して少なくはないし、そのような規定が制定されると、尋問制限の濫用という事態も危惧されることである。(男性、岡山県)

2003年11月21日に「裁判員制度、刑事裁判の充実・迅速化及び検察審査会制度に関する意見募集」が行われた。その期限は12月17日であるという。刑事司法はその国の治安および秩序維持の根幹をなすものであるのみならず、その国の人権保障および司法の独立の根幹をなすものでもあり、国民のなかで多角的かつ幅広く議論がなされるべきである。このような短い期間で意見募集を行うということ自体が、人権保障や司法の独立に何らの配慮もなされていないことを示している。

【訴訟指揮権に基づく命令の不遵守に対する制裁等について】

座長案によれば、「裁判所は、訴訟関係人が刑事訴訟法第295条による命令(裁判長により尋問又は陳述の制限)に違反したときは、決定で、円以下の過料に処することができるものとする」としており、かつ「裁判所は、...による制裁を科したときには、.....弁護人については当該弁護士の属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置を採るべきことを請求しなければならないものとする」としている。弁護人は必要もないのにためにする争いをし、尋問を行い、意見を述べるといふ不信感に満ち満ちた規定である。検察官も同様の規定がなされているというかもしれないが、弁護人の本質的使命は、国家権力と対立しても正義の裁きを求め、そのことを通じて司法の独立を守り、国家権力の乱用をチェックするということにあるのだから、弁護人に対する制裁こそがこの規定の問題なのである。弁護人が無罪を争い、そのために弁護活動をするのは、被告人の言い分を聞き証拠を検討したうえで、やむにやまれず争うのである。争えば確実に量刑に重くなるという現在の司法の現状においては、ましてそうである。こうした弁護人の活動に制裁を課して制限するというのでは、人権は保障されない。そして、この場合に裁判所は弁護士会に通知しなければならないというのであるから、裁判長の訴訟指揮に従わないということは、弁護人に対する懲戒に直結する。弁護士資格を失うことを覚悟しなければ、刑事裁判で無罪を争い、弁護活動を行うことができないうことになる。戦前、治安維持法違反の被告人の弁護活動をしたこと自体が懲戒の対象となり弁護士資格を失ったという事態の再来ではないかと懸念する。

【裁判の公正を妨げる行為の禁止について】

座長案では、「何人も、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者に事件に関する偏見を生ぜしめる行為その他の裁判の公正を妨げるおそれのある行為を行ってはならないものとする」とし、「報道機関は、.....事件に関する報道を行うに当たっては、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者に事件に関する偏見を生ぜしめないように配慮しなければならないものとする」との点について、更に検討するとしている。「裁判員に対する接触の規制」の規定があるにもかかわらず、なぜこうした抽象的で当該事件の裁判に関する表現の自由をいっさい封鎖することのできるような規定をもうける必要があるのか、疑問である。どのような事件についても、国民が裁判にあらわれた事実にもとづいて、批判をすることは自由なはずである。裁判員もまた、こうした多角的な意見を取り入れながら、自分の意見を形成していくことが必要とされている。たとえば、自衛隊法が「改正」され防衛秘密の漏洩に関する罰則規定がもうけられた。この場合、防衛秘密といえるかどうかは、国民の知る権利との関係で、国民のなかで議論され、こうした国民の議論に耐えうる裁判が行われなければならない。ところが、意見を公表し集会を開き報道機関に記者会見を行う等の行為が「裁判の公正を害する行為」とみなされ、制限されることになる。さらに、報道機関の裁判報道に規制がかかることになるかもしれない。公開裁判ならぬ、暗黒裁判にはかならないのでないだろうか。公開裁判とは、裁判を傍聴することができるということだけでなく、裁判を傍聴した人を通じて、あるいは、報道を通じて、広く国民に公開されたものでなければならないはずである。これから有事法制が整備される予定であるが、より広範に国民の人権が制限され、罰則規定がもうけられることになるであろうから、このことはより深刻な問題である。

【開示された証拠の目的外使用の禁止等について】

座長案では「被告人及び弁護人は、開示された証拠の複製その他その内容の全部又は一部をそのまま記録した物又は書面を当該被告事件の審理の準備以外の目的で使用してはならない」とし、「裁判所は、被告人又は弁護人が、.....の義務に違反したときは、決定で、万円以下の過料に処することができるものとする」としたうえで、「被告人又は弁護人が、.....に反し、開示された証拠の複製その他その内容の全部又は一部をそのまま記録した物又は書面を当該被告事件の審理の準備以外の目的で使用したときは、一年以下の懲役又は一年以下の罰金に処するものとする」としている。これらの規定もまた被告人や弁護人に対する不信に満ち満ちたものである。検察官に証拠開示を求め、その結果開示された証拠にもとづいて、弁護人がためにする主張を行って世に訴えることを禁止しなければならないという発想である。しかし、被告人や弁護人はやむにやまれず無罪を争い弁護活動を行うのであって、検察官から開示された証拠であろうと、無罪を根拠づけるものであれば、法廷の内外でこれを主張することになる。こうした主張を事実をもって裏づけるために、開示された証拠を引用することになる。なぜこのような行為を刑罰をもって禁止しなければならないのだろうか。公開裁判ならぬ暗黒裁判の再来である。

【裁判員等の不出頭等について】

座長案では「召還を受けた裁判員候補者、裁判員又は補充裁判員が正当な理由がなく出頭しないときは、裁判官は、決定で、円以下の過料に処することができるものとする」としている。国民に裁判員になる義務を課し、これに反したときには過料の制裁を課すことにした。裁判員になる意思をもたない人に強制することが司法への国民参加につながることはとうてい思えない。裁判員制度が本当に正義の裁きを実現するものであるのであれば、国民は裁判員になることを拒否することはしないはずである。国民は何らかの制裁規定がなければ、裁判員制度に協力しないだろうという国民不信に満ちた規定であり、そもそも司法への国民参加とは無縁の規定というべきである。(女性、東京都)

第2 団体から寄せられた意見

以下の団体から意見が寄せられた。(50音順に掲載)

愛知県消費者団体連絡会
あひる一会
NPO法人サポートネットワークぬくもり
冤罪・誤判をなくすための証拠開示の公正なルール化を求める会
大阪弁護士会
大阪弁護士会刑事弁護委員会有志
京都弁護士会
埼玉県平和運動センター
裁判員制度に反対する会
札幌弁護士会
狭山事件を考える京都市橋住民の会
狭山事件を考える浪速・西・港・大正区民の会
狭山事件を考える羽曳野・藤井寺・太子地域住民の会
滋賀弁護士会
静岡県弁護士会
自治労広島県本部
司法制度改革実現東京各界懇談会
市民のための司法改革を求める愛知の会
社会民主党小川総支部
自由人権協会マスメディア小委員会
自由法曹団
主婦連合会
青年法律家協会弁護士学者合同部会
全国一般大阪府本部全大阪商業労働組合
全国消費者団体連絡会
全林野労働組合東京地方本部秩父分会
第一東京弁護士会
第二東京弁護士会刑事法制・刑事被拘禁者の権利に関する委員会
第二東京弁護士会司法改革推進二弁本部
千葉弁護士会司法制度改革対策本部
東京弁護士会司法改革推進センター
日本行政書士会連合会
日本国民救援会
日本国民救援会青森県八戸支部
日本国民救援会山口県本部
日本司法書士会連合会
日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
日本消費生活専門相談員協議会
日本新聞協会編集委員会
日本税理士会連合会
日本大学法学部刑事法研究室
日本弁護士連合会
福岡県弁護士会
豊前築上地区住民の会
部落解放共闘佐賀県民会議
部落解放羽曳野・藤井寺・太子市民共闘会議
部落解放同盟大阪府連合会
部落解放同盟大阪府連合会荒本支部
部落解放同盟大阪府連合会加島支部
部落解放同盟大阪府連合会向野支部
部落解放同盟高知県連合会
部落解放同盟埼玉県連合会
部落解放同盟中央本部
部落解放同盟栃木県連合会
部落解放同盟広島県連合会
連合佐賀

(愛知県消費者団体連絡会)

1. 合議体の構成について 座長案でいくと、裁判員になった市民は意見が出しにくい。裁判官にはっきりと対等にものが言えるように、裁判官1人に対して裁判員7人、又は裁判官2人に対して裁判員9人がよい
2. 評決について 充実した評議ができるように、評決は原則全員一致とし、有罪の評決は一定の要件のもとで3分の2以上の多数決制とすること。一定の要件とは、一定時間経過後又は投票を数回繰り返しても意見が一致しないとき。でも、死刑を言い渡すときは、全員一致とすべきです。
3. わかりやすい証拠調べについて 取調べの全過程の録音・録画を実現し、取調べを適正化してください。供述調書の作成状況も含めて、裁判員が理解しやすく、的確な判断をすることができるような立証の方策として最も適切なこの制度をぜひとも実施すべきです。
4. 裁判員などの守秘義務について 新制度について国民が知り、事後的に検証する利益と国民の心理的負担と保護されるべき利益の調和観点から守秘義務はより限定的に、罰則は罰金のみとすべきです。

(あひる一会)

裁判員制度についての議論を有識者により検討会で行っていることはホームページで拝読しています。今、まさしく必要なのは市民が参加しやすい方法、また人が人を裁くことの重みを解りやすく裾野を広げていくことと思います。なぜ、検討会のメンバーが11人もおられながら実際に裁判員制度の模擬裁判をやってみないのでしょうか。市民参加を考えると、まず実験、確認は必須です。なにも具体的な実験をせず、机上の理論だけで大変重要な問題を論ずるのはあきらかな誤りだと思えます。この不況下、本当の意味で市民参加を求めるならば、裁判員制度の教育効果を考え、矯正費用などの財源を充てるべきです。そしてきちんと市民が市民として責任が取れるような、より多くの人がハードル低く参加できる制度を作らなければならないと思います。民主主義社会の拡充のためにも、司法への市民参加は、権利と位置づけるべきだと思えます。三権分立の中でも非常に大切な司法への参加は極めて重要なのです。

(冤罪・誤判をなくすための証拠開示の公正なルール化を求める会)

「考えられる刑事裁判の充実・迅速化のための方策の概要について」と題する座長のとりまとめ案（以下「座長案」と略）における証拠開示制度は、およそ先進工業国の証拠法制度としてふさわしくなく、むしろ証拠「不開示」制度とも呼ぶべきものとなっている。

1. 「座長案」による開示制度のもたらす実態

まず「座長案」がそのまま法制度化されて実施されると仮定した開示制度はどのような実態となるのかを考えてみよう。（なお、「検討会」において、関係者の発言から、この座長案の言葉の意味について特定の「解釈」が行なわれているとしても、それは有権的解釈とはいえず、立法上必ず考慮される保障もないものであるから、以下は座長案の文章を通常の客観的な読み方によって読めるように受け取って、意見を述べるものであることをお断りしておく。）

「座長案」第1-3-(3)では、同(2)に言う「検察官主張事実の証明に用いる証拠」以外の証拠は次の～の限定の範囲内のもの以外は開示されないこととなっている。その結果、これまでは開示されてきた証拠も完全に開示対象からはずされ、捜査によって収集され、検察官の手元までは来ているが、不開示のまま、すなわち裁判には使われな

いまま黙殺されることとなる。

限定 「ア～クの種類のいずれかに該当するもの」
このア～クの類型には歴然とした固有の性格がある。そのほとんどが、公訴事件が発生した後に作成された文書であり、しかも捜査官によって作成されたものである、という性格である。純然たる例外はアの「証拠物」のみで、これ以外、イの「鑑定書」は捜査官の依頼によって鑑定者（科学捜査研究所などの捜査関係機関が圧倒的に多い）が、有罪立証に向けて作成するものであるし、エの「写真、ビデオテープ、録音テープ」も捜査官が作成したものも含まれる。すなわちこのア～クの類型を見ると、事件発生後に、捜査過程で捜査官が有罪立証のために作成した証拠書類が圧倒的であって、それ以外の証拠はすべて不開示となる。

これによって不開示のままとなる証拠

上記の類型以外の証拠はすべて開示されない。しかし従来の無罪事件例によれば、被告人の無罪が立証されたのは、圧倒的にこのア～ク類型に属さないさまざまな種類の証拠によってであった。いくつか例示すれば

事件前に、事件と関係なく公私の個人や団体が作成していた客観的な書類 松川事件の「取訪メモ」土田・日石事件の自動車教習所記録のように事件発生時までに公私の個人や団体が作成していた客観的な証拠＝事件を意識しないで他の目的で作成したり、偶然できていた証拠＝が、アリバイなど被告人の無罪を証拠＝事例は非常に多い。

捜査の過程で捜査側が何らかの情報を得ていたが、調書を作成しなかった人の情報 捜査官にアリバイを証言したり、アリバイにつながる供述をしたが、捜査官がそれを調書にしなかった参考人の情報等である。これらは捜査報告書等のさまざまな形式の捜査書類の形で形跡を残していることが多く、その情報がアリバイ証人の発覚に結びついた例もある。

その他の捜査関係書類 上記 以外の状況で捜査の過程に真犯人に結びつく情報が含まれていることが多い。

被疑者の身体拘束関係の書類 「留置人出入簿」のように、長時間や深夜の取調べなど、自白の任意性に関する証拠である。

以上の例示だけでなく、有無にかかわる証拠で、単にこの類型以外のものだという理由で「座長案」の開示対象から外されている証拠類は多数ある。むしろそこに被告人の冤罪を明らかにする証拠が存在する。それが一切開示されないことになる。ア～クの「類型」設定は、実態としては、無罪立証を封じる効果を発揮する以外のなものでもない。

限定 「事案の内容及び検察官請求証拠の構造等に照らし、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために当該類型及び範囲の証拠を検討することが重要であることを明らかにして開示の請求」をしたもの

ここには以下の～の三重の限定がかけられている。

これによって不開示のままとなる証拠 上記した限定をすべて潜り抜けることができた証拠以外の証拠は、すべて不開示となるのである。

「特定の検察官請求証拠の証明力を判断するため」 それ以外の「ため」＝「無罪の立証をするため」「被告人に有利な情状立証のため」などの証拠は不開示となる。

「事案の内容及び検察官請求証拠の構造等に照らし」 それ以外の理由＝「検察官の立証構造以外に事案の真相がある可能性がある」などの証拠は不開示となる。

「当該類型及び範囲の証拠を検討することが重要であることを明らかにして開示の請求」をしなれば不開示となる。

しかも、以上～の要件は、すべて、検察官の手中に、どういう証拠があり、その証拠の内容はどういうものであるかを、知っているはじめて言うことである。内容を知らず、どのような証拠があるかさえも分からない被告・弁護側にどうして～のようなことを「明らかにできる」のか。そのうえ、注意しなければならないのは、上記～はすべて「かつ」の関係にあること、つまり重複して掛けられている限定のための要件であって、そのすべてをクリアしなければ、被告・弁護側は、開示請求はできない、とされていることである。結局この3要件は、被告・弁護側にははじめから無理な条件を設定して、開示請求を全くできなくさせるためのハードルという実態を持っているということである。そしてその上にさらに、以下の制限要件が加えられる。

「開示の必要性」

この要件は＝「開示の必要性」とは何を基準に認められるのかは上記の要件に限定されている。「事案の内容及び検察官請求証拠の構造等に照らし、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために当該類型及び範囲の証拠を検討することが重要であること」であって、被告人の無罪立証や有利な情状立証の必要性は入らないのである。

「開示によって生じる弊害の有無、種類、程度を考慮して相当と認めるとき」

ここでいう「弊害」が何であるかは「座長案」の文言上は明らかでない。しかし検討会で法務省は、「証拠開示の拡充には、証人威迫、罪障隠滅や関係者の名誉・プライバシーの侵害をとまらうおそれ」があると主張し、裁判所もそれに賛成してきた。この「座長案」が法案に具体化されるときは、そのように規定されるか、されなくとも実務上でそう運用されることは目に見えている。証拠によって「関係者の名誉・プライバシーの侵害をとまらうおそれ」と言い出したら、すべての刑事裁判は成り立たなくなる。まず、個人にとっては犯罪被害に遭ったということ自体が名誉やプライバシーに関わる事実である。犯罪に遭った状況の供述書や、実況見分、検証調書等の証拠は皆これにあたる。目撃証言にも該当するものがあるだろう。「関係者の名誉・プライバシーの侵害をとまらうおそれ」のある証拠を法廷に顕出しないとという基準を立てるならば、およそ犯罪に関する証拠は、すべてその「おそれ」を内蔵していないものはないから、刑事裁判はできなくなる。まず、検察官の有罪立証ができなくなるはずだ。「証人威迫、罪障隠滅のおそれ」も同じである。それゆえ、こうした「おそれ」への対処は、証拠の使用以外の方法で対応しなければ刑事裁判は行えないのであり、証人威迫や罪障隠滅、名誉毀損はそれぞれ刑事罰がそのために設けられており、「関係者の名誉・プライバシーの侵害」には他に民事賠償や差し止めも用意されている。ところが「座長案」は、こうした「おそれ」による証拠使用の制限を検察官の取調請求証拠については全く野放しにし、弁護側の使用についてだけ制限するという露骨な目的を文章化したものである。

判断者は誰か

「座長案」は、これらのすべて重複して掛けられている要件の有無を「考慮して相当と認める」判断者は誰であるのかは明らかにしていない。法律の通常的な読み方をすれば、検察官が一次的に判断して開示不開示を決め、被告・弁護側が不服なら裁判官が決める、ということになるのだろうが、その決定について、弁護側に意見聴取の機会が与えられるという保障は示されていない。

2. これは証拠開示制度ではなく、証拠不開示制度である

「刑裁座長案」第1-3-(3)では、同(2)に言う「検察官主張事実の証明に用いる証拠」以外の証拠は、上記すべての要件をクリアしない限り開示しないことを明示的に制度化するという以外の何ものでもない。つまりは、この内容が法律になれば、被告・弁護側は、上記のように検察官が先に手中に収めてしまっている証拠のなかに含まれている無罪、あるいは有利な情状証拠を法廷に出して、実体的真実を明らかにすることができなくなるのである。このように有罪の証拠だけが法廷に顕出される仕組みを法制化する片面的な法制は、証拠開示制度ではなく「証拠制限制度」である。犯罪が行われたとき、その行為自体は消えてしまいが、痕跡が残される。痕跡は物の上に残されたり、人の記憶に残されたりする。刑事手続とは、こうした痕跡を集めて、消えてしまった犯罪行為をその痕跡から推認する過程だ。痕跡=証拠を集めるのが捜査であり、捜査の仕事に専ら従事するのが警察・検察である。そのための公務員として雇用され、公費を使って収集作業をするのは、犯人を正しく確定して、刑罰を科する司法(多くの国で正義と同じ言葉)を実現するためである。「検察官手持ち証拠」と呼ばれるが、誤解してはならない。国民のために正しい裁判を行う目的で集められた公共財以外の何ものでもないのである。だから収集は恣意性や主観的な思い込みを排して客観的に正確に行われなければならない(取調べの可視化はその一方法)し、歪められることなくありのまま法廷に出されなければならない。「ありのまま」には、個々の証拠を改ざんしないという意味と、全体像としての証拠をそっくりそのまま、という意味がある。公共財は「正しい裁判のため」に使うのであって「有罪立証のため」だけに使うのではない。こんにち、世界の先進国の水準では、被告人には検察官手持ち証拠へのアクセス権を基本的に承認しており、不開示の場合には検察側にその理由を示すよう拳証責任が課されたり、手持ち証拠の一覧表(いわゆる標目)の提示を義務づけるなど、できる限りアクセスの機会を保障する方向で制度設計がおこなわれているところである。

3. 国際基準違反

公共財である捜査官憲収集証拠の中から、検察官が、有罪証拠だけを法廷に出して、有罪の主張をするのは、例えて言えば、海岸に行って拾い集めてきたいろいろな色の石の中から、黒の石だけを集めて見せて「あの海岸は黒い岩でできている」と言うのと同じだ。これは私人同士の間でも不正行為だが、刑事裁判をするなら、公共財を不正使用して、その結果裁判を誤らせる犯罪的行為だ。検察官は公益の担い手でもあるのだから、収集証拠の中に、無罪証拠があれば自ら進んで証拠申請するのが、本来、国民に対する義務なのだが、たとえそうしないまでも、被告人側の使用を妨げることがあってはならないのは、この性質上、検察官の最低限の義務である。すでに一九五九年に、国際法曹委員会は、その第二回大会で決議した「デリー宣言」で当時としての刑事手続のルール・オブ・ロー(法の支配原則)として「検察側の最小限の義務」の項で「検察側の義務として、関連性のある証拠はフェアに法廷に提出しなければならない。決して有罪判決を得ることに固執してはならない。もし、検察側が、被告人に有利な証拠をもって、それを自ら使用することを申し出ないときは、被告人又はその法的援助者に、その証拠を適切に使用することができるための十分な時間をもって、それを自由に使えるようにしなければならない」ことを確認している。これが証拠開示の基本であり、半世紀前にすでに国際的な「ルール・オブ・ロー」であった。「座長案」はこの国際基準に明白に違反している。

「座長案」の証拠開示制度は刑事裁判の充実に逆行する。

1. 裁判の迅速化には完全な証拠開示制度が不可欠の前提である

裁判員制度のもと連日的開廷の確保が原則となり、限られた期間内に連日充実した審理を実現するためには、公判開始後は連続する期日のすべての時間が無駄なく使用できるように公判が進行しなければならない。そのためには、両当事者が、事件の構造を十分に理解し、公判に対応する主張・立証の計画を誤りなく立て、これに沿って証人喚問等の証拠調べの手順が、期日内に無駄なく配置できることが最低条件である。そのためには、事案の解明のために必要なすべての証拠が、争点整理の段階で、いざ開廷した後、当事者が主張・立証を変更する必要がないだけ十分に開示されていることが不可欠である。しかし「座長案」における検察官主張事実立証証拠以外の証拠開示制度はこのように十分な開示とは全く逆の不開示原則ともいうべきものである。「座長案」を見ると、はたして筆者は連日開廷期日を無駄なく使用して審理を行なうことを本気で考えているのかを疑問とせざるを得ない。あるいは、上記の1に述べたように、被告・弁護側に検察官手持ち証拠の内容を垣間見させる機会すら与えない制度にしておけば、公判は検察側の一方的な有罪立証だけで、押し切ることができる、との方針であるのかもしれない。しかし、公判進行中に、弁護側が何らかの手がかりから無罪証拠を発見して、間接的なアプローチによる証拠申請をするなどすれば、検察側が手持ち証拠をフランクに開示する場合よりも公判は大幅に無駄な期間を費やす結果になる。公判の途中でそのような事態になれば、新たな証人喚問期日の設定を要して、連日開廷は不可能になる。裁判員制度のもと、連日開廷を履行し、迅速な裁判を実現するためにこそ、近代的な全面的証拠開示が不可欠なのである。「座長案」による異常な証拠開示制度は、「充実した裁判」の実現を不可能にするのみか、「迅速な裁判」志向にも逆行するものである。

「座長案」に示された検討会たたき台B案を採用するとした場合に、採られるべき措置

かりに、B案による手持ち証拠開示の制度設計をおこなうにした場合に、無罪方向や罪責の軽減方向を示す証拠が黙殺される可能性を否定できないため、かかる危険性を回避するために以下のような措置を採ることが必要である。

検察官に被告人の無罪方向証拠の開示義務を課す

典型的ではない証拠(アの「証拠物」)については標目一覧を被告人・弁護人に提示するものとする

典型的証拠については、証拠開示請求に要件を課さず、自動的に開示するものとする

は、B案型を採っている合衆国において、最高裁判所による判例法として課されているものであり、かかる開示義務違反は上訴理由ならびに再審請求理由となっている。は、イギリスにおいておこなわれている方式であり、証拠標目一覧の提示後に、被告人弁護側から開示請求がおこなわれているところである。証拠物は客観的なもので、証人威迫やプライバシーなどの問題がない類型でありながら、その存在が被告人・弁護人には知れない可能性のあるカテゴリーである。この種については、弁護側であっても経験的にその存在を推定できるようなものではないので、少なくともリストを交付する必要性が高い類型だといえる。は、合衆国においておこなわれている方法であり、典型的な証拠については弁護側の請求に基づいて開示されることとなっている。(参考:合衆国連邦刑事訴訟規則第16条)

以上のとおり、仮に検討会たたき台B案に沿った方向で制度設計がなされるとしても、被告人弁護人からの検察官手持ち証拠へのアクセス権の保障とその機会に十分に配慮され、誤判冤罪の危険性を十分に配慮した制度ならびに手続が採用されてはじめて、「証拠開示」制度と名乗ることができるものと思われる。

(大阪弁護士会)

【裁判員制度】

1. 基本構造について

(1) 裁判官と裁判員の人数について

「裁判官3名、裁判員4名」案には賛成できない。裁判官の人数は1~2名、裁判員の人数は9~11名とすべきである。

事件ごとく無作為で選任される裁判員が、経験豊富なプロとして認識されている裁判官と対等に議論を行うには、4名で余りにも少なすぎる。また、裁判官が3名もいれば、裁判官だけの議論で評議が進むこととなり、裁判員は単なる「お飾り」となるおそれ大きい。したがって、座長案の「裁判官3名、裁判員4名」案には到底賛成できない。裁判への市民感覚・市民常識の注入という裁判員制度の趣旨を実現するためには、何よりも、裁判員と裁判官が対等に議論を交わせることができる制度的保障が不可欠であり、そのためには、裁判官に比較して裁判員が圧倒的に多い制度とする必要がある。また、できる限り多様な市民の意見の中から議論を通じて真実を発見するという趣旨から、裁判員の数は、実質的な議論が可能な範囲で、できる限り多数であることが望ましい。裁判官の数を現在の合議体と同人数である3名にする必然性は全くなく、むしろ、複数のプロの裁判官の意見が一致した場合に、その意見に賛成できない素人の人達が反対意見を言って対抗できるかどうかについては、大きな疑問がある。しかも、裁判官が3名もいれば、評議はほとんど裁判官の意見交換によって進められ、裁判員は、単なる「お飾り」となってしまうおそれがある。座長案の説明では、裁判員制度が適用される事件よりも軽い事件が、裁判官3名の合議事件とされること

との不均衡が主張されているが、しかし、それでは、裁判員の存在を無視して、裁判官の人数のみを比較するものと言わなければならない。このように考えると、裁判官は1～2名、裁判員はできるだけ多い9～11名という制度が最も妥当な制度であると考えられる。座長案の説明では、人数が多いと判決書きが難しいとされているが、実質的な評議ができるかどうか重要であり、座長案の説明は、本末転倒の議論である。

(2) 裁判員、補充裁判員の権限について

ア(イ)については、裁判員制度の下では、裁判員及び裁判官のいずれについても、証人及び被告人等に対する質問権は認めないものとすべきである。

現行法では、裁判長は「必要と認めるときは何時でも、…尋問することができ」(規則201条1項)、陪席の裁判官は「尋問するには、あらかじめ、その旨を裁判長に告げ」質問することができるが(規則200条)、裁判員制度の下で同様の制度を認めることは妥当ではない。もとより、裁判官に質問権を認めることと、当事者主義とは必ずしも矛盾するものではないが、裁判員の場合、裁判員の質問が行き過ぎ、審理が混乱したり、証人・被告人との言い争いになるような場面が出てくることが懸念される。裁判員に判断権者としての立場に徹してもらうためには、質問権を認めないのが現実的であるし、また、当事者主義訴訟構造にもより沿ったものとなる。裁判員に質問権を認めない場合、裁判官にも質問権は認めないとするべきである。意見書によれば「裁判員は公判において裁判官と同様の権限を有する」とされているが、その趣旨は裁判員制度は市民の司法参加を実質化するところであり、裁判官のみに質問権を認めるのは、双方の対等な立場・関係を前提とする裁判員制度の趣旨に反することになると思われるからである。

(3) 評決

アの過半数案には賛成できない。有罪判決を下す場合には、原則として全員一致とするが、十分に評議を尽くしても全員一致に達しない場合には、4分の3以上の特別多数決によるものとすべきである。

この問題を考える時には、裁判には素人の裁判員が、最初から十分な議論を行うことができるかどうか注目しなければならない。日弁連製作の裁判員ドラマ「裁判員一決めるのはあなた」や、映画「12人の優しい日本人」が描くように、裁判員は議論に慣れていないために、最初のうちは自分の意見を明確な言葉として表現できないことが多いと予想される。しかし、議論が進めば、裁判員もそれぞれ自分の経験や知識を元に活発な議論を展開するようになる。もし、過半数で評決をする制度が採用されてしまえば、裁判員が十分に自分の意見を述べることができず、評議が不十分のまま、過半数で結論が出されてしまうおそれがある。そのような事態を避け、徹底した評議を行うためには、全員一致を原則とし、評議を尽くしてもどうしても全員一致に達しない場合にだけ特別多数決によるという制度にしなければならない。裁判員と裁判官の中に1人でも有罪に疑問を持つ者がいる場合には、有罪に合理的疑いがあるものと考えられる。したがって、合理的疑いでも有罪を限り排除するために、原則として有罪評決のために全員一致にするべきである。しかし、評議を尽くしても、1人の裁判員だけが最後まで説得的な理由もなく有罪に反対した場合にも、合理的疑いがあるとして無罪とすることには躊躇を感じる。そこで、全員一致を目指して評議を重ね、全員一致を原則とするが、十分に評議を尽くしてもどうしても全員一致に至らない場合には、4分の3以上の特別多数決で有罪とできるものとすべきである。なお、量刑は被告人の有罪を前提に議論されるものであるから、量刑の評議は有罪・無罪の評議に結論が出てから行われるべきは当然である。

(4) 対象事件

ア 対象事件

賛成できない。法定合議事件及びその他の事件で被告人が選択した場合をも対象事件とすべきである。

審議会意見書は対象事件を法定刑の重い重大犯罪としているが、これは裁判員制度の対象事件を重大事件に限定するという趣旨ではない。「新たな参加制度の円滑な導入のためには、刑事訴訟事件の一部の事件から始めることが適当である」とされていることから明らかなように、適用範囲を拡大していくことが想定されている。本来、国民の司法参加を実質的なものとするためには、対象事件を拡大して、できる限り多くの国民・市民が裁判に参加できるようにする必要があるが、他方、すべての事件を対象とすると対象事件数が膨大となり、裁判員の確保・財政面双方の観点から、現実性に欠けることになる。そこで、両者の調和点をどこに見出すかが問題となる。まず、死刑・無期刑にあたる事件のみを対象とすると、国民の司法参加が余りにも限定的なものとなりすぎる。法定合議事件は年間約4000件、死刑無期刑にあたる事件は年間約2000件と予想されており、裁判員の確保・財政面等を考慮しても、死刑・無期刑の事件に限らなければならない理由は全くない。また、対象事件を法定合議事件に広げたとしても、窃盗・詐欺・横領・恐喝・業務上過失致傷・強制わいせつ・名誉毀損等の、本来、市民感覚が求められる事件が対象外となってしまう、国民の司法参加の意義が損なわれることになる。しかし、他方、これらの事件をすべて対象とした場合には、対象事件数が膨大なものになりすぎる。そこで、これらの事件については、被告人の選択権を認めるものとすべきである。これによって、多くの自白事件は実質的には対象外になり、事件数の面においても、一定のバランスが図られるものと考えられる。

イ 訴因変更の場合の取扱い 賛成する。

ウ 事件の性質による対象事件からの除外

要件を限定した上で、例外規定を設けることには賛成する。要件の限定としては、まず、「その他の事情」等の濫用のおそれがある要件は削除すべきである。更に、「裁判員若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者の生活の平穩を侵害する行為がなされるおそれがあること」との要件についても、「明白かつ現在のおそれ」の存在を付加すべきである。

極めて例外的な事情が存在する場合に限ったものとして、かかる規定の必要性は否定しないが、濫用の恐れをできる限りなくすために、「その他の事情」を要件として認めるべきではない。また、裁判員等への危害の恐れについても、抽象的なもので足りるとすると、同様に濫用の危険性を否定し得ない。

2 裁判員及び補充裁判員の選任

(1) 裁判員の要件

衆議院議員の選挙権を有する者で、年齢が20歳以上の者とすべきである。

審議会の意見書は、「裁判員の選任については、選挙人名簿から無作為抽出した者を母体とする旨規定している。問題となるのは、国政選挙レベルの選挙権を前提とするのか、地方公共団体レベルの選挙権を前提とするのかという点であるが、在日外国人にも地方公共団体の普通選挙権を認める動きが強まっており、将来的には付与される可能性がある。長年我が国で生活し、我が国に生活基盤を有し、市民社会の一員となっている在日外国人には裁判員の資格を与えるべきとも考えられる。そこで、地方公共団体の普通選挙権を有する者に裁判員の資格を与えるべきとの有力な意見が存在する。しかしながら、現状では、全ての地方公共団体において在日外国人に地方公共団体の普通選挙権が与えられることとなるか否かは不明確であり、もし地方公共団体毎に選挙権の資格が異なる場合には、その取り扱いに混乱を生ずるおそれが否定できない。そこで、衆議院議員の選挙権を有する者に裁判員資格を与えるとの制度から出発し、今後、在日外国人に地方公共団体の選挙権が拡大していく状況を踏まえて、裁判員資格の拡大を検討すべきである。裁判員の年齢については、25歳以上又は30歳以上にしなければならない合理的理由はないので、普通選挙権と同様に年齢は20歳以上とするべきである。

(2) 欠格事由

ア(ア)で、中学校を卒業しない者を、(ウ)で心身の故障のため裁判員の職務の遂行に支障がある者を、それぞれあげているのは不当である。

中学校を卒業していなければ当然に判断能力を欠くような考え方は不当である。学識以外の判断能力がより重視されなければならないし、中学校卒業と同等以上の学識を有するか否かを判断する基準も不明確である。(ウ)については、心身の故障のため裁判員の職務に支障があるか否かの判断には困難を伴い、その判断基準も不明確であるため、設けないのが妥当である。

- (3)就職禁止事由
 ア 職業上の就職禁止事由 賛成する。 イ 公訴提起等に伴う就職禁止事由 賛成する。
 ウ 手続に対する影響 賛成する。
- (4)除斥事由 賛成する。(5)辞退事由 賛成する。
- (6)忌避理由 賛成する。なお、忌避には、無条件忌避と理由付忌避の2種類の忌避権を認めるべきである。
- (7)裁判員候補者名簿の作成 賛成する。
- (8)裁判員候補者の召喚
 ア 裁判員候補者の召喚 賛成する。
 イ 検察官及び弁護人に対する事前の情報開示
 (ア)については、氏名だけでなく、住所も開示すべきである。(イ)については、賛成する。
- (9)質問手続
 ア 質問手続の出席者
 ア(イ)を除き、賛成する。ア(ウ)については、質問手続は公開法廷で行うべきである。
 選任手続の公正を担保するためには、やはり公開する必要がある。
 イ 質問手続
 (イ)を除き、賛成する。(イ)については、検察官及び弁護人にも直接の質問権を認めるべきである。
 選任手続の適正な運用を保障するためには、裁判官のみならず、検察官及び弁護人にも直接の質問を認めるべきである。検察官及び弁護人の直接の質問権を否定する理由はないし、選任手続に一定の時間を要することは、予断偏見のない裁判員を選任するという制度の趣旨・重要性からやむをえない。また、それによって、裁判員自身も自らの職責を自覚し、誇りをもって職務に取り組むことが可能となる。
- (10)裁判員に対する補償
 賛成する。なお、旅費、宿泊費は原則として実費を支給することとなると思われるが、日当については、国民が公務を果たすために支給される報酬とみるべきものであり、平均賃金より高めに設定されるべきであると考えられる。日当は2万円十程度が妥当であろう。
3. 裁判員等の義務
- (1)裁判員候補者の義務 賛成する。
 (2)裁判員及び補充裁判員の義務
 ア～エについては、賛成する。オについては、「裁判員及び補充裁判員並びにこれらの職にあった者」に対して守秘義務を負わせるか、どの程度の守秘義務を負わせるかについては、議論がある。詳細は、7(2)裁判員等の秘密漏洩罪の部分参照。
- (5)裁判員及び補充裁判員の解任 賛成する。
- 4 公判手続等
- (1)総論
 総論自体には賛成する。しかし、総論が述べる「裁判員の負担を軽減しつつ、実質的に裁判に関与できるよう、迅速で分かりやすい審理」を実現するためには、
 全面的な証拠開示制度の創設、
 直接・口頭主義の徹底(伝聞法則の厳格化)、
 との関係で取調書等の任意性・信用性を容易に判断できるようにするための捜査の可視化、
 集中審理・連日的開廷を可能ならしめるための保釈の原則化等の勾留制度の改善、刑事訴訟法3、条3項の削除を初めとする接見交通権の実質的保障、国費による弁護人に対する十分な費用保障、弁護人に対する調査権限の付与等の制度的保障
 事実認定手続と量刑手続の明確な分離と量刑事実調査制度の創設等の制度改革、が不可欠である。
- (2)準備手続(刑事裁判の充実・迅速化関連)
 賛成する。審理を迅速で分かりやすいものにするには、充実した公判準備手続が不可欠である。制度設計にあたっては以下の点に留意すべきである。
 公判準備手続は、後述する証拠開示を前提にした争点整理に基づいて有効な審理計画を立てることを目的とする。
 公判準備手続は、起訴後検察官による証拠開示が行われ、「答弁期日」が開廷され、当事者の準備期間を経た段階(あるいは当事者の準備活動と並行しつつ)で行われる必要がある。
 公判準備手続では、争点整理、証拠調べ請求手続、証拠の採否(証拠能力の判断を含む)に関する決定手続、公判期日の確定等の手続が行われる必要がある。
 公判準備手続は公開すべきである。現在の手続が全て公開法廷で行われている以上、非公開にすべき理由は認められない。裁判員への影響を危惧して非公開とすべき意見もあるが、公判準備手続の段階では裁判員の選任が行われていないのであるから、かかる危惧は極めて抽象的なものに過ぎないから、公開を否定する理由とはならない。
 被告人の出席及び発言権についても認めるべきである。同様に、現在の手続と比較して否定する理由はない。
 公判準備手続の目的からして、公判準備手続に付された後の補充捜査は原則として禁止すべきである。
 公判審理開始後の訴因変更は原則として禁止しなければならない。公判準備段階で争点整理を行う以上、公判審理開始後の訴因変更は原則として禁止しなければならない。
 「争いのある事件」については、公判準備手続の裁判官とその後の公判手続等に関する裁判官を分ける必要がある。これに対し、「争いのない事件」については、同一裁判官が担当することを認めて良いと思われる。「争いのある事件」の範囲を、量刑判断に影響を及ぼす罪体に関する事実について争いがある場合にまで含めた上で、「争いのない事件」においては、公判準備手続と公判手続を同一裁判官が担当する制度でも特に支障は生じないと思われる。
- (3)弁論の分離・併合 賛成する。
 (4)公判期日の指定(刑事裁判の充実・迅速化関連) 賛成する。
 (5)宣誓等
 基本的に賛成する。ただし、裁判官から裁判員への教示(説明)は公開の法廷で行われるべきであり、また、その内容について当事者の異議権を認めるべきである。
 裁判官が事件に適用されるべき法と事件の争点をどのように説明するかによって裁判員の判断は大きく変わる可能性がある。したがって、裁判員に対して行われる適用される法や争点に関する説示は公開の法廷で当事者のチェックの下に行われるべきである。また、この説示が評議の中で十分反映されなければ何らの意味もないのであるから、判決書においてもこれが十分反映されるような制度を構築する必要がある。選挙人名簿から事件ごとに無作為抽出された裁判員は、法の原則や事実認定の方法について、ほとんど知識・経験がない。したがって、法律について適正な説明を行ない、事実認定の方法について説明をすることは、必要不可欠なことである。その際重要なことは、もしも裁判員に対する説明が適正になされない場合には、誤った事実認定がなされる可能性が高いという点である。裁判員は、法律について素人であるだけに、もしも間違った説明がなされてしまえば、裁判員の実事認定も間違ってしまう可能性が高くなる。したがって、裁判員に対する説明は、適正になされなければならない。この適正さを担保するものが、当事者の異議権である。すなわち、裁判官が行なった裁判員に対する説明が法律の原則に反していたり、争点整理の仕方がおかしかったり、事実認定の方法の説明が誤っていたりする場合には、これを適正に正す手続が必要となる。その役割を果たすのが、当事者の異議権である。裁判官の裁判員に対する説明が間違っている場合には、当事者から異議を述べるができるようにしておくことによって、裁判官の裁判員に対する説明が適正になされるこ

とを担保すべきである。そのためには、裁判官による裁判員に対する説明は、公判廷で、当事者が立ち会っている場で行われなければならない。なお、裁判員が裁判官の評価を行い、評価アンケートを提出し、それが人事評価の資料になるという制度を創設することによって、上記の裁判官の発言に対する規制を制度的に保障することになる。

(6)新たな裁判員が加わる場合の措置 賛成する。

(7)証拠調べ手続等

基本的に賛成する。ただし、公判記録については、原則として、速記が行われるべきである。手続についての公判記録は、上訴理由を見出すという観点からも、争点整理を含めて詳細に記載すべきである。ところで、裁判員制度における証拠調べ手続等について考える際に、最も重視な課題は直接主義・口頭主義の徹底である。市民参加の裁判である裁判員制度のもとでは、これまでのように捜査段階の供述調書を重視する裁判は実際不可能であり、調書中心の裁判を廃止し、直接主義・口頭主義の徹底が図られなければならない。審議会意見書でもその旨が明確に指摘されているにもかかわらず、本座長案では明確に触れられておらず、この点において、極めて不十分なものとなっている。

(8)判決書等

ア 判決書は評議の結果に基づいて裁判官が作成する

基本的に賛成する。ただし、裁判員制度では、直接主義・口頭主義のもとで争点を明確にした上、集中審理・連日開廷が行われ、審理終了後直ちに評議を行い、判決が行われるので、判決書の形もこれに沿ったものとするべきである。有罪判決については、説示で明らかにされた争点ごとに、評議の結果を踏まえて記載されるべきであり、理由についても評議の結果を反映できるように記載すべきである。証拠についても、直接主義・口頭主義のもとでの限界はあるが、証拠と認定事実との関連性についてできるだけ詳しく論じるべきである。これに対し、被告人を無罪とする場合、特に理由を付す必要はないのではないかと考えられる。無罪判決に対して事実誤認を理由とする検察官上訴を認めないのであれば、実益がないからである。

イ 裁判員の署名・押印

賛成する。ただし、裁判官は評決後判決前に判決理由の骨子を口頭で裁判員に伝え、その了承を得ておく必要があるものとする。

5 控訴審

控訴審についても、裁判員制度によるべきである。ただし、無罪判決に対する事実誤認を理由とする検察官上訴は禁止すべきである。

控訴審が裁判官のみによって構成され、しかも、被告人の不利な方向での破棄自判が可能であるとすると、最終的には裁判官のみによって判断されることになり、国民の司法参加という裁判員制度の意義は大きく失われることになる。また、裁判員裁判が、国民の実質的な参加による裁判であって強い民主的正当性を有していること、原則として直接主義・口頭主義による証拠調べに基づいて行われるものであることからすると、裁判員裁判による事実認定を覆す理由としては、「無辜の救済」しか、正当性を持ち得ない。かかる理由から、上訴は有罪判決に対するものに限られ、無罪判決に対する事実誤認を理由とする検察官上訴は禁止されるべきである。

6 差戻し審

賛成する。

裁判員制度の本来の趣旨や証拠の引継ぎの困難さから続審構造とすることには無理がある。覆審構造とした上で、既に行った証人尋問の結果をビデオ再現するなどの方法を用いることにより裁判手続の効率化・迅速化をはかるべきである。

7 罰則

(1)裁判員等の不出頭等 賛成する。

(2)裁判員等の秘密漏洩罪

「裁判員及び補充裁判員の職に現在ある者」についての守秘義務及び秘密漏洩罪については賛成するが、「過去にこれらの職にあった者」については、原則として守秘義務や秘密漏洩罪の規制を課すべきではない。

評決が決するまでの間は、裁判員に守秘義務を課さなければならない。なぜなら、評議の内容が外部に公表されると、外部からの不当な介入の口実を与え、評決の公正を害することになるからである。また、同じ理由で、評決は非公開としなければならない。しかし、評決後に、評議に関する事項につき、全面的に守秘義務を課すべきか否かについては、両説に分かれる。守秘義務を課すべきとする説(全面非公開説)は、たとえ事後的だといえども、評決の内容を明らかにすることは、その公表による事後的非難を恐れて意見を言わなくなるなどの評議の公正を害する危険性があると言う。他方、原則として守秘義務を課すべきではないとする説(事後原則的公開説)は、評決の公正を監視・担保するためには、評議の内容が一定程度明らかにされなければ、批判・評価のしようがないと言う。特に、裁判官と裁判員の数がどのようになるかにもよるが、裁判官が終始評議を主導する形で評議がなされることを防ぎ、裁判官と裁判員が対等に評議を行ったか否かを点検するためには、評議の内容を一定程度明らかにして、批判・議論の対象にする必要がある。ただし、自己がどのような意見を述べたかは別に(但し、自己の意見であっても、発言者を特定することは許されない、との説もある)、具体的に、発言者を特定することは、事後的にであれ、当該裁判員が非難の対象にされることを恐れて、公正な立場で評決に参加することはできないであろうから、事後公開説によっても、その公表内容は、一定程度抽象的にならざるを得ないであろう。もっとも、事後であれば、全面的に公開すべしとの説(事後全面公開説)も、理論的には考えられ得るが、前記のとおり、評決の公正を害する弊害(個人攻撃の恐れ)は無視できず、そのような説は採用の限りではない。殊に、裁判員制度は、わが国で初めて導入される制度であり、制度発足当初には、評議が公正に行われ得るか否かを点検しながら、是正すべき点を見出さなければならないという観点からすれば、当面は、前記の事後原則的公開説を採用し、その弊害が無視できない場合には全面非公開説へ移行する、というのが至当ではなからうか。もっとも、裁判員には取材に応じる(公表する)義務までではないので、評議の内容を公表するか否かは、専ら、裁判員の自由な判断かつ責任においてなされることとなる。また、裁判官も、裁判員と別異に取扱う必要はない。そして、これを機に、裁判官による裁判の合議も、裁判員制度と同様に、事後原則的公開説に踏み切るべきである。

(3)裁判員等に対する請託罪等 賛成する。 (4)裁判員等威迫罪 賛成する。

(5)裁判員候補者の虚偽回答罪等 賛成する。

8 裁判員の保護及び出頭確保等に関する措置

(1)裁判員等の個人情報の保護 賛成する。

(2)裁判員等に対する接触の規制

マスコミやフリージャーナリスト等の取材との関係は、裁判員の守秘義務と裏腹の関係にあると考えて良い。したがって、評決が決するまでの間は、取材を禁止すべきである。しかしながら、評議の終了後は、前記の事後原則的公開説の範囲内で、取材を可とすべきであろう。特に、裁判員制度の定着・発展・改善の対象には、評決の改善も当然に含まれ、それを国民的批判・評価の下にさらすために、報道の果たす役割は大きい。したがって、このような観点からも、事後原則的公開説を採用し、取材による弊害は、ガイドラインの制定などのルール化によって是正すべきではなからうか。また、冤罪の支援団体等による要請に関しては、規制が過度に動かないように慎重な検討が必要である。

(3)裁判の公正を妨げる行為の禁止 賛成する。 (4)出頭の確保 賛成する。

【刑事裁判の充実・迅速化】

第1 総論

1. はじめに

わが国の刑事裁判は、「絶望的である」と評されて久しい。刑事裁判は、形骸化していると言わざるを得ない。また、

極めて限られた事例とはいえ、一部に長期化したものがあることも事実であろう。この意味で、刑事裁判の充実・迅速化のための諸制度の改革が必要とされていること自体に異論はない。特に、今般の司法制度改革において導入される裁判員制度を前提とすると、その改革の重要性は明らかである。しかし、今回裁判員制度・刑事検討会の井上座長から提示された「刑事裁判の充実・迅速化のための方策」についての「座長試案」(以下、単に「座長試案」といふ)には、根本的な疑問を呈さざるを得ない。

その第1の問題点は、「座長試案」には、わが国の刑事裁判を形骸化させ、時として長期化させていた根本原因に対する分析検討が全くなされず、単なる小手先の改革案が提示されているにすぎないことである(わずかに第4で、「直接主義・口頭主義の実質化」という項目があるが、実質的な内容は、何も含まれていない)。わが国の刑事裁判を形骸化させ、あるいは長期化させていた根本原因は、間違いなく「調書」裁判である。捜査機関が、密室で長時間かかって「作文」した調書が最重要証拠とされ、裁判の多くの時間が調書の証拠能力や信用性を判断するための審理に費やされる。裁判官は、公判での証言・供述より、裁判官室で読むこれら調書から心証を形成する。このような「調書」裁判を打破しなければ、いくら声高に刑事裁判の充実・迅速化を唱えても、真の充実した裁判など望むべくもなく、絵に描いた餅にすぎないことになる。その根本にメスを入れる必要がある。

第2に、「座長試案」は、「刑事裁判の充実・迅速化」の名のもとに、捜査権力と、何の権力も持たない被告人・弁護人の彼我の能力の違いや、刑事訴訟手続の動的な性格を無視ないし軽視している。さらに、弁護側の手足を縛るのかのような義務化や規制強化の提案が随所になされている。

たとえば、「座長試案」は、第1回公判期日前の準備手続で、受訴裁判所の関与を肯定するなど(第1、1(4)準備手続の主宰者)、裁判所の予断排除の原則を軽視しつつ、裁判所による職権的手続の強化を図っている(第3 訴訟指揮の実効性確保)。他方で、黙秘権の実質的侵害となりうる被告人主張の明示を義務づける(第1、4 被告人側による主張の明示)、検察官手持証拠の開示に関しては、弊害を強調し、開示の範囲を限定的に解する案を採用している(第1、3 検察官による事件に関する主張と証拠の提示)。確かに、一見現行制度より、証拠開示の制度が明確化され、開示の範囲を広げる内容とも読めないではないが、運用如何によっては、証拠開示というより、現行実務の運用よりも後退した、証拠不開示制度の創設にさえつながりかねない危険性も否定できない。さらに、開示証拠の目的外使用を刑罰をもって禁止するなど(第1、9)、弁護側の活動に大きな足かせをはめようとしている。言うまでもなく、強大な権力を有する捜査機関と、何らの権限も持たない被告人・弁護人との間では、証拠の収集能力に、圧倒的な差が存する。そうであるにもかかわらず、「座長試案」が提言するような形で、被告人・弁護人が、事実上唯一の武器と言える黙秘権を奪われた上、検察官と同時期に対等な主張を強要され、さらには事件に予断を抱いた裁判所による強権的訴訟指揮の下に裁かれることとなれば、圧倒的な権力の下に被告人・弁護人の防衛権は、重大な危機に瀕することになる。また、公判手続は、準備手続の内容を形式的に確認する儀式的場となってしまうおそれすらある。実質的当事者主義を実現することによってこそ、裁判の充実・迅速が図られる。刑事裁判の充実・迅速化のための方策の制度化は、そのような認識に立って構想されなければならない。

2. 刑事訴訟の大原則

刑事裁判は、国家刑罰権の有無・及びその範囲を決定する手続である。国家刑罰権の行使は、処罰を受ける者の人権に対する重大な制限を生ずる。もし、国家刑罰権の行使を誤れば、極めて深刻な人権侵害をもたらすこととなる。四つの死刑冤罪事件をはじめとして、数々の冤罪事件は、間違つた国家刑罰権の発動が、どのように深刻な人権侵害を招来したかを教えている。憲法は、国家刑罰権の行使を誤ることによる深刻な人権侵害を避けるため、刑事訴訟における基本的なルールを定め、刑事訴訟法がそれを具体的に規定した。

刑事訴訟における基本的なルールとは、次のようなものである。

(1)公開の裁判を受ける権利

刑事被告人は、「公開」の「裁判を受ける権利」を有する。これは、密室裁判による人権侵害を防止し、適正かつ公正な裁判を実現するため、市民が監視する中で刑事裁判を行わなければならないという、基本的な原則である。

(2)黙秘権の保障

刑事被告人は、黙秘権を有する。これは、自白を重視してきたことが、拷問による自白強要をもたらし、深刻な人権侵害をもたらしてきたことに対する歴史的反省から、被告人に自白を強要されない権利を認めたものである。

(3)無罪推定の原則

被告人は無罪の推定を受け、有罪の立証責任は検察官が負う。これは、警察・検察が強大な国家権力を用いて捜査を行うのに対し、被告人・弁護人側には十分な調査を行うことも困難であるという、警察・検察が圧倒的に優位な状況を踏まえ、被告人が有罪であることを立証する責任は検察側にあり、被告人側には、無罪を立証する責任はないことを明確にした原則である。

(4)予断排除の原則

さらに、無罪推定原則を手続的に保障するために、裁判所の予断を排除する起訴状一本主義が採られている。すなわち、公判期日において弁護人が意見を述べるまでは、裁判所には一切の証拠は提出されず、裁判所は、全く白紙の状態に裁判に臨むものとされているのである。ところが、今回示された「座長試案」は、これら刑事訴訟の大原則を根柢から覆しかねないものとなっている。私たちは、刑事裁判に真剣に取り組む弁護士として、多大な懸念を抱かざるを得ない。先に述べたように、憲法で「公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利」が被告人に保障されている意味は重要である。しかるに、「座長試案」の内容は、被告人の権利の保障よりは、被告人・弁護人に対する強権的な訴訟指揮権行使による「迅速化」の発想が強く見受けられる。これでは、人権を保障するための迅速な裁判ではなく、単に「迅速な処罰」をもたらす危険が現実のものになってしまう。適正・公正が確保されてこそ「迅速」な裁判の意味がある。現在の刑事訴訟では、捜査資料の弁護側に対する開示が不十分にしかなく、取調過程の可視化もされていない。「人質司法」と言われるように否認事件ではなかなか保釈が認められない。鑑定手続等に時間を要する。証拠収集能力・権限において被告人・弁護人側と警察・検察側とは圧倒的な力の差がある。被告人側の立証に対して偽証罪等を振りかざして妨害するなどの事例も現実としてある。適正・公正で迅速な刑事裁判を実現するには、これらの問題の解決が必要不可欠である。ところが、「座長試案」には、それらの視点が欠如していると言わなければならない。

以下、これらの点を基本的視点とした上で、刑事裁判の充実・迅速化についての意見を述べる。

第2 各論

1. 「調書」裁判の打破のために

第1で述べたとおり、刑事裁判の充実・迅速化のために最重要なのは、調書裁判の打破である。特に、争いのある事件において、公判で裁判官ないし裁判員が直接耳にした証言・供述よりも、密室で捜査官によって作成され、裁判官ないし裁判員が公判外で読んだ「調書」が重視されるようなことがあってはならない。そのためには、最低限以下のような制度改革が必要である。

(1)取調べ全過程の可視化(録画ないし録音)

公判廷において、捜査段階における自白の任意性についての不毛な争いを避け、自白の任意性・信用性の判断が容易にできるようにするため、被疑者取調べを可視化して後から検証できるようにする必要がある。その全過程の録画・録音を義務化するべきである。取調べ全過程の録画・録音がなされれば、被疑者が捜査段階でどのような取調べを受け、どのような供述をしていたのかについて、争いの余地がなくなる。このことは、録音を義務づけたイングランド・ウェールズにおける経験からも明らかである。イングランドでは、今年から取調べ全過程の録画が実施されており、わが国でも取調べ全過程の録画・録音を義務付けるべきである。なお、司法制度改革審議会意見書では、書面による記録化を義務づける限りでの提言がなされ、推進本部の議論もそれを前提としているようであるが、書面による記録にとどまるのであれば、結局その記載の正確性、あるいは、記録上明らかでない事項をめぐって、争いが生じる

ことは不可避である。これでは何の解決にもならない。自白の任意性・信用性の判断を容易にし、適正手続を保障するだけでなく、裁判の充実・迅速化にとって取調の可視化が不可欠なことは明らかなのであるから、取調全過程の録画ないし録音制度を直ちに導入すべきである。

(2) 伝聞法則の徹底

不同意となった供述調書は、証拠として採用できないことを徹底すべきである。そもそも裁判員はもちろんのこと、裁判官が、取調官の作文にすぎない供述調書を、公判外で読むことによって、心証をとること自体が、直接主義、口頭主義、公判中心主義に反し許されるべきことではない。そもそも、調書が取調官の作文にすぎないという実態の認識から出発すべきである。結局、刑事裁判の充実、上記した取調べの可視化を全うさせるとともに、公判において伝聞法則を徹底させることに尽きる。

2 「座長試案」が提示した各論点に対する意見

(1) 「第1回公判期日前の新たな準備手続」(第1)

ア 準備手続の主宰者(第1、1(4))

「座長試案」は、受訴裁判所を準備手続の主宰者としているが、第1回公判期日前に受訴裁判所に準備手続を主宰させることは、起訴状一本主義・予断排除の原則をないがしろにするものであって、裁判員制度対象事件であるか否かを問わず反対せざるを得ない。この点、起訴状一本主義・予断排除の原則の意味が問題となりうるが、少なくとも、公判前に受訴裁判所が捜査機関の抱く実体的嫌疑を引き継ぐことが許されないという点では、まず異論はないはずである。今回新たに検討されている準備手続では、現在行われている準備手続に比して、証拠開示等将来証拠として採用されるか否かが不明の証拠をめくり、かなり踏み込んだ実質的な争点整理が予想されることであり(「座長試案」第1、7の証拠開示に関する裁定等を参照)、準備手続を通じて、裁判所にこのような意味において予断が与えられる危険性、すなわち捜査機関の抱く実体的嫌疑を引き継ぐ危険性も格段に大きくなると考えられる。よって、準備手続における主宰者は、受訴裁判所以外とすべきである。しかも、座長試案では、同じ受訴裁判所の中の裁判官と裁判員との間で、情報の格差が生じることとなり、ひいては予断を持った裁判官が、当該予断に基づいて、裁判員の議論を誘導支配することとなりかねない。座長試案は到底採用できないものと言わなければならない。したがって、第1回公判期日前の準備手続は、受訴裁判所以外の裁判官が主宰すべきである。もとより、上記のとおり、この問題は、準備手続の内容が捜査機関の抱く実体的嫌疑を引き継ぐ場にならないものとすべきこととの関係で決せられるべきものであるから、後述する準備手続の内容の設定とも関連する問題である。そのため、準備手続の制度設計に際しては、少なくとも、受訴裁判所が証拠に触れる制度は絶対に許されないとの観点で構想されなければならない。

イ 準備手続の方法等(第1、2)

a 準備手続の方法(第1、2(1))

まず、イ後段の「裁判所は、被告人に対し、弁護人による主張、証拠調べ請求及び相手方の証拠調べ請求に対する意見について確認を求めることができるものとする」との規定は、被告人と弁護人の関係を全く理解しないものであって、削除すべきである。すなわち、かかる手続は、裁判所が被告人と弁護人との間に容喙することを認めるものであって、不当である。そもそも被告人と弁護人との間には、秘密交通権が保障されていることから明らかとなっており、裁判所といえども介入すべきものではない。実際、介入の仕方如何によっては、被告人と弁護人との信頼関係そのものを破壊するおそれすらある。さらに言えば、かかる規定が定められれば、裁判官が、意に添わない弁護人の方針を排除する意図をもって、そのような介入をすることもあり得るのである。裁判所が被告人と弁護人の間に容喙する制度を設けることなど、断じて許されてはならない。この規定の意味は「不適切な弁護」の存在を想定して、裁判所が被告人に対して後見の立場に立つ場面も必要という趣旨に重点があるのかも知れないが、そのような場合であっても、裁判所はあくまでも弁護人との間で問題を解決すべきである。また、「エ 裁判所は、弁護人が準備手続に提出する書面に被告人の連署を求めることができるものとする」とあるが、これも、削除すべきである。裁判所が被告人と弁護人の間に容喙する制度が許されるべきではないことは、上記のとおりである。しかも、被告人に署名を求めることは、実質的に被告人の黙秘権を侵害するものであって、この観点からも上記規定は、絶対に許されない。

b 準備手続の内容(第1、2(3))

座長試案によれば、準備手続で行われるのは、訴因・罰条の明確化、争点の整理、証拠開示に関する裁定、立証趣旨等を明らかにさせること、専ら証拠能力の判断のための事実の取調べ、証拠決定、証拠調べの順序・方法の決定等である。これらの手続は、刑事裁判を進行する上で、非常に重要な手続であるから、公開法廷において行なわれるべき手続である。これらの手続はいずれも、市民が監視する公開法廷で行われることによって、その適正さが保障され、刑事裁判に対する市民の信頼の重大な基礎となっているのである。準備手続の内容とされている手続は、公開法廷で行われなければならない。特に、違法収集証拠における違法性判断や任意性に関する事実の取調べを、非公開かつ裁判員の関与しない準備手続で行うという趣旨であれば、明らかに不当である。少なくとも、上記違法性や任意性の判断は、主に事実の存否が争点なのであって、当然に公開の法廷で、裁判員が関与するなかで行われるべきである。実際、これらの論点は、任意性については信用性の問題と密接不可分といえ、違法収集証拠の問題も仮に違法排除の結論とならなくとも、多くの場合情状事実たり得るともされているから「専ら証拠能力の判断」とは言いえないのである。

ウ 検察官による事件に関する主張と証拠の提示について(第1、3)

a 取調べ請求証拠の開示(第1、3(2))

イ後段の、「これを開示することが相当でないと認める場合には、供述要旨を記載した書面の閲覧を認める機会を与えることによるものとする」との規定は削除すべきである。ここで、「これを開示することが相当でないと認める場合」がいかなる場合を指しているのかは明らかではないが、その判断権者もあきらかではないが、このような規定が設けられれば、当該証人の原始供述における矛盾・変遷や不合理などが隠蔽されてしまい、有効な反対尋問の機会を奪うおそれが大きい。このような規定は、「弊害」の概念の曖昧さや、その判断を検察官にゆだねる運用を生みかねないこととも相まって、証拠不開示制度の創設ともなりうる。削除すべきである。

b 取調べ請求証拠以外の証拠の開示(第1、3(3))

「座長試案」は、「たたき台」における原則開示を志向するA案を退け、限定開示型を志向するB案を採用した。しかし、これには反対である。なわち、座長試案は、証拠の一覧表の交付すら認めないまま、被告人・弁護人に「開示を求める証拠の類型及びその範囲を特定し、かつ、事案の内容及び検察官請求証拠の構造等に照らし、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために当該類型及び範囲の証拠を検討することが重要であることを明らかに」する義務を課するものである。しかし、被告人・弁護人にとっては、権力が収集した証拠として、いかなるものが存するかわからないのが通常であって、このような義務を認めること自体が、弁護側に不可能を強いるものに等しい。証拠開示制度において、一覧表の開示は、必要不可欠である。そもそも、座長試案に基づいて裁定を繰り返し、さらに争点に関連する証拠開示でも裁定を繰り返すなどという手続自体、煩雑にすぎ、迅速な手続を阻害しかねない。また、座長試案は、開示請求に至る要件を限定して絞り込んだうえで、検察官が、「相当と認めるとき」に開示すれば足りるというのであって、不開示の範囲が無限定に広がるおそれがある。さらに、座長試案で、アないしくとして列挙された証拠で十分とも思われぬ。たしかに、ここで列挙された証拠は、かなりの範囲に及んでいる。しかし、例えば、捜査報告書や復命書が含まれておらず、捜査の端緒をはじめとする捜査の経過や、取調べ経過などの証拠が開示されないとするれば、それは現行実務より後退するものにさえなりかねない。仮に捜査機関と重要証人との間に、捜査経過で取引きがなされたりすれば、捜査手続の違法性や証拠の信用性に重要な疑義が生じることになるが、捜査の経過についての捜査報告書が列挙されてい

ないため、かかる経過が隠蔽されてしまう可能性も高いといわざるを得ない。結局、座長試案は不開示制度に墮す危険をぬくえない。証拠不開示制度の創出となりがねない危険性を除去するためには、開示請求の要件の絞り込みを解除したうえで、最低限、捜査報告書(復命書)、被告人の身体拘束に関する記録は、これら類型に付加されなければならない。ともあれ、充実・迅速の観点から、「たたき台」のA案が妥当であるが、A案にも問題がある。「たたき台」A案は、「開示により弊害を生じるおそれがあるとき」には証拠開示を制限しているが、「弊害を生じるおそれ」との要件は、曖昧かつ無限定である。より厳格な限定が必要である。

エ 被告人側による主張の明示(第1、4)

刑事裁判の充実・迅速化を図る趣旨で、検察官だけでなく、被告人側にも主張の明示を要求しようとする「座長試案」の考え方自体は、決して理解できないわけではない。しかし、言うまでもなく被告人には、黙秘権が保障されなければならない。被告人側に主張明示を義務づけることは、この黙秘権の保障を實質的に侵害するおそれがある。また、絶大な捜査権限を有する捜査機関とは異なり、被告人・弁護人には何らの権力もない。また、弁護側の証拠は、たとえ弁護側証人に捜査機関が接触することにより、容易に供述内容が後退したり、出廷そのものを拒まれたりすることから明らかなとおり、捜査機関が収集する証拠に比して、圧倒的に脆弱である。かかる被告人・弁護人に、検察官と同様の主張明示義務を課すことは、實質的に弁護側の防御権を奪いかねない。また弁護側の主張や証拠は、検察官証拠の弾劾がその中心となるが、弁護側による弾劾内容や弾劾証拠の事前明示・開示は、弾劾の趣旨を無効ならしめる危険があることなどにも、十分な配慮が必要である。被告人側の主張の明示や証拠開示については、かかる観点からの慎重な検討が必要である。

ア 主張の明示等(第1、4(1))

「座長試案」アは、被告人又は弁護人に、無条件に主張の明示義務を認めるものであるが、上記のような被告人の黙秘権や弁護側証拠の脆弱性・弾劾としての性格に対する配慮を全く欠くものであって、不当である。少なくとも「できる限り」との限定は付されなければならない。弁護側証拠の事前開示を定めた同イは、被告人又は弁護人に、無条件に開示義務を認めるものであるが、いずれも前記のような弁護側証拠の脆弱性・弾劾としての性格を考慮しないものであって、不当である。しかも、被告人にも不開示義務を認めることは、被告人の黙秘権を實質的に侵害するものであり、到底許されない。したがって、弁護側証拠の事前開示は、アと同様に「できる限り」との限定を付すべきである。なお、弾劾のための証拠について、事前開示が求められることについては、民事訴訟規則102条の規定が参照されるべきである。また、弁護側が事前に開示した証拠については、捜査機関による事後的な接触を禁止するなど、捜査機関側からの圧力を防止する規定を設けるべきである。

オ 争点に関連する証拠開示(第1、5)

被告人側主張に関連する検察官手持ち証拠の開示を定めたものであること自体は、積極的に評価できる。しかし、開示の要件として「被告人又は弁護人から、開示を求める証拠の類型及びその範囲並びに当該証拠と被告人又は弁護人の主張との関連性その他被告人の防御の準備のために開示が必要である理由を明らかに」することを要求した上、検察官が「開示によって生じるおそれのある弊害の有無、種類及び程度などを考慮して、相当と認めるとき」としているのは、余りに限定しすぎるものといわなければならない。特に、弁護人側は、検察官手持ち証拠の内容を知り得ないものであるから、上記のような限定を課されれば、事実上証拠開示は不可能となる。弁護人は、証拠の類型と当該証拠と主張事実との関連性を明らかにすれば足りるとすべきである。また、後者については、「罪証隠滅、証人威迫といった弊害の具体的かつ高度の蓋然性を主張立証しない限り開示しななければならない」との趣旨にすべきである。

カ 証拠開示に関する裁定(第1、7)

ア まず、証拠開示の重要性から、証拠開示についての裁定は、公開法廷で行われるべきである。

イ 証拠の提示命令(第1、7(3))

いわゆるインカメラ手続を定めたものであるが、かかるインカメラにより、相手方当事者に開示されない証拠によって、裁判所が心証を形成しないための制度的な保障が必要である。かかる観点からも、準備手続は、受訴裁判所が行うべきではない(第1、1(4)準備手続の主宰者参照)。少なくとも、この手続に受訴裁判所が関与することは絶対に許されない。

ロ 証拠の標目の提出命令(第1、7(4))

「座長試案」は、同イで、裁判所は提出された証拠の標目の一覧表を被告人および弁護人に開示しないことを規定しようとしているが、これは不当である。インカメラ手続をとるとしても、証拠の標目の一覧表の開示まで、被告人および弁護人に拒否すべき理由はない。端的に、「裁判所は、アにより提出された一覧表を、被告人及び弁護人に開示しなければならない」とすべきである。

キ 争点の確認等(第1、8)

ア 準備手続終了後の主張(第1、8(2))

準備手続に失権効を認めるか否かであるが、刑事訴訟は、動的な手続であって、証人尋問等、証拠調べ手続の内容や進行如何によって、証拠構造や新たな論点が出てくることは避けられない。特に、証拠収集の権力を持たない被告人・弁護人側には、そのような事態は往々にして発生する。また、準備手続に失権効を認めれば、被告人には、事実上事前に主張を明らかにする義務が課せられることになりかねず、實質的に黙秘権が侵害されることともなる。したがって、「座長試案」が、被告人に失権効を認めなかったことは評価できるが、弁護人に失権効を認めた点は不当である。

イ 準備手続終了後の証拠調べ請求(第1、8(3))

上記アと同様の趣旨から、「座長試案」が、被告人・弁護人双方について新たな証拠の取調べ請求を否定するのは、不当である。

ク 開示された証拠の目的外使用の禁止等(第1、9)

ア 目的外使用の禁止(第1、9(1))

「座長試案」として示されたア、イ、ウの各規定は、いずれも相当ではなく、削除されなければならない。ここでいう開示証拠が、公開法廷で取り調べられた証拠を含むのか否か定かではないが、仮に含むとするのであれば、公開されたものを限定して用いるべきというのであって、これは全くの誤りといわざるを得ない。また、公判で取り調べられていないものについてであるとしても、刑事訴訟法47条は、「訴訟に関する書類は、公判開廷前には、これを公にしてはならない」と規定しているものの、但書で「公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りではない」としており、公表できる場合を比較的広く認めている。同条にいう「訴訟に関する書類」には、裁判所保管のもののみならず、検察官・弁護人らの保管しているものも含むと解されているのであって(『註釈刑事訴訟法第1巻』199頁参照)、ここからは開示証拠を審理の準備以外の目的に使用することを例外なく禁止し、しかも、過料、刑罰の制裁をもって、この禁止を法的に強制しなければならない法理などは、窺われない。このような禁止は、冤罪事件の支援活動に対して、大きな制限として働く可能性がある。また、今、証拠の目的外使用の禁止制度を創設すべきとする、合理的な必要性を根拠づける立法事実は存在しない。開示証拠が審理以外の目的に使用されたために、刑事裁判の審理が困難となったとか、被告人が不当に処罰を免れたとか等の具体的な弊害が生じているとは思われないのである。仮に名誉毀損や脅迫、恐喝などに使用されたというのであれば、それぞれの犯罪として対応し、処罰すれば足る。結局、「座長試案」のような提案は不要というべきである。

イ 開示された証拠の管理(第1、9(2))

開示された証拠の管理について、弁護人に管理義務を認める「座長試案」も相当ではない。まず、「みだりに他人にその管理をゆだねてはならない」という「他人」に被告人が含まれるのであれば、強く削除を求めざるを得

ない。ただし、開示された証拠の写しを弁護人が管理すべきとする実質的根拠は存在しないとする見解も有力だからである。開示された証拠については、被告人の自己情報支配権として被告人の管理権が認められるべきであり、弁護人には、被告人の自己情報管理権から独立して、開示証拠を管理する責任はないし、それを根拠づける実質的根拠は見いだせない。もし、「弁護人は、みだりに他人にその管理をゆだねてはならないものとする」という規定の「他人」に被告人も含まれるとすれば、開示証拠に対する被告人の管理権を全面的に否定することになるが、その妥当性は甚だ疑問である。実際、被告人が、裁判途中や一審または控訴審終了後に他の弁護人に依頼するために当該弁護人に対し開示証拠の写しの引き渡しを求めるのは、正当な要求であり、これを弁護人が拒む理由はないであろう。裁判終了後においても、被告人には再審を請求する権利があるし、えん罪を主張する被告人が裁判終了後も、開示証拠の写しを手許においてえん罪を晴らすために検討、研究し、研究し、研究し、研究することを正当な要求である。弁護人の開示記録管理責任は被告人のこのような正当な要求・活動を制限する結果となるものであって、認められない。結局、この「座長試案」も不要である。

(2) 「訴訟指揮の実効性確保」について (第3)

開示された証拠の目的外使用についての罰則規定化の姿勢と同様であるが、これから裁判員制度を導入し、審理を充実させるための新たな制度を創設しようとする段階で、まず弁護人に対する不信を前提とする規定を設けようとする姿勢自体、甚だ遺憾という外はない。如何なる制度も不信から出発して実りある制度創設が実現できると思われないのであって、かような発想自体、改められるべきである。このことを前提に、以下、若干、指摘する。

ア 国選弁護人の選任 (第3、1)

このような規定を設けなければならないとする立法事実があるのだろうか。甚だ疑問である。しかも、新たに弁護人を選任するとすれば、通常は手続の進行は大幅に遅れることとなる。「迅速化」のために新たな弁護人を選任するというのは、背理である。「座長試案」は、新たな弁護人は、単に法廷に出頭するだけで良いとでも考えているのだろうか。このような規定は、削除すべきである。少なくとも、「弁護人が……出頭しないおそれがあるとき」にまで拡張すべきでないし、「ただし、被告人の防御権を不当に制限するものであってはならない。」との規定は必ず付加されるべきである。

イ 訴訟指揮権に基づく命令の不遵守に対する制裁等 (第3、2)

いずれも不当であって、削除すべきである。特に、過料や費用の賠償は問題外である。処置請求は、現行刑罰規則303条で足りる。このような不信に基づく立法化を前提にするならば、訴訟指揮そのものが不当で誤っているときの手当ても、同時に規定しなければならないこととなる。ただし、これらの規定は、不当な弁護活動を想定しているものと思われるが、そうすれば同時に不当な訴訟指揮というものもあり得るといわざるを得ないからである。そうだとすると、片や、訴訟関係人に過料まで科すということにしながら、他方では、現在の異議などで対抗する以外ない上に、そのような対抗に対する制裁の判断自体が、当の訴訟指揮をなす者によってなされるということになり、結局、決定的にアンバランスな制度の創設という外はない。不当な訴訟指揮が野放しになるという帰結を招くだけで、これは裁判の充実でも何でもない。このような制度を設けなければならない立法事実自体、想定しがたいというべきである。時に生じる訴訟指揮と訴訟関係人の活動との間の紛糾の規律の仕方は、最低限の信頼関係を前提にまずなされるべきである。そして、それを超える場合は、現行制度によることで足るはずである。

(3) 直接主義・口頭主義の実体化 (第4)

上述のとおり、まず何よりも取調べの可視化が不可欠である。これを欠くことは許されない。

(4) 即決裁判手続 (第5)

「座長試案」の提案は中途半端な制度で意味があるとは思われない。しかも、刑事裁判が被告人に与える感銘力を大幅に減少させることとなる可能性が高い。裁判の充実・迅速の観点からはアレイメントの導入に踏み切るべきである。

(大阪弁護士会刑事弁護委員会有志)

我々は、先の充実・迅速化についての「たたき台」に対するパブリック・コメントの冒頭で、「『たたき台』には、わが国の刑事裁判を形骸化させ、時として長期化させていた根本原因に対する分析検討が全くなされず、極めて小手先の改革案が提示されているにすぎない」と指摘した。同時に、「わが国の刑事裁判を形骸化させ、あるいは長期化させていた根本原因は、間違いなく『調書』裁判である。捜査機関が、密室で長時間がかかって『作文』した調書が、最重要証拠とされ、裁判官の多くの時間が調書の証拠能力や信用性の審理に費やされる。裁判官は、公判での証言・供述より、裁判官室で読むこれら調書から心証を形成する。このような『調書』裁判を打破しなければ、いくら声高に刑事裁判の充実・迅速化を唱えても、真の充実した裁判など望むべくもなく、絵に描いた餅にすぎないことになる。その根本にメスを入れる必要がある」と述べた。この調書裁判の打破のために、必要不可欠なのは、取調べの可視化である。しかし、座長試案には、裁判員制度の審理についても、充足・迅速化についても、かかる調書裁判を抜本的に改革しようとする発想は窺われぬ。取調べの可視化についての言及がないのは、その端的なあらわれである。他方、裁判員制度について、座長試案は、裁判官のみが関与する準備手続を強化した上で、現行の裁判官3名制を維持しつつ、裁判員数は、4名にとどめることを基本としている。すでに多くの批判が集中しているとおり、この人数構成では、評議を職業裁判官がリードすることは明らかである。これでは、裁判員制度とは名ばかりで、現行の職業裁判官制度の付け足しに留まらざるを得ない。同時に、守秘義務について裁判員に対する刑事罰を科すなど、裁判員に対する強度の心理的負担を科すものとなっている。また、同じく先のパブリック・コメントにおいて、われわれは、「『たたき台』は、『刑事裁判の充実・迅速化』の名のもとに、捜査権力と、何の権力も持たない被告人・弁護人の能力の違いや、刑事訴訟手続の動的な性格を無視ないし軽視し……、弁護側の手足を縛るかのような義務化や規制強化の提案が随所になされている」とも批判した。残念ながら、これら「たたき台」に対する我々の懸念、批判は、座長試案において、配慮された形跡は全くない。かえって、たたき台の議論は、座長試案によって、われわれが懸念する方向へと収斂されてしまっているとさえ言えるのである。結局、座長試案は、現行刑事司法の病巣に対する抜本的な改革となりえず、かえって、我が国の刑事裁判を、より閉塞したものに導く懸念すら否定できない。以下、これらを基本的視点とした上で、裁判員制度、刑事裁判の充実・迅速化についての意見を述べる。

1. 「調書」裁判の打破のために

上に述べたとおり、裁判員制度、刑事裁判の充実・迅速化に最も重要なのは、調書裁判の打破である。特に、争いのある事件において、公判において裁判官ないし裁判員が直接耳にした証言・供述よりも、密室で採取され、裁判官ないし裁判員が公判外で読んだ「調書」が重視されるようなことがあってはならない。そのためには、最低限以下のような制度改革が必要である。

(1) 取調べ全過程の可視化 (録画ないし録音)

公判廷において、捜査段階における自白の任意性についての不毛な争いを避け、自白の任意性・信用性の判断が容易にできるようにするため、被疑者取調べを可視化すべく、その全過程の録画・録音を義務化すべきである。取調べ全過程の録画・録音がなされれば、被疑者が捜査段階でどのような取調べを受け、どのような供述をしていたのかについて、争いの余地がなくなる。諸外国においても、アメリカの一部の州、イングランド・ウェールズや台湾、オーストラリアなどで取調べの録画・録音が実施されているが、これにより任意性の争いは消滅した反面、被疑者が真実を話さなくなったなどといった弊害は全く指摘されていない。また、録画・録音されていない諸外国では、弁護人の立会いが認められている。最近では、韓国の最高裁が、取調べに弁護人の立会を保障する判断を示したと伝えられている。完全な密室で長時間にわたり取調べを実施し、捜査官により長文の調書が作成されることが常態化し、その調書が裁判の中核となっている我が国の刑事司法は、国際的に見ても、異常と云うほかないものである。なお、司法制度改革審議会意見書では、書面による記録化を義務づける限りでの提言がなされ、推進本部の議論もそれを前提としているようであるが、書面による記録化にとどまるのであれば、結局その記載の正確性、あるいは、記録上明らかでな

い事項をめぐって、争いが生じることが不可避である。これでは何の解決にもならない。自白の任意性・信用性の判断を容易にし、適正手続を保障するだけでなく、裁判の充実・迅速にとって取調の可視化が不可欠なことは明らかなのであるから、取調全過程の録画ないし録音制度を直ちに導入すべきである。

(2) 伝聞法則の徹底

不同意となった供述調書は、証拠として採用できないことを徹底すべきである。そもそも裁判員はもちろんのこと、裁判官が、取調官の作文にすぎない供述調書を、公判外で読むことによって、心証をとること自体が、直接主義、口頭主義、公判中心主義に反し許されるべきことではない。そもそも、調書が取調官の作文にすぎないという実態の認識から出発すべきである。結局、刑事裁判の充実、録画・録音による取調べの可視化を実現させるとともに、公判において伝聞法則を徹底させることに尽きる。

2. 座長試案が提示した各論点に対する意見

(1) 裁判員制度について

ア 裁判官及び裁判員の数について

座長試案は、裁判官3名、裁判員4名を基本とするが、裁判官は、1名ないし2名、裁判員は少なくとも裁判官の3倍以上とすべきであって、座長試案には反対である。すなわち、座長試案のような裁判官3名、裁判員4名では、評議を、専門的知識を有し、多くの刑事事件に関わっている3人の裁判官が、裁判員をリードすることになることは明らかであって、到底是認しえない。特に、後に検討するとおり、準備手続の主宰者、受訴裁判所とする座長試案の前提では(本意見は、そのこと自体に反対であるが)、専門的知識ばかりでなく、事件そのものについても、裁判官と裁判員との間に情報格差が生じるのであるから、なおさらその懸念は深刻である。法律専門家である裁判官に対し、素人の裁判員の議論を評議や評決に少なくとも対等に反映させる制度的保障として、裁判員の数は、裁判官の数の少なくとも3倍は必要と考える。この点、座長は、「『考えられる裁判員制度の概要について』の説明」(以下、単に「説明」というときは、座長による「説明」を指す)の中で、「裁判員の数は裁判官の数の2倍あるいは3倍以上でなければならないという意見は、『確たる根拠を有するものではなく、むしろ、多分に象徴的ないしはスローガンの』とされているが、刑事手続への関与の度合いについて、裁判官と裁判員の立場に、厳然たる差がある以上、裁判官の数と同じ程度の人数の裁判員で、対等な議論をすることが困難なことは明らかである。あくまで『確たる根拠』を求め、『象徴的ないしはスローガンの』であると議論を矮小化する議論の建て方自体が誤っているというほかない。また、『説明』は、裁判官を3名とする理由として、『最も重大な範疇の罪の事件を担当する裁判体の裁判官を1人又は2人とするのは、それよりは軽い罪の事件が裁判官3人で構成される裁判体によって裁かれることとバランスを失うことになる』とするが、『裁判官と裁判員のいずれもが主役である』という座長自身の言葉とは裏腹に、『裁判の最終的判断をするのは、裁判官である』との本音が出ているように思われる。仮に裁判官の数が、1人ないし2人であったとしても、複数の裁判官が関与し、慎重な判断がなされる以上、『バランスを失うこと』になどならないのである。また、同時に『説明』は、『裁判官を2人とした場合には、裁判官の判断事項について裁判官2人の意見が分かれたときの解決に窮することになる』とする。この見解は、裁判官と裁判員の判断事項が峻別されることが前提となっているが、裁判員制度において、そのような判断事項を峻別しようとすると前提こそ正しくないというべきである。この点、座長試案は、『1(3)評決』において、『訴訟手続に関する判断及び法令の解釈に関しては、...裁判官の過半数の意見によるものとする』としている。しかし、例えば自白の任意性をめぐると判断を見れば明らかとなり、訴訟手続に関する判断も事実判断と密接に関連しており、裁判員に判断させるのが適当である。ここでも座長は、裁判員の判断事項を矮小化し、裁判官主導による裁判を指向していると思われる。仮に裁判官2人で、裁判官2人の意見が分かれたときには、裁判員が、両者の意見を踏まえて、どちらの意見を採用すべきかを判断すればよいのであって、裁判官内部で多数決により、結論を決める必要があるとの前提そのものが正しくないと言わざるを得ない。そして、仮にどうしても、裁判官のみの判断事項があるというのであれば、これは、むしろ裁判官1人にすれば足る話というべきである。以上の観点からすれば、座長試案における裁判官の数は多きに失し、逆に裁判員の数は、少なきに失するのであって、裁判官の数は、1人又は2人とし、裁判員は、少なくともその3倍以上とするのが適当である。

イ 評決の方法について

座長試案は、評決を過半数で決するものとしているが、無罪推定の原則からすれば、有罪の評決は、全員一致でなければならないと言わなければならない。仮に、全員一致が緩和されることがあるとしても、無罪推定の原則からすれば、長時間の評議を得てもどうしても評決が整わないなど、一定の要件を必要とすべきであるし、少なくとも単純過半数ではなく、特別多数決が必要であると解すべきである。また、死刑判決については、その重大性に鑑み、全員一致を絶対的の要件とすべきである。

(2) 充実・迅速化について

ア 第1回公判期日前の新たな準備手続(第1)

準備手続の主宰者(第1、1(4))

座長試案は、受訴裁判所を主宰者としているが、第1回公判期日前に受訴裁判所に準備手続を主宰させることは、起訴状一本主義・予断排除の原則をないがしろにするものであって、裁判員制度対象事件であるか否かを問わず反対せざるを得ない。この点、起訴状一本主義・予断排除の原則の意味が問題となりうるが、少なくとも、公判前に受訴裁判所が捜査機関の抱く実体的嫌疑を引き継ぐ事態が許されないという点では、まず異論はないはずである。今回新たに検討されている準備手続では、現在行われている準備手続に比して、証拠開示等をめぐって、将来証拠として採用されるか否かが不明の証拠をめぐり、かなり踏み込んだ実質的な争点整理が予想されるところであり(座長試案第1、7の「証拠開示の裁定」等を参照)、準備手続を通じて、裁判所にこのような意味において予断が与えられる危険性、すなわち捜査機関の抱く実体的嫌疑を引き継ぐ危険性も格段に大きくなると考えられる。特に、裁判員の場合は、この案は、『同じ受訴裁判所の中の裁判官と裁判員との間で、情報の格差が生じ』(「たたき台」におけるA案に対する指摘)ることとなり、ひいては予断を持った裁判官が、当該予断に基づき裁判員の議論を、誘導支配することとなりかねない。座長試案は、およそ認めがたいといわざるを得ない。以上により、第1回公判期日前の準備手続は、受訴裁判所以外の裁判所が、主宰すべきである。もとより、上記のとおり、この問題は、準備手続の内容が捜査機関の抱く実体的嫌疑を引き継ぐ場にならないものとするべきこととの関係で決せられるべきものであるから、後述する準備手続の内容の設定とも関連する問題である。それゆえに仮に万が一、座長試案が採用される場合であっても、少なくとも、受訴裁判所が証拠に触れる制度は絶対に許されないととの観点で構想されなければならない。

準備手続の方法等(第1、2)

この点は、『たたき台』がそのまま座長試案とされているが、『たたき台』について、われわれが先に述べたパブリック・コメントが参照されなければならない。すなわち、この点でわれわれのパブリック・コメントを再論すれば、以下のとおりである。

a 準備手続の方法(第1、2(1))

まず、イ後段の『裁判所は、被告人に対し、弁護人による主張、証拠調べ請求及び相手方の証拠調べ請求に対する意見について確認を求められることができるものとする』との規定は、被告人と弁護人の関係を全く理解しないものであって、削除すべきである。すなわち、『たたき台』の説明資料によれば、かかる手続は、『弁護人の主張等が被告人の意思に沿うものであるかを確認することが争点や証拠の整理に有益である場合もあるとの考えによるものである』とするが、これは裁判所が、被告人と弁護人との間に容喙することを認めるものであって、不当である。そもそも被告人と弁護人間は、秘密交通権が保障されていることからもちろかなりとあり、裁判所といえども介入すべきものではない。実際、介入の仕方如何によっては、被告人と弁護人間の信頼関係そのものを破

壊するおそれすらある。さらに言えば、かかる規定が定められれば、裁判官が、意に添わない弁護人の方針を排除する意図をもって、かかる介入をすることも可能となりかねないのである。裁判所が被告人と弁護人の間に容喙する制度を設けることなど、断じて許されてはならない。この規定の意味は「不適切な弁護」の存在を想定して、裁判所が被告人に対して後見的立場に立つ場面も必要という趣旨に重点があるのかも知れないが、そのような場合であっても、裁判所はあくまでも弁護人との間で問題を解決すべきである。このような場合を想定しても、上述したところに差異は生じない。また、「工 裁判所は、弁護人が準備手続に提出する書面に被告人の連署を求めることができるものとする」とあるが、これも、削除すべきである。「たたき台」説明資料によれば、これも「イの後半と同様の趣旨で、弁護人が提出する書面において述べられている主張等が被告人の意思に沿うものであることを確認する手段として、被告人の連署を求めることができるものである」というものであるが、裁判所が被告人と弁護人の間に容喙する制度が許されるべきではないことは、上記のとおりである。しかも、被告人に署名を求めるとは、実質的に被告人の黙秘権を侵害するものであって、この観点からも上記規定は、絶対に許されない。

b 準備手続の内容(第1、2(3))

「たたき台」案によれば、準備手続で行われるのは、訴因・罰条の明確化、争点の整理、証拠開示に関する裁定、立証趣旨を明らかにさせること、証拠能力の判断のための事実の取調べ、証拠決定、証拠調べの順序・方法の決定等である。これらの手続は、刑事裁判を進行する上で、非常に重要な手続であるから、公開すべきものである。ここで「たたき台」案が、違法収集証拠における違法性判断や任意性に関する事実の取調べを、非公開かつ裁判員の関与しない準備手続で行うという趣旨を含むものなら、明らかに不当である。既に言及したとおり、上記違法性や任意性の判断は、主に事実の存否が争点なのであって、当然に公開の法廷で、裁判員が関与するなかで行われるべきである。実際、これらの論点は、任意性については信用性の問題と密接不可分といえ、違法収集証拠の問題も仮に違法排除の結論とならずとも、多くの場合情状事実たり得るともされているから「専ら証拠能力の判断」とはいえないはずである。これらの手続はいずれも、市民が監視する公開法廷で行われることによって、その適正さの保障が確保され、刑事裁判に対する市民の信頼の重大な基礎となっているのである。公開法廷で行われなければならない。

検察官による事件に関する主張と証拠の提示について(第1、3)

a 取調べ請求証拠の開示(第1、3(2))

この点についても、座長試案は、「たたき台」のとおりであり、われわれの意見も従前のパブリック・コメントと同様である。すなわち、イ後段に、「これを開示することが相当でない」と認める場合には、供述要旨を記載した書面の閲覧をする機会を与えることによるものとする」との内容は削除すべきである。ここで、「これを開示することが相当でない」と認める場合がいかなる場合を指しているのかは明らかではなく、その判断権者もあきらかではないが、かかる機会が設けられれば、当該証人の原始供述における矛盾変遷や不合理さなどが、隠蔽され、有効な反対尋問の機会を奪うおそれが大きい。かかる規定は、「弊害」の概念の曖昧さや、その判断を検察官にゆだねる運用を生みかねないことも相まって、証拠不開示制度の創設ともなりうる。削除すべきである。

b 取調べ請求証拠以外の証拠の開示(第1、3(3))

この点について、座長試案は、「たたき台」のうち、原則開示型というべきA案をとらず、新たに「ク 身柄拘束中の被疑者の取調べ過程・状況の記録書面」を追加したものの、限定開示型と評価すべきB案を採用している。この座長試案は、証拠の一覧表の交付すら認めないまま、被告人・弁護人に「開示を求める証拠の類型及びその範囲を特定し、かつ、事案の内容及び検察官請求証拠の構造等に照らし、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために当該類型及び範囲の証拠を検討することを明らかにする義務を課す」とするものである。しかし、被告人・弁護人にとっては、国家権力が収集した証拠として、いかなるものが存するかがわからないのが通常であって、このような義務を認めること自体が、弁護側に不可能を強いるものに等しい。証拠開示制度において、一覧表の開示は、必須である。この点、座長の「説明」では、「一覧表を作成させることは、捜査機関の負担を過大なものとし現実的にみて妥当ではないし、一覧表の記載の正確性をめぐって無用の紛議を生じさせるおそれもある」との検討会での捜査機関関係委員の指摘を「理由があると思われる」としているが、なら検討の無い議論というほかない。そもそも負担が過重になる、あるいは一覧表の正確性をめぐって紛議が生じるから、一覧表を作成しないというのは、全く本末転倒の議論であるというほかない。かえて、座長試案に基づいて裁定を繰り返す、さらに争点に関連する証拠開示でも裁定を繰り返すなどという手続自体、煩雑にすぎ、迅速な手続を阻害しかねない。むしろ「たたき台」A案による方が迅速・充実な運用に明らかに資するものと思われる。ちなみに、座長試案は、「たたき台」B案にも記載されたとおり、開示請求に至る要件の如きものを限定して絞り込んだうえで、検察官が、「相当と認めるとき」に開示すれば足りるというのであって、不開示の範囲が無限定に広がるおそれがある。さらに、座長試案では、「たたき台」B案に対し、「ク 身柄拘束中の被疑者の取調べ過程・状況の記録書面」が追加され、一見、ここで列挙された証拠は、かなりの範囲に及んでいるようにも見える。しかし、列挙された証拠で十分とは思われない。例えば、なお捜査報告書・復命書が含まれておらず、捜査の端緒をはじめとする捜査の経過などの証拠が開示されないとすれば、それは現行実務より後退するものにさえなりかねない。仮に捜査機関と重要証人との間に、捜査経過で取り引きがなされていたりすれば、捜査手続の違法性や証拠の信用性に重要な疑義が生じることになるが、座長試案では、捜査の経過についての捜査報告書がなお列挙されていないため、かかる経過が隠蔽されてしまう可能性も高いといわざるを得ない。結局、この案は不開示制度に墮す危険をぬぐえない。B案に、証拠不開示制度の創出となりかねない危険性がないといわれるのであれば、開示請求の要件の絞り込みを解除したうえで、最低限、捜査報告書(復命書)、被告人の身体拘束に関する記録は、これら類型に付加されなければならない。

被告人側による主張の明示(第1、4)

座長試案は、被告人及び弁護人に、ほぼ無条件に主張の明示義務を課す「たたき台」A案の考え方をほぼそのまま採用している。しかし、言うまでもなく被告人には、黙秘権が保障されなければならない。被告人側に主張明示を義務づけることは、この黙秘権の保障を実質的に侵害するおそれがある。座長試案の「説明」は、主張明示義務が、「憲法上の自己負罪拒否特権には抵触せず、刑事訴訟法上の黙秘権の趣旨にも反しない」としているが、黙秘権は、一切の供述を強制されないことを保障すべきものである。この点、座長試案の前提に大きな誤りがある。また、座長試案は、絶大な捜査権限を有する捜査機関とは異なり、被告人・弁護人には何らの権力も存在しないという観点で欠落している。また、弁護側の証拠は、たとえば弁護側証人に捜査機関が接触することにより、容易に供述内容が後退したり、出廷そのものを拒まれたりすることから明らかとなり、捜査機関が収集する証拠に比して、圧倒的に脆弱である。かかる被告人・弁護人に、検察官と同様の主張明示義務を課すことは、実質的に弁護側の防御権を奪いかねない。また弁護側の主張や証拠は、必然的に検察官証拠の弾劾がその中心となるが、弁護側による弾劾内容や弾劾証拠の事前明示・開示は、弾劾の趣旨を無効ならしめる危険があることにより、十分な配慮が必要である。被告人側の主張の明示や証拠開示については、かかる観点からの慎重な検討が必要であるが、座長試案は、そのような配慮をしたとは到底考えられないのである。「たたき台」B案にあったとおり、少なくとも「できる限り」との限定を付すべきである。また、弁護側証拠の証拠調べ請求義務及び事前開示を定めた同イは、前記のような弁護側証拠の脆弱性・弾劾としての性格を考慮しないものであって、不当である。少なくとも、弁護側証拠の事前開示は、「できる限り」との限定を付すべきである。なお、弾劾のための証拠について、事前開示が求められないことについては、民事訴訟規則102条の規定が参照されるべきである。同時に、弁護側が事前に開示した証拠については、捜査機関による事後的な接触を禁止するなど、捜査機関側からの圧力を防止する規定を設けるべきである。

争点に関連する証拠開示(第1、5)

被告人側主張に関連する検察官手持証拠の開示を定めたものであること自体は、積極的に評価できる。しかし、開示の要件として「被告人又は弁護人から、開示を求める証拠の種類及びその範囲並びに当該証拠と被告人又は弁護人の主張との関連性その他被告人の防御の準備のために開示が必要である理由を明らかに」することを要求した上、検察官が開示によって生じるおそれのある弊害の有無、種類及び程度などを考慮して、相当と認めるとき」としているのは、余りに限定しすぎるものといわなければならない。特に、弁護人側は、検察官手持証拠の内容を知り得ないのであるから、上記のような限定を課されれば、事実上証拠開示は不可能となる。弁護人は、証拠の種類と当該証拠と主張事実との関連性を明らかにすれば足りるとすべきである。また、後者については、「罪証隠滅、証人威迫といった弊害の具体的かつ高度の蓋然性を主張立証しない限り開示しなければならない」との趣旨にすべきである。

証拠開示に関する裁定(第1、7)

a まず、証拠開示の重要性から、証拠開示についての裁定は、公開法廷で行われるべきである。

b 証拠の提示命令(第1、7(3))

いわゆるインカメラ手続を定めたものであるが、かかるインカメラにより、相手方当事者に開示されない証拠によって、裁判所が心証を形成しないための制度的な保障が必要である。かかる観点からも、準備手続は、受訴裁判所が行うべきではない(第1、1(4)準備手続の主宰者参照)。少なくとも、この手続に受訴裁判所が関与することは絶対に許されない。

c 証拠の標目の提出命令(第1、7(4))

座長試案は、「たたき台」のとおり、同イで、裁判所は提出された証拠の標目の一覧表を被告人および弁護人に開示しないことを規定しようとしているが、インカメラ手続をとるとしても、証拠の標目の一覧表の開示まで、被告人および弁護人に拒否すべき理由はない。ここでも座長試案「説明」は、「その標目の一覧表の開示という付随的な事柄をめぐって無用な紛議が生じる」などとするが、全く検証のない議論である上、開示すれば紛議が生じるから開示しないとは、本末転倒の議論であるというほかない。端的に、「裁判所は、アにより提出された一覧表を、被告人及び弁護人に開示しなければならない」とすべきである。

争点の確認等(第1、8)

a 準備手続終了後の主張(第1、8(2))

座長試案は、失権効を認める「たたき台」A案を採用している。しかし、準備手続に失権効を認めれば、被告人には、事実上事前に主張を明らかにする義務が課せられることになりかねず、実質的に黙秘権が侵害されることになる。また、刑事訴訟は、動的な手続であって、証人尋問等、証拠調べ手続の内容や進行如何によって、証拠構造や新たな論点が出てくることは避けられないという厳然たる事実を無視している。特に、証拠収集の権力を持たない被告人・弁護人側には、そのような事態は往々にして発生する。さらに、被告人は、様々な利害関係から、無実であるにもかかわらず、手続の途中まで、虚偽の事実を自認したり、自白をすることも多いが(時として、それが捜査機関による虚偽約束によることもある)、失権効を認めれば、かかる虚偽供述を翻すことができなくなるおそれも大きい。座長試案の「説明」は、上記の問題点について、「やむを得ない事由」による証拠調べ請求及び「職権」証拠調べにより、回避できると考えているとも思われるが(「準備手続終了後の証拠調べ請求」第1、8(3))、失権を原則とする以上、上記のような問題性は、到底回避できないと言っべきである。

開示された証拠の目的外使用の禁止等(第1、9)

a 目的外使用の禁止(第1、9(1))

この点でも座長試案は、「たたき台」をそのまま踏襲しているが、いずれも相当ではなく、削除されなければならない。ここでいう開示証拠が、公開法廷で取調べられた証拠を含むのか否か定かではないが、仮に含むとするのであれば、公開されたものを限定して用いるべきというのであって、これは全くの誤りといわざるを得ない。また、公判で取り調べられていないものについてであるとしても、刑事訴訟法47条は、「訴訟に関する書類は、公判開廷前には、これを公にしてはならない」と規定しているものの、ただし書で「公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りではない」としており、公表できる場合を比較的広く認めている。同条にいう「訴訟に関する書類」には、裁判所保管のもののみならず、検察官・弁護人らの保管しているものも含むと解されているのであって(註釈刑事訴訟法第1巻』199頁参照)、ここからは開示証拠を審理の準備以外の目的に使用することを例外なく禁止し、しかも、過剰、刑罰の制裁をもって、この禁止を法的に強制しなければならない法理などは、窺われない。仮に名誉毀損や脅迫、恐喝などに使用されたというのであれば、それぞれの犯罪として対応し、処罰すれば足る。他方、座長試案によれば、例えば冤罪を訴える被告人や支援者らが、偽造の疑いのある証拠の一部をパンフレットなどで広く公開し、その証拠の不当性を世間に訴えようとすることも、刑事罰の対象となりかねない。いわゆる松川裁判において、証拠を丁寧に分析した広津和郎の著作が、無罪獲得の大きな原動力となったことを想起すべきである。結局、座長試案のような提案は、有害で不要と言っべきである。

b 開示された証拠の管理(第1、9(2))

開示された証拠の管理について、弁護人に管理義務を認めることも相当ではない。まず、「みだりに他人にその管理をゆだねてはならない」という「他人」に被告人が含まれるのであれば、強く削除を求めざるを得ない。ただし、開示された証拠の写しを弁護人が管理すべきとする実質的根拠は存在しないとする見解も有力だからである。開示された証拠については、被告人の自己情報支配権として被告人の管理権が認められるべきであり、弁護人には、被告人の自己情報管理権から独立して、開示証拠を管理する責任はないし、それを根拠づける実質的根拠は見いだせないとの見解がある。このとき、「弁護人は、みだりに他人にその管理をゆだねてはならないものとする」という規定の「他人」に被告人も含まれるとすれば、開示証拠に対する被告人の管理権を全面的に否定することになるが、その妥当性は甚だ疑問である。実際、被告人が、裁判途中や一審または控訴審終了後に他の弁護人に依頼するために当該弁護人に対し開示証拠の写しの引き渡しを求めるのは、正当な要求であり、これを弁護人が拒む理由はないであろう。裁判終了後においても、被告人には再審を請求する権利があるし、冤罪を主張する被告人が裁判終了後も、開示証拠の写しを手許において冤罪を晴らすために検討、研究したいとするのは正当な要求である。弁護人の開示記録管理責任は被告人のこのような正当な要求・活動を制限する結果となりものであるとあって、認められない。

イ 「訴訟指揮の実効性確保」について(第3)

この点も、座長試案は、開示された証拠の目的外使用についての罰則規定化の姿勢と同様に「たたき台」をそのまま踏襲しているが、これから裁判員制度を導入し、審理を充実させるための新たな制度を創設しようとする段階で、まず弁護人に対する信頼の不存在を前提とする規定を設けようとする姿勢自体、甚だ遺憾という外はない。如何なる制度も不信から出発して実りある制度創設が実現できるとも思われないのであって、そのような発想自体、改められるべきである。このことを前提に、以下、若干、指摘する。

国選弁護人の選任(第3の1)

このような規定を設けなければならない必要性そのものが認められない。少なくとも、「弁護人が……出頭しないおそれがあるとき」にまで拡張すべきでないし、「但し、被告人の防御権を不当に制限するものであってはならない。」との規定は必ず付加されるべきである。

訴訟指揮権に基づく命令の不遵守に対する制裁等(第3の2)

いずれも不当であって、削除すべきである。特に、過料や損害賠償の決定は問題外である。措置請求は、現行刑訴規則303条で足りる。このような不信に基づく立法化を前提にするならば、訴訟指揮そのものが不当で誤っているときの手当ても同時に規定しなければならない筋合いである。ここでは、不当な弁護活動を想定しているものと

思われるが、同時に不当な訴訟指揮というものもあり得るといわざるを得ないからである。これに対し、訴訟関係人としては、異議で対抗する以外ないが、そのような対抗に対する制裁の判断自体が、当の訴訟指揮をなす者によってなされるのである。これは、決定的にアンバランスな制度の創設という外はない。結局、不当な訴訟指揮が野放しになるといふ帰結を招くだけで、これは裁判の充実でも何でもない。現在の訴訟において、このような制度を設けなければならない立憲事実自体、想定しがたい。時に生じうる訴訟指揮と訴訟関係人の活動との間の紛糾の規律の仕方は、最低限の信頼関係を前提にまずなされるべきである。そして、それを超える場合は、現行制度によることで足らずである。

ウ 直接主義・口頭主義の実質化(第4)

直接主義・口頭主義の実質化の必要性は、当然のことである。しかし、座長試案が引用する「考えられる裁判員制度の概要について」の「4 公判手続等、(7)証拠調べ手続等」に記載された内容は、「調書裁判」打破のための具体策が全くしめされていない。せいぜい「証拠書類は、立証対象事実が明確に分かりやすく記載されたものである」というだけであって、あまりに無内容である。この点、上述のとおり、まず何よりも取調べの可視化が不可欠である。これを欠くことは許されない。また、伝聞法則の徹底こそを具体的に提言すべきである。

エ 即決裁判手続(第5)

座長試案の提案は中途半端な制度で意味があるとは思われない。裁判の充実・迅速の観点からは、むしろ、取調べの可視化を大前提としたうえで、アレイメントの導入を検討すべきである。

(京都弁護士会)

当会は、司法制度改革推進本部の裁判員制度・刑事検討会において示された井上座長案に対して以下のとおり意見を述べる。

第1 裁判員制度

1. 合議体の構成

井上座長案(以下「座長案」という)では裁判官の員数は3人とし、裁判員の員数は4人としている(ただし、5人ないし6人とすることも考えられると付記されている)。しかし、当会は、裁判官は1ないし2名、裁判員は9人以上の構成が適当であると考えられる。その理由は、以下の3点である。

裁判官の員数は、裁判員の意見を反映させやすくするために、裁判官の員数を少なくするのが望ましく、裁判の重要な作用である事実認定と量刑について裁判員が関与することで、慎重な判断ができることから、裁判官の数は1人でも十分であるということである。

国民から無作為抽出で選ばれた裁判員が専門家である裁判官に対して主体的に自己の意見を反映させることができるためには、この程度の人数差が必要であるからである。

裁判員の員数が少ないと、裁判体によっては裁判員の意見が全体的に偏ったものとなる危険性がある。裁判員の員数が多ければ、それだけ国民の健全な常識を反映しているといえるからである。

2. 評決

座長案では、過半数によって評決を決めるとしている。しかし、当会の意見は、全員一致を原則とし、有罪評決は一定の要件(一定時間経過または一定回数の評決でも全員一致とならない場合)のもとで4分の3以上の特別多数によるべきであるというものである。真実に迫る深い評議は、全員一致を原則にしてこそ実現するものである。座長案のように過半数で良いということになると、十分に評議が尽くされないうまま安易に評決がなされるおそれがあるからである。

3. 取調べの可視化

座長案では、「証拠調べ等」という項において、迅速で、かつ裁判員に分かりやすく、その実質的関与を可能とする証拠調べ等の在り方について検討し、必要な措置を講ずるものとする旨とされるに止まる。当会としては、是非とも、取り調べ全過程の録音・録画の措置を義務づけるよう求めるものである。刑事裁判において、冤罪の原因の多くは取調べにおける強制や誘導による虚偽供述である。被告人や第三者の供述の任意性や信用性を巡る攻撃防御が裁判の長期化の原因ともなっている。そこで、迅速かつ裁判員に分かりやすい裁判の実現のためには、是非とも取調べ全過程の録音・録画の措置を義務づけるべきである。

4. 裁判員の守秘義務

座長案は「裁判員の秘密漏洩罪」として、裁判員が職務終了後も職務上得た秘密を漏らした場合には懲役または罰金刑に処するとしている。しかし、裁判員として知った事実のすべてが秘密として保護しなければならないとは考えられず、しかも一生にわたり秘密にしなければならないとは考えられない。裁判員制度の運用改善のためには、裁判員が職務上得た秘密であっても、これを公表することが望ましい場合もある。そもそも、このような厳格な規制を課することは国民の参加意欲を著しく減退させる危険性が大きい。そこで、秘密漏洩罪については以下のとおり修正すべきである。

当該裁判員自身がどのような意見を述べたのかということ等一定の事項は秘密の対象から除外すべきである。

正当な理由(例えば裁判員制度の改善のため、学者の研究のため等)により漏洩する場合は違法性がないものとする。

守秘義務を課す期間を限定する。

罰則は罰金にとどめ、懲役刑は罰則としない。

5. 裁判の公正を妨げる行為の禁止

座長案では、報道機関に対する規制については、更に検討するものとするとしているが、報道機関に対する規制は自主ルールに委ねることを明確化すべきである。

第2 刑事裁判の充実・迅速化

1. 第1回公判前の新たな準備手続

(1)座長案では、裁判所は必要と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いて、第1回公判期日前、準備手続をすることができるものとするとしている。準備手続で行なうことが予定されている手続きが、争点と証拠の整理という重要なものであることにかんがみ、裁判所が準備手続き期日を指定するにあたっては弁護側に十分な準備期間を保障しなければならないと明文で規定すべきである。

(2)また、新たな準備手続きを設ける前提としては、検察官手持証拠の早期・全面的な証拠開示がなされなければならない(第2の2参照)

(3)さらに、予断排除の原則から、準備手続を担当する裁判官は公判に関与しない裁判官とすべきである。

2. 証拠開示

(1)座長案では、取調べ請求以外の証拠の開示については、弁護側から証拠の種類及び範囲を特定し、かつ、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であることを明らかにした場合に、相当と認めるときは開示しなければならないとしている。しかし、検察官の公益性に照らし、証拠開示についてこのような制約を課するのは不当であり、また、いかなる証拠を検察官が所持しているのかわからないにもかかわらず、証明力判断の重要性を明らかにすることを弁護側に要求するのは現実的でもない。検察官手持証拠については、早期に全面的に開示する制度とすべきである。

(2)座長案では、弁護側は開示された証拠を当該被告事件の準備以外の目的で使用してはならないとの目的外使用禁止規定を置く。しかし、当該被告事件の準備のみに限定するのは狭きに失している。そもそも開示された証拠をいかに使用するかは、当該証拠を取得した側の自由であるはずである。個々に証拠中に表れる者のプライバシー保護による使用規制のみを考えれば良いことである。仮に、当該被告事件のためという限定を付するにしても当該事件の支援のための運動に使用すること、関連事件と共同して弁護活動する場合などに使用することも、当該被告事件の

弁護活動の一つである。それ故、広く弁護活動による使用は容認すべきである。また、これに違反した場合の制裁規定は廃止すべきである。

3. 争点の確認等

座長案では、準備手続き終了後の主張・立証制限を設けているが、被告人の黙秘権の保障、準備手続きにおける無用な予備的主張を誘発する等の観点から、このような制限は設けるべきではない。しかも、捜査側があらかじめ証拠を全て所持し、これを弁護側にすべて開示することがない条件の下では、弁護側が、準備手続き段階ですべての事実関係を把握して主張立証予定を立てることは不可能であるからこのような制限規定を設けることは真実発見の目的に反することになる。逆に、あらかじめ証拠をすべて把握して、当該事件を起訴した側の検察官側に対しては、このような制限を課することは相当である。

4. 被疑者・被告人の身、体拘束制度の抜本的改革

もともと被疑者・被告人の人権保障という観点から、刑事訴訟制度の運用における身柄拘束制度は改められるべきである。更に、連日的開廷や充実した準備手続を行なうためには、被疑者・被告人の防御活動を保障するとともに、被疑者・被告人と弁護人との意思疎通を保障しなければならない。このためには、保釈の原則化等勾留制度の改革、刑事訴訟法39条3項の削除をはじめとする接見交通権の実質的保障の確保が必要である。

5. 訴訟指揮の実効性確保について

座長案では、訴訟関係人に対する制裁措置の規定と弁護士会に対する措置請求の案が示されているが、過去において、弁護士の不出頭、訴訟指揮権に基づく命令不遵守などが発生したのは、裁判所側の不当な訴訟指揮による対立が原因となっていると考えられ、裁判所側にこのような制裁権を認めるのは不当である。

(埼玉県平和運動センター)

1) 座長試案では開示対象となる証拠を類型化していますが、あげられている証拠のほとんどは捜査機関が有罪立証のために作成するものです。開示対象を限定すると、弁護側には開示されないままになる証拠が出てくる危険性があります。過去の誤判事例を教訓に、国連の規約人権委員会の勧告などをふまえるならば、「たたき台」A案を採用すべきです。

2) 座長試案の最大の問題点は、開示請求の要件のハードルが余りにも高いことです。「開示を求める証拠の類型及び範囲を特定」して請求しなければならないとされていますが、検察官の手にどのような証拠があり、どんな内容なのか弁護側に分らなければ特定しようがありません。

3) 座長試案の証拠開示手続きは、狭山事件への検察官の対応に見られる現在の検察官の主張、立場に偏りすぎています。座長試案では弁護側が実質的に証拠開示を受けられない事態が生じてしまいますし、証拠開示の交渉で紛糾し、充実・迅速化にも逆行することになることは必至です。

4) 座長試案は「(検察官は)開示の必要性、明示によって生じるおそれのある弊害の有無、種類、程度等を考慮して、相当と認めるときは、当該証拠を開示しなければならない」としています。これでは開示すべき証拠をいくら類型化しても、「検察官が相当と認めるとき」に開示するというルールでは現状の改善、改革にはつながりません。

(裁判員制度にジェンダーの視点を要請書準備会)

1. 市民が刑事裁判に参加する戦後初の市民参加制度である「裁判員制度」の立法作業が進んでいます。この制度は、司法への市民参加実現の第一歩ですが、同時に「裁判員」という立場で多くの女性が裁判過程に直接参画する機会であり、その過程を通じて司法分野に根強く残る「ジェンダー・バイアス」を解消し、市民感覚と司法判断の隔たりをなくす契機となることが期待されます。

2. 現在、「人権の砦」であるはずの日本の司法のあらゆる場面で、「ジェンダー・バイアス」が存在することが指摘されています。例えば女性を被害者とする性犯罪やセクシュアル・ハラスメント事件において、未だに女性に対する固定観念に基づく判断が行われているのが実情であり、夫婦間暴力の重大性に関する司法の認識も未だ不十分です。また、労働分野における男女差別の克服が進まず、ILOからは正告書を受けながら男女の賃金格差が縮まらない現実があり、司法判断においても必ずしもこれが是正されていません。ジェンダーの視点から司法を改革することは急務です。また、市民生活に密着する事件や消費者事件などにおいて、生活者・消費者の視点の欠落した司法判断も少なく、市民の感覚と司法判断の隔たりを解消するためにも、多くの女性が司法判断に直接関わることが重要です。刑事裁判における「裁判員制度」の導入は、刑事事件に限定されているものの、司法への市民参加を実現し、ジェンダーの視点から司法の現状に風穴をあけることが期待されます。

3. しかしながら、現在議論されている「裁判員制度」に関する制度設計には、憂慮を表明せざるを得ません。まず、裁判員制度の基本構造について、参加する「裁判員」の人数を少数に限定しようとする意見が根強いことです。仮に、裁判員の人数が3～4名という規模では、性別、年齢、社会経験などの異なる多様な市民が1つの合議体に参加することは不可能であり、女性の参加が極めて不十分なものになるおそれがあります。また、現在の制度設計では、裁判員の参加を確保するために罰則を科すことが検討される一方、市民が参加しやすい制度とするための制度上の工夫はほとんど論議されていません。仕事や育児・家事で多忙な女性の参加を容易にするための基盤整備や支援策がなければ、多くの女性が裁判員就任を辞退せざるを得ず、結局男性ばかりが参加する結果ともなりかねません。また、市民にとって近づきにくい司法、わかりにくい裁判の現状を抜本的に変えるための具体的方策も議論がなされているとはいえ、現状にあります。さらに、この制度の導入にあたっては、裁判を進行し裁判員とともに評議に参加する裁判官に対して、ジェンダー教育が十分に行われるべきですが、現在の制度設計にはそのような提起や議論はなされていません。

4. そこで私たちは、裁判員制度導入にあたり、以下の点を要求します。

性別、年齢、社会経験の多様な市民の参加を確保できるよう、裁判員の人数は10名以上とすること

各事件について選ばれる裁判員の男女比を半数ずつとすること

育児・家事で多忙な女性が参加しやすくするため、裁判所に保育スペースを設置するなど、きめ細かい支援・基盤整備を行うこと

法的な知識・経験のない市民にとって、わかりやすい裁判を行うこと

裁判官に対するジェンダー教育を十分に実施すること。

男女共同参画社会の実現に向け、21世紀の司法の役割は益々重要であり、司法は大きく変わることが求められています。「裁判員制度」が21世紀の日本の司法改革の第一歩として、男女共同参画社会に道を開く制度となることを期待し、上記のとおり要請するものです。

(裁判員制度に反対する会)

第1 憲法違反の問題

われわれは、まず、裁判員制度案(以下、裁判員制と略称する。)には、制度自体について以下の憲法違反のあることを指摘しなければならない(その余の点における憲法違反については後述する)。

(1) 制度そのものの違憲性

「概要」には「裁判員及び補充裁判員は、独立してその職権を行い、憲法及び法律にのみ拘束されるものとする。」とあり、「概要」によれば、裁判員は裁判官と同等の裁判の評決権を持つ。裁判員は、名は裁判員であつても実質は裁判官である。しかし、憲法、特に「第六章 司法」を一読して明らかのように、憲法は司法権の担い手としては裁判官のみを予想しており、陪審制、参審制のような一般国民の関与は全く予想していないと認められる。憲法は、このようなものとしての裁判官についてその独立(76条3項)、身分の保障(78条)、任命等(79条、80条)の厳格な規定を置いているのである。国民の中からくじで選んだ者を裁判員と名づけ、裁判官と同等の権限を与えて裁判に参加させることなど、全く憲法の予想しないところというべきであり、まさに白昼堂々たる憲法違反だといわざるを得ない。なお、旧憲法に根拠を持たない旧陪審法においては、陪審の答申は裁判官に対し拘束力を有しないこと、また被告人

は陪審を辞退し得ることとされていたのが想起されるべきである。

(2)公正な裁判手続でないことの違憲性

裁判員制度を設ける理由として、「裁判に国民の意見を反映させるため」などということがいわれているが、くじで選ばれた数名の者の意見が「国民大多数の意見」だとか、「国民を代表する意見」だとかいえるものでないことは明らかであり、単に「素人数名の各意見」であるに過ぎない。慎重の上にも慎重を期さなければならない裁判に、憲法に規定もないのにこのような素人を参加させ、しかも裁判官と同等の権限を持たせることは、憲法が被告人に保障している公正な裁判手続に明らかに違反するものである(本問題の場合、憲法37条1項の「公平な裁判所」の要請に違反すると考えられるが、もしそうでなくても憲法31条の適正手続の保障に違反するであろう)。

(3)国民に対する義務づけの違憲性

「概要」によれば、くじに当たった国民は、裁判員候補者として質問手続期日に出頭する義務を負い、さらに裁判員に選ばれた者は、公判期日に出頭し、宣誓をし、審理に立ち会い、評議において意見を述べる等の義務を負うとされている。しかし、憲法第13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする。」と規定している。この規定は、自由社会の繁栄の基礎を成すものとして極めて重要なものである。裁判員制は憲法に基づく制度でないこと、それぞれ自己の目的をもって忙しく活動している国民にとって裁判員の義務は極めて重いものであること(「概要」は、裁判員候補者に電話による質問期日への出頭拒否、また質問期日における裁判員候補者の裁判員への就任拒否を認めるものではないであろう。)等を考えれば、法律によって裁判員制なるものを作り、「公共の福祉」だとして、網羅的に国民に対し上記のような義務づけをすることは、あまりにも国民の自由権の保障を軽視するものである。すなわち、裁判員制は、憲法第13条に違反するものといわなければならない。以上のとおり、われわれは、以上の3点における憲法違反を指摘するものであるが、当局において以上のような憲法問題についてこれを合憲だとする説明が全くないのはどういことであろうか。憲法軽視のそりを免れないのではなからうか。

第2 裁判員の負担の問題

裁判員制は、重大事件を対象事件としている(「概要」1(4)ア)。ところで、わが国の刑事訴訟事件の中には一部ではあるが、審理期間にして数か月どころか、1年を超えて数年にわたり、公判回数にして十数回どころか、数十回、さらには時には百回を超える事件が見られるのであり、その多くは重大事件である。このように審理が長期化するの、裁判所及び当事者(弁護士を含む。)の責任にのみ帰せられるべきではなくて、わが現行刑事訴訟法の特異な性格(大陸法と英米法の折衷法)にも大きな原因があり、したがって、現行刑事訴訟法の基本構造を維持する限り、いくら訴訟促進策(立法を含む。)を講じても、促進の程度にはおのずから限度があり、参審制の行われている英米の刑事訴訟と同程度まで促進することは不可能なことである。現に司法制度改革推進本部が提案して成立した「裁判の迅速化に関する法律」が迅速の目標期間として「2年内」という欧米ではわかに考えられないような長期間を定めたのも、以上のことを無視し得ないからだと考えられる。われわれは、国民各自がそれぞれ自己の目的を持って忙しく活動している現代社会において、裁判員として公判出頭の義務を負わせ得る限度は、1日でなければせいぜい数日(数回)が限度であり、数か月、10回以上などというのは国民一般の予期もしていないところで、いわんやそれ以上、さらには1年前後とか2年前後、数十回などというのは全く論外のことだと考えるものである(注)。要するに、今後訴訟の迅速化の努力が行われたとしても、裁判員に対し負担を義務づけ得ると考えられる程度を超えた事件が相当数存在することは否定することができず、この点においても裁判員制の立法化は無理だといわなければならないのである。

(注)産経新聞平成15年9月25日号の裁判員制に関する記事「国民の名において」の中に、「三日」は「市民の裁判員制度つくり会」(中略)のアンケート調査で、半数近い人が参加可能な日数として挙げた数字だ。「三日」を含め、「一週間以内」を挙げたのは七割以上を占め、「二週間以内」と答えたのは、わずか3%だった。プロが予想する以上に、素人である国民は出頭に負担を感じていることが見て取れる。」とある。

なお、当局は一体以上の点をどう考えているのか。裁判員制の提案を聞かされた国民が一番関心を持つことの一つは、裁判員として負わされる義務の程度であろう。そうであるから、当局は予測される負担の程度について真っ先に説明すべきであろう。それが提案者として当然の誠実さというものではなからうか。ところが、当局からこの点の説明は全く聞かされていない。思うに、説明し始めれば、期間にして数か月以上、公判回数にして十数回以上を要する事件のあることを語らざるを得ず、そうなれば、国民の反発を招くとしても、裁判員の確保が困難であることを自認するほかにからだとと思われる。国民に対し正直でなく、国民をごまかしているといわざるを得ないのではないか。ここまでして裁判員制を提案するのかと、情けなく思うのはわれわれだけであろうか。当局は、国民に対し、裁判員に選ばれた場合に覚悟しなければならぬ負担の程度(公判の期間と回数)の予測(最小は1日、1回であろうか、最大はどのくらいになるか等)をいつわりなく明瞭に語らなければならない。

第3 裁判員候補者及び裁判員の義務履行の問題

「概要」によれば、裁判員候補者は裁判員選任のための質問手続期日への出頭義務を負い、裁判員は公判期日への出頭義務その他の義務を負うとされている。しかし、国民各自が忙しく活動している現代大衆社会において、国民に、このような義務を公平に履行させることができるであろうか。たとえ、或る事件について甲、乙、丙の三名が裁判員候補者の中に加わったとする。甲は別に定職もない者であるが、質問手続期日への召喚状を受けたものこれを無視し、取り合わず、同日に出頭しなかった。甲は後日過料の制裁を受けるか。まず受けることはないであろう(裁判官は多忙だから不出頭者につき一々制裁手続を開始し得ないであろう。かりに開始し、甲に対し呼出しをしても、甲がこれも無視すればそれまでであろう)。乙と丙は質問手続期日に出頭したが、それぞれ「やむを得ない事由」があるとして辞退の許可を求めたところ、裁判官はいずれも「やむを得ない事由」には当たらないとして許可しない方針を示した。乙は気が進まなかったが、気が弱く、口下手であったため、裁判員に選ばれるのを拒めなかった。丙は気が強く、口上手で裁判官の方針にどこまでも抵抗したために、裁判官もこのような者を裁判員に選任するのは適当でないと考え、方針を変えて辞退を認めた。以上の甲、乙、丙を見れば不公平があるのは明らかであろう。そのほか、不公平の生じる事態を考えれば、きりがなくであろう。要するに「正直者が馬鹿を見る」ということである。われわれは、憲法に基づかない裁判員制度なるものを作って国民に義務を課しても、その公平な履行を期することなど現代社会ではとても無理であり、このような状況では裁判員制は国民の間に安定した基盤を獲得することはできないと考え、この点でも裁判員制に反対するものである。当局は一体以上のような点についてどう考えているのであろうか。「くじに基づいている以上、出て来た人が裁判員になればそれでいいのだ、あまりやかましくいうことはない」とでも考えているのであろうか。もしそうだとすれば、あまりにも投げやりではないのであろうか。

第4 訴訟迅速化の他面の弊害

裁判員制を採用すれば、訴訟は迅速化される」といわれる。現に司法制度改革推進本部の当局者も、平成15年11月16日の政府広報放送(民放テレビ)の中でこの趣旨のことを裁判員制の利点の一つだとして語っている。しかし、何のことはない、この考えは裁判員を人質にして訴訟の迅速化を図ろうというもので、考え自体大きな誤りではなからうか。訴訟は、裁判員制対象事件であろうがなからうが、迅速化されなければならないし、迅速化できると考えられる。われわれは、過般成立した裁判の迅速化に関する法律を迅速化のために非常に効果があるものと評価している。上記の考えが大きな誤りだということの理由の一つは、裁判員制対象事件だとして、審理すべき事案の内容や事件の量に比較して、審理日時の迅速化がバランスを失って強調されると、他面に大きな弊害が生じて来るからである。いわゆる地下鉄サリン事件において、訴訟促進のために被害が傷害にとどまった部分が公訴事実から撤回され、被害者は非常に口惜しい思いをしたと報ぜられたが、これに似たこと、さらにはもっと深刻なことが生じ得るのである。このような場合を詳論することはいさか煩雑にわたるので避けるが、後述の事件の分離審理の違法性もその一つの場面である。この場合に重要なことは、このような、審理が十分にできないことのしわ寄せは、検察官すなわち社会公共の側が負担しなければ

ばらないということである。審理不十分のつけを被告人にまわすことはできない。被害者を含む社会公共の側が或る事件について納得すべき裁判を受けられないまま事件について幕を下ろされるのを見なければならぬのである。いいかえれば、現行の職業裁判官制であればまず起こらないことが、裁判員制を採つたため審理時間を急がされることにより生じる弊害である。「角を矯めて牛を殺す」とはこういうことをいうのではなからうか。こういう点までよく考えられないまま安易に「裁判員制になれば裁判は速くなる」という言葉によって裁判員制の導入が説かれるのは、一国の司法にとってまことに恐ろしいことである。われわれは、この点からも裁判員制に反対せざるを得ないのである。

第5 訴訟手続における違法違憲の問題

わが現行刑事訴訟法は、一般国民の訴訟参加を予想していないと考えられ、したがって、裁判員制のような裁判官でないのに裁判官と同等の権限を持った者の参加を認めようとする、どうしても現行法との抵触を避けることができないのである。その部面は多くあるが、以下特に2点について違法違憲の問題が生じることを指摘しなければならない。

(1) 事件の分離審判の問題

被告人が数個の事件により別々に起訴されている場合には、現在の実務では、特段の事情のない限り、併合して審理され、判決では刑法の併合罪の規定の適用を受けて一つの刑が宣告される処理方法が当然のこととして定着している。併合されずに分離審判を受けるとそれぞれ刑が宣告され、被告人に不利となるからである。併合審判は被告人の権利であるといつてよい。ところが、裁判員制を導入し、併合審判では裁判員の負担が重くなるからとして、分離審判を認めるのは、明らかに被告人の上記権利を侵害することになる。「概要」は、分離審判を認めることを前提として「刑の調整のための制度」を設けて対処しようとしているようであるが(4(3))、「説明」もみずから認めているように、このような制度を設けることは困難であり、所詮糊塗塗に過ぎない。被告人の立場からすれば、憲法に基づく制度でもなく、自分が望んでもいない裁判員制の適用を受けて二つの刑を宣告されるのは不合理であり、納得できないということになる。裁判員制対象事件だからとして当然に分離審判を認めるのは、違法であるとしなければならぬ。なお、この分離審判は、被告人の立場からばかりでなく、社会公共の立場からも問題である。端的な例を挙げれば、被告人が二件以上の殺人罪で別々に起訴された場合、併合審理されれば当然に極刑が相当であるのに、分離審理されれば一つは有期刑、一つは無期刑というようになりかねないからである。このような場合をどう考えるのであろうか。

(2) 審理途中における裁判員の交代の問題

刑事訴訟法は、審理の途中で裁判官が病気その他の理由で欠けた場合に、裁判官が交代して審理を引き継ぐことを認めている(315条)。これは、裁判官は、訴訟記録を精読することによって従来の公判の結果について心証を形成することができるからである。これに対し、裁判員は、素人であるから、記録を読んで心証を形成することはまずできないことである。したがって審理の途中で何らかの理由で裁判員が欠けるに至ったときは、裁判員の交代などを認めることはできず、その訴訟は、その段階で終りとしなければならないと考えられる(注)。

(注) この場合、訴訟を始めから新しくやり直すことを許すか、又はこれを許すのは憲法に基づかない裁判員制のために迅速な裁判を受ける被告人の憲法上の権利を侵害することになるから公訴棄却の裁判をすべきであるとするかは、別の問題である。ところが、「概要」は、裁判員の交代を認めるばかりでなく、「その手続きの在り方については、新たに加わる裁判員が事件の争点を理解し、それまでの証拠調べの結果について実質的な心証をとることができるような、負担の少ない方法を検討し、必要な措置を講ずるものとする。」としている(4(6))。

しかし、このようなことを許すのは、明らかに裁判の根本的な原理に違反するものである。裁判員は、いうまでもなく合議体の一員である。合議体が裁判に当たる場合には、合議体の構成員各自が直接証拠及び当事者の意見に接してみずからそれぞれ心証を形成しなければならない。これが原理である。「概要」にいう「負担の少ない方法」とは何をいうのか分らないが、「概要」の考えは、みずから証拠に接していない者に、接したように外見を装わせて、判断者の地位を与えるものである。このようなことは、刑事訴訟法の上記原理に違反して違法であるとともに、憲法31条が被告人に保障している「適正手続」にも明白に違反するものといわなければならない(裁判手続上これほど明白な適正手続違反の事態を他に考えることは困難であるほどである)。また、「概要」の考えは、実際上も行い得るものではない。たとえば、或る事件について被告人が無罪を主張し、証拠調べの結果についても、裁判官及び裁判員の間でそれぞれ有罪無罪の心証が分かれているような難しい事件に関し、新裁判員にどのようにして旧裁判員の地位を引き継がせることができるかというのであろうか。新裁判員候補者も事情を聞かされれば当然就任を拒むであろう。また、裁判官もかかると引継ぎの適法性に当然疑問を持つことであろう。「概要」の考えは、あるいは「そんなやましいことをいわずに、あまりうるさくない裁判員候補者を見つけて、うまく言いくめて裁判員に選任すればよいのだ」とでもいうのであろうか。そうしておいて、その裁判員に「有罪か無罪か。(有罪の場合)刑はどうか。意見を言ってくれ」というのであろうか。恐ろしいことである。裁判員の途中交代を認める規定などでも許されるものではない(参審制を採るドイツ法では、裁判官も参審員も途中交代は許されず、手続を始めからやり直さなければならない)。この問題について「説明」には何の触れるところがない。恐らく説明ができないからであろう。それにもかかわらず「概要」がこの裁判交代を認める定めを置こうとするのは、わが国の刑事訴訟には多少とも長期にわたるものがあることを避け得ず、裁判員が審理の途中で欠けることも予想しなければならず、欠けた場合に交代を認めない訴訟が横行できなくなるからであろう。しかし、審理の途中で裁判員が欠けることを予想しなければならないような長期事件については、もともと裁判員制などは無理なのである。強いてそれに適応させようとして違法違憲を犯してまでも定めを設けようとするのを見ると、ここまでして裁判員制を遑二無二推し進めるのかと、空恐ろしいものを覚えざるを得ない。

第6 笛吹けども踊らず(国民的基盤の欠如)

今や当局は、裁判員制を法案化し、国会に提出するというのである。しかし、肝心の国民はどうかというと、裁判員制なるものあらまし、特に義務づけられる負担の程度などについてほとんど全く聞かされておらず、この制度に対する関心も、極めて一部にとどまり、ほとんど皆無だといつても必ずしも誤りではないのである。当局は、法律成立後実施までに数年の準備期間を置き、その間に大いにPRにつとめて国民の関心を盛り上げたいというのであろうが、国民各自がそれぞれ自己の目的のために忙しく活動している現代大衆社会において政府のPRで関心を盛り上げ、裁判員としての奉仕の精神を造成することなど、とてもできることではない。笛吹けども踊らずという状況がいつまでも続くということである。

第7 莫大な国費の愚かな支出

裁判員制を実現するとすると、その準備(法廷を含む裁判所庁舎の増改築、職員増員等)及びその運営(裁判員候補者名簿の作成、裁判員と補充裁判員に対する日当・交通費・宿泊費等)のために莫大な国費を要する。しかし、既述の検討において明らかにしたように、裁判員制なるものは、違憲であるばかりでなく、極めてあやふやな、確実に成功する見込みのない制度であり、これに莫大な国費を支出することは、国庫財政が厳しい現状を考えるまでもなく(たとえ国庫が健全な状況にあつても)、甚だ愚かなことであろう。法律成立後実施までの期間に国民の関心が盛り上がらなければ、裁判所の増改築など全くの無駄であったことも考えなければならない。

第8 刑事訴訟の改善

国民の間には、刑事訴訟の現状について、

一部事件の審理の異常な長期化、
事実の認定において首をかしげるような判決が時折見られること、
全般的に刑が軽過ぎ、被害者への顧慮が十分でないのではないかと思われること、
等の疑問や不満があることは、認めなければならない。しかし、裁判員制が導入されれば、これらの問題が一掃されると考えられるべきではない。

すなわち、については裁判の迅速化に関する法律自体大きな効果があると考えられるが、さらに刑事訴訟法及び規則の所要の改正が行われることによって対処されるべきものである。

及び については、当該の事件ごとに検察官の労を惜しまない上訴によって是正が図られるべきものである(わが刑事訴訟法上の上訴制度は、世界的に見ても比類がないほど丁寧である)。

第9 裁判員制は断念され、国民参加は構想を新たにすべきである

裁判員制については、以上に述べたほか、疑問点はほとんど尽きることがないのであるが、あまりに長くなるので、指摘は以上にとどめることにする。ところで、およそ或る法律制度の立法は、その制度が確実に順調に実施され得るとの見通しがあって初めて行われるものではなからうか。まして裁判員制は、国の治安と秩序に関する重大事件を対象とし、被告人の憲法上の権利と一般国民の自由権に関わるものであるから、上記見通しも確実に上にも確実にしなければならないものである。一方、わが国の戦後の歴史が示しているように、わが国社会には次々と重要、複雑、時には大規模な事件が生起しているのである。しかし、上述の多くの問題点の指摘によって明らかとなっており、裁判員制には、上記重要、複雑、大規模な事件を含む対象全事件について問題なく順調に実施し得る確実な見通しなど存在しないことが明瞭である。このような状況のもとでどうして裁判員制の立法化などできるというのであろうか。

思うに、法案作成の直前に至ってもこのような状況であるのは、裁判員制が、わが刑事訴訟法等との関係についての十分な検討を欠いたまま、「始めに裁判員制ありき」のような形で提案されたという誤りによって由来するものと考えられる。この誤りが誤りとして反省されずに上記確実な見通しもないままに強引に立法化されるならば、国家(刑事司法を含む)及び国民に取り返しつかない害悪をもたらすことになるのは必然である。

裁判員制は断念されなければならない。刑事訴訟への国民参加を図ろうとするならば、構想を新たにしなければならぬ。その場合、参加者のくじ引き選出(国民に大きな負担をかけ、莫大な国費がかかる)、重大事件への関与(参加者の負担が大きい)、参加者への評決権の付与(違憲の疑いがある)だけは避けることを要する。このような条件のもとで、たとえば対象事件の罪種を限定して、民事家事の調停委員制度をモデルにした委員制を設けて、その委員に参加させるようなものが考えられよう。このようなものでも、現在の調停委員制度が民事司法及び家事司法におけるいわば国民との通路になっているように、刑事司法における国民との通路となることが十分に期待し得ると考えられる。

政府当局の慎重の上にも慎重な検討を希望してやまない次第である。

(札幌弁護士会)

第1 裁判員制度

1. 司法制度改革推進本部で検討が進められている裁判員制度は、裁判官と裁判員が協働で事実認定と量刑を定めるとする制度であり、世界にある国民の司法参加制度の中でも特色のある日本独自の制度として制度設計がされている。裁判員制度は、これまで市民の参加する刑事裁判の手續がなかった我が国にとって画期的なものであるが、裁判員制度が機能するためには、国民の司法参加の実現というだけでなく、わが国の刑事裁判が抱える構造的な問題点を実効的に改善し、市民が主体的・実質的に参加することが可能な制度とする必要がある。とりわけ、被告人の身体拘束制度の抜本的改革、取調べ過程の録音・録画等の捜査の可視化、検察官手持証拠の原則全面開示など、刑事訴訟手續きの抜本的改革が必要である。

2. とところで、本年10月28日に発表された司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会のいわゆる「座長ペーパー」は、「これまでの検討会において積み重ねられた議論を踏まえ、座長の立場から現段階において考えられる裁判員制度の概要の一例を示すもの」とされるが、その内容は、検討会の設置趣旨である広く国民の意見が参考にされたものとは言えず、合議体の構成、評決など、制度の根幹に関わる部分について以下のとおり多くの問題点を含むものといわざるを得ない。

3. そこで札幌弁護士会は、「座長ペーパー」の問題点を踏まえ裁判員制度について次のとおり意見を述べる。

(1)合議体の構成について

裁判官の員数は1人ないし2人とし、裁判員の員数は9名以上とすべきである。裁判員制度は専門家である裁判官と市民とが協働で審理することによって、より社会常識と社会正義に合致した結論を得ることができるという理念に基づいている。したがって、専門家と市民との自由・対等の審理をするためには、裁判官と裁判員のバランスはどのように保たれるかという観点からその人数は決められるべきである。専門家である裁判官を裁判体の構成員とした理由は、裁判の訴訟指揮をする必要があることと、裁判員に法律実務家としての経験や専門的知識を提供し、裁判員と協働の審理ができるようにすることにあり、専門家の影響力を強くすることではないのであるから、裁判官の数は1人ないし2人で十分である。また、裁判に国民の社会常識を反映させるためには、裁判員が制度の単なる「お飾り」ではなく、裁判官に対し無用の遠慮をすることなく自主的かつ積極的に自分の意見を述べることで、実質的な評議ができるようにしなければならない。また、国民の社会常識を裁判に反映するという趣旨からみても、職業、年齢、性別等が反映される多様な裁判員が望まれる。これらの要請に応えるためには、裁判員の員数は、少なくとも9名以上でなければならないと考える。「座長ペーパー」は、「裁判官の員数3名、裁判員の員数4名」を基本とするが、このような人数及び比では、裁判員が裁判官に対して自主的かつ積極的に意見を述べることはおよそ期待できず、国民の健全な社会常識を刑事裁判に反映させるという裁判員制度の目的を達することは著しく困難である。

(2)評決について

有罪の評決は、原則全員一致とし、一定の手續を経てもなお全員一致を見なかった場合には、特別多数決(3分の2以上)とすべきである。刑事裁判の大原則である「無罪の推定」からすると、有罪とするためには、合理的疑いを差し挟むことができないほどの確信が必要である。合議体構成員の過半数では、その確信が得られたとは到底いえない。「座長ペーパー」では、合議体の員数の過半数であって、裁判官の1名以上及び裁判員の1名以上が賛成する意見によるなければならぬものとする、としているが、「無罪の推定」の原則から相当でない。有罪の評決は原則として全員一致とし、一定期間経過後または何回かの投票で全員の一致を見なかった場合などにおいては、有罪の評決は特別多数決(3分の2以上)によるとすべきである。欧米やその他国民の司法参加を取り入れている諸外国では、ほとんどの場合、有罪の評決が過半数で下されることはない。

(3)裁判員の要件

普通地方公共団体議会の議員の選挙権を有する者(20歳以上)とすべきである。市民が裁判員として裁判に参加することは、国の統治主体としての国民の権利を行使することであるから、これと同旨である選挙権の行使と同様に考えるべきである。「座長ペーパー」は、裁判所の管轄区域内の衆議院議員の選挙権を有するものであって、年齢25歳以上のものとする、としているが、20歳から24歳までの者を排除する合理的な理由はないものというべきである。

(4)公判手續等について

刑事裁判の原則である直接主義・口頭主義を重視した制度とすること、捜査の可視化を図ることが必要である。裁判員制度における裁判は、裁判員にできるだけわかりやすい裁判を行う必要がある。そのためには刑事裁判の原則である直接主義・口頭主義を徹底する必要がある。これまでの刑事裁判では、証人が捜査段階で作成された供述調書と異なることを証言すると、供述調書が証拠として提出され、供述調書の信用性を巡って延々と争われることが多くあった。裁判員制度の下における裁判は、密室である取調室で作られた供述調書によるのではなく、法廷で被告人や証人の話を直接聞いた上でなされる裁判でなければならない。また、捜査の可視化も必要である。裁判員制度においては、供述調書の作成状況について長期間に渡って審理することは不可能であり、供述調書の作成状況など捜査過程をビデオ録画しておく必要がある。なお、詳細については、「第2 刑事裁判の充実・迅速化」において述べるとおりである。

(5)裁判員の守秘義務

裁判員の守秘義務の範囲等を定めるにあたっては、秘密を守ることによって保護されるべき利益と国民の知る権利との調和を考慮する必要がある。裁判員制度は、国民が刑事司法に参加する制度であり、それがどのように運用されているかを知ることが国民の重要な権利というべきである。したがって、守秘義務の範囲についてはより限定的

に、期間について永久的な義務とするのではなく、一定の期間経過後は義務を解除することも検討すべきである。また、罰則として、懲役刑を設けることは相当ではない。

(6)報道に対する規制

「座長ペーパー」は、報道機関において自主ルールを策定しつつあることを踏まえ、更に検討するものとする、としているが、報道の自由(表現の自由)の重要性にかんがみ、法令上規制する規定は設けないこととすべきである。

(7)裁判員制度の実現のための諸制度の整備

裁判員が審理に参加することにより過重な負担のかからないよう、諸制度を整備することが必要である。裁判員制度の導入に当たっては、例えば裁判員に選ばれた市民に対し過重な経済的負担を強いることや、仕事を休むことで職場から不当な扱いを受けることのないよう諸制度を整備することが必要である。

第2 刑事裁判の充実・迅速化について

1. この問題についての検討結果は、この度の「座長ペーパー」のもとになっている検討会事務局作成の「刑事裁判の充実・迅速化について(その1、その2)」に関する当会の2003年9月1日付意見と同じであり、本書面に末尾に添付する(編注略)。ここでは、それを援用することとし、「座長ペーパー」で変更が加えられているところや、両論ないし三論併記されていたところで一本化された点を中心に意見を述べることにする。「座長ペーパー」は、総じて、被告人の身体拘束制度の改善、取調べ過程の録音・録画(可視化)、検察官手持ち証拠の原則全面開示、公判中心の直接主義・口頭主義の徹底など刑事訴訟手続の抜本的改革に消極的であるばかりか、被告人、弁護人の防御権、弁護権に対する配慮を著しく欠き、むしろ規制を強化するなど極めて多くの問題を含むものとなっている。この点で厳しい批判を免れない。

2. 「第1 第1回公判期日前の新たな準備手続」

(1) 「1 準備手続の目的等 (2)準備手続の目的」

目的に「迅速」だけでなく、「充実」が書き加えられたことは、当然のことと考える。

(2) 「1 準備手続の目的等 (4)準備手続の主宰者」

裁判員制度対象事件を含めて全ての事件について、準備手続の主宰者を受訴裁判所ないし受訴裁判所を構成する裁判官としているのは、予断排除の原則を著しく軽視している上、裁判員制度対象事件にあっては裁判官と裁判員の情報格差を制度的に生み出すことになり、対等な合議を阻害することになる。あくまでも受訴裁判所以外の裁判官に行わしめるべきである。

(3) 「3 検察官による事件に関する主張と証拠の提示 (3)取調べ請求証拠以外の証拠の開示」

「証拠の標目」を記載した一覧表の開示さえ求めず、検察官の取調べ請求証拠以外の証拠については、一定の類型に該当するもので、被告人または弁護人から、「開示を求める証拠の類型及びその範囲を特定し、かつ、事案の内容及び検察官請求証拠の構造等に照らし、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために(それを)検討することが重要であることを明らかにして請求(した場合)」であって、しかも、検察官が、「開示の必要性、開示によって生じるおそれのある弊害の有無、種類、程度等を考慮して、相当と認めるとき」にはじめて開示しなければならないというに止めるというのである。これでは証拠開示の意義について無理解にすぎるといだけでなく、実践的には開示を認めないに等しい。せめて「たたき台」のA案程度は認めるべきである。

(4) 「4 被告人側による主張の明示 (1)主張の明示等」

被告人に準備手続での主張明示義務や証拠調べ請求義務を課すことは許されない。被告人には憲法上黙秘権が保障されており、主張、立証に協力する義務はないからである。被告人にかかる義務がない以上、弁護人は被告人の意思を離れて主張できないのであるから、その義務も「できる限り」のものに止めるべきである。いずれにせよ「たたき台」のB案に止めるべきであり、イについても「できる限り」のものに止めるべきである。

(5) 「8 争点の確認等 (2)準備手続終了後の主張 (3)準備手続終了後の証拠調べ請求」

被告人に準備手続終了後の主張制限を加えないようにしたことは、その限りで相当である。しかしながら、弁護人に主張制限を加え、更に、被告人および弁護人に証拠調べ請求の制限を加えているのは極めて問題である。弁護人の主張に制限を加えてしまえば被告人の権利は守られないことになるし、弁護人が被告人の主張の変化に応じて主張できないというのでは誠実義務に忠実な弁護活動ができないということになる。まして、主張は認めるが証拠調べ請求は認めないというのでは、被告人の主張制限をはずす意味がなくなってしまふ。厳しく再考を求めたい。

(6) 「9 開示された証拠の目的外使用の禁止等 (1)目的外使用の禁止」

「開示された証拠の写し又はその内容」とあったのを「開示された証拠の複製その他その内容の全部又は一部をそのまま記録した物又は書面」と限定したことは評価できる。しかし、ここでの主要な問題は「当該被告事件の審理の準備以外の目的」ということの狭さと制裁規定の新設にある。先の意見書でも述べたとおり、前者については、「被告人の防御活動又は弁護活動、その他の正当な目的以外で使用してはならない」という程度の規定の仕方止め、後者・制裁規定は新設すべきではない。

3. 「第3 訴訟指揮の実効性確保」

この項についての意見は先の意見書で述べたとおりである。特に「2 訴訟指揮権に基づく命令の不遵守に対する制裁等」の規定は設けるべきではない。

4. 「第4 直接主義・口頭主義の実質化」

この項について、「裁判員制度対象事件以外の事件についても、直接主義・口頭主義の実質化を図る」とされたことは、当然のこととはいえ、異議がない。具体的内容がこれからの問題である。

第3 検察審査会制度について

1. 「検察審査会の議決に対するいわゆる法的拘束力の付与」

「座長ペーパー」は、審査会が起訴相当の議決(法的拘束力なし)をしたうえで、さらに検察官が不起訴処分又は一定期間公訴提起をしなかったとき、審査会は再度審査をしたうえで、一定の手続(検察官の意見を述べる機会の付与)ののち、法的拘束力のある議決をできることとなっている。しかし、公訴権の行使に民意を反映させるという趣旨からは、より直裁に、検察審査会がなした起訴相当の議決に対したちに法的拘束力を付与すべきである。議決をした場合には、直ちに法的拘束力を付与すべきである。なお法の拘束力の付与により審査会の議決はより慎重になされるべきこととなるが、その点は、「座長ペーパー」のいう検察官からの意見聴取やリーガルアドバイザーの委嘱による専門家のサポートなどの手続が十分なされる必要がある。

2. 「いわゆる法的拘束力のある議決後の訴追及び公訴維持の在り方」

「座長ペーパー」は、裁判所から「公訴の提起及びその維持に当たる」者として指定された弁護士について、「検察事務官及び司法警察職員に対する捜査の指揮は検察官に囑託して行う。」とする。しかし、指定弁護士が、検察事務官及び司法警察職員に対し直接捜査の指揮をできることとすべきである。仮に検察官に囑託する制度となった場合には、検察官に指定弁護士の囑託に応じる義務や、司法警察職員らに指定弁護士の囑託を受けた検察官の指揮に従う義務があることを明記すべきである。検察官への囑託だけでは捜査機関側の協力が得られる保障がなく、または捜査機関側の消極的な態度によって、十分な補充捜査ができないことによって公判維持に支障をきたすおそれがあるからである。したがって、検察官への囑託によって十分な捜査ができるときはその方法をとれば足りるが、そうでない場合には指定弁護士に直接指揮権を持たせることが必要であると考えられる。

3. 指定弁護士の処遇について

(1)検察庁が、指定弁護士の職務遂行に協力すべきであることを明記すべきである。

(2)指定弁護士が必要と認める捜査を遂行するための諸経費が十分支出されるよう、また指定弁護士に対しその労力に見合った報酬が支給されるべき制度、財源を確保すべきである。指定弁護士が職務を行うにあたっては、執務場所や執務補助者が必要であり、検察庁が指定弁護士の職務に支障をきたさないよう全面的に協力する旨を明記すべき

である。検察審査会の起訴相当議決に基づく事件については、被告人が否認するなど無罪を争う可能性が高いからである。したがって、補充捜査や調査の必要性も高く、これらの経費の支出が十分なされるよう、制度的、財源的な担保が必要である。また、そのような事件では指定弁護士の労力が多大となることが予測され、それに見合った報酬が確保される必要がある。

(狭山事件を考える京都府橋住民の会)

- (1)開示対象証拠を類型化することで、無罪証拠、被告側に有利な証拠・資料が開示されないままになる危険性があると思われます。開示証拠を類型化するならば、収集されたすべての証拠のリストを弁護側に開示することを付け加えるとともに、検察官は、被告・弁護側に有利な証拠は、すべて弁護側に開示しなければならないことを明記すべきです。
- (2)座長試案では、「開示を求める証拠の類型及びその範囲を特定し、かつ、事案の内容及び検察官請求証拠の構造等に照らし、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために当該類型及び範囲の証拠を検討することが重要であることを明らかにして、開示の請求があった場合」としていますが、このような開示請求のための要件を被告・弁護側に課すことは、実質的に証拠開示請求が不可能になり、著しく不公平になります。証拠リストを弁護側に事前に開示するならば別ですが、検察官がどんな証拠を持ち、どんな内容なのか弁護側がわからなければ、証拠を特定することも重要性を明らかにすることもできません。思案のようにした場合、どのようにしたら、被告・弁護側は「証拠の類型及び範囲を特定し」たり、「重要性を明らかに」することができるのでしょうか。座長思案についての説明を見てもこの点について何も述べられていません。この部分は削除すべきです。
- (3)座長試案では、「(検察官が)開示の必要性、開示によって生じるおそれのある弊害の有無、種類、程度等を考慮して、相当と認めるときは」当該証拠を開示するとされていますが、これでは現状を改善・改革することになりません。検察官は、原則開示しなければならないとすべきです。検察官は不開示を申し立てる場合は、その理由を明らかにしなければならず、不開示の判断は第3者の裁判所がおこなうことにすべきです。
- (4)座長試案は、国際的な証拠開示法制や考え方、国連勧告からしても見直すべきです。1998年の国際人権規約委員会の日本政府第4回報告書の審査において、クレツマー委員は、「(日本政府の報告書は)検察官が提出する意思のある情報についてアクセスする資格があるとしか述べられていません。しかし、検察官が提出する意思のある情報というのは、検察官の利益になるものしかありません。集められた情報の中で、関係者や被疑者が弁護のために役立つ情報にアクセスすることをどのように保障するのですか」と日本政府代表に質問し、「捜査の段階で収集された情報で、弁護側に有利なものについては、弁護側はどのようにしてアクセスすることができるのか。弁護側がこのような情報が存在するという知識があつてはじめて、(開示)命令を裁判所からとりつけるのが可能になる」と指摘しています。そして、規約人権委員会は、最終見解として、日本政府に対して、「委員会は、刑事法の下で、検察には、公判において提出する予定であるものを除き捜査の過程で収集した証拠を開示する義務はなく、弁護側には手続のいかなる段階においても資料の開示を求める一般的な権利を有しないことに懸念を有する。委員会は、規約第14条3に規定された保障に従い、締約国が、防御権を侵害しないために弁護側がすべての関係資料にアクセスすることができるよう、その法律と実務を確保することを勧告する」(外務省仮訳)としています。日本政府は、この勧告に対する第5回報告書を来年には国連に提出する予定だと聞いていますが、この国連・規約人権委員会の勧告、委員会の指摘に、座長試案では(開示対象の類型化、開示請求の要件、開示不開示の要件のいずれも)答えることにならないことは明らかです。
- (5)座長試案では、刑事裁判の充実・迅速化に逆行し、裁判員制度のスムーズな運用を妨げます。座長試案では、先に述べたような問題点から、検察官や警察が被告・弁護側に有利な証拠を隠している疑いや不信が生じ、紛糾し、裁判員制度のもとで充実した迅速な審理を妨げることになりかねません。しかも、証拠が隠されている可能性がありながら判断しなければならなくなり、裁判員の心理的負担を大きくすることにもなります。被告に有利な証拠が検察や警察によって隠された(可能性がある)ままでは、私たち市民は責任を持って裁判に参加できません。裁判員制度のもとで、充実・迅速な刑事裁判を実現するためには、被告・弁護側の権利を保障し、充分な証拠開示を制度化しなければなりません。座長試案では、充実した審理を阻害し、迅速化に逆行してしまいます。
- (6)以上の問題点及び国連・自由規約委員会の勧告や諸外国の経験、証拠開示法制度、過去の誤判事例や冤罪事件の弁護団・関係者の要望などをふまえて、「取り調べ請求証拠以外の証拠の開示」については、「たたき台」のA案をもとに、「公正な証拠開示を求める会」の出した「証拠開示法制度要綱案」をとりいれて、検察官は、手持ち証拠の標目と要旨を記載したリストを弁護側に事前開示し、弁護側の請求に応じて原則開示する義務を明記した証拠開示のルールをつくるべきです。
- (7)また、新証拠発見を要件とする再審請求では、制度の理念、趣旨からしても証拠開示を受ける権利を保障しなければなりません。過去の再審事件でも証拠開示が真相究明の重要なカギとなっています。再審請求の場合にも、弁護側に証拠リストを開示し、検察官手持ちのすべての未提出証拠にアクセスすることができるよう保障する規定をつくるべきです。

(狭山事件を考える浪速・西・港・大正区民の会)

座長試案では「疑わしきは被告人の利益に」という再審の理念に反しており、被告・弁護側に有利な証拠が開示されなくなる危険性があります。座長試案の開示不開示の要件を抜本的に修正すべきです。

(狭山事件を考える羽曳野・藤井寺・太子地域住民の会)

座長試案で、開示不開示の要件について「(検察官が)開示の必要性、開示によって生じるおそれのある弊害の有無、種類、程度等を考慮して、相当と認めるときは、当該証拠を開示しなければならない」としています。開示すべき証拠をいくら類型化しても「検察官が相当と認めるとき」に開示するというルールでは現状を改善・改革することになりません。被告側に有利な証拠、無罪証拠を開示していなかった場合の罰則を課するという規定を設けるならば別ですが、あくまで検察官が開示するかどうかを判断するというのであれば、無罪証拠が埋もれてしまう危険性があります。現に、これまでの誤判事例を見ても、検察官が被告・弁護側に有利な証拠、無罪証拠を開示していなかった前例があります。検察官が「相当と認めず」、検察官が証拠不開示の判断をしたために、市長が長期間にわたってえん罪に苦しめられるという重大な人権侵害がおきたというのを忘れてはなりません。開示不開示の判断が一方的に検察官の権限にゆだねられるというルールでは、決して公平・公正なルールとは言えません。後述するような国連の勧告、人権委員会の委員の指摘に答えるものとはなりません。この部分(「開示の必要性、開示によって生じるおそれのある弊害の有無、種類、程度等を考慮して、相当と認めるときは」)は削除し、弁護側から開示の請求が合ったときには、原則として検察官は開示しなければならないとすべきです。検察官の不開示の裁量権を認めるとしても、少なくとも、検察官が開示を申し立てる際には、なぜ開示できないのかを説明しなければならず、弁護側の不服申し立ても認め、第3者(裁判所)の判断にゆだねるというルールにすべきです。そうしなければ、検察官の一方的な証拠隠しが法のもとに許されることになってしまいます。(部落解放同盟大阪府連合会向野支部、NPO法人サポートネットワークぬくもり、部落解放羽曳野・藤井寺・太子市民共闘会議からも同文の意見が寄せられた。)

(滋賀弁護士会)

1. 合議体の構成は、裁判官は1人又は2人、裁判員は9ないし11人とすべきである。
司法制度改革審議会意見書(以下「意見書」といふ。)は、国民の司法参加の拡充による司法の国民的基盤の確立を、今般の司法制度改革の三本柱の一つとして位置付けており、「一般の国民が、裁判の過程に参加し、裁判内容に国民の健全な社会常識がより反映されるようになることによって、国民の司法に対する理解・支持が深まり、司法はより強固な国民的基盤を得ることができるようになる」とし、そのためには「刑事司法手続において、広く一般の国民が、裁判官とともに責任を分担して協働し、裁判内容の決定に主体的、実質的に関与することができる新たな制度」が必要だとして、裁判員制度を導入すべきとしている。そこで、合議体の構成も、この制度目的に照らし、裁判員が主体

的・実質的に関与し、国民の健全な社会常識がより反映されることを主眼に考えるべきである。とするならば、法律の素人である裁判員が、決して「お飾り」にならず、気後れしないで、かつ、各自の知識経験に基づく多種多様な発言をすることを可能にするには、裁判員は一定の多人数が必要であることは論を待たず、諸外国の例なども参考にすれば、裁判員は9ないし11人が相当であるというべきである。この点、当会では、平成15年4月19日に模擬裁判員劇(本意見書添付の資料集参照、編注略)を行い、裁判官1人と裁判員11人、裁判官2人と裁判員6人、裁判官3人と裁判員2人という3つの裁判体で評議を行ったが、殺人の故意や正当防衛の成否等などが争点となる比較的難しい事案で3つの裁判体の結論が異なる中、裁判官1名と裁判員11名の裁判体において、最も多様な幅広い意見が活発に出され、結果として最も妥当な結論が導かれた。これは、より多くの国民の経験、知識、想像力等が有機的に結合することで、国民の健全な社会常識が反映されたより妥当な結論が導かれることを実証するものである。座長ペーパーは、判決の結論に至る実質的な理由を「示す」ことが不可欠であるとして、「一人一人の裁判員が責任感と集中力を持って裁判に主体的・実質的に関与することを確保するという観点からも、合議体全体の人数をあまり多数とすることは適当ではない」とする。しかしながら、裁判員制度の目的は、判決の結論に至る事実認定や推論の道筋といった実質的な理由部分に国民の健全な社会常識を反映させより妥当な結論を導くことにあるのであって、実質的な理由を「示す」といったいわば形式的な部分を強調して裁判員の員数を抑えることは本末転倒といわざるをえない。また、実質的な理由を「示す」点について、裁判員の員数が多くても、裁判官が争点を整理して評議を進行することで、自ずと判決の結論に至る事実認定や推論の道筋は示されるし、むしろ、個々の争点について多くの裁判員から様々な観点からの多様な意見が出されることで、より説得力のある理由づけがなされるというべきである。実際、上記模擬裁判員劇においても、裁判官1名と裁判員11名の裁判体において、裁判官が争点を整理して個々の争点について評議を進行していくことで事実認定や推論の道筋といった実質的な理由の裏づけのある妥当な結論が導かれているのであって、この評議をもとに実質的な理由を「示す」ことに格別の支障はないというべきである。

次に、裁判員の員数については、裁判員と協働することで事実認定と量刑がより慎重に行われること、法律判断は多くの事件で1人の裁判官が責任をもって行っていること、法律の専門家である裁判員が多ければ裁判員の発言を抑制しその主体的・実質的な参加を阻害すること、などから、1人又は2人で十分であるというべきである。この点、座長ペーパーは、3人説であるが、現行の3人の裁判官による合議体を不可侵とする全くの形式論であって、裁判員制度の制度目的を没却し、意見書に反するものというべきである。

2. 評決は、全員一致を原則とすべきである。
有罪とするには、合理的疑いを残さないために、全員一致を原則とし、より深く徹底した評議がなされるべきである。安易に多数決で評決がなされることがあってはならない。ただし、1人が有罪に反対する場合は結論が出ず支障が生じるおそれがあるので、評議が尽くされたことを担保する要件(たとえば、一定時間又は何回かの評決を経ても一致しなくても)を満たすことを条件に、3分の2以上の特別多数決によることを認めるべきである。しかし、その場合であっても、量刑として死刑を選択する場合は、その重大性にかんがみ全員一致を要するとすべきである。

3. 分かりやすい証拠調べのために、取調べの可視化(取調べの全過程の録音・録画)を実現すべきである。
取調べの可視化は、取調べの適正化とともに、裁判員制度における取調べ状況の分かりやすい立証に資する。座長ペーパーは、供述調書の信用性等について、「その作成状況等を含めて、裁判員が理解しやすく、的確な判断をすることができるような立証を行うこと」を求めているが、その方策として最も適切な制度である取調べの可視化を実現すべきである。

4. 裁判員等の守秘義務はより限定的にすべきである。
座長ペーパーは、裁判員等の守秘義務違反に懲役刑を科するとするが、それでは、裁判員となる国民を過度に萎縮させ、国民の主体的・実質的な参加を著しく阻害する。また、裁判員制度が充実し、国民の司法参加により司法の国民的基盤が確立されるためには、裁判員制度について、国民が知り、事後的に検証する利益が保障される必要がある。したがって、裁判員等の守秘義務はより限定的にし、罰則も罰金刑にとどめるべきである。

5. 報道を規制する規定は設けるべきではない。
上記のとおり、裁判員制度が充実し、国民の司法参加により司法の国民的基盤が確立されるためには、裁判員制度について、国民が知り、事後的に検証する利益が保障される必要がある。したがって、報道規制は、報道機関の自主規制ルールにゆだねることとし、法令上規定を設けるべきではない。

(静岡県弁護士会)

裁判員制度及び刑事手続に関する司法制度改革推進本部「裁判員・刑事検討会」の座長ペーパーに関し、重要な幾つかの点において強い危惧を覚え、再考を強く訴えるものである。

1. 裁判官と裁判員の比率及び数について
裁判員の数は裁判官の3倍以上にすることを強く求める。座長ペーパーは、裁判官3、裁判員4人の構成を中心に検討することが記載されているが、これでは市民が裁判員として裁判に「実質的・主体的」に参加し、意見を表明する制度には到底ならない。静岡県弁護士会では、模擬裁判や諸々の企画で市民の声を聴いてきたが、いずれにおいても市民の数は裁判官の3倍以上必要であることが市民の率直な意見・声である。座長ペーパーは、司法制度改革審議会の最終意見書の趣旨と市民の声を向けるもので、当会としては到底黙認できる内容ではない。あらためて、裁判員の数は、裁判官の数を裁判官の数の3倍以上とすることを強く求めるものである。そして、無作為抽出された市民の健全な常識を裁判に反映するためには、相当数の市民が裁判体を構成することが不可欠で、裁判員の数は9人以上の構成が妥当であることをあらためて表明する。市民参加の新しい裁判制度を念頭におく以上、裁判官の数も現行の合議体の3人に拘泥する必要はない。

2. 評決について
全員一致を原則としつつ、議論を尽くした後に決をとるとき、有罪には3分の2以上の賛成が必要とすべきである。座長ペーパーでは、裁判体の単純過半数で有罪を下すことができるとされるが、事実の認定を基に有罪・無罪の判断を行う裁判において、裁判体の半数近くが無罪と考えているのに有罪判決を下すことは、合理的な疑いを差しはさめない程度に立証できたといえるのか、強い疑問を残すものである。また何より、十分かつ慎重な審議を制度的に保障するためには単純過半数をもって有罪とする制度を採るべきではない。現行の合議体は3名の裁判官により構成されており、過半数といっても2名の有罪判断が必要であり、これは事実上特別多数決と変わりがない。また、最高裁判所の中心は法律審であって、事実の認定を中心とする下級裁判所の制度を同一に規定する必要はない。

3. 証拠の開示と取調べの可視化について
検察官に送致された証拠の一覧表の作成及び弁護側への開示と取調べの録画を強く求める。座長ペーパーでは、裁判官が検察官に対し手持証証拠の一覧表の開示を求めることができるとされている一方で、弁護側への開示はしないことになっているが、これは到底承認できない。十分な訴訟の準備を経て、争点を明示することが弁護側に義務付けられるにもかかわらず、弁護側に検察官の手元に何が存在するのかを探索する材料すらないとすれば、捜査能力等に決定的な差のある検察側と弁護側の対等公平な審理を阻害し、審理の迅速のみが追求され被告人の防御権の保障に重大な脅威となる。さらに、事実の解明自体が十分に実現できず、刑事手続に対する信頼を大きく損なう。これは、裁判官が証拠の一覧表を所持できたとしても変わるものではない。この点は、本件改革の意義を左右する重要な点として、当会は座長ペーパーを黙視できない。さらに、延々と取調べ状況についての証拠調べが行われることのないように取調べを可視化することも、裁判への市民参加に伴う不可欠の要請である。また、弁護側の取調べへの立会も可視化も一切認められない現行捜査実務は、先進国のなかにおいて人権保障の後進性を露呈するもので、司法改革の議論のなかで解決すべき重要な問題である。

4. 公判手続における争点の提示の禁止について
公判手続における弁護人からの新たな争点の提示を禁止すべきではない。座長ペーパーは、争点整理を重視する

観点から、公判手続における新たな争点の提起を被告人自身には認めるとされ、弁護人には認めないとされているが、これには断固反対する。争点整理に可及的に協力することの意味は、当会としても十分に理解するものであるが、証拠の全面開示もなく、また準備段階での捜査能力に検察側と決定的に差がある実状のなかで、弁護側は公判における証人尋問、あるいは継続した調査のなかで明らかになった事実に基づき争点を提示せざるを得ないことはあり得るのであって、それを制限されるのは、人権保障と事実の解明を任務とする刑事裁判の自殺行為である。また、被告人に対する黙秘権の保障下で公判段階での主張を否定できないとしつつ、弁護人がその主張を前提に弁護できないとすることは弁護の倫理に背馳するもので到底容認できない。

5. 裁判員等の守秘義務について

懲役刑の罰則には断固反対する。裁判員制度をその意義に従った適正なものとするために、さらに市民にとって参加しがいのある制度として根付かせるためには、裁判員制度の在り方を検証、研究することの意義を無視できない。もちろん、評議の適正や裁判員のプライバシーを守る必要はあるのであって、そのための制度を否定するものではないが、守秘義務に対する罰則に懲役をもって対応するのは行き過ぎである。また、裁判員の心理的負担を軽減し、制度として根付かせるためにも懲役刑の規定は不当である。

(自治労広島県本部)

裁判に入る前の証拠収集や証拠開示を充実させることが、裁判制度の前提です。したがって、わかりやすい証拠調べ「取調べの可視化(取調べの全過程の録音・録画)を実現すること。取調べの可視化は、取調べの適正化とともに、裁判員裁判における取調べ状況の分かりやすい立証に資するものです。供述調書の信用性等につき、その作成状況を含めて、裁判員が理解しやすくて確かな判断をすることができるような立証」方策として最も適切な裁判員裁判導入を契機にぜひとも実施すべきだと思います。

(司法制度改革実現東京各界懇談会)

- 1) 評議体の構成 座長案では、裁判員の数を5人ないし6人とする余地を残しているとはいえ、「裁判官3人、裁判員4人」の7人構成が提案されている。しかしながら、この構成の考え方は、裁判員制度の主体を従来どおりの裁判官とするものであり、裁判官が市民の意見を参考として聞くというものであって、意見書に記載された国民主権の上に構築する裁判員制度と全く異なることは明らかである。新聞報道によれば、井上座長は、(1)裁判員制度は裁判員が主役ではなく、裁判官と協働するもので、裁判官を減らす理由はない(2)法律判断は裁判官だけであるが、2人以下にすると3人の裁判官で審理する他の合議事件とのバランスを失する、と考えているということであるが、(1)の裁判員が主役ではないという考えは、国民のための制度という発想を否定するものである。このような発想で、いかんにして、国民に統治客体意識からの脱却を求め、統治主体意識に目覚めさせることができるのか。民主主義を否定しているとしか思えない発想であり、このような発想に基づく案では、とても賛成できるものではない。また、(2)については、裁判員制度と裁判官で審理する他の合議事件という、異質であって、本来数量的に比較することのできないものを比較してバランスを考えると、考えられないミスがおかされていると言わざるを得ない。わざわざ「裁判員制度」という新しい名称で議論してきたことが理解されていないとしたら、検討会の座長としての適格性に疑問を持たざるを得ない。裁判官は、評議が円滑に行われるように補佐すれば良いのであり、1人で十分である。即ちこの座長案からは、日本の民主主義を深化させるという意志が全く感じられないだけでなく、司法をどのように改善しようとするかの理念が全く見えてこない。
- 2) 評決 座長案によれば、「裁判官の1名以上及び裁判員の1名以上が賛成する」という条件があるとはいえ、合議体の員数の過半数で有罪・無罪の決定を行うことになるが、これでは「疑わしきは被告人の利益に」との刑事訴訟法の原則が生かされているとは言えない。少なくとも、有罪とするためには、例えば3分の2以上の特別多数決を要件とすることが合理的である。
- 3) 裁判員の守秘義務 座長案では、「裁判員、補充裁判員」のみならず「これらの職にあった者」に、生涯、担当事件について他言を禁じ、違反した場合は懲役刑などの刑罰を科すこととされているが、「これらの職にあった者」に現職の裁判官と同等の守秘義務を課するというこの考え方は、有無を言わず市民に命じて裁判員の職責をつとめさせるという発想であり、市民が主体となるという発想はもとより、市民の協力を得なければならぬという気遣いすらも感じられない。したがって、このような守秘義務が法定されては、とても健全な市民が素直に参加できるとは考えられない。このようにしては、裁判員制度の改善をすることもできなくなるから反対せざるを得ない。
- 4) 就職禁止事由 座長案では、(ア)～(ツ)という、実に18もの職種を、裁判員になれない職種として列挙しているが、これらの列挙の根拠が全く示されていないので納得することができない。「3 裁判員等の義務及び解任」に明記されているように、裁判員の職務を務めることが国民の義務であるとの原則に立つ以上、例外は少ない方が良いことは明らかである。即ち、裁判の主権者側として認識される現職の裁判官と検察官のみを裁判員になれないものとするは十分である。他の場合については、除斥、忌避、辞退の制度で対処すれば足りる。

上記以外にも、座長案には、例えば裁判員の要件を年齢25年以上としているなど、多くの反対すべき事項があるが、少なくとも上記1)～4)で指摘させて頂いた事項については、審議会の意見書に沿ったものに改正して頂きたく願います。

(市民の裁判員制度つくりかえ会)

1 裁判官と裁判員の人数

座長試案は、裁判員を4名、裁判官を3名として、対象事件を絞り込んでいる。これは、あくまでも刑事裁判の主人公は裁判官であるという発想に由来する。ここでも、発想の転換が必要だ。すなわち、「刑事裁判の国民的基盤の拡大」と「国民の統治主体意識の覚醒」という視点は、裁判員と裁判官の人数の差はわずか1名という僅差で足りるという制度設計とは相容れない。裁判官の人数を3名に固定したまま、裁判員の人数を5名ないし6名に増やしても、その差はせいぜい2倍にとどまり、裁判官の指揮・指導のもとに、その程度の人数の裁判員が加わっても、大同小異と言うほかない。そこで、裁判官は1名とし、裁判員は11名という私たちの提案を再度示したい。どうしても、裁判官1名では仕事が集中して困るといふなら、補佐的な裁判官をつけたい。

2 評決の方法

座長試案は単純多数決を基本とするが、反対だ。現行法でも実質的には3分の2の特別多数決によっている。さらに、丁寧な評議を確保するためにも、できるだけ全員一致をめざし、やむを得ない場合に特別多数決によるべきだ。これは「合理的な疑いを超えた証明」という刑事裁判の鉄則にも沿うものだ。とりわけ量刑において、死刑判決を言い渡すには全員一致を必要とするとすべきだ。

3 年齢制限

座長試案は25歳以上の選挙権者とするが、反対だ。そもそも統治主体への転換という理念に照らして、20歳以上の選挙権者の参加こそが望ましい。裁判員の仕事が、衆議院や地方自治体の議員と比べて、特に困難であるとは考えられない。

4 対象事件

座長試案は対象事件を絞り込んでいるが、反対だ。対象事件は、軽微とされる事件をも含むべきであり、否認事件のすべてとすべきだ。裁判員制度が必要なのは、市民生活上当然に身に付く常識を備えていない裁判官が生み出している誤判を是正することにある。また、多くの犠牲を払って社会への貢献を求められる裁判員にとって、意欲を駆り立てる制度こそ、求められている。自認事件のように、量刑だけが問題となる自認事件では、裁判員の役割達成の意欲を削ぐ結果となるだろう。

5 裁判員への罰則

座長試案は不出頭や虚偽回答・無回答に罰則を科すというが、反対だ。市民の主体的な参加を基本にすれば、手続の要所ごとに罰則で縛るといふ発想は捨てるべきだ。呼び出しに応じない、虚偽の申告をする、評議内容を漏らすなど

について、どこまで罰則が必要か、理由が不明確だ。裁判員と裁判官という判断主体と、検察官・弁護士・被告人という手続の当事者による生き生きとした手続を再生させるためには、市民の積極的な関与を促す方策こそ、もっと工夫を重ねる必要がある。

6 メディア規制

座長試案は接触禁止や偏見報道規制が必要とするが、取材の制限や守秘義務を課すなど、口封じの策に走ることは、刑事裁判への信頼確保のためにも好ましくない。プライバシー侵害が許されないことは市民の常識であり、名誉毀損罪や民事賠償などの法的制裁がすでに存在する。むしろ、判決に少数意見や補足意見の表記を認め、重要な情報を開示し、国民の知る権利を確保して、裁判への信頼を高めることが重要だ。

7 証拠開示

座長試案は、検察官手持証拠の事前・全面開示は行いとし、さらに、目的外の利用について弁護士等に罰則を科すとしているが、反対だ。事前・全面開示がなければ、憲法という迅速で公正な審理は画餅に帰し、刑事被告人の防御権を実質的かつ効果的に保障することはできない。また、目的外利用について罰則を設ければ、弁護活動に対する不当な規制となることは明白だ。

8 控訴審

座長試案は、これまでどおり、高等裁判所で - 審判決と反対の判決を出せるような仕組みになるが、反対だ。そもそも、一審の無罪判決に対する上訴は制限すべきであり、一審で検察官が立証に失敗した場合まで、上訴で争わせることは、迅速な裁判の精神にも反し、適正な手続きの理念にも反する。上訴は、一審の有罪判決に間違いがないかどうか、量刑が重すぎないかどうかという点について、審理するものとして、その場合には、事実の判断をする以上、控訴審においても、デンマークなどで採用されているように、裁判員が参加する方法をとるべきだ。

9 裁判員が参加しやすくなるための措置

座長試案は、日当や裁判員の個人情報保護、休業制度などを提案するが、詳細が不明確だ。自営業者や育児や介護に従事している人の場合には、休業制度をつくっても、対応できないので、なんらかの手当が必要となる。たとえば、上限を設けて、給与や収入の保証をすることが必要となる。裁判所の託児所をつくることも考慮すべきだ。むしろ、裁判員となる資格のある人たちに積極的に提案してもらい、できる限り実現することを通じて、この制度の定着をはかるべきだ。

10 その他

裁判員制度は、市民が直接、裁判に参加するところに意義がある。この意義を薄れさせるようなものにすべきではない。犯罪という重大な社会的事件を処理する過程に市民が関わることによって、「お上任せ」の風潮を一新することも可能になる。市民の良識と裁判官などの専門家の緻密な思考というそれぞれの長所が生かせる制度であれば、その反射的な効果として、学校教育に格好の素材が提供されることになる。市民は奴隷ではなく、啓蒙されるべき愚昧の徒ではない。市民が国政の主人公であることは、言うまでもない。また、裁判官も、市民の税金で雇われている公務員であるから、市民に奉仕する義務があると考えれば、市民が主体となる制度を実現することこそが、憲法の趣旨に合致する。裁判員が主体的な参加によって国政の主人公としての公務を全うできるように、いろいろと支援することこそ、専門家の責務だ。また、さまざまな社会的経験を通じて、裁判官などでは得難い多角的な視点と、物事に対する深い洞察を提供することができる。事実の有無という難問に真剣に向き合い、衆知を結集して、- つの立場に囚われることになく、多角的な討議を通じて、被害・加害というもつれた人間関係に血の通った配慮をしてこそ、公正な判断ができる。裁判員とともに合議体に参加する裁判官に、事前準備手続を担当させることは疑問がある。予断排除の原則に照らして、別の裁判官が準備手続を担当するなどの方策をとるべきだ。また、判決文は、誰でもわかる言葉で書くよう、改めるべきだ。制度をつねに点検し改善するために、裁判員を務めた人の意見を必ず聞くことも不可欠だ。

(市民のための司法改革を求める愛知の会)

1. 合議体の構成は、「裁判官1人、裁判員7人」か、「裁判官2人、裁判員9人」が適切である。裁判員制度の趣旨は、裁判に国民の社会常識を反映させること、司法の国民的基盤の確立にあり、裁判員が裁判官に気後れせずに発言でき、主体的・実質的に参加できる環境を作るためには、「裁判官3人」とすることは反対である。
2. 評決は、全員一致が原則であり、有罪評決は一定の要件(一定時間経過後又は投票を数回繰り返しても意見の一致をみないとき)の下で3分の2以上の多数決とする。ただし、死刑の場合は全員一致とする。
3. 証拠調べを分かりやすくするために、公判段階での直接主義・口頭主義を実質化し、取調べの可視化(取調べ全過程の録音・録画)を実現する。
4. 被告人側への争点明示義務を設け、これを前提として事後の検察側の主張立証を制限する。また、全面的な証拠開示制度を設ける。
5. 被疑者、被告人の身柄を早期に解放するために、制度及び運用を改善する。また、代用監獄を廃止する。
6. 裁判員等の守秘義務は、より限定的にし、罰則を設けるとしても罰金刑のみにする。裁判員制度という新制度の実態について、国民が知り、事後的に検証する利益(国民の知る権利)及び国民の心理的負担と、保護されるべき利益の調和の観点から、守秘義務はより限定的にすべきであり、罰則については慎重に考えるべきである。
7. 裁判員制度の対象事件は、否認事件のみとし、量刑のみを判断する場合は対象としない。裁判に国民の社会常識を反映させるという裁判員制度の趣旨は、犯罪事実の存否を判断すべき否認事件においてこそ活かされるというべきである。他方、量刑は、当該被告人に関する諸事情を考慮して判断されるものであり、裁判官の豊富な裁判経験に基づいて判断されることが適切であると考えられる。
8. 裁判員制度で審理を行うかどうかは、被告人が選択できるようにする。
9. 評決の結果が無罪の場合は、上訴を制限する。裁判員制度の趣旨が、裁判に国民の社会常識を反映させること、司法の国民的基盤の確立にあることに照らせば、無罪の評決については上訴を認めず確定させるべきである。評決の結果無罪であった場合に、検察官の上訴を認め、控訴審で異なる判決が出されるとしたら、上記趣旨は没却されるというべきである。

(社会民主党小川総支部)

私たちは、1963年5月に埼玉県狭山市で発生した狭山事件の犯人とされている石川一雄さんの無実を確信し、再審を支援している社会民主党小川総支部です。狭山事件について、総支部として各種団体の集会、学習会などを通して、また現地へも出向いて活動をし、冤罪をなくし市民の権利と正義が守られる社会をつくるために、ともに行動をしています。冤罪をなくし、誤審を速やかに救済する観点から、公正・公平な証拠開示のルール化が必要です。しかし、井上座長試案の「取り調べ請求証拠以外の証拠の開示」では、次のような問題点がありますので、検討し直すよう強く求めます。

1. 被告・弁護側に隠されたままになる証拠が出てくる危険性がある
2. 被告・弁護側は、開示請求さえできなくなる。

(自由人権協会マスメディア小委員会)

1. ニュースメディアの事件・裁判に関する取材・報道は、あくまでも、自由であるべきことを確認する。
2. 公判開始前の報道を規制する一切の法規制は認められない。
3. 裁判への影響を理由とする「予断報道」の法規制は一切認められない。
4. 判決時および判決後の報道を規制する一切の法規制は認められない。
5. 裁判員の保護および合議の秘密保護のため、法による規制の必要性は認めるが、包括的な接触禁止や守秘義務規定は認められない。
6. 裁判員の守秘義務違反の幫助、そそのかし罪を設ける場合、それらを報道機関に対し直接適用することは、原則として認められない。

7. 裁判員への直接取材に関する法規制は、公判継続中のみ、認められる。
8. 裁判員に関する情報の公表は、一定の限度において、法規制の認めるが、包括的な法による禁止は認められない。
9. 法規制を行う場合は、表現の自由を規制する場合の一般原則に則り、厳格審査や判決までの時限規制が求められる。
10. 司法分野における情報公開をよりいっそう推進する。
11. 被疑者・被告人・被害者等への人権配慮から、現行の取材・報道ルールを全面的に見直す。

(自由法曹団)

第1 基本的視点

自由法曹団は今回の裁判員・刑事裁判検討会で、刑事裁判の改革に対して、まず前提問題として自白偏重の捜査・裁判を改善するために、検察官手持ち証拠の全面開示、捜査の可視化、被疑者被告人の身柄解放(人質司法の改善)と弁護人との自由な接見交通、直接主義・口頭主義の実質化等、刑事裁判の根本的反省に立つ改革が必要であることを指摘してきた。しかし、事務局が提出したたたき台および今回の座長試案では、証拠開示、直接主義・口頭主義について言及しているものの、十分な改善案にはなっていない。また捜査の可視化、人質司法の改革に至っては検討課題にさしあげていない。このような現状の問題点についての根本的な改善をしないで、新しい裁判員制度の制度設計をしても充実した審理は確保できない。たたき台でも座長試案でも、「迅速化」が必要だと強調され、この「迅速化」を進めるために、裁判所に強力な訴訟指揮権を与えることが検討されている。たとえば弁護人不出頭の場合の国選弁護人の選任、訴訟指揮権による命令不遵守の時の制裁等である。一方、被疑者・被告人の権利保障は全くないがしるにされている。たとえば、検察側と被告人側の「武器対等の原則」を実現するための、検察官手持ち証拠の全面開示は実現されず、被疑者・被告人の黙秘権を侵害する争点明示義務が新しい公判準備手続の中で導入されようとしている点などである。捜査側に比べ圧倒的に不利な立場にある被疑者・被告人側が、証拠も開示されず、憲法上保障された黙秘権も侵害され、強力な訴訟指揮権のもとでの防御活動の制約のもとで、十分な立証さえできなければ、国民参加の裁判員制度のもとでも、誤った裁判を生み出すことは必至である。たたき台、座長試案の基本的姿勢に根本的な問題があると指摘せざるを得ない。

第2 裁判員制度について

1. 合議体の構成について

裁判官1に対し裁判員は9人以上とすべきである。座長試案は合議体の構成について、裁判官の員数を3人、裁判員の員数を4人とする(ただし、5人ないし6人とすることも考えられる)としている。裁判員制度が実質的な国民参加の制度となるためには、裁判官の意見に抑圧されて国民の意見が封じ込められることのないような人数構成を確保することがきわめて重要である。裁判官と裁判員の経験と知識、立場には圧倒的な差があり、実質的な対等性を確保するためには、職業裁判官に比較して裁判員が圧倒的多数とすべきである。まず座長試案では、裁判官は3名参加することが念頭に置かれているが、裁判官は1名とすべきである。裁判員制度は国民が刑事裁判に参加する戦後をはじめの新しい裁判制度をつくることになるのだから、斬新な設計をすべきであり、人数構成は、裁判官3名の合議事件との均衡等という考えにとらわれるべきではない。裁判員制度の下での裁判は、可能な限り国民の意見や視点を裁判に反映させるべきであるから、職業裁判官の関与は極力限定されるべきであり、職業裁判官の人数は1名とすべきである。一方裁判員は最低9名は必要である。裁判の経験をもたない一般市民と職業裁判官の社会的影響力の差は圧倒的であり、評議において市民が萎縮することなく自由かつ対等に職業裁判官と議論し、判決に影響を及ぼすには圧倒的多数の国民参加が不可欠である。国民の参加により社会の良識を裁判に反映させるためには、性別、年齢、社会的経済的地位、経験の異なる多様な人間が参加すべきであり、これらの要否において偏った少数の国民の参加では国民参加の正当性を確保することはできない。地域社会の公正な代表といえるには、裁判員の数は9人以上でなければならないと考える。

2. 評決について

評決は基本的に全員一致制とすべきで、有罪評決は3分の2以上などの特別多数決制にすべきである。被告人には無罪推定の原則がはたらき、有罪とするには「合理的疑いを容れない程度」に有罪の心証が得られなければならない。裁判員制度のもとで、十分な立証活動をし、充実した評議をつくし、合理的疑いを容れない程度に有罪の心証を得られるか否か、という観点からすれば、基本的には評決は全員一致とすべきである。そして有罪評決をするには少なくとも3分の2以上などの、特別多数決とすべきである。

3. 裁判員等の秘密漏洩罪

裁判員等の守秘義務は事件継続中に限定すべきであり、「守秘義務違反」は正当事由のない場合に限定し、制裁も少なくとも懲役刑はやめるべきである。裁判員制度は戦後をはじめ、国民が刑事裁判に参加し、国民の視点から犯罪事実の有無や、量刑判断に参加する制度である。多数の国民が、裁判員に選任され、裁判員制度を支えるようにならなければ、裁判員制度は成功しない。そのためには、国民が裁判員の具体的な活動内容を広く認識することが必要であり、裁判員経験者が、裁判員を経験した内容や、評議の仕方などを自由に発言し、これを広く国民に伝えることこそ、国民の知る権利に資し、裁判員制度を支える前提である。従って、少なくとも事件終了後は裁判員の守秘義務を課すべきではない。また、守秘義務違反という事案も限定されるべきで、正当事由のない守秘義務違反とすべきである。さらに、裁判員となる国民に対し守秘義務違反に懲役刑まで課す座長試案は、行き過ぎであり、国民の心理的負担が多くなってしまふ。懲役刑については削除すべきである。

4. 裁判員に対する接触の規制

事件終了後の事後接触の規制はすべきではない。既に述べたように事件終了後は裁判員に対しても守秘義務を課すべきではなく、裁判員制度の経験については基本的には規制すべきではない。事件終了後は、何人も裁判の内容や、裁判員の経験について自由な表現活動を保障すべきである。特に報道機関に対しては、事後接触を規制することは、裁判員制度下の裁判報道を規制することになり、国民の知る権利の保障を侵害する。報道機関への規制は自主ルールを定めるべきであり、法的規制をもうけるべきではない。

第3 刑事裁判の充実・迅速化のための方策について

1. 検察官取調請求証拠以外の証拠の開示

検察官手持ち証拠の事前全面開示が必要である。少なくとも証拠の標目一覧は提出すべきである。検察官の手持ち証拠を、事前に全面的に開示し、武器対等の原則を貫徹させてこそ、はじめて充実した審理が可能となるのであり、検察官手持ち証拠の事前全面開示が必要である。たたき台案、座長試案でも、全面開示を実現する案は提案されておらず、きわめて不十分である。特に後に提案されているように、裁判員制度のもとでの刑事裁判は、集中的な裁判が予定されている。短期間の集中審理で真実を発見し、かつ被告人の防御権を十分保障するには、有利不利を問わず、検察官手持ちのすべての証拠の開示が必要である。全面開示がすぐさま実現できないとしても、少なくとも証拠の標目がその内容を推察できる程度に具体的に記載するという前提で、検察官手持ち証拠の全貌を一覧表という形で示すことにより、事前全面開示により近づけるべきである。座長試案は、列挙されている類型が狭きに失し、たとえば捜査報告書、請求予定のない証人の供述調書等は全く開示されないことになりかねず、妥当ではない。

2. 被告人側の主張立証明示義務

被告人側に主張明示義務を課すべきではない。被告人に主張の表明を迫ることは黙秘権の侵害に当たると言うべきであり、主張明示義務を課すべきではない。また、無罪推定の原則からは、被告人側は検察官主張に合理的疑いを生じさせればよいのであり、無罪を立証する必要はない。事案の性質や検察官の主張・立証の変動に応じて、被告人側の主張は変動する可能性があるものであり、準備手続段階では「できる限り」明らかにすれば足りるのである。また、被告人が黙秘しているのに、弁護人に争点明示義務を課し主張の表明を迫ることは、弁護人にきわめて困難な対応を迫るものであり、許されない。結局被告人にも弁護人にも主張明示義務を課することはできない。

3. 準備手続終了後の被告人の主張、証拠請求

いずれも制限する制度を設けるべきではない。座長試案では準備手続終了後の主張、証拠調べ請求はやむを得ない事由があったとき以外は認めないとしている。しかし、「やむを得ない事由」の内容は明らかではなく、認定次第では幾らでも狭められてしまう。結局手続終了後の新主張や証拠調べ請求は、認められないことになりかねない。本来無罪推定の原則、黙秘権の保障の趣旨からは、公判準備手続で被告人側には主張明示義務はないとすべきである。被告人側には準備手続終了後も新たな主張を提出したり、新主張との関係で証拠調べ請求をできるとすべきである。仮に新たな主張や証拠を提出できないとすると、準備手続段階から被告人側は網羅的に主張を提出したり、考えられる証拠調べをすべて請求することとなり、かえって争点がひろがり不明確となってしまふ。しかも、たたき台や座長試案では、検察官手持ち証拠の全面開示も実現されていない。後に被告人に有利な証拠がたまたま発見され開示された場合に、既に新主張や、証拠提出ができないのでは、無罪を見落としてしまふ結果になりかねない。したがって、このような制約はいずれもすべきではない。

4. 開示された証拠の目的外使用の禁止

目的外使用の禁止条項を設けるべきではない。座長試案では、審理の準備以外の目的で、証拠の写しやその内容をそのまま記載した物、書面を使用することを一律に禁止し、しかもその違反にはペナルティとして過料や罰則を科すことまで予定している。しかし、このような目的外使用の禁止条項はもうけるべきではない。理由は以下の通りである。

第1に弁護人の正当な弁護活動、被告人の防御権を侵害する。弁護人や被告人が著作やホームページなどで、開示された証拠の問題点や矛盾を指摘し、広く国民にアピールすることで、国民の関心をよび、裁判への関心と監視を呼び起こすことは、弁護人の正当な弁護権の行使であるし、被告人の防御権の行使である。また、共犯事件、関連事件がある場合、弁護人らは会議を開き、被告人ごとに開示された証拠の内容の開示をし、相互に検討することが頻繁に行われている。弁護人は自分の担当していない共犯事件、関連事件の証拠に触れることで、自分の担当する事件のヒントや、筋道が整理されていくことがしばしばあるのである。しかし、このように共犯事件、関連事件の証拠の開示は、「当該被告事件の審理の準備」には当たらないから、目的外使用で禁止されることになってしまうのである。そうならば、そもそも弁護団会議を開くことは不可能で、他の事件からヒントを得て、十分な弁護活動をしようとする弁護人の弁護権を侵害する。

第2に国民の知る権利、研究者の学問の自由を侵害する。そもそも裁判も国民の監視の下で批判や批評にさらされるべきことは当然であり、このような活動は国民の表現の自由として保障されるべきである。裁判支援のための市民集会や宣伝活動、報道機関の報道、研究者の研究目的での研究など、裁判の資料は様々な目的で使用されてきている。このような自由な表現活動、研究活動が「証拠の内容を目的外に使用した」として、禁止され、処罰の対象となれば、裁判に対する国民の自由な批判はできなくなってしまい、裁判制度に対する信頼さえも揺らぎかねない。

第3に、具体的弊害は、禁止条項をもうけなくても対応できる。そもそも刑法47条は、公判開始前の証拠の開示を禁止しているし、証拠の公表で生じた具体的被害に対しては、証人威迫や名誉毀損などの刑事罰、民事の損害賠償請求などで対応が十分可能である。現行規定で、対応ができないような具体的事例の検討は、検討会でなされていない。そもそもこのような規定を設けなければならない弊害が存在しない以上、立法事実もなく、このような規定は不要である。

5. 連日的開廷の確保等

連日的開廷の法定化は必要ではない。連日的開廷を実現するための以下の前提条件を実現することこそ必要なのであり、この条件の整備抜きにして「連日開廷」を法定化することは反対である。

- (1) 検察官手持ち証拠の全面的証拠開示による検察官と被告人・弁護人の武器対等の原則の実現
- (2) 十分な公判準備期間の確保
- (3) 被疑者被告人の早期の身柄解放
- (4) 接見交通権の十分な保障と拡充
- (5) 公的弁護制度の実現や弁護人の権限の拡充など有効な弁護権の制度的保障
- (6) 公判記録、テープ、速記の充実による逐語的証言調書の即時交付

第4 訴訟指揮権の実効性確保

1. 国選弁護人の選任

弁護人不出頭の場合、裁判長の職権で弁護人を付すことは許すべきではない。たたき台、座長試案では裁判長の訴訟指揮権を現状よりも強化し、弁護人が「出頭しない」、「出頭しないおそれがあるとき」、「在席しなくなったとき」に、裁判長が職権で国選弁護人を付すことができるとしている。弁護人は違法不当な訴訟指揮に対しては、あらゆる方法によりねばり強い主張と説得をつづけ、その是正をはかるため全力をあげるべきであり、審理の拒否や安易な不出頭、退廷など実質的な弁護活動の放棄につながる行為は許されない。しかし、かりに誤った弁護方針であったとしても、そのことは弁護士倫理の問題として、基本的には弁護士の相互批判を通じて解決される問題である。そのことを理由に裁判所から弁護人としての身分を事実上剥奪することは、明らかに行き過ぎであり、被告人の最大の権利擁護者である弁護人の剥奪は（後に国選弁護人を付けたとしても）、被告人の防御権侵害である。このようなことを一歩でも許せば、冷静さを欠いた裁判官が、あるいは偏見をもった裁判官が、「誤った」弁護方針という口実のもとに、正当な弁護活動に刃を向け、弾圧をする事態もおこりうるのである。また「不出頭」等につき「正当な理由」の有無を問わず、また被告人の同意はもとより、その意見の確認すら必要としない。加えて出頭しない「おそれ」まで含めている。「出頭しないおそれ」と言っても、その範囲は漠然とし裁判所の認定次第で、いくらかでも範囲が広がる危険性がある。裁判所の不当な訴訟指揮に従わず、その是正を求める弁護人を、裁判所が勝手に「出頭しないおそれがある」として、弁護人から排除することが可能となってしまい、被告人の防御権を侵害すること甚だしいと言わなければならない。

2. 訴訟指揮に基づく命令不遵守に対する制裁

命令不遵守に対する制裁は課すべきではないし、裁判所の処置請求もすべきではない。たたき台、座長試案では、訴訟関係人（弁護人、検察官）が、裁判所の出頭命令に対して正当な理由なく出頭をしない場合、裁判長の陳述・尋問の制限の命令に反した場合、制裁として過料を課すこと（第3の2）、さらに裁判所はその検察官および弁護士につき懲戒措置の請求を必要にするべきと、提案している。弁護人の不出頭・退廷については、その戦術自体が批判されるべきものである。しかし、いかに戦術として誤りであったとしても、そのことをもって、弁護人に対する過料や懲戒の対象となるのは、被告人の防御権、弁護人の弁護権を侵害するものであり、許されるものではない。実際上問題となった事案でも、多くの場合、弁護人の不在などは一時的なものであり、また、裁判官の訴訟指揮が妥当性を欠いていた場合も多く、それを改めること等により弁護士のあっせん等で協議解決し、昭和50年代からは問題となった事案は存在しない。現在では立法事実が存在しないのである。また尋問・陳述制限命令違反に対する制裁は、裁判所が被告人・弁護人の訴訟活動そのものに対して、制限を課すことであり、いっそう問題が大きい。重複尋問等をめぐって、弁護人と裁判所との見解が異なったときには、異議及び裁判官の忌避の制度があり、このルールをつかって解決されればよいのである。重複か否か、関連性があるかどうかは裁判官の主観的、価値的判断になってしまうことも少なくない。また重複尋問と言っても正確の意味や反対尋問の対象を明確にする意味、証言を翻さないため等様々な理由が必要なこともあるし、関連性も証人の信用性弾劾のために、一見関係のない事項から尋問をしなければならぬこともある。重複、関連性なしという形式論では割り切れないのである。実際上は、裁判官も一時の感情に駆られ発言禁止等の命令など、いきすぎた訴訟指揮がなされた指摘された例も少なくない。このように訴訟活動の評価にかかわる微妙な問題につき、裁判所に強権が付された場合、濫用のおそれが極めて大きいと言わざるをえない。また尋問制限が制裁付きでなされれば、弁護人等の尋問は自然と「及び腰」になるという傾向も否定しがた

い。これでは最終意見が目指した、証人尋問を中心とした当事者の活発な主張・立証による裁判員の心証の形成ということも不可能となる。さらに処置請求と連動することは問題が大きい。現行刑法規則303条1項は、訴訟関係人が審理を妨げたとしても、裁判所はまず当事者に説明を求め、その上で特に必要があるときに、処置請求するものとなっているのに、たたき台では制裁を科した場合、必要的に処置請求せよとしているのである。しかもたたき台の説明で事務局は処置請求に対して「処置しない」回答は許されないとの説明を行っているとのことであり、弁護士会のもつ弁護士自治の原則との抵触のおそれが極めて大きい。したがって、出頭命令違反、陳述・尋問制限命令違反等に対して、制裁を課すことはもとより、それと連動して処置請求をすることは弁護権の不当な制限あるいは弁護士自治の原則の不当な侵害となりかねず反対である。このような規定は設けるべきではない。

(主婦連合会)

1. 合議体の構成について 座長試案では、裁判官3人とし、裁判員の数は4人とする。但し検討会の意見を踏まえると、5人、ないし6人とすることも考えられるので、なお検討を要する。としています。私たちは、法律家である裁判員が法律の専門家である裁判官の論理に委縮し、一般市民の常識を裁判に反映させるという基本理念に逆行することになるおそれがあるのと同試案には反対です。裁判員制度は広く一般市民が裁判に主体的に参加し、自分の意見を自由に述べることでできることが重要な要件です。したがって、裁判員の数をできるだけ多くすることが必要です。以上の理由から、裁判官1人に対して裁判員11~12人とするのが妥当と考えます。
2. 裁判員の年齢について 座長案は「選挙権を持ち、かつ25歳以上とする」としていますが、選挙権のあるすべての人が対象であるべきですから、20歳以上とするべきです。
3. 評決について 有罪無罪の決定は本来、裁判員のみで判断する独立評決制を採り、全員一致を目指すべきですが、「少なくとも裁判官又は裁判員のみによる多数で被告人に不利な決定はできないようにするべきである。」とした意見書の主旨を生かし「裁判官又は裁判員のみによる多数で被告人に不利な決定はできない」とするべきです。
4. 裁判員等の守秘義務 座長案では「裁判員、補充裁判員又はこれらの職にあった者」に懲役又は 1 円以下の罰金に処するものとする。」と刑罰を科すことになっていますが、これは、かかわった事件に関して、一生涯守秘義務を課すという過重な義務。裁判員制度導入の基本理念に逆行しますので強く反対します。
5. 裁判員および補充裁判員の就職禁止の事由について 18業種をあげていますが、裁判官、検察官は当事者組織の構成員であることから、対象として考慮する必要がありますが「・・・であった者」と過去までさかのぼる必要はありません。その他の職業については就職禁止の事由から外すべきです。

(青年法律家協会弁護士学者合同部会)

第一 「考えられる刑事裁判の充実・迅速化のための方策の概要について」に対する意見

全般についての意見

- (1)被告人の「裁判を受ける権利」を保障し、適正な刑事裁判を実現するためには、予断排除の原則のもとに、黙秘権をはじめとする防御権や弁護権を十分に保障する適正かつ充実した審理が何よりも必要である。そして、迅速な審理は、こうした充実した審理の結果として達成されるべきものであり、そのためにはなによりも、審理の長期化の原因として従来より指摘されている身柄拘束と保釈の不当な運用、検察官手持証拠の事前全面開示の否定、伝聞法則の形骸化現象など、人質司法、調書裁判といわれて久しい現行刑事裁判の抜本的な改善、改革が必要である。身柄拘束の適正化に関連して、起訴前保釈制度の導入や代用監獄制度、ビデオ撮影による取調過程の保存、弁護人の取調立会権の制度化による取り調べの可視化と適正化が急務である。
- (2)しかるに今回の座長案は、現在の刑事実務の問題点に対する無反省と形式的な当事者主義に立脚し、先に述べた刑事裁判の現状の抜本的な改善、改革については何ら提示しないばかりか、逆に「迅速」のみを強調するという被告人の立場を無視した拙速主義により、被告人の黙秘権や弁護人選任権等を侵害し、被告人の防御権の行使と適正手続の保障を侵害する内容になっている。このような試案の提示する刑事手続においては、被告人に対する人権侵害と冤罪が多発する事態が強く憂慮されるのであり、容認することはできない。

個別論点についての意見

第1 第1回公判期日前の新たな準備手続

1 全体について

(1) 座長案の提示する第1回公判期日前の新たな準備手続は、予断排除の原則に抵触するおそれがあり、また黙秘権をはじめとする被告人の防御権、弁護権を侵害するものであり、到底賛成することはできない。仮にこのような準備手続を導入するとした場合に、予断排除の原則、黙秘権をはじめとする被告人の防御権や適正手続を保障する観点から、この準備手続を行うには弁護人の同意を必要とし、事前の全面的な証拠開示のもとで争点整理を行うものの、被告側に争点明示義務は課さず、準備手続における被告側の証拠調べ請求は任意的なものにとどめるものとするべきである。

(2) 座長案の提示する準備手続は、争点の整理を中心としつつ、証拠開示の裁定、証拠調べの請求とこれに対する意見の聴取、証拠能力の判断のための事実の取調べ、証拠調べの順序、方法の決定等々従来公判期日において行われていた手続を包括的に含んでおり、被告側がこれに対応するには十分な準備が不可欠である。しかるに、座長案では、弁護人の同意を不要とし、弁護人が反対する場合には実施されることに加え、証拠開示制度について事前の全面的な開示を否定していることから、全面的な事前の証拠検討ができないまま準備手続が強行される。しかも、弁護側に争点明示義務が課され、かつ準備手続終了後において終了時に確認された争点と異なる主張をすることを禁止しない制限しているため、被告人、弁護人側の防御権行使は、著しく困難になる。従って、弁護人の同意なく、このような内容の第1回公判期日前の準備手続を導入することは到底容認することができない。

2 準備手続の主宰者について

座長案は、第1回公判期日前の準備手続は受訴裁判所が主宰し、裁判員制度対象事件については受訴裁判所を構成する裁判官がその権限を有するものとする。この場合、受訴裁判所の裁判官が準備手続に関与することにより、起訴状一本主義、予断排除原則との衝突が生じる。第1回公判期日前の争点整理制度を採用するとしても、誤判の防止のために案出され、遵守されてきた予断排除原則、起訴状一本主義は、「公平な裁判所」(憲法37条1項)の要請として、なお守るべき原則である。したがって、受訴裁判所の裁判官が関与することを認めることは不当である。また、座長案のもとでは、裁判員の在任しないところで、裁判官のみの関与によって争点整理等の重要な手続の一端が先行して開始されることになるが、これでは裁判員と裁判官の間に情報の格差を生じ、結果として当該手続の中で、裁判員が補助的・二次的な存在であるという位置づけをもたらす、かつ裁判員の意識においても同様の認識を生み、裁判員の対等かつ主体的な関与を妨げることになる。この点でも極めて不当である。

3 証拠能力の判断について

座長案は、「専ら証拠能力の判断のための事実の取調べ」を準備手続で行うものとする。これによれば、違法収集証拠性の有無や自白の任意性の有無という事実認定と密接に関連し、有罪無罪に直結する判断が、非公開の場で行われることになり、極めて不当である。しかも、裁判員制度対象事件においては、裁判員の関与を排除して行われることになるが、市民感覚を最も発揮しうるこれらの判断に裁判員に関与させないことは、裁判員を補助的・二次的な存在と位置づけるものであり、この点からも到底容認できない。

4 検察官手持証拠の事前の全面的開示の否定について

座長案は、検察官手持証拠の事前の全面的開示を否定したが、極めて不当である。そもそも国家機関である捜査側と一私人に過ぎない被告人側の権限・力量の隔絶という実態にかんがみれば、実質的な当事者主義を実現し、十分な防御権の行使を保障するためには、事前の全面的証拠開示が不可欠である。「死刑台からの生還」と言われた四つの死刑再審無罪事件をはじめとするえん罪事件のほとんどは、検察官手持証拠の全面的開示がなされなかったことに誤判の原因が存在しているものであり、えん罪の防止のためには事前の全面的開示が不可欠である。また、座長

案の提示する争点明示義務との関連においては、訴追される側である被告人にとっては、検察官の事前の証拠開示なしに争点を提示することは不可能であるから、被告人の防御権の保障のためには、全面的開示が不可欠なはずである。しかるに、争点明示義務を認める一方で事前の全面開示を否定することは、被告人の防御権を無視する極めて不当な提案である。

5 取調べ請求証拠以外の証拠の開示について

座長案は、弁護人側の証拠開示請求について、その理由を明らかにさせ、検察官がその必要性を検討して開示の是非を判断するなど、対立的関係にある当事者間の関係を無視した構想であり、およそ検討に値しないものである。ことに、「特定の検察官請求証拠の証明力を判断するためにその証拠を検討することが重要であること」を開示請求の要件にすること自体、証拠開示の意義を理解しないものであるし、「開示の必要性」の他に「弊害の有無、種類、程度等を考慮して、相当と認めるときは開示しななければならない」としている点は、結局被告人にとって必要・有利な証拠が開示されない結果をもたらす、不当である。

6 被告人側による主張の明示について

座長案は、被告人側が、「公判廷において、関係する事実の主張その他事件に関する主張をする場合には、...準備手続において、あらかじめこれを明らかにしなければならない」とした。しかし、このような争点明示義務を弁護側に課すことは、訴追される側に過ぎない被告人にとって、防御権の行使について著しい困難を強いるものとなりかねない。また、裁判は流動的なものであって、公判期日における様々な手続の中で、やっと防御の方法を見だし、取調べ請求すべき証拠を見いだすことも珍しくない。ことに前項の検察官側の証拠開示が全面的なものとならない場合には、著しく被告人の防御権行使を困難にする。そもそも、刑事裁判においては無罪推定の原則に基づき、挙証責任は検察官が負っているところ、このような争点明示義務を課すことは、この原則に反するばかりか、被告人の黙秘権を侵害するものといえる。ことに後述の準備手続後の主張や証拠調べ請求を原則として禁止していることを合わせ考えれば、その侵害の程度は著しい。

7 準備手続終了後の主張及び証拠調べ請求の制限について

座長案は、準備手続終了後に争点の確認をすることとしたうえで、弁護人は、やむを得ない事由等がある場合を除き、準備手続終了後にこの確認争点と異なる主張をすることができないとして、これを原則的に禁止した。また、準備手続終了後の証拠調べ請求について、やむを得ない事由がある場合を除き、これを禁止する。しかしながら、このような準備手続終了後の新たな主張や証拠調べ請求を原則的に禁止する見解は極めて不当である。被告人は、事案によっては、検察側の主張と立証を経ない限り、争点を認識することも証拠調べ請求をすることもできないことがあり得る。一般に刑事裁判は「動いてゆく」ものであり、準備手続の段階でその後の主張と証拠調べの方向を決めることは、少なくとも被告人の側にとっては著しく困難である。公判期日における証言などを経る中で、やっと防御の方法を見だし、取調べ請求すべき証拠を見いだすことも珍しくないのである。このような実情の中で、準備手続終了後の新たな主張や証拠調べ請求を原則として禁止する座長案は、被告人側の防御権行使を著しく困難にする。

8 開示された証拠の目的外使用の禁止等について

座長案は、被告人及び弁護人は、開示された証拠を審理の準備以外の目的で使用してはならないものとする。この規定は、「審理の準備以外の目的」という極めて抽象的な縛りで、その「目的外」使用を禁止し、かつその違反に懲役・罰金を科している。しかしながら、これでは無実を主張する被告人や弁護人、さらには裁判支援の人たちによる社会的な訴えかけ、報道機関に対する情報提供などについてまで規制が及びおそれがあり、広義の弁護活動と報道活動を規制する危険性が極めて大きい。このような規制の背景には、一旦嫌疑を受け、あるいは起訴された被告人が、無実を晴らすためには極めて多くの困難があり、無罪の獲得には様々な訴えかけや法廷外での活動が必要不可欠であるという実態に対する無理解があるものと言わざるを得ない。

第2 連日的開廷の確保等

1 連日的開廷の原則の法定について

座長案は、連日的開廷の阻害要因を除去するための改善策を何ら提示することなく、かつ合理的な制度的裏付のないまま、連日的開廷の原則を法定化すべきという。しかし、これでは、訴訟指揮権の強化により強引に連日的開廷を実現することになり、被告人の防御権や適正手続の保障を侵害し、審理の拙速化をもたらす、極めて問題である。そもそも刑事裁判では、事件により訴訟進行をめぐる事情が異なるのであるから、各事件ごとに個別に判断すべきものであり、一律に連日的開廷の原則を法定化することはなじまない。また、連日的開廷に基づく充実した迅速な審理を実現するためには、その前提として連日的開廷の阻害要因となっている現行制度とその運用の改善をなすことが不可欠である。このことは裁判員制度対象事件において、より強（要請されるものである。具体的に掲げれば、検察官手持証拠の事前の全面開示、ウエイティングトライアル(公判待ち期間)の十分な保障、被疑者・被告人の身柄拘束からの解放、伝聞証拠の排除法則の徹底、自白の任意性をめぐる争いの解消のための取調べの録音、録画化等の改善が必要不可欠である。ことに、被告人が具体的拘束から解放された状況の下に、検察官手持証拠のすべての開示をうけ、これら証拠の十分な検討、証人や関係人との打合せ、弁護方針の検討等の準備を行う期間が十分に保障されなければならない。

第3 訴訟指揮権の実効性確保

1 国選弁護人の選任について

このような制度は導入すべきではない。そもそも必要的弁護の制度は、基本的に被告人の防御権を確保するためのものであり、裁判の迅速のために「訴訟指揮の実効性確保」を目的として、職権による弁護人選任を制度化することは、本末転倒である。座長案は、弁護人が不出頭等の場合の対応として職権によって国選弁護人を選任し、その弁護人が公判に立会っていれば弁護権は保障されていると考えているようであるが、新たに選任される弁護人としても、事実関係及び公判手続の全体を把握し、そのうえで被告人と接見を重ねて被告人との間で信頼関係を築く必要がある。したがって、新たに国選弁護人を選任しても、相当の期間を経なければ公判は開けないのであり、この制度はかえって訴訟の遅延をもたらすことになりかねない。

(1) 弁護人が「出頭しないとき」への適用について

弁護人が出頭しない場合に、職権により弁護人の選任を認めるのは妥当ではない。裁判所による期日の指定によっては、弁護人の出頭が困難な場合もあり、あるいは準備が難しいにもかかわらず期日を指定される場合もありうるものであり、このような場合に、一方的に職権による弁護人の選任権を与えることは、強権的な訴訟指揮を容易に行いうるものとすることになり、不当である。

(2) 弁護人が「出頭しないおそれがあるとき」への適用について

弁護人が公判期日に出頭しないときにとどまらず、「出頭しないおそれがあるとき」や「在席しなくなったとき」にまで適用を拡大することは、なおさら、弊害が大きい。例えば、「裁判所による期日指定に到底対応できないこと」を理由に抗議することがあり得るが、抗議したこと自体をもって指定された公判期日に「出頭しないおそれがあるとき」とみなしうるようになる。これでは抗議行動自体とそれに引き続き協議の下における期日指定そのものを封鎖することになり、弁護権、防御権を侵害するばかりか三者の協議による訴訟進行システムをないがしろにする。また、例えば、審理終了時刻を大幅に超過し、弁護人が異議を述べているにもかかわらず尋問の続行を命ずるなど極めて問題のある訴訟指揮に対して退席するということがあり得るのであり、こうした場合には「在席しなくなったとき」に該当することになってしまふなど、極めて不当である。

(3) 準備手続への適用について

職権による国選弁護人の選任を、公判期日にとどまらず準備期日にまで拡大することは、同様に不当である。これは、「第1回公判期日前の新たな準備手続」を強く意識した規定と思われる。しかし、同手続は、弁護人の同意なく行われ、かつ被告側に争点明示義務を課すなど極めて問題が多く、こうした問題の多い手続の中における裁判所の問

題のある訴訟指揮に対する抗議行動が封じられることは、極めて不当である。

(4) 私選弁護事件への適用について

私選弁護人が選任されている場合に、本規定を適用して職権で国選弁護人を選任することは、厳しい弁護活動を行う私選弁護人を事実上排除して、裁判所の訴訟指揮に「従順な」国選弁護人のもとで審理を促進することを可能とするが、このこと自体、被告人の防御権を著しく侵害するものである。被告人の裁判を受ける権利より訴訟促進を優先させることは不当である。

2 訴訟指揮権に基づく命令不遵守に対する制裁等について

(1) このような制裁は、検察寄りの訴訟指揮が恒常化している現状の下で、「迅速化」に反する弁護活動を権力的に抑制しようというものであり、被告側の防御権、弁護権を著しく侵害する。

(2) 「出頭しないとき」の過料制裁は、公判期日が弁護人の都合を無視して決定され、そのために弁護人が出頭できない場合までも、罰則の威嚇の下に裁判所の意向に従った形での審理促進を優先させることを認めるというものであり、極めて問題が大きい。

(3) 尋問制限違反に対する過料制裁は、現状においても職権による尋問制限や介入尋問が多発している現状の下で、反対尋問という極めて重要な弁護側の弁護活動をさらに規制するものであり、防御権を著しく侵害する。

第4 直接主義、口頭主義の実質化

直接主義、口頭主義の実質化のためには、裁判員制度対象事件が否かにかかわらず、伝聞証拠の排除法則が徹底した公判手続が実現されなければならない。しかるに、座長案にはこの点についての配慮が全くなく、直接主義、口頭主義の「実質化」を図ることは困難である。

第5 即決裁判手続

人質司法といわれる現状の抜本的な改善のないまま、この手続を導入することは、捜査段階における自白の強要と誤判をさらに増加させることになり、この手続の導入には反対である。そもそも座長案が挙げるような、争いのない、即決裁判が可能とされるような事案は、現行制度においても長期間を要することなく審理が可能ではある。

そして、その上でさらに被告人の身柄拘束による不利益を軽減しようという趣旨ならば、権利保釈制度の運用改善で実現できるはずであり、上訴権の制限等を含む、刑事手続の簡略化、適正手続の後退を進めるべきではない。

1. 司法制度改革推進本部の裁判員制度・刑事検討会において即決裁判手続の導入が提案された。証拠調べ等の公判手続を簡略化し、原則として即日結審、即日判決を行うというものである。検討会の「たたき台」及び「座長案」によれば、被疑者が被疑事実を認めており、かつ、検察官が事案の性質、公判において取調べを必要とする証拠の内容・量等を考慮して、即決裁判手続によることが相当だと判断したときに、検察官が被疑者に(弁護人が選任されている場合には弁護人にも)異議がないことを確認した上で、裁判所に即決裁判手続を申し立てることになる。そして、この手続では実刑を科すことはできないとされており、執行猶予判決ないし罰金刑が言い渡されることになる。

2. しかしながら、人質司法といわれる現状の抜本的な改善のないままこの手続を導入することは、捜査段階における自白の強要と誤判をさらに増加させることになる。わが国における被疑者に対する身柄拘束の実情は、安易に身柄拘束を認める令状実務と代用監獄を用いた身柄拘束という不利益の中で自白を獲得する、いわゆる「人質司法」と呼ばれる状況にある。このような下で即決裁判手続が導入されるならば、無実の被疑者は、長期の身柄拘束を覚悟して無実の主張を貫くか、それとも、罰金刑ないしは執行猶予付有罪判決に服することと引き替えにその意に反する自白をして身柄拘束を脱するか、という選択を迫られることになる。このような状況の中で、捜査官から、「出なければ、罪を認める」という形での露骨な自白強要がなされる場合はもとより、あからさまな圧力ではないとしても捜査官から「事実を認めれば執行猶予になる」という誘導や示唆をうけることにより、虚偽自白を余儀なくされることがありうる。ことに、家族との関係や仕事との関係で身柄拘束による弊害が大きければ大きい程、被疑者が意に反した自白に傾く危険が極めて大きい。今日でも略式罰金制度に同様の問題が見られるが、即決裁判手続が導入されれば、この問題が自由刑にまで広がることになるのであり、これは、誤判とえん罪の拡大を意味する。

3. そして、このことは、結果が比較的軽微だから弊害が少ないということにはならない。現に6月以下の懲役又は50万円以下の罰金(東京の場合)という比較的軽い法定刑を定めた迷惑防止条例違反の痴漢事件でえん罪が多発し社会的な問題となっている。むしろ、結果が軽微に思える場合ほど、意に反した自白への誘惑が強まるとさえいえる。

4. とところで、この手続の導入論の根拠として、捜査や裁判の効率化に役立つとの議論があるが、不当である。執行猶予と引換えに自白を獲得することで捜査を「効率化」するのは誤った考え方であり、自白を偏重せず、合理的な疑いを容れない程度の立証と、疑わしきは被告人の利益とすべきという原則に従い、証拠が十分でない場合には起訴しないという運用を厳格に貫くことこそ肝要である。検察官の起訴裁量を適切に運用することにより、被疑者・被告人の人権を保障しつつ捜査や裁判の効率化を図ることは十分に可能である。また、導入論の根拠として、この即決裁判手続によって、被疑者・被告人の身柄拘束の期間を短縮できるとの指摘もあるが、これも不当である。勾留実務の現状は、刑事訴訟法が身柄拘束の要件として、逃亡や罪証隠滅を疑うに足る「相当な理由」すなわちこれらの蓋然性を裏付けるだけの具体的理由を求めているにもかかわらず、逃亡や罪証隠滅の抽象的な「虞れ」だけで身柄拘束が行われているのであり、こうした悪しき実務こそが、何よりもまず改善されるべきである。また、権利保釈制度が適正に運用されていない現状が改善されるべきである。これらの改善を放置したまま自白の強要をもたらす即決裁判手続を導入して身柄拘束「短縮」を図るとするのは本末転倒の議論と言わなければならない。

5. 何よりも、現行の刑事手続の運用を改めることが先決であり、現状の「人質司法」のもとで即決裁判手続を導入することは、自白の強要と誤判をさらに増加させることになり、その導入に反対する。

第二 「考えられる裁判員制度の概要について」に対する意見

全般についての意見

(1) 刑事裁判の現状を改善、改革するために、市民参加の制度を導入するのであれば参審制では不徹底であり、陪審制を導入すべきである。

公正な裁判に資する真の市民の司法参加といえるためには、当事者の選択にしたがい厳密な選定手続により予断や偏見をもつ者を排除した上で、一般市民が証拠に直接触れ、市民常識に裏付けられた社会的経験則にしたがい「合理的な疑い」の有無を判断し、公判中心主義・直接主義の下で「疑わしきは被告人の利益に」という原則を徹底するシステムでなければならない。このような制度として、陪審制度を導入すべきである。

(2) 仮に参審制度としての裁判員制度を導入するのであれば、第1には、その前提として、現行の刑事司法の抜本的改善、改革が不可欠であり、第2に、裁判員制度の具体的な制度設計の内容は、市民参加の意義が真に生かされるものでなければならない。しかるに座長案は、誤判やえん罪防止という視点を欠き、深刻な刑事裁判の現状に対する抜本的な改善、改革を放置し、現行の悪しき実務を前提に連日的開廷の裁判員制度を構想しており、人権保障上極めて不当である。また、その裁判員制度の具体的内容には、以下述べるような多くの問題があるとともに、制度的に裁判官と裁判員の著しい情報格差を生み、刑事裁判に「市民感覚」を反映させて「裁判官と裁判員の相互のコミュニケーション」を図ることが著しく困難なものとなっており、極めて問題が多い。

個別論点についての意見

1 判断対象について

(1) 裁判員の審理の対象は、基本的に事実認定と有罪・無罪の判断に限り、量刑は除外すべきである。一般市民の健全な常識に委ねることが適切な判断をもたらすという一般的な信頼は、事実認定の場面において発揮される。これに対して量刑の判断は、行刑と矯正に関する専門的知見を必要とすること、刑事裁判全体の中での平等性をも要することなどから、職業裁判官による判断がふさわしい。したがって、この観点からも事実関係に争いのない自白事件は裁判員制度の対象とすべきではない。なお、裁判員による量刑判断により、事案の内容に応じた国民の応報感情・処罰感情を反映させることができるという意見もあるが、量刑については、国民の処罰感情を直接的に反映させるよ

りも、職業裁判官がこのような国民感情を踏まえた上で、冷静な専門的知見によって判断することが望ましいと考えられることから、裁判員の判断対象とすべきではない。

(2) 座長案は、「訴訟手続に関する判断及び法令の解釈」に関しては、裁判官の過半数の意見によらし、裁判員は全く関与しないものとする。しかしながら、法令の適用に関しては、証拠の採否と証拠能力の有無の判断には裁判員を関与するものとすべきである。これらの判断は事実認定の基礎となるもので、有罪無罪の判断と密接不可分の関係にあるから、切り離して職業裁判官のみによる判断事項としては、裁判員制を採用する意味がない。ことに自白の任意性や違法収集証拠の有無は裁判員の市民感覚を最も発揮しうる場面であり、裁判員を除外して裁判官のみで判断するのは不当である。

2 被告人の選択権について

公正な裁判を受ける権利は、何よりも被告人の権利であるから、当事者が公正と考える裁判体を選択できることが前提となる。したがって、市民参加の裁判手続を利用するか否かについて、被告人に選択権を付与すべきである。裁判員の関与を事実認定にかぎるしても、当該被告人が、一般市民の健全な常識に委ねた方が適切な事実認定ができる信頼するとはかぎらないから、憲法の保障する公正な裁判を受ける権利を保障する観点から、被告人に裁判員による裁判を受けるか、職業裁判官による裁判を受けるかの選択権を認める必要がある。

3 裁判員と裁判官の人数について

座長案は、裁判官を3名、裁判員を4名とするが、不当である。

(1) 裁判員の数は、職業裁判官よりも大幅に多い人数でなければならない。具体的には、少なくとも職業裁判官の3倍以上の人数が必要である。

国民の司法参加によって現在の官僚的司法の欠陥を改善するという趣旨からすれば、ただ参加するだけではなく、積極的な発言と十分な意見交換の場が確保される必要がある。また、裁判の過程と結果に対して裁判員の意見を十分に反映させるだけの影響力が確保されなければならない。職業裁判官の中であって素人たる裁判員の発言にそのような積極性を確保するには、人数比において大きく上回っていなければならない。また、その意見を裁判に反映させるためには、この程度の人数比が必要である。ことに、「第1回公判期日前の新たな準備手続」を導入して、争点整理から証拠開示の裁定、証拠調べの決定、証拠能力の判断のための事実の取調に至る手続を裁判員不在のなかで裁判官のみが準備公判開始前に行い、公判を著しく簡略化したシステムが構想されていることと考え合わせると、裁判官と裁判員との情報格差は著しいものがあり、裁判員が3倍以上いなければ、到底「裁判官と裁判員の相互のコミュニケーション」を図ることは不可能である。

(2) 職業裁判官の数はなるべく少なくすべきであり、1名が望ましい。

複数の判断者による意見交換を通じた慎重な意思形成という合議体による審理の意義は、職業裁判官が複数である必要はなく、全体として複数であることによって実現される。現在の裁判所法が3名の職業裁判官による合議体を定めているのは、たまたま職業裁判官のみによる合議体であるからに過ぎない。裁判員の意見交換によっては上記の合議体による審理の意義を実現できないという見解は、参審制ばかりでなく陪審制自体をも否定するに等しく、また、事実認定における一般市民の能力を否定する発想が基礎にあるというべきであり、採用できない。さらに、裁判官が複数になることにより「職業裁判官の一致した意見」が形成されるとすれば(また、その可能性は高い)、裁判員の意見形成・表明に対する事実上の圧力となりがねないから、この点でも適切ではない。

4 対象事件について

(1) 自白事件には適用しないこと

被告人が争わない事件にまで適用する必要はない。量刑だけに一般市民を関与させる意味はどこにあるのであろうか。重大事件における死刑が無期懲役かという量刑の決定にあたる裁判官の精神的重圧は相当程度のものであるといわれているが、無作為に選ばれた一般市民にこのような重圧を与えることには、大きな問題がある。また、量刑については、一般市民が情緒的に反応しやすいことも考慮されなければならない。

(2) 重大事件に限定しないこと

座長案は対象事件を重大事件に限定する。しかし、現在の形骸化した刑事裁判の現状を改善するために導入するものである以上、重大事件に限定する必要はない。痴漢えん罪事件に典型的にみられるように、軽微事件においても調書裁判等の弊害は大きいのであり、市民常識を活かす余地は大きい。むしろ、軽微事件から導入をはじめ、市民感覚」を裁判に反映させ、制度の定着を図るとともに対象範囲を拡大することの方がより現実的である。

5 評決について

座長案では、合議体の過半数で有罪の評決が可能となる。しかし、原則として、全員一致とすべきである。被告人を有罪とするためには、無罪の推定のもとで、合理的な疑いをいれない程度の立証が求められる。したがって、裁判員及び裁判官のうち一人でも無罪の意見を述べる者がある場合には、それ自身が犯罪事実の証明について合理的な疑いを差しささむ事態であると評価されるのであり、そのような場合は有罪とされるべきではない。また、過半数による評決では、十分な議論のなされなまま結論に至るおそれがある。なお、一般に陪審制を採用する国においては、全員一致でなければ有罪とできない制度が多いことも参考とすべきである。

6 裁判員になることを強制することの問題性について

裁判を行うという営みは、最も真剣さと誠実さが必要な事柄であり、強制されて関与することは、裁判員の職務にそぐわない。まして刑罰によって強制することは、妥当ではない。

7 裁判の公正を妨げる行為の禁止について

「裁判の公正を妨げるおそれのある行為」という概念はいまいであり、支援団体などによる宣伝活動等で規制される危険があり、妥当ではない。また、裁判の公正を妨げるという理由で報道の内容を規制することは、表現の自由の侵害であるとともに、裁判に対する自由な批判を困難にするのもであるから、妥当ではない。

(全国一般大府本部全大阪商業労働組合)

もっと裁判員の人数を増やしてください。こんな人数では裁判官に対等に意見を言うことができません。裁判所に対し弁護人が言いたいことを言えない状況になれば、被告人の人権は誰が守ってくれるのですか。訴訟指揮は拙速ではなく真実を明らかにするために！

(全国消費者団体連絡会)

裁判員制度は、「広く一般の国民が、裁判官とともに責任を分担しつつ協働し、裁判内容の決定に主体的、実質的に関与することができる新たな制度」として導入される必要があります。その観点から2002年10月、2003年5月にも、同じような論点で意見を申し述べましたが、再度申し述べます。

1. 基本構造について

(1) 合議体の構成について 裁判員が、専門家である裁判官に議論を誘導されることなく、市民としての一般常識に基づいて判断できるよう留意されなければなりません。その点から、裁判員の数は、裁判官の数の3倍以上とするべきです。今年度全国消費者大会司法制度改革分科会のアンケート結果(資料1)においても、裁判官数と裁判員数の比は3倍から3倍以上を望む声が多数をしめました。

(2) 評決について 有罪・無罪の評決については、裁判員のみで行う独立評決制度とし、全員一致をめざして評議を行う制度とするべきです。ただし、裁判員が有罪と決定した場合であっても、全裁判官が一致して無罪と判断した場合は、無罪とする制度とします。

(3) 対象事件の範囲 導入当初は、重大な刑事事件を対象とすると審議会意見書で確認されていますが、運用状況をみながら、行政訴訟もその対象とするよう早期に検討すべきです。また、その他の刑事事件や、民事事件への拡大についても検討すべきです。消費者団体の議論の中では、消費者被害に関する民事事件は、市民としての一般常識をもって判断することが特に必要であるという意見が強いことを申し添えます。

2. 裁判員及び補充裁判員の選任について

(1) 裁判員の要件について

裁判員の要件が、衆議院議員の選挙権を有する者となっていますが、これでは、現状においては在住外国人を裁判員として認めないことになってしまいます。国際化が進む日本社会において、その一員として生活をしている外国人の参加を排除すべきでないと考えます。日本語の語学力が一定程度必要ですが、その点は、選任の手続の際に確認はどうか。また、年齢制限も25歳という案には反対です。むしろ、少年法の改正によって少年にも大人と同じように刑事裁判の被告になりうることを考えれば、18歳以上の少年の参加も考慮するべきではないかと考えます。

(2) 欠格事由について

継続的に多様な職務につき可能性のある公務員と同様の基準で、裁判員の欠格事由を定める必要はないと考えます。万が一不適切な裁判員候補が選出されたとしても、忌避の制度によって対応できるものと考えられるからです。

3. 裁判員の義務について

裁判員制度の改善につながるような情報まで制限することは、国民の知る権利を侵害することにつながりかねないことから「国民の知る権利を侵さない」旨の規定は必要と考えます。平成15年10月28日座長(案)7罰則(2)裁判員等の秘密漏洩罪は、たとえ裁判員のプライバシーなど守るべきものがあるにせよ、秘密漏洩罪の秘密の範囲が広すぎることや、懲役刑などの罰則が、裁判員の発言を萎縮させ、国民の司法への参加が阻害されるおそれがあります。

4. 公判手続きのあり方

国民が裁判員としての義務を果たしやすくなるよう集中審理を行い、裁判の長期化を避ける必要があります。ただし、現在のような公判手続のまま、集中審理だけを導入したのでは、被疑者弁護活動が困難になるだけです。十分な集中審理が行えるよう、公判前の証拠開示制度を導入し、弁護側・検察側とも十分な準備のもとに審理に臨めるようにすべきです。また、公判における口頭主義・直接主義を実質化し、裁判員が膨大な調書に目を通す必要がないようにすべきです。また、公判審理に裁判員が集中できるよう、リアルタイムで公判内容が確認できる速記録を採用すべきです。供述調書及び取調べの信用性については、録音、ビデオの導入などをはかり、裁判員の求めに応じて確認できるように準備しておくべきです。

(全林野労働組合東京地方本部秩父分会)

現在、日本では依然として冤罪がひきおこされており、長期間にわたって裁判が争われ、いまだ解決していない誤判事件が少なからず存在しています。私たちは、冤罪を防止し、誤判からの救済をはかる司法改革が必要であると痛感してきました。冤罪、長期にわたる誤判こそ、市民が受ける最大の人権侵害の一つであると言わねばなりません。裁判員制度・刑事検討会の委員の皆様や司法改革推進本部事務局の皆様には誤判・冤罪の恐ろしさを再度十分に考えていただきたいと思います。これまでの誤判事件や現在も再審が争われている冤罪事件の教訓を踏まえ、かつ、刑事手続と人権の国際的な基準を踏まえるならば、捜査・取調べの可視化と証拠開示の公正なルール化が司法改革の要だと私たちは考えています。そうした点で、今回出された「井上・検討会座長ペーパー」における証拠開示手続は極めて不十分で、問題点が多いと考えます。「井上・検討会座長ペーパー」のような証拠開示制度では、国際社会で通用しないばかりか、公正さを求める国民の理解は得られず、ひいては裁判員制度をスムーズに運用できなくなります。是非、国民の意見を十分に踏まえて、再度、証拠開示ルール化のあり方について検討し直されるよう強く要請します。

(第一東京弁護士会)

一 考えられる裁判員制度の概念について」に対する意見

1. 基本構造

(1) 合議体の構成

ア. 裁判官の員数は、3人は必要なく、2名で足りる。2名では意思決定に至らないとの理由は何ら本質的なものではない。

イ. 裁判員の員数は6名以上とすべきである。より広範な市民の参加を求めるべきである。

ウ. 賛成

(2) 裁判員・補充裁判員の権限

ア. (ア)賛成。(イ)賛成。(ウ)裁判員の立合いを必要のとするべきである。

イ. 賛成。ウ. 賛成。

(3) 評決

ア. 有罪の評決は3分の2以上の特別多数決(但し、死刑については全員一致)とすべきである。

イ. 裁判員も評決に加わり、過半数により決すべきである。

(4) 対象事件

ア. (ア)対象事件はより広範に認めるべきである。従って、当初は試案、のいずれかであっても、将来的には範囲を拡することを検討すべきである。

(イ)賛成

イ. 本文に賛成。但し、但書に反対。

ウ. 個々の裁判員の除斥事由とすれば足り、およそ裁判員の関与をすべて排除する理由はない。

2. 裁判員及び補充裁判員の選任

(1) 裁判員の要件 年齢制限については衆議院議員の選挙権のそれと同一にすべきである。

(2) 欠格事由

ア. 賛成。但し、学歴そのものによる差別、身体障害者に対する不当な差別にならないよう配慮すべきである。

イ. 賛成。

(3) 就職禁止事由

ア. 賛成。但し、より広範な国民が裁判員になれるよう配慮すべきである。イ. 賛成。ウ. 賛成。

(4) 除斥事由 賛成。(5) 辞退事由 賛成。(6) 忌避理由 賛成。(7) 裁判員候補者名簿の作成 賛成。

(8) 裁判員候補者の召喚 ア. 賛成。イ. 賛成。但し、(ウ)に関し罰則は不要である。

(9) 質問手続

ア. 賛成。

イ. 賛成。但し、(カ)に関しては「裁判員の員数を4名」とすることを前提にすべきではなく、裁判員の員数の半数以上の一定数とすべきである。

ウ. 賛成。

(10) 裁判員に対する補償 賛成。

3. 裁判員等の義務及び解任

(1) 裁判員候補者の義務 賛成。

(2) 裁判員及び補充裁判員の義務

賛成。但し、守秘義務について更に範囲、期間等のついて限定を加えることを検討すべきである。

(3) 裁判員及び補充裁判員の解任 賛成。

4. 公判手続等

(1) 総論

賛成。但し、取調べの可視化を実現し、保釈制度、被告人の身体拘束のあり方を抜本的に改革、被告人の防禦権に配慮することが前提となる。

(2) 準備手続(刑事裁判の充実・迅速化関連) 賛成。

(3) 弁論の分離・併合 賛成。

- (4) 公判期日の指定(刑事裁判の充実・迅速化関連)
賛成。但し、そのためには、保釈制度を抜本的に改革し、被告人が身体拘束を受けている場合には、夜間(時間外)接見を十分に認める等その改革が必要である。
- (5) 宣誓等 賛成。
- (6) 新たな裁判員が加わる場合の措置
賛成。但し、極力更新手続を避けるべきであり、そのために十分な数の補充裁判員を置くべきである。
- (7) 証拠調べ手続等
ア．賛成
イ．賛成。但し、取調べ過程の可視化や証人尋問調書作成の迅速化が是非とも必要である。
- (8) 判決書等 ア．賛成。 イ．賛成。
- 5．控訴審 賛成。但し、事実確認については自判を認めないものとする。
- 6．差戻し審 賛成。
- 7．罰則
- (1) 裁判員等の不出頭等 賛成。
- (2) 裁判員等の秘密漏洩罪 守秘義務の範囲はなお一層限定的なものとするべきであり、刑罰も罰金に限るべきである。
- (3) 裁判員等に対する請託罪等 ア．賛成。 イ．賛成。
- (4) 裁判員等威迫罪 ア．賛成。 イ．賛成。
- (5) 裁判員候補者の虚偽回答罪等 ア．賛成。 イ．賛成。
- 8．裁判員の保護及び出頭確保等に関する措置
- (1) 裁判員等の個人情報の保護 ア．賛成。 イ．賛成。
- (2) 裁判員等に対する接触の規制 ア．賛成。 イ．賛成。
- (3) 裁判員の公正を妨げる行為の禁止
ア．賛成。
イ．報道機関の自主的ルールを尊重し法令上の規制を加えるべきではない。
- (4) 出頭の確保 ア．賛成。 イ．賛成。 ウ．賛成。
考えられる刑事裁判の充実・迅速化のための方策の概要について」
- 第1 第1回公判期日前の新たな準備手続
- 1．準備手続の目的等
- (1) 準備手続の決定 賛成。
- (2) 準備手続の目的 ア．賛成。 イ．賛成。
- (3) 裁判員制度対象事件における必要的準備手続 ア．賛成。
- (4) 準備手続の主宰者
賛成。但し、実務上許容されるならば、受訴裁判所以外の裁判所が主宰することが望ましい。
- 2．準備手続の方法等
- (1) 準備手続の方法
ア．賛成。
イ．賛成。但し、被告人に対し事前に黙秘権を告知すべきである。
ウ．賛成。但し、被告人の防禦権を制約することのないよう期間については十分配慮すべきである。
エ．被告人の連署を求める必要はない。
- (2) 準備手続の出席者 ア．賛成。 イ．賛成。
- (3) 準備手続の内容 ア．賛成。 イ．賛成。 ウ．賛成。 エ．賛成。 オ．賛成。 カ．賛成。
キ
ク．反対。公開の法廷においては行なうべきである。
ケ
コ
- (4) 準備手続結果の顕出 賛成。
- (5) 準備手続の充実 賛成。但し、被告人の防禦権と調和させる必要がある。
- 3．検察官による事件に関する主張と証拠の提示
- (1) 検察官主張事実の提示 ア．賛成。 イ．賛成。 ウ．賛成。
- (2) 取調べ請求証拠の開示
ア．賛成。
イ．賛成。但し、開示すべき証人予定者の供述調書を「その証人が公判廷において証言するものを考える事実が記載されたものに限る」とするのであれば、「証言するものとする事実の全部又は一部」とすべきである。また「開示することが相当でない」との文言をより限定的客観的表現に改めるべきである。
- (3) 取調べ請求証拠以外の証拠の開示
「開示によって生じるおそれのある弊害の有無、種類、程度等」に関しては、より具体的且つ客観性を担保し得る文言にあらためるべきである。
- 4．被告人側による主張の明示
- (1) 主張の明示等
ア．賛成。但し、被告人については義務化すべきではない。
イ．賛成。但し、被告人については義務化すべきではない。
- (2) 開示の方法 賛成。
- 5．争点に関連する証拠開示
賛成。但し、3(3)の意見同様、「開示によって生じるおそれのある弊害の有無、種類及び程度」に関して文言を改める必要がある。
- 6．更なる争点整理と証拠開示 賛成。
- 7．証拠開示に関する裁定
- (1) 開示方法の指定
ア．賛成。但し、「開示によって生じるおそれのある弊害」に関しては前記のとおり。
- (2) 開示命令
ア．賛成。但し、被告人に不利な証拠の開示義務を認めるべきではない。 イ．賛成。
- (3) 証拠の指示命令 賛成。但し、被告人を除く。
- (4) 証拠の標目の提出命令
ア．賛成。
イ．開示しない対象に検察官を加え、当事者間の対称性を保つか、(「被告人及び弁護人」を「相手方」に改める)あるいは全て開示するようにすべきである。
- 8．争点の確認等
- (1) 争点の確認 賛成。(2) 準備手続終了後の主張 反対。かっこ書きには賛成。
- (3) 準備手続終了後の証拠調べ請求 ア．反対。 イ．賛成。
- 9．開示された証拠の目的外使用の禁止等

(1) 目的外使用の禁止

ア・賛成。但し、他の被告事件の審理項又は公共目的のために用いる場合は除かれるべきである。
イ・反対。過料の制裁は不要である。ウ・反対。刑事罰の制裁は不要である。

(2) 開示された証拠の管理

立法化の必要はないが、もし不可避であるならば、訴訟関係者一般の義務とすべきである。また、弁護人が被告人に渡した証拠の写しにつき、回収義務を課すものとすべきである。

第2 連日的開廷の確保等

1. 連日的開廷の原則の法定

賛成。但し、そのためには被告人に対する身体拘束が改善されるか、あるいは連日的な開廷期間中弁護人と被告人との意思疎遠が十分にとれる体制になることが前提である。

第3 訴訟指揮の実効性確保

1. 国選弁護人の選任

賛成。但し、弁護人が、正当な理由なく、出頭しないとき、～と改めるべきである。

2. 訴訟指揮権に基づく命令の不遵守に対する制裁等

(1) 命令の不遵守に対する制裁 ア・反対。必要性がない。イ・反対。同上。理由による。

(2) 裁判所により処置請求 ア・反対。必要性がない。イ・反対。同上。

第4 直接主義・口頭主義の実質化 賛成。

第5 即決裁判手続

1 即決裁判手続の申立て

(1) 賛成。但し、取調べ過程の可視化が前提となる。(2) 賛成。

(3) 賛成。但し、「申立てをするものとする」とすべきである。

2 公的弁護人の選任 (1) 賛成。(2) 賛成。

3 即決裁判手続の決定 (1) 賛成。(2) 賛成。(3) 賛成。(4) 賛成。(5) 賛成。(6) 賛成。

4 即決裁判手続による裁判 (1) 賛成。(2) 賛成。(3) 賛成。(4) ア・賛成。イ・賛成。

(5) 反対。証拠排除決定をした後、改めて証拠の採否を決すべきである。

5 上訴 反対。あえて制限する必要はない。

考えられる検察審査会制度改正の概要について」に対する意見

1. 検察審査会の議決に対するいわゆる法的拘束力の付与

(1) いわゆる法的拘束力のある議決の種類 賛成。

(2) いわゆる法的拘束力のある議決の要件 ア・賛成。イ(ア)賛成。(イ)賛成。ウ・賛成。

(3) いわゆる法的拘束力のある議決後の訴追及び公訴維持の在り方

ア・賛成。イ・賛成。ウ・賛成。

2. 検察審査会の組織、権限、手続等の在り方

(1) リーガルアドバイザー(仮称)の委嘱 ア・賛成。イ・賛成。

(2) 検察審査員の義務・解任 賛成。(3) 罰則 賛成。(4) 検察審査員の欠格事由等の見直し 賛成。

(5) 付審判請求手続との調整 賛成。(6) 検察審査会の配置の見直し 賛成。

3. 建議・勧告制度の改革 賛成。

(第二東京弁護士会刑事法制・刑事被拘禁者の権利に関する委員会)

一 裁判員制度について

1. 裁判官と裁判員の員数

座長試案は、裁判官の員数を3人、裁判員の員数を4人(5人ないし6人とすることも検討を要する)としているが、司法改革審議会意見書の趣旨を実現し、司法の国民的基盤を確立するためには、裁判体の構成は裁判員を主体とするべきであり、また、法律専門家である裁判官と、法律専門家でない裁判員とが、それぞれの役割を十分に発揮できるようにするためには、いたずらに双方の員数の対等を求めるべきではない。むしろ法律専門家ではない裁判員の主体的・実質的参加を確保し、裁判官と裁判員とが実質的に対等な立場で協同して裁判を行えるようにするためには、裁判官の員数は1人ないし2人ととどめるべきである。また、国民の様々な判断を裁判に反映させるためには、少数の裁判員では偏りが出やすいから、9人以上の裁判員の員数が必要になると考えられる。これに対して裁判官の員数は、3人は不適當である。現行の裁判官3人の合議体が存続すれば、それだけで完結した合議体となり、裁判員は付随的に裁判に関与することになりかねず、それでは、国民の司法参加の目的を損ねることとなる。職業裁判官は1人で足りるが、さらに意見を述べる裁判官1人がいれば十分であり、裁判官の員数は1~2人が相当である。裁判官が2人で、法律判断に関する意見が分かれたときには、立証責任の観点から決めれば足り、それでも決められない場合は裁判長の判断によって決めるなどの一定のルールを定めておけばよい。

2. 評決

裁判員制度における評決は、全員一致を原則とし、有罪評決は一定の要件の下で3分の2以上の多数決によるべきである。刑事裁判においては、いうまでもなく、合理的な疑いを残さない立証が必要であり、専門家でない国民の参加による裁判員法廷においても、この趣旨を貫くためには、上記の評決方法が是非とも必要である。また、事件ごとに召集される裁判員を含む裁判体において、充実した評議を確保する観点からも、全員一致を原則とする徹底した評議があくまでも望ましい。

3. 公判手続等・取調べの可視化

裁判員制度の導入に当たっては、取調べ状況の全過程を録画・録音することが不可欠である。現在の密室における取調べでは、供述調書の作成過程を客観的に検証することができないから、裁判員が供述調書の任意性や信用性を判断することができない。

二 裁判の充実・迅速化について

1. 証拠開示

裁判の充実・迅速化を図るためには、全面的な証拠開示が不可欠である。その上で、初めて争点整理などの準備手続を実現することができる。

2. 準備手続における主張・立証制限

準備手続における主張・立証の義務を被告人、弁護人に課すことはできず、できる限り明らかにするという努力義務の限りで認められるべきである。また、準備手続終了後において、被告人・弁護人に対して主張・立証制限を課すことはできない。なぜなら、その後の訴訟進行の中で記憶が喚起されたり、新たな事実が判明したりすることは一般的にあり得ることであるから、準備手続段階において被告・弁護側に主張立証義務を課すことは、防御権の保障に反することになりかねず、被告人に対する黙秘権の侵害となるおそれもある。そして、実際に準備手続における主張義務と準備手続後の主張制限を課すことになれば、被告・弁護側は、考えられるあらゆる主張を準備手続ですておかなければならないこととなり、あらゆる無用な主張もせざるを得ないこととなって、準備手続は長期化・形骸化し、裁判の充実迅速化の趣旨に著しく反する事態を引き起こさざるを得ないからである。

3. 訴訟指揮の実効性確保

弁護人の不出頭等に際し、職権で弁護人を選任できるとしたり、出頭命令の不遵守や訴訟指揮に反したときには過料等の制裁を課すことができ、弁護士会に処置請求しなければならないとする制度には反対である。必要的弁護事件において弁護人が正当な理由なく出頭しない場合について、職権で弁護人を選任できるとする現行刑事訴訟法の規定で十分である。尋問制限等は訴訟指揮によって行えば足り、それ以上に制裁を課す必要はない。また、制裁を課した

場合に必要に処置請求をするのは、現行の刑事訴訟規則の要件を変更するものであるが、処置請求を義務づけるべき根拠も必要性も存在しない。

(第二東京弁護士会司法改革推進二弁本部)

一 はじめに

司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会の座長である井上正仁教授が、平成15年10月28日に「考えられる裁判員制度の概要について」と「考えられる刑事裁判の充実・迅速化のための方策の概要について」を発表した(以下、座長試案という)。裁判員制度・刑事検討会は、これまでに司法制度改革推進本部事務局から示された「たたき台」について、ひと通りの検討を終えたところであり、これを受けて同事務局から骨格案が提示される予定となっていた。しかし、骨格案の提示が時期尚早として見合わせられている間に、「現段階において考えられる制度の概要の一例」として座長試案が示された。座長説明によると、座長試案は、「検討会としての案でないことはいうまでもなく」、「検討会自身として何らかの提言をとりまとめる」といったことは予定していず、したがって、これらのペーパーを基に、たとえば検討会案のようなものを作成するというようなことは全く考えておりません」というが、推進本部事務局の骨格案が提示される前に示された座長試案であり、さらにはこの段階で推進本部が裁判員制度等に対する意見を募集していることを考えると、この座長試案が、今後提出される推進本部事務局案へ大きな影響を与えることは容易に推測し得る。しかしながら、座長試案は、あくまでも一検討委員としての意見以上のものではなく、この試案を中心にして今後の骨格案が検討されるべきものではないことはいうまでもないことである。また、その内容は、国民参加の司法制度を新たに作り出すとする姿勢に欠けているほか、被告人の弁護権、防衛権の保障が後退しているなど、多くの問題点を含んでいる。以下において、いくつかの問題点について指摘することとする。

二 裁判員制度について

1. 裁判官と裁判員の員数

座長試案は、裁判官の員数を3人、裁判員の員数を4人(5人ないし6人とする)とも検討を要する)としており、裁判官と裁判員のいずれもが主役であり、対等な立場で協同して裁判を行うものであること、法定合議事件の一定部分は裁判官のみの合議体で裁判することを前提とすること、裁判制度全体との整合性から、重い罪について裁判官1人または2人とするのは、バランスを失うことを理由に裁判官を3人とし、裁判員が意見を言いやすいように裁判員の員数を若干多くしたとする。しかしながら、裁判官と裁判員とが対等な立場で協同して裁判を行うためには、裁判員が裁判官と対等に議論できる条件を整えることが必要であり、そのためには、法律専門家ではない裁判員の員数は、裁判官の員数を相当程度超えるものでなくてはならない。さらに、国民の様々な判断を裁判に反映させるためには、少数の裁判員では偏りが出やすいから、7~9人程度の裁判員の員数が必要になると考えられる。他方、裁判官の員数は、現行の合議体である3人にこだわる理由はない。新しい裁判員制度の下で、裁判官と裁判員とが「協働」することを中心に考えれば、現行の合議体に裁判員を付加する構成を取るべきではない。現行の裁判官3人の合議体が存続すれば、それだけで完結した合議体として成立してしまうおそれがあり、その完結した合議体に付随的に裁判員が関与するがごとき構成になりかねない。これでは、国民の司法参加の目的を損ねることになる。本来、職業裁判官は1人で足りると思われるが、評議の進行全体を取り扱う裁判官1人だけでは裁判官の負担が大きいとすれば、このほかに裁判体の中で意見を述べる裁判官1人がいることで十分であるから、裁判官の員数は1~2人が相当である。裁判官が2人では、法律判断にあたって裁判官の意見が分かれたときには決定することができないとの危惧は、次のような理由により、当たらないと考える。証拠能力の判断については、違法収集証拠であるか、任意性・特信性があるか否かといった判断の主要部分は、実際には事実認定の領域であることが多く、その判断は裁判員も含めてなされるべきことであるから、裁判官2人のみで決めることではない。また、正当防衛などの違法性阻却事由の有無に関する判断などについても、その実質は事実認定である場合が多く、結局のところ純然たる法律判断を迫られる場合はきわめて例外的なことである。そのような場合に、2人の裁判官の意見が合致しなければ、立証責任の観点から決めれば足りることが大部分であるとし、それでも決められない場合は裁判長の判断によって決めるなどの一定のルールを定めておけば問題は解決できると考えられる。いずれにしても、現行の合議体の裁判の在り方を前提にするのであれば、新しい国民参加の裁判員制度が十分に機能しないおそれがきわめて大きいというべきである。

2. 評決

座長試案は、裁判官と裁判員の合議体の過半数で、裁判官の1名以上及び裁判員の1名以上が賛成する意見による、とする。しかし、評決のあり方は、本来は全員一致であるべきであって、複数回の繰り返しの評決によっても全員一致が得られない場合の例外的措置として、3分の2以上の多数決でなければ有罪の評決はできないとするべきである。いうまでもなく、合理的な疑いを超える証明がなされなければ有罪とすることはできないのであるから、過半数の意見で決するとすると、たとえば、裁判体が7名であれば3名の反対があっても、また裁判体が9名であれば4名の反対があっても有罪とされるのであれば、合理的な疑いを超えた証明がなされたものとして扱うことはできない。有罪立証が果たされているか否かの判断は、もとより、慎重になされるべきであって、有罪の意見が半数を超える程度では、立証が尽くされたと判断されるべきではなく、少なくとも3分の2以上の有罪判断がなければ、有罪とされるべきではない。

3. 公判手続等 - 取調の可視化

座長試案では、供述調書の任意性、信用性判断のために、裁判員にとって迅速で分かりやすい審理の実現に対する工夫について触れられていない。しかし、現在の制度の下で作成される供述調書は、密室で作成されたものであって、その任意性や信用性の判断のために長期の審理を要する上に、客観的証拠によっては判断できないのが実情である。裁判員制度の導入に当たっては、取調状況の全過程を録画・録音することによって、裁判員にとって供述調書の任意性や信用性を客観的に、かつ迅速に判断できる資料を提供する必要がある。

4. 裁判員の秘密漏洩

座長試案では、裁判員が、裁判中のみならず裁判終了後においても、評議の経過、裁判官や他の裁判員の意見、事実認定、量刑意見などを漏らした場合には懲役、または罰金に処するとする。評議での自由な意見を保障するためには、一定の範囲で守秘義務が課されなければならないことは首肯し得るから、評議の過程で誰がどのような意見を述べたかについて漏らした場合はサンクションは必要である。しかし、その場合でも司法に参加した国民に対して懲役刑で臨むことは適当でなく、せいぜい罰金刑にとどめておくべきである。また、裁判を終えた後には、裁判員制度の運用状況の検証などのためにも、裁判中と同様の守秘義務を課することは、適当ではない。学術研究や取材に因ずる場合など正当な理由がある場合には、守秘義務を解除するべきである。

5. 裁判員に対する接触禁止

座長試案では、裁判中のみならず裁判終了後においても、職務上知り得た秘密を知る目的で裁判員に接触してはならないとする。しかし、裁判終了後は、学術研究や報道取材など、接触が許される場合はあり、裁判終了後の全面的な接触禁止は定めるべきではない。また、座長試案は、裁判員に対し接触すると疑うに足りる相当な理由を保釈不許可事由とするべきであるとしているが、かかる保釈事由の拡大は被疑者ないし被告人の防衛権を著しく侵害することとなるので相当ではない。

三 裁判の充実・迅速化について

1. 証拠開示

座長試案は、たたき台のB案を提示して、開示証拠の範囲を制限しようとしている。しかし、捜査の結果については、本来はすべてを弁護側に開示し、その上で争点を明らかにしていくことが必要であって、当事者主義を実現するためには、捜査機関が強制力を背景にして収集した証拠のすべてが、弁護人に開示されるべきことは当然である。また、そうでなくては、弁護人が争点を明示することははなはだ困難である。

2. 準備手続における主張・立証制限

座長試案は、準備手続における主張明示義務及び証拠調べ請求義務を被告人と弁護人に課し、準備手続終了後は、弁護人には主張制限と証拠調べ請求制限を課し、被告人には、証拠調べ請求制限を課すとしている。しかし、準備手続における被告人の黙秘権を保障するためには、主張、立証の義務を被告人、弁護人に課することはできないのであって、公判準備の充実化のためには努力義務の限りで認められるべきである。また、準備手続終了後において、被告人に主張制限を課すことは本来的にはできないのであるから、被告人に対しても同様に主張制限を課すことはできないものとするべきである。さらに、証拠調べ請求制限を課すことも、当然のことながら許されない。被告人は、いつ、いかなる段階においても主張、立証ができるのであり、被告人においてもそれは同様である。

3. 訴訟指揮の実効性確保

座長試案は、弁護人の不出頭等に際し、職権で弁護人を選任できるとし、出頭命令の不遵守や訴訟指揮に反したときは過料等の制裁を課すことができ、弁護士会に処置請求しなければならないとする。しかし、弁護人の不出頭について正当な理由があり、被告人が同意しない場合にまで弁護人を選任するのは、被告人の利益を不当に害するもので、正当な理由がない場合にのみ、職権で弁護人を選任できるとすべきである。また、尋問制限等は訴訟指揮によって行えば足りるのであって、制裁を課すべき必要はないように、制裁を課した場合に必要な処置請求をするのは、現行の刑事訴訟規則の要件を変更するものであるが、処置請求を義務づけるべき根拠も必要性も存在しない。

4. 連日的開廷の確保等

連日的開廷を確保するためには、全面証拠開示、防御権行使に必要な準備期間の確保、被疑者・被告人の身柄解放、接見交通権の保障などは最低限の条件として不可欠であるが、とりわけ、被告人の身柄を早期に解放することが、保釈を取引材料とした違法な取調べを防止し、審理の充実・迅速化に資するものであって、そのためには、現行の保釈制度を改め、刑事訴訟法89条4号を削除することが必要である。

(千葉弁護士会司法制度改革対策本部)

第1 はじめに

「裁判員制度」及び「刑事裁判の充実・迅速化」について様々な論点があり、それぞれの論点について1つひとつ慎重な検討を加える必要があることはいうまでもないことであるが、ここでは裁判員制度の制度設計と刑事裁判の充実・迅速化のために刑事手続をどう改革すべきかという大きな論点について意見を述べる。

第2 裁判員制度はどうか

1. 裁判員制度について

裁判員制度は、一般市民が裁判官と協働して事実認定を行い、量刑の定める制度であって、市民の司法参加を認める点、画期的な司法制度改革といえる。司法制度改革審議会(以下「司法審」といふ)意見書は、刑事手続について、「公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障を全うしつつ、的確に犯罪を認知し、公正な手続を通じて事案の真相を明らかにし、適正迅速に刑罰権の実現を図ることにより、社会の秩序を維持し、国民の安全な生活を確保することにある。刑事手続はその性質上、必然的に被疑者・被告人その他関係者の権利の制約、制限を伴うものであるが、それはこうした目的の下で、かつ適正な手続を経ることにより、初めて正当化されるものである」(意見書41p)と説明し、適正手続と実体的真実の発見との調和を指摘している。そして司法審意見書は刑事裁判において市民への参加を求め、新しい「裁判員制度」を提案し、裁判員制度のあり方として「裁判官と裁判員が責任を分担しつつ、法律の専門家である裁判官と非法律家である裁判員とが相互のコミュニケーションを通じてそれぞれの知識、経験と共有し、その成果を裁判内容に反映すること」「裁判官と裁判員との相互のコミュニケーションによる知識、経験の共有というプロセス」(意見書103p)の重要性を述べている。裁判員制度の意義は、裁判官と裁判員との相互コミュニケーションを通じて、協働して事実認定及び量刑判断を行うことにあるとしている。

2. 裁判員制度のあり方(制度設計)について

(1)裁判官と裁判員の人数(合議体の構成)について

裁判員制度は、刑事裁判に市民が参加する司法制度改革として画期的な制度であって、そこでは裁判官と裁判員(市民)とが協働して裁判を行うこととなり、制度の前提として、裁判官と裁判員との間で相互のコミュニケーションが成り立つものでなければ意味をもたない。したがって、裁判員制度を実効あるものとするためには、裁判官と裁判員の数とをどうするかが大変重要である。戦後58年がたつて、日本国憲法のもとで国民は、市民として自立しており、刑事裁判について裁判官と対等に議論できると考え、そう主張する立場の人がいる。この立場の人は、裁判員制度において裁判官3名に対し、裁判員3～4名で十分と考えているようである。しかしながら、上記の合議体でよいと主張する人々はその前提において重大な誤りをおかしているのではないだろうか。日本人の法意識、裁判や裁判官に対する意識がどうであるかということすなわち市民の意識からして、裁判官は、法により強大な権限を与えられている人であり、市民にとって「雲の上の人」「近寄りたがいない人」であるということである。市民にとって弁護士も法曹の一員で、先生と呼ばれる存在であり、単に法の専門家というばかりでなく、市民と違って弁護士法等で様々な権限を与えられている特別な人と考えられている。市民に近いところにいる弁護士ですらこのように考えられているのである。このような裁判、裁判官さらに法曹に対する市民の意識を実証的に検討することなく、裁判官3名と裁判員(市民)3～4名で十分と主張する立場は、現実を全く無視して裁判員制度を形だけつくろうとしているとの批判を免れない。司法審意見書は裁判員制度のもとで裁判官と裁判員とが刑事裁判の事実認定及び量刑について相互のコミュニケーションを通じ協働して行うことを提案している。そうである以上、裁判員制度は裁判官と裁判員とが双方の知識、経験にもとづいて対等の立場で協働して、協働して判決を行えるように制度的保障がなされることが必要である。そのためには、法律専門家の裁判官に対し、市民の裁判員は数は少なくとも3倍以上は必要である。裁判官は1人又は2人で十分で、裁判員は9名以上が理想的である。裁判員制度は、裁判に市民を参加させる画期的な制度であり、裁判員制度を実効あらしめるためには、裁判官と裁判員の数がどうあるべきかという視点で考えるべきであろう。今の刑事裁判制度をなんとか維持することを目的に新しい裁判員制度の制度設計をしようと考えてはならない。又、裁判員制度は、裁判官と裁判員とが刑事裁判の事実認定及び量刑を協議して決定するものであり、裁判官は法の専門家である裁判員を職業としていることに対し、市民はそうではなく、両者が遠慮なく対等に議論するために裁判員(市民)の数が相当多数であることが必要である。

2. 裁判官の数について

裁判員制度を重罪事件から実施する必然性は全くない。むしろ、裁判員制度という新しい制度は、裁判員の負担を考えると、軽い事件から実施すべきという意見は傾聴に値するものである。現在裁判員制度の対象事件は、死刑又は無期懲役、禁錮の事件又は法定合議事件等とされている。法定合議事件において、慎重を期すために合議制(3名の裁判官)が法律で定められている。裁判員制度の対象事件は、法定合議事件がそれより重い事件と考えられているが、そうすると3名の裁判官が必要となるのであろうか。裁判員制度という新しい制度を創設する以上、3名の裁判官は必要ない。裁判員制度において裁判官は1人で十分であり、裁判官1人、裁判員9名以上という制度設計が理想である。裁判官1人に不安があるのであれば、裁判官2名(1名補助者)をすることも可能である。裁判官3名は、現在の刑事裁判システムをできるだけ残そうという考えから出てきているとしか考えられず、新しい裁判員制度のもとで3名の裁判官は必要ないばかりでなく、裁判官と裁判員との対等なコミュニケーションを形成するうえでかえって有害という他ない。裁判官3名が必要との立場の人は、裁判員制度対象外の合議事件で3名の裁判官が裁判をしており、それより重い事件であるのに1名又は2名の裁判員は、整合性を欠くという主張をしている。しかし、裁判員制度は、裁判官と裁判員(市民)とで刑事裁判を行う新しい裁判員制度であり、3名の裁判官は制度に必然のものではない。本来はここで被告人弁護人に「裁判員制度によるか」「裁判官(合議)の裁判によるか」選択権の行使を認めることが考えられたはずである。被告人、弁護人は自己責任でどちらかを選択すればよいのであって、そうすると裁判員制度対象事件は法定合議より重罪事件だから3名の裁判官が必要という議論にはならなかったはずであろう。

3. 評決

評決は原則として全員一致とすべきであるが、有罪評決は裁判官と裁判員の合議体の2/3以上で決定すべきである。事実認定において合理的疑いを入れない程度の立証がなされているか否か、又量刑判断において死刑にすべきか否かについて過半数では相当ではない。仮に座長ペーパーにそって裁判官3名、裁判員6名という数を考えたとして、全員で9名であり、過半数ということは5対4で全て決することができるということとなり、5名の内1名が他の結論に変わると反対の結論になるのであって、法定安定、性や合理性から妥当とは考えられない。裁判官1名の場合であったとしても全員一致又は一定条件のもとで全体の2/3以上の賛成があれば、評決可能と考えてよいであろう。裁判官2名の場合は、2/3以上の賛成、その内裁判官1名以上の賛成が必要としてよいであろう。裁判員制度対象事件が重罪事件ということであるので、慎重を期すためにも評決は2/3以上の賛成で行うべきであろう。

4. 裁判員の守秘義務、報道規制について

(1) 裁判員制度の実態について国民が知り、事後的に検証する利益(国民の知る権利)及び国民の本制度への負担と保護すべき利益の調和の観点から、守秘義務は限定的にすべきである。罰則は設けるとしても罰金で十分である。裁判員制度は市民が司法へ参加する制度であり、重罪が対象となるのであるから、ただでさえ、市民の心理的負担は大きいのであり、これ以上に参加した市民に重い負担を課すべきではない。

(2) 報道規制は、報道機関の報道の自由(表現の自由)の重要性にかんがみ、報道機関の自主規制にゆだね法令上規制すべき規定を設けるべきではない。

第3 刑事裁判の充実・迅速化のために刑事手続をどう改革すべきか

1. はじめに

刑事裁判手続で新しく裁判員制度が導入される。裁判員制度は、市民を司法に参加させ、裁判官と協働して事実認定及び量刑を定める制度であり、市民の社会常識を司法の場に反映させる制度として、画期的なものである。裁判員制度は、現状の刑事裁判手続の改革をとまなうものとなるが、刑事司法制度手続の改革を目的とした制度ではない。しかし、裁判員制度は、直接主義、口頭主義を實質化し、公判中心主義にせざるを得ない裁判システムであって、裁判員制度は日本の刑事司法制度を根本から改革する契機となり得るので、この機会に被疑者、被告人の権利保障の観点で、刑事手続を改革すべきである。

2. 刑事司法手続において何を改革すべきか

(1) 刑事裁判手続を改革し、裁判の充実・迅速化するためにまず第1に「証拠開示」と「捜査の可視化」を実現すべきである。刑事裁判の充実・迅速化するためには、第1回公判前に検察官は被告人、弁護人に手持証拠を全面開示すべきである。証拠開示において問題となるのは、検察官の取調べ請求以外の証拠開示である。検察官は、保管する証拠の全面開示、少なくとも保管する証拠の標目を記載した一覧表の開示をすべきであろう。被告人、弁護人に対し早期に公判方針をたてさせるためにも、証拠の全面開示が必要不可欠である。

(2) 捜査の可視化について

刑事裁判が長期化する原因の1つは、被告人の供述調書の任意性、信用性が争われるケースである。刑事裁判手続、とりわけ裁判員制度における裁判手続において、検察官は被告人の自白の任意性、信用性即ち供述調書の任意性信用性を裁判員(市民)にわかるように立証する必要がある。そのためには、被疑者取調全過程の録音、録画制度を実現すべきである。任意性、信用性の判断にあたって、法定で録音、録画を再現することが市民にとって分かりやすい手段である。最高検察庁が「刑事裁判の充実・迅速化に向けた方策に関する提案」で(平成15.7.15)捜査の可視化のための制度として提案している「取調過程、状況の書面による記録制度」は全く不十分である。捜査の可視化は、被疑者取調過程の録音、録画制度によって可能となる。そして、録音、録画制度は、刑事裁判の充実・迅速化にとどまらず被疑者取調のあり方を変えることとなり、裁判における供述調書重視の裁判から、直接主義、口頭主義への裁判への改革となるであろう。それこそが刑事裁判手続改革を実現する大きな第一歩となるのである。

(3) 第1回公判前の準備手続

裁判の充実・迅速化のために、第1回公判前に争点整理を目的として準備手続を行うことに異議はない。但し、第1回公判前の準備手続は、現行刑訴規が定めている予断排除の原則や被告人の黙秘権を侵害するものであってはならない。第1回公判前の準備手続は、争点整理のためのもので裁判手続の迅速化のみを目的とする手続としてなされるのではなく、後記の刑事手続全般の改革を前提としたうえで刑事裁判の充実・迅速化を目的として、被告人弁護人の防禦権、弁護権を保障して十分な準備期間のもとで行われるべきである。

(4) 今後の刑事裁判手続の改革をどうすべきか。

はじめに 裁判員制度において、裁判員の負担を考えるならば、公判を集中的に行うことがベターであり、連日的開廷が提案されるに至っている。連日的開廷や充実した準備手続を行うためには、被疑者、被告人の防禦権の保障、弁護人と被告人との十分な意思疎通が図られる必要がある。その実効性確保のためには、保釈の原則化や接見交通権の實質的保障が必要不可欠となる。

弁護士の経験から見て現在刑事手続において、法の理念と実務(運用)とが著しく乖離している。又、被疑者、被告人の権利保障制度として、国際人権基準に到達していないところも多数存在する。捜査官の被疑者に対する違法、不当な取調が行われたり、冤罪の温床となっている被疑者の勾留場所としての代用監獄(警察署留置場)は速やかに廃止されるべきである。裁判員制度の実施にあたり、刑事裁判の充実・迅速化のために、実務の現状(刑事裁判が絶望的状況にあること)を認識することが必要である。そのような認識、視点に立って、刑事手続について実務がどう運用されているのか検討のうえ、法改正を含め改革すべきである。

イ 無罪推定原則が生かされているか。刑事裁判手続は、被告人の無罪推定原則に基づいて行われなければならないにもかかわらず、そうならない。有罪率99%で、被告人が有罪として見られ、刑事手続が運用されている。無罪推定といいながら被疑者、被告人に対する勾留、接見禁止が安易になされ、否認事件、重罪事件では保釈がほとんど困難である。

ロ 被告人の黙秘権保障はなされているか。今回提案されている第1回公判前の準備手続において、争点整理を越えて被告人の黙秘権を侵害するおそれがある主張、立証の強制は行うべきではない。公訴事実の主張、立証は検察官の義務であり、検察官は合理的疑いを入れない程度の立証をする必要があり、被告人、弁護人に無罪の立証をする義務はなく、準備手続は、争点整理を目的として行うものとし、公判における被告人弁護人の主張、立証制限は設けるべきではない。

ハ 接見交通権の保障である。弁護人と被疑者、被告人との接見を自由に認めるべきは当然である。捜査官により、自由な接見交通権の妨害として使用されている刑訴法39条3項は削除すべきである。連日的開廷にあたっては、弁護人と被告人の接見(公判打合せ)を實質的に保障するために、裁判所での接見、拘留所における時間外の接見を認めるべきである。さらに現在の接見室を改善し、弁護人と被告人との公判打合せのために、テーブルをはさんで弁護人、被告人が記録を見つつ、公判の検討が可能な自由な接見施設を設けるべきである。

ニ 勾留、接見禁止の運用の改善である。刑訴法60条1項2号の罪証隠滅のおそれを理由とする勾留が容易になされておき、刑訴法81条の弁護人以外の接見禁止が容易になされすぎている。1970年代で公訴提起後、刑訴法81条の接見禁止は、例外を除きなされなかったが現在では否認事件等で広く行われている。無罪推定原則から明らかに不当な運用と考えられる。

ホ 保釈制度を抜本的に改革すべきである。連日的開廷の確保等のためには、被告人の身柄拘束をとり、弁護人と十分な打合せが不可欠である。そうでなければ、被告人、弁護人の防禦権、弁護権を保障したことにならず、防禦権、弁護権の犠牲のうえに迅速な公判が1人歩きすることになってしまう。権利保釈の除外事由となっている刑訴法89条4号(罪証隠滅のおそれ)は、削除すべきであり、裁判員制度による裁判実現にあたり同法89条、同法90条について再検討の必要がある。

ハ 伝聞法則 剛訴法321条1項2号書面、自白調書(刑訴法322条書面)の安易な申請及び採用をやめる

べきことである。自白調書の任意性信用性の判断にあたっては、前記のとおり被疑者取調過程の可視化は必要不可欠であり、取調過程の録音・録画制度の法制化が必要である。
刑事裁判の充実・迅速化の方策及び座長試案のその他の問題点 刑事裁判の充実・迅速化の方策及び座長試案のなかで、容認できない提案が2つある。

イ 開示された証拠について、弁護人が管理する責任があることは当然のことであるが、開示された証拠の使用目的を公判、準備手続のみに狭く限定し、目的外使用に罰則を科そうとしていることである。刑事裁判で被告人の無罪、冤罪を主張する場合、弁護人は広く国民に問題提起し、国民の支援を得て裁判を行い、被告人の無罪、冤罪を明らかにすることがある。松川事件がその例である。このような場合を証拠の目的外使用というべきではないし又目的外使用に罰則を科すことなどを考えるべきではない。

ロ 訴訟指揮権を強化し、裁判の迅速化をはかろうとしていることである。裁判長が弁護人が準備手続や公判期日に出頭しないとき若しくは出頭しないおそれがあるとき職権で国選弁護人を選任することができるとしていること、さらに訴訟関係人が裁判長の刑訴法295条による命令(尋問又は陳述制限)に違反したときは、決定で過料の制裁に処することができるなどとしていることである。さらに上記の場合、裁判所に、検察庁や弁護士会へ処置請求を義務づけている。いうまでもなく、刑事裁判は刑訴法等にもとづいて行われ、裁判官、検察官、弁護人3者の協議にもとづく信頼で法廷が維持され、その結果充実・迅速な裁判がはかれることとなる。仮に弁護人が準備手続や公判に出頭しない事態が生じたならば、弁護人が出頭しない理由があるはずであり、「出頭しない理由」について真剣に協議することを抜きにして、裁判長が一方的に職権で国選弁護人を選任すべきではなく、そのようなことをするならば裁判の充実や迅速化にとってマイナスとなろう。このような場合、実務の現場で被告人がどのような態度をとり、又国選弁護人を引き受ける弁護士が存在するかどうか考えていただければ、このような処置が刑事裁判の充実・迅速化にとってマイナス以外の何物でもないことがわかるはずである。これらの提案は、裁判所に強権を付与して裁判の迅速化のみをはかろうとするものと考えられ、今後の裁判員制度の創設、刑事裁判手続の改革に逆行するものと言わざるを得ない。

(東京弁護士会司法改革推進センター)

はじめに

貴検討会での議論を取りまとめる時期が近づいていることから、東京弁護士会司法改革推進センターとして裁判員制度に関して意見を提出しますので、取りまとめに反映されるよう強く要請いたします。主な論点については後に記載のとおりですが、その前に「座長ペーパー」について総論的な意見を申し上げます。審議会意見書が裁判員制度導入の目的としているのは、「司法への国民の主体的参加を得て、司法の国民的基盤をより強固なものとして確立する」、「国民の司法に対する理解・支持が深まり、司法はより強固な国民的基盤を得ることができる」(102頁)ことであり、その制度設計はこの目的をいかに実現するかという視点に基づいてなされるべきであることは言うまでもありません。また、それ故にこの目的にふさわしい制度内容となっているか否かを、専門家の議論で決めるのではなく「国民の積極的な支持と協力が不可欠となるので、制度設計の段階から、国民に対し十分な情報を提供し、その意見に十分耳を傾ける必要がある。」と検討過程への注意も指摘されております。しかるに、「座長ペーパー」は、専門家委員が多いと指摘されている貴検討会での委員意見を整理することに意を用い過ぎており、上記の視点と、それに対する国民の意見の反映が不十分と言わざるを得ません。例えば、裁判官と裁判員の数について言えば、全国各地で行われた模擬裁判員裁判に参加した国民の意見の多くは、裁判員が裁判官の意見に心理的な制約を感じることもなく発言できるには、裁判員が裁判官の3倍以上いる必要があるとの意見であるにもかかわらず、果たしてこの意見に「十分」耳を傾けたと言えるのか甚だ疑問です。「発言」にすら制約を感じるこのような構成で、座長が「説明」で言われる「対等で、かつ相互にコミュニケーションを取る」評議が本当に可能なのでしょうか。「座長ペーパー」に対するマスコミの論調が、国民を軽視しているという強く批判的であるのも、上記の指摘と同趣旨であります。そこで、最終の取りまとめにあたっては、制度導入の目的に即応した制度を構築するとの視点を忘れず、またふさわしい制度であるか否かの判断についても、国民の意見に十分耳を傾けて審議会意見書の原点到ちかえった、抜本的な再検討を求めます。

1. 合議体の構成

(1) 合議体の構成について

ア 裁判官員数は、2人とするものとする。

1. 座長案は、裁判員制度が、全体としての裁判制度の一部を構成することから、裁判制度全体としての整合性が取れたものとする必要があり、法定合議事件のうちの最も重大な範疇の罪の事件と担当する裁判体の裁判官を1人又は2人とするのは、それより軽い罪の事件が裁判官3人で構成される裁判体によって裁かれることとのバランスを失することとなり適当でないとしている。しかしながら、裁判員制度という新しい制度の構築にあたっては、従来の制度にとられることなく、裁判官と裁判員の構成をどのようにするのが最も適正であるかという観点から検討すべきである。裁判員制度においては、刑事裁判の中心的機能である事実認定及び量刑に裁判員が関与し、合議体の構成員を従前の人数より多い9名ないし12名とし、より大きな合議体として慎重に審理が行われるのである。その合議体の中において裁判官が1名又は2名であったとしても、裁判員が関与しない裁判官3人の裁判体とのバランスを失すということにはならない。また、そもそも法定合議事件については、後述のようにその全件について裁判員制度を導入すべきであり、対象事件を法定合議事件とするという前提にたった場合、そもそも座長案のようなバランス論は問題とならないのである。裁判員制度を法定合議事件のうちの一部のみに限定して導入し、裁判員制度を導入しない法定合議事件とのバランスを論ずるのは本末転倒である。

2. また、座長案は、法律判断や訴訟手続上の判断は裁判官が行うのに、その裁判官の数が現在より少なくてもよい、あるいは少なくすべきだという理由はなく、また、裁判官を2人とした場合には、その意見が分かれた時の解決に窮すると指摘している。しかしながら、法律判断は、本来、裁判官が1人でもできることである。ただし、裁判員制度における裁判官には、評議の進行という役割と法律判断をするという役割が必要であることから、進行役の裁判官1人と、これを補助しかつ法律判断を協議する裁判官1人の合計2人で足るといふべきである。裁判官2人として法律判断の意見が分かれた場合については、決め方のルールを作っておけばよいことである(例えば、まず立証責任で解決。これで解決できないものは裁判長が決める)。なお、裁判官3人の場合でも、法律判断で意見が分かれることはあるのであり、この問題は裁判官2人の場合に特徴的なことではない。

イ 裁判員の数は、9人とするものとする。

1. 裁判員制度において、一般市民から選出される裁判員が、裁判官と実質的に対当な評議を行えるような環境を作りださなければ、裁判官が裁判員を終始リードしてしまい、裁判員は単なる「お客様」となって、国民の司法参加は有名無実化してしまう。裁判員が裁判官を前にして気後れせずに自由に発言できるような雰囲気は是非とも必要であり、その為には裁判員4人では少なすぎる。

2. また、裁判官の事実認定能力を補い、裁判に国民の健全な社会常識が反映されるような制度とするためには、社会の横断的構成を反映させ、多様な意見と評議によるべきであり、裁判員の数は裁判官の3倍は必要である。

3. なお、米国連邦最高裁判所の判例は、陪審員5以下では社会の横断的構成を反映させず、違憲であるとしていることは、我が国においても十分に考慮すべきである。

(3) 評決について

全員一致を原則とし、一定回数の評決で一致しなかった場合には、有罪の評決は、3分の2以上の特別多数によるべきである。

1. 座長案は、現在の裁判所法では、評決について過半数の多数決によるという制度を採用しているところ、裁判員制度における評決についてのみこれと異なる評決要件を定める根拠が乏しい、裁判員が加わったために評決要件を加重するというのは、裁判員の判断に不安があるからより厳格にしたという意味合いを持ちかねず適当でない、と

する。しかしながら、そもそも事実審において、現行法が過半数を要件としているとはいうものの、合議体の構成員が3人(例外的に5人)と小規模であるために、そのうちの2人というのは、実は66.6%に該当し、法が真の意味での過半数を想定しているのかは、極めて疑問である。裁判員をいれて構成員を多くした合議体において、評決を過半数としたのでは、例えば9人中5人が有罪、4人が無罪としたような場合に「合理的疑いを入れない」程度に有罪の立証がなされれば到底言えない。

2. また、過半数でよいとなると、評議が疎かになり、安易に評決がなされてしまい、充実した評議がなされなくなるおそれがある。充実した評議の確保という点からすれば、本来は全員一致とすべきであり、これを目指して議論を深めたが、なお全員一致に達せず、一定回数の評決で一致しなかった場合には、特別多数で決することもやむを得ないと考える。ただし、その場合でも、少なくとも3分の1以上の者が有罪とすることを疑問視する場合には、合理的な疑いを入れない程度に有罪が立証されたとは言えず、有罪の評決は、3分の2以上の特別多数によるべきである。

3. 現行法の裁判官のみの3人という小さな合議体における評決の場合と、重大事件について、一般市民が関与し、大きな合議体として行う新しい裁判員制度とで、評決について異なる取扱いをしてより慎重な評決を行う、とすることは決して不合理ではなく、裁判員の判断に対する不安に起因するものではない。

(4)対象事件について

ア 対象事件 法定合議事件を全て対象とすべきである。

対象事件をできるだけ広くし、「広く一般の国民が」裁判員として関与すべきである。ただし、被告人が希望する場合及び公務員の職権行使に係わる事件も対象とすべきであるとの意見も多い。見直しに当たっては、行政事件、国家賠償事件なども対象とすべきである。

ウ 事件の性質による対象事件からの除外 反対する。

「裁判員又はその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者の生活の平穩を著しく侵害する行為がなされるおそれがある」という事態は常に潜在的に存在している問題である。これが顕在化しているかどうかの判断は困難である。裁判員の安全の問題については別途措置すべきであり、安易な例外は設けるべきではない。

2. 裁判員及び補充裁判員の選任

(1)裁判員の要件 衆議院議員の選挙権を有する者、とすべきである。

1. 座長案は、意見書の「裁判の内容に国民の健全な社会常識がより反映されるようにする」という趣旨からも、社会に出てある程度経験を積んだ人を裁判員にすることが適切であるとする。しかしながら、裁判員は、国民が統治主体としての役割を果たすという点から考えれば、選挙権と一致させるのが自然であり、ある程度社会経験を積むといっても、20才から25才までの間で、それほど社会経験を積むか疑問である。逆に一般国民の社会常識を反映させるという観点からは、20才の者の感覚や経験も重要であるというべきである。

2. そして、この裁判員制度の導入に当たっては、一般の市民に対する法教育が重要となるところ、裁判員の資格を25才としたときには、教育課程における法教育よりは社会経験に期待され、その結果、法教育が緊張感を持ったものとならないおそれがあり、裁判員の資格を20才とした方が緊張感を伴った充実した法教育となり、ひいては国民の司法参加がより充実したものと考えると考える。

5. 控訴審 反対する。

1. 座長案の解説では、控訴審を純然たる事後審と位置づけ、一審の内容に誤りがないかどうかを記録に照らして事後的に点検するだけであれば、裁判官のみで構成される控訴審裁判所による審査や破棄を正当化できるとし、現行法どおりとする。しかしながら、現行法どおり裁判官のみで審理・裁判を行うとなると、一審の裁判員裁判が、控訴審の裁判官3人だけで覆すことができる結果となり、国民参加のため裁判員制度を導入した意味がなくなってしまふ。また、一審と異なった心証を得た場合には破棄し、一審に事件を差し戻して裁判員による裁判を再度行うとした場合には、訴訟経済に反し、一審と二審の間の往復を繰り返すことになりかねず、疑問である。

2. 新たな制度としては、控訴理由が訴訟手続の法令違反、法令の適用の誤りの場合には、裁判官のみが判断を行うが、事実認定が問題となるときには、控訴審においても裁判員制度の導入を図るべきである。

7. 罰則

(2)裁判員等の秘密漏洩罪 秘密漏洩罪を設けること自体は賛成であるが、守秘義務を永久に追わせることは疑問であり、懲役刑を設けることには反対である。

1. 判決確定後も裁判員は永久に守秘義務を負い続けるというのは疑問である。裁判員の経験を公にし、一般の国民がこれを知ることが、裁判員制度の充実に寄与することにかんがみると、一定期間経過後に一定の範囲(例えば固有名称を挙げず、匿名で評議の経過を明らかにするといった範囲)で公表することを許すべきであろう。

2. また、守秘義務を負う期間内における違反行為に対して罰則を設けることは賛成であるが、懲役刑は重きにすぎ、罰金刑だけで足りるというべきである。

8. 裁判員の保護及び出頭確保等に関する措置

(3)裁判の公正を妨げる行為の禁止 まず、報道側に第三者を入れ、確固たる自主規制ルールを確立すべきであり、上記のような規制については、報道機関の報道の自由との関係から、その自主規制に委ねるべきである

第1 刑事裁判の充実・迅速化のための方策

1. 第1回公判期日直前の新たな準備手続について

(1)全般について

公判審理の充実と被告人・弁護人の防御権の保障の観点から、準備手続は十分な準備期間を確保された上で実施されるものとし、特に迅速かつ十分な証拠開示(後述)の実施及び被疑者・被告人の身体拘束の実情の抜本的改革など十分な準備を実質的に保障する条件整備とが不可分一体的に実現されなければならない。

第1回公判前の準備手続を実施する目的は、「公判の審理を充実させるとともに、迅速かつ継続的に行う」ことにあるとされている。しかしながら、公判審理の充実・迅速化のために、被告人・弁護人の防御権が侵害されてはならないことに留意が必要である。十分な準備期間が保障されることなく、拙速な準備手続が強行されるようなことがあってはならない。また、十分な準備のためには、単に十分な期間が保障されるだけでなく、準備を可能とする条件整備が不可欠である。とりわけ、検察官のいわゆる手持ち証拠の早期・全面開示は、十分な準備に不可欠である。また、人質司法と言われる被疑者・被告人の身体拘束の現状(高い逮捕・勾留率、低い保釈率、被疑者段階の保釈制度の不存)を抜本的に改善することなく、被告人・弁護人に対して十分な準備を保障することは不可能と言わなければならない。この点についても不可分一体的に制度改革がなされるべきである。

(2)「準備手続の出席者」(2頁)について

準備手続に被告人が出頭する場合においては、黙秘権の告知や準備手続の位置づけに関する説明等が充分に行われ、実質的な不利益が課されないように留意すべきである。

「準備手続の出席者」において、被告人が出席する場合につき述べているが、被告人の発言の事実上の強制による黙秘権の実質的侵害や、被告人質問手続の実質的潜脱ともいふべき心証形成等が行われないように、十分な手続保障が講じられなければならない。

2. 証拠の開示について

(1)「取調べ請求証拠以外の証拠の開示」(4頁)について

検察官は、一定類型の証拠につき、被告人又は弁護人の開示請求を待つことなく、原則として一括開示する義務を負い、開示によって罪証隠滅、証人威迫等の弊害を生ずると推定するに十分な理由があることが具体的な証拠によって認められるものについては、例外とする制度とすべきである。

類型としては、座長試案の類型に代えて、「法令により作成することが義務付けられている書類」とすべきであり、また、捜査報告書が付加されるべきである。

検察官は、の証拠と併せて、その保管する証拠の標目を記載した一覧表を開示するものとし弁護士等から一覧表中の証拠を特定して開示請求があった場合には、記載の例外の場合を除き、開示しなければならない制度とすべきである。

(理由)

公平な裁判と実質的な当事者主義の保障の観点からは、捜査機関に与えられた強制捜査権限の結果として証拠を独占的に収集し得る検察官に対して、証拠の開示義務が広く課されなければならない。さらに、座長試案の主眼である「刑事裁判の充実・迅速化」の観点からは、被告人・弁護人の準備のために速やかかつ全面的な証拠開示が一層求められることになる。開示対象の特定や開示の必要性といった積極要件が要求されたり、開示の弊害という消極要件を広く認めたりすれば、結果として証拠開示の範囲は不当に狭められ、現行の運用と実質的に変わらないこととなる結果、刑事裁判の迅速・充実化も図り得ないということとなる。あくまでも原則全面開示が実現されなければならない。一定類型の証拠については、そのような類型にあたることそれ自体によって関連性、必要性を原則として充たしているのであって、開示請求を待つまでもなく一括して開示されるべきである。

類型としては、座長試案では不十分である。捜査報告書について、開示が必要なものは、その実質において他の類型に分類されるとの議論があったが、かような実質判断によって、かえって開示から除外されるおそれがあり、むしろ、捜査報告書そのものを開示対象とすべきである。また、座長試案は、「身柄拘束中の被疑者の取調べ過程・状況の記録書面」として類型化しているが、より広く「法令により作成することが義務付けられている書類」とすべきである。

捜査側の証拠隠しを防止するには、捜査側が保管する証拠の標目を記載した一覧表を開示する制度とすることが重要である。捜査機関の負担を懸念する意見もあるが、現在も書類目録、証拠品目録として作成されており、これを開示する制度とすれば負担にはならない。また、全面開示と同じになるとの意見もあるが、前述のように、むしろ全面開示が原則とされるべきであり、かような段階的開示制度とすることによって、一括全面開示の弊害も防止し得るというべきである。開示の例外要件については、開示制度の命運をも左右しかねないのであって、座長試案では緩きに失し、意見で述べた程度の要件とすべきである。

(2) 「証拠の標目の提出命令」(7頁)について

裁判所の命令により提出された一覧表については、被告人側に開示するものとするべきである。

座長試案は、被告人側に開示する制度とすると、証拠の内容にわたることまで記載することが困難となり、裁判所が裁定するための資料として役立たなくなるなどの理由で、裁判所の命令により提出された一覧表は、被告人側に開示しないものとしている。しかし、「弊害」がある場合には、一覧表中の証拠の要旨部分のみを開示とする制度とすれば足りるのであって、一覧表そのものを全面的に非開示とする制度とするのは行き過ぎである。

3. 「被告人側による主張の明示」(5頁)及び「争点の確認等」(7頁)について

「被告人側による主張の明示等」については、あくまでも検察官側に立証責任があるという刑事裁判の構造、黙秘権の保障及び被告人・弁護人の防御権の保障という観点にかんがみ、被告人側に明示を義務付けるものであってはならず、証拠開示制度の整備等によって被告人側が明示し得る環境を整えることによって実現すべきである。

上記同様の観点から、被告人について、準備手続終了後の主張制限を設けないこととしたことは相当であるが、弁護士についても同様とすべきである。また、被告人・弁護人の新たな証拠の取調べ請求の制限についても設けないこととすべきである。

(理由)

刑事裁判において立証責任を有するのは、あくまでも検察官であり、被告人側には、積極的に自らの主張を提示するか否かの自由があり、主張する場合においても、その範囲、内容、時期を自ら選択する権利がある。他方、充実・迅速化のためには、準備手続の段階で被告人側の主張が明らかになっていることが望ましいが、だからといって、被告人側の防御権を制約することはできない。充実・迅速化の故に、刑事裁判の構造を変質させてはならず、また、被告人側の防御権を奪うことがあってはならないのである。したがって、被告人側が、準備手続において、自らの主張の明示を強制されるべきではない。証拠開示制度の整備等によって自らの主張を明示し得るようになれば、自ずと主張は提示されるようになるのであって、かような環境整備によって、争点整理を実現すべきである。

被告人が主張制限を受けず、法廷において新たな主張をなしたにもかかわらず、弁護士が主張を制限されるとすれば、被告人は、この新主張に関する限り弁護人の援助を受け得ない結果となってしまう。かような弁護権の制限は、憲法が定める弁護人の援助を受ける権利を蔑ろにするものであって、不当である。弁護士も主張制限を受けないものとするべきである。また、同様の理由で証拠の取調べ請求を制限すべきではない。

4. 「開示された証拠の目的外使用の禁止」(7頁)について

刑訴法47条で対処することで充分であり、ア、イ、ウいずれについても削除すべきである。

座長試案は、「当該被告事件の審理の準備以外の目的で使用してはならないものとする」とするが、必要以上に目的を限定しており、削除されるべきである。刑訴法47条は、「訴訟に関する書類は、公判開廷前には、公にしてはならない。但し、公益上の必要その他の事由があって、相当と認められる場合は、この限りではない」と定めるが、この「訴訟に関する書類」には、開示された証拠を含むものと解されている。したがって、開示された証拠については、既に規定が存在しており、公判廷で取り調べられる前においては、「公益上の必要その他の事由があって、相当と認められる場合」にのみ公にできるものであり、公判廷において取り調べられた後においては、制限を受けることなく公にすることができるのである。ところが、座長試案は、この一般法である刑訴法47条の特別法として、「当該被告事件の審理の準備以外の目的で使用してはならないものとする」とするのであって、この結果、開示された証拠が公判廷で取り調べられた後においてすら公にすることが一律に禁止され、「公益上の必要その他の事由があって、相当と認められる場合」であっても公にできないことになりかねない。開示された証拠について、刑訴法47条による制限以上の制限を課す必要があるとは考えられない。過去において、開示された証拠のコピーを、おそらくは営利目的で、弁護士がマスコミに譲渡した事案があったが、「公益上の必要その他の事由があって、相当と認められる場合」にあたらぬことは明らかであり、現行の刑訴法47条及び弁護士倫理で充分に対応することができる。したがって、また、過料と刑罰の制裁規定を置く必要もなく、強く反対する。

5. 「連日的開廷の確保等」(8頁)について

連日的開廷を確保する前提としては、前述の検察官による迅速かつ全面的な証拠開示及びこれを受けての被告人・弁護人の十分な準備期間の確保、そして被疑者・被告人の身体拘束制度の抜本改革等の準備活動を保障するための条件整備が不可欠である。また、検察官の主張・立証の結果を踏まえて被告人・弁護人として改めて検討や証拠収集等に期間が必要となる場合その他被告人・弁護人の防御の必要が認められる場合には、連日的開廷に拘泥することがないようにしなければならない。

連日的開廷を実施しつつ、被告人・弁護人の防御権の侵害を回避するためには、被告人・弁護人に対して十分な準備活動を行うための期間及び条件が予め確保されることが大前提である。また、検察官の主張・立証の結果を踏まえて被告人・弁護人として改めて検討や証拠収集等に期間が必要となる場合等において、連日的開廷に拘泥すれば、結果として防御権を不当に侵害することとなるため、これを避ける必要がある。これらの観点からすれば、連日的開廷を導入するにしても、その他の前提条件の整備を第一とし、かつ例外を緩やかに許容する制度とする必要があるというべきである。

6. 「訴訟指揮権の実効性確保」(8頁以下)について

訴訟指揮権の実効性確保という名目の下で、弁護士等の不出頭や訴訟指揮権に基づく命令違反に対して過料や費用賠償、そして処置請求というような制裁規定を新設するべきではない。

訴訟指揮権の実効性の確保は、むしろ訴訟手続を行う裁判所がいかに当事者の信頼を確保するような訴訟指揮を

行つかという観点からまず検討されなければならない。現に、近時の刑事訴訟の実情にかんがみれば、むしろ当事者間の基本的信頼関係を基本とした円滑な訴訟進行の実績が積み上げられてきていると言え、座長試案はこのような基本的観点を欠いているといわざるを得ない。制裁を背景にした訴訟指揮権の実効性確保という観点はむしろ時代錯誤的すらある。また、訴訟指揮権の実効性確保の制度としては、法廷等の秩序維持に関する法律(法秩法)が現に存在する。同法は、「秩序を維持するため裁判所が命じた事項を行わず若しくは執った措置に従わず、…裁判所の職務の執行を妨害し若しくは裁判の威信を著しく害した者」等に、裁判所又は裁判官が20日以内の監置若しくは3万円以下の過料に処することができることを定めている。かような規定を発動することについては、謙抑的でなければならないことは当然であるが、刑訴法295条による命令違反の場合も「執った措置に従わなかった」場合に該当し、その結果、「裁判所の職務の執行を妨害」したのであれば、法秩法による制裁が可能である。したがって、座長試案は、刑訴法295条による命令違反の場合に、法秩法に対する特別法として、法秩法の「裁判所の職務の執行を妨害」したとの要件を不要とするとの立法を提案していることになる。この要件の緩和は、「裁判所の職務の執行を妨害」したことを不要とするものであるから、審理の充実・迅速化という観点とは無縁である。座長試案は、裁判長の権限の強化を目指すものという外はない。裁判の迅速化に関する法律の運用との関係でも、基本的信頼関係を基礎としない訴訟指揮権の強化は刑事裁判の充実を阻害し、同法の目的に反することになる。ところで、法秩法による制裁が課された人数は、平成4年から同13年の10年間で、被告人15名、傍聴人11名、その他4名の合計30名(民事は内2名)であって、年間平均で3名に過ぎない(最高裁事務総局刑事局「平成13年における刑事裁判の概況」法曹時報55巻2号)。この10年間において、弁護人が法秩法によって制裁を受けた事例はないのである。かかる事実は、訴訟指揮権の実効性を確保するための新たな制度を創設するに足る立法事実が存在しないことを明確に示している。さらに、座長試案は、現行刑訴規則による裁判所による処置請求につき、刑訴法295条違反の場合にも対応するものとして位置付け、その要件を変更し、理由の説明を求める手続をなくし、弁護士会等が速やかに処置をとるべきことまで規定しようとするものである。これまで措置請求等は11件に過ぎず、そのほとんどは昭和50年代以前であり、座長試案を必要とする立法事実はない。また、より本質的には、弁護士に対する懲戒処分は弁護士自治の根幹であり、請求後の手続について弁護士会の自律・自主性を規制する法律の制定には強く反対する。なお、日弁連は「刑事法廷における弁護活動に関する倫理規程」を制定し、弁護士自治の下で自律的な対応をしていることを付言する。上記のとおり、訴訟指揮権の実効性確保のための新たな制度は不要であり、現行の処置請求の拡大強化を必要とするような立法事実は存在しない。

7. 「即決裁判手続」(9頁以下)について

即決裁判手続の対象がいわゆる自白事件とされている以上、自白の強制と虚偽自白の回避については特段の担保がなされることが前提とされなければならない。また、自白や即決裁判への被疑者の同意が真意に基づいてなされたか否かを、事後的にも客観的に検証することができるようにしておく必要がある。これらの観点から、即決裁判実施については、前述の取調の可視化(録画等)及び被疑者段階全体における公的弁護制度の実施が前提とされるべきである。

即決裁判手続の要件として「被疑者が被疑事実を認めており」とされていることから、自白の強制と虚偽自白の回避が大前提となる。また、即決裁判手続の選択については被疑者段階の手続全般を見渡した上で被疑者がその選択による自己の利益・不利益を十分に認識することが必要である。そして、事後的には、自白及び即決裁判手続への同意が真意に基づいてなされたか否かを客観的に検証できる方策の確保が必要である。以上の観点から、即決裁判手続については、前述の取調の可視化(録画等)が大前提とされるべきである。また、公的弁護人は、即決裁判手続の選択の場面で付するということでは足りないのであって、これに先立つ逮捕以降の全過程で保障されている必要がある。

指定弁護士に、司法警察職員等に対する直接の捜査指揮権を付与すべきである。

付審判請求事件においては、捜査機関側の協力が得られない実態があり、これを踏まえると、司法警察職員等に対する直接の捜査指揮権を指定弁護士に付与する必要がある。

(日本行政書士会連合会)

1. 「検察審査会制度」について

(1) 司法制度改革審議会意見書

第2刑事司法制度改革 3. 公訴提起のあり方に、「検察審査会の制度は、まさに公訴権の実行に関し民意を反映させてその適正を図るために設けられたものであり(検察審査会は選挙権者の中から抽選により選定される。)、国民の司法参加の制度の一つとして重要な意義を有しており、」とされている。裁判権の行使の面における国民の司法参加制度の一つとして、新設が予定されている裁判員制度と並び、民主権を実現する重要な制度であると考えられる。

(2) 検察審査会の議決に対するいわゆる法的拘束力の付与

国民の司法参加に意義を持たせ、また検察審査会制度の充実を図る意味で、検察審査会の議決に法的拘束力を認める方向で考えることが妥当である。検察審査会の「再度の審査」において、また、検察官が検察審査会議に出席し、意見を述べる機会を与えることを行ったときは、起訴相当の議決について、法的拘束力を認めることは、検察官の職権の独立を確保しつつ、国民の司法参加を認めることを調和させたことから適切な内容であると考えられる。

(3) 罰則

秘密漏泄罪について。守秘義務に慣れていない一般国民が、司法参加する上で、これを厳しく守ることを、罰則の担保により義務付けることは必要である。

(4) リーガルアドバイザー(仮称)の委嘱

法的知識のない一般国民が、刑事訴追の判断をするのは、感情的に流されてしまうおそれも大きく、被疑者の人権を考えるうえで問題点もなくはない。しかし、他方、国民の積極的な司法参加を考える場合、あらゆる分野の国民をできるだけ多く司法参加させることが、司法制度改革審議会意見書の「刑事司法の全体の制度設計にあたり、刑事手続に一般国民の健全な社会常識を直截に反映させ得る具体的な仕組みを導入することは、刑事司法に対する国民の信頼を確保し、更にこれを高めていくために不可欠であると考えられ、このことは司法の国民的基盤を確立するための方策の一環としても重要な意義を有するものと言わなければならない。」とする趣旨にも合致するものと考えられる。そこで、弁護士によるリーガルアドバイザー制度の充実、活用すべきである。検察審査会の「再度の審査」のときではなく、早い段階から必要に、認めていくことが、検察審査員より正確な判断を導けるものとする。すなわち、最初の審議のときに、弁護士によるリーガルアドバイザーをおくものとするとした方がよいと考える。

2. 「裁判員制度」について

(1) 合議体の構成

裁判官と裁判員との間には、裁判に関する知識や経験に大きな差があることから考え、裁判官の員数「3人」と裁判員の員数「4人」とすると、ほとんど裁判員の意見が反映されない状況になる。したがって、対等に議論しあえる「6人」とすることが両者のバランスがとれ、よりよい結論を導けるものとする。

(2) 評決

被告人の処分の有無、量刑などの決定という重要な判断と同時に、対象事件が、「死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪(ただし、刑法第77条の罪を除く。)に係る事件、法定合議事件であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪のもの」とされ、処分の重い事件と考えられる。検察審査会の議決は、公訴を提起するか否かに関する議決であるのに対し、裁判員制度における評決は、被告人にとっては、最終判断がなされる、裁判権の行使であることを考えれば、国民の司法参加という面からは、同じ趣旨ではあるが、その議決の重さは質が異なるものと言わざるを得ない。このことから、評決の方法については慎重に考えるべきである。また、裁判が、裁判官と裁判員の合議体

の員数の「過半数」で決することは、誤判を招く可能性が少なくないのではと考える。したがって、評決は、最低限、構成員の3分の2の賛成を要し、特に、死刑判決においては、全員一致が好ましいものとする。

(3) 裁判員及び補充裁判員の選任

就職禁止事由について 就職禁止事由の範囲は極力狭くすべきである。裁判員制度の趣旨は、一般国民の社会常識を刑事裁判に反映することを目的としていることから、「司法の専門家」のうち、刑事裁判に深く関わるとは考えられない弁理士、司法書士、公証人、大学の教授又は助教等を除くべきである。

(日本国民救援会)

1. この問題についての日本国民救援会の基本的姿勢について、この間「提言」や「意見書」を発表し、貴本部に対しても提出してきました。とりわけ、推進本部で議論されている刑事司法の「改革」- 裁判員制度及び刑事裁判の迅速化については、この夏に「現在の司法制度改革論議に警告する - 刑事司法改革を中心とした日本国民救援会の意見と提言」を発表し、貴本部あてにも提出しました。今回の意見募集の対象となる座長ペーパー(「考えられる裁判員制度の概要について」、および「考えられる刑事裁判の充実・迅速化のための方策の概要について」- いずれも10月28日付け裁判員・刑事検討会座長井上正仁名文書)の内容は、基本的には救援会の「意見と提言」によって、厳しく批判したものです。とくに、裁判要請を禁止する措置の検討は、裁判員制度の導入をテコにして、主権者国民の司法権に対する批判と監視を犯罪視するもので、歴史の逆行であり、また、国民による裁判批判、公正裁判要求の権利と運動を押しつぶすものです。この「座長ペーパー」にたいして、多くのマスコミも、裁判員の人数の問題やきびしい守秘義務を課す問題、国民が裁判員になれる条件作りについての検討不足などについて、強く批判しています。

2. この二つのペーパーの重大な問題点について、以下に指摘します。

(1) この二つのペーパーに共通して言えることは、多くの誤判を生み、人権侵害を重ねてきた現行刑事司法に対して、根本的反省や批判の視点を全く欠いていること。そして、基本的には現行の官僚司法を維持し、裁判への国民の批判や監視を許さない強権的な訴訟指揮と厳罰主義を根底に置いている点です。とくに、裁判要請を罰則をもって禁止する措置は、「裁判員制度について」の項でも、「刑事裁判の充実・迅速化について」の項でも用意されています。

(2) 裁判員制度について

最大の問題は、裁判員制度の導入を理由に、従来は自由に行われてきた国民による裁判批判や要請運動を犯罪視し、罰則をもって禁止することを推進しようとしていることです。これまで松川事件をはじめとして、国民的な裁判批判で真実が明らかにされ、無実のものが救済され、勝利した事件は数多くあります。裁判員に対する「接触」の規制、請託罪「等」などの規定は、現在も広く行われている裁判所への要請署名、上申書や意見書の提出などを不当に規制し、裁判員に対する意見表明を犯罪視するもので、国民の裁判批判の権利を奪うものです。裁判員に対する接触の動きを被告の保釈の取消しや不許可理由とすることなどは、現在の人質司法をいっそう強めることとなります。こうした検討とあいまって、本来、国民による司法参加の目玉である裁判員について、従来の官僚統制下における職業裁判官が主導する仕組みを改めようとせず、裁判員を単なる「お飾り」ととどめようとしています。個別に問題点を挙げれば以下のとおりです。

裁判員の人数の問題も、救援会も要求している裁判官の3倍以上という、政党も含めた国民の多数の意見を無視しています。

裁判員にたいして、質問拒否、不出頭、秘密の漏洩などを理由として解任や刑罰を課そうとしています。この加罰の決定権は裁判官にあり、同じ裁判体を構成すべき裁判員と裁判官の関係について、「司法制度改革審議会意見書」では、「裁判官と基本的に対等の権限を有する」裁判員の「主体的・実質的関与を確保する」としていることに真っ向から反するものです。

このような規定の下では、素人である裁判員が裁判官との関係でその権限をいっそう拘束・限定されることになり、自由で主体的な発言などを失わせる者になることは明白です。例えば、裁判官が強権的な対応をしても、これに反論も批判も抵抗もできない。裁判員での協議内容を事後にもいっさい明らかにできないということは、審理や協議のしかたについて、事後にもいっさい批判できないことを意味するからです。裁判員の経験者の立場から、制度そのものにもたいする批判や改善意見も出ることができなくなります。これでは国民に開かれた裁判にはほど遠いものとなり、裁判員は裁判官の認める範囲でしか発言できないような、単なるお飾りの立会人とされてしまうおそれが大きいです。

対象とされる事件の限定や判決を過半数で決することなど、そして、裁判員に参加できる条件づくり、教育や経済的保障などの社会的基盤づくりについてほとんど検討されていないことも問題です。

(3) 刑事裁判の充実・迅速化について

第1に、えん罪事件などで支援活動が事実上不可能となる方策として、裁判記録(検察が開示した証拠)を読めなくするような検討がされています。被告人・弁護人から提供される裁判記録は、事件を正確に理解するのに不可欠で、事件の真実をひるげが力です。これを、迅速裁判の名の下に、第1回公判前に行う争点整理手続きの導入により、目的外的使用として罰則で禁止しようとしています。証拠の目的外使用を禁止し、違反した弁護士や被告へ厳しい罰則を科することは、裁判の公開の原則、国民の裁判批判の権利を封殺するものであり、先に指摘した事件要請の犯罪視とあわせて、司法の自殺というほかありません。

第2に、検察官が持っている証拠を開示させない制度づくりを準備していることです。迅速裁判の名の下に、第1回公判前に争点整理手続きを新たに導入して、ここで検察が開示させることを決めた証拠以外は、弁護人などからの開示要求そのものを許さないようにしようとするものです。项目的には「証拠開示」についての規定がありますが、証拠の種類や範囲、その必要性を明示すること、また弊害の有無を考慮することなど様々な条件をつけて事実上開示請求そのものを困難にさせています。税金で集めた捜査記録は、国民の共有財産です。有利・不利を問わず、集めた証拠は、第1回公判前にすべて被告人・弁護人に開示すべきです。警察が検察に送らないままに保管している証拠も、これと同様に扱うべきです。それが、厳しい国際社会からの批判にこたえる道でもあります。

本来、迅速な裁判は被告人の人権を守るうえでも必要なことです。そして裁判は、捜査側が作成した膨大な調査によるものでなく、法廷内における主張と立証にもとづき行われなければなりません(直接主義、口頭主義)。しかし、現行の刑事裁判で審理が長期化する問題は、違法な取調べと「代用監獄」への長期の身柄留置、自白に頼る裁判が根本問題です。意に反して強制された自白をめくりその信用性についての審理に時間がかかる。そして、仮に一番で無罪になっても検察控訴でさらに長期の裁判を強制されることとなります。こうした実態から出発した見直しを図らない限り「改革」の名に値しません。

この項に関して、その他、個別に問題点を挙げれば以下のとおりです。

「争点整理」を被告側に課することそのものが誤りです。そもそも刑事裁判では、犯罪の立証責任は検察側にあり、被告・弁護側はその立証の問題・矛盾を主張立証すればよいのであって、無罪立証の責任は負われていません。捜査側は圧倒的に大きい組織力と財力、捜査権を持つことに対して、被告弁護側はほとんど無力です。捜査に関する証拠は全面開示することが基本で、これによりはじめて、被告側の主張・反証の権利が保障されることとなります。

連日開廷についても、上記のような問題(証拠の全面開示、被告人の身柄の解放、そして速記録の作成など十分な反論・反証の条件をつくる)の解決なしでは、被告側の防御権を著しく侵害するものです。

不当な訴訟指揮にたいする弁護権の保障を - 弁護人の不出頭に対して裁判長が職権で弁護人を付けることなどは、弁護権、被告の防御権の侵害であり、また、尋問・陳述制限命令違反に対する制裁は、裁判所が被告人・弁護人の訴訟活動そのものに対して、制限を課すことであり絶対に反対です。

座長ペーパーでは、直接主義・口頭主義と言いつつ、その具体的な内容については全くふれていません。裁判員制度では、公判を中心に裁判員の心証形成ができるように、調査裁判からの脱却が求められています。そのためには、直接主義・口頭主義の原則を具体的に実現する制度改革が必要です。

5月に成立した「裁判の迅速化に関する法律」でも、衆参両院で付帯決議（「当事者の防御権を損なうことのないよう」「二年以内の終局目標のみにとらわれた拙速な審理とならないよう、十分留意する」など）がなされています。この精神を尊重すべきです。

国際的にも批判の多い虚偽白の温床と言われている代用監獄の問題をはじめ、捜査の可視化、人質司法の改善についても全く検討課題にもしていないこと自体が重大な問題です。私たちは、このような問題点についても深くメスを入れ、えん罪の根絶に向けて抜本的な刑事司法改革を強く求めるものです。

(日本国民救援会青森県八戸支部)

現行の司法制度を、国民の権利擁護の立場に立った改善をとする声が高まっている中、先に「司法制度改革審議会」の討議を経て、今日政府の「司法制度改革推進本部」において議論がなされております。ところが、その内容において、法曹一元化の実現、代用監獄制度の廃止、法廷に対する検察の証拠隠しの禁止など、国民や司法関係者が求める課題を後景にする一方、逆に裁判員制度導入に伴う裁判批判の禁止規定と弁護士報酬の敗訴者負担制度導入が図られようとしています。前者は、国民の裁判を知る権利を奪うものであり、後者は財力の乏しい国民が圧倒的に不利な条件を押し付けられ、提訴する権利をも制限されるものであって、ともに、断じて認められないものです。よって、国民に開かれた司法制度改革を貫く上から、右二点につき撤回されるよう強く求めます。

(日本国民救援会山口県本部)

およそ近代民主主義国家においては、法曹一元や陪審、参審といった司法制度により、広く司法への国民参加の道が開かれている。これは国家権力(立法、行政、司法)が国民主権に基づくこと、すなわち国民による統制が作用していなければならないという原則に由来している。かつて戦前の日本でも陪審制度は、1923年制定、28年から43年まで不十分ながら実施されてきた。戦後も47年制定の裁判所法第3条3項に、「この法律の規定は、刑事について、別に法律で陪審の制度を設けることを妨げない」とあるように、陪審制度導入が予定されていたが、いまだ実現されていない。現在陪審制度に代わり裁判員制度が導入されようとしているが、「座長ペーパー」をみると、以下のような重大な問題点を抱えており、看過することはできない。

- 1)「座長ペーパー」には、多くの誤判を生み人権侵害を重ねてきた現行刑事司法に対して、根本的反省や批判の視点を全く欠き、基本的には現行の官僚司法を維持し、裁判への国民の批判や抵抗を許さない強権的な訴訟指揮と加罰主義を根底においていることである。
- 2)裁判員制度の導入に伴い、従来は自由に行われてきた国民による裁判批判や要請行動を犯罪視し、罰則をもって禁止しようとしていることである。
- 3)第一回公判前に行う争点整理手続の導入により、裁判記録(検察官開示証拠)の目的外使用を罰則をもって禁止しようとしていることである。これは、裁判の公開の原則、国民の裁判批判の権利を封殺しようとするものである。
- 4)第一回公判前に行う争点整理手続の導入により、検察に開示させることを決めた証拠以外は、弁護人などからの開示請求そのものを許さないようにしようとしていることである。

以上指摘したように、裁判員制度そのものが不十分である上、制度導入と引き換えに国民の裁判批判や要請を罰則をもって禁止しようすることは、近代民主主義国家の司法制度に値しないものであり、国民主権の立場に立ち返って、根本的に再検討されることを要請するものである。

(日本司法書士会連合会)

1. 基本構造

- (1)合議体の構成 合議体全体の規模としては12名以内が適当である。

ア 裁判官の員数

裁判官は当面3名が望ましい。但し、裁判員制度の導入趣旨が、司法に国民の社会常識的な考え方を反映させるということからして、裁判官主導の裁判による制度趣旨の没却を回避するためにも、本制度の国民への定着状況の推移を考慮しつつ、裁判官2名制への移行時期についても検討すべきである。裁判員制度創設に当たっての負担増加は、単に裁判官だけにとどまらず、検察官、弁護人も同様であり、国民も含め負担が増加することになる。裁判官にとって国民参加が負担となる可能性はあるが、新しい制度の導入にあたってのそれぞれの負担増加は、開かれた裁判の実現のための社会的コストとして受け止めなければならないと考える。

イ 裁判員の員数

裁判員の人数は、国民に開かれた裁判の実現と評決のあり方をも考慮しつつ、4名以上9名以内とする。

ウ 補充裁判員

欠席した裁判員がその後の審理に参加できないのが前提となるのであれば、一定数の補充裁判員を置く必要がある。

- (2)裁判員、補充裁判員の権限

ア 裁判員の権限

有罪・無罪の決定及び刑の量定については、裁判員と裁判官が同等の権限を有することとし、法律解釈及び訴訟手続上の判断については法律の専門家である裁判官のみが最終的な判断権限を有することとすべきである。

- (3)評決

死刑判断をする場合は全員一致とし、その他については慎重な審理を尽くさせるため、合議体の3分の2以上を評決の要件とすべきである。但し、後者の場合、裁判員のみによる特別多数決では決定できないとすべきである。

- (4)対象事件

ア 対象事件

当面、制度が定着するまで、現行の法定合議事件の範囲内で、死刑又は無期の懲役若しくは禁固にあたる罪に係る事件、法定合議事件であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪のように、一定の重大事件に限定することが相当である。但し、刑事事件への導入実績を踏まえ、将来的に行政事件にも国民の司法参加を図るべきであり、また、民事事件についても将来的課題として検討を継続すべきである。なお、裁判員制度は被告人に有利な裁判を保障するためではないので、被告人による裁判員制度及び裁判員の選択権を認めるべきではない。

ウ 事件の性質による対象事件からの除外

テロ事件や組織的な犯罪のような、特殊、例外的な類型の事件については、裁判員保護の観点から、裁判員制度の対象から除外すべきである。

2. 裁判員及び補充裁判員の選任

国民の過度の負担を避けるための適切な辞退を認めることを前提に、永住者を含めた地方裁判所管轄地域内の住民の成年者名簿を作成し、そこからの無作為抽出方式によることを基本とすべきである。裁判員制度を導入するにあたり、その選出基礎として選挙人名簿からの抽出を前提として検討されているようであるが、現行の選挙人名簿には特別永住者を含む永住者が搭載されていないことから、これらの者をはじめから排除する制度構築は疑問である。なお、除外・忌避については無作為抽出の理念を踏まえ、過度な運用に陥らないよう要件を厳しくすべきである。

3. 裁判員等の義務及び解任

- (2)裁判員及び補充裁判員の義務

裁判員や裁判員であった者に、評議の秘密等について守秘義務を課することとし、守秘義務違反については、裁かれる者の人権と裁判の公正な運営に配慮して、慎重に検討すべきである。

4. 公判手続等

裁判員制度導入の有無にかかわらず、迅速な裁判を実現するために、公判期日前の準備手続制度を導入すべきである。また、裁判員の過度の負担を避けるため、準備手続の結果公判の審理計画が確定した段階で、裁判員が裁判手続に参加することとし、争点整理をした集中審理により1週間程度で評決に至るようにすべきである。

5. 控訴審

当分の間、現行制度同様に裁判官のみによる、原判決の瑕疵の有無について審査等を行う事後審とし、裁判員制度は第一審の裁判についてのみ導入すべきである。

8. 裁判員の保護及び出頭確保等に関する措置

(1) 裁判員の個人情報の保護

裁判係属中はもとより、裁判後も裁判員及び裁判員候補者の個人情報を保護するため、裁判員を特定できるような氏名・住所等の情報は公開しないとすべきである。

(2) 裁判員等に対する接触の規制

裁判員に対する請託・威迫行為のような不正な働きかけを処罰すべきである。また、次項の裁判の公正を確保する観点から、報道機関等による審理中の裁判員への接触を禁止すべきである。

(3) 裁判の公正を妨げる行為の禁止

裁判継続中は裁判員に偏見を持たせないため、表現の自由を十分配慮しながら、当該事件に関する報道については報道機関における自主ルールを過度に超えない一定の緩やかな規制をすべきである。

裁判員制度創設の立法措置が行われた後、実際に制度が施行されるまで十分な期間を設け、国民に同制度を周知徹底させるための措置や司法教育を充分講ずるべきである。なお、被害者の立場を慮った充実した審理の実現を図るとともに、被告人の人権にも十分配慮すべきである。

(日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会)

裁判員の員数は裁判官の3倍以上が適切と考えます。今まで、裁判の当事者となる以外裁判所と関わる経験が全く無かった私達素人にとっては、裁判官に臆することなく、対等な立場で意見を言うことは、困難なことです。そこで意見を言いやすくするために、または市井一般の考えを妨げられないためにもこの比率の員数を必要とします。「司法制度改革審議会意見書」の基本理念に述べられているように、国民の一人ひとりが、自律的でかつ社会的責任を負った統治主体として参加できるような制度であるべきです。

(裁判員の守秘義務について)

「裁判員の秘密漏洩罪」は懲役刑か罰金刑を科せられるとの試案は厳しすぎ、反対です。裁判員が国民の義務であるのなら何とかやりくりして、責務を全うしようというのに、重い罰則を科せられているのが分かれば裁判員は萎縮してしまいます。しかも、役目を解かれた後も、終身に及ぶとされています。うかつに、感想も言えなくなりそうで、国民にこの制度の普及と理解の妨げになります。裁判員制度を更に国民のものにするためにも、裁判員を経験できてよかったと思えるような制度にすべきと考えます。

(国民が参加しやすい仕組みについて)

裁判員の責務を全うしようという人が、育児や介護などで参加ができないことのないよう、裁判所に託児所や老人施設(託老所)などを設けるなどの体制を整備して下さい。裁判員についての心構えを含む法教育を義務教育段階で実施して下さい。

(評決について)

座長案では過半数で、有罪・無罪の決定を行うとなっています。「裁判官の1名以上及び裁判員の1名以上が賛成する」との条件がつけられています。有罪とするには2/3あるいは3/4以上の賛成が必要と考えます。

(日本消費生活専門相談員協議会)

自由で公正な社会の構築を目指して司法制度改革審議会が2001年6月に最終意見書を提出しました。司法を民主的正統性のあるものにするためには主権者である国民の参画が必要です。国民の自立を実現する裁判員制度の創設に期待します。

1. 合議体の構成 裁判官の役割は、知識上経験を提供し、裁判員の自律的判断を支えることにあります。経験豊富な裁判官1名で良いと思いますが、後進の育成を考え2名までで十分です。裁判員は多様な意見の反映のため、陪審員が通常12名構成であることから12名、少なくとも9名以上必要と考えます。

2. 評決 全員一致が望ましいのは明白ですが、時間的制約のなかでは有罪の評決を3分の2以上の多数決制であって裁判官1名以上が賛成するものによるべきです。

3. 分かりやすい証拠調べ 証拠調べの在り方については裁判員が理解しやすい言葉であること、取調べの初期段階から代理人が同席する又はビデオを利用する等「裁判員が理解しやすい確かな判断をすることができるような立証」を実施すべきです。なお、書類による立証を最低限にし、証人、証拠物で示していくべきです。

4. 裁判員の守秘義務 裁判員に対して評議の経過、裁判官や他の裁判員の意見等に守秘義務が課せられることは当然ですが、裁判員が個人としての感想を述べることにまで罰則を科すことには反対です。

5. 裁判員の年齢制限について 選挙権と同様、20才と考えます。

(日本新聞協会編集委員会)

司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会の井上正仁座長は、今年10月28日に「考えられる裁判員制度の概要について」と題する試案を発表した。井上試案は、裁判員等の秘密漏洩に懲役刑を設けるなど司法制度改革の理念の根幹をなす「国民に開かれた司法の実現」に逆行する内容になっているうえ、日本新聞協会が削除を求めた、憲法で保障された「表現の自由」を実質的に制限する条項も設けられたままで、十分な論議を踏まえての試案であるのか、疑問と言わざるを得ない。

新聞協会は、今年5月16日に裁判員制度が導入された場合を想定して、「裁判員制度に対する見解」を表明した。この見解で新聞協会は、偏見報道の禁止規定について全面削除を求めたうえ、制度設計にあたっては「開かれた司法の実現」という観点から、「表現の自由」「報道の自由」に十分配慮する。裁判員等の個人情報をすべて非公開にするような制度設計にはしない。裁判員を退いた人にも接触禁止の網をかけるべきでない。秘密漏洩罪については守秘義務が課せられる内容の範囲や期限をより明確にすることを求めて、検討会のヒアリングでもこうした基本姿勢を示してきた。また、「公正な裁判」と「報道の自由」の調和は、メディア側の自主的な取り組みによって追求するべきであるとの考えから、「裁判員制度の取材・報道指針」を作成する用意があることも表明した。新聞協会は見解表明のあと、加盟各社の取材・報道の際のガイドラインとなる「裁判員制度の取材・報道指針」の制定に向けて協議を始め、9月10日に推進本部に協議の中間状況についてのまとめを示した。現在、「個人情報」「接触」などの各論点についてさらに議論を深めている。また、法務省、最高裁、日本弁護士連合会の法書3者との協議も重ねている。新聞協会は今後、日本民間放送連盟なども連携して、公正な裁判を実現し国民の知る権利にも応えられる環境整備を図るとともに、裁判員制度がスタートしたあととも法書3者や裁判員経験者との協議の場の設定に努めていく。相互の立場の理解を深めることは、裁判員制度と報道の関係を成熟させていく最善の方策であると考えられるからだ。新聞協会はこれまで、新聞倫理綱領を改定し、集团的過熱取材の見解を公表して人権・プライバシーに配慮してきた。外部識者らをメンバーとする報道検証機関を設けた社も多い。裁判員制度がスタートすれば、こうした取材・報道姿勢は一層、徹底されていくだろう。裁判の公正さを尊重し、報道倫理を守っていくことは言うまでもなく、各社がそれぞれ自主的に取り組んでいく課題である。

「偏見報道の禁止」規定について、重ねて全面削除を求める。この規定は、たとえ訓示規定であっても実質的に事件・裁判に関する報道を規制するものになりかねないうえ、何をもち「偏見」とするのかも明確でない。恣(し)意的な運用を導く恐れのある強い規定であり、表現の自由や適正手続きを定めた憲法の精神に触れる疑いがあるからだ。推進本部が法案の骨子を取りまとめる際には、こうした新聞協会の姿勢を十分配慮するように強く求める。

(日本税理士会連合会)

裁判員の就職禁止事由について

「考えられる裁判員制度の概要について」は、裁判員制度の意義は法律の専門家ではない一般国民の社会常識を刑事裁判に反映することにあるとする観点から、一定の法律の専門家を「職業上の就職禁止事由」として掲げている。そ

の中に、「弁理士」及び「司法書士」が挙げられていることから、一定の隣接法律専門職が法律の専門家であることを前提としていると考えられる。

ところで、平成13年の税理士法改正により、「税理士」は租税に関する事項について裁判所において補佐人として出頭し陳述をすることができるとされたことからみて、法制度上、法律の専門家として位置付けられていることは明らかである。このことから、法律の専門家としての職業であるかどうかの判断において、「税理士」を「弁理士」及び「司法書士」と別異の取扱いとすることは不合理であると考えられる。したがって、「裁判員制度・刑事検討会」の議論も踏まえて、一定の隣接法律専門職を裁判員の就職禁止事由該当者の範囲に含めるかどうかの立案にあたっては、「税理士」と「弁理士」及び「司法書士」とを同列に取り扱うべきである。

(日本大学法学部刑事法研究室)

裁判員制度について

1. 基本構造

(1) 合議体の構成

ア、イ 裁判官の員数については、ア案の3人を支持すべきである。同案は、裁判官と裁判員が協働して事件を審理することについて適切な制度である。一定の結論に達するためには、必ず裁判員の一定数の支持を得る必要があり、その意味で素人裁判官の良識をも反映できる仕組みとなっている。イ案は、素人裁判官の意見が裁判の結果により強く反映させることを目的とするものであるが、審理体としての迅速な活動に問題があり、手続的負担が大きいので支持できない。

ウ 審理体の維持及び迅速な裁判の実現という観点から補充裁判員をおくことは支持できる。

(2) 裁判員、補充裁判員の権限

ア、(ア)、(イ)は、特に問題がないと考える。(ウ)については、訴訟手続に関する判断又は法令の解釈の専門性の故に一部問題があるといえるが、裁判員の一般的な感覚をも参考にこれらを解釈することは、一般人の感覚をも一定の限度で反映させる余地を認めるという意味で肯定的な評価を与えることができる。

イ、(ア)、(イ)、(ウ)は、裁判の継続性の維持という観点から、合議体に加わる準備をする必要があることから支持できる。但し、法案がいうとおり、審議の結果に影響を与える行為を行うことは認めるべきではない。

ウ、特に問題はない。

(3) 評決

ア 全構成員の過半数の意思による点で妥当である。そして、一定の結論を得るためには、裁判官と裁判員のそれぞれ一名以上の賛成を要するとしている点については、それぞれの構成員を必ず一名要求することによって、協働して裁判を行うという趣旨が維持できると考えるので支持できる。

イ 法律解釈は専門性を理由に裁判官の過半数の意見による点で、この案は支持されるべきである。

(4) 対象事件

ア 対象事件

(ア) 原則

を支持すべきである。裁判員制度による裁判を刑事裁判にどの程度及ぼすかの問題であるが、当初は、比較的事件の種類・範囲を絞り、その後、運用の定着、実績等を分析して、次第に広げていくのが妥当だからである。その上で、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪については、に準じて対象事件とすべきである。

(イ) 併合事件の取扱い

(ア)について、事件を量的に絞ったことを前提とした上で、関連する事件は同一審理体で審理するのが妥当と考えるので、(ア)事件と併合された事件も取扱うとするのが妥当である。

イ 訴因変更の場合の取扱い

訴因変更の場合でも、当初、裁判官と裁判員によって審理していた以上、裁判の継続性、訴訟の促進の観点から、なおこれを取り扱うべきと考えられ支持できる。また、事件の内容や審理状況から不適切な場合には、裁判官による審理が妥当と考えられるので、但書を設けることも支持できる。

ウ 事件の性質による対象事件からの除外

原案(ア)に挙げられた事情から、裁判員が公正な審理を行うことが困難な場合も考えられるので、このような規定を設けることは支持できる。その場合は、身分保障があり、職権の独立が保障された裁判官のみで審理することはやむを得ないと考える。(イ)、(ウ)にあるように、当事者の意見聴取、不服申立の機会を設けることには、もとより賛成である。

2. 裁判員及び補充裁判員の選任

(1) 裁判員の要件

原案を支持する。裁判に一般人の良識を反映させるという前提には、その者が一定程度社会経験があり、25歳を基準とすることは適当であると考えられる。

(2) 欠格事由

ア、(ア)は、学歴の要件を設けることは、法の下での平等に反する疑いがあり、その意味で積極的な学歴要件は設けるべきでない。(イ)については、妥当と考える。前科があるものについて除外することはやむをえない。(ウ)についても支持する。心身の故障のある場合には、適罰な判断をなしえないおそれがあるだけでなく、審理の継続性の観点からも問題があるからである。

(3) 就職禁止事由

一定の限度で裁判関与する職種、行政的な立場にある者は、公正な裁判の維持という観点から就職を禁止することはやむをえない、また、自分自身が刑事手続の対象とされている者を除外することには合理性があり、法案には概ね賛成である。

(4) 除斥事由

刑事訴訟法20条の除斥制度と同趣旨の下に、ア～コの事由につき裁判から除外とする規定には賛成である。

(5) 辞退事由

裁判員として活動することが、身体的、社会的地位などから客観的に困難である場合には辞退することを認めるべきであり、法案のような規定を設けることは支持できる。

(6) 忌避事由

要件の認定には、幾分問題が生じると思われるが、公平な裁判の維持という観点から、法案のような規定を設けることは支持できる。

(7) 裁判員名簿の作成

一般的な客観性のある既存の名簿は選挙人名簿である以上、これに依拠して名簿を作成することは支持できる。

(8) 裁判員候補者の召喚

ア 手続的規定であり、基本的に賛成である。

イ、(ア)、(イ)には、特に問題はない。(ウ)については、閲覧する人間が検察官又は弁護士という法曹関係者であるので、手続が複雑となる事前の閲覧制限よりも事後の漏洩禁止義務で対応する方が実際的であるので支持できる。

(9) 質問手続

ア、イについては、アメリカの陪審制度にならった裁判員の選出手続と考えられるが、まず、裁判員を決定するために一定の質問をする必要があるとともに、当事者を納得させるという意味で、理由のある、理由を付さない忌避を認

める必要があり、これらの手続を支持できる。また、今回の案では、イの(力)について(裁判員の員数を4人とする場合)当事者は、それぞれ3ないし4につき理由を示さず忌避できるとして、人数を具体的に示して規定しているが、右の理由により基本的に支持できる。ウについては、選任手続を明らかにしておく必要からも支持できる。

(10)裁判員に対する補償

公務を遂行する以上、基本的に実費等の支弁は当然であり、負傷等に補償を行うことももとより支持できる。

3. 裁判員等の義務及び解任

(1)裁判員候補者の義務 (ア)、(イ)については特に問題がない。

(2)裁判員及び補充裁判員の義務 ア～オは、当然の職務義務を定めるものであり特に問題がない。

(3)裁判員及び補充裁判員の解任 基本的事項を定めるものであり特に問題がない。

4. 公判手続等

(1)総論 基本的な公判手続の運営のあり方を定めるものであり特に問題がない。

(2)準備手続細事裁判の充実・迅速化(関連)

裁判に今まで関与したことのない裁判員が審理に望むに際しては、準備手続を設けることは必須のものであり支持できる。また、適切な審理期間を確保するという観点から審理に要する見込み期間を明らかにすることには賛成である。

(3)弁論の分離・併合

先回の法案とは異なり、今回の案では「弁論が併合されないまま審判が行われた場合の刑の調整のための制度」の検討をあげている。裁判員制度では、量刑の面で、その認定にかなりのひらきが生じることが考えられるので、刑を調整するための制度を検討することは有益と考える。

(4)公判期日の指定(刑事裁判の充実・迅速化(関連))

口頭主体、弁論主義を徹底し裁判員の関与という事情に配慮して審理の充実・迅速化を担保するものであり支持できる。

(5)宣誓等 特に問題はない。

(6)新たな裁判員が加わる場合の措置

特に問題がない。但し、裁判官の交替の場合の取り扱いを基準にしつつ、裁判員が加わるという特殊事情にした措置を設けるべきであるが、基本的には支持できる。

(7)証拠調べ手続等

ア 冒頭陳述

準備手続における争点整理の結果を示した冒頭手続を行う公判とは、裁判員に判断の対象を明らかにするという意味で支持できる。

イ 争点に精力を集中して明確な立証活動を行い、心証形成を容易に行えるということで、基本的に支持できる。

なお、今回の法案は、「第一回公判期日前の裁判官による証人尋問の活用拡充するため、刑事訴訟法227条第1項中の「圧迫を受け」との要件を削除すること」をかけた。この点は、以下の理由により支持できる。裁判員制度は、素人裁判員が審理にわたるため、何よりも争点を明確にして審理が迅速に行われることに配慮する必要があり、その意味では227条の第一回公判期日前の証人尋問の規定は適用範囲を広げる必要があるからである。このことよって、事件の全体像と審理の方針を早期に把握・確立することが可能となるからである。

(8)判決書等

ア 特に問題がない。

イ 責任の所在を明確にする点で、裁判員の署名押印の要否はなお検討の余地がある。裁判員の身分の終了は、一連の手続が終わった判決宣告時とするのが、手続的にも明確であり、この点は支持できる。

5. 控訴等

控訴審の事後審性を維持するというのであれば、原判決の瑕疵を事後的にチェックするという意味をもつので、裁判官による技術的な判決のチェックという現行法の枠組みでも対応できると考える。

6. 差戻し審

原判決が破棄されて、当初より審理をし直すわけであるから、一審と同様の条件の下で再び裁判員によって審理しなおすことは適切である。

7. 罰則

(1)裁判員等の不出頭等

正当理由がある程度明確にする必要はあると思われるが、一定の制裁によって出頭を確保することはやむをえないと思われる。

(2)裁判員等の秘密漏洩罪

裁判官の職務を行う以上、守秘義務を課し、それに違反した場合の制裁を科すことを規定することは適切である。ただ、義務違反に対して懲役刑という重い刑を定めることには慎重でありうべきで、この点では、裁判員をして自覚を促す限度の相応の重さの罰則に限定すべきであると思われる。

(3)裁判員に対する請託罪等

特に問題はなく、制度に対する信頼を維持するため、かかる規定はむしろ設けるべきである。

(4)裁判員等威迫罪

公正で充実した裁判を維持するために、かかる規定は当然に設けるべきである。

(5)裁判員候補者の虚偽回答罪

裁判の公正を維持するためには、質問手続には、誠実に回答すべきであり、虚偽回答した場合には、ある程度の制裁を課すことはやむをえないので、かかる規定を設けることは支持できる。

8. 裁判員の保護及び出頭確保等に関する措置

(1)裁判員等の個人情報の保護

(ア)(イ)は基本的に支持できる。裁判官とは異なり裁判員には身分保障が存在しないので、裁判員の社会的地位、立場を保護して、公正さを担保した上で裁判に向かえるようにする必要があるからである。

(2)裁判員等に対する接触の規制

裁判員の個人的な生活の保護及び裁判に対する不当な影響の防止という観点からも支持できる。

(3)裁判の公正を妨げる行為の禁止

特に問題がない。裁判に対する公正を確保するためにかかる規定を設けるべきである。

(4)出頭の確保

裁判員の職場の理解が、出頭の確保のために不可欠であり、かかる規定を設けて、国民全体の理解を促し周知徹底をはかるべきである。

「考えられる刑事裁判の充実・迅速化のための方策の概要について」

第1 第一回公判期日前の新たな準備手続

1. 準備手続の目的等

(1)準備手続の決定

裁判の充実・迅速化のためには、早期に事件の概要を把握して争点が何かを整理し、それに証拠調べを集中させることが肝要である。その意味で、事件の難易度・性質等を考慮して、必要があるときは、第一回の公判期日前に準備手続をすることができるとすることは支持できる。

(2)準備手続の目的

- ア 上記の趣旨から、その目的の設定・基本的位置づけを明記することには賛成する。
- イ 争点および証拠の整理は、裁判所への努力には限界があり、検察官・被告人、弁護人の訴訟関係人の協力が必要であり、この義務規定を設けることは支持できる。
- (3) 裁判員制度対象事件における必要的準備手続
裁判員制度対象事件の場合に、準備手続を必要的なものとするのは支持できる。同制度では、職業裁判官と素人裁判官の協働によって事件が審理される。その場合に、審理体以後者が含まれることにより、従前のような円滑な争点等の整理が困難となる場合も予想される。そこで、前者による準備手続を実施することにより、争点・証拠を早期に整理する必要があり、準備手続を必要的なものとするのが妥当だからである。
- (4) 準備手続の主催者
(3)で述べた趣旨から基本的に賛成である。また、後に展開される公判手続の円な進行の観点から、準備手続を主催するものは、受訴裁判所の裁判官とすることが望ましい。
2. 準備手続の方法等
- (1) 準備手続の方法
ア・イ 特に問題がなく、準備手続を進める規定として支持できる。書面によって事実関係を整理し手続の進行を確認していくことは、手続の安定に資する。
ウ 提出期限を定めることには賛成である。いわゆる五月雨式といった書面の提出方法では、結果として迅速な裁判の実現の要請を後退させるからである。但し、真に資料収集・関係者からの事実の聴取などに客観的に必要な時間は与えられるべきであり、提出期限を定めるに際しては、この点に対する配慮が必要である。
エ 基本的に支持できる。弁護人は、被告人の法的保護者であるが、その専門性を尊重するとしても、裁判における争い方・争点の形成の仕方については、基本的に被告人の意思が尊重・確認される必要があり、このことが後の争いの発生を防止し迅速な裁判の実現にも役立つからである。
- (2) 準備手続の出席者
特に問題はない。検察官・弁護人の出席はもちろんとして、訴訟の当事者である被告人の出席の余地を認め、あるいは出席を義務付ける場合を認めることは妥当である。
- (3) 準備手続の内容
準備手続実施の時期を早期としつつ、現行の刑事訴訟規則178条の6以下を確認したものであり基本的に支持できる。これは、迅速な裁判を実現するために準備手続の内容とすべきである。
- (4) 準備手続結果の顕出
公判手続において、準備手続の経過・結果を明らかにすることは、証拠の整理・争点の整理の結果を当事者が自覚することに役立つだけでなく、適正手続の保障という観点からも支持できる。
- (5) 準備手続の充実
特に問題がない。公判手続という正式の本来の手続がある以上、これに奉仕するためにできる限り早期にその目的を達成する必要があるからである。
3. 検察官による事件に関する主張と証拠の提示
- (1) 検察官の主張事実の提示
書面により検察官の主張を整理した形で提出させ、証拠開示の期限を定めることは、原告の主張の内容と評価を早期に明らかにするものとして、準備手続の目的と合致するものとして支持できる。
- (2) 取調べ請求証拠の開示
証拠を早期に開示して検討することは、争点の整理と迅速な裁判の実現に役立つので支持できる。また、証人の供述調書が存在しない場合に、供述の要旨を記載した書面を閲覧する機会を与えるにとどめるとすることには基本的に賛成である。証拠破壊・証人威迫のおそれがあり、検察官の公判における方針変動を阻害するおそれがあるからである。
- (3) 取調べ請求証拠以外の証拠の開示
この場合の証拠の開示は重要である。被告人に有利な証拠が検察官のもとに、いわゆる手続残り証拠として存在する場合があるからである。この点、従前の証拠開示の理論が、その開示時期を除いて参考になると思われる。もちろん、ここでは早期の開示を予定した議論となっているので、証拠破壊のおそれには十分に配慮せざるを得ず、証拠の性質・種類等に応じて相当の配慮を伴って開示の余地を認めるべきである。
4. 被告人側による主張の明示
- (1) 主張の明示等
被告人・弁護人が、検察官の主張事実に対する反論を明確な形で実施すべきとすることは支持できる。証拠・争点の整理を目的とした手続である以上、証拠を開示する必要も認めるべきである。また、争点の整理という目的を前提とすると、326条の同意の有無もこの手続段階で明確にすべきである。したがって、この案を基本的に支持できる。
- (2) 開示の方法
開示の方法については、特に問題はない。検察官の証拠開示の場合と異なって、通常は証拠破壊という問題を考える必要がないからである。
5. 争点に関連する証拠開示
基本的に証拠破壊のおそれに配慮した対応の余地を認めることは支持できる。
6. 更なる争点整理し詐柳開示
特に問題がない。
7. 証拠開示に関する裁定
- (1) 開示方法の指定
ア 裁判所が開示の弊害等を考慮して、調整の上、開示の時期、方法等を決定するとすることも、従来の証拠開示の判例理論の骨組みを開示時期の問題を除いて確認するものとして支持できる。
イ 不服申立手続を設けることには賛成である。この準備手続が定着することによって、かなりの程度、証拠開示の主張がなされるようになるので、その決定にたいする救済について規定を設ける必要もあるからである。
- (2) 開示命令
裁判所を調整者として証拠開示を促進し、それに対する不服申立の手段を整備するものとして基本的に支持できる。
- (3) 証拠の提示命令
裁判所が証拠開示を命じるか否かを決定するに際しては、現実的に証拠に接する必要があるため、このような規定を設けることは証拠開示を促進するものとして支持できる。
- (4) 証拠の標目の提出命令
証拠の一覧表の提示は、裁判所が証拠全体を把握することに有用であり、裁判所が証拠破壊のおそれを個別的に考慮して証拠開示の判断をする上で有用である。
8. 争点の確認等
- (1) 争点の確認
争点の確認は、迅速な裁判の実現のために必要であり支持できる。
- (2) 準備手続終了後の主張
現在の検察官の起訴基準の高さを前提とすると、事件に対して十分な検討が可能であるため、準備手続においてかような規定を設けても特別の問題は生じないと思われる。また、被告人に完全な準備を期待することは困難なの

で、これを制限しないとする法案の立場には賛成である。

(3) 準備手続終了後の証拠調べ請求

ア やむを得ない場合を除いているとはいえ、証拠調べの範囲を法案のように制限することには問題があると思われる。当事者が争点を形成し、証拠調べをして迅速な裁判実現する趣旨は理解できるが、客観的な真実を発見する要請にも十分に配慮する必要があるからである。

イ この観点から、裁判所が正義の要請から被告人を保護する方向で、職権による証拠調べの規定を活用する余地を広く認める必要があると考える。

9 開示された証拠の目的外使用の禁止等

(1) 目的外使用の禁止

証拠開示を早期に広く認めるのは、充実した裁判と迅速な裁判を実現するためである。特に、刑事事件の証拠は、他人のプライバシーなど影響を与えるものも多いので、開示した証拠の目的外の利用については、法案のような制裁規定を設けることもやむを得ないと考える。

(2) 開示された証拠の管理 弁護人に管理義務を認めることには特に問題はない。

第2 連日開廷の確保等

1 連日開廷の原則の法定

迅速な裁判の実現という観点から、現在、規則事項とされている連日開廷の原則を法律事項として、周知徹底をはかることは支持できる。

第3 訴訟指揮の実効性確保

1 国選弁護人の選任

準備手続、公判期日に弁護人が欠けるか、その協力が得られないおそれがある場合に対処して、迅速な裁判を実現するため、国選弁護人の選任手続の規定を設けることは支持できる。

2 訴訟指揮権に基づく命令の不遵守に対する制裁等

(1) 命令の不遵守に対する制裁

訴訟関係人の正当な理由なしの不出頭に制裁規定を設けることは、その制裁の程度が法案に示されたものとどまるならば、迅速な裁判の実現という観点から支持できる。

(2) 裁判所による処置請求

迅速な裁判の実現は、法曹三者の協力によって実現できるので、正当な理由なく不出頭の場合には、その者の監督権者による処置を請求する権利を裁判所に認めることは支持できる。

第4 直接主義・口頭主義の実質化

この法案によって、証拠・争点の整理を前倒しの形で早期に実現することになるので、肝心の公判手続が形骸化するおそれがある。直接主義・口頭主義の実質化をはかるべきとする規定を設けることは支持できる。

第5 即決裁判手続

1 即決裁判手続の申立て

裁判の迅速化をはかるためには、真に争いのない事件について、当事者の意思を明確に確認した上で迅速に処理する即決裁判手続を導入することは基本的に支持できる。このことによって、真に争いのある事件について、十分な時間と労力を割いた審理を実現することが可能となり、メリハリの効いた公判手続の運用が可能となるからである。

2 公設弁護人の選任

即決裁判手続という簡易・迅速な手続で事件を処理するために、被告人が、その手続の意味と効果を十分に知った上で裁判に臨む必要がある。その意味で、法的保護者としての弁護人を依頼できない事情のある者に対して、公費で弁護人を付ける制度を導入することは支持できる。

3 即決裁判手続の決定

弁護人の保護・関与のもとに、被告人の意向を確認して即決裁判手続によるか否かを決定するという手続を認めることには賛成である。その意味で、即決裁判手続による裁判は弁護人の立会いのもとに行われるとする法案を支持できる。また、通常の手続によるか、即決裁判手続によるかについて意見を聞いたり、即決裁判手続によることが相当であるかについて、裁判所に公正な判断の余地を認めている点についても支持できる。

4 即決裁判手続による裁判

(1)から(4) 簡易公判手続に準じた手続によること、即日判決とすることは、裁判の迅速化のための手段として基本的に支持できる。また、言い渡すべき刑を限定している点も、被告人の人権保障という観点から支持できる。

(5) 手続が取り消され通常手続に移行した場合に、既に取調べ済みの証拠について刑訴326条の同意があったものとするは基本的に支持できる。取調べがあった以上、裁判官は既に心証を形成しているので、この取調べの結果を無にすることは訴訟手続の進行に混乱をきたすおそれがあるからである。

5 上訴

上訴の理由を絞ることも、裁判の迅速な終了という観点から基本的に支持できる。但し、誤った裁判は是正の余地を認めるべきであるから、再審開始事由にあたるような場合は、上訴の余地を認めるべきで、その意味で法案の立場は支持できる。

「考えられる検察審査会制度改正の概要について」

1 検察審査会の議決に対するいわゆる法的拘束力の付与

(1) いわゆる法的拘束力のある議決の種類

現在の検察官の公訴権行使に関する起訴基準は、公判において確実に有罪判決が与えられる見込みまでが折り込まれた厳しい基準によって運用されていると考えられる。このことは、一面において慎重な起訴ということでも長所であるが、反面において公訴提起が控えられるという弊害を伴うと考えられる。ことに、被害者感情をも考慮すると、証拠を精密に検討することを前提として、検察審査会の議決に法的拘束力を認めるべきである。このことが、検察制度にたいする国民の信頼確保につながるからである。

(2) いわゆる法的拘束力のある議決の要件

ア 国民から選出された委員よりなる検察審査会の審査において、起訴相当の議決がなされた以上、検察官は事件処理を再考すべきことというまでもない。

イ (ア)検察官が、再考において不起訴処分したことにより、検察審査会の議決とは異なる結論が出されたのであるから、そのことをふまえて検察官の事件処理の適正を担保するために、検察審査会による再度の審査を認めることには賛成である。(イ)3か月以内に処理できないことは、証拠の収集、再検討の状況から容易に考えられるので、その理由を通知したときは延長できるとするのは、事柄の本質に合うものであり支持できる。

ウ 検察審査会が法的拘束力のある起訴相当の議決をするための要件として、検察官の意見を述べることを要求することは賛成である。それは、検察審査会自体は捜査権を有していないので、担当の検察官より事件処理の要点の説明を受け、その意見を聴取することは、その判断が独善に陥ることを防ぎ適正に行われるために重要である。

(3) いわゆる法的拘束力のある議決後の訴追及び公訴維持の在り方

公訴提起は、証拠を精査した上で、公判の維持の観点もふまえた高度な法的処理を行う行為であるので、起訴状の作成、公訴事実の特定については、法的知識と経験をもちた法律家が従事すべきであり、検察審査会の構成員に委ねることは妥当でない。また、そもそも検察官サイドの事件処理の公正さが問題となるのだから、検察官に再び担当させることは妥当性に欠ける。そこで、指定弁護士が担当するとするこの案を支持すべきである。

2 検察審査会の組織、権限、手続等の在り方

(1) リーガルアドバイザー(仮称)の委嘱

ア 法的拘束力のある起訴相当の議決を行うかは、ある程度審理のなされた後に判断するのが通常である。とすれば、むしろ、審査員の心証が白紙の状態のうちから、同アドバイザーを付けて当初より争点に即した充実した審理をさせる必要がある。他方、事件の難易度には様々なものがあり、手続的コストの面を考慮すると、同アドバイザーを付けるか否かは義務的なものとすべきではなく、事件の実情に即して付けるとすべきである。そこで、この案を支持する。

イ リーガルアドバイザー制度の導入は、審査員の能力、経験の不備を補い事件の争点に即した判断を適切に行うという観点から支持できる。そして、今回の法案において、但書として、リーガルアドバイザーは、「検察審査会の判断を誘導することがないようにしなければならない。」とする規定を設けていることは支持できる。というのは、弁護士は、専門性の故に審査員に影響を与えやすい立場にあるので、あくまでも審査員を補助しサポートする立場での関与にとどめるべきだからである。

(2) 検察審査員の義務・解任

検察審査会の義務・解任の問題については、裁判員と検察審査員とでは、裁判権の行使と公訴権の行使という点の相違があるが、基本的に司法に対する国民参加という点で同一の基礎をもつので前者との整合性をふまえて議論すべきであり、この案を支持できる。

(3) 罰則 罰則についても(2)と同様である。

(4) 検察審査員の欠格事由等の見直し 欠格事由の見直しについても同様である。

(5) 付審判請求手続との調整

法案の立場は、いずれか一方の手続において訴追等がなされた場合には、他方の手続の中止ないし終了することになるので、この点を現行法と同様に解釈に委ねている。この点、従来の解釈でまかなえる以上一応支持できると思われる。

(6) 検察審査会の配置の見直し

各地方裁判所の管轄区域内に少なくとも一つ置かなければならないとすることは維持されるべきである。但し、検察審査会の数の下限については、適正な配置の確保という点から、従来の200という数に拘束される必要はないと考える。

3 建議・勧告制度の改革

検察審査会制度の目的は、検察官の検察事務が適正・公正に行われることを担保することにある。その意味で、検察事務の不適切さや不合理が指摘された場合には、検察庁においても自己努力により改善を図っていくべきことはいうまでもない。そこで、検察事務の改善に関する建議・勧告を生かすために、回答を義務づけるべきであり、その回答の相手として検察審査会を位置づけることは適切である。

(日本弁護士連合会)

裁判員制度について

1. 合議体の構成 (座長試案 1(1))

【意見】裁判官の員数は、1ないし2人とするものとする。裁判員の員数は、9ないし11人とするものとする。

【理由】

1 裁判員の人数について

(1) 裁判員の主体的・実質的参加、多様な意見の反映には多数の参加が必要 上記意見については、たたき台に対する日弁連意見で既に述べたとおりである。すなわち、専門的知識経験等を多く有する裁判官と、無作為抽出で選ばれ当該事件についてのみ担当する裁判員が、対等に評議できる状況を実質的に確保するとの観点から、裁判員の員数が絶対数として多数であること、職業裁判官の員数が絶対数として少ないことが必要である。また、選出される裁判員の性格・知識・経験等が多様でありうることから、「国民の健全な社会常識がより反映されるようになることによって、国民の司法に対する理解・支持が深まり、司法はより強固な国民的基盤を得ることができるようになる」(審議会意見書102頁)という制度目的に合致するものとするためには、4人程度の裁判員数では「社会常識の反映」というには困難であり、少なくとも10名前後の裁判員が各自の知識経験に照らして意見を述べる必要がある。

(2) 裁判員と裁判官とを対立・対抗関係と考えるものではない 当連合会の上記意見は、裁判員と裁判官とはグループとして対立・対抗する関係に立つ。特に、裁判官が自分達の意見を押しつけようとするのに対して、裁判員は数で対抗するしかない。といった捉え方(座長説明8-9頁)に基づくものではない。すなわち、職業裁判官と裁判員との間には、専門的知識や経験の多寡において差があることは当然のことであり(だからこそ、裁判員が参加することに意義がある)、参加する裁判員が臆せず意見を言うためには、裁判員にとつての議論の環境整備が必要である。その限りでは、裁判員と裁判官とを区別して論じることは不当であるどころか、必要なことである。仮に、裁判員と裁判官の違いを全く度外視し、裁判員と裁判官を区別して論じること自体を不当とする見方があるとするれば、それは誤りであるといわざるをえない。

(3) 裁判員は裁判員の補助にとどまると考えるものではない また、当連合会の上記意見は、裁判員が中心ないし主役であり、裁判官はそれを補助する役割にとどまるとする捉え方(同9頁)に基づくものでもない。当連合会が、裁判員の員数について相当多数を主張する根拠は、裁判員と裁判官の対等に評議を確保すること、多様な裁判員の知識や経験等をもって「社会常識の反映」を実現すること、にあることは前述のとおりである。

(4) 市民の「感覚的なもの」を尊重しなければならない 座長説明は、素人であり、初めて裁判員となった人が、プロの裁判官達の前で臆せずものを言うことができるようにするためには、同じような立場の人がある程度の人数いた方がよい。(9頁)という考えについては「理由のないことではない」(同頁)としつつ、「どれくらいの人数が必要かは一概には言えず、これまでに挙げられた数字も、多分に感覚的なものでしかない」とする(同頁)。このように、数字が「感覚的なもの」であるとするならば、重要視されるべき「感覚」は、参加する市民の「感覚」であろう。司法制度改革推進本部事務局(以下「推進本部事務局」という)が2003年4月1日から同年5月31日まで実施した、「裁判員制度及び検察審査会制度についての意見募集」にも、「素人がプロの前で臆せず物をいうことができるようになるため」との理由を挙げた上で、裁判員は裁判官の3倍以上、あるいはたたき台B案程度の相当多数が必要であるとすることが多数寄せられている(裁判員制度及び検察審査会制度についての意見募集の結果概要(第22回検討会配布資料1))。また、新聞各紙も、座長試案が提案した裁判員の人数について、批判的な意見を多く掲げた。例えば、「3人の裁判員に対して、素人が気後れしないで話すには、4人ではあまりに少ない。市民にとって、裁判所や裁判官は遠くて近寄りたいたい存在だ。…6人くらいは最低必要だろう。」(朝日新聞社説「これではお飾りになる」2003年10月30日付)、「裁判員が少ないと、裁判官を前に市民の裁判員は気後れし、満足に意見を述べられない可能性がある。裁判員が十分に議論できなくては制度導入の意味がない。」(毎日新聞社説「市民を甘く見ない方がいい」同日付)、「裁判員の数が少ないと、多様な社会常識を映す鏡としての役割を果たせない。」参加する国民の数が四人というのは、国際的に見ても少なすぎる。裁判所内部には「裁判官が扱いやすい数にすべきだ」という意見があるが、本末転倒の議論だ。六人以上なら合憲という米連邦最高裁の基準が裁判員の数を考える参考になる。」(日本経済新聞社説「裁判員での座長試案に疑問」同日付)など、裁判員が4人では少なすぎるとの主張が多数出されている。推進本部事務局は、こうした市民の意見に真摯に耳を傾け、制度設計しなければならない。

(5) 数が多くても、評議の実効性は確保可能

座長説明は、「…判決においては、単に結論だけでなく、その結論に至る実質的な理由を示すことが必要であり、そのためには、評議においては、判決の理由についても突っ込んだ意見のやり取りをし、できる限り全員の合意を得る一あるいは、少なくとも、多数の意見が一致する。までの詰めを行う、ということが必要」で、「そのような実質を伴った評議を行うことができる人数には必ずから限界がある」(6頁)から、裁判員は4名が適当であると。そして、実質的な理由を示すことが必要理由として、控訴審裁判員が独自の心証を形成することなく、第一審の事実認定ないし推論の道筋を事後審査するため、両当事者が納得しやすく、又、控訴理由を摘示しやすくするため、を挙げる。しかし、そもそも、4名が適当であるとの意見も、感覚的なものにすぎない。なぜ、4名(場合により5名、6名)以上になると「事実認定ないし推論の道筋」を明示する評議が不可能となるのか、座長説明に確たる根拠が示されているわけではない。この点、座長説明では、諸外国の例を挙げ、英米の陪審員においては、事実認定ないし推論の道筋といった精度の高い詰めを行うことは極めて困難であるとの印象を得たとする(7-8頁)。しかし、陪審が評決するにあたって行う評議の過程におい

て、陪審員は、事実認定ないし推論の道筋を互いに出し合って議論を行っているはずであり、基本的には、それらの道筋に全員あるいは多数が納得するからこそ、最終結論を出すことができるのである。陪審は判決理由を示す必要がないため、判決理由を整理するための議論は行わないであろうし、また、判決への道筋を法的に整理する役割を担う法律専門家(裁判官)が参加しないことも、陪審評議のあり方を決定づけているといえる。したがって、陪審の評議の様子をもって、判決理由を書くための議論が困難であると評価することは妥当ではない。なお、座長説明はフランスの参審の例も挙げるが(8頁)、実質的理由を示す必要がないとの制度の下で、裁判官が「取り扱っている」との例示であり、フランスの参審の規模では事実認定ないし推論の道筋を詰めた議論ができないという例ではない。

確かに、裁判官が多くなれば、少ない場合に比べて多様な意見が出されることになると思われるが、判決理由を書くために、裁判官が議論を整理し、裁判官が納得できる判決に仕上げる力量は十分あると考える。また、例えば、ある争点につき、理由の一つ一つの採否は評決条件に達しないが結論の採否は評決条件に達するという場合は、各理由を判決に列挙することの賛否について評議・評決を行い、その賛同を得た上で各理由を判決に反映するという考えも考えられる。かかる事態は、裁判官4名であっても起こりうるものであって、裁判官が多数である場合特有の問題ではないのである。

- (6) 数が多くても、裁判官一人一人は責任もって関与する 座長説明は、裁判官を4名とする理由として、「一人一人の裁判官が責任感と集中力を持って裁判に主体的・実質的に関与することを確保する」(6頁)ことを挙げている。しかし、裁判官の人数が多数になっても、一人一人の裁判官は、刑事裁判に関わるものとして、責任感と集中力をもって主体的・実質的に関与するのであり、裁判官の人数が増えたと、一人一人の責任感と集中力が減退するという理由はない。
- (7) 「裁判官4人」に、市民へのアピール力はあるか 裁判官制度は、市民の積極的参加を求める制度である。市民に対し、「一人一人の市民の社会常識を反映させたい」「より多くの市民の協力を求めたい」と訴える場合に、「裁判官4人」という制度設計で、「一人一人の市民の社会常識を反映させる制度」としてのアピール力はあるだろうか。市民は、政府が本当にかかる意図を有していると受け止めるだろうか。大いに疑問であるといわざるをえない。

2. 裁判官の人数について

- (1) 裁判官3人を所与の前提とする必要はない 裁判官の員数についても、たたき台に対する日弁連意見で既に述べたとおりである。すなわち、新しい裁判官制度の設計において、既存の制度である法定合議事件の員数を前提にする必要はない。裁判官3名を前提とすることは、裁判官をお飾り的な存在として位置付けるものであって、正当とはいえない。法律判断は単独事件で1人の裁判官が責任もって行っており、裁判官が評議しなければいけないというものはむしろ希有であり、1人又は2人で十分である。

- (2) 裁判官1人が結論を左右する結果は不当でない・・・裁判官1人制の再反論

座長説明は、裁判官を1人とする制度に対し、裁判官1人の意見が結論を左右することとなり、裁判官が加わる意味、合議体で裁判することの意味すら薄れさせる(5頁参照)とする。しかし、裁判官の意見が結論を左右することとなるのは、そのような評決条件をとる以上当然である。その裁判官が、裁判員と合議の末、かかる結論を採用し、それが裁判員全員と異なった以上は、合議の意味があったといえるのであって、上記説明は、合議することの意味・評価を誤っている。

- (3) 裁判官の意見が分かれたときはルールで決すればよい・・・裁判官2人制の再反論

また、座長説明は、裁判官を2人とする制度に対し、裁判官の意見が2つに分かれたときに決する妥当な方法がない(5頁参照)とする。

まず、裁判長が決するとする提案に対しては、常に決定権を有する者とそうでないものが合議をするのは、裁判官の独立性に重大な悪影響を及ぼす(同頁)とする。

しかし、現行法上も、同一裁判体の裁判官の権限が常に同一・対等であるとは限らない。例えば、裁判長は、陪席裁判官にはない権限をもつ。(訴訟指揮権につき、民事訴訟法148条、刑事訴訟法294条、295条；法廷の秩序維持権につき、裁判所法71条、刑事訴訟法288条；釈明権につき、民事訴訟法149条；裁判長の尋問権につき、刑事訴訟規則201条など。)

「常に決定権を有する者とそうでない者が合議をすること」が、なぜ「独立し、対等の立場で、法と自己の良心に従って意見を述べよう」という想定に反することとなるのか、「裁判官の独立性に重大な悪影響を及ぼす」とこととなるのか、いずれの点も、座長説明からは具体的には明らかではないが、これが、「陪席裁判官が意見を述べなくなる」あるいは、「裁判長が合議を尊重せず独断で決する結果を招く」ことを危惧しているのだとすれば、いずれも杞憂である。すなわち、裁判官は、必ず自分の意見を表明しなければならない(裁判所法76条)ものとされており、意見を述べないことは許されない(兼子一・竹下守夫「裁判法」第3版(有斐閣、1994年)307頁は、「法律判断についてわからない」というのは、意見拒否として許されない。とする)。したがって、陪席裁判官が意見を述べなくなるということはない。また、合議体である以上、裁判長が合議を尊重しないということも考えにくい。

このような制度は、原理的には、現在の合議体における評議方法と異なるものではない。なぜなら、「意見の交換を十分に行っても、なお、各裁判官の意見が一致しない場合には、裁判所が何らかの判断をしなければならぬ以上、合議体としての裁判所の意見をまとめるため、一定の手段を講ぜざるを得ない。」(最高裁判所事務総局総務局「裁判所法逐条解説」86頁(1967年))のであり、会議体に反対者がいる場合に、どのような最終決着の手段を用意するかの問題である。ところで、その「手段」には制度上、いろいろなものがあると考えられる。一致しない場合にはやり直すとする「全員一致制」、多数の意見を裁判体の意見とする「多数決制」、手続主宰者の決するところによるとする「裁判長決定権制」などである。いずれにしても、原理的には、構成員の意見が一致しない場合の解決ルールをどうするかの問題であって、裁判官の独立性の問題ではない。単純多数決制もその解決のための論理の1つにすぎない。なお、構成員数を奇数とし、多数決制を採用することは、万能の解決手段ではない。なぜなら、法律解釈については、3人制でも意見が3つに分かれ多数を形成できないことが想定できるからであって、問題状況は2人制で意見が分かれる場合と異なるからである。

さらに、現在の部制度を念頭に置き、個々の事件ではなく、すべての事件について、裁判長裁判官と陪席裁判官の立場が固定されることとなる結果、その立場の違いが裁判官の独立性・対等性に重大な影響を及ぼすというならば、個々の事件により立場が固定しない2人制も考え得るところであり、現在の部制度を前提とする意見には与しがたいところである。

また、座長説明は、被告人に有利な意見とする提案に対し、「法令解釈や訴訟手続上の判断には、いずれの結論が被告人に有利なものであるか決し難い場合がある」(5頁)として、これをとることは困難であるとする。しかし、被告人に有利であることが明かな場合もあり、この提案を全く排斥する理由はない。被告人に有利か否かが不明確な場合は、その場合の決定方法を別途定めれば足りる。

そもそも、法律判断や訴訟手続上の判断も含め、合議の結果、裁判官の意見が分かれることは稀であると言われている(第4回検討会(2002年6月11日開催)議事録参照)。その中でも、法律判断や訴訟手続上の判断は、多くの論点について既に判例の蓄積があり、裁判官はこれらの判断に拘束されることになるから、判断が分かれて決せられないような先鋭な対立が生じる事態となる争点は、少なくなっている。新聞でも「裁判官2人では、法律判断が分かれたときに結論を出せなくなる、というのが3人説の大きな理由だ。だが、議論を尽くして意見が分かれることは実際にどれほどあるのだろうか。そうした例外的ケースをことさら持ち出すことで、歴史的な制度作りの大筋を見失ってはいけない。」(朝日新聞社説2003年10月30日付)とも指摘されており、この意見を真摯に受け止めなければならない。

- (4) 法定合議事件の趣旨は、事実認定の慎重さ担保にこそあり 座長説明は、法定合議事件の趣旨は、重大犯罪の法律判断や訴訟手続上の判断を慎重にしようとすることを含むのであり、重大事件において裁判官の数を減らすのは、法定合議事件の趣旨に悖るとする(4-5頁参照)。しかし、第一審の法定合議事件が3名の合議体によって裁判する理由は、第一審が事実審であることからすると、法律判断が難しいからではなく、事実認定をより慎重にすることが

主たる理由と考えられる。この点、裁判員制度においては、事実認定に裁判員が加わる以上、合議による判断の慎重性は達成される。他方、法律判断や訴訟手続上の判断は、法律のプロである裁判官2人で判断可能であるし、法律判断等は、法律のプロである検察官や弁護人も、適切な判例や文献を提供しうる。仮に、法律判断や訴訟手続上の判断が誤っていたとしても、法律審である上訴審で是正され得るし、それこそが上訴審の主たる役割である。また、法律判断や訴訟手続上の判断が、被告人の有罪・無罪の判断に重大な影響を及ぼす可能性が考えられる場合には、裁判官は、共に評議する裁判員に問題点を説明し、裁判員から意見を聴くことによって、その判断の慎重さを確保することが可能である。法律判断や訴訟手続上の判断であっても、その多くは事実認定と関連している事項が多いので、裁判員の意見を聞くことは有用であるし、座長試案でも予定されていることである。

(5) 裁判員制度導入の趣旨に合致した裁判体の構成を

前述のように、当連合会は、裁判員が裁判官に対し隠せずものを言うためには、裁判官の数を絶対的少数にすべきと考えている。裁判員制度は、事実認定と量刑が重要な第一審において、それらにつき裁判員が主体的・実質的に参加することをその趣旨とするものである。法律判断や訴訟手続上の判断を慎重になすために、裁判官3人を維持することは、裁判員制度の趣旨に悖ると考える。裁判官3人では、裁判員に対する影響が大きすぎるといわざるを得ない。すなわち、裁判官が3人いると、裁判官の中に、不可避的に多数が形成される。(むしろ、3人は職業経験がほぼ同一の者であるから、全員一致となることが多いだろう。本意見書8頁(3)参照)その場合、裁判員が、裁判官の多数(あるいは全員一致)の意見と異なる意見を貫くことは、非常に困難であろう。仮に、当初意見が分かれていたとしても、少数意見を述べた裁判官が、意見を変え、裁判官の多数意見に与した場合、議論がそこで終わってしまうことも懸念される(佐藤博史・松澤伸「裁判員制度の人数構成 - 裁判官2人制の提言 -」現代刑事法57号44頁(2004年1月)参照)。

裁判官3人を維持する考えは、現在、各裁判部ごとに相部屋で執務し、いわばチームとして一体となって職務を行う裁判体を前提と考えているものと思われる。チームを維持したまま、裁判員をこれに参加させるという発想は、現在の裁判体に裁判員を付加するとの発想であり、裁判員の主体的・実質的参加のために、裁判を市民に開くという発想とは全く逆であるといわざるを得ない。

当連合会は、裁判員の主体的実質的参加を阻害し、裁判員制度の趣旨に悖る裁判官3人制度には、強く反対する。

2. 評決(座長試案1(3))

【意見】

ア 評決は全員一致を原則とし、有罪の裁判をするには、一定の要件のもとで(例えば、評議と投票を繰り返しても意見の一致をみないとき)3分の2以上の多数決であって、裁判官と1名以上及び裁判員の1名以上が賛成する意見によらなければならない。死刑を言い渡すときは全員一致を要する。

イ 訴訟手続に関する判断及び法令の解釈に関しては、以下のとおりとする。

憲法に適合するか否かを判断する場合に2名の裁判官の意見が分かれた場合は、憲法に適合するものとみなすものとする。

当事者のいずれかに立証責任が認められる事項に関して2名の裁判官の意見が分かれた場合は、立証されなかったものとみなすものとする。

上記以外について2名の裁判官の意見が分かれたときは、裁判長がこれを決するものとする。

【理由】

1 裁判員制度のもとにおける評決の方法は、全員一致の評決を目指すべきである。全員一致の評決を目指すことで初めて十分な評議ができ、合理的な疑いを入れない立証原則にも合致するからである。にもかかわらず、座長試案は、「全員一致を目指す」評決方法について全くふれておらず、問題を残す試案となっている。第14回検討会(2003年3月25日開催)において、四宮委員の「プロと国民とが十分交換して、そして共通の結論に到達するように努力すべきだ、全員一致をとにかく目指して、それでどうしてもだめな場合に多数決の問題に入っていくのだというような、これは審議会の中で皆さんの共通の認識だったと思います・・・」の発言を受けて、井上座長は「私もそれはよく覚えています。意見書の原案では、最初に多数決で決めるというふうにならされていたのですが、初めから意見が分かれることを前提にしたような書き方をするのはいかがなものかという指摘がありまして、裁判体の構成員の間で意見が最後まで分かれたときは多数決にするということとそれ自体に異論はなかったのですけれど、あえては書かないと言った、そういうまとめになったのです。その趣旨は、今、まさに四宮委員がおっしゃったように、評議を尽くして全員一致になることを目指すということにあったといえます」と明確に回答している。全員一致を目指す評決は、「評決」の結論のところ明確にすべきであり、仮に結論に書けないのであれば座長説明中において明確にすべきであった。

2 座長説明によると、現行の裁判所法では評決について過半数の多数決によるという制度が採用されており、この点は、裁判員制度の導入後も、裁判官のみによる裁判については維持されることになるのに、裁判員制度における評決についてのみ、これと異なる評決要件を定める合理的な根拠を見いだすのは困難だと思われる。」(10頁)と説明されている。しかし、他の合議事件の場合における裁判官のみによる裁判について過半数が維持されるというても、評決は2対1で決せられるのであって、その実質は3分の2の特別多数決と同じである。3名の職業裁判官のもとにおける評決方法が仮に過半数が妥当であるとしても、裁判体の人数が2倍以上ないし3倍以上になることが予想される新たな制度のもとにおける評決の方法が、現行の裁判所法の過半数を維持しなければならない理由はなく、むしろ新たな制度を新設する以上その制度に相応しい評決の方法を採用すべきであろう。座長説明は、「最高裁や高等裁判所の特別管轄事件では5人の合議制あるいは15人の合議制がとられていますが、それらの場合にも過半数が評決要件とされているのでありまして、裁判員制度においてのみ別異に扱う理由はやはりないと思われまます。」(同頁)としている。しかし、最高裁は法律審を主体とする裁判所であり、事実審である第一審とは異なる。また、高等裁判所において5人合議制で裁判される特別管轄事件は内乱罪を扱うもので、これらはきわめて特殊な事例である(内乱罪に基づく起訴は、少なくとも最近において専断にして聞かない)。内乱罪を高等裁判所の特別管轄事件として5人の合議体で裁判する理由は、国の安寧に関する特別の事案だからであるが、5人のうち2人の反対意見があるにもかかわらず死刑判決を含む有罪判決をしてよいかという点も問題になりうる。それ故、これらの評決方法が過半数だからといって、それとの比較で裁判員制度も過半数とすべきだと論ずるのは妥当ではない。

3 ある検討会委員は「この議論は裁判官と裁判員の数をどうするか議論と連動してくる」と発言しているが(第4回検討会(2003年6月11日開催)議事録参照)、まさにその通りであって、仮に裁判体が7名、9名、11名とすれば、3名、4名、5名の無罪意見があるのに、4名、5名、6名の多数意見を持って有罪判断してよいという問題である。3人の裁判官のうち1名の反対意見がある場合とは明らかに異なる。評決が人間の判断であり科学的な判断でない以上、その判断に絶対的な正しさはない。多数決の論理は、民主主義のルールであるが、裁判体の中に少数意見がある時、何をもち「正しい」と擬制するかは、刑事裁判の本質に遡って考えるべき事柄である。裁判員制度の対象事件は法定刑の重い重罪事件である。7名、9名あるいは11名の裁判体が死刑や無期懲役刑を言い渡すには、より慎重なルールがあつてしかるべきである。「合理的な疑いと評決方法とは一致しない」とする検討会委員の意見もあつたが(第28回検討会(2003年10月28日開催)議事概要参照)、3名、4名あるいは5名の無罪意見を持つものがあるということからは、裁判体単位で見ると、合理的な疑いを払拭し切れていないことを示していると思われる。このような観点からすると、裁判員制度の評決方法は、少なくとも3分の2以上の特別多数決制度を導入し、死刑を下すときは、誤判が絶対に許されないものであるから全員の一致した意見によるとすべきである。被告人に不利な決定をする時は、裁判官あるいは裁判員のみによる多数で決定することができないようにすることについては異論はない。

4 国民が刑事司法に参加する制度は、陪審制にせよ参審制にせよ世界の多くの国が採用している制度である。世界の多くの国がどのような評決方法を採用しているのかを参考にすることも重要である。裁判員制度という改革的な

制度を導入するのであれば、既存のルールを利用するのではなく、その制度に見合ったシステムを考え、より理想的な制度を作り上げるのが筋というものであろう。アメリカの陪審制の評決方法は、基本的に全員一致である。イギリスも陪審制を採用しているが、全員一致を原則として、一定時間経過したあと12人のうち10名以上の賛成による特別多数決で決することができる。評決の方法を考える時、1名乃至3名の反対があれば有罪とできない裁判システムは、「合理的な疑いを超える証明原則」と切り離して考えることはできず、アメリカやイギリスの評決方法は、この原則に忠実な制度といえることができる。参審制のイタリアでは、裁判官2名に参審員6名の8名の裁判体を採用しているが、裁判体が偶数であるため有罪評決には5名を必要とし、結果的に特別多数決となっている。同じく参審制を採用しているフランスの重罪法院では、裁判官3名に参審員9名の裁判体を採用しているが、有罪評決には8名対4名の特別多数決となっている。同じく参審制をとるドイツでは、参審員の数は他の国に比べ少ないものの、被告人に不利益な評決をするときは3分の2の特別多数決を採用しているのである。つまり世界の多くの国は、評決の方法をより慎重にし、特別多数決を採用しているのであって、7名以上の裁判体で構成される裁判員制度を前提にすると、仮に日本が単純過半数制度を採用するとすれば、世界的には異例の国に位置づけられるといわなければならない。

5 評決は、各争点につき裁判官と裁判員が十分な議論をし、納得のいく結論を出すことが望まれる。そのためには全員一致を目指して評議し、評議を尽くしても全員一致の結論を得ることができない時に特別多数決の方法によることが、優れた評決の方法であるといえる。単純多数決の評決方法は、裁判体の構成員の意見が多数を占めた段階で議論を打ち止めにしてしまう危険性があり、議論を十分に尽くし、より慎重な議論を促すことの重要性からいえば、問題のある評決方法と言うほかない。「市民の裁判員制度つくる会」が、自由民主党政務調査会司法制度調査会及び裁判員制度と国民の司法参加のあり方に関する小委員会に宛てた2003年11月26日付「要請書」によると、「単純過半数では、意見分布が判明した段階で、十分な議論が尽くされないまま多数決の評決がなされる可能性があります。これでは、多数意見や裁判官の意見に対する裁判員の疑問が十分に解消されないまま結論に至る可能性があり、また少数意見や議論の苦しい人の意見が反映されないこととなりかねません」として「評決にあたってはできる限り全員一致を目指し、全員一致に至らない場合は特別多数決を採用されることを要請します」としていることが参考になる。また、座長試案が発表された後マスコミを初めとして多くの意見が発表された。東京新聞は、2003年10月29日付社説において、「判決を過半数で決めるのも疑問だ。事実認定で対立があっても多数決で死罪にできる。少なくとも死罪、無期判決は三分の二以上の特別多数決にすべきだ」と主張している。このように、座長試案は、国民の多くの意見とは遊離している。

6 自由民主党政務調査会司法制度調査会裁判員制度と国民の司法参加のあり方に関する小委員会は、「裁判員制度と国民の司法参加のあり方に関する小委員会中間取りまとめ」(平成15年9月26日)において、「一般の国民から選任された裁判員が加わる裁判員制度においてのみ特に慎重な評決要件が必要であるとする合理的理由はあるか、死刑等のきわめて重大な判断については特別多数決とすべきかどうか等について、更に議論していく必要がある(14頁)」としている。民主党「次の内閣」法務部門会議が発表した「裁判員制度設計に関する考え方」(2003年12月4日)によると、「評決」につき、「3分の2の特別多数決とする。但し、裁判官または裁判員のみで多数で被告人に不利な決定をすることはできないこととする。」としている。裁判員制度は市民が参加する民主的司法制度であると同時に、民主的な政治制度でもあるのだから、市民の意見を反映した評決方法を定める必要がある。

7 裁判官の数は、1名乃至2名が相当であることはすでに述べた。裁判官の意見が分かれる場合は、裁判官の数が3名の場合であっても極めて例外的である(第4回検討会議事録・本意見書8頁(3)参照)が、裁判官の数が2名で意見が分かれた場合の評決の方法をどうするかという問題がある。訴訟手続等に関する判断及び法令の解釈に関しては、裁判官2名の合議により決するものとするが、裁判官の判断が分かれた場合、違憲判断及び立証責任にかかわる判断事項のときは、2名の裁判官の一致した意見によるものとし、それ以外の判断事項については裁判長の決するところによるとするのが妥当である。

(1)法律判断のうち、違憲判断は2名の裁判官の一致した意見によらなければならないものとする。違憲判断は、重大な判断であり、より慎重な判断が求められるのであるから、裁判長1人の判断でよいとするのは相当でなく、少なくとも立証責任で解決できる場合以上の要件が必要であり、2名の裁判官の一致した意見によるものを相当とする(最高裁判所裁判事務処理規則第12条でも、最高裁大法廷で意見の判断をするには、過半数ではなく8人以上の裁判官の意見が一致しなければならないとして要件を加重している)。

(2)訴訟手続上の判断や法律判断について裁判官の判断が分かれたときは、立証責任で解決できる問題については、立証責任の原則に従い解決する。例えば違法収集証拠を理由に証拠能力が争われたときは、証拠能力があることの立証責任は検察官にあるから、裁判官2名の一致した意見によらない限り証拠能力は否定される。なお、意見が分かれて一致しないという場合は、2人制のみならず、現在の3人制でも起こりうるものであり、その場合、意見が質的に相違するときは立証責任によって解決するとされている(最高裁判所事務総局総務局「裁判所法逐条解説」(下)95頁(1969年))。

(3)立証責任で解決できない問題については、裁判長の決するところによる。このような場合に裁判長が決する立法例として、オーストラリア刑事訴訟法20条4項、ノルウェー刑事訴訟法35条、37条がある。なお、裁判官の意見が一致せず、裁判長が決しなければならぬ場合は、きわめて限られた場面しか想定できない。

8 なお、座長試案では評議方法について全くふれていないが、裁判員が評議に主体的に参加し、自由に意見が述べられる制度となるよう、そのルールを検討の上立法で定めておくべきである。そのルールの例については「たたき台に対する日弁連意見」5-6頁参照。

3. 裁判員の年齢要件(座長試案2(1))

【意見】 裁判所の管轄区域内の普通地方公共団体の議員の選挙権を有する者とする。

【理由】

1 地方公共団体の選挙権を有する20歳以上の者とする理由 一般市民が、裁判員として裁判官とともに同等の評決権をもって裁判に参加するということは、統治主体としての役割を果たす一局面であることは否定できない。このことからすれば、裁判員の要件としては、同じく統治主体としての役割を果たす選挙権行使と基本的に同等と考えれば十分である。また、民主的国家的統治の基盤は地方自治であることを考慮すれば、裁判員の資格は地方公共団体の議会の議員の選挙権と一致させるのが合理的である。裁判員制度の趣旨は、国民の健全な社会常識を反映させることにあり、裁判員制度導入の目的は、司法の国民的基盤を確立することにあることからすれば、裁判員はできるだけ広い階層から選任すべきである。刑事裁判では、基本的には20歳以上の市民が被告人となるが、仮に裁判員の年齢要件を25歳以上とすると、20歳から24歳までの被告人と同年代の健全な社会常識が組織的に排除される。しかし、そのことを正当化する合理的理由はない。また、この年代の人口は約772万人であり(2003年7月1日現在。成人人口の約7.6%。総務省統計局人口推計月報平成15年7月確定値日本人人口のデータによる。)、国民的基盤確立の観点から、これだけの規模の市民を組織的に排除することを正当化する合理的理由はない。

以上のことから、裁判員の要件としては20歳以上とすべきである。

2 25歳以上とする考えに対する反論 座長説明では、25歳以上とする理由として、「裁判員制度の趣旨が裁判内容に国民の健全な社会常識がより反映されるようにする」ということにあることからしても、社会に出てある程度経験を積んだ人を裁判員とするのが適切であると思われる」とされている(13頁)。しかし、社会常識とは必ずしも「社会に出た」(学生ではなく)後の経験を踏まえた常識のみを意味するわけではない。学生も社会の一構成員であり、その経験を踏まえた常識も含まれる。また、仮に「社会に出た」後を意味するとしても、中学あるいは高校卒業後社会に出る人が多数であり、25歳以上とするとこれらの人々が除外されるが、その合理的理由はない。検討会では、裁判員は、司法権の直接行使に関与するのであるから、選挙権ではなく被選挙権に対応するといふ趣旨の意見があった(第24回検討会(2003年9月11日開催)議事概要参照)。しかし、裁判員は、議員のように市民の信任を得て選出されるのではない。市民の信任を得て選出される議員の場合は幅広い人格議員を要求されることなどから、選挙権と比較して年齢要件が加重されているが、裁判員は、まさに市民そのものの立場で参加するのであるから、対比されるべきは、被選挙権ではなく選挙権であ

る。また、裁判員の役割が社会常識の反映であることからしても、対比されるべきは選挙権である。次に、検討会では、20歳の裁判官はいないこととのバランスも考慮する必要がある趣旨の意見もあった(同上)。しかし、裁判官には一定の法律知識が要求されるので、その法律知識を獲得しうる要件が加味されうるのであるが、裁判員には法律知識は要求されていないので、その趣旨の要件を加味する必要はない。また、裁判官の場合は、裁判員裁判以外の様々な職務に関して職業として関与する(この観点から、裁判官の場合は立法権の被選挙権と対比されるかもしれない)が、裁判員は、裁判員裁判だけに参加し、しかも社会常識を反映させることがその役割である。このように、役割が異なる場合に、その年齢に違いがあっても差し支えない。そもそも、審議意見書では、新たな参加制度においては、原則として国民すべてが等しく、司法に参加する機会を与えられ、かつその責任を負うべきであるから、裁判員の選任については、広く国民一般の間から公平に選任が行われるよう、選挙人名簿から無作為抽出した者を母体とすべきである。」(105頁)とされており、選挙人名簿からの選任、即ち、選挙権者(被選挙権者ではなく)からの選任を予定していた。これを絞る合理的理由はない。

4. 裁判員及び補充裁判員の義務(座長試案3(2))

【意見】

オは、次のように、事件係属中と終了後の取扱いを分けるべきである。

オ 裁判員及び補充裁判員は、評議の経過並びに各裁判官及び各裁判員の意見並びにその多少の数その他の職務上知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。

カ 裁判員及び補充裁判員の職にあった者は、正当な理由なく、評議の経過並びに各裁判官及び各裁判員の意見(自らの意見を除く)並びにその多少の数その他の職務上知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。(但し、各裁判官若しくは各裁判員の意見を、その意見を述べた者が特定される方法で明らかにする場合を除き、有罪判決については、守秘義務の期間を限定するものとする。)

【理由】

1 座長試案は、事件が終了した後についても同様な守秘義務を永続的に課しているが、広く国民に裁判員制度の理解を促し、また制度の運用状況を検証する余地を残すためにも、こうした広汎な守秘義務を課すべきではない。まず、評議での自由な発言を保障するため、誰がどのような意見を述べ、どのような判決をしたかを特定できる形で明らかにする行為を永続的に禁止することには合理性の必要性がある。しかし、各裁判員や補充裁判員が、任意で自分の見解を明らかにすることを禁止する必要はない。それ以外の事項については、学術研究や報道のための取材に対する応答など正当な理由のある場合には、守秘義務を解除すべきである。さらに、裁判員が事件の終了後も生涯にわたって守秘義務を負わされることの心理的負担を考えれば、裁判確定後一定の期間が経過することによって、裁判員の守秘義務を一律に解除することも検討されるべきである。

2 但し、無罪判決の場合に評議内容や評決結果を明らかにすることは、(例えば僅差で無罪とされたことが明らかになるなど)無罪判決を受けた被告人に不利益を及ぼすおそれがあるから、禁止すべきである。

5 公判手続等(座長試案4(1)、(6)、(7))

【意見】

座長試案には、検討会において議論がなされた裁判員にとって迅速でわかりやすい審理の実現という角度からの取調べの可視化(録画・録音)について全然触れられていない。しかし、このような座長試案は、検討会での議論状況を全く無視するものであって不当である。少なくとも、裁判員制度の導入までの間、「裁判員にとって迅速でわかりやすい審理の実現」という角度から、司法制度改革推進本部ないしこれを引き継ぐ政府機関において、取調べの可視化(録画・録音)につき議論を続けることの確信が検討会の場でなされる必要がある。そのうえで、当連合会としては、この機会に改めて、裁判員制度の導入と同時に取調べの可視化(録画・録音)が必要であることを強く訴える。

【理由】

1 検討会での議論状況 検討会においては、「裁判員にとって迅速でわかりやすい審理の実現」という角度から、取調べの可視化(録画・録音)についても議論がなされた。特に、第25回検討会(2003年9月12日開催)で、裁判官委員が、裁判官としての立場から、供述調書の信用性等を立証する一つの方法として、取調べ状況の録画・録音の活用も考えられるとの意見を述べた。また、一貫して反対の意見を述べていた検察官委員も、消極的ではあるにしても、裁判員制度が現実に導入されるまでの間、供述調書の信用性等を迅速かつ分かりやすく立証するための方策を引き続き検討すること、その検討過程において、検討対象から、取調べ状況のビデオ録画を除外するものではないこと、に言及した。さらに、第29回検討会(同年11月11日開催)においても、弁護士委員が取調べの可視化(録画・録音)の議論を提起したことに対して、検察官委員は、第25回検討会での議論を認識していると発言し、検討会としてはそのことを確認のうえ、次の議論に進んだ経過がある。以上のような経過である以上、座長試案に盛り込まれていない取調べの可視化(録画・録音)問題は、検討会ないしこれを引き継ぐ政府機関において引き続き議論がなされるべきである。

2 当連合会の取調べの可視化(録画・録音)についての意見 当連合会は2003年7月14日、取調べの可視化についての意見書を取りまとめ、同年10月17日、松山で開催された人権擁護大会においても取調べの可視化実現の決議を採択している。その理由の骨子は次のとおりである。

(1)裁判員制度にとって、必要不可欠である裁判員制度のもとでは、一般の市民にとって分かりやすい手続が行われなければならないことは言うまでもない。できるだけ明瞭で分かりやすい証拠を当事者が提出することによって、裁判員に無用な負担をかけないことが、この制度を成功させるうえで大切なことである。刑事裁判においては被告人が捜査段階でしたとされる自白が果たして被告人の自発的な意思で行われたのかどうか(自白の任意性)がしばしば重大な争点となり、そのことをめぐって検察側と弁護側が熾烈な攻防を繰り返す。しかし、現在の実務ではこの重大な争点に関して裁判所に提出される証拠は決して明瞭な証拠ではない。捜査官から強制や誘導を受けたと主張する被告人と、そのようなことはしていないと主張する捜査官とが、法廷で「証言合戦」を行うだけの場面がほとんどある。要するに、法廷は決め手欠く「氷掛け論」の場と化しており、裁判官は信頼性の低い証拠を評価して結論を出さなければならない。そのことが誤った有罪判決をもたらす原因の一つともなっている。裁判員制度の導入に際してこの現状が改められなければならないことはあまりにも当然のことである。取調室の中で何が行われたのかについて明瞭で分かりやすい証拠を用意することはきわめて簡単である。取調べの最初から最後までを録画・録音しておけばよい。そうすれば、被告人と捜査官の「証言合戦」に対して裁判員はさほどの苦勞をしなくとも適正な判定を下すことができる。取調べの録画・録音によって、検察官が供述の任意性を立証することは極めて容易となることはいうまでもない。そして、現実には、任意性の争いは、イギリスの例がそうであったように、ほとんど消滅する。また、旨つてもいえないことを書かれた」といった主張も姿を消し、権利告知がなされなかったといった取調べ手続の違法性が主張されることも少なくなる。要するに、適正な取調べがなされている限り、被告人が事実無根ともいうべき争いを法廷に持ち込む可能性は封殺される。捜査官が誤った非難を受けることはなくなり、適正な取調べを心がけている捜査官はこの制度によって保護される。

(2)違法な取調べが著しく減少する また、取調べの可視化によって、捜査官による違法行為の可能性は著しく減少する。そして、仮に、そのような行為が行われれば、録音テープやビデオテープがその証拠として保全されることになる。これによって、本来、任意性に疑いがあるものとして採用されるべきでなかった自白が、誤って証拠採用されるような危険-それは、とりもなおさず、無実の者が有罪とされる危険といえるが-は著しく減少する。実際のところ、今日でも、暴力さえ伴う違法・不当な取調べが存在している。これは、近時においても、そのような取調べの存在を認める判決例を見出すことができることから明らかである。今般の刑事司法改革において、これに完全に終止符を打たなければならない。

(3)可視化は真相解明を妨げることにはならない 取調べが録画・録音されていると被疑者は事件の真相を話したがるからなくなるので、「取調べの可視化」は事案の真相の解明を妨げるという反対論は全く理由がない。客観的に検証することができない密室でしか「真実」は話されないなどという実証は何処にもないし、そのような経験もないはずである。密室でしか「真実」は話されないという見解は、直接主義・伝聞法則の下での公判中心主義、すなわち、近代における裁判制度を否定する考えである。取調べ状況の一部とはいえ、これが録画・録音された事例は現にいくつも存在しているのであり、捜査官の側から、このような見解が表明されるのは、実に奇妙なことである。録画・録音がされていても、取調べと被疑者の密室での対のやりとり自体が変質するわけではない。要は、テープやビデオの存在を意識するか、しないかの違いだけのこと、この制度が導入されれば、いずれは、誰もがその存在に慣れ、テープやビデオの存在を意識しなくなるはずである。イギリスにおいては、その経験から取調べもテープやビデオの存在を意識しなくなったとの報告がなされており、すでに実証されている。また、現在の録画・録音技術の水準からすれば、被疑者にテー

プやビデオが回っていることを意識させずに、録画・録音することは極めて簡単なことである。「録画・録音されていると真相を話したくない」という議論は、録画・録音を是非してほしいという被疑者の要求を拒否する理由とならないことも明白である。むしろ、取調べ過程がそのまま保存されることによって、その過程に作為や加工が入り込む可能性は封殺され、その意味で、虚偽が混入する要素は低められることが明らかである。取調べの状況がそのままに明確にされ、その真相が示されることによって、事案そのものの真相解明にも資することになる。真相解明を妨げるという立論は全くの謬論である。

- (4) 書面による記録化は不十分で混乱をもたらす 取調べ過程を書面によって記録する制度が、実施される。これは、従来、ほんのまれにしか公判に提出されてこなかった「取調べ日誌」を、制度として明確に規定しようとするものである。リアルタイムの記録化が義務づけられたうえで、その記録を法廷に顕出することをも予定している。しかし、裁判員制度のもとでの適正で充実した集中審理（正確でわかりやすい集中審理）という観点からみると、このような書面による記録が、それを実現させることになるとは、到底思われない。捜査官が、自ら「私は脅迫して自白を得ました」と記録するわけではなく、それゆえ、任意性の争いは消滅しない。また、被疑者・被告人に適正な取調べを担保し、重要な証拠を付与するという要素も決定的に欠けている。書面による記録は、法廷における「氷掛け論」をより細密化するばかりで、裁判員をより混乱させるおそれさえある。結局、審理はより長期化するおそれさえある。結局、客観的に直接的な証拠、すなわち、録画・録音による取調べの記録に優るものはない。さらにいえば、書面による記録化には膨大な作業を要する。これと比べて、録画・録音は簡便・容易である。記録装置のスイッチを入れるだけの手間が済む。これは捜査機関の作業を効率化させるという点でも重要である。司法全体の資源ということを考えれば、相当のコストダウンが図れるのである。

6. 裁判員等の秘密漏洩罪（座長試案7(2)）

【意見】

ア 裁判員、補充裁判員が評議の経過若しくは各裁判官若しくは各裁判員の意見若しくはその多少の数その他の職務上知り得た秘密を漏らし、又は合議体の裁判官及び他の裁判員以外の者に対しその担当事件の事実の認定、刑の量定等に関する意見を述べたときは、 円以下の罰金に処するものとする。

イ 裁判員、補充裁判員の職にあった者が、正当な理由なく、評議の経過若しくは各裁判官若しくは各裁判員の意見（自らの意見を除く）若しくはその多少の数その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときは、 円以下の罰金に処するものとする。（但し、各裁判官若しくは各裁判員の意見を、その意見を述べた者が特定される方法で明らかにする場合を除き、有罪判決については、守秘義務の期間を限定するものとする。）

【理由】

1 現に裁判員または補充裁判員である者が職務上知り得た秘密を漏らすこと及び自らの意見を外部に明らかにすることを禁ずるのは妥当であり、その限りで座長試案に賛成するが、その場合の刑罰は懲役刑ではなく罰金刑のみとすべきである。

2 事件終了後の守秘義務をどう扱うべきかについては、上記4（裁判員及び補充裁判員の義務、本意見書16頁）で述べた通りであり、罰則については罰金刑のみとすべきである。

7. 裁判員等の個人情報の保護（座長試案8(1)）

【意見】イについては、裁判員等の承諾がある場合まで禁止する必要はない。

【理由】裁判員等のプライバシーの保護は重要であるが、本人がその保護を欲しないときまで一律に規制する必要はない。

8. 裁判員等に対する接触の規制（座長試案8(2)）

【意見】

アについては、「何人も、裁判員又は補充裁判員に対して、その担当事件に関し、その任務終了まで、接触してはならないものとする。」とする。イについては、削除する。

【理由】

1 審理が継続している間の裁判員等への接触を禁止することは妥当であるが、終了後の一律禁止には賛成し難い。たたき台では、アの後段の目的について、「知り得た事件の内容を公にする目的で」とされていた。変更の理由について座長説明では、「検討会の議論でも、裁判員等であった者に対する接触の規制の趣旨をより明確にする必要があるという指摘がありましたので、それを踏まえ、た（24頁）と解説されているが、「事件の内容を公にする目的」がなくとも、単に「秘密を知る目的」で接触することを禁ずるのであるから、接触についての規制をより強化したと見ることもできる。しかし、いずれにせよ、事件が終了した後まで一律かつ永続的に接触を禁止するのは行き過ぎである。学術研究や報道取材目的に対する対応など正当な理由がある場合には、守秘義務が解除されるが、そのような目的による接触まで禁ずるべきではない。なお、裁判員等の保護はもとより重要な課題であるが、座長試案（及びたたき台）ではその対策として、「裁判員等威迫罪」の新設が予定されており、更に刑法の強要罪、脅迫罪等によっても裁判員保護の実効性は担保されると考えられる。

2 イについては、運用次第では、保釈、接見という被告人の重要な権利を不当に制限するおそれがあり、削除すべきである。

9. 裁判の公正を妨げる行為の禁止（座長試案8(3)）

【意見】ア及びイは、いずれも削除すべきである。

【理由】

1 表現の自由、国民の知る権利、それに報道の自由の保障には、民主的な社会の存在を担保する重要な意義があることは改めて言うまでもない。従って、新たに裁判員制度が導入されることで、これまで尊重されてきた国民の権利や報道の自由が後退するような事態があってはならない。ところが、座長試案は、こうした民主的な社会における重要な価値について十分に配慮しているとは言えない。

2 アについては、「事件に関する偏見を生ぜしめる行為」も「その他の裁判の公正を妨げるおそれのある行為」も、いずれも極めて曖昧な概念であり、しかもその対象は「何人も」として無限定であるから、正当な弁論活動や国民の持つ表現の自由、知る権利、報道の自由などを制約するおそれがある。

3 イについては、特に報道機関に対して「偏見を生じさせないよう配慮すべき義務」を課していたたたき台と比較すれば、報道の自由や国民の知る権利に対して一定の配慮を見せたかのようでもある。しかし、「更に検討する」として結論が先送りされたに過ぎず、報道に対する強い警戒心は解かれていない。裁判員制度に関する取材及び報道内容の在り方については、報道機関による自主的・自律的な規制措置に委ねるべきであり、法律で規制すべきではない。

刑事裁判の充実・迅速化のための方策について

1. 準備手続の充実（座長試案第1、2(5)）

【意見】座長試案には、上記のような準備手続の充実の項目が記載されているが、準備手続は、争点中心の円滑で充実した審理が行われるよう、必要かつ十分に行うものとする。」とすれば足りる。また、準備期間の保障を明らかにするために、準備手続においては、訴訟関係人の準備を考慮して必要かつ十分な準備期間が保障されなければならない。」との趣旨の規定を法律に明示すべきである。

【理由】座長試案では、「準備手続の充実」として、上記項目が記載されている。このうち、「十分な準備が行われるようにする」とことはそのとおりであるが、準備手続を必要かつ十分に行う」とすれば、「できる限り早期に終結させる」という文言は不要である。また、連日的開廷あるいは迅速な裁判の前提条件として、準備手続が開始されるまでの間、準備手続期日の期日間、さらには、準備手続終了から公判開始までの間、いずれも必要かつ十分な準備期間（ウエイティング・トライアル）が保障される必要がある。その趣旨を法律で明示すべきである。ことに、連日的開廷が行われる場合の弁護側の準備期間の保障は重要である。検察側は、組織的かつ十分な捜査期間をかけて証拠を収集・分析して起訴する、つまり、検察側には十分な準備期間が起訴前に既に保障されている。他方、弁護側は、その起訴を受けて初めて防禦の準備を開始する場合がほとんどである。そこで、起訴後の準備期間の保障は、弁護側の防禦のために必要不可欠である。具体的には、検察側から十分な証拠開示を受けた後証拠を十分検討し、被告人との打合せ等を行うなどの準備が必要かつ十分な期間、弁護側証拠の収集に必要かつ十分な期間（例えば、鑑定期間、物証の取寄、証人の探索など）、弁護側証人が出廷可能な公判期日の設定などである。裁判の迅速化に関する法律2条3項でも、「裁判の迅速化に当たっては、当事者の正当な権利利益が害されないよう、手続が公正かつ適正に実施されることが確保されなければならない。」とされている。また、当事者は、迅速化に関して、手続上の権利は誠実にこれ行使しなくてはならないとされているが、当事者等の正当な権利の行使を妨げるものと解してはならない。」ともされているところである（同法7条2項）。連日的開廷が行われる裁判では、公判までの間に必要かつ十分な準備期間を保障することが、当事者（ことに弁護側）の正当な権利利益の保障となる。なお、刑事訴訟規則178条の4におい

て、「第1回公判期日を定めるについては、その期日前に訴訟関係人がなすべき準備を考慮しなければならない」と定められている。今回、連日の開廷の規定(刑事訴訟規則179条の2)が法定化される予定になっていることから、準備期間の保障について、第1回公判期日の設定のみならず、上記趣旨を含めた規定が法律化されるべきである。

2. 取調請求証拠以外の証拠の開示(座長試案第1、3(3))

【意見】 つぎのような制度設計とすべきである。

1 検察官は取調請求証拠を開示する際に、当該開示証拠以外の証拠であって、次のアないしケの類型のいずれかに該当するものについては、被告人又は弁護人に開示しなければならない。ただし、開示によって罪証隠滅、証人威迫等の弊害が生ずると推定するに十分な理由があることが具体的な証拠によって認められるものについてはこの限りではない。

- ア 証拠物
- イ 鑑定書
- ウ 検証調書、実況見分調書その他これに準ずる証拠
- エ 写真、ビデオテープ、録音テープ
- オ 検察官が証人請求予定の者の供述調書
- カ 検察官主張事実と直接関係する参考人の供述調書
- キ 捜査報告書
- ク 法令により作成することが義務付けられている書類
- ケ 被告人の供述調書

2 検察官は、前項による証拠開示の際に、その保管する証拠の標目を記載した一覧表(書類目録、証拠品目録及びこれに準ずる検察官収集証拠目録)を被告人又は弁護人に開示しなければならないものとする。検察官は、弁護人又は被告人から、上記一覧表の中から証拠を特定して、開示の請求があった場合、開示によって罪証隠滅、証人威迫等の弊害が生ずると推定するに十分な理由があることが具体的な証拠によって認められるときを除き、当該証拠を開示しなければならないものとする。

【理由】

1 座長試案はたたき台のB案の開示すべき証拠に「身柄拘束中の被疑者の取調べ過程 状況の記録書面」を付加したものである。

2 しかし、座長試案は、検察官の手持ち証拠の開示を求めることが、被告人の基本的な権利であるという視点が欠落しており、検察官が第一義的に開示の必要性、相当性を判断することができるという点で新たな刑事手続における証拠開示の意義について理解を誤っている。

3 当連合会は、たたき台に対する日弁連意見において、欧米の証拠開示制度を引用しながら、証拠開示請求権が被告人の権利であること、国連人権(自由権)規約委員会が、日本の刑事手続においては検察官の取調請求予定証拠以外の証拠について開示を求める権利がないことに懸念を持ち、弁護側があらゆる証拠についてアクセスできることを確保するよう勧告していることを述べている(同書11-12頁参照)。

4 座長説明では、「B案に加え、検察官手持ち証拠の一覧表をも開示すべきという意見もあるが、標目だけの形式的な一覧表では意味がないし、そうかといって証拠の内容ないしはその要旨まで一覧表に記載するとすると、はじめから全面開示しているのと変わらないか、捜査機関の負担が過重となる、あるいは一覧表の記載の正確性をめぐって無用の紛議を生じさせて妥当ではないという意見を理由に、旨述べている(4頁参照)。しかし、たたき台に対する日弁連意見でも述べたように、一覧表は検察官が保管する「証拠の標目」を記載した一覧表(書類目録、証拠品目録及びこれに準ずる検察官収集証拠目録)であり、内容や要旨が記載される方が望ましいと考えるが)、それに対して座長がそれでは意味がない、と拒否的な意見を述べるのはいかに奇妙である。すなわち、当連合会のかかる意見に対しては、少なくとも捜査機関に対する過重な負担という批判はあたらないことが明らかである。なお、標目の記載の正確性をめぐって無用の争いが生じさせるおそれもある(座長説明4頁参照)という点については、そのような争いは、結局のところ必要な証拠が隠蔽されたか否か、その結果、結論に影響があったかというような段階で問題となることであって、証拠開示固有の問題ではない。一覧表の提示は全面開示と同じになる、というのは、座長試案の標目のみの一覧表では無意味であるとする理由とは矛盾するように思えるが、それはさておき、当連合会は繰り返し述べるとおり、証拠開示請求権が被告人の基本的な権利である立場から、一覧表という形態も含めた全面開示は当然であると主張するものである。検討会では、しばしば探索的な証拠開示は認められていない、といういわゆる証拠漁り批判の意見が述べられてきた。しかし、そのような議論が誤っていることについては、たたき台に対する日弁連意見(11-12頁(理由の2))で述べたとおりである。

5 なお、座長説明は、「検討会の議論では、B案を支持するご意見が大勢であった」(4頁)と、「B案本文の要件の具体的な文言やカの種類表現についても、より平明で適切なものとするよう工夫すべきである」とご指摘もありましたが、その点は、今後の法案作りの作業において、詰めていただけるであろうと考え、この段階では、敢えて加工しませんでした。」(4頁)、という。しかし、検討会におけるB案支持の理由についてはさまざまな意見があり、B案に示された証拠の種類が、関連性、必要性を原則として充足するもので、これらについては持論の事情がない限り開示されることを前提としていると考えられる意見が見られ、またA案を積極的に排除する意見は一部に限られたように思われる。そうだとすれば、この要件について原則開示の趣旨を明確にすべきことは極めて重要であり、単なる書き振りの問題ではなく、法案作成段階に委ねるべきではない。

6 原則開示とする類型がすべて網羅できているかは検討の余地があるが、捜査報告書については検討会で議論の対象となっており、個別に他の項目に該たるかを論じるより、明文で加えるべきである(明らかに不要と思われるものは関連性で落とせばよい)。

3. 証拠の標目の提出命令(座長試案 第17(4))

【意見】 裁判所は、アにより提出された一覧表を被告人及び弁護人に開示するものとすべきである。

【理由】 座長説明では、開示を前提とすると、多少とも証拠の内容にわたることまで記載するのが困難となり、裁判所の裁定のための資料にならない、裁判所の判断で開示されない場合には証拠の開示という付随的な事柄をめぐって無用の紛議が生じるおそれがあることが非開示とした理由として述べられている(7頁)。しかし、ここでも証拠開示の意義についての無理解が表れているというべきである。証拠開示の意義については繰り返し述べてきたように、たたき台に対する日弁連意見で述べたように、弊害のおそれが生じるような場合には、証拠の要旨の部分のみを非開示とするような「但し書き」を設ければよいのであって、標目自体を非開示とすべきではない。また、こうした証拠の開示をめぐる争いは決して付随的な事柄というべきではなく、有罪・無罪を左右するような問題ともなりうるものである。そして、第21回検討会(2003年6月27日開催)でも意見がのべられていたように(池田委員の発言参照)、開示に関する決定については即時抗告ができるのであり、少なくとも標目の開示がなければ即時抗告の理由を述べることもできない不都合な結果となる。

4. 証拠開示命令違反に対する制裁(座長試案 言及なし)

【意見】 開示を怠った場合の制裁規定を設けるべきである(詳細は【理由】を参照)

【理由】 たたき台にも、座長試案にも、検察官が開示を怠った場合のサンクションがない。これでは、証拠開示を法定化しても、被告人に有利な証拠を検察官が意図的に開示しない場合がありうるのみならず、検察官が善意であったとしても、結果的に開示せず、誤判を招くおそれがある。また、こうした制裁規定がなければ、検察官は真剣に開示を検討しないことも容易に予測できる。したがって、たとえば以下のような制裁規定を設けるべきである。

- (1) 公判開始前に検察官の手持ち証拠の一部の不開示が明らかになった場合は、被告人又は弁護人が当該証拠の閲覧 謄写及び評価等について準備するために必要な期間は公判を開くことができない。
- (2) 公判開始後、判決前に不開示が判明した場合は、裁判所は、当該証拠が被告人の有罪 無罪の判断に影響を及ぼす可能性があることと判断したときには、公訴棄却の決定をなさなければならない。
- (3) (2)の場合で量刑に関する証拠について不開示が明らかになった場合は、裁判所は当該証拠が被告人の量刑の判断に影響を及ぼす可能性があるときは、公判手続を更新する。
- (4) 一審判決後に検察官手持ち証拠の不開示が明らかとなり、当該証拠が被告人の有罪 無罪の判断に影響を及ぼす可能性があるときは絶対的の上訴理由、再審理由となり、上訴審裁判所、再審裁判所は公訴棄却の言渡しをすべきである。当該証拠が量刑判断に影響を及ぼす可能性があるときは、絶対的の上訴理由 再審理由となり、上訴審裁判所、再審裁判所は原審判決あるいは確定判決より軽い刑を言渡さなければならない。

5. 被告人側による主張の明示、争点の確認等(座長試案 第1、4(1)、8(2)、(3))

【意見】つきのような制度設計とすべきである。

1 弁護人は、公判廷において、関係する事実の主張その他事件に関する主張をする場合には、検察官から検察官主張事実陳述書の送付及び証拠の開示を受けた後、できる限り準備手続において、これを明らかにしなければならないものとする。刑事訴訟法第326条の同意をするかどうかなど検察官請求証拠に対する意見についても、同様とするものとする。

2 弁護人は、取調べを請求する証拠があるときには、できる限り準備手続において、その取調べを請求し、かつこれを開示しなければならないものとする。

【理由】

1 被告人の主張明示義務について、座長説明は「自己に不利なことを認めるよう求めるものではないばかりか(この準備手続において被告人側が何らかの防御上の主張をしなかったからといって、そのこと自体により、被告人側が公訴事実を認めた場合と同様に推認されることになるわけではなく、現行の公判において被告人側がそのような主張をしなかった場合と同様の状況になるに過ぎません。)、そもそも当の主張をすること自体を強要するものではありませんので、憲法上の自己負罪拒否特権には抵触せず、刑事訴訟法上の黙秘権の趣旨にも反しない」(6頁)としている。しかしながら、黙秘権を保障するという以上は、黙秘すること自体によって、公訴事実を認めたものと推認されることがあってはならないといふこととどまらず、その他一切の不利益な取扱いを受けてはならないはずである。

2 「迅速な公開裁判を受ける権利」(憲法第37条第1項)及び「公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利」(同条第2項)は、憲法が刑事被告人に保障した重要な権利である。被告人が、公開の法廷で、自己の主張を行い、それに見合った証拠調べ請求を行うのは憲法上の権利であるのに、あくまでも公判のための準備として非公判で行われる準備手続において黙秘権を行使したからといって、それら公判における憲法上の権利を消失させられるなどというのは本末転倒である(もちろん、いかなる権利であっても濫用は許されないが、自分の主張は公開の法廷でのみ明らかにしたいという被告人の訴訟態度が権利の濫用にあたることは到底解されない)。刑事裁判の充実・迅速化のために準備手続のメニューを充実させ、裁判所と検察官及び弁護人が協力してその運営に努力するのは望ましいことであるが、被告人の憲法上の権利を奪うことはできないという限界を自覚すべきである。被告人が迅速な裁判を受ける義務を負わないことはもちろん、迅速な裁判を受ける権利は被告人のためのものであって、裁判官や裁判員が権利主体ではないことをわきまえる必要がある。

3 以上のとおり、座長説明が「現行の公判において被告人側がそのような主張をしなかった場合と同様の状況になるに過ぎません」(同上)とする点は、憲法が保障する公開法廷における刑事被告人の権利を明らかに看過したものである。被告人に準備手続での主張明示義務を課することは許されない。そして、弁護人が基本的には被告人の代理人として、その意思を離れては主張をなし得ないことからすれば、弁護人における主張明示も「できる限り」との留保をするべきである。また、準備手続における証拠調べ請求についても、上記と同様の理由から、被告人には義務を課することはできず、弁護人については「できる限り」との規定にすべきである。

4 準備手続終了後の主張に関し、座長試案が被告人について主張制限をしないとしたこと自体は相当である。しかしながら、それを受けて弁護人が主張を行うことは制限されるとし、さらに証拠調べ請求については被告人及び弁護人の双方について制限されている点は大いに問題である。被告人が公判に至って自己の主張を明らかにしたのに、法的援助者である弁護人がそれをふまえた法的主張等を行うことが許されないのだとしたら、被告人の行った主張は単に聞き流されるだけの結果となり、裁判上はほとんど意味のないものとして取り扱われてしまうことになる。これでは、前述した被告人の憲法上の権利が充足されたとは到底認められず、「公開裁判を受ける権利」が保障されているとは言えないこととなる。弁護人としては、準備手続の段階でできる限り主張を明らかにしつつも、公判に至って被告人が新たな主張を始めた場合には、その時点でこれに沿う法的主張等をあらためて行わざるを得ない。被告人が事実を争う場合に弁護人が争わないというような弁護活動は、弁護人の誠実義務に違反するもので弁護士法上も懲戒事由を構成すると解されているからである。したがって、準備手続終了後といえども、被告人が新たな主張を行う場合には、それに沿った主張等を行うことが弁護人として当然の義務といふべきであるから、「やむを得ない事由」がある場合以外は主張を許さないなどという制限は課すべきではない。なお、そうした点を考えれば、被告人が公判で新たな主張を行う場合には、常に「やむを得ない事由」があるともいふべきであるが、刑事訴訟法382条の2の「やむを得ない事由」に関する判例は、弁護人が被告人の意向にしたがって原審で主張しなかった事実を控訴審で被告人の意向をふまえて主張することは「やむを得ない事由」には該当せず許されないものとしている。そうした解釈を前提とする以上、「やむを得ない事由」を要件とすることは問題と言わざるを得ない。

5 準備手続において黙秘権を行使し、公判に至って主張を行い立証を求めるということも被告人の憲法上の権利であることからすれば、準備手続終了後の証拠調べ請求を制限することは許されない。座長試案は「やむを得ない事由」を要件としているが、被告人についてそのような制限を加えることは不当であるし、前述のとおり、弁護人についても、被告人の新たな主張に対応して証拠調べを請求することは職務上の義務といふべきであるから、それを制限することは不当である。また、座長説明では「職権による証拠調べ」という途も開かれており、被告人側に不当な不利益を課すことにはならない」(9頁)とされているが、証拠調べ請求権があるのと職権証拠調べしかないのとで大きな違いがあることは言うまでもないであろう。

6. 開示された証拠の目的外使用の禁止(座長試案第1、9(1))

【意見】アの規定は、「当該被告事件の審理の準備以外の目的で使用してはならないものとする」との文言を「被告人の防禦活動又は弁護活動その他正当な目的以外で使用してはならないものとする」との文言に変更すべきである。イとウの規程は削除すべきであり、過料と刑罰の制裁規定を置くことには強く反対する。

【理由】

1 座長試案はたたき台の一部を変更し、アの規定のうち、「その内容」を「その内容の全部又は一部をそのまま記録した物又は書面」と変更し、その対象が、たたき台よりは「そのまま記録した物または書面」とした分だけ限定されることになっているが、その外はたたき台と同一であって、被告人の防禦や弁護人の弁護活動に対する不当な制限をもたらす虞はまったく払拭されていない。

2 アのような目的外使用の禁止を謳うこと自体はあってもよい。しかし、当該被告事件の審理の準備」との目的は、実務的な経験からすると狭すぎてきわめて問題であり、イやウの制裁があるとなれば、被告人の防禦や弁護人の弁護活動に対して著しい制限をもたらす虞がある。すなわち、被告人や弁護人が、開示された証拠の問題を著作物で指摘したり、批判したりする等の活動を通じて、これを広く社会に明らかにする場合があるが、そのような被告人・弁護人の活動は、被告人の無実、被告人の主張の正当性を明らかにするためのものであって、その内容が人の名誉毀損等に該当しない限り、適法な防禦活動であり弁護活動である。また、そのような防禦活動、弁護活動を通じて国民が裁判への関心を高め、裁判に対する信頼と批判精神を培ってきているが、そのような機会を奪うことにもなりかねない。さらに、共犯事件、関連事件などの場合、それぞれの弁護人が当該被告人の防禦のために、開示された証拠を互いに検討・協議する弁護団会議を開催することはしばしば行われているが、当該被告事件の審理の準備」との制約の下では、このような当然な弁護活動すら困難となってしまう。また、刑事訴訟法47条は、訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。但し、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない」と規定して、公判の前後での取扱を異にしているのだから、公判廷での取調べがなされた証拠であるかそうでないかによっても、開示を受けた証拠の写しの使用方法は異なるはずであり、一律に当該被告事件の審理の準備」に限定する必要はない。刑事事件に関連する民事訴訟が提起されている場合の刑事公判での取調べ記録の民事事件での証拠利用についても制約を設ける理由は乏しい。なお、このような規定を置くのであれば、国家公務員法による禁止規定があるからという理由だけで検察官に対する禁止規定を回避するのではなく、被告人と弁護人に対すると同様の目的外使用を禁ずる規定をおくべきである。目的外使用をしたか否かに関して裁判所が判断し、当該被告人・弁護人に対して不利益処分を課すこと、あるいは刑事罰として規定し、その職権発動を検察官に委ねるのは、当該被告事件の審理の準備」との概念があいまいであるだけに、当該被告事件の被告人の防禦活動、弁護人の弁護活動に直接かつ甚大で不当

な影響をもたらす虞がある。「当該被告事件の審理の準備」に該当するか否か、「被告人の防禦のため」か「正当な目的の範囲」に含まれるかどうかは、弁護人の弁護活動の限界を画する極めて判断が微妙な領域であって、これに関しては弁護士会の判断に委ね、場合によっては弁護士会による懲戒に委ねるとしたほうがよい。また、被告人の場合も同様であって、刑罰でこれを禁ずることには疑問がある。刑法104条の証拠隠滅罪は「他人の刑事事件に関する証拠」と規定して本人を除外しているが、これは、訴追を受けた当事者に対する期待可能性がなく、典型的に不可罰であることを理由としているはずである。仮に、開示証拠の目的外使用によって、罪証隠滅、証人威迫、関係者の名誉・プライバシーの侵害等の弊害が生じた場合には、これらを処罰する既存の規定で対応することが可能である。

7. 連日的開廷の確保等（座長試案第2、1）

【意見】連日的開廷の原則を法律において規定すること自体に異論はない。ただし、連日的開廷を可能にするために不可欠な次の各制度を保障するべく、必要な法整備を合わせて行うべきである。

- 証拠開示の拡充
- 十分な準備期間（ウェイティング・トライアル）の保障
- 被疑者・被告人の身体拘束からの解放（保釈等）
- 接見交通権の拡充
- 有効な弁護の保障（公的弁護制度・弁護人の権限拡充）
- 公判の速記録又は録音テープの即時交付

【理由】連日的開廷の原則を法律において規定することに異論はないが、連日的開廷を可能にするための関連諸制度の整備が不可欠であることは、日弁連として繰り返し述べてきたところである。検討会でも、少なくとも、接見交通権の拡充、公判記録の速記化など具体的な制度改善が提案されているにもかかわらず、座長試案では、たたき台で示されていた連日的開廷の原則の法定化のみ示しているにすぎない。しかも、座長説明においても、関連諸制度の整備については、具体案のみならず、その必要性すら全く言及されていない。現在、刑事訴訟規則179条の2において連日的開廷の規定が定められていながら実現できていないことにはさまざまな要因が考えられているが、その要因を除去することなく、この原則を法定化するだけでは連日的開廷は実現しない。審議会意見書も、「連日的開廷を可能とするための関連諸制度の整備を行うべきである」（43頁）としていたものであり、その必要性にすら言及しない座長試案は、審議会意見書の趣旨に沿わないものである。この観点から、日弁連は、少なくとも、上記6項目に関する制度整備の必要性を主張してきた。その理由は、既にたたき台に対する日弁連意見に述べているとおりである。また、本意見書においても、証拠開示の拡充、十分な準備期間の保障の必要性について述べている。そこで、以下、他の4項目について、その必要性について再度述べたおこ。

1 被疑者・被告人の身体拘束からの解放（保釈等） 連日的開廷に向けて充実した事前準備を行うため、また公判期間中も連日的開廷が続く中で弁護人と十分な打ち合わせ等を行うためには、被疑者・被告人が身体拘束から解放されていることが原則とされねばならない。具体的には、起訴前保釈制度を導入し、権利保釈の除外事由を真にやむを得ない場合に限定し、保証人の保証書や被疑者・被告人の誓約書のみによっても保釈が可能となる保釈保証金以外の保証の新設、勾留理由開示公判を身体拘束からの解放等のための実質的審理手続に改めることなどが必要である。

2 接見交通権の拡充（夜間・休日接見、裁判所構内での接見など） 被疑者・被告人と弁護人との打合せ等の充実を図るには、被告人の身体拘束からの解放が原則とされるべきことと合わせて、接見交通権が十分に保障・拡大されることが必要である。具体的には、接見指定に関する刑事訴訟法第39条3項を削除するほか、夜間及び休日の接見を完全に保障し、公判当日にも接見ができるよう裁判所構内の接見設備を拡充し、さらに電話による弁護人との交通権を保障するなどの制度整備が求められる。もともと、審議会意見書において、「被疑者・被告人の不適正な身柄拘束を防止・是正するため、今後、刑事手続全体の中で、制度面、運用面の双方において改革、改善のための検討を続けるべきである。」（50頁）とされている。また、司法制度改革推進計画においても、「被疑者・被告人の不適正な身柄拘束を防止・是正するため、引き続き、刑事手続全体の中で、制度面、運用面の双方において改革、改善のための検討を行う。（警察庁、法務省及び国土交通省）」（第2、4(2)ア）とされている。そうであるのに、当連合会が求めてきた身体拘束制度の抜本的改革について、座長試案において、具体案どころかその必要性にすら触れられていないのは、審議会意見書の趣旨に反すると考える。ことに、被疑者・被告人の不適正な身体拘束の防止・是正の第一歩として、刑事訴訟法第39条3項の即時削除は重要であり、検討会として提言・明記すべきである。審議会意見書において、「被疑者と弁護人との接見が十分なされることにより、取調べの適正さの確保に資することになるという点は重要」（51頁）と明記しているのに、刑事訴訟法39条3項の削除の可否については検討すらされていないのは著しく不当である。また、対立当事者である捜査官に対し、被疑者と弁護人との接見について指定できるとする制度は世界的にも異例であり、隣国の韓国にもこのような制度は存在しない。

3 有効な弁護の保障（公的弁護制度、弁護人の権限拡充） 連日的開廷を支える制度として公的弁護制度が必要となることは当然であるが、単に弁護人が選任される体制を作るだけでは意味がないのであり、「有効な」弁護の保障こそが必要である。有効な弁護を保障するためには、必要な人数の弁護人が選任されることや十分な弁護報酬が支払われることが必要である。また、弁護人に取調べや捜索、差押、検証、実況見分への立会権を保障すること、弁護人の証人喚問請求を原則的に認めること、弁護人に一定の調査権限を付与すること、弁護人と証人予定者との事前打ち合わせを保障することなど権限の拡充が必要である。証拠保全についても、現行法は検証等を公判において行うことを原則として予定し、「あらかじめ証拠を保全しておかなければその証拠を使用することが困難な事情があるとき」に限って第1回公判期日前に行うことを認めることとしているが（刑事訴訟法179条1項）、連日的開廷を行うのであれば同条の要件を緩和し、必要があるときは証拠保全を請求できるように改正すべきである。

4 公判の速記録又は録音テープの即時交付 連日的開廷を可能とするためには、翌日等の公判の準備のため、公判の速記録又は録音テープが当日の公判終了後即時に交付される必要がある。ことに証言内容を逐語的に把握しうる速記録の交付は重要であり、技術的にも可能となっている。また、録音テープによる場合、当事者に録音を認めるか、若しくは裁判所が録音してダビングテープを交付することが考えられる。

8. 訴訟指揮の実効性確保（座長試案第3）

【意見】

1 職権による弁護人の選任につき、次のとおりの制度設計とすべきである。 裁判長は、弁護人がなければできない準備手続又は弁護人がなければ開廷することのできない公判期日に、弁護人が、正当な理由なく出頭しないとき、若しくは出頭しないおそれがあるとき、又は当該準備手続若しくは公判期日に在席しなくなったときは、職権で弁護人を附することができるものとする。ただし、裁判長は、弁護人の不出頭等について正当な理由がある場合であっても、職権による弁護人選任に対する被告人の同意を得て、弁護人を選任することができる。裁判長は、職権で選任された弁護人に対し、準備手続又は公判の準備が十分にされるよう、期日等につき配慮しなげなければならない。

2 出頭命令の違反に関し、過料の制裁及び損害賠償に関する規定を設けることには強く反対する。

3 尋問又は陳述の制限命令の違反に関し、過料の制裁及び裁判所による弁護士会等への処置請求に関する規程を設けることには強く反対する。

【理由】

1 座長説明は、職権での弁護人選任に関し、「現行の刑事訴訟法第289条第2項の規定振りとの整合性などを考慮し」、正当な理由がないことや被告人の同意があることを要件とはしなかったとする（11頁）。しかしながら、弁護人の不出頭等について正当な理由があり、かつ被告人が同意しない場合にまで別の弁護人を選任するというのでは被告人の利益を不当に害するし、行き過ぎでもある。上記規定は、正当な理由がない場合の不出頭をいともと解されているし、実務的にもそのように運用されている。同規定が、理由の如何、当事者の意思如何にかかわらず選任

を許す規定であるとの座長説明は正しくない。また、新たな立法をなすにあたり、そうした疑義をなくすためにも、要件を明確化して規定するのは望ましいことと言ふべきであり、現行法の規定振りに拘ることには理由がない。

2 座長説明は、命令の不遵守に対する制裁等に関し、訴訟関係人が、裁判所の出頭命令や重複尋問等の制限に従わない場合、…刑事裁判の充実・迅速化を図るといふ今回の改革の目的を達することが困難になるおそれがあります(11頁)として、過料及び損害賠償の制裁、並びに処置請求を規定すべきとする。しかしながら、たたき台に対する日弁連意見において詳述したとおり、訴訟関係人が裁判所に出頭命令を遵守しないという事例は今日ではほとんどなく、当連合会が認識する限り、弁護人の不出頭等の多くは昭和40年代から50年代の一時期に生じたものである。しかも、それらの中には、裁判所の訴訟指揮自体に問題があった例も少なくなく、最終的には担当弁護士や弁護士会との協議によって解決がはかられている。さらに、当連合会は、正当な理由のない不出頭等については、弁護士倫理に反するものであることを明文化した「刑事法廷における弁護活動に関する倫理規程」(1979年5月26日)を制定し、弁護士自治のもとで自律的な解決をはかっている。出頭命令不遵守に対する制裁を規定しなければならないような立法事実はない。

3 尋問又は陳述の制限に関しても、裁判所の訴訟指揮に違反あるいは無視をして尋問や陳述を続け、それによって裁判が遅延するというような事態は今日ではほとんど生じていない。証人尋問に多くの時間を要している裁判の現状は、検察官が真に必要な事項に絞ることなく漫然と立証範囲を広げたり、調書裁判と呼ばれるやり方で調書の任意・信用性の立証にこだわるため、多大な時間を尋問に費やさざるを得なくなっていることに原因がある。尋問等の制限に関して制裁を設けなければならないような立法事実もない。

4 処置請求に関しては、さらに問題は重大である。処置請求に関しては、刑事訴訟規則303条に規定があるが、座長試案は、それを法律にするというだけでなく、処置請求の要件を変更し、理由の説明を求めるとし、弁護士会等がすみやかに処置を採るべきことを文言に加えている。同規定の「特に必要があると認めるときは」という要件をなくし、理由の説明を求めるともしないまま、制裁を科した場合には処置請求までしなければならないとする根拠は全くない。当連合会で把握する限り、これまで処置請求等がなされた事例はわずか11件に過ぎず、しかもそのほとんどは昭和50年代以前のものである。現時点において、処置請求を拡大強化しなければならないような立法事実はない。さらに、弁護士会等がすみやかに処置を採るべきことを規定に加えている点は看過できない。弁護士に対する資格審査や懲戒処分は弁護士自治の根幹をなすものであり、裁判所からの処置請求があったとしても、処置を採るか否か、採るにしてもいかなる処分をするかなどは、弁護士会及び当連合会が自律的に決定すべき事柄である。これまでの事例の中にも、裁判官が感情的になっているなど処置請求の妥当性に疑問があるものなどもあり、そのような場合、弁護士会は特段の処置はしないという回答を行ってきた。第27回検討会(2003年9月25日開催)における参事官の説明では、「すみやかに適当と認める処置を採り」ということの中には処置しないことも含まれるとのことであったが、法律として制定された場合に将来にわたりそうした解釈が維持されるという保証はなく、裁判所が処置請求すれば必ず何らかの処置をしなければならないとの趣旨であるとして運用されるようなことがあれば、弁護士自治に法律上の制限を加えるものとなるおそれがあり、到底容認できない。

5 審議会意見書は「必要な場合に、適切かつ実効性のある形で訴訟指揮を行うようにすることは重要であり、それを担保するための具体的措置の在り方を検討すべきである」(44頁)とする一方、「充実かつ円滑な審理の実現のためには、裁判所と訴訟当事者(検察官、弁護士)が、それぞれ、訴訟運営能力、訴訟活動の質の向上を図りながら、基本的な信頼関係の下に、互いに協力し支え合っている姿勢を持つ必要がある」(同頁)「被疑者・被告人の防御権の保障等憲法の人権保障の理念を踏まえ、適切な制度を構築していくことが必要である。」(41頁)としているのである。これによれば、訴訟指揮の実効性確保のための具体的措置を検討するにしても、基本的な信頼関係を基本とし、防御権等の人権保障に十分配慮したものであるべきである。裁判所の命令に違反すれば、過料の制裁を科し、それを科したときは理由も尋ねないまま処置請求を行い、処置請求をすればすみやかに処置を採らねばならないという強権を規定して、力づくで訴訟指揮に従わせようとするようなやり方は、到底前記審議会意見書の趣旨に沿うものとは言えないのである。また、裁判の迅速化に関する法律施行後、証人採用制限や尋問時間制限が増えることが懸念されているが、その上訴訟指揮が強権化されるようなことがあれば、弁護活動を萎縮させるなどの弊害をもたらしたり、強権的な訴訟指揮をめぐる混乱が加えて訴訟遅延を招くというおそれもある。同法は、その法文や附帯決議などからも明らかなように、裁判所の訴訟指揮を強権化するのによつて拙速な裁判を目指したのではなく、適正で充実した審理をすることによつて迅速化をはかるといふのが立法の趣旨である。そうした同法の目的を達するために、訴訟指揮について強権的な制裁規定を設けることは避けなければならないのである。

「即決裁判手続」についての意見

(意見の骨子)

1 提案されている「即決裁判手続」については、後述する前提条件が満たされるならば、争いがない事件で、被疑者・被告人の身体拘束を受けている場合において、早期の釈放を実現できる条件を広げるものであること、争いがない事件が、争いのある事件と区別され、簡易な証拠調べ等異なる方式で審理される結果、公判審理がメリハリのあるものとなり、争いのある事件や裁判員裁判における充実した審理をもたらすこと等の意義を認めることができる。

2 しかし、即決裁判手続については、捜査官が、この制度を利用して自白を強要する危険性があることを指摘する必要がある。特に、執行猶予科刑制限の導入により、被疑者が争っている事案において「執行猶予になるのだから自白したらどうか」という取調べ方法が現在より広がるおそれがない。そこで、「即決裁判手続」は、取調べの可視化が実現され、かつ、少なくとも「必要的弁護事件(刑法289条)」を対象とした公的弁護制度が実施された時点で施行されるべきである。

3 また、「たたき台」の手続案については、次の修正が必要である。

「即決裁判手続」の申立は一定期間内に行われるべきものとされること。(遅くとも10日の勾留期間以内に申立がなされる制度とすること。)

即決裁判手続が不相当を理由に取り消された場合にすでに取り調べた書証を刑事訴訟法326条の同意があったとみなすと案は撤回されること。

(意見の理由)

第1 争いがない事件に新しい制度を導入することの意義

1 日弁連の従来の主張 日弁連は、かねてより、争いがない事件と争いのある事件を区別し、争いがない事件について制度改革が必要であることを主張してきた。司法制度改革審議会第26回会議におけるプレゼンテーションでは、争いがない事件と争いのある事件と同じ方式で同じ裁判体で審理される弊害(被告人に不利な予断を形成しやすいこと、有罪を認める事件で不必要な審理をする結果として運用面において手続の形骸化が進んだこと、これが争いのある事件の審理にも影響を及ぼしていること)を指摘し、アレイメント制度の導入にも言及した。このように、争いがない事件についての新たな制度の導入」という方向性自体は、日弁連の制度改革の主張に沿うものである。

2 司法制度改革審議会意見書 審議会意見書は、「刑事裁判の充実・迅速化」の一項目として、「捜査・公判手続の合理化、効率化ないし重点化のために考えられる方策」を挙げ、そこで、「争いのある事件とない事件を区別し、捜査・公判手続の合理化・効率化を図ることは、公判の充実・迅速化(メリハリの効いた審理)の点で意義が認められる。その具体的方策として、英米において採用されているような有罪答弁制度(アレイメント)を導入することには、被告人本人に事件を処分させることの可否や量刑手続の在り方との関係等の問題点があるとの指摘もあり、現行制度(略式請求手続、簡易公判手続)の見直しをも視野に入れつつ、更に検討すべきである。」と述べている。

3 即決裁判手続の提案と修正経緯

(1)司法制度改革推進本部事務局は、第22回検討会において、即決裁判手続を提案した。この手続は、「争いがない事件について、

公訴提起後できる限り速やかに公判期日を開き、簡易公判手続同様の簡易な手続によって審理し、原則として即日判決を言い渡すこととする手続であり、手続の合理化・効率化を図ろうとするものである。」と説明された。ここで提案された制度の骨子は、次のとおりである。

・ 検察官は、捜査の結果、即決裁判手続によることが相当と考える事件について、被疑者の同意（弁護人が選任されている場合は被疑者及び弁護人の同意）を得て、公訴提起と同時に即決裁判手続の申立を行う。
・ 裁判所は、国選弁護人を選任するときはできる限り速やかにを行い、検察官は、取調請求予定証拠を速やかに開示する。裁判所は、即決裁判手続申立後選任された国選弁護人に対し、即決裁判手続によることの確認を行う。
・ 裁判所は、できるだけ速やかに公判期日を開催し、改めて被告人及び弁護人の意思を確認する。裁判所は、即決裁判手続決定を行い、簡易公判手続と同様の手続で審理し、原則即日判決を行う。
・ 上訴制限を設けることを検討すべきである。

- (2)これに対し、日弁連は、「司法制度改革推進本部たたき台「刑事裁判の充実・迅速化について」に対する意見書」を提出し、たたき台のままの即決裁判手続には賛成できないこと、公的弁護体制の充実等に鑑みつつアレイメント制度の導入を検討すべきであると主張した（別紙2参照）。具体的に、修正すべき事項として指摘したのは、次の3点である。

・ 捜査の結果の部分を一定の短期間（短時間）に設定すること（たとえば、逮捕後72時間）が必要である。
即決裁判手続の申立てをした場合に、弁護人がついていない場合には速やかに弁護人を選任すべきである（必要とすべきである）。

・ 量刑において、罰金・執行猶予・懲役3年以下など短期の実刑等科刑制限を設けるべきである。

- (3)事務局の提案は、第23回検討会で議論されたが、簡易公判手続と大差ないとして捜査の合理化や当事者の利用可能性を危惧する意見が多数出され、科刑制限、上訴制限、被告人の意思決定の前提としての弁護人選任権の保障の必要性等が主張された。事務局は、この議論を受け、第26回検討会においてその修正案を提示した。修正案の基本的枠組は、次のとおりである。

即決裁判手続の申立手続、公判手続の在り方について、基本的な変化はない。

被疑者段階で、被疑者の手続選択の意思決定に先立ち、国費による被疑者弁護制度による弁護人選任権を保障する。

即決裁判手続の申立があった場合には、国費による弁護制度による弁護人の選任を必要なものとする。

罰金以下の刑を除き、実刑を科すことはできないものとする。

再審事由がある場合を除き上訴制限を設けるか否かはなお検討する。

第2 「即決裁判手続」案についての評価

1. 即決裁判手続導入の意義

- (1)即決裁判手続は、後述する前提条件が満たされるならば、被疑者・被告人にとって次のようなメリットをもたらす。第1に、即決裁判手続による審理を行うにあたっては、被疑者・被告人の同意が必要とされており、被告人の意思決定が手続に反映される仕組みとなりうる。第2に、捜査時間が短縮され、起訴前勾留も短縮される可能性がある。また、国選弁護人の速やかな選任、証拠開示、第1回公判期日の早期開催及び原則即日判決により、起訴後判決までの期間が短縮される。これらを通じて、争いが無い事件で、被疑者・被告人の身体拘束を受けている場合において、早期の釈放を実現できる条件が拡大する。第3に、執行猶予の科刑制限が設けられるので、科刑に対する予測が可能となる。

- (2)また、即決裁判手続の導入により、争いのない事件が、争いのある事件と区別され、簡易な証拠調べ等異なる方式で審理される結果、公判審理がメリハリのあるものとなり、争いのある事件や裁判員裁判における充実した審理が可能となりうる。また、その前提としての人的・物的資源の適正配分が可能となる。

2. 「即決裁判手続」の問題点と実施のための条件

即決裁判手続については、前記のとおり、被疑者側においてメリットをもたらす一方で、他面において、捜査官が、この制度を利用して自白を強要する危険性があることを指摘する必要がある。特に、執行猶予科刑制限の導入は、被疑者の科刑についての予測を可能とする一方で、被疑者が争っている事案において「執行猶予になるのだから自白したらどうか」などという取調べ方法が現在より広がるおそれが否定できない。こうした危険性を防止するためには、即決裁判手続は、取調べの可視化が実現され、かつ、少なくとも「必要的弁護事件（刑訴法289条）」を対象とした公的弁護制度が実施された時点で施行されるべきである。

取調べの可視化 この点では、特に、テープ録音・ビデオ録画による取調べの可視化の実現が決定的に重要である。取調べの可視化によって、上記のような自白強要の危険性は基本的に解消しうるといえるからである。

公的弁護制度の整備 また、即決裁判手続の適正な運用のためには、身体拘束の初期の段階から弁護人の援助を受ける機会を保障することが重要である。「たたき台」修正版では、被疑者・被告人の同意の真摯性を担保するために、被疑者段階では国費による被疑者弁護人の選任請求権が、公訴提起後は国選弁護人の選任が必要とされている。しかし、起訴前には、検察官が即決裁判手続の申立てをするにあたって被疑者に同意を求めるとき、一般的には、その時期は起訴の直前であることが想定され、また、被疑者が同意をするか否かを判断するためだけに、この時点で弁護人の請求をすることが事実上期待できるか疑問がある。したがって、この制度を利用した捜査官による被疑者に対する自白の強要等を防止し、かつ、同意することの適否につき的確な判断を確保するためには、逮捕勾留時点から国費による弁護人選任制度が整備されている必要がある。すなわち、現在検討されている被疑者段階からの公的弁護制度について、被疑者に請求権を認める範囲（対象事件）をできる限り広げることが必要である。但し、この点については、弁護士対応態勢の限界から、日弁連は、制度実施時点では「短期一年以上の罪にあたる事件」及び「少年の事件」を対象事件とし、その後段階的に対象事件を広げる提案をしている。この提案では、当初の時点では、重大事件等に限定されるため、即決裁判事件の対象として想定される比較的法定刑の軽い事件については、国選弁護人の選任請求権が与えられないことになる。そこで、「即決裁判手続」は、少なくとも「必要的弁護事件（刑訴法289条）」を対象とした公的弁護制度が実施された時点で施行するとすべきである。

3. 「たたき台」の手続案について修正されるべき点

さらに、「たたき台」の手続案についても、次の点が修正されるべきである。

「捜査の結果」について一定の期間を設定すること。たたき台の案では、「検察官は、捜査の結果、被疑者が被疑事実を認めており、かつ、事案の性質、公判において取調べを必要とする証拠の内容・量等にかんがみ、当該事件の審理につき、即決裁判手続によることが相当と判断するときは、被疑者に対し、当該手続によることについて異議がないかどうかを確かめるものとする。弁護人がいるときは、当該弁護人にも異議がないかどうかを確かめるものとする」とされている。ここでは、「捜査の結果」については制限がない。しかし、現行の運用である20日間の勾留を前提とするかぎりでは、何ら現在の捜査の手法に変化をもたらさない虞がある。どの程度の期間とするかは検討の余地があるが、長くとも原則である10日間の勾留期間での処分を前提とした制度設計をするべきである。

即決裁判手続が不相当を理由に取り消された場合にすでに取り調べた書証を刑事訴訟法326条の同意があったとみなすと案は撤回されるべきであること。たたき台の案では、「即決裁判手続の決定が不相当を理由に取り消された場合には、既に取り調べられた書証については、刑事訴訟法326条の同意があるものとみなすものとする」としている。しかし、弁護人としては、罰金あるいは執行猶予が付される事案であることを前提に、被疑者・被告人と協議の上、即決裁判手続で審理することの同意をしているのであるから、その前提が裁判所の判断で覆されるのであれば、書証に対する同意・不同意の意見を改めて言うことができる制度設計とすべきである。そうでなければ、弁護人・被告人の立場から、この制度を利用するに躊躇せざるを得ない事態が生ずる。

第3 さらになる制度改革へ向けた検討課題

即決裁判手続は、被疑者・被告人の主体性が尊重され、公判手続の合理化、さらには捜査の合理化をもたらす可能性を有する。しかし、従来の事実認定手続を維持しながら手続を合理化するものである以上、この手続には限界があるといわざるを得ない。即決裁判手続の実施後、その運用実績をふまえ、さらにアレイメント導入について検討が継続されるべきである。

(日本労働組合総連合会)

1. 裁判員および裁判官の員数

裁判員の員数は、国民の年齢、性別、職業、教育など、社会各層の多様な意見と社会常識を裁判に反映させるため、裁判官に影響されずに集団で活発かつ十分な審議ができる数とし、改革の根本精神である「統治客体から統治主体へ」「開かれた司法」を具現化すること。具体的には、裁判員の員数は裁判官の3倍以上の数、7～11名とすべきである。対象年齢は衆議院議員選挙権年齢以上70歳以下とすべきである。なお、裁判官は1名を原則とし、判事および判事補の2名体制もありうる。

2. 対象事件について

裁判員裁判の対象事件は、法定合議事件をベースとし、被害者が死亡、あるいは重大な障害に至った事件のみならず、覚せい剤営利目的所持など社会的な影響の大きい事件も対象とすべきである。

3. 集中審理と連日開廷

裁判員は日常の業務を犠牲にしてその任務に当たることになるが、できる限り裁判員の負担を軽減するため、法廷は集中審理と連日開廷とすべきである。また、土日の開廷も可能とすべきである。

4. 迅速かつ見て、聞いて、わかる裁判

争点をわかりやすく明示し、取り調べ、証人尋問の状況などはビデオによる記録も提示できるようにするなど、一般国民である裁判員が証拠調べの内容などを十分理解し、審理に参加できるように工夫すべきである。そのために、検察官の手持ち証拠はすべて開示する原則を設け、当事者は準備手続きにおいて争点を明らかにすべきである。また、評議、評決にあたって、裁判員が主体的に参加できるルールを設けるべきである。

5. 評決方法

評決は合議体の員数の過半数とする。なお、死刑については全員一致を原則とすべきである。

6. 市民が参画しやすい環境整備

(1) 報酬について

裁判員を務めることによって生じる不利益については、一定程度補償されるべきであること、精神的負担を代償すべきとの観点から、報酬規定を定め、裁判員に支給すべきである。なお、労働者の公民権の行使として公休扱いとされる場合と自営業、自由業などとのバランスを考慮し、報酬規定は一律に設定すべきではない。

(2) 公民権の対象

労働基準法第7条の公民権の対象として規定し、労働者の公民権を確保し、公休扱いとするとともに、裁判員を務めるにあたっての不利益取扱いを禁止するよう法律で規定すべきである。

(3) 不都合を生じる人に対する支援措置

被保護・被介護人を抱える人が裁判員として参加できる支援策(託児所等の設置)を整備すべきである。

(4) 忌避、辞退

裁判員を辞退する理由については、病気、冠婚葬祭などに限定し、介護、育児などは適切な支援策を講じた上で、なおかつ不都合が生じる場合に認めるべきである。

(5) 守秘義務

裁判が行われている間は、マスコミ等の接触を禁じるとともに、審理、評決に関わる一切について守秘義務を課すべきであるが、裁判終了後は、評議の内容、職務上知りえた他人の秘密等以外は守秘義務の対象とすべきではない。なお、罰則等については、参加意欲を委縮させるような過度なものとすべきではない。

7. 司法教育の徹底

基本的な司法に関わる知識や裁判手続等について、学校教育においてカリキュラムに導入するとともに、企業内における司法に関する研修や地域の公共施設等を利用した地域教育など様々な機会をとらえた司法教育を実施させるべきである。また、裁判員に対する短期間の事前研修制度を設けるべきである。

(福岡県弁護士会)

第1 はじめに - いわゆる座長ペーパーの位置づけ

本意見募集では、標記各制度の課題に関して意見を求めながら、座長ペーパーを添付されているが、これについては、次の問題がある。まず、座長ペーパーについては、これに対して意見を求められているのか、制度概要の一例ないし一案として示されるに留まるものであるのか、その趣旨が不明である。次に、座長ペーパーは、衆議院解散がなされた後、いわば政治的な空白期間に突然提案されたものであり、かつ、検討会の意見をとりまとめたものでないことは明らかであり、座長個人の意見が多く入っているものである。座長ペーパーは、これまで「たき台」が複数の選択肢を挙げ、意見が分かれていたものについて、これを一つに絞っており、一定の方向に結論を導こうとの意図に基づき提案されたものではないかとすら考えられるものである。従前、当会は、司法改革推進本部事務局宛、検討会においては自由な討論が保障されるべきであり、座長は特にこの点に配慮すべきであるとして、検討会の民主的運営を求めた。今回の座長ペーパー及び意見募集の経過については、前記のとおり不透明な部分があり、到底納得がいかなず残念である。

検討会の意見は、座長個人の意見によって決定されるものではないものであり、再度、検討会の民主的運営を求めるとともに、今後、標記各制度について、これを具体化するに当たっては、「座長ペーパー」の内容に拘泥されることなく、これまでの議論、検討の成果をふまえ、さらに国民各層から幅広い意見聴取を行い、十分な議論、検討を経た上でなされることを切望するものである。

第2 裁判員制度について

1. 取調べの可視化 - 取調過程の録音、録画について

裁判員制度の前提として、取調全課程の録音、録画は不可欠の要件である。我が国の刑事裁判は、捜査段階において作成された供述調書の取調が中心となっているが、裁判員制度が導入された場合、より公判中心の審理が求められる。刑事裁判において争われる事件の多くは、この捜査段階において作成された供述調書の任意性、信用性が重要な争点となっており、これに関する証拠調べに多数の期日を要するというのが現状である。我が国の供述調書は、取調官が作成した物語形式の調書に供述者の署名がなされるものであり、取調過程を問答式に再現したものではなく、そもそも、供述調書に記載されているような供述をなしたのかどうから、問題となるものも多い。このような取調過程や供述調書の作成過程が問題となった場合、これを事後的に検証することは極めて困難であり、刑事裁判の現状は、かかる困難な内容を確定するために、多くの時間を費やしているといっても過言ではない。刑事裁判は、事件本来の争点について、十分かつ充実した審理がなされるべきであり、殊に、裁判員制度の対象となった事件については、この点が強く求められる。取調過程を録音、録画することは、取調の適法、適正を担保する上で有益であることはもとよりであるが、前記のとおり、迅速かつ充実した裁判実現のためにも、不可欠なものである。ところで、取調過程の可視化の手段として、取調官が作成した報告書等をもって行うとする意見があるが、これは、取調過程の可視化に反する論であると言わざるを得ない。すなわち、可視化とは、見ることができないものを見えるようにしようというものである。供述調書は、供述者が署名する段階で、その過程を体験しているものであり、極めて不十分とはいえないものの、捜査官以外の者(供述者)の関与が存在する。このような関与では取調べの過程を見ることができないから、外から見ることができるようになるようにしようというのに、捜査官が作成し、供述者すら関与しない報告書等をもって、可視化を行うなど、可視化の理念に反することである。見ることができないものを見えるようにする手段として、より見ることができない方法を使用しようというものに過ぎない。我が国の刑事裁判が抱える問題の本質は、ただ公判のあり方にあるのではなく、

捜査構造のあり方や捜査段階で作成された供述調書の証拠能力や信用性判断に重きが置かれているというあり方にあることが留意されるべきであり、裁判員制度という公判中心の審理が求められる制度にあっては、捜査構造の改革は不可欠であると考えられる。

2. 合議体の構成について

裁判官は1人又は2人、裁判員は9人以上とすべきである。裁判員が審理等に主体的かつ実質的に参加できる環境作りを行うためには、裁判員は多数が必要である。

3. 評決について

全員一致又は一定要件の下で3分の2以上の多数決とするべきである。有罪とされるには「合理的な疑いを容れない」程度の立証を必要とする。このことは、刑事裁判の原則であるが、通常裁判に携わっていない市民にとって、「合理的な疑い」の基準等の判断は困難であると考えられる。この「合理的な疑いを容れない」程度の立証を制度的に保証しているのが、全員一致又は絶対多数の原則であり、一人でも、あるいは、一定程度の少数者であっても、異なる意見が存在するというのは、そのこと自体が「合理的な疑い」があるとするものである。このようなことから、裁判員制度を導入する上で、全員一致又は絶対多数の原則導入が必要であって、相対多数による評決によって有罪を決すべきではない。

4. 公判手続について

直接主義、口頭主義の原則に忠実な証拠調べをすることが求められる。

5. 守秘義務違反に対する罰則について

裁判員の守秘義務については限定的に行い、罰則は罰金刑のみにすべきである。裁判員に対して一定の守秘義務を課すべきとは言うものの、直ちに、罰則をもって対応するというのは、広く、国民が参加すべき制度について、いわば密室化、閉鎖化させるおそれがある。

6. 裁判の公正を妨げる行為の禁止について

報道規制規定は削除されるべきである。報道規制の内容は不明確であり、報道の自由を侵害し、結局は、国民の知る権利を損なうおそれがある。報道の適正については、第一義的には報道機関の自主的判断及び情報を受ける側の国民の判断に委ねるべきである。

第2 裁判の充実・迅速化について

1. 基本的な考え方について

迅速な裁判は、そもそも被告人の権利として構成されており、迅速化のみを強調することは、拙速な刑罰実現のみに働き、結局、適正な裁判実現に反することとなる。裁判の迅速化に関する法律第1条も「公正かつ適正で充実した手続の下で」裁判が迅速に行われることが不可欠であるとしており、その付帯決議において、当事者等の正当な権利を損なわないよう求めていることに、まず留意されるべきである。

2. 裁判の充実・迅速を求めるために、第一回公判前の十分な準備手続、争点の整理等を必要とするのであれば、検察官手持証拠の原則的公開、保釈制度等身体拘束制度を抜本的に改革することが不可欠である。刑事裁判の現状は、検察官が保有する圧倒的多数の証拠について、もっぱら検察官の判断によって開示され、証拠としての取調べがなされている。そして、かような証拠調べを進める中で、新たな事実や争点が明らかになり、さらにこれらの点について証拠調べを行うといったことを繰り返しており、当初から、開示等がなされていれば、かかることの多くは回避できると考えられる。また、前記のとおり、供述調書の任意性、信用性に対する審理に、多くの期日を要することから、取調過程の録音・録画は、裁判の充実・迅速化にも資する手段である。なお、準備手続において、証拠能力判断のための事実の取調を行うことには、反対である。証拠能力判断のための事実については、当該事件自体の事実と完全に分離することは不可能なことが多く、実質的には公判外での証拠調と心証形成につながるものと言わざるを得ない。

3. 開示証拠の目的外使用の禁止について

目的外使用の禁止は、使用の範囲があまりにも限定されている。本来、暴力団等に対して記録が流出したりすることを防止するのが目的であったはずであり、学術研究、訴訟等の正当な目的以外の使用を禁止すべきである。刑事記録については、民事訴訟等において使用されることもあり、現に、被害者には、刑事記録の謄写権が認められている。また、現実に共犯事件の他の被告人の証拠が無罪の決め手となる場合もあり、そのような場合にも、証拠の使用が禁止されることは明らかに正義に反することとなる。前記のとおり、「正当な目的外の禁止」であればともかく、開示証拠について、刑事裁判以外の使用を一切禁止するというのは不当である。

第3 検察審査会制度

1. 検察審査会の「起訴相当」議決につき、法的拘束力を認めることは、一定程度評価できるものの、これについては慎重に行うべきである。公訴提起は、検察官による起訴独占主義が採られ、また、起訴便宜主義が採られている。これを民主的に修正する制度として、検察審査会が設けられているが、現行の運用の中で、検察審査会の「起訴相当」又は「不起訴不当」の意見に対して、検察官はさらに慎重な捜査と検討を行っているとは評価でき、不当な不起訴が横行しているといった状態が存在するものではない。また、起訴されるということは、それ自体被告人にとって大きな負担となることを考えると、検察審査会の議決について、法的拘束力を認めることには、慎重に行うべきであり、座長ペーパーにあるような二段階方式については、この点から評価できるものと考えられる。また、法的拘束力のある起訴相当の議決の前提として、座長ペーパーにいう検察官からの意見聴取、リーガルアドバイザーの委嘱のほか、被疑者に弁明の機会を与えることも必要ではないかと考えられる。

2. 指定弁護士の権限強化の必要性

検察審査会の議決によって、公訴提起となったときに、指定弁護士が検察官の職を行うとされた場合、検察官の職を行う者については、当該事件に限定して、検察官と同等の権限が付与されるべきである。

さて、福岡県弁護士会では、日弁連企画のドラマ「裁判員 決めるのはあなた」の上映活動を実施してまいりました。その際、アンケートを実施いたしました。その結果はとも興味深いものであり、貴重な資料となると思われますので、資料(編注:省略、以下同じ。)とともにご報告します。すなわち、本アンケートで回答をいただいた方の内訳は次のとおりです。

1 平成15年5月24日福岡市上映会 市民101名

2 同年6月27日久留米市上映会 市民143名

3 同年6月27日福岡高等(地方)検察庁上映会 検察関係者(検事・副検事・検察事務官等)71名

資料は、まず、「裁判員ドラマ上映会アンケート結果集計」と題した書面で、これには質問事項と、回答者の割合を示したもので、グラフをつけています。次に、ドラマを見ていただいた感想と、アンケートに対する回答を個別に整理した一覧表で、福岡上映会、久留米上映会、検察庁上映会に分けて整理をしています。裁判員制度やドラマを見た率直な意見がつつられており、とても興味深いものがあります。最後は、アンケートの分析です。ここで、裁判員の数について申し上げます。

井上座長私案として3人対4人が公表されていますが、アンケートでは、全く支持されていないことを指摘したいと思います。すなわち、アンケートでは、人数につき、1人:3人、1人:11人、2人:6人、2人:9人、3人:3人、3人:6人、3人:9人という案より選択していただく、という設問とし、いずれにも賛同しない方のためにその他の欄を設け、人数を自由に書いていただく、こととしました。その結果、3人:4人とした方は一人もいませんでした。3人:4人に比較的近いと思われる案は、3人:3人、3人:5人ですが、3人:3人は市民では1.2%、検察関係者でも11.3%にとどまりました。市民及び検察関係者による上位3者は次のとおりです。

市民 2人:9人(27.5%)、1人:11人(15.2%)、2人:6人(14.3%)

検察 2人:6人(18.3%)、3人:6人(16.9%)、2人:9人(11.3%)、3人:3人(11.3%)

一般市民はもちろん刑事裁判に直接かかわる現場の第一線の検察関係者においても、相対的に裁判員の数を多く

する案を是として注目に値します。より細かな数字は資料のとおりですので、是非ご覧ください。ここにおいて示された福岡資料は全国的に見ても極めて貴重であると思います。是非とも民意及び現場の生の声を十分に反映させたより良い制度を構築していただきたいと思ひます。

(豊前築上地区住民の会)

私たちは、狭山事件の再審を求める「狭山事件を考える豊前築上地区住民の会」です。冤罪をなくし、誤判をすみやかに救済するためには、公正・公平な証拠開示のルールが必要だと考えます。今回出された座長試案については、次のような問題点がありますので、検討しなおすよう求めます。

- (1)開示対象証拠を類型化することで、無罪証拠、被告側に有利な証拠・資料が開示されないままになる危険性があります。開示証拠を類型化するならば、収集されたすべての証拠のリストを弁護側に開示することを付け加えたと共に、検察官は、被告・弁護側に有利な証拠は、すべて弁護側に開示しなければならないことを明記すべきと考えます。
- (2)試案では、開示請求のための要件が示されていますが、要件を被告・弁護側に課すことは、実質的には証拠開示請求を不可能にするものであり、著しく公平を欠くこととなります。証拠リストを弁護側に事前に開示するならば別ですが、検察官がどんな証拠を持ち、どんな内容なのか弁護側がわからなければ、証拠を特定することも重要性を明らかにすることもできません。この要件については削除すべきと考えます。
- (3)試案では、「開示の必要性、開示によって生じるおそれのある弊害の有無、種類、程度等を考慮して、相当と認めるときは」当該証拠を開示するとされていますが、これでは現状を改善することにはなりません。原則開示しなければならないとすべきです。検察官は不開示を申し立てる場合は、その理由を明らかにしなければならず、開示不開示の判断は第三者の裁判所がおこなうことにすべきです。
- (4)座長試案は、国際的な証拠開示法制や考え方、国連勧告からしても見直すべきです。1998年の国際人権規約委員会において、「検察官が提出する意思のある情報についてアクセスする資格がある」とする日本政府の報告書を不十分とし、「捜査の段階で収集された情報で、弁護側に有利なものについては、弁護側はどのようにしてアクセスすることができるのか、弁護側にこの情報が存在するという知識があつてはじめて、開示命令を裁判所からとりつけることが可能になる」と指摘しています。
- (5)座長試案では、刑事裁判の充実・迅速化に逆行し、裁判員制度のスムーズな運用を妨げます。座長試案では、検察官や警察が被告・弁護側に有利な証拠を隠している疑いや不信が生じ、裁判員制度のもとで充実した迅速な審理を妨げることになりかねません。被告に有利な証拠がかくされている可能性がある中で、私たち市民は責任を持って裁判に参加できません。
- (6)したがって、「取調請求証拠以外の証拠の開示」については、「たたき台」のA案をもとに、検察官は、手持ち証拠の標目と要旨を記載したリストを弁護側に事前開示し、弁護側の請求に応じて原則開示する義務を明記したルールを作るべきです。
- (7)また、新証拠発見を要件とする再審請求では、制度の理念、趣旨からしても証拠開示を受ける権利を保障しなければなりません。過去の再審事件でも証拠開示が真相解明の重要な鍵となっています。再審請求の場合にも、弁護側に証拠リストを開示し、検察官手持ちのすべての未提出証拠にアクセスできるよう保障する規定をつくるべきです。

(部落解放共闘佐賀県民会議)

- (1)裁判員の人員を十分に多くして下さい。
- (2)裁判員に分かり易い言葉で裁判を行わせるようにして下さい。
- (3)有罪とするための要件を全員一致に近づける必要があること
- (4)休業補償や育児・介護サービスなどを充実させる必要があること
- (5)国民や報道機関を厳しい罰則で縛るような制度は望ましくないこと。

(部落解放同盟大阪府連合会)

・座長試案の証拠開示制度では、刑事手続と人権の国際的基準も満たされておらず、あまりにも不十分です。再度、証拠開示制度のあり方について抜本的な強化・充実を求めます。

多くの冤罪事件で証拠開示が問題になっています。えん罪、長期にわたる誤判こそ、市民が受ける最大の人権侵害の一つであるといわねばなりません。これまでの誤判事件や現在も再審が争われている冤罪事件の教訓をふまえ、かつ、刑事手続と人権の国際的な基準をふまえるならば、捜査・取調べの可視化と証拠開示の公正なルール化が司法改革の要だと私たちは考えています。しかし、座長試案のような証拠開示制度では、国際社会で通用しないばかりか、公正さを求める国民の理解はえられず、ひいては裁判員制度をスムーズに運用できなくなります。ぜひ、国民の意見を十分にふまえて、再度、証拠開示ルール化のありかたについて検討し直されるよう強く要請します。

・座長試案では被告・弁護側に隠されたままになる証拠が出てくる危険性があります。

座長試案では、開示対象となる証拠を類型化し、あげられている証拠のほとんどは捜査機関が有罪立証のために作成するものであり、開示対象となる証拠が限定されてしまいます。その場合、弁護側には開示されないままになる証拠が出てくる危険性があります。松川事件では「諏訪メモ」のように個人が作成していたメモなどが手がかりとなって再審・無罪判決となりました。これまでの誤判事例をみても、そのような資料の中に無罪証拠が存在していた例は少なくありません。過去の誤判事例を教訓にし、かつ、国連の規約人権委員会の勧告等をふまえるならば、「たたき台」A案を採用し、捜査機関が収集した証拠の一覧表(証拠リスト)を弁護側に開示し、収集されたすべての証拠に弁護側がアクセスすることができるように改善すべきです。

・座長試案では、被告・弁護側は開示請求さえできない危険性があります。座長試案の開示請求の要件を抜本的に修正すべきです。

- (1)開示請求の要件を「開示を求める証拠の類型及びその範囲を特定し、かつ、事案の内容及び検察官請求証拠の構造等に照らし、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために当該類型及び範囲の証拠を検討することが重要であることを明らかにして、開示の請求があつた場合」と定めています。これではあまりにもハードルが高すぎます。以下、この問題点について指摘します。

まず「開示を求める証拠の類型及び範囲を特定」して請求しなければならないとされていますが、検察官の手元にどのような証拠があり、それらの証拠がどんな内容なのか弁護側にわからなければこのような特定はできません。弁護側がどうしたらこのような特定ができるのか、座長試案の解説を見てもまったく触れられていません。

さらに「事案の内容及び検察官請求証拠の構造等に照らし、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために当該類型及び範囲の証拠を検討することが重要であることを明らかにし」なければならないとされていますが、これも、どのような証拠があり、その証拠がどのような内容なのかわからなければ「検討することが重要であることを明らかに」することなどできません。座長試案の解説でも何ら納得のいく説明がなされていません。座長試案のかかげる開示請求の要件は、検察官手持ち証拠の内容を弁護側に知らせるという手続がともなわれない限り、弁護側にはいうことができないものです。証拠リストを弁護側に事前に開示するならば別ですが、検察官がどんな証拠を持ち、どんな内容なのか被告・弁護側が知らなければ、「証拠を特定」することも「重要性を明らかに」することもできません。このような要件を被告・弁護側に課すならば、そもそも実質的に証拠開示請求が不可能になり、著しく不公平・不公正になります。いくらか開示すべき証拠を類型化しても、このような要件を課すれば、何の改善・改革にもなりません。開示請求の要件を抜本的に修正すべきです。

・座長試案について、以下の趣旨をふまえ抜本的に見直して下さい。

座長試案のこの部分を次のように見直すべきだと考えます。

「たたき台」A案として出されていた証拠リストを弁護側に開示するという方式を取り入れるべきです。少なくとも、

捜査機関が収集したすべての証拠の存在を弁護側に知らせ、アクセスできるようにすべきです。

もし座長試案のように開示対象の証拠を類型化するとともに、「開示を求める証拠の類型及びその範囲を特定し、かつ、事案の内容及び検察官請求証拠の構造等に照らし、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために当該類型及び範囲の証拠を検討することが重要であることを明らかにして」という部分は削除すべきです。

もし証拠を特定して開示請求することにするのなら、「検察官は、その保管する証拠の標目を記載した一覧表を被告人又は弁護人に開示しなければならないものとする」という部分を加え、少なくとも証拠リストを弁護側に開示することは採り入れるべきです。

・座長試案では「疑わしきは被告人の利益に」という再審の理念に反しており、被告・弁護側に有利な証拠が開示されなくなる危険性があります。座長試案の開示不開示の要件を抜本的に修正すべきです。

座長試案で、開示不開示の要件について「(検察官は)開示の必要性、開示によって生じるおそれのある弊害の有無、種類、程度等を考慮して、相当と認めるときは、当該証拠を開示しなければならない」としています。開示すべき証拠をいくらか類型化しても「検察官が相当と認めるとき」に開示するというルールでは現状を改善・改革することになりません。被告側に有利な証拠、無罪証拠を開示していなかった場合の罰則を課するという規定を設けるならば別ですが、あくまで検察官が開示するかどうかを判断するというのであれば、無罪証拠が埋もれてしまう危険性があります。現に、これまでの誤判事例を見ても、検察官が被告・側に有利な証拠、無罪証拠を開示していなかった前例があります。検察官が「相当と認めず」、検察官が証拠不開示の判断をしたために、市民が長期間にわたってえん罪に苦しめられるという重大な人権侵害がおきたということをおぼろげに忘れてはなりません。開示不開示の判断が一方的に検察官の権限にゆだねられるというルールでは、決して公平・公正なルールとは言えませんし、後述するような国連の勧告、人権委員会の委員の指摘に答えるものとはなりません。この部分(「開示の必要性、開示によって生じるおそれのある弊害の有無、種類、程度等を考慮して、相当と認めるときは」)は削除し、弁護側から開示の請求があったときには、原則として検察官は開示しなければならないとすべきです。検察官の不開示の裁量権を認めるとしても、少なくとも、検察官が開示を申し立てる際には、なぜ開示できないのかを疎明しなければならず、弁護側の不服申立も認め、第三者(裁判所)の判断にゆだねるというルールにすべきです。そうしなければ、検察官の一方的な証拠隠しが法のもとに許されることになってしまいます。

・座長試案のままでは、証拠開示請求が不可能になることを示す事例が、すでに実際に起こっています。

現在、再審請求中の狭山事件では、検察官の手に数多くの手持ち証拠がありますが、事件発生から40年以上経過してもなお全く証拠開示が行われていません。検察官は、証拠を特定して請求すれば開示を検討するという言い方をしていますが、弁護団には検察官の手持ち証拠の内容がわからないので、証拠を特定して開示請求できず、交渉は平行線になっています。弁護団は、検察官に証拠リストを開示し、手持ち証拠の内容を明らかにしてほしいと求めています。検察官は応じていません。座長試案では、上に述べたような事例の問題点から、検察官や警察が被告・弁護側に有利な証拠を隠している疑いや不信が生じ、紛糾し、裁判員制度のもとで充実した迅速な審理を妨げることになりかねません。しかも、証拠が隠されている可能性がありながら判断しなければならないこととなる裁判員の心理的負担を大きくすることにもなります。被告に有利な証拠が検察や警察によって隠された(可能性がある)ままでは、私たち市民は責任を持って裁判に参加できません。裁判員制度のもとで、充実・迅速な刑事裁判を実現するためには、被告・弁護側の権利を保障し、十分な証拠開示を制度化しなければなりません。

・座長試案を抜本的に見直し、以下のような証拠開示制度を実現すべきです。

「公正な証拠開示を求める会」の「証拠開示法制要綱案」(5月27日に司法制度改革推進本部宛に提出)を採り入れることを要望します。以下に趣旨を記述しました。

(1)「たつき台」A案のもとに、証拠リストを弁護側に開示することをルール化すべきです。これによって、少なくとも、捜査機関が収集し保管されている証拠の一覧が弁護側に明らかにされることで、弁護側には証拠の存在自体は明らかになります。実質的な当事者主義という観点からも、審理をスムーズに進めるためにも、少なくとも、まず証拠標目一覧を弁護側に交付する制度を導入する。

(2)「たつき台」A案のもとに、つぎの点を証拠開示のルールに盛り込むべきです。
弁護側の開示請求権を明記し、検察官の不開示裁量権は認めるが、弁護側はそれにたいして開示命令の申し立てができるようになる。

「開示による弊害」は検察官が疎明しなければならないこととし、開示・不開示の判断は当該事件の裁判所ではない第三者の裁判所が弁護側の意見も聞いてすみやかに判断する。

捜査機関が収集した証拠、捜査記録のすべて(証拠化されていない捜査メモ、日誌などもふくめて)がリスト化されるよう証拠収集過程の透明化、客観化をはかる。

捜査機関による無罪証拠隠しがおきないようにするために、有罪・無罪にかかわるような重大な証拠を開示していなかったり、検察官に送付しなかったり、証拠リストにいれていないことが判明した場合は、裁判所は公訴棄却や再審開始を決定することにする。アメリカのように、未使用証拠のうち被告人に有利な証拠を開示する義務を明記する。

再審請求があった場合や現に再審請求がなされている場合に、弁護側の請求におうじて証拠リストを交付し、この開示手続を適用する規定を作る。

(3)開示対象証拠を類型化する方式を採用するならば、少なくとも「開示を求める証拠の類型及びその範囲を特定し、かつ、事案の内容及び検察官請求証拠の構造等に照らし、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために当該類型及び範囲の証拠を検討することが重要であることを明らかにして」という部分は削除する。

(4)「開示の必要性、開示によって生じるおそれのある弊害の有無、種類、程度等を考慮して、相当と認めるときは」は削除し、弁護側から開示の請求があったときには、原則として検察官は開示しなければならないとし、検察官が開示を申し立てる際には、なぜ開示できないのかを疎明しなければならず、第三者の裁判所がすみやかに判断することとする。

(5)検察官は未使用証拠を被告人に有利な証拠があった場合はそれを開示しなければならないことを明記する。

捜査機関による証拠隠しは絶対に許されない不正義です。権力による証拠隠しは人権侵害をひきおこします。その最大の人権侵害が冤罪です。「充実した審理を通じて得られた公正な判断が確実に実現されるように」(司法制度改革推進本部顧問会議)するために、公正・公平な証拠開示制度にしなければなりません。座長試案では、とうていそのような証拠開示制度にはなりません。

・座長試案は、国際的な証拠開示法制や考え方、国連勧告からしても見直すべきです。

1998年の国際人権規約委員会の日本政府第4回報告書の審査において、クレツマー委員は日本政府代表とのやりとりの中で、「(日本政府の報告書は)検察官が提出する意思のある情報についてアクセスする資格があるとしが述べられていません。しかし、検察官が提出する意思のある情報というのは、検察官の利益になるものしかないのは明らかです。集められた情報の中で、関係者や被疑者が弁護のために役立つ情報にアクセスすることをどのように保障するのですか」「捜査の段階で収集された情報で、弁護側に有利なものについては、弁護側はどのようにしてアクセスすることができるのか。弁護士がこの情報が存在するという知識があつてはじめて、(開示)命令を裁判所からとりつけることが可能になる」と指摘しています。規約人権委員会は最終見解として、日本政府にたいし「委員会は、刑事法の下で、検察には、公判において提出する予定であるものを除き捜査の過程で収集した証拠を開示する義務はなく、弁護側には手続の如何なる段階においても資料の開示を求める一般的な権利を有しないことに懸念を有する。委員会は、規約第14条3に規定された保障に従い、締約国が、防御権を阻害しないために弁護側がすべての関係資料にアクセスすることができるよう、その法律と実務を確保することを勧告する」(外務省仮訳)としています。日本政府は、この勧告に対する第5回報告書を来年には国連に提出する予定だと聞いています。しかし、座長試案では(開示対象の類型化、開

示請求の要件、開示不開示の要件のいずれも)答えることにならないことは明らかです。抜本的な見直しを求めます。

(部落解放同盟大阪府連合会荒本支部)

座長試案の証拠請求では、被告人・弁護側は証拠開示請求さえできない危険性があり、証拠請求の要件を抜本的に修正すべきです。1つは、開示を求める証拠の類型及び範囲の特定について、検察官がどのような証拠をもっているのかがわからず、弁護側には不透明な点が上げられます。2つ目は、「事案の内容及び検察官請求証拠の構造上に照らし」とされていますが、隠されなければならない構造であった場合、証拠として開示されない危険性があります。座長試案ではそのことには触れられておらず、開示請求の要件を抜本的に修正すべきです。

(部落解放同盟大阪府連合会加島支部)

多くの冤罪事件で証拠開示が問題になっています。冤罪、長期にわたる誤判こそ、市民が受ける最大の人権侵害の1つであると言わねばなりません。これまでの誤判事件や現在も再審が争われている冤罪事件の教訓を踏まえ、かつ、刑事手続と人権の国際的な基準を踏まえるならば、捜査・取調の可視化と証拠開示の公正なルール化が司法改革の要だと私たちは考えています。しかし、座長試案のような証拠開示制度では、国際社会で通用しないばかりか、公正さを求める国民の理解は得られず、ひいては裁判員制度をスムーズに運用できなくなります。ぜひ、国民の意見を十分に踏まえて、再度、証拠開示ルールのあり方について検討し直されるよう強く要請します。

開示請求の要件を「開示を求める証拠の類型及びその範囲を特定し、かつ、事案の内容及び検察官請求証拠の構造等に照らし、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために当該類型及び範囲の証拠を検討することが重要であることを明らかにして、開示の請求があった場合」と定めています。これではあまりにもハードルが高すぎます。以下、この問題点について指摘します。

1. まず「開示を求める証拠の類型及び範囲を特定」して請求しなければならないとされていますが、検察官の手にどのような証拠があり、それらの証拠がどんな内容なのか弁護側に分からなければこのような特定はできません。弁護側がどうしてもこのような特定ができるのか、座長試案の解説を見てもまったくふれられていません。
2. さらに「事案の内容及び検察官請求証拠の構造等に照らし、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために、当該類型及び範囲の証拠を検討することが重要であることを明らかにし」なければならないとされていますが、これも、どのような証拠があり、その証拠がどのような内容なのか分らなければ「検討することが重要であることを明らかに」することなどできません。座長試案の解説でも何ら納得のいく説明がなされていません。座長試案のかかげる開示請求の要件は、検察官手持ち証拠の内容を弁護側に知らせるといった手続が伴わないかぎり、弁護側には言うことができないものです。証拠リストを弁護側に事前に開示するならば別ですが、検察官がどんな証拠を持ち、どんな内容なのか被告・弁護側が知らなければ、「証拠を特定」することも「重要性を明らかに」することもできません。このような要件を被告・弁護側に課すならば、そもそも実質的に証拠開示請求が不可能になり、著しく不公平・不公正になります。いくら開示すべき証拠を類型化しても、このような要件をつければ、何の改善・改革にもなりません。開示請求の要件を抜本的に修正すべきです。

座長試案のこの部分を次のように見直すべきだと考えます。

1. 「たたき台」A案として出されていた証拠リストを弁護側に開示するという方式を取り入れるべきです。少なくとも、捜査機関が収集したすべての証拠の存在を弁護側に知らせ、アクセスできるようにすべきです。
2. もし、座長試案のように開示対象の証拠を類型化するとともに「開示を求める証拠の類型及びその範囲を特定し、かつ、事案の内容及び検察官請求証拠の構造等に照らし、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために当該類型及び範囲の証拠を検討することが重要であることを明らかにして」という部分は削除すべきです。
3. もし証拠を特定して開示請求することにするなら、「検察官は、その保管する証拠の標目を記載した一覧表を被告人又は弁護人に開示しなければならないものとする」という部分を加え、少なくとも証拠リストを弁護側に開示することは取り入れるべきです。

座長試案で、開示不開示の要件について「(検察官は)開示の必要性、開示によって生じるおそれのある弊害の有無、種類、程度等を考慮して、相当と認めるときは、当該証拠を開示しなければならない」としています。開示すべき証拠をいくつ類型化しても「検察官が相当と認めるとき」に開示するというルールでは現状を改善・改革することになりません。被告側に有利な証拠、無罪証拠を開示していなかった場合の罰則を課するという規定を設けるならば別ですが、あくまで検察官が開示するかどうかを判断するというのであれば、無罪証拠が埋もれてしまう危険性があります。現に、これまでの誤判事例を見ても、検察官が被告・弁護側に有利な証拠、無罪証拠を開示していなかった前例があります。検察官が「相当と認めず」、検察官が証拠不開示の判断をしたために、市民が長期間にわたって冤罪に苦しめられるという重大な人権侵害が起きたということを忘れてはなりません。開示不開示の判断が一方的に検察官の権限にゆだねられるというルールでは、決して公平・公正なルールとは言えませんし、後述するような国連の勧告、人権委員会の委員の指摘に答えるものとはなりません。この部分(「開示の必要性、開示によって生じるおそれのある弊害の有無、種類、程度等を考慮して、相当と認めるときは」)は削除し、弁護側から開示の請求があったときには、原則として検察官は開示しなければならないとすべきです。検察官の不開示の裁量権を認めるとしても、少なくとも、検察官が開示を申し立てるときは、なぜ開示できないのかを疎明しなければならず、弁護側の不服申立も認め、第三者(裁判所)の判断にゆだねるといえるようにすべきです。そうしなければ、検察官の一方的な証拠隠しが法のもとに許されることになってしまいます。

現在、再審請求中の狭山事件では、検察官の手に数多くの手持ち証拠がありますが、事件発生から40年以上経過してもなお全く証拠開示が行われていません。検察官は、証拠を特定して請求すれば開示を検討するという言い方をしていますが、弁護団には検察官の手持ち証拠の内容が分からないので、証拠を特定して開示請求できず、交渉は平行線になっています。弁護団は、検察官に証拠リストを開示し、手持ち証拠の内容を明らかにしてほしいと求めています。検察官は応じていません。座長試案では、上に述べたような事例の問題点から、検察官や警察が被告・弁護側に有利な証拠を隠している疑いや不信が生じ、紛糾し、裁判員制度のもとで充実した迅速な審理を妨げることになりかねません。しかも、証拠が隠されている可能性がありながら判断しなければならなくなる裁判員の心理的負担を大きくすることにもなります。被告に有利な証拠が検察や警察によって隠された(可能性がある)ままでは、私たち市民は責任を持って裁判に参加できません。裁判員制度のもとで、充実・迅速な刑事裁判を実現するためには、被告・弁護側の権利を保障し、十分な証拠開示を制度化しなければなりません。

検察官が持っている証拠のリストが無ければ、証拠の特定など不可能です。最低でも、証拠リストの開示を制度化すべきです。

証拠開示には、関係者等のプライバシーの問題があることは十分に理解できます。しかし、冤罪で有罪となっている人たちの人権も考えるべきではないでしょうか。プライバシーに配慮しつつも、証拠開示の制度化は、あらゆる人々の人権が守られる社会をつくるための必須条件だと思われまます。

1998年の国際人権規約委員会の日本政府第4回報告書の審査において、クレツマー委員は日本政府代表とのやりとりの中で(1)「(日本政府の報告書は)検察官が提出する意思のある情報についてアクセスする資格があるとしか述べられていません。しかし、検察官が提出する意思のある情報というのは、検察官の利益になるものしかないのは明らかです。集められた情報の中で、関係者や被疑者が弁護のために役立つ情報にアクセスすることをどのように保障するのですか」(2)「捜査の段階で収集された情報で、弁護側に有利なものについては、弁護側はどのようにしてアクセスすることができるのか。弁護士がこの情報が存在するという知識があってはじめて、(開示)命令を裁判所からとりつけることが可能になる」と指摘しています。規約人権委員会は最終見解として、日本政府に対し「委員会は、刑事法の下で、検察には、公判において提出する予定であるものを除き捜査の過程で収集した証拠を開示する義務はなく、弁護側には手続の如何なる段階においても資料の開示を求める一般的な権利を有しないことに懸念を有する。委員会は、規約第14条3に規定された保障に従い、締約国が、防御権を阻害しないために弁護側がすべての関係資料にアクセス

することができるよう、その法律と実務を確保することを勧告する」(外務省仮訳)としています。日本政府は、この勧告に対する第5回報告書を来年には国連に提出する予定だと聞いています。しかし、座長試案では(開示対象の類型化、開示請求の要件、開示不開示の要件のいずれも)答えることにならないことは明らかです。抜本的な見直しを求めます。

真に公平・公正な裁判が行なわれるために、検察官が保有する証拠の一覧表の開示を求めます。

座長試案の証拠開示制度では、刑事手続と人権の国際的基準も満たされておらず、あまりにも不十分です。再度、証拠開示制度のあり方について抜本的な強化・充実を求めます。

座長試案では、被告・弁護側に隠されたままになる証拠が出てくる危険性があります。抜本的な修正を強く求めます。

座長試案では、被告・弁護側は開示請求さえできない危険性があります。座長試案の開示請求の要件を抜本的に修正すべきです。

座長試案では「疑わしきは被告人の利益に」という再審の理念に反しており、被告・弁護側に有利な証拠が開示されなくなる危険性があります。座長試案の開示不開示の要件を抜本的に修正すべきです。

座長試案のままでは、証拠開示請求が不可能になることを示す事例が、すでに実際に起こっています。抜本的に見直すべきです。

座長試案は、国際的な証拠開示法制や考え方、国連勧告からしても見直すべきです。

(部落解放同盟高知県連合会)

私たちは、部落差別をはじめとするあらゆる差別を撤廃し、すべての人びとの人権が確立された社会の実現をめざして幅広い取組みを地域において進めています。私たちは、国際的な人権基準に学び、市民の人権と正義を守るために、いまこそ司法の民主的改革が必要であると考えています。また、私たちは、40年以上も無実を叫び、現在再審請求をおこなっている、狭山事件の石川一雄さんの裁判を支援しています。狭山事件について学習し、えん罪をなくし、市民の権利と正義が守られる社会をつくるために運動をしています。えん罪をなくし、誤判をすみやかに救済する観点から、公正・公平な証拠開示のルール化が必要です。しかし、座長ペーパーの「取調べ請求証拠以外の証拠の開示」では、つぎのような問題点がありますので、検討し直すよう求めます。

(1)開示対象証拠を類型化することで、無罪証拠、被告側に有利な証拠・資料が開示されないままになる危険性があると思われます。開示証拠を類型化するならば、収集されたすべての証拠のリストを弁護側に開示することを付け加えるとともに、検察官は、被告・弁護側に有利な証拠は、すべて弁護側に開示しなければならないことを明記すべきです。

(2)座長試案では、「開示を求める証拠の類型及びその範囲を特定し、かつ、事案の内容及び検察官請求証拠の構造等に照らし、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために当該類型及び範囲の証拠を検討することが重要であることを明らかにして、開示の請求があった場合」としていますが、このような開示請求のための要件を被告・弁護側に課すことは、実質的に証拠開示請求が不可能になり、著しく不公平になります。証拠リストを弁護側に事前に開示するならば別ですが、検察官がどんな証拠を持ち、どんな内容なのか弁護側がわからなければ、証拠を特定することも重要性を明らかにすることもできません。試案のようにした場合、どのようにしたら、被告・弁護側は「証拠の類型及び範囲を特定し」たり、「重要」性を明らかにすることができるのでしょうか。座長試案についての説明を見てもこの点について何も述べられていません。この部分は削除すべきです。

(3)座長試案では、「検察官が開示の必要性、開示によって生じるおそれのある弊害の有無、種類、程度等を考慮して、相当と認めるときは」当該証拠を開示するとされていますが、これでは現状を改善・改革することになりません。検察官は、原則開示しなければならないとすべきです。検察官は不開示を申し立てる場合は、その理由を明らかにしなければならない、開示不開示の判断は第三者の裁判所がおこなうことにすべきです。

(4)座長試案は、国際的な証拠開示法制や考え方、国連勧告からしても見直すべきです。1998年の国際人権規約委員会の日本政府第4回報告書の審査において、クレツマー委員は、「(日本政府の報告書は)検察官が提出する意思のある情報についてアクセスする資格がある」としか述べられていません。しかし、検察官が提出する意思のある情報というのは、検察官の利益になるものしかないのは明らかです。集められた情報の中で、関係者や被疑者が弁護のために役立つ情報にアクセスすることをどのように保障するのですか」と日本政府代表に質問し、「捜査の段階で収集された情報で、弁護側に有利なものについては、弁護側はどのようにしてアクセスすることができるのか。弁護士がこの情報が存在するという知識があってはじめて、(開示)命令を裁判所からとりつけることが可能になる」と指摘しています。そして、規約人権委員会は、最終見解として、日本政府にたいして、「委員会は、刑事法の下で、検察には、公判において提出する予定であるものを除き捜査の過程で収集した証拠を開示する義務はなく、弁護側には手続の如何なる段階においても資料の開示を求める一般的な権利を有しないことに懸念を有する。委員会は、規約第14条3に規定された保障に従い、締約国が、防御権を阻害しないために弁護側がすべての関係資料にアクセスすることができるよう、その法律と実務を確保することを勧告する」(外務省仮訳)としています。日本政府は、この勧告に対する第5回報告書を来年には国連に提出する予定だと聞いていますが、この国連・規約人権委員会の勧告、委員の指摘に、座長試案では(開示対象の類型化、開示請求の要件、開示不開示の要件のいずれも)答えることにならないことは明らかです。

(5)座長試案では、刑事裁判の充実・迅速化に逆行し、裁判員制度のスムーズな運用を妨げます。座長試案では、先の述べたような問題点から、検察官や警察が被告・弁護側に有利な証拠を隠している疑いや不信が生じ、紛糾し、裁判員制度のもとで充実した迅速な審理を妨げることになりかねません。しかも、証拠が隠されている可能性がありながら判断しなければならなくなり、裁判員の心理的負担を大きくすることにもなります。被告に有利な証拠が検察や警察によって隠された(可能性がある)ままでは、私たち市民は責任を持って裁判に参加できません。裁判員制度のもとで、充実・迅速な刑事裁判を実現するためには、被告・弁護側の権利を保障し、十分な証拠開示を制度化しなければなりません。座長試案では、充実した審理を阻害し、迅速化に逆行してしまいます。

(6)以上の問題点および国連・自由権規約委員会の勧告や諸外国の経験、証拠開示法制度、過去の誤判事例やえん罪事件の弁護団・関係者の要望などをふまえて、「取調べ請求証拠以外の証拠の開示」については、「たつき台」のA案をもとに、「公正な証拠開示を求める会」の出した「証拠開示法制要綱案」をとりいれて、検察官は、手持ち証拠の標目と要旨を記載したリストを弁護側に事前開示し、弁護側の請求におうじて原則開示する義務を明記した証拠開示のルールをつくるべきです。

(7)また、新証拠発見を要件とする再審請求では、制度の理念、趣旨からしても証拠開示を受ける権利を保障しなければなりません。過去の再審事件でも証拠開示が真相究明の重要なカギとまっています。再審請求の場合にも、弁護側に証拠リストを開示し、検察官手持ちのすべての未提出証拠にアクセスできるよう保障する規定をつくるべきです。

(部落解放同盟埼玉県連合会)

私たち部落解放同盟埼玉県連合会は、1922年4月14日の埼玉県水平社結成以来80年余にわたり部落差別をはじめとしたあらゆる差別をなくし、人権が確立される社会をめざして幅広い運動を地域において進めてきました。埼玉県連は、国際的な人権基準に学び、市民の人権と正義を守るために、いまこそ司法の民主的改革が必要であると考え、これまでも意見を述べてきました。「裁判員制度・刑事検討会」での熱心な議論・作業に敬意を表するとともに、「刑事裁判の充実・迅速化及び検察審査会に関する意見募集」に対して、以下の通り、意見・要望を述べさせていただきたいと思っております。

1.多くの冤罪事件で証拠開示が問題になっています。埼玉県連は、1963年5月に埼玉県狭山市で発生した、いわゆる狭山事件で40年以上にわたって無実を叫び、現在再審請求をおこなっている石川一雄さんの裁判を第一審から支援してきました。また、公平・公正な裁判を求めて、ほかの冤罪事件や再審請求事件とも交流、連帯してきました。そのな

かで、日本ではまだ冤罪が引き起こされており、長期間にわたって裁判が争われ、いまだ解決していない誤判事件が少なからず存在すること、そして、冤罪を防止し、誤判からの無罪の迅速な救済をはかる司法改革が必要であることを痛感してきました。冤罪、長期にわたる誤判こそ、市民が受ける最大の人権侵害の一つであるといわねばなりません。裁判員制度、刑事検討会の委員の皆さんや司法改革推進本部事務局の皆さんには、誤判・冤罪の恐ろしさ、無事の不処罰こそ刑事裁判の目的であるということ再度十分に考えていただきたいと思えます。これまでの誤判事件や現在も再審が争われている冤罪事件の教訓をふまえ、かつ、刑事手続きと人権の国際的な基準をふまえるならば、捜査・取調べの可視化し証拠開示の公正なルール化が司法改革の要だと私たちは考えています。そうした点で、今回出された「井上・検討会座長ペーパー」(以下、「座長試案」とします)における証拠開示手続きは極めて不十分で、問題点が多いと考え、意見・要望をお送りします。座長試案のような証拠開示制度では、国際社会で通用しないばかりか、公正さを求める国民の理解は得られず、ひいては裁判員制度をスムーズに運用できなくなります。ぜひ、国民の意見を十分にふまえて、再度、証拠開示ルール化のあり方について検討し直されるよう、強く要請します。

2. 「座長試案」第1の3の(3)「取調べ請求証拠以外の証拠の開示」の問題

(1)座長試案では被告・弁護側に隠されたままになる証拠が出てくる危険性がある。座長試案では、開示対象となる証拠をあらかじめ類型化しています。あげられている証拠のほとんどは捜査機関が有罪立証のために作成するものです。このように、開示対象を限定すると、弁護側には開示されないままになる証拠が出てくる危険性があります。しかも、あげられている類型の証拠は多くが弁護側にとって存在がわかっているものですが、捜査側が正式の書類に仕上がった情報や松川事件の「諏訪メモ」のような個人が作成していたメモなどは、捜査機関が収集していても弁護側にその存在さえわからず、まったくアクセスすることができないこととなります。しかし、これまでの誤判事例を見ても、そのような資料のなかに、無罪証拠が存在していた例は少なくありません。過去の誤判事例を教訓にし、かつ、国連の規約人権委員会への勧告などをふまえるならば、「たたき台」A案を採用し、捜査機関が収集した証拠の一覧表(証拠リスト)を弁護側に開示し、収集されたすべての証拠に弁護側がアクセスできるようにすべきです。

(2)座長試案では、被告、弁護側は開示請求さえできなくなる。さらに、座長試案の最大の問題点は、「開示を求める証拠の類型及びその範囲を特定し、かつ、事実の内容及び検察官請求証拠の構造等に照らし、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために当該類型及び範囲の証拠を検討することが重要であることを明らかにし、開示の請求があった場合」と開示請求の要件を定めていることです。これはあまりに高すぎるハードルと言わねばなりません。

まず、「開示を求める証拠の類型及び範囲を特定して請求しなければならない」とされていますが、検察官の手に、どのような証拠があり、それらの証拠がどんな内容なのか弁護側にわからなければこのような特定はできません。弁護側がこうしたような特定ができるのか、座長試案の解説を見てもまったく触れられていません。

さらに、「事実の内容及び検察官請求証拠の構造等に照らし、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために当該類型及び範囲の証拠を検討することが重要であることを明らかにし」なければならないとされていますが、これも、どのような証拠があり、その証拠がどのような内容なのかわからなければ「検討することが重要であることを明らかに」することができません。座長試案の解説は、この点についても何ら納得のいく説明がなされていません。

座長試案の掲げる開示請求の要件は、検察官手持ち証拠の内容を弁護側に知らせるという手続が伴わない限り、弁護側には言うことができないものです。証拠リストを弁護側に事前に開示するならば別ですが、検察官がどんな証拠を持ち、どんな内容なのか被告・弁護側に知らなければ、「証拠を特定」することも「重要性を明らかに」することもできません。このような要件を被告・弁護側に課すならば、そもそも実質的に証拠開示請求が不可能になり、著しく不公平・不公正になります。いくら開示すべき証拠を類型化しても、このような要件をつければ、何の改善・改革にもなりません。

(3)座長試案では証拠開示請求が不可能になることを示す事例。実際に、現在再審請求中の狭山事件では、積み上げれば2~3メートルにもなる手持ち証拠の存在を認め(1999年3月23日、東京高検・曾田検事)ながら、事件発生から40年以上が経過してもまったく証拠開示がおこなわれず、紛糾する結果になっています。検察官は、証拠を特定して請求すれば開示を検討するという言い方をしていますが、弁護団には検察官手持ち証拠の内容がわからないので、証拠を特定して開示請求できず、交渉は平行線になっています。弁護側が個別に証拠開示請求をおこなっても、検察官は「そのような証拠は存在しない」と回答して、開示の交渉はいつにも前に進まず、膨大な公判未提出証拠が開示されないまま終わっているのです。弁護団は、検察官に証拠リストを開示し、手持ち証拠の内容を明らかにしてほしいと求めています。2003年11月26日の折衝で有田検事は証拠リストの開示を拒否しました。座長試案の証拠開示手続は、こうした現在の検察官の主張、立場に偏りすぎます。座長試案では、弁護側が実質的に証拠開示を受けられない事態が生じてしまいますし、証拠開示の交渉で紛糾し、充実・迅速化にも逆行することになることは必至です。

(4)座長試案をどう見直すべきか。座長試案のこの部分を次のように見直すべきだと考えます。

「たたき台」A案として出されていた証拠リストを弁護側に開示するという方式を取り入れるべきです。少なくとも、捜査機関が収集したすべての証拠の存在を弁護側に知らせ、アクセスできるようにすべきです。

もし座長試案のように開示対象の証拠を類型化するとしても、「開示を求める証拠の類型及びその範囲を特定し、かつ、事実の内容及び検察官請求証拠の構造等に照らし、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために当該類型及び範囲の証拠を検討することが重要であることを明らかにし」という部分は削除すべきです。

もし、証拠を特定して開示請求することにするのなら、「検察官は、その保管する証拠の標目を記載した一覧表を被告人又は弁護人に開示しなければならないものとする」という部分を加え、少なくとも証拠リストを弁護側に開示することは取り入れるべきです。

(5)座長試案では被告・弁護側に有利な証拠が開示されなくなる危険がある。さらに、座長試案の開示不開示の要件も問題があります。座長試案では、「(検察官は)開示の必要性、開示によって生じるおそれのある弊害の有無、種類、程度等を考慮して、相当と認めるときは、当該証拠を開示しなければならない」としています。開示すべき証拠をいくら類型化しても、「検察官が相当と認めるとき」に開示するというルールでは現状を改善・改革することになりません。「被告側に有利な証拠、無罪証拠を開示していなかった場合の罰則を課す」という規定を設けるならば別ですが、あくまで検察官が開示するかどうかを判断するというのであれば、無罪証拠が埋もれてしまう危険性があります。現に、これまでの誤判事例を見ても、検察官が被告・弁護側に有利な証拠、無罪証拠を開示していなかった前例があります。検察官が「相当と認めず」、検察官が証拠不開示の判断をしたために、市民が長期間にわたって冤罪に苦しめられるという重大な人権侵害がおきたということを忘れてはなりません。開示不開示の判断が一方向的に検察官の権限にゆだねられるというルールでは、決して公平・公正なルールとは言えませんし、後述するような国連の勧告、人権委員会の委員の指摘に答えるものとはなりません。この部分(「開示の必要性、開示によって生じるおそれのある弊害の有無、種類、程度等を考慮して、相当と認めるときは」)は削除し、弁護側から開示の請求があったときには、原則として検察官は開示しなければならないとすべきです。検察官の不開示の裁量権を認めるとしても、少なくとも、検察官が開示を申し立てる際には、なぜ開示できないのかを疎明しなければならず、弁護側の不服申立も認め、第三者(裁判所)の判断にゆだねるというルールにすべきです。そうしなければ、検察官の一方向的な証拠隠しが法のもとに許されることになってしまいます。

(6)座長試案は国際社会で通用しない。1998年11月の国際人権規約委員会の日本政府第4回報告書の審査において、クレタマー委員は、「(日本政府の報告書は)検察官が提出する意思のある情報についてアクセスする資格があるとしか述べられていません。しかし、検察官が提出する意思のある情報というのは、検察官の利益になるものしかないのは明らかです。集められた情報の中で、関係者や被疑者が弁護のために役立つ、情報にアクセスすることをどのように保障するのですか」と日本政府代表に質問し、「捜査の段階で収集された情報で、弁護側に有利なものについては、弁護側はどのようにしてアクセスすることができているのか。弁護士がこの情報が存在するという知識があつてはじめて、(開示)命令を裁判所から取り付けることが可能になる」と指摘しています。そして、規約人権委員会は、最終見

解として、日本政府に対して、「委員会は、刑事法の下で、検察には、公判において提出する予定であるものを除き捜査の過程で収集した証拠を開示する義務はなく、弁護側には手続の如何なる段階においても資料の開示を求める一般的な権利を有しないことに懸念を有する。委員会は、規約第14条3に規定された保障に従い、締約国が、防衛権を阻害しないために弁護側がすべての関係資料にアクセスすることができるよう、その法律と実務を確保することを勧告する」(外務省仮訳)と述べています。日本政府は、この勧告に対する第5回報告書を来年には国連に提出する予定だと聞いていますが、この国連・規約人権委員会の勧告、委員の指摘に、座長試案では(開示対象の類型化、開示請求の要件、開示不開示の要件のいずれも)答えることにならないことは明らかです。座長試案は、国際的な基準、国連勧告からしても見直すべきです。

- (7)座長試案では「刑事裁判の充実・迅速化」に逆行する座長試案では、先の述べたような問題点から、検察官や警察が被告・弁護側に有利な訂拠を隠している疑いや不信が生じ、紛糾し、裁判員制度のもとで充実した迅速な審理を妨げることになりかねません。しかも、証拠が隠されている可能性がありながら判断しなければならなくなる裁判員の心理的負担を大きくすることにもなります。被告に有利な証拠が検察や警察によって隠された(可能性がある)ままでは、私たち市民は責任を持って裁判に参加できません。裁判員制度のもとで、充実・迅速な刑事裁判を実現するためには、被告・弁護側の権利を保障し、十分な証拠開示を制度化しなければなりません。座長試案では、充実した審理を阻害し、迅速化に逆行してしまいます。

3. 「座長試案」に対する意見のまとめ 以上の問題点から、座長試案を見直して、私たち部落解放同盟埼玉県連は、つぎのような証拠開示制度を実現すべきだと考えます。

「たたき台」のA案をもとに、証拠リストを弁護側に開示することをルール化すべきです。これによって、少なくとも、捜査機関が収集し保管されている証拠の一覧が弁護側に明らかにされることで、弁護側には証拠の存在したいは明らかになります。実質的な当事者主義という観点からも、審理をスムーズに進めるためにも、少なくとも、まず証拠標目一覧を弁護側に交付する制度を導入する。

さらに、A案をもとに、つぎの点を証拠開示のルールに盛り込むべきです。

弁護側の開示請求権を明記し、検察官の不開示裁量権は認めるが、弁護側はそれにたいして開示命令の申し立てができるようにする。

「開示による弊害」は検察官が疎明しなければならないこととし、開示・不開示の判断は当該事件の裁判所ではない第三者の裁判所が弁護側の意見も聞いてすみやかに判断する。

捜査機関が収集した証拠、捜査記録のすべて(証拠化されていない捜査メモ、日誌なども含めて)がリスト化されるよう証拠収集過程の透明化、客観化をはかる。

捜査機関による無罪証拠隠しを起さないようにするために、有罪・無罪にかかわるような重大な証拠を開示していなかったり、検察官に送付しなかったり、証拠リストに入れていないことが判明した場合は、裁判所は公訴棄却や再審開始を決定することにする。アメリカのように未使用証拠のうち被告人に有利な証拠を開示する義務を明記する。

v 再審請求があった場合や現に再審請求がなされている場合にも、弁護側の請求に応じて証拠リストを交付し、この開示手続きを適用する規定を作る。

開示対象証拠を類型化する方式を採用するならば、少なくとも「開示を求める証拠の類型及びその範囲を特定し、かつ、事案の内容及び検察官請求証拠の構造等に照らし、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために当該類型及び範囲の証拠を検討することが重要であることを明らかにして」という部分は削除する。

「開示の必要性、開示によって生じるおそれのある弊害の有無、種類、程度等を考慮して、相当と認めるときは」は削除し、弁護側から開示の請求があったときには、「原則として検察官は開示しなければならない」とし、検察官が不開示を申し立てる際には、なぜ開示できないのかを疎明しなければならず、第三者の裁判所が速やかに判断することとする。

検察官は未使用証拠で被告人に有利な証拠があった場合は、それを開示しなければならないことを明記する。

こうした点を考慮に入れた「公正な証拠開示を求める会」の「証拠開示法制要綱案」(5月27日に司法制度改革推進本部宛に提出)を取り入れることを要望します。「公正な証拠開示を求める会」の「証拠開示法制要綱案」に賛同し、法律化を求める署名が県内各地から埼玉県連に多数(12月3日現在、8、500人)集まっています。捜査機関による証拠隠しは絶対に許されない不正義です。権力による証拠隠しは人権侵害を引き起こします。その最大の人権侵害が冤罪です。「充実した審理を通じて得られた公正な判断が確実に実現されるように」(司法制度改革推進本部顧問会議)するために、公正・公平な証拠開示制度にしなければなりません。座長試案では、到底そのような証拠開示制度にはなりません。座長試案は、あまりに検察寄りのルール化と言わざるを得ません。以上の意見、国連・規約人権委員会の勧告や諸外国の証拠開示法制度もふまえ、座長試案を検討し直すよう強く要請いたします。

(部落解放同盟中央本部)

1. 多くの冤罪事件で証拠開示が問題になっていることを忘れて下さい

わたしたちは、いわゆる狭山事件で40年以上にわたって無実を叫び、現在再審請求をおこなっている石川一雄さんの裁判を支援してきました。また、公平・公正な裁判を求めて、ほかのえん罪事件や再審請求事件とも交流、連帯してきました。そのなかで、日本ではまだえん罪がひきおこされており、長期間にわたって裁判が争われ、いまだ解決していない誤判事件が少なからず存在すること、そして、冤罪を防止し、誤判からの無辜の迅速な救済をはかる司法改革が必要であることを痛感してきました。えん罪、長期にわたる誤判こそ、市民が受ける最大の人権侵害の一つであるといわねばなりません。裁判員制度・刑事検討会の委員の皆さんや司法改革推進本部事務局の皆さんには誤判・冤罪の恐ろしさ、無辜の不処罰こそ刑事裁判の目的であるということ再度十分に考えていただきたいと思ひます。これまでの誤判事件や現在も再審が争われている冤罪事件の教訓をふまえ、かつ、刑事手続と人権の国際的な基準をふまえるならば、捜査・取調の可視化と証拠開示の公正なルール化が司法改革の要だと私たちは考えています。そうした点で、今回出された「考えられる刑事裁判の充実・迅速化のための方策の概要について」と題する「井上・検討会座長ペーパー」(以下、「座長試案」とします)における証拠開示手続きはきわめて不十分で、問題点が多いと考え、再度意見、要望をお送りします。座長試案のような証拠開示制度では、国際社会で通用しなばかりか、公正さを求める国民の理解はえられず、ひいては裁判員制度をスムーズに運用できなくなります。ぜひ、国民の意見を十分にふまえて、再度、証拠開示ルール化のありかたについて検討し直されるよう強く要請します。

2. 「座長試案」第1の3の(3)「取調べ請求証拠以外の証拠の開示」の問題点

(1)座長試案では被告・弁護側に隠されたままになる証拠が出てくる危険性がある

座長試案では、開示対象となる証拠をアからクまで類型化しています。あげられている証拠のほとんどは捜査機関が有罪立証のために作成するものです。このように、開示対象を限定すると、弁護側には開示されないままになる証拠が出てくる危険性があります。しかも、あげられている類型の証拠は多くが弁護側にとって存在がわかるものです。捜査側が正式の書類にできなかった情報や松川事件の「取調べメモ」のような個人が作成していたメモなどは、捜査機関が収集していても弁護側にその存在さえわからず、まったくアクセスすることができないこととなります。しかし、これまでの誤判事例を見ても、そのような資料のなかに、無罪証拠が存在していた例は少なくありません。過去の誤判事例を教訓にし、かつ、国連の規約人権委員会の勧告などをふまえるならば、「たたき台」A案を採用し、捜査機関が収集した証拠の一覧表(証拠リスト)を弁護側に開示し、収集されたすべての証拠に弁護側がアクセスできるようにすべきです。

(2)座長試案では、被告・弁護側は開示請求さえできなくなる

さらに、座長試案の最大の問題点は、「開示を求める証拠の類型及びその範囲を特定し、かつ、事案の内容及び検察官請求証拠の構造等に照らし、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために当該類型及び範囲の証拠を

検討することが重要であることを明らかにして、開示の請求があった場合」と開示請求の要件を定めていることです。これはあまりに高すぎるハードルといわねばなりません。

まず、「開示を求める証拠の種類及び範囲を特定」して請求しなければならないとされていますが、検察官の手元に、どのような証拠があり、それらの証拠がどんな内容なのか弁護側にわからなければこのような特定はできません。弁護側がどうしたらこのような特定ができるのか、座長試案の解説を見てもまったくふれられていません。

さらに、「事案の内容及び検察官請求証拠の構造等に照らし、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために当該類型及び範囲の証拠を検討することが重要であることを明らかにし」なければならないとされていますが、これも、どのような証拠があり、その証拠がどのような内容なのかわからなければ「検討することが重要であることを明らかに」することなどできません。座長試案の解説は、この点についても何ら納得のいく説明がなされていません。座長試案のかかげる開示請求の要件は、検察官手持ち証拠の内容を弁護側に知らせるといふ手続がともなわれないかぎり、弁護側にはいふことができないものです。証拠リストを弁護側に事前に開示するならば別ですが、検察官がどんな証拠を持ち、どんな内容なのか被告・弁護側が知らなければ、「証拠を特定」することも「重要性を明らかに」することもできません。このような要件を被告・弁護側に課すれば、そもそも実質的に証拠開示請求が不可能になり、著しく不公平・不公正になります。いくら開示すべき証拠を類型化しても、このような要件をつければ、何の改善・改革にもなりません。

(3)座長試案では証拠開示請求が不可能になることを示す事例

実際に、現在再審請求中の狭山事件では、検察官の手元に積み上げれば二、三メートルにもなる手持ち証拠がありながら、事件発生から40年以上が経過してもまったく証拠開示がおこなわれず、紛糾する結果になっています。検察官は、証拠を特定して請求すれば開示を検討するという言い方をしていますが、弁護団には検察官手持ち証拠の内容がわからないので、証拠を特定して開示請求できず、交渉は平行線になっています。弁護側が個別に証拠開示請求をおこなっても、検察官は「そのような証拠は存在しない」と回答して、開示の交渉はいつに前に進まず、膨大な公判未提出証拠が開示されないまま終わっているのです。弁護団は、検察官に証拠リストを開示し、手持ち証拠の内容を明らかにしてほしいと求めています。検察官は応じていません。座長試案の証拠開示手続きは、こうした現在の検察官の主張、立場に偏りすぎています。座長試案では、弁護側が実質的に証拠開示を受けられない事態が生じてしまいますし、証拠開示の交渉で紛糾し、充実・迅速化にも逆行することになることは必至です。

(4)座長試案をどう見直すべきか

座長試案のこの部分を次のように見直すべきだと考えます。

「たたき台」A案として出されていた証拠リストを弁護側に開示するという方式を取り入れるべきです。少なくとも、捜査機関が収集したすべての証拠の存在を弁護側に知らせ、アクセスできるようにすべきです。

もし座長試案のように開示対象の証拠を類型化するとともに、「開示を求める証拠の種類及びその範囲を特定し、かつ、事案の内容及び検察官請求証拠の構造等に照らし、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために当該類型及び範囲の証拠を検討することが重要であることを明らかにして」という部分は削除すべきです。

もし、証拠を特定して開示請求することにすれば、「検察官は、その保管する証拠の標目を記載した一覧表を被告人又は弁護人に開示しなければならないものとする」という部分を加え、少なくとも証拠リストを弁護側に開示することはとりいれるべきです。

(5)座長試案では被告・弁護側に有利な証拠が開示されなくなる危険がある

さらに、座長試案の開示不開示の要件も問題があります。座長試案では、「(検察官は)開示の必要性、開示によって生じるおそれのある弊害の有無、種類、程度等を考慮して、相当と認めるときは、当該証拠を開示しなければならない」としています。開示すべき証拠をいくら類型化しても、「検察官が相当と認めるとき」に開示するというルールでは現状を改善・改革することになりません。被告側に有利な証拠、無罪証拠を開示していなかった場合の罰則を課すという規定を設けるならば別ですが、あくまで検察官が開示するかどうかを判断するというのであれば、無罪証拠が埋もれてしまう危険性があります。現に、これまでの誤判事例を見ても、検察官が被告・弁護側に有利な証拠、無罪証拠を開示していなかった例があります。検察官が「相当と認めず」、検察官が証拠不開示の判断をしたために、市民が長期間にわたってえん罪に苦しめられるという重大な人権侵害がおきたということを忘れてはなりません。1998年の国連の規約人権委員会で、クレツマー委員は日本政府代表に、「検察官が提出する意思のある情報というのは、検察官の利益になるものしかないのは明らかです。集められた情報の中で、関係者が弁護のために役立つ情報にアクセスすることをどのように保障するのですか」と指摘しています。座長試案のように、開示不開示の判断が一方的に検察官の権限にゆだねられるというルールでは、決して公平・公正なルールとは言えませんし、後述するような国連の勧告、人権委員会の委員の指摘に答えるものとはなりません。この部分(「開示の必要性、開示によって生じるおそれのある弊害の有無、種類、程度等を考慮して、相当と認めるときは」)は削除し、弁護側から開示の請求があったときには、原則として検察官は開示しなければならないとすべきです。検察官の不開示の裁量権を認めるとしても、少なくとも、検察官が開示を申し立てる際には、なぜ開示できないのかを疎明しなければならず、弁護側の不服申立も認め、第3者(裁判所)の判断にゆだねるといふルールにすべきです。そうしなければ、検察官の一方的な証拠隠しが法のもとに許されることになってしまいます。

(6)座長試案は国際社会で通用しない

1998年の国際人権規約委員会の日本政府第4回報告書の審査において、クレツマー委員は、「(日本政府の報告書は)検察官が提出する意思のある情報についてアクセスする資格があるとしか述べられていません。しかし、検察官が提出する意思のある情報というのは、検察官の利益になるものしかないのは明らかです。集められた情報の中で、関係者や被疑者が弁護のために役立つ情報にアクセスすることをどのように保障するのですか」と日本政府代表に質問し、「捜査の段階で収集された情報で、弁護側に有利なものについては、弁護側はどのようにしてアクセスすることができるのか。弁護士がこの情報が存在するという知識があつてはじめて、(開示)命令を裁判所からとりつけることが可能になる」と指摘しています。そして、規約人権委員会は、最終見解として、日本政府にたいして、

「委員会は、刑事法の下で、検察には、公判において提出する予定であるものを除き捜査の過程で収集した証拠を開示する義務はなく、弁護側には手続の如何なる段階においても資料の開示を求める一般的な権利を有しないことに懸念を有する。委員会は、規約第14条3に規定された保障に従い、締約国が、防御権を阻害しないために弁護側がすべての関係資料にアクセスすることができるよう、その法律と実務を確保することを勧告する」(外務省仮訳)としています。日本政府は、この勧告に対する第5回報告書を来年には国連に提出する予定だと聞いていますが、この国連・規約人権委員会の勧告、委員の指摘に、座長試案では(開示対象の類型化、開示請求の要件、開示不開示の要件のいずれも)答えることにならないことは明らかです。座長試案は、国際的な基準、国連勧告からしても見直すべきです。

(7)座長試案では「刑事裁判の充実・迅速化」に逆行する

座長試案では、先の述べたような問題点から、検察官や警察が被告・弁護側に有利な証拠を隠している疑いや不信が生じ、紛糾し、裁判員制度のもとで充実した迅速な審理を妨げることになりかねません。しかも、証拠が隠されている可能性がありながら判断しなければなくなる裁判員の心理的負担を大きくすることにもなります。被告に有利な証拠が検察や警察によって隠された(可能性がある)ままでは、私たち市民は責任を持って裁判に参加できません。裁判員制度のもとで、充実・迅速な刑事裁判を実現するためには、被告・弁護側の権利を保障し、十分な証拠開示を制度化しなければなりません。座長試案では、充実した審理を阻害し、迅速化に逆行してしまいます。

3.「座長試案」に対する意見のまとめ

座長試案における証拠開示ルール化は、重大な問題点があり、現状の検察官による恣意的な証拠不開示を制度化する危険性すらあるものと言わねばなりません。以上の問題点をふまえて、私たちは、座長試案を検討し直して、

つぎのような証拠開示制度を実現すべきだと考えます。

「たたき台」のA案をもとに、証拠リストを弁護側に開示することをルール化すべきです。これによって、少なくとも、捜査機関が収集し保管されている証拠の一覧が弁護側に明らかにされることで、弁護側には証拠の存在は明らかになります。実質的な当事者主義という観点からも、審理をスムーズに進めるためにも、少なくとも、まず証拠欄目一覧を弁護側に交付する制度を導入する。

さらに、A案をもとに、つぎの点を証拠開示のルールにもりこむべきです。

- (1) 弁護側の開示請求権を明記し、検察官の不開示裁量権は認めるが、弁護側はそれにたいして開示命令の申し立てができるようにする。
- (2) 「開示による弊害」は検察官が疎明しなければならないこととし、開示・不開示の判断は当該事件の裁判所ではない第3者の裁判所が弁護側の意見も聞いてすみやかに判断する。
- (3) 捜査機関が収集した証拠、捜査記録のすべて(証拠化されていない捜査メモ、日誌などもふくめて)がリスト化されるよう証拠収集過程の透明化、客観化をはかる。
- (4) 捜査機関による無罪証拠隠しがおきないようにするために、有罪・無罪にかかわるような重大な証拠を開示していなかったり、検察官に送付しなかったり、証拠リストにいれていないことが判明した場合は、裁判所は公訴棄却や再審開始を決定することにする。アメリカのように、未使用証拠のうち被告人に有利な証拠を開示する義務を明記する。
- (5) 再審請求があった場合や現に再審請求がなされている場合にも、弁護側の請求におうじて証拠リストを交付し、この開示手続きを適用する規定を作る。

開示対象証拠を類型化する方式(「たたき台」B案)をもし採用するならば、少なくともつぎのような措置をとりこまなければならないと考えます。そうでなければ、国連勧告のいう「弁護側が検察官手持証拠にアクセスできるようにする」ことはなりませんし、証拠を「開示」する制度にはなりません。

(1) 「開示を求める証拠の類型及びその範囲を特定し、かつ、事案の内容及び検察官請求証拠の構造等に照らし、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために当該類型及び範囲の証拠を検討することが重要であることを明らかにして」という部分は削除する。

(2) 「開示の必要性、開示によって生じるおそれのある弊害の有無、種類、程度等を考慮して、相当と認めるときは」は削除し、弁護側から開示の請求があったときには、原則として検察官は開示しなければならないこととし、検察官が不開示を申し立てる際には、なぜ開示できないのかを疎明しなければならないと、第3者の裁判所がすみやかに判断することとする。

(3) 検察官は未使用証拠で被告人に有利な証拠があった場合はそれを開示しなければならないことを明記する。被告・弁護側に有利な証拠の開示義務を検察官に課して、恣意的な不開示、不公平さが生じないように担保する。

こうした点を考慮にいった「公正な証拠開示を求める会」の「証拠開示法制要綱案」(5月27日に司法制度改革推進本部宛に提出)をとりいれることを要望します。「公正な証拠開示を求める会」の「証拠開示法制要綱案」に賛同し、法律化を求める署名がわたしたちのもとにも多数集まっています。公正な証拠開示を求める国民の声を無視しないで下さい。捜査機関による証拠隠しは絶対に許されない不正義です。権力による証拠隠しは人権侵害をひきおこします。その最大の人権侵害が冤罪です。冤罪・誤判を防止するという視点を決して忘れないで下さい。さらに、「充実した審理を通じて得られた公正な判断が確実に実現されるように」(司法制度改革推進本部顧問会議)するために、公正・公平な証拠開示制度にしなければなりません。しかし、座長試案では、とうていそのような証拠開示制度にはなりません。座長試案は、あまりに検察寄りのルール化といわざるをえません。このままでは、証拠不開示の制度化になってしまいます。以上の意見、国連・規約人権委員会の勧告や諸外国の証拠開示法制度もふまえ、今後の国会審議で国民の批判を受けたいよう、座長試案を検討し直すよう強く要請いたします。

4. 「座長試案」裁判官・裁判員の人数についての意見

「裁判員制度 刑事検討会における当面の論点についての意見」でも述べたことですが、座長試案「考えられる裁判員制度の概要について」では、裁判官と裁判員の人数について、「裁判官3人対裁判員4人」(5~6名も検討)としていますが、日常生活にもとづく多用な市民感覚が十分に裁判に反映されるようにするために、裁判官2人に裁判官7人にするなど、裁判員の数を裁判官の3倍以上にするべきだと考えますので、この点も意見として付け加えます。

(部落解放同盟栃木県連合会)

私達は、狭山事件の再審を支援する団体です。えん罪をなくし、誤判を速やかに救済する視点から意見を述べさせていただきます。座長試案の「取り調べ証拠請求以外の証拠の開示」についてです。開示対象証拠を類型化することは、無罪証拠、被告側に有利な証拠・資料が開示されない危険性があります。もし、類型化するならば、証拠のリストを弁護側に開示することを付け加えるべきです。また、「特定の検察官の請求証拠の証明力を判断するために……」はどのような証拠があるのかわからなければ検討のしようが無く、実質証拠開示請求ができないものとなってしまいます。この部分は、削除すべきです。「(検察官が)開示の必要性、開示によって生じる恐れのある弊害の有無……」開示するとなっておりますが、現在の状況と何ら代わりはありません。検察官は原則開示しなければならないとすべきです。そのほか意見がありますが、記入できませんので終わりにします。

(部落解放同盟広島県連合会)

部落解放同盟広島県連合会は、県連の運動方針の大きな柱に、「狭山差別裁判」の再審と石川さんの無罪を闘い続けることをかかげてきました。頻発する冤罪・誤判をなくし、市民の権利と正義が守られる社会をつくるために、県連内の各級組織において、さまざまな取組みをつづけています。今まさに、「公正・公平な証拠開示のルール化」が求められていますが、座長ペーパーの「取調べ請求証拠以外の証拠の開示」では、いくつかの問題点があり、再検討を求めるものです。

(1) 開示証拠を類型化するならば、「すべての証拠のリストを弁護側に開示すべき」との文言を入れ、検察官は被告・弁護側に有利な証拠をすべて弁護側に提出する義務を付則すること。

(2) 座長試案では、「開示の必要性、開示によって生じる恐れのある弊害の有無、種類、程度などを考慮して、相当と認めるときは」当該証拠を開示するとしているが、その判断は原則第三者が行うべきで、「検察官は原則開示しなければならない」と改めるべきである。

(3) 上記二点に関して、国連・規約人権委員会の勧告(弁護側がすべての関係資料にアクセスできるよう、その法律と実務を確保すべき)の指摘に 대응するものではない。

以上のように、充実した審理を通じて得られた公正な判断が確実に実現されるようにするために、公正・公平な証拠開示制度が必要不可欠ですが、検察寄りの試案では、司法における人権侵害をなくすことはできません。諸外国の証拠開示制度をふまえ、座長試案の再検討を、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃を求める組織として、強く求めます。

(連合佐賀)

「裁判員制度」の法案作成に当たり、国民が主体的・実質的に裁判に参加できる制度とする必要があります。そのためには(1)裁判員の人員を多くすること(2)裁判員は分かりやすい言葉で裁判を行うこと(3)有罪とするための要件は全員一致とすること(4)休業補償や育児・介護サービスを充実させること(5)国民や報道機関を厳しく罰則するようなことはしないこと。

第3 団体を通じるなどして寄せられた意見

(日本弁護士連合会作成の設問に対して寄せられた意見)

【日本弁護士連合会作成の設問様式その1】

裁判員制度について

1. 合議体の構成

<座長ペーパー> 裁判官の員数は、3人とするものとする。裁判員の員数は、4人とするものとする。ただし、検討会における議論を踏まえると、5人ないし6人とすることも考えられるので、なお検討を要する。

(私の意見)

2. 評決

<座長ペーパー> 裁判は、裁判官と裁判員の合議体の員数の過半数であって、裁判官の1名以上及び裁判員の1名以上が賛成する意見によらなければならないものとする。

(私の意見)

3. 分かりやすい証拠調べ

<座長ペーパー> 以下の諸点を含め、迅速で、かつ、裁判員に分かりやすく、その実質的関与を可能とする証拠調べ等の在り方について検討し、必要な措置を講ずるものとする。

・供述調書の信用性等については、その作成状況を含めて、裁判員が理解しやすく、的確な判断をすることができるよう立証を行うこと。

(私の意見)

4. 裁判員等の守秘義務

<座長ペーパー> 裁判員、補充裁判員又はこれらの職にあった者が評議の経過若しくは各裁判官若しくは各裁判員の意見若しくはその多少の数その他の職務上知り得た秘密を漏らし、又は合議体の裁判官及び他の裁判員以外の者に対しその担当事件の事実の認定、刑の量定等に関する意見を述べたときは、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処するものとする。

(私の意見)

【日本弁護士連合会作成の設問様式その2】

裁判員制度について

1. 2 (様式その1と同じ。)

3. 裁判員の要件

<座長ペーパー> 裁判所の管轄区域内の衆議院議員の選挙権を有する者であって、年齢25年以上の者とする。

(私の意見)

4. (様式その1の3と同じ)

5. (様式その1の4と同じ)

6. 裁判の公正を妨げる行為の禁止 - 報道規制

<座長ペーパー> 報道機関は、アの義務を踏まえ、事件に関する報道を行うに当たっては、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者に事件に関する偏見を生ぜしめないように配慮しなければならないものとする。」との点については、報道機関において自主的ルールを策定しつつあることを踏まえ、更に検討するものとする。

(私の意見)

【日本弁護士連合会作成の設問様式その3】

刑事裁判の充実・迅速化について

1. 第一回公判前の新たな準備手続

<座長ペーパー> 裁判所は、公判審理を充実させるとともに、迅速かつ継続的に行うことができるよう、準備手続において、事件の争点及び証拠を整理する。

(私の意見)

2. 証拠の開示

<座長ペーパー> (要約) 検察官は、取調請求証拠のほか、弁護側から一定類型の証拠について開示請求があった場合には、一定の要件の下で、請求予定のない証拠を開示する。また、弁護側が主張を明示した場合において、弁護側から争点に関連する証拠について開示請求があった場合には、一定の要件の下で請求予定のない証拠を開示する。

(私の意見)

3. 開示された証拠の目的外使用の禁止

<座長ペーパー> (要約) 被告人及び弁護人は、開示された証拠の複製その他その内容の全部又は一部をそのまま記録した物又は書面を当該被告事件の審理の準備以外の目的で使用してはならない。被告人又は弁護人が、上記義務に違反したときは、裁判所は決定で、10万円以下の過料に処することができる。過料の決定に対しては、即時抗告をすることができる。被告人又は弁護人が、上記義務に反し、開示された証拠の複製その他その内容の全部又は一部をそのまま記録した物又は書面を当該被告事件の審理の準備以外の目的で使用したときは、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

(私の意見)

4. 争点の確認等

<座長ペーパー> (要約) 検察官又は弁護人は、やむを得ない事由によってすることができなかったとき又は証拠調べの結果に照らし相当な理由がある場合を除き、準備手続終了後に確認された争点と異なる主張をすることはできない。検察官、被告人又は弁護人は、やむを得ない事由によって請求をすることができなかった場合を除き、準備手続終了後に新たな証拠の取調を請求することはできない。

(私の意見)

5. 身体拘束制度の抜本的改革

<座長ペーパー> 特に言及はない

(私の意見)

6. 訴訟指揮の実効性の確保 - 弁護人不出頭、訴訟指揮権に基づく命令不遵守に対する新たな制裁規定

<座長ペーパー> (要約) 裁判所は、出頭命令を受けた訴訟関係人が、正当な理由なく、公判準備又は公判期日に出頭しないときは、決定で、10万円以下の過料に処し、かつ、その不出頭により生じた費用の賠償を命ずることができる。また、訴訟関係人が刑事訴訟法295条による命令(裁判長による尋問又は陳述の制限)に違反したときは、決定で、10万円以下の過料に処することができる。

裁判所は、上記制裁を科したときは、弁護人については当該弁護士の属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当の処置を採るべきことを請求しなければならず、上記の請求を受けた者は、速やかに適当と認める処置を採り、その採った処置を裁判所に通知しなければならない。

(私の意見)

【個人(弁護士を除く)から寄せられた意見】

【設問様式その1に対する意見】

1. 裁判官の数は3人がよい。裁判員の数は5人がよい。評決方法との関係において、人数を決めるべきと考えております。評決方法は特別多数決によるべきと考えております(私の意見では8人中6人が同じ意見に到達することが必要ということになります。)。裁判員の少なくとも半数以上が同じ意見になることが必要であると思います。他方、制度の目的が、裁判に市民の声を反映させるというものである(と私は認識している)ので、どちらか一方(私の意見で

は裁判員)の意見だけで結論に到達することになることは制度の目的から外れていると思います。また、司法の本質が少数者の人権保護にある点からも、市民(単純化すると多数者の側)の代表者たる裁判員の意見だけで結論に到達することは避けるべきです。さらに、あまり多人数になると、議論等に余計な時間がかかると思います。これらを考慮した結果、上記の回答に至りました。

2. 特別多数決(3分の2以上の賛成が必要など)がよい。裁判員制度が導入されるのは、一定の重大な事案ですので、特別多数決によるべきと考えます。また、単純多数決の方法によると、どちらか一方の意見のみで評決されるおそれがあり、上記1で述べた制度の目的との関連から、避けるべきと考えております(裁判官と裁判員を同数にすれば単純多数決でもそのような弊害は避けられると思いますが、同数とすると、裁判員が意見を述べられないような雰囲気形成されるおそれがあるので、裁判官の数は裁判員の数を若干下回るべきであると考えております)。さらに、全員一致を求めるのは、誤っていると思います。そもそも、価値観は多種多様であり、全員が同じ意見に到達することの方が稀なはずですが、日本人気質というのか、全員一致というのが慣例となっているような会においては、多数意見と違う意見があったとしても自分の意見を飲み込む人の方が多いように思われます。仕事柄会議に出席して意見を述べるのが習慣となっているような方であれば、そのような心配は無用ですが、裁判員は、広く国民一般から登用されることから、会議の場で自分の意見を述べることに気後れする人も多いことが予測されます。そのような裁判員に対して「全員一致の評決でなければならない」という制度を用意すると、裁判員が自分の意見を述べることにに対し、萎縮することも十分に予想されます。そのような萎縮効果を与えるおそれがある制度を創設することは絶対に避けるべきであると考えます。

3. 取調べ状況を可視化しうえて、裁判員に書面を読ませ、必要に応じて証人尋問を実施すべきと考えます。人の集中力は、1時間半を越えて持続させることは難しいとされており、全く書面も読まず、証人尋問だけを実施して、それを判断の材料とさせることは、裁判員にとって(もちろん裁判官にとっても)、不必要に過大な要求をしていることになると思います。取調べ状況を確認し、適法に作成された書面を読んで流れを頭に入れた上で、必要に応じて証人尋問を実施することが一番正確かつ負担が少ないものと考えます(もちろん、時間とコストはかかりますが、それくらいは最低限必要であると思います)。取調べ状況の可視化は是非実現すべきであると考えます。費用はかかりますが、刑事司法制度の透明化を図る上では仕方ないことであると思います(そのための予算を組むべきであるとも思います。言うは易く、行は難し、というのが・・・)。取調官にとっては、監視されているようで嫌なことであるかもしれませんが、国民に刑罰を科すことが妥当か否かという人権保障の根幹に関わる仕事に従事している以上、やむを得ない制約であると思います。テープまたはビデオテープの使用の目的、方法を定めれば(あくまでも裁判において、取調べが適法か否かをチェックするためだけに用いられ、民事上の不法行為等については免責される、など)、何ら取調べに差し支えることはないはずですが、

4. 死ぬまで懲役を含む刑罰を科せられる守秘義務を負うべきである(刑事裁判という重大なことに関わる以上、これに関する厳しい守秘義務を負うのは当然である)と思います。裁判という重大な手続に関わる以上、職業裁判官と同等の守秘義務を負うべきです。

裁判員休業制度など、会社等を休める制度を整備してほしい。会社等の事業者には、従業員を休業させることを義務づけ、さらにその間は有給扱いとしてほしい(仕事を休んでいるのと同等の保障を与えて欲しい)。育児中、介護中の人には、託児所やデイケアサービスの準備、育児・介護費用の補償をしてほしい。仕事を休まなくて済むよう、土曜や日曜にも開廷してほしい。裁判員候補者になったときは、たびたび出頭しなくて済むよう、選定方法などを工夫してほしい。自営業者に対しては、休業中の補償を与えて欲しい。

裁判員候補者となったときに、裁判員となった場合に困ること(日常生活、特に仕事に与える影響等)について、詳細に述べる機会を与えていただきたい。そうして、それに対し国家が十分な保障をしてくれることを確認した上で、裁判員になることに同意するというようにしていただきたい。そうでない限り、裁判員に選定されたことにたいしては誇りをもつどころか、「運が悪かった」と嘆くことになるし、裁判員の仕事に対し、熱意を持って取り組むことはできない。実際は多種多様な事情があり、このような制度の創設には非常に困難を伴うと思うが、ぜひともお願いしたい。(女性、30歳代、東京都)

1. 裁判官の数は1人又は2人でよい。裁判員の数は9人以上がよい。国民の意見をより多く反映できる。特定の意見に引きずられない。複眼的に検証し、意見交換ができる。

2. 全員一致がよい。意見の一致をみるために、慎重かつ活発な意見交換が行われる。全員が、評決に責任を負う。一致できなければ、再度、別の裁判員団で評議すればよい。

3. 証人尋問を主とし、裁判員に書面を読ませないようにしてほしい。ただし、裁判員がこれを望むときは妨げない。取調べ段階で自白を強要されたかどうかなど、被告人の供述調書の信用性などが問題になるときは、取調べ状況のビデオやテープで、自白の強要の有無を立証できるように制度を整える。難解な専門用語が用いられると一般市民が理解しがたく、専門裁判官のみが意見を述べがちになる。裁判員制度を導入しても、取調べ段階や手続が民主化されなければ、裁判の公正化が図れない

4. 刑事裁判という重大なことに関わる以上、これに関する厳しい守秘義務を負うのは当然だが、情報公開も必要である。裁判がいかに行なわれたかの検証は重要であり、当事者のプライバシーを保護した上で、裁判員の証言を必要に応じて公開させる必要がある。

社会的基盤の整備など 裁判員休業制度など、会社を休める制度を整備すべきである。育児中、介護中の人には、託児所やデイケアサービスの準備、育児・介護費用の補償をすべきである。

マイノリティーに対する保護 外国人の被疑者には通訳を付け、在日外国人を裁判員に加えるなどの権利保護をすべきである。障害者、アイヌなど少数民族、被差別部落出身者にも同様の保護をすべきである。(女性、40歳代、愛知県)

1. 裁判官の数は1人又は2人でよい。裁判員の数は6人がよい。裁判官が裁判員の割合に対して多くては発言しにくいと思う。また裁判員が多くても、発言する機会が減ってしまうと思うから。

2. 特別多数決(3分の2以上の賛成が必要など)がよい。評決は、ある程度条件を設けた方がよいと思うから。

3. 取調べ段階で自白を強要されたかどうかなど、被告人の供述調書の信用性などが問題になるときは、取調べ状況のビデオやテープで、自白の強要の有無を立証してほしい。

4. 死ぬまで懲役を含む刑罰を課せられる守秘義務を負うのは、負担が大きすぎる。協力している裁判員が、そこまで制限されると、裁判員にとって何のメリットがあるのか疑問である。

裁判員休業制度など、会社を休める制度を整備してほしい。育児中、介護中の人には、託児所やデイケアサービスの準備、育児・介護費用の補償をしてほしい。仕事を休まなくて済むよう、土曜や日曜にも開廷してほしい。裁判員候補者になったときは、たびたび出頭しなくて済むよう、選定方法などを工夫してほしい。上記の通り。裁判員にとって何がメリットになるのか考えると、社会整備は欠かせない。

1. 裁判員は裁判官の倍以上とすべき 2. 裁判員、裁判員、各々の過半数(男性、50歳代、東京都)

1. 裁判の合議体は3人なので、これを生かす。民間人は4人でよい。従って、3人+4人に賛成。

2. 一種のを定員数を定めるという意味。これに賛成。

3. このような配慮は必要か。しかしその具体的内容は分からない。

4. 刑罰を定めておけば、あとで脅迫などで脅かされて、秩序をおかす危険をさけることができるので賛成。懲役刑は必ず必要。(東京都)

1. 裁判官は2名、裁判員は7名以上必要ではないか。なぜなら、専門職の知識と市民レベルのそれとの格差は大きく、市民の意見が反映されない合議では意味がない。

2. 全員一致が望ましいが、時間的制約もあるだろうから、最低3分の2の評決であるべきと思う。その場合裁判官最

低1名以上の賛成の必要条件はいらない。

3. 供述調書の信用性等については、その作成状況を含めて、裁判員が理解しやすく...とあるが、納得である。しかし、検察側が圧倒的に証拠品等を保有しているから、それらも供述調書と共に裁判員へも判断材料として開示すべきである。

4. 初めに罰則ありきでは、裁判員のなりてがない。裁判員と職場の関係はどうなるのか(時間の拘束・給与・人間関係など)。罰則についてはプライバシー侵害がどういふものか市民の常識の範囲であり、名誉毀損・民事賠償などの法的制裁がある。市民が自由に緊張感を除いた雰囲気に参加できる環境づくりを優先すべきである。証人尋問における、宣誓程度で十分と思う。(男性、60歳代、岡山県)

1. 裁判官の人数は1名、多くても2名まで。裁判員の数は9名以上で、裁判員の実質的に評議するためには、裁判官との比較で絶対的多数が必要であると思います。

2. 原則全員一致。例外として3分の2以上の多数決。死刑判決の場合は例外を認めるべきではないとおもいます。

3. わかりやすい証拠調べに賛成します。供述調書作成の過程を明らかにすべく、ビデオ録画等の制度も導入すべきです。

4. 守秘義務違反に懲役刑をもつてのぞむことは強く反対します。(女性、30歳代)

1. 「裁判官3人、裁判員4人」の案に反対です。これでは現制度の延長に過ぎません。裁判員が主体となる裁判にあっては、社会の常識を持ちながらも素人である裁判員が充分に自分の意見を述べ討議できるようにするためには、裁判員は少なくとも裁判官の3倍以上の人数が必要で

2. 裁判体の人数の過半数で有罪・無罪の決定を行うことに反対します。「疑わしきは被告人の利益に」という考え方を生かすためには、2/3か3/4の多数決を、さらに死刑の場合には全員一致が必要と考えます。

4. 裁判員に対して裁判中のことのみならず、裁判が終了した後も、守秘義務違反に刑罰を課することは賛成できません。もちろん、誰がどう言ったと言うような点は守秘義務があっても当然です。しかし、評議の経過などは裁判員が話すことによって逆に国民の裁判員制度に対する理解・認識が高まるようになると思います。(女性、70歳代、東京都)

1. 裁判官1人、裁判員11人。裁判官を3人とするというのは、現状の裁判体を念頭においての発想であって、納得できません。新しい制度を作るための理念は国民が主体意識をもつことにあります。現状のまま、裁判員の人数を4人にするなどまったく国民を信用していないのかと思えます。3人の裁判官がいるのなら裁判員は要らないのではないですか。3人だけで評議して決めてしまえばいいではないですか。裁判員は添え物、あるいはお飾り、の存在になります。裁判官同士なら10から議論がはじまりますが、裁判員は一からはじめなければなりません。こんな裁判員を相手にするのは面倒と見るのは明らかです。人数が6人になっても変わりません。俗にいう、スキーをするのに初心者とは行きたくないの心境です。ここは制度の改革に値するものをつくってください。裁判官は1人でいいです。裁判員は11人がいいと思います。裁判官の指揮・指導のもとでしっかり評議し、量刑までさせます。国民にその役割を与えてください。裁判官がその任が重いとされるなら、補佐的に1人裁判官をつけるといいと考えます。

2. 多数決には絶対反対です。過半数で決めるというのは乱暴です。それでは十分な評議が確保されません。どうせ過半数なのだとなれば、合議体の構成で裁判官が3人、裁判員が4人となったとき、裁判員1人を説得すればよいこととなります。裁判官が3人同じ意見を持ったとき、果たして素人の裁判員は反対できるでしょうか、その確証はほとんどないといえます。私たちは裁判官を大変尊敬していますし、いまでも裁判官が間違っていないと考えることができないくらい、高みにおいでいます。それが現実だということをお分かりください。特に死刑判決のような重大な局面で多数決などというのは間違いです。もしも間違っていたらと考えると恐ろしいことです。死刑判決は全員一致、そのほか、やむをえないとき、特別多数決にしてもいいと考えます。

3. 証拠は事前にすべて開示すること。テープ録音、ビデオ録画を使用すること。法廷で証人のいうことを見聞きして判断をするのに必要なものは、紙に書かれたものではなく、実際のやりとりです。検察側と、弁護側双方が生きて主張するのを聞いて裁判するのです。そのためには検察側が持っている証拠は事前にすべて開示して弁護側からも証拠収集方法などについての争いのない法廷にしてほしいとおもいます。捜査の際のテープ録音、ビデオ録画が必要で、いつでも求められたら、法廷に出せることが必要になります。裁判員は自分たちの時間を都合して裁判に臨んでいるのですから迅速な裁判を期待します。そのために録音、録画、証拠の開示などすべて法廷が始まるまでに整わなければならない必要があります。裁判が始まったら、いっせいに進んでいって終わりにしてほしいと願っています。迅速な裁判をするために私たちに裁判員も協力するので、当然だと考えます。

4. 座長ペーパーの懲役も科すにがっかりしました。この主張には驚きを禁じえません。これは国民をまったく信用しない人が制度設計をしているということを示しています。それでは裁判員制度などなければいいと主張しているも当然です。いったい司法制度改革審議会の委員を務めた人の案とは思えません。是非撤回して欲しいと思います。理念について間違った解釈をしているが、もしくは国民を保護する気持ちからあえてこう主張されるのか判断に苦しみました。国民の主体的な参加を基本とするならば厳しい罰則で縛るのではなく、もっと工夫をしてしかるべきだと考えます。裁判官と裁判員が協同して裁判にあたる、このことはそれほど、危険なこととは思えません。そのように罰金、懲役などと縛る必要はありません。この制度が成功するために必要なものはそのような脅しでなくて、信頼です。そのため工夫をするのを怠るのは努力不足としかいえないようがあります。(女性、50歳代、東京都)

1. 裁判員は裁判官の3倍の人数が欲しい。国民の意見及び社会常識を反映させる意味でも必要と思います。

2. 原則3分の2以上の多数決で、死刑判決等重大な判決を言い渡すときは、全員一致であるべきと思います。(静岡県)

1. 裁判員の数については、この制度本来の趣旨に従い、裁判官は1人、裁判員は9名以上にしてください。

2. 評決については、全員一致を基本とする。有罪評決は一定の条件を明確にし、3分の2以上にしてください。

3. 証拠調べについては、取調べの可視化(取調べの全過程を録音・録画)を実現してください。

4. 裁判員の守秘義務は、より限定的に、罰則は罰金刑のみにしてください。(男性、70歳代、東京都)

1. 「裁判官は1名か2名、裁判員は9名から12名」が適切だとも思う。頭の中には「裁判官は裁判において最高の位置にいて、裁判を最終的に判断するのは裁判官だ、という観念があります。もし、裁判官が3人いて裁判員が3から4名だったら自分の意見を言えるでしょうか。私は言えません。また、「国民の経験から生まれた評決を期待する」ということも少人数では偏ってしまうのではないだろうか。「裁判官」を中心にのではなく「裁判員」と「裁判官」が隔てなく話しあえるための人数設定を期待します。

2. 「有罪」「無罪」を決めるのはできそうだが、「量刑」までとなるとかなりきつい。量刑は裁判官の提示の下、皆で話し合っで決めるように持っていけたらと思う。

4. 裁判の評決にいたるまでの内容は守秘すべきだと思う。だが、裁判員になって思ったこと、感じたことは話してもいいと思う。むしろ話すべきだと思う。なぜなら、初めての制度、今度「裁判員」になる人にとっても、将来の「裁判員制度」の参考になると思うから。「罰則」は設けるべきではない。どのようにして「違反者」を見つけるのですか?盗聴器をつける?監視をつける?「裁判員」を信じて下さい。

本当の意味での「裁判員制度」にして下さい。「裁判員」はただのお飾り、になってしまわないように。言葉だけの「裁判員制度」にならないように、お願いします。国民が「裁判員」になって見たいと言えるような「裁判員制度」にしてください。(女性、50歳代、北海道)

1. 裁判官の員数は1人でいい。2人もいると意見の食い違いが出てくるため、きちんとした議論できない。裁判員は人数からいって5人がいい。

2. 評決は全員一致でなければならない。1名以上賛成する意見だと必ず不公平なことになる。

3. 証拠調べには録音、録画は確かに必要

4. 罰則は罰金よりも罰則にするべきである。罰金制にすると罰金を払わないものが出てくる。(女性、神奈川県)

1. 裁判官3人はよいと思います。裁判員は5人がよいと思います。多すぎてもまとまるまで時間がかかるでしょうし、また、少なすぎても求めるべき意見や議論ができないと思います。裁判官と裁判員10人以内での裁判員制度を期待しています。
2. 過半数以上の方がよいと思います。最低でも8割以上の人で決めてほしいです。人の運命を決める大切な時です。過半数では微妙だと思います。ここどころ、よく考えてください。
3. 裁判員の人が皆、裁判の知識を持っているとは限らないので、上記に書いてあるように分かりやすい供述書を基に証拠調べをしてほしい。
4. 「一年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するものとする。」が、私の希望です。あまりに刑を重いものにしてしまうと、裁判員の方々がストレスを感じこれからの生活に支障があるのではないのでしょうか。軽すぎる、つまり「無し」ではダメだと思いますが、重いと軽いの間位が希望です。(女性)
1. 裁判官と対等とはいうものの、かたよりはあると思う。自分の思う気持ちを上手く伝えられず、裁判官にまるく話をまとめられてしまう可能性も。裁判官は1~2人で十分だと思う。裁判員は裁判官の3倍ほどが必要と思う。
2. 座長ペーパーに賛成。
3. 図、写真があると分かりやすい。難しい言葉が使われるとパニックになる。
4. 8年以下の懲役又は500万円以下の罰金。裁判員も責任重大である。(10歳台)
1. 裁判員の数はもう少し増やした方がたくさんの意見を取り入れられると思います。
2. 全員一致になるまで検討した方がいいと思います。
3. 座長ペーパーに賛成します。
4. 座長ペーパーに賛成します。
1. 裁判官等一般的に偉い人とイメージされがちなのが3人もいたのでは怖くて話どころではないと思う。多くて2人までだと思います。
2. 過半数でなく全員がいいと思う。 3. いいと思います。
4. その処罰は大切だけど、裁判員の存在が敬遠されてしまうほど重くするのはどうかと思う。
1. 私は、裁判員数は6人位がいいと思う。少なすぎると偏りが出やすいし、多すぎると意見がまとまりにくい。5~6人が妥当ではないか。
2. 過半数でなく、3分の2くらいがいいと思う。
3. やはり、法律を学んでいる人ばかりが裁判員になるわけでもないし、難しい言葉の表現は理解しにくいので、信用を求める上で分かりやすい立証が求められると思う。
4. やはり、個人のプライバシーに関するものなので、漏らすことは許されないと思う。ただ、まだ、制度を理解している人は少ないので、しっかりと事前指導を行い、裁判員を選ぶべきだと思う。(10歳台)
1. 多くて5、6人の意見しか反映しない。
2. 裁判官にヘーコラした意見でなきゃ通じませんか。まして多くて5、6人ですか。この人達世界の中心で?
3. 高度な検査はできないわけですか? 最近の裁判官はよほど知が深いとみえます。
4. はっきり言って最近の刑事罰は軽すぎです。(19歳)
1. 裁判官3人、裁判員5人がちょうどいいと思う。 2. 座長ペーパーに賛成。 3. いいと思う。特に供述調書の作成状況は裁判員にとって重要だと思う。 4. 座長ペーパーに賛成。
1. 裁判官が3人もいては裁判員も好き勝手言いにくいと思った。 2. 意味がよくわかりません。
1. 検討すべき。4人は少ない。この比だと員のほうが萎縮しそう。
2. 員は2名以上でもいいような。1名以上でもいいのですか。 3. 座長ペーパーに賛成。
4. 年単位だと重い気もするが、ものによってはしょうがない。どこまでが秘密かわからない。(10歳台)
1. 裁判員制度のねらいが、一般の国民の意見を反映させるものであるならば、その経験に基づく価値観には偏りのない方がいい。裁判員の具体的な人数を何によって決めるかは分からないが、裁判官は1~2人で十分プロとしての役割を果たせると考える。
2. 少数意見を十分に検討、議論し裁判官と裁判員の合議体の員数の過半数の賛成が公平だと考える。
3. 裁判官の評決に左右されないような議論とすべき。的確な情報を客観的に説明するべき。裁判官は裁判員の、裁判員は裁判官のそれぞれ立場をよく理解してもらった上で議論を進めるべき。
4. 裁判員制度を国民に広く理解してもらったために、制度やその議論の進め方などを話すことはいいと思うが、裁判に関わった人のプライバシーや権利や人格を傷つけることがある場合は罪も考えられる。(女性、20歳台、宮城県)
1. 裁判官が3人というのはい多いと思います。映画にあったような1対7位がベストではないでしょうか。
1. 合議体にして国民の意見を述べる場なので、裁判員の人数は今日の映画のように7人くらいは必要だと思う。裁判官は多くて3人。1人でもよいと思う。年齢は20歳から。適正でない者は忌避すればよいと思う。
3. 判例などを見ても難しく理解が大変。新制度では分かりやすくなるといいと思う。でも、その代わり、プロが行っている安心感がある。
4. 刑罰が付加されると怖いし、その後に意味を持たない。
1. 合議体の構成は裁判官1人または2人。裁判員は9人以上とすべき。
2. 評決は全員一致。有罪評決は3分の2以上とすべき。
3. 証拠調べは全過程録音、録画を実現とすべき。
4. 裁判員の守秘義務はより限定的に、罰則は罰金刑のみにすべき。(女性、兵庫県)
1. 裁判員の数は多い方がいい。9人以上から30人。理由:評決は多数決の場合は良い
2. 重罪と軽罪に区別されるが死刑等は全員一致とするべし。
3. 専門用語だけで一般市民は萎縮する。裁判官と裁判員を取り持ち気をほぐす司会者が必要とされる。
4. 人の口に戸は立てられぬ。被告の近所とか勤務先に遠い人を選ぶ等の配慮が必要。他人の裁判に加わることに伴って、その一日のことで会社等に多大の債務を負わしかねない。子供が死にそうときとか、その他取込中とかの事情もある。一度選ばれた人は後の裁判に出席してもらおうとか考慮してほしい。だから、裁判員はもっと多い方がいい。(女性、愛知県)
1. 裁判官の員数は1人または2人とし、裁判員の員数は7名以上とする。
2. 評決は全員一致が原則であって、有罪判決は3分の2以上の多数決によるものとする。
3. 裁判員の要件は裁判所の管轄区域内の普通地方公共団体の議員の選挙権を有する者とする。
4. 取調べ全過程の録音・録画など取調べの可視化を図ること。(男性、埼玉県)
1. 全員が同じくらい意見を言えるには4人でよいと思う。
2. 全員賛成の方がいいと思う。
3. ある程度の知識がないと、説明の仕方によって意見が変わると思う。そのあたりをどうするのか。
4. 全部を秘密にするのは難しいと思う。すべてを守秘義務にしないでいいのでは。(女性、21歳)
1. 国民の司法参加というのであれば、裁判員の数をもっと増やし、裁判官は1人とするべきだと思う。
2. 過半数ではなく、3分の2以上の賛成とし、死刑判決は全員一致にするべきだと思う。
3. 供述調書の信用性を高めるためにも、取調べの可視化が必要だと思う。
4. 誰が述べた意見が特定されなければ、議論の内容等は公開されてもいいと思う。
1. 裁判員の数は4人よりも多い方がいいと思います。意見が割れた方が考えさせられるので。
2. 全員一致にすればいいと思います。
3. 裁判員は一般人なので分かりやすさは重要だと思います。

4. 原則的には守秘義務は必要だが、評決など人権侵害のない事実は言ってもいいと思います。
1. プロ3、素人4でまともに意見が言い合えるとは思いません。裁判員の数を増やさないと裁判官に「右ならえ」になってしまうと思います。
2. 全員一致というのはどうなったのでしょうか。裁判員ドラマはそうだったような。
4. 守秘義務を課してしまうと重すぎのような気がしますが、秘密をもらしてもそれはそれで逆恨みされる気もします。
1. 裁判官も3人位いた方が様々な視点から事実認定できるので良いと思う。裁判員数は6人が良いと思う。
2. 重い判決に関しては全員一致でもよいと思う。
3. ビデオなどプライバシーを考慮しながら導入すべきだと思う。
4. あまり厳しすぎてもいけないと思う。しかし、妥当な数値というのが難しい。(20歳台)
1. 3人でいいと思います。あまり多くても意見がまとまらず、1人でも正確な意見が出づらいいのではないかと思います。
2. 座長ペーパーに賛成です。
3. そのように分かりやすい証拠を立証することはなかなか難しいのではないかと思います。
4. それで妥当だと思います。一般人よりも責任が大きいとしてより厳しい罰則でいいと思います。(20歳台)
1. 裁判員は4人では少なすぎると思います。なぜなら、少なければ少ないほど意見が人と同じになりがちだと思います。
2. 全員一致でないという意味がない。誤判がありうる。 3. それでいいと思う。 4. 守秘義務必要なし。公にすべき。
1. 4人ではいけない。6、7人が妥当だと思う。 2. 過半数ではなく、全員一致になるまで話し合っただけで、裁判員制度をやる意味がある。 4. 守秘義務は必要。オープンにしてはやはり公正さが保てない。
1. 裁判員3人対し裁判員8人。何人が良いかといわれると定義はないが、あまり少なくともよくない。最低10人は必要と考える。
2. 「死刑」の決定を出す場合には、全員一致にするべきだ。また、多数決は裁判員のみで過半数を超えたときにも認めるべきだ。
4. 裁判員制度を広めるためには、どんなことが行われているかを広げなくてはならない。完全な守秘義務は課さなくともよい。(20歳台)
1. 裁判官と裁判員の比率は1対3くらいがいいと思う。3人と9人くらいがいいと思う。3人対4人では、裁判官に圧倒されて裁判員は意見を出しにくいと思った。
2. 裁判員1名以上、裁判員3名以上がいいと思う。裁判員の評決を取り入れるための制度だと思うから、裁判員の決定は重視するべきだと思う。死刑については全員一致が必要だと思う。
4. 守秘義務は重要だと思うが、刑罰まではひどいと思う。こうなるなら、裁判員になりたくない。(20歳台)
1. 裁判官が2人以上だと、裁判員がプロである裁判官の意見に流されやすいと思います。だから、1人、多くて2人でよいです。裁判員が多すぎず少なすぎず10人が妥当です。
2. どんな事件でも全員一致が絶対要件です。員数の過半数というのは、その数に入らない人の意見は全く反映されないのでは良くないです。
4. 映画「12人の恐れる男」のように、守秘義務をすべきというなら。裁判所の宿舎に裁判員を泊らせるなど、徹底した方がいいです。
1. 裁判員の人数は5人くらいが良いと思う。 2. 座長ペーパーに賛成。 3. 裁判員が分かりやすい調書を作ってほしいです。 4. 座長ペーパーに賛成。
1. せっかく国民の意見を取り入れるのなら、裁判官は法律を説明したり、司会程度で1人でいいと思う。
2. 過半数では、冤罪が発生するような気がする。3分の2以上ぐらいがいいのではないかと思います。
3. 座長ペーパーに賛成。 4. 被告人の保護が必要だから妥当だと思う。(女性、20歳台、広島県)
1. 裁判官は2人でも良いと思う。裁判員のドラマは裁判官1人だったが問題があるようには思わなかったが、1人では考えが偏るといけないので2人。
2. 全員一致としたいが、時間がかかりそうなので、過半数しかないのかもしれない。しかし、死刑判決の場合は全員一致で。
3. 皆が理解できるよう、何度も説明することが大切だと思う。
4. 一般市民にはずっとだまっておくのが難しいかもしれない。(20歳台)
1. 裁判員の人数は5~8人の方がいいと思う。多い方が発言しやすく、一人でも多くの意見を聴けるから。
1. あまり多すぎると市民の声が反映されないのでは3人が妥当である。
2. 多数決が理想であるが死刑等は全員一致が望ましい。
4. イギリス式よりはアメリカ式の方を日本はとるべきである。
1. 裁判員の人数は6人ぐらいは必要だと思う。4人だと少ないし活発に意見が出にくいと思うから。
1. 多い方がいいと思う。
1. 素人を裁判員として使う必要性を感じられない。必要がないと思う。
2. 裁判員制度に必要性を感じられないが、もし実施するなら、座長ペーパーに賛成。
3. 裁判員をやる以上ある程度は勉強すべきだと思うので、そう特別理解しやすくする必要はない。
4. 素人を無作為抽出で選ぶのであれば、守秘義務を完璧に守れる訳もないと思うので罰則は必要ない。(20歳台)
1. 3対4の比率では専門家の意見が強く表れる可能性があるのではよくない。2対7の割合が妥当だと思う。
2. 全員一致 4. 刑事罰を科す必要性はない。
1. 裁判員の員数は増やした方がよいと思う。3対4の比率でいくと、素人の裁判員の意見がつぶされる可能性があると思うので素人を増やした方がよいと思う。
2. 死刑の場合は全員一致がいいと思う。
1. 事件が大きいものだと裁判員の意識は相当のものになると思うので、より正確さを求める必要があり、人数が増減するのは必要不可決だと思う。
2. 裁判官の意見に左右されにくい人数にすべき。
3. 一般人は法律に詳しくないので、簡単な言葉にするのは当然だと思う。
4. 個人の情報に触れることにもなるので、それなりの規則があった方がよい。(20歳台、学生)
1. 裁判員3人、裁判員5人 2. 全員一致がよいと思います。 3. とにかく分かりやすさが一番だと思います。
4. 罰は重くすべきです。
1. 裁判員2~3人、裁判員9~10人くらい。 2. できる限り全員一致がいいと思う。
3. 座長ペーパーのままでよい。 4. 守秘義務は必要で、懲役まではいかなくとも罰金は科すべきであると考え。(20歳台)
1. フランスの様に、裁判員の員数は9人程度がよいと思った。多すぎると、意見がまとまりにくい、様々な見地でものを見ることができず、5人ないし6人は少ないのではないかと。
2. 全員一致に限る。
3. 「疑わしきは被告人の利益に」というように、信用性の欠ける調書では、裁判員は困惑すると思う。
4. 座長ペーパーでよい。(10歳台、学生)
1. もっと多いほうがよい。 2. 全員一致まで続けるべき 3. ビデオ撮影には賛成です。
4. アメリカ流にオープンにすべき。守秘義務を負わせると裁判員に負担。(20歳台、学生)
1. 裁判官の意見は偏りやすいと思うので、裁判員はなるべく多い(10人くらい)のほうがよいと思います。

2. 1名以上それぞれ賛成者がいることが必要であると思いますが、なるべく全員一致が望ましいと思います。
3. 10年以下の懲役または100万円以下の罰金。
1. 裁判官は3人がいいと思う。2対1で分かれ議論を提案できるから。
2. 座長ペーパーの考えがよい。
3. 一般人には分かりやすく説明しないと理解に難しく正しい判断ができない。
4. 守秘義務を守るため、プライバシーの権利を守るため必要なことだと思う。(20歳台)
1. 裁判官は3人でもよいと思う。でも、裁判員が4人というのは少ないと思います。6人ぐらいにして、もっと一般の人の意見を聴くべきだと思います。やはり、一般人は、メディアの影響を受けやすいと思うので、その辺はきちんと法的な対処が必要だと思います。
2. 最低でも3分の2。 3. ビデオの使用または分かりやすい言葉。
4. すべて明らかにした方がよいかもしれないけど、やはり秘すべき点もあると思う。罰則は以下より以上のほうがよいのでは。
1. 裁判官よりも2倍ぐらい多い人数がよいと思う。裁判官が3人、裁判員が4人だとやっぱり裁判官の意見が多くなり裁判員も緊張するから。
2. 全員一致がいいと思う。人の運命を決めるものであるから。
3. 法律の文書は分かりにくいから誰にでも分かるようにしたほうがよい。
4. 守秘義務は守らないといけないと思う。でも、国民が知ることも必要かもしれない。
1. プロと素人の人数が約1:1では素人の意見が反映されるわけがないと思う。裁判官:裁判員=1:3か1:4位でないと意味がない。
2. 全員一致により決定すべきであると思う。それが、罰金刑であったとしても、人の罪責について決めることなのだから、全員一致が当然だと思う。
3. 取調べの全過程をビデオ録画すれば、分かりやすい証拠調べであるといえると思う。一般人に文章だけ与えても分からないと思う。しかも、不正な取調べの防止もできる。法によって録画を課すべきである。
4. 裁判員の守秘義務は守らなければならないので、一定の刑を科すべきである。しかし、懲役刑は重いと思う。
1. 裁判員をもっと少し少なくするか、裁判員を増やしたほうがよいと思う。
2. 全員一致でもよいと思う。
3. 分かりやすくするのならいいと思う。内容が理解できないと議論できない。
4. 刑罰はなくていい。
1. 裁判官3人に対して裁判員6人が望ましいと思う。人数が2桁になると議論がしにくい。
2. 裁判官の過半数かつ裁判員の過半数によらなければならない。
3. 証拠捜査プロセスの全面公開
4. 守秘義務を課すなら時効を設けるべき。匿名が担保される形ならば、守秘義務は解除されてもよい。
2. 座長ペーパーの考えでよいと思う。 3. ビデオに収める。
4. 座長ペーパーに賛成である。ブラックボックスは不要かも。(20歳台)
1. 裁判官の員数3人に対して裁判員の員数が多くても5人ないし6人は少ないと思う。裁判官の意見に流されてしまうと思う。
2. 座長ペーパーに賛成である。 3. 座長ペーパーに賛成である。 4. 座長ペーパーに賛成である。
1. 裁判官の人数に比べて裁判員の人数は少ないと思う。これでは裁判官の影響が強くなりすぎると思うので、裁判官を減らすか裁判員を増やすべき。
2. 過半数以上の賛成でいいと思う。 3. 裁判員に分かりやすくなくては困ると思う。
4. 罰金などの刑があってもいいと思う。やはり、守秘義務は守らないといけない。
1. 2:9ぐらい。それ以上だと正しい議論から正しい判断を下せないと思う。
2. 全員が納得して評決が一致するように議論をするべきだと思う。
4. 個人の名前、その人が言った意見等を除いて、守秘義務をつくる必要はないと思う。
1. 裁判官:裁判員=3:9。 2. 常に全員一致にすべきである。 4. 守秘義務を課すべきである。
1. 裁判官と裁判員の割合について、もっと裁判員を増やさないと裁判官優位の合議になると思う。
2. 過半数よりも3分の2以上にするぐらいの慎重さがあると思う。
3. 座長ペーパーに賛成である。
4. 秘密を守ることは重要だが、裁判員は素人なのだから、ある程度法の知識ある人に相談できるぐらいの制度はあってもいいと思う。あと、この設問には関係ないけど政府はもっと裁判員制度をアピールすべきと思う。
1. 4人は少ないと思う。裁判官が3人で裁判員が4人なら、法律知識のある裁判官に合わせる意見になるおそれがあるので9人位必要だと思う。
1. 裁判官が3人と裁判員が4人だと、裁判員は裁判官の意見に左右されるので、裁判官1人に裁判員5、6人がよい。
1. 裁判員の員数は5人がいいように思える。半々になることはないし5人というのがキリが良いのではないかな。
2. 裁判官が実際にどこまで市民の声に耳を傾けられるのかが疑問。
3. 座長ペーパーに賛成である。 4. 実刑が望ましい。
1. 裁判官3、裁判員9。
2. 死刑は全員一致。他の刑は3分の2以上の賛成(裁判官、裁判員1名以上)
4. 絶対守秘にすべき。
1. 裁判員の数は奇数の方がよいと思う。
2. 座長ペーパーに賛成である。 3. 座長ペーパーに賛成である。
4. 罪を定めてまで裁判員等の守秘義務を課すことは、意義のあるものとなるのだろうかと思う。しかし、裁判員は一般市民であり、秘密を漏らしかねない。裁判員選定の際に厳密な調査を行えばどうか。すべてを守秘することははないと思う。(20歳台)
1. 裁判官が3人に対して裁判員が4人というのは少ないと思う。6人ぐらいいいからいい。裁判官の倍の数ほど裁判員がいればいい。
2. 評決に関しては、全員一致は難しいので過半数でいいと思う。
3. ビデオ等での取調べの撮影をして、裁判員に分かりやすくしたらいいと思う。
4. 守秘義務はない方がいいと思う。ある一定の制限を加えれば話していいようにすればいい。(20歳台)
1. 私は、2人の裁判官と7人もしくは9人の裁判員で合議体を構成するのがよいと思う。
2. 過半数では人の運命を決める大事な判断をする上で少ないと思う。せめて、4分の3ぐらいの賛成は必要で、やはり裁判官の賛成も必要だと思う。
3. 裁判員はおそらくほとんどの人が司法制度、裁判の仕組みについて、詳しく知っていることはないと思うので、裁判官はその供述調査などのことについては詳しく説明する必要があると思う。
4. このような規定を作ったところで、国民が全員秘密を漏らさないということはありませんし、不可能だと思う。個人のプライバシーを侵害するような事実を話したり、詳しく内容を話すなどした場合には、刑罰を科してもよいと思うが、部分的には認めてもよいと思う。(20歳台)
1. 裁判官が多いと裁判員が気後れし意見が出にくいのでなるべく少なくすべき。
4. 懲役は必要ない。裁判への参加意欲が低下する。

1. 裁判員の人数は6人くらいの方がいろいろなお考えが出て判決の幅も広がるし、裁判官の人数が3人であると、どうしても裁判官の考え方に流される可能性があると思う。
2. 評決はできるだけ全員の意見が合ったときのみにするべきであると思う。
3. 法律用語は使わずできるだけ簡単で、かつ理解できる言葉で説明するべき。
4. 裁判中であれば、どうなるかまだ分からないということで、守秘義務はあってもよいと思うが、判決後は特に守秘義務は課す必要はないと思う。
1. 裁判官の数と裁判員の人数の差が少ないと、法的知識があまりない一般人は、裁判官の意見などに影響されやすいと思うので、あえて人数格差を作ることによって、影響力を少なくするようにし、一般市民の意見が反映されるようにしてほしい。
2. この場合のように決まると、1人の裁判官が賛成を示すとほぼ確実に決定になるのではないかと思う。しかし、上の場合だと明らかな裁判官の優越が見られると思う。
4. 実際、すべての人が秘密を守るということはあり得ないと思う。(20歳代)
1. 裁判に国民の社会常識・生活常識を反映させること。裁判員が圧力や権力を感じず気後れしないで発言でき、主体的に実質的に参加できるようにするためには、裁判員は9人以上が必要です。多数必要。裁判官は法律判断は多くの事件で1人の裁判官が責任を持って行っており、判事1人又は2人で行うことが十分可能であることから、1人又は2人で十分です。
2. 評決は原則全員一致とし、有罪の評決は一定の要件の下で3分の2以上の多数決制とすべきです。死刑の言渡しは全員一致を要する。
3. わかりやすい証拠調べ 取調べの可視化(取調べ全過程の録音・録画)を実現すること。取調室でむりやり白させられてしまうこともあり、全過程を録画しておけば無用な争いもなくて済む。
4. 裁判員制度という新しい制度について国民の知る権利及び国民の心理的負担と保護されるべき利益の調和の点から、守秘義務は限定的に、罰則は罰金のみとすべきです。(女性、70歳代、東京都)
1. 裁判官は1人。裁判員は10人以上。裁判官は2人いた方が本来はいいが、彼等、非民主的なゴリゴリ世界の住人は先輩(期、学校)等によって非民主的にやるので、2人以上いたらマイナスでしかない。そして、素人の過ちを防ぐためには多いほどよい。
2. 全員一致しかない。一人一人を信頼すること。少なくとも裁判官、検察官よりは信じられるし、もしかしたら弁護士よりも正しい。
3. 証拠の全面開示。プライバシーの侵害云々はチャチャラおかし。検察の論告は、本人も忘れていた小学校時代のことから(当然、家族・友人は不知)暴露し、いかに悪人であるか作り上げる。
4. 再審のために裁判員がしゃべるのは当然。もちろん、弁護士がその前に、法曹の一人としてしゃべるのは当然OK。(男性、60歳代、神奈川県)
1. 裁判官の数が少ない現状からすると、事案により、1人又は2人でよいと思われる。
2. 全員一致を基本とし、一致のない場合には3分の2以上の賛成でなければならない。死刑の判決を下す場合は、長引いても議論を重ね、全員一致とすべきである。
3. 本来ならば録音・録画をし、全行程が裁判員により具体的に理解できるようにした方がよいと思われるが、逮捕から48時間以内の勾留請求の時間制限を考えると、スムーズになされるかどうかは疑問が残る。
4. 懲役にするとすると、裁判員になれば何のコメントもしなくなり、何のための制度かと逆に国民が尻込みするのではないのでしょうか。罰金だけでよい。(女性、50歳代、京都府)
1. 裁判官の数は1人又は2人でよい。裁判員の数は最低4人から6人、理想は9人以上。なぜなら、少ないと単なる飾りになりかねない。
2. 評決の条件は、理想は全員一致がよいが、特別多数決でもよいと思う。
3. 分かりやすい裁判の在り方としては、時と場合によっては、取調状況のビデオやテープで、自白の強要の有無を立証してほしい。
4. 裁判員等の守秘義務について、死ぬまで懲役を含む刑罰を科せられる守秘義務を負うのは負担が大きすぎる。裁判員をやってみようという人を尻込みさせたり、その手を縛ったりするようなことは極力避けるべきだ。改革の理念をもう一度しっかりとっけり公表してください。国民が参加の意義を十分実感できるよう留意してほしい。(女性、愛知県)
1. 裁判員は全くの素人であるので、裁判官の意見に流れてしまうと思われる。民意(社会常識)を反映するためにも裁判官の員数の3倍の9人の裁判員が必要と思われる。
2. 合議体の員数の過半数で決めることは賛成だが、裁判官・裁判員の各々1名以上の賛成が必要という部分についてはもう一度討議する必要があると思う。
3. 同意見である。
4. 連合の議長が意見を述べていたように、余り厳格なことを言っていると、素人の裁判員は萎縮してしまったり、辞退する者も出てくる可能性がある。(60歳代、東京都)
1. 5人ないし6人。できるだけ多い方が望ましい。 2. 可。(女性、50歳代、東京都)
1. 裁判官は1人にすべき。もっと裁判所は自信を持つべし。弁護士は常に1人で活動している。その方が責任を持って仕事ができる。裁判員は素人だから多いほどいい。
2. 日弁連案に賛成。
3. 供述調書の全面排除。なぜならば、素人裁判員に供述調書の読み込みは全く期待できない。法廷での供述等に限ることによって、裁判官と裁判員の資料の共通化が図られる。
4. 裁判官による官僚的手続運営に対する批判を封ずるもので、司法の民主化と真っ向から対立するもの。判決が出たら自由に話せるようにすべき。
1. 裁判員に指名された者が、それを拒否、又は審理過程にその義務を放棄する場合に科料等の罰則を設けるなどが考えられる場合、一事件に6人も裁判員を招集することは国民に大きな負担になりかねない。その事件の重大性等に応じ、柔軟に員数を決定すべきである。
2. それはその事件の性質に応じ考えるべきであり、審理の重要性にかんがみて決定、規定すべき。
3. 法的知識や裁判に時間を割いて参加している以上、当然のことだと考える。議論の素材の段階で議論があることは遅延につながる。
4. これらのことは重大で厳守しなければならないが、懲役や重い罰金を予定するのは、裁判員が望むことなく指名されることを考えると、負担が重すぎるのではないかと考えられる。(20歳代、学生)
1. 官3人、員6人。 2. 座長ペーパーの案でOK。 3. 任意性について、全取調状況の録画、録音。
4. 刑罰は不可。
1. 裁判員は多人数がよいと思う。米国並みの10人くらいでもよいのでは。
2. 座長ペーパーの案で結構。 3. 可視化されたものでの判断がよい。
4. 守秘義務は必要。(男性、50歳代、千葉県)
1. 裁判官は1人でよいと思います。裁判員の方が何か法的な言葉などで分からないことがあったときのアドバイザー的なことが望まれます。裁判員は9人~11人を望みます。なるべく人数を多くして、男女半数ずつ、又は各年齢、20代、30代、40代など、なるべく多くの年代の人たちを集めるのがよいと思う。
2. この制度では、重大な犯罪のみを対象としているということなので、基本的には全員一致がのぞましいと思います。

3. 取調べの可視化を是非実現してほしい。
1. 裁判官が3人であれば裁判員はその3倍の9人以上にすべきだ。なぜなら、司法のプロに対する素人の裁判員はプロにリードされ、市民の常識は通りにくくなるからである。
3. 取調べの可視化がえん罪を防ぎ証拠能力を高めると思う。
4. 守秘義務の確保により公正な裁判を確保できると思われるので、これに反した行為に及んだときは刑罰もやむを得ないと思う。(男性、60歳代、千葉県)
1. 裁判官の役割をはっきりとさせるべき。集中的に討議するためには、余り大規模な裁判体は望ましくないとの座長の考え方は一定程度理解できる。しかし、裁判官が一致した意見をみたとき、異論を差し挟める雰囲気は4人程度ではできない。きちんと裁判員に問題点を提示し、整理することをする職業裁判官が1人いればよい。
2. 上記意見との関連で、全員の特別多数決が望ましい。座長案は最高裁の評決が過半数であることをいっているが、裁判員制度を既存のシステムの中の一つという捉え方はいかがか。控訴審が職業裁判が事実認定をやり直し、差し戻さないというもおかしい。国民不信がある。
3. 可視化は不可欠。ただ、一定の制限を条件に加えることはあってもいいかも知れない。しかし、可視化を全面否定することは論理崩壊している。
4. 息苦しい。開かれた司法とする。
1. 3人に6人がよいと思います。 2. 官1人に対し、員2人以上が望ましい。
3. 可視化によって理解しやすい証拠調べを検討しやすく望む。
4. 5年以下50万円以下の罰金とすること(男性、70歳代、東京都)
1. 裁判官2名、裁判員7名。9名制度を提案する。
2. 裁判官全員がxでも、裁判員全員が なら成立でよいのではないか。なぜなら対等な立場であるはずだから。
3. 是非そうあってほしい。 4. これでは国民参加の意味がないと思う。(男性、60歳代、東京都)
1. 人数も大切ですが、裁判員の性別も重要と思います。4人なら、必ず2名ずつにしていきたいと思います。老若男女1名ずつ、計4名ということでしょうか。
2. 評決は、犯人の運命を決めるものですから、大変重要です。取調室をビデオとテープですべて記録にとった上で、容疑者が公開した場合にはこれを一般に公開して世論に問うことも考えてほしいです。
3. えん罪を防ぐ上からも、ブラックボックスはあってはなりません。ビデオ・テープのほか、可能な限りの手段で供述調書作成過程を残しておくことは必須でしょう。
4. 私は法律事務員ですから守秘義務があります。裁判員は、素人が司法に参加するわけですからこそ、可視化によって守秘義務をフォローすべきだと思います。(女性、60歳代、東京都)
1. 専門の裁判官1人に対して裁判員3人は必要と思うので、裁判官3人は多すぎる。裁判官2人、裁判員6人は最低必要。
2. 過半数は少なすぎる。少なくとも4分の3ほどは必要。また、異なった意見も併記して判決文に明記すべき。
3. 取調中の全部の録音と映像は是非とも必要。層でないと裁判員による判断はできない。ビデオ録画でよい。
4. 懲役と罰金は行きすぎである。百歩譲っても、秘密とは何かを具体的個別的に、被告より申請してもらわなくてはならない。
1. 裁判員制度自体に反対している立場ではあるが、制度導入に関しては裁判官、裁判員同数とすべきではないか。
2. 裁判官、裁判員同数ならば、少なくともどちらか1名が賛成しなければならない。
3. 一般市民は法律用語は全く分からないので、何らかの形で法律上のアドバイスが必要ではないか。
4. 罰則規定にする必要があるかどうか疑問である。(男性、20歳代)
1. 裁判員の数は、裁判官の倍数(最低でも)。 2. 全員一致 3. 可視化の実現。
4. 必要と思うが、マスコミが問題。
4. 裁判員がどのようなメンバーで構成されるのかによって、判決が異なってくるのではないかと。「法」というものについて認識がないと、証拠物件に左右され、有罪判決を下す確率が高くなるのではないかと思う。(女性、東京都)
4. 一番難しく、また、大事なことだと思います。(女性)
1. 3人賛成。裁判員6人。 2. 原則過半数賛成。例外は、裁判官全員無罪のときは無罪。
3. 今までの供述調書は必ずしも信用できるものではなかったことにかんがみて、取調状況が明確となるよう可視化すべきである。
4. 守秘義務の及ぶ範囲、時期、場所を具体的に制限すべきである。一般には、裁判官と裁判員を区別する必要はないし、確定後は発言の自由を保障すべきである。刑事罰は不要。(男性、60歳代、東京都)
1. 裁判員の人数が問題ではないか。どうやって選ぶのだろうか。 3. 可視化が必要。
4. 刑事罰はいかなものだろうか。
1. 少数だと、特殊な考えを持つ場合がある。人数は多い方がよいと思う。7~9人。
1. 裁判官:裁判員=3:6ないし3:9程度がよいと思います。
2. 座長ペーパーに賛成。 3. 座長ペーパーに賛成。
4. 義務を課す期間は限定(5年程度)すべき。罰則は、罰金、科料のみにすべきであると考えます。
1. 裁判官は1人か2人。裁判員は9名以上。6名では少ない。
2. 原則全員一致とすべきです(死刑のときは全員一致とする。)。有罪評決時は、3分の2以上の多数決で(何度も話し合ってもだめな場合)。
3. 取調べの全過程の録音・録画はぜひやるべきだ。何としてもえん罪はなくしたい。
4. 罰則は罰金だけです。懲役には処すべきでない。(男性、60歳代、埼玉県)
1. 裁判官3名、裁判員9名。 2. 裁判官と裁判員の合議体の員数の過半数が賛成数意見による。
3. 取調べの可視化は不可欠である。
4. 10年以下の懲役、又は1千万円以下の罰金に処する。(男性、40歳代、東京都)
1. 裁判員の員数は、事件の重大性等、必要がある場合、相当性の認め得るときは、5人ないし6人とする余地を残すべきではないだろうか。
2. 過半数の点については妥当と考える。裁判官1名以上の賛成は必要であると思う。
3. 証拠調べにつき、客観性、当事者間において十分な公平性を図ることが必要ではないか。
4. 懲役については、裁判員が医師や弁護士など特殊な専門的職業にあるものではない以上、妥当性を欠くと思われる。罰金にとどめるべきと考える。(女性、20歳代)
1. 裁判員が4人は少ない。裁判官の倍くらいは必要では。 2. 死刑・無期は全員一致で。
3. 取調べの可視化だけでなく、証拠開示も積極的に導入すべき。お互いが都合が悪いことを隠していると、裁判員の判断も歪むでしょう。今まで、裁判官なら、頭がいいので(?) なんとか適切に判断できたのかも知れませんが、裁判員には無理でしょう。
4. この点は、厳しくしてもよいと考える。
1. 裁判官2人、裁判員7人とすべき。裁判官と裁判員が対等に議論し、互いに影響を及ぼせるようにするため、官の3倍は必要。裁判官3人は不要である。
2. 双方多数決とすべき。(有罪とするには、1名以上ではなく、双方の多数が必要。)
3. 自白事件では、同意調書による証拠調べが主と聞いている。これでは、裁判員には理解しづらく、関与させる意味がない。そこで、有罪答弁制度を設けて、即量刑に移るとすべき。そうすることで、否認事件に集中することができる。
4. 刑罰を科すのは行き過ぎと思う。むしろ、マスコミ報道への規制をすべき。(20歳代、千葉県)

1. 裁判員制度を導入する理由は、社会一般の常識が通じる裁判になるように、また、裁判に信頼を持たせるためだと思う。職業裁判官は1人で十分で、裁判員の数は9人(あるいは10人)が必要。意見を十分に言えるために...
2. 全員一致が原則だと思う。一步譲っても、3分の2の賛成する意見によること。
3. 現制度の下では、裁判官に過大な責任を負わせている。裁判員制度が実施されるときには、取調べ(段階)の録音録画の提出が必須です。
4. 制度が実施もされないうちから、守秘義務違反について、量刑まで決めるといのはいかがなものでしょうか。(女性、60歳代、東京都)
 1. 賛成。 2. 私もそう思います。 3. 賛成。 4. 賛成。(女性、60歳代、東京都)
1. 同意。 2. 同意。 3. 同意。 4. 趣旨不明。(東京都)
 1. 裁判員については、裁判官の3倍、9人が必要と思われる。
 2. 評決は絶対多数決がいいが、裁判官のみでもダメだし、また、裁判員のみでダメと思われる。裁判官3名の場合、裁判官2名以上、裁判員過半数とした方がいい。
 3. 専門知識不足の裁判員も多く参加することを思えば、分かりやすい証拠調べは絶対必要であり、また、全過程において充実した方がいいのであれば、変更した方がいい。
 4. 他の国家資格においても守秘義務があり、当然必要と思われる。また、懲役又は罰金に処することも、決して重いとは思われない。(東京都)
 1. 裁判官1~2名。裁判員は11人くらい。
 2. 有罪・死刑の場合、評決方法は慎重に考慮するべき。
 3. 可視化、音声記録がほしい。絶対に必要で、これがなくては裁判員の判断はおぼつかない。検察側の証拠開示も事前に100%ほしい。
 4. 守秘義務を厳しくしないと、大変なプライバシー侵害を及ぼす可能性があり、また、マスメディアによる誇張が好ましくない結果につながっては困る。(70歳代、東京都)
1. 2. の評決に関連して、裁判員の員数は5人ないし6人であるべきではないか。裁判官と裁判員の員数が3:4ではバランスが悪いのではないか。
 2. 裁判員の員数が少ないのに(4人の場合)、この方法をとると裁判員制度を導入する意味が薄れるのではないか。
 3. 証拠調べに落ち度があることは許されないと思う。証拠の全面開示は大前提だと思う。
 4. 裁判員にまで裁判官同様の守秘義務を要求するのは無理があると思う。せっかくの制度も、なり手がいなければ意味がない。(20歳代)
 1. 裁判員は裁判官の3倍以上。
 2. 証拠の開示があった上で、裁判員の仕事ができる。また、捜査の可視化も必須である。
 3. 守秘義務が厳しすぎる。市民に開かれた裁判員制度ということからすると、ある期間が経過したら、むしろ公開すべきことではないか。
1. 人数に関しては、やはり、慎重に検討する必要があると思う。
 2. 公正な方がいいと思うので賛成。 3. 是非やってほしいと思う。 4. 同意見、賛成です。(50歳代、東京都)
1. 裁判官が3人であれば、裁判員は4人では少なすぎる。9~14名くらい必要と思う(裁判に素人の裁判員は少数では言いたいとも言えないと思う。)。また、裁判員になった人への社会的保障が必要だ(労働者には休暇、賃金保障。子供を育てる人には保育園。介護などを行っている人にはそのケアをできるなど。)。
 2. 過半数で人の一生を左右するようなことを決めるのは問題がある。できるだけ全員一致にするべきだと思う。
 3. 取調べの可視化は絶対必要条件だと思う。
 4. 国民の知る権利は保障されなければならない。(60歳代、東京都)
1. 裁判官1か2名に対し、5名以上の裁判員が必要とすべきだと思います。なるだけ陪審制度に近い制度にしていくのがよいと思います。
 2. 裁判員の全員一致を原則とし、裁判官が同意した上で評決が望ましいと思います。その点では、裁判官は奇数人、できれば1人が望ましいのかも。
 3. 可視的な証拠と裁判員制度はセットで導入してこそ効果を発揮すると思います。
 4. 懲役というのは、罰則としては重すぎるんじゃないんですか。裁判員を二重三重にも保護する制度を作って徹底的な制度作りをして提示してくれ。そっちが先。(群馬県)
1. 日本のマイノリティーである在日(定住)外国人の方々などを、日本人の「日当」の倍額払って裁判員となっていたくようにする。
 2. 歴史の総括をできない日本人に、はたしてそもそも評決の資格があるだろうか。日本人だけでは、まともな事実認定や評決は余り期待できない。
1. 裁判官は1~2人。裁判員は裁判官×3。素人が玄人にもものを言う場作り。
 2. 全員一致が原則。
 3. 取調べの可視化は不可欠。本当は、取調べの公開を目指すべきでは。(70歳代、長野県)
1. はじめに人数ありきはおかしいです。事件の内容、大きさによって、人数が決まるのではないですか。
 2. 同感ですが、あまり他人の意見に合わせてしまう気持ちの弱い人が裁判員になったときはどうなのでしょう。
 3. 今は、地方の役所などでも、役人言葉、専門用語、カタカナ語などは、極力省いている時代です。専門用語が最も多いのが司法にかかわる人たちです。ぜひ、理解しやすい言葉で取り調べ、裁判員に語り、文書を作成してほしいです。(60歳代、東京都)
 1. 裁判官は過去の判決を開示して、被告人から選べる裁判があってもよいかと感じます。
 3. 警察官には見せない犯人の供述調書を作成し、警察からの調書と警察の目を通さない被疑者の調書を弁護士等の第三者による突き合わせをするのも、本人の表現の自由を保護する手段かと思っています。(30歳代、東京都)
1. 専門家が3人ならば、アメリカの陪審員制度と同様とし、10~12人が適切であろう。
 2. 有罪の判決には、合議体の3分の2の多数決とする。 3. そのとおり。
 4. これでは裁判員のなり手がなくなってしまう。確かに職務上知り得た秘密を漏らすことは問題がある面、情報の流出により裁判の公正が担保される一面があることを忘れてはならないだろう。(70歳代、東京都)
 1. 4人では少ないと思う。 2. 同意。 3. 取調べの可視化は必要
 4. 守秘義務は重要であるが、罰則については、まだ考える必要がある。
1. 裁判官3人に対し、裁判員6人(倍数)が望ましい。 2. 賛同。
 3. 賛同。ただし、今後具体策の提示が必要。 4. 守秘義務違反の対象を限定すべき。(30歳代、東京都)
1. 専門家である裁判官が3人で、素人である裁判員が4人では、裁判官の意見、判断に流されてしまうと思います。裁判員の数は8人くらいが必要ではないでしょうか。
 2. たったの過半数でいいんですか。裁判官3人、裁判員4人で過半数だと、なんのために裁判員はいるんですか。せめて3分の2の賛成意見が必要だと思います。
 1. 裁判官2人、裁判員5人。適当な議論をするには、これくらいの人数がふさわしいのではないか。裁判官2人だと、法律判断で意見が分かれたらどうするのか、という批判もあるだろうが、そのときは裁判員の意見を聞けばよい。全く純粋な法律判断も少ないであろうし、少なくともプロが1人賛成しているのであるからである。
 2. 原則は全員一致が妥当であろうが、どんな意見をとってもこれは自明の前提ではなからうか。問題は、意見が対立し、議論が進まなくなったときであろうが、やはり3分の2以上などの特別多数決とすべきであろう。
 4. 罰金だけで十分であろう。懲役となれば、裁判員への威嚇となるだろう。また、市民不信というメッセージを与えか

ねないのではないだろうか。(20歳代、東京都)

4. 刑事罰が科されるのは、評議の間に秘密を漏らしたときだけなのか、その後の一生にわたってなのか。もし、その後の一生にわたってであれば、裁判員制度を抑止することにつながらないか。

1. 裁判官はせいぜい2人まで。3人では、心理的に結束してしまい、他の裁判員と対立するおそれがある。

2. 事実認定と量刑で区別すべき。前者は、有罪について全員一致。

3. 無罪を主張する場合は、被告人の供述調書は使えなくすべき。というより、略式事件以外は、被告人の供述調書は使えなくすべき。あくまで、公判供述で。

4. 懲役は重すぎ。せいぜい、罰金、科料までにすべき。かつ、禁止期間を設定すべき。

1. 裁判員の数は、より多くにすべき。

2. 裁判員の賛成数が非常に少ない。これでは、裁判員制度をとる意味がない。全員一致が望ましい。

3. これは先延ばしする。それにより、なし崩し的に回避することを目的としているのが見え見え。

4. 意見を述べることは構わないはず(述べ方によっては)。抽象的かつ広範に過ぎる刑罰規定。違憲。

1. 私は、裁判官1人、裁判員の数は3人、つまり、決定者は1人で他に議論する人は不定数、つまり5人いればいいと思う。

2. 私は、1人いればいいと思います。

4. この判例にかかわった人間に対して、すべての者を対象にするべきです。(20歳代、神奈川県)

1. 裁判官2名、裁判員5名、計7名(話し合うのに最適の人数)。 2. 合議体全体の3分の2が賛成。

3. 賛成であるが、裁判官に比べ、裁判員の理解が著しく劣るとは思えない。裁判に至るすべての過程の可視化を図るべき。

4. 在任中のみに限るべきではないか。罰則規定は、裁判員となる国民の資質を蔑視している。(東京都)

1. 裁判官の方も人間であるように、本当にいろんなタイプの方がいると思う。人数が増えれば良いのかどうかは分からない。少人数よりは、多い方が良いと思うが。

2. 現在、裁判等について勉強を始めているところですので、正当な意見ではないかも知れませんが、定義となる法律による評決はもろろですが、後藤弁護士がおっしゃっているように、「極悪非道と言われる人の弁護にこそある」というように、人間性のあるものとして進めていただければと思います。極刑であろうと、その人が生きていく限り内省を促し、前向きに生きていけるようなものとしていただきたい。どんな犯罪であっても、必ず100%悪である、その人すべてが否定されるものではないと思うからです。

3. 立証は、明らかに第三者が納得できるものにしていただきたい。裁判に持ってくるまでの経過というのは、当事者でないと分からない苦しみや辛さがあると思うし、そのような部分こそ不当なものではないよう、被疑者の人権は守られるようにしていただきたい。国民感情は、エスカレートすると止められないからです。

4. 当然だと思います。その人の社会的信頼が失われ、生活に大きな支障を来し、それが一生継続くこともあるからです。裁判員等の漏らした側と逆の立場に対するフォローはないのでしょうか。

1. 裁判員の人数は、判事2人に裁判員4倍の8人以上が望ましい。

2. 全員一致まで討議すべき(特に死刑判決の場合)。

3. 的確な判断ができる人間教育が日本では今まで十分でない。自分の頭で考え、人の意見を聴き、自分の意見のできる人間を今から育てる。学校教育段階から再構築が必要。(座長ペーパーへの意見以前の問題としての意見)

4. 懲役は厳しすぎる。(60歳代、東京都)

1. 裁判官が3人ならば、裁判員は丸め込まれないよう倍以上、7人以上、12人くらいは必要ではないか。

2. 純粋に過半数でよい。議論を十分に尽くすことを前提に、この制度が施行されるわけだから。

3. 取調べ調書は可視化すること。 4. やむを得ない。

1. 市民の意見を尊重するならば、絶対過半数の導入が望ましい。したがって、人数ではなく、構成比率が問題になると考える。比率としては、裁判官と素人の比率1:3が望ましいと考える。

2. 裁判官3人なら、判事補の参加は禁止させるべき。判事補は評議に参加させず、進行役をさせるべき。

3. 口頭主義徹底のためにも、物証に頼らず、人証を尊重すべき。証人に関しては、裁判員の裁量を求める必要がある。

1. 多い方がいいと思う。裁判官は3人くらいでもいいが、裁判員は少ないと確実に裁判官になびく。人数が多いと議論に参加しない人が多くなるという考えもあるが、少人数でも発言しない人はしない。

2. 合議体の員数の過半数かつ裁判官の過半数及び裁判員の過半数も盛り込むべき。一人でも気の弱い人がいたら判決が変わる可能性もある。

3. 表現があいまいだと思う。

4. 各裁判員の発言以外なら裁判中でも言ってもいいと思う。罰則を設けるとしても懲役や罰金はやり過ぎ。裁判員の更迭くらいにすべき。

1. 裁判官は、基本的には1人でよいと思う。裁判員は、裁判に関しプロではないので、10人前後は必要。最低でも7人以上は必要。

2. 評決は基本的に全員が一致して評決されることが望まれます。

3. 可視化というだけでは、何のことを指すのか一般市民には大変分かりにくいことだと思う。録画・録音等による証拠調べについては大切であると思うが、心配なのは、録音なども取調べの際のいわゆるでっち上げが行われる可能性がないのかが心配である。

4. 守秘義務は是非守っていただきたいと思います。国民のプライバシー保護の上から大切であると思う。(60歳代、神奈川県)

1. 9名以上。 2. 全員一致。 3. 録音も。 4. 損害賠償で。

1. 模擬裁判を3回経験しました。裁判官役は弁護士がされました。3人も必要ないと思う。専門家は2人で十分だ。より重要なのは、多様な市民の良識である。老若男女10名程度は必要だと思う。

2. 単純過半数多数決でなく、3分の2以上の合意、できれば4分の3以上の合意が得られるまで、熱心な討議が必要だと思う。

3. 裁判官ですらその信ぴょう性を疑わざるを得ない現状の供述調書の作成経過は、裁判の証拠としては元々不完全なもので、当然可視化が前提の必要条件である。

4. 公判中の守秘義務と裁判官の守秘義務程度以上の制約は言論統制であり、刑罰を科すなどもってのほかだ。守秘義務を破ってでも情報を公開することが裁判の正当性・公性を守ることになるケースもあるのではないかと思う。(70歳代、東京都)

1. 裁判員をフォローする役割も裁判官に求められるため、3人が妥当と考える。裁判員制度は国民の社会常識をできる限り裁判の内容に反映させることを目指すはずなので、裁判官の2倍の人数は裁判員に必要。6人が妥当。4人は反映できるか疑問。

2. 裁判官だけ、裁判員だけの賛成だけでは、官と員とがともに裁判にかかわるという制度の趣旨にそぐわない。官側、員側それぞれ過半数を必要とすべき。

3. 調書は、人が書いている以上、主観的なものは少なからず入ってくる。裁判員が取調状況をそのまま見られること(ビデオ録画など)が被告人も表情も分かるので客観性を保てるし、ビジュアル化されている分、裁判員の理解のしやすさ、公正な判断につながる。

4. 懲役刑を科すことは、せっかく裁判員として参加する国民をためらわせてしまう影響もあるので、罰金刑のみにすべきだと思う。(20歳代、東京都)

1. 客観的にみても、圧倒的に裁判官の数が上回ることは当然だと思います。
2. やはり、原則全員一致が本来だと思いますので、単純過半数はおかしいと思います。
3. 可視化は当然です。すべての事実は公然化されていることが当然だと思います。
4. 守秘義務は当然として、裁判官の意見や必要性を語る第三者機関を設けてはどうでしょうか。その第三者機関が内容を精査し発表すればどうでしょうか。(40歳代、東京都)
1. 裁判官の員数は、通常の裁判同様3人が妥当だと思います。裁判官の人数は、裁判官に対して遠慮することがないよう、また、同じ市民の立場の人が多い方が話がしやすいと思います。裁判官は、裁判官の2倍ないし3倍くらいの人数は必要と思いますが、全体としてあまり人数が多すぎると発言できない人も出てくると思われます。
2. 裁判官の視点と裁判官の視点は異なるとも考えられますので、どちらの側からも賛成を得られなければならないと思います。
3. 裁判官は短期間で正確に判断材料を得なければならないので、手持ち証拠はいつべんに全面的に開示し、取調べの過程もはっきり分かりやすく、いわゆる可視化は必要だと思います。事前にきちんと整理されて一目瞭然がいいです。
4. 守秘義務は必要だと思いますし、罰則もあった方がいいとは思いますが、懲役刑は重すぎると思います。(40歳代、東京都)
1. 具体的な人数については、一般国民が萎縮し、自らの意見を言えなくなるような状況を極力作り出さないために、裁判官への指示のようなものが徹底していなければ決められないと思う。ただ、人数としては、同一、ないしは裁判官が多い方が望ましいと思います。
2. 前半は妥当だと思いますが、「裁判官の1名以上及び裁判官の1名以上」というのは、員数が具体的に決まらない限りは問題が残ると思います。ただ、この人数については、裁判官:裁判員が1:1の人数以上の賛成がよいのかと思います。
3. ある程度簡易にまとめた冊子(例えばマンガの入ったパンフレットのようなもの)を事前に裁判員となるものに配布し、その内容に沿って裁判官が説明する、などの対策をすることはできないのか。
4. 私の記憶では、法廷に姿を見せなかった裁判員の選出者には、行政罰としての過料を与えることを検討中であったと思います。確かに守秘義務に刑事罰を科すことは人権面などで妥当であると思いますが、それは罰金刑までよいと思います。(10歳代、東京都)
1. 裁判官は1人で十分なのは? 裁判官は、裁判員が議論することの意義や手続上の禁止事項、事件の争点、判例を示すこと等、裁判官がすべきと思われることをすればよく、議論の中心である必要は、裁判員制度の趣旨(国民の司法参加)からするとないのではないかと? 裁判員は8人以上(ある程度多数)ないと、意見の多様性が生まれられないのではないかと、という点から、少なくとも8人は必要と考える。
2. 裁判官が1人なら、裁判官の意見=全体の意見となってしまいます。これは、3人の裁判官がいるという前提に立つものであり賛成できない。
1. 専門の裁判官の人数が多いと、素人は自信がなくなるような気がします。各自の生活感から判断するということは、デリケートな表現に頼らなければならないと思うので、裁判官の人数が多くバラエティーに富んでいる方がいいのではと思います。
2. 数は、日弁連の基本的な考え(全員一致が原則)がよいと思います。
3. 取調べの可視化、録音・録画を実施すべきでしょう。
4. このような義務づけは、別の意味を生じさせ、別の権威にならないでしょうか。罰金が適切だと思います。市民参加の意義から考えるべきでしょう。良識ある市民としての姿勢を教育の段階で身につけられるよう長期で考えていくべきです。(50歳代)
1. 裁判官と裁判員が対等の立場で意見を交わすためには、プロである裁判官の影響力の大きさを制限するため、裁判官は0人ないし1人がよい。
2. 現行の3人の裁判員では有罪とするために3人中2人が有罪としなければならない。つまり、現行では3分の2以上の多数で有罪とされるのである。それを過半数に引き下げることは反対である。全員一致のみでの有罪、あるいは少なくとも有罪とするためには3分の2以上の多数を要するとすべき。
3. 供述調書は証拠とすることができないよう伝聞証拠の例外を廃止すべき。検察側証拠はすべてを被告・弁護側に開示した上で、被告・弁護側の意見を聴いて、法廷に提出する証拠を決定すること。
4. 守秘義務は課さないこと。かわりに、プライバシーの侵害などがあった場合の賠償義務の範囲を拡大し、認定基準を緩和すること。(50歳代、東京都)
1. 裁判官は2人が限度である。裁判員は6人が最小限度である。
2. 当然全員一致が原則。ただし、全員一致をみないときは、評議をやり直した上で3分の2以上の多数決とする。
3. 録画が絶対条件。
4. 懲役及び罰金刑に反対。どのような評議がされたのか、むしろ知りたい。(60歳代、東京都)
1. 裁判官が2人、裁判員が6人。裁判官の3倍くらい裁判員がいないと、意見を述べられないと思う。
2. 相対的多数で決定すべき。裁判官と裁判員と一緒に議論すれば、多数決で決定してやる方が民主主義的であるから。
3. 特になし。 4. 賛成です。(20歳代、東京都)
1. 社会常識がイコール真実を導くか。裁判官の人数についてはよく検討すべき。
2. 原則全員一致。 3. 可視化は大切と思う。
4. 守秘義務は最重要。特にマスコミ対策(サリン事件でもマスコミが関与したと思う。)(50歳代、東京都)
1. 裁判官は1人で十分。 2. 過半数ではなく、3分の2が必要。 3. 取調べの可視化に大賛成。
4. 罰金で十分。(40歳代、神奈川県)
1. 裁判官の人数を減らし、裁判員を7人以上に。
3. 証拠調べ、陳述、証言の公平(正)性を重視する。
4. 罰金はある程度高くてもよいが、懲役は強すぎると思う。(70歳代、東京都)
1. 裁判官は1人で裁判員は7人程度は必要だと思う。裁判官3人では、法律に素人の国民はどうしても裁判官の意見に左右されやすくなるので、裁判官の人数は最少とする。また、裁判官は裁判員に分かりやすく説示するため、専門用語などを使用せず、目線を国民レベルに合わせるような努力をしてほしい。
2. 原則全員一致がよい。評議に少々時間がかかっても、裁判員一人一人が納得のいくまで話し合い、少しでも疑いを残さないことが大切だと思う。
3. 裁判員に分かりやすいことが一番大切だとの視点から、取調べ等のビデオテープや録音テープを積極的に導入し、裁判員に公開することが必要と思う。時間的短縮にもつながるのでは?
4. 原則公開しても良いのではないかと。罰則を受ける内容を最小限に限定し、それ以外は公開とすれば、より裁判員制度が広く国民に分かりやすく浸透するのではないかと。 (40歳代、広島県)
1. 多くの立場の人が関わられるように裁判員は7人、裁判官は2人に賛成です。立場によって見方も違ってきますから、人数が多い方が偏らない判断ができると思います。
2. 日弁連、各党でも主張しているように、全員一致がよいと思います。
3. 「書面による記録」よりも可視化するのがよい。画像はたくさんの情報を伝えてくれるので、理解しやすくて確かな判断もしやすい。取調べをする側も、変に疑われなくて済むのではないですか。本当の犯人が無罪になったり、捕まえられなかったりしないように、皆で力を出して治安を守りたいです。

- 4.こんなに厳しくされたらストレスがたまってしまいます。これでは、裁判員にはなりたくない。国民としての義務を果たそうとして、こんな重荷を背負い生活することになるなどぞっとする。犯罪者を裁判するのにどんな秘密が必要なのだろう。正々堂々と言う言葉が死んでしまいそう。(60歳代、東京都)
- 1.裁判員が4人では、余りにも少なすぎると思う。7名~10名くらいが必要だと思います。裁判員の年齢は20歳以上で構わないと思う。裁判官は1名で十分。
- 2.原則として全員一致が望ましい。
- 3.取調べの過程の録音・録画は是非とも必要だと思います。
- 4.懲役刑まで科すのは重すぎる。評議の経過をある程度公開するシステムが望ましい。(50歳代、広島県)
- 1.裁判官の人数を多くする(3人)ことは、税金の使い方、コストの観点からも良くない。裁判員の経験によって、社会に関心を持ち、選挙等にも積極的に関与しようと思うだろうから、裁判員の数はでき得る限り多くして、一人でも多くの国民に裁判員の経験を与えるべきだと思う。10人くらいはいいのでは。
- 2.何らかの形で裁判員の意見が重要視される仕組みが担保されるべきだと思う。
- 3.市民の幅は相当広いので、「分かりやすい証拠調べ」の制度設計においては、過剰なくらいの配慮が必要だと思う。
- 4.罰金で十分だと思う。(30歳代、広島県)
- 1.裁判官の員数は1名に制限すべき。裁判官の員数は、10名程度認められるべきではないか。裁判官と一般市民である裁判員の知識・経験等に基づく発言力の差にかんがみて、相当の傾斜をつけた人数配分でなければならない。
- 2.少なくとも、原則として、全員一致であるべき。厳正な審理を保障するため。
- 3.裁判員への説明のためには、被疑者の取調べ過程の録音・公開など、スライドやVTR等を用いた分かりやすい立証が求められるべき。議論の進行においても、職業裁判官の権限の制限など、何らかの工夫が必要ではないか。
- 4.過度に厳格な刑罰によって、守秘義務を担保することには反対。裁判員に選任されること自体に消極的な影響を与えるので。(30歳代)
- 1.多様な背景(職業、性別、年齢、国籍など)を反映させるために、裁判官1名、裁判員10名前後が必要だと思う。
- 2.全員一致が原則だと思う。特に極刑を言い渡す場合は、全員一致であるべき。一番無罪の場合は、検察側は控訴できないものとする。
- 3.警察及び検察の取調べ、供述調書の作成状況を録画してほしい。
- 4.守秘義務は必要であると思う。(50歳代、広島県)
- 1.一般国民が意見を言いやすくするには、もう少し裁判員の人数を増やした方がよい。特に、公の場での経験が少ない女性には話づらい。加えて、25歳以上という案があると聞いたが、広く意見を求めるなら、20歳以上とすべきである。女性もメンバーに入ると思うが、育児中の人に負担がかからないような方策(例えばベビーシッター支援)などを考えてもらいたい。
- 2.いくら素人だといえども、経験や学習によって、それぞれ意見を出しているはずだ。だから、全員一致が当然だと思う。特に死刑の刑は重く、少数派の意見も尊重してほしい。
- 3.法律用語は難しい。一般国民に分かりやすいような証拠の提示をするよう努力してほしい。
- 4.罰則付きの守秘義務は、国民の負担が大きい。公平さを保つには透明性を高めることが不可欠。検証するためにも、マスコミ等への取材は認めるべきだ。(40歳代、広島県)
- 1.裁判官2人と裁判員8人。裁判員は20歳以上。10人を超えると意見がまとまらなくなることがある。
- 2.評決は全員一致又は定数の3分の2以上。
- 3.刑事裁判では、自白の証拠能力をなくし、犯罪は検察が物的証拠を基本として立証すべき。
- 4.守秘義務は必要と思われるが、違反に対する処罰が厳しすぎると裁判員の負担が重くなる。
- 1.裁判官3人に対し、裁判員4~6人というのは裁判員が少ないと思う。これでは、裁判官の意見が重視される傾向にあると思う。裁判官2人に対し、裁判員6人以上が適当と思われる。25歳以下の意見を取り入れることも必要かと思われるが、社会経験やその他のいろんな面で考え方の幅が狭いのではないか。せめて30歳以上にした方がよいと思う。
- 4.懲役又は罰金刑が決められたとしても、本当に守秘義務が守られるかと思えば、不安に思う。裁判員に選ばれる人間も多種多様なので、裁判員を選ぶ項目の中にもある程度の人間性を認められた人を選んでほしい。
- 1.あまり多数でも意見がまとまらないかも知れないが、6~8人の偶数とし、男女平等の上で半数ずつがよいのではないか。日本でも、民間意見が取り入れられるようになる点と、対話の中に人間主義の精神に立った上での結論が出てくると思う。
- 2.本来なら、全員合議が大事ではないかと感ずるが、時間的なこともあり、過半数評決となるか。しかし、過半数によって有罪、無罪の分かれ目となると、1名違いで人生の方向が変わるので更なる検討を。
- 3.立証も現場、証拠も科学的にと、多岐にわたっての立証も明確に提出し、裁判員も見、検討すべきではないか。
- 4.守秘義務は人権尊重の上で最も大切なこと。(50歳代、山梨県)
- 1.裁判官の人数が多いと、民間人は発言しにくい。 2.全員合議がよい。 3.必要である。
- 4.当然と思う。(山梨県)
- 1.裁判員に対する裁判員の数を2~3倍にすることを望む。そうすると、素人である裁判員の考えが素直に出せるようになる。必ず女性を入れること。
- 2.よく審議することを重視するためには、上のことが大切だろう。
- 3.もっともな意見である。 4.守秘義務が崩れたら公正な裁判はできない。(60歳代、山梨県)
- 1.合計7人は絶対必要だと思う。多すぎても大変だが、7人は必要最低限だと思う。
- 2.全員一致でなくて、過半数は賛成である。 3.取調べのビデオ化は絶対必要と思う。
- 4.当然である。保護司を15年しているが、守秘義務は原則である。(50歳代、山梨県)
- 1.裁判官の員数は3人でよしとするも、裁判員の員数については、検討会の議論をも踏まえて5~6人がよいのでは。
- 3.裁判員の理解、的確な判断ができる立証は絶対必要。 4.賛成。(60歳代、山梨県)
- 1.裁判員の員数は裁判官の員数の2倍から3倍が望ましい。なお、女性を男性と同数に。
- 2.全員が一致ということは大変難しいと思う。また、これを求めると無理が生じるので3分の2くらいにしたらい。裁判官と裁判員に偏りのないようにする。
- 3.事件全体がよく理解できること、証人の証言等は映像を活用してその表情まで参考にできるようにする。
- 4.絶対に必要。
- 1.裁判官3人と市民4~6人では、市民は裁判官に頼ってしまい、本当に真剣に自分で考え自分の意見を対等に主張して討論する中で意思形成していくことは難しいのではないかと。そうなるとせっかくの制度の趣旨が生かせないと思う。裁判官は1名(せいぜい2名)、市民5人以上にするべき。
- 2.過半数でなく、せめて3分の2以上が一致するまで合議を尽くすのが望ましいと思う。
- 3.重要なことだと思う。是非、素人である裁判員が正確に理解できるような工夫をしてほしい。
- 4.守秘義務を課すことはよいが、刑罰については慎重に検討してほしい。
- 1.裁判員制度の目的は、市民(国民)に広く司法を理解し、参加できるものにするところだから、裁判員の員数はもっと多い方がよいと思います。より多くの立場の意見を反映するためにも、裁判員が意見を述べやすくするためにも、裁判官は1人か2人、裁判員は7~10人くらいは必要だと思います。

2. 裁判員制度の意義と、裁判官と裁判員の今のところの人数比を考えると、大体が裁判員の方が多いため裁判員の方は2名以上にするのが妥当だと思います。

3. 裁判員が理解できるものでないと意味がないと思います。

4. 気分の良いものではないけれど、守秘義務は、非常に重要なものなので仕方のないことだと思われます。

1. 裁判員の員数は1人ではない方がいいと思うので、2~3人の中で選んだほうがいいと思います。裁判員の員数が4人は少なすぎると思います。人の一生を決めるものなのでもっと人数を増やしてほしいです。

2. 評決は多くの人の意見が一致しないといけないと思います。

3. 分かりやすい証拠というあいまいな書き方ではなくて、もっと具体的に案を決めておいたほうがいいと思います。調書はビデオを撮っておくなど。

4. 日本は刑の量も裁判員が決めるそうなので、守秘義務はきちんとしたほうがいいと思いますが、はたして有罪で死刑と決めてしまった裁判員が誰にも相談しない精神科などを受診しないのでしょうか。裁判員制度について全然知らない日本人が多いと思います。有罪に決めることが今の日本人にできるのでしょうか。有罪のときは、刑の量定でも裁判員が決めることになるそうですが、突然そこまで決められるのでしょうか。今回この話、ビデオを見て、色々考えさせられました。大きな不安だけが残りました。人の一生、その1人だけでなくその家族や周りの人の一生を決めかねない決断を、はたしてできるのか、分かりませんでした。決断をして有罪、無罪が決めた人の心のケアも考えてほしいと思いました。死刑を決めた人は、その後も誰にも相談できずにいられるのかなど、疑問に思いました。(20歳代、広島県)

1. 裁判官の数に対する裁判員数が少なすぎ、裁判官に圧倒される可能性がある。

2. 過半数では少なすぎで、もう少し3分の2くらいにした方がいいのでは。

1. 裁判官の員数は多くて2人、裁判員の員数は、3倍くらいの6人が良いと思います。できるだけ裁判員の員数は多い方がいいように思います。

2. 過半数は少ないと思います。全員一致というのは難しいと思うけど3分の2くらいは必要だと思います。

3. 裁判員にも理解しやすくすることは大切だと思います。

4. 個人のプライバシーは守るべきだと思うので必要だと思います。

1. もう2、3人いたほうがいいと思います。 2. 3分の2以上が賛成する意見がいいと思います。

3. 賛成です。 4. プライバシーは守るべきだと思います。

1. 裁判官が複数になると、裁判員の方が(私がもしなったら)意見を言いにくい気がするので、映画の中のように7人と1人が良いと思います。

4. それは、言うべきことではないし、秘密にすべきことであると思うので、処せられるという規則は良いと思います。

1. 裁判員の員数は、多い方がいいように思います。色々な意見や、色々な視野から物事を見られる人が、多くいた方がいいと思います。

3. 証人の意見の真偽性を確かめるため本人や、証人の周りの人の意見を聞く機会があれば確信に近づくと感じます。

1. 4人では少し少ない気がする。もう少し多い(6~7人)ほうが議論しやすくなるのではないかと感じた。

4. 裁判員として守秘義務を課すことは当然のことだと思う。(20歳代)

1. 裁判員の員数は、5、6人が良いと思う。しかもそれは、全員ちがう年齢で職業も同じではないほうが良いと思う。

2. 過半数よりも、やはり、全員一致までやるべきだ。そうしないと、真剣に考えず、まあいいかという考えの人も出てくると思うから。

3. だれにでも分かりやすい言葉で、分かりやすくしないと、現実味もへるし、関わりにくくなるとおもうので、証拠は明らかかなものではないといけないと思う。

4. 秘密は守るのが当たり前だ。そこで判決を下される人の人生にかかわることだから、懲役も罰金も与えるのは当然だと思う。

1. 裁判官1~2人、裁判員10人前後(男女比同等で)。 2. 賛成 4. 賛成

1. 裁判官は3人でいいと思うのですが、裁判員は7人以上の方がいいと思います。裁判官だけでなく、国民代表の市民の声、しろうとの声をもっと尊重してほしいと思います。もっとたくさんの方の声を聴いて判決を出すべきだと思います。その人の一生を背負った判決なのだから・・・

2. 過半数は少なすぎると思います。いろいろな見方があるのだから、全員一致は難しいと思いますが、3分の2以上の多数決制とすべきだと思います。

4. この意見には賛成です。個人の情報を得たからといって人に言いふらしてはいけないと思います。(20歳代)

1. 裁判官を3人とするのは、多いと思う。今の制度だと裁判員が4人としているので、裁判官が強くなってしまいう気がする。裁判官は1人又は2人として裁判員を9~12人にした方が平等だと思う。今のままだと絶対平等ではない。

1. 3:4人だと裁判官の意見におされて、裁判員の意見が反映されない気がする。

3. 一度裁判所に裁判を見に行ったことがあるが、最初の話が早口でよくわからなかったりしたので、一般市民が参加するにはもっと整備されたほうがいいと思う。

1. 3~4人だったら、意見がまとまりやすいので、6、7人ぐらいていろいろな意見や考え方が出てくる方がいいと思います。

2. 全員。

1. もっと人数を増やした方がいいと思う。 3. 賛成だと思う。

1. 裁判員を増やした方がいい。市民を3人程度入れた方がいい。

2. 裁判官と裁判員の人数を増やした方がいい。

1. 裁判員の数は10人をこえないくらいでいいと思う。多い方が、たくさんの意見、経験からくる気持ちなどたくさん得られてよいと思うが、10人をこえるほどたくさんいるとまとまらないと思う。

2. 裁判官の賛成は、絶対必要だと思う。ただの裁判員も半分は賛成でないといけないと思う。

3. あんまり法的な専門用語とか使われるとわかりにくいのでわかりやすい言葉で説明してほしい。

4. これは絶対守れないといけないと思う。刑を科せられた人が裁判員とかに仕返しされたりしたら、こわくて裁判員できないと思う。(20歳代、広島県)

1. 人数は少なくとも意見がすぐ決まってしまうおそれがあるのではないかな。人数が多い方が多様な意見が出てくるので、議論していく上では望ましいと思う。

2. 全員一致でなければ正しい判断と言えないと思う。もしえん罪になってしまった場合はどうなるのか。えん罪になった被告人のその後の人生(生活)は100%保障されるのだろうか。特に、社会的立場など。

3. 的確かつ明確な判断ができるように立証を行わなければ、裁判員が証拠内容をあいまいに捉えがちになると思う。そして、さらには、はっきりとした意見を述べることができなくなるのではないかと感じる。

4. 裁判官の意見(軽はずみの言動)が禁止されていることを中学校で学んだが、それと同じように、事件を裁く者に違いないので、この座長ペーパーは妥当だと思う。(20歳代、広島県)

1. 裁判員の方が圧倒的に立場が弱いので、市民の比率を増やすべき。

2. 妥当です。ただし、全員一致にこだわりすぎることによって裁判員にあまりにも大きな負担をかけることはやめるべき。もっと柔軟な対応を心がけるべき。

3. 妥当です。ぜひ取調べの様子をビデオに残しましょう。プレゼンテーションもビジュアルで分かりやすいものを、そして、裁判員への配慮も十分に。

4. 裁判員等の守秘義務は厳しすぎず、軽すぎず、制定してほしいと思う。裁判員の権限は、一時的なものであり、あ

まりもの多くの守秘義務を課すべきでない。(10歳代)

1. 市民の数はもっと増やした方がいい。 2. いいと思います。 3. いいと思います。

4. いいと思います。(20歳代)

1. 裁判官は2人、裁判員は6、7人。 2. 賛成。 3. 賛成。 4. 賛成。

1. 裁判官は1人、裁判員は8人。 2. 賛成。 3. 賛成。 4. 賛成。

1. 裁判員の人数が多い方がいいと思うので(意見も言いやすいし)これくらいがいいと思う。

2. いいと思う。やはり1名以上じゃないと納得できないと思うので。

3. いいと思う。 4. こういうことも必要であると思う。

1. 裁判官は3人でもよいが、裁判員は人数が多い方がいい。あまり数人の意見だけで評決するのもよくない。

4. よいと思う。秘密を漏らすことで刑に影響してくると思う。

1. 賛成。 3. 裁判員が理解しやすいような立証をしてくれると安心する。

4. よく分かりません。(10歳代)

1. 裁判官の人数が多いと裁判員の意見が影響を受けやすく裁判官の意見に引きずられる。

2. 過半数では不十分。

3. 法律の専門用語などできるだけ避けて一般市民に分かりやすい表現が必要。

4. 審議の内容を外部の者に口外することは許されるべきではないことは明らかであるが、これを罰則で禁じなければならぬのは恐ろしいことだが、現時点ではやむを得ないのでは。(70歳代、広島県)

1. 裁判員の数は5、6人がいいと思う。深い議論ができるだろうから。

2. 全員一致というのはいつまで時間が経っても難しいのでは。だから、過半数でもよい。

3. そうすべきである。一般より選出するのだから、分かりやすさは何よりも重要だと思う。

4. プライバシーは守るべきだ。

1. 4人では少ないと思います。裁判官が多いと、圧倒されると思います。年齢、性別も偏るのはいけないと思います。それから、裁判員も多すぎると、意見が言いにくいので、8人くらいがいいと思います。

2. 数字だけでは決めるのではなく、中身なども決めるための要素に入れた方がいいと思います。早く決めて終わりたいからといって、票の重みが変わるようではいけないし、票を操られるようではいけないと思います。だから、数だけで決定では危ないです。

3. 言葉は分かりやすい方がいいと思います。流れのレジユメみたいなものもあれば理解しやすいと思います。

4. 何かしてはいけないことに対して、刑がなければ取り締まらなくなるのでいいと思いますが、マスコミなどがその罰金を払うから教えてくれと言いたいので、お金ではない解決法が必要だと思います。(20歳代)

1. 特にありません。 2. 特にありません。 3. なし。 4. なし。

1. 裁判官は1人でいいと思う。裁判員は6人~7人。 2. いいと思う。 3. いいと思う。

4. いいと思う。(10歳代)

1. 裁判官は2人くらいでいいと思います。

1. 裁判員は8~10人くらい必要だと思う。

1. 裁判官は1人でいいと思う。ほとんどの人は裁判官が偉いと思いこんでいるので、意見が言えない。裁判員は多い方がいい。違う世代の人がよい。

3. 実物(ビデオ等)が必要。 4. 賛成。

1. 賛成。 2. 賛成。 3. 賛成。 4. 賛成。

1. 裁判員の員数はもう少し多い方がいいと思います。

2. 合議体の過半数の賛成で決めるべきだと思います。

3. そう思います。法律や裁判についての知識のない人々に分かりやすく説明してほしいです。

4. 賛成です。裁判に関わった以上、守秘義務はあると思います。(20歳代)

1. 裁判官は少なくとも2人。裁判員は5、6人。 2. 賛成。 3. 賛成。 4. 賛成。

1. 人数が多い方が、いろんな意見が出て、検討しやすいと思う。しかし、多すぎるのもたくさんの意見が出すぎて検討しにくいと思うので、6~10人くらいの方がよいと思う。

2. 全員一致がよいと思うが、反対意見が出た場合、反対意見の人が納得できているなら過半数でよいと思う。

3. 供述風景は録画などしてほしい。(20歳代)

1. 多ければ多いほど、より意見が聞けるが、まとまりにくくなると思う。

2. 結局は、多数決のような気がする。最初は、いかに反対の人を自分の意見に言いくるめるかみたいな感じがする。

3. 専門用語などは、身近な言葉など、例などを含めると分かりやすいと思う。

4. 守秘義務は必要なので、しっかりと決まりがあるといい。(20歳代)

1. 裁判員は、裁判官に意見を言いにくいと思うので、もっと増やしてもいいと思う。

2. 賛成です。裁判員について知識や経験もある人と一般の人の1名以上が賛成しないと、どちらかに偏ってしまうのはいけないと思うから。

3. 賛成です。 4. 秘密を漏らさないように徹底されるべきだと思う。(20歳代)

【設問様式その2に対する意見】

1. 裁判官の数に対し、裁判員の数が少なすぎると思います。裁判官の意見に安易に左右されないだけの人数が必要と考えます。裁判官の3、4倍の人数が必要と考えます。

2. アメリカの陪審員制度と同じく、全員一致が原則と考えます。安易に多数決を行うべきではないと思います。

3. 管轄区内の選挙権所有者とすべきです。年齢層も多岐にわたるよう、抽出について考慮する必要があります。

これは性別についても同じように考えます。管轄区内の年齢構成、男女比を元に選ぶべきです。

4. 誰にでもわかるような形で提示されることが望ましいと思います。

5. 守秘義務については必要と考えます。上告などにより、数回にわたる裁判においてはなおさら必要と思います。違反者に対してある程度の刑を処するよう、規制するべきだと思います。

1. 裁判官は1人または2人、裁判員は9人から11人が適当であると考えます。井上座長案では「裁判官は3人、裁判員は4人。裁判員は5人または6人とするのも今後検討」とありますし、「現行の裁判官構成が3人であり、裁判員制度導入後も裁判官のみの評議体とのバランスをとり、裁判官3人、裁判員は数人が適当」との考えもあるようです。

しかし、裁判員制度が現行の制度とは異なる新しい制度である以上、現行の人数に拘る必要はありませんし、現行の制度に足並みを揃えるのであれば、新制度の存在意義が剥奪されます。「裁判官と裁判員が協働し、裁判に広く一般市民の健全な社会常識を反映させる」という、審議会意見書の精神を具現するためには、市民が裁判官の面前で躊躇せず裁判官と対等に発言できる雰囲気が必要で、市民が単に「飾り」でなく実質的に評議に参加するためには、上記の「裁判官1人または2人、裁判員は9人から11人」が適当であることは、明白です。

2. 有罪の評決には、「合議体の全員一致」を原則とする。長時間にわたる、かつ、何度採決しても全員一致にならない場合に限り、例外的に「5分の4」の特別多数に緩和することを認めるのが適当であると考えます。井上座長案では、「合議体の過半数で決し、かつ裁判員・裁判官いずれかのみ賛成では不可」とあります。しかし評決が安易に流れて評決までの評議プロセス内容の質が低下することを防止し、「合理的疑いを超える証明力」の必要性を満足し、「疑わしきは、被告人の利益に」という刑事訴訟法の大原則を貫徹するためには、「全員一致」が絶対に必要です。

3. 裁判所の管轄区域内の衆議院議員の選挙権を有する、年齢20年以上の者が適当であると考えます。井上座長

案では、「衆議院議員の選挙権を有する、年齢25年以上の者」とあります。「選挙権を有する程度の者では、裁判員としての任務を果たせない」のでしょうか？「選挙権の行使は、裁判員の任務よりも軽いこと」なのでしょう？「選挙」と「裁判員の任務」に年齢差を設ける意義は認められません。日常の経験から「社会常識」を考えるに、年齢25年に達していなくても「市民的社会常識」に通じている人もあり、年齢25年の2倍以上に達していても常識外れの人もいます。年齢の区切りを何歳に設定しても、個人差は多少なりともあるでしょう。裁判員の年齢制限を高くし「年齢50年以上」とした方が人生経験が豊かで妥当な解決が得られるのでしょうか？そうではありません。老若男女、多様な職業の裁判員達が評議に参加し、若さならでの、人生経験が豊富だからこそ、それぞれの感性と判断で、様々な視点から様々な考えを忌憚無く戦わせることが、「広く一般国民の健全な社会常識を反映させる」「広く一般国民が主体的実質的に裁判に関与する」という意見書本来の趣旨を実現する道なのではないのでしょうか？裁判員の年齢を25年以上にすることは、理由がありません。「年齢20年以上」にして下さい。

4. 裁判員制度の前提条件として、「取調べ状況は、弁護人立会いの下で全プロセスをビデオ録画化・録音化」して下さい。「被疑者が安心して本当のことを言うためには、録画化・録音化はむしろ障害となる」との見解があるようですが、大きな冤罪事件がいくつも存在すること自体が、現行の密室取調べの問題点を示唆しています。有罪証拠の捏造・無罪証拠の隠滅が問題となった事件もありました。自白をする覚悟の被疑者が、録画化を拒むでしょうか？否認する被疑者も、「自白していない」ことが明らかになった方が自分の意思が貫徹できて良いのではないのでしょうか？録画化を反対する意見には、理由がありません。「可視化のみならず、捜査全体を考えなければならないから、可視化は難しい」との意見も聞いたことがあります。録画化を真剣に神聖視すればこそ、「公正な証拠の獲得」が重要になり、可視化を実現するべきだとの考えに至ります。「裁判員制度の一場面としてのみならず憲法上当然に、取調べ状況の可視化が保証されるべき」とも言われています。少なくとも、裁判員制度を運用していく上で、裁判員が証拠を安心して信頼でき、安心して判断できるために、冤罪防止のために、「取調べ状況の、弁護人立会いの下で全プロセスビデオ録画化・録音化」は、絶対に必要です。

「公判手続等」について、裁判官は、裁判員に対して裁判員の心構えや、刑事訴訟法の大原則、任務内容等を、公開の法廷で「分かりやすく説示」することを、具体的に明文で定めて下さい。評議に入る前に、裁判員のみに対して密室的説示があったのでは、手続が十分透明とは言えません。裁判所はどの評議員の裁判員に対しても公平に、十分分かりやすく説示をしなければ、「裁判官に十分な説示を受けなかったために、判断を誤った。評議で十分に自分の力を発揮できなかった」と、裁判員は生涯悩み苦しむ事になりかねません。もしもその様な事態が生じれば、当事者にとっても裁判員にとっても、国全体として裁判員制度が正しく機能しているとは言えなくなってしまいます。「法律の素人である市民の健全な常識を反映させる」新制度ですから、裁判員は毎回、全員、不慣れなのが当然です。裁判員の市民が安心して任務に臨めるように、十分な説示を希望します。

「裁判員出頭の確保」については、裁判員就労につき、すべての職場において例外や抜け道無く、「公休扱い」になるように、明文で定めて下さい。「年次有給休暇の費消ではなく、公休扱い」と。井上座長案には、「必要な範囲で裁判員休業ができるものとする」「事業主は裁判員休業の申出や休業につき、不利益な取り扱いをしてはならない」とありますが、この規定をプログラム規定ではなく、「裁判員の具体的権利」として明文で定めて下さる様、希望します。労働基準法等が、一週あたりの就労時間、サービス残業、賃金等、現実の運用においては絵に描いた餅の状態であることは、公務員以外の社会人ならほとんど全員が経験しています。雇用者と被用者の力関係は、現在の社会の経済状況においては、決定的に雇用者が優位にあり、本来ならば守られるはずの被用者の最低の権利さえも守られていない現状です。裁判員制度が導入されても、「忠誠心があれば、裁判員就労よりも会社を選ぶはず」との踏み絵が暗黙裏に実施されれば、裁判員制度のスムーズな運用に支障を来すのみならず、市民の権利が侵害される結果となります。被用者の立場は圧倒的に弱いですから、「裁判員に選ばれた市民の、裁判員就労を妨害した雇用主に対する罰則」を決めて頂きたいです。罰則があっても、「妨害の事実を訴える」という道を閉ざされる危険性も十分に予測し得ますので、この点も併せてお考え下さい。

1. 裁判官3人、裁判員4人とする制度には反対する。一般的に、裁判員は裁判官の3倍の人数でなければ裁判官の意見に引き込まれるとされている。また、裁判官3人というのは、裁判官という知的資源を効率的に配分していない。2人以内で十分である。そうすると、裁判官2人以上、裁判員6人以上というのが適切と考える。

2. 裁判員と裁判官の合議体の過半数でよいという意見には反対する。「疑わしきは被告人の利益に」の考え方からしても、原則として全員一致とすべきである。

3. 裁判所の管轄区域内の衆議院議員の選挙権を有する者であって年齢25年以上、又は30年以上のものとするべきと考える。この点、選挙権と同様に解して成人していれば良いとの意見もある。しかし、選挙権は単に議員を選出するものであって、選挙人が自ら政治的決定をするという直接選挙制ではない。これに対して裁判員になるということは自ら事実認定という複雑な作業に主体的に参加するものである。とすれば、選挙権以上の年齢的絞りをするべきである。また年齢20年では学生も多く含まれるが、やはり社会人経験を経たものが参加する方がベターと思われる。

4. 裁判員制度をとる以上、分かりやすい証拠調べは必要不可欠である。特に、警察官による被疑者取調べでは、密室の中で威圧的で強引な取調べがなされていると言われているから、取調べの可視化のため録音・録画などをするのはむしろ当然といえる。

5. 裁判員に守秘義務を課し、そのために罰則規定を設けることには賛成する。公正な裁判は国民の知る権利より優先する。また、守秘義務は「秘密を漏らさない」という不作為を義務付けたもので、義務の遵守は極めて容易である反面、義務違反の効果は大きいのである。

6. 報道の規制については法令上の規制を加えるべきである。自主的ルールが完全に尊重されるほど報道機関が自己統制できるか疑問である。日本に限らず報道機関は、その本質からして「特ダネ」とされる事項を入手しつつ発表しないということはできないものと推測される。

1. 裁判官が3名、裁判員4人では、市民から選任された裁判員はお飾りでしかありません。専門的な知識を有した裁判官同士で審議が進められてしまいます。市民が裁判官に気後れせず、自らの体験等に基づき活発に議論するためにも、裁判員は裁判官の3倍以上必要です。現在の制度を基準に考えられた発想であり、裁判員制度導入の趣旨を全く理解していない、市民を信用していない現れです。

2. 少数意見の中に重要な視点があることは、一般的な市民生活等の中では少なくありません。少数意見を尊重した議論が進行されるためには、市民の主体的な議論が進むよう援助することこそが、裁判官の重要な役割だと思います。議論がまとまらないからといって安易な採決により評決をとらないようにしなければいけません。評決は原則として全員一致とすべきです。

3. 選挙権を有する20歳以上とすべきです。25歳とする理由が不明です。

4. 代用監獄が残され、密室における取調べ、調書裁判が行われるならば、裁判員制度は全く意味がありません。取調べの可視化、直接主義、口頭主義を徹底する必要があります。

対象事件については、すべての否認事件を対象とするべきです。市民の発想、常識を取り入れた裁判を実現する目的であるならば、否認事件こそ裁判員制度を導入する必要があります。(男性、40歳代、愛知県)

1. 裁判官の員数は1人または2人とし、裁判員は9名以上として下さい。裁判に国民の社会常識を反映させること、司法の国民的基盤の確立、裁判員が気後れしない発言でき、裁判員が主体的・実質的に参加できる環境づくり等のためには、裁判員は多数必要です。裁判官は、裁判員が事実認定と量刑に関与するのでより慎重に行われるようになること、現在多くの事件で法律判断は1人の裁判官が責任をもって行っており判事は1人又は2人で行うことが十分可能であることから、1人又は2人で十分です。

3. 裁判員は、裁判所の管轄区域内の普通地方公共団体の議員の選挙権を有する者とすべきです。裁判員となる人の年齢を選挙権より引き上げなければならない理由はありません。

1. 裁判官3人に対して裁判員4名ではどうしても裁判官の意見に傾きがちなと思うので裁判員を増やすべき。
 2. 評決を過半数で決定するのは不適當。差が1しかないとすればそれだけ意見が分かれていると考えるのが自然。
 3. 年齢が25歳以上の根拠が不明である。選挙人名簿から選ぶのであれば20歳以上とするのが適當だと思う。
 4. 証拠は全面開示が基本だと思う。
 5. 守秘義務について刑事罰を科すのは絶対反対である。開かれた裁判制度を標榜するのなら、そもそも裁判は公開が原則であるのだから、守秘義務についてのこの規定はおかしい。行きすぎである。選ばれた裁判員が守秘義務の範囲をどのように考えるのかは人によってちがうはず。それとも法廷で「この部分は守秘義務に相当します」とでもいうのだろうか？ 裁判員の経験を話したくても、この刑事罰を恐れて話せないのではないか。
 6. 報道規制は抽象的であり、国民の知る権利・報道の自由に抵触しないのか？ 偏見を生ぜしめる報道とは何なのか？ そもそもそういう発想が偏見である。メディアリテラシー教育も進んでいるのであるから、さまざまな情報のなかから個人が判断できるようにすることこそが必要なことである。
- 裁判員制度自体に反対するものではないが、今出されているような案では、積極的に裁判員として裁判に参加する気になれるかどうかかなり疑問である。仕事があれば、公務による有給休暇の取得は労働基本法に定められた権利だとしても、行使できるのだろうか？ 慎重な議論を求めます。(女性、30歳代、京都府)
1. 裁判官は1人あるいは2人で、裁判員は9名以上が必要だと思います。裁判に国民の社会的常識を活かし、司法の国民的基盤の確立と裁判員が発言しやすく、かつ、主体的で実質的に参加できる仕組み作りのためには多くの裁判員が必要だからです。裁判官は、裁判員が事実認定と量刑に關与するためにより慎重になること、多くの裁判では法律判断は1人で責任を持って行っているの、合議体の3名でなくとも1名あるいは2名で十分可能だと思います。
 2. 全員一致を原則とし、有罪判決は一定の条件下における3分の2以上の特別多数決が適切だと思います。ただし、死刑判決の場合は、その重大性にかんがみ全員一致とすべきです。
 3. 裁判所の管轄区域内の普通地方公共団体の議員の選挙権を有する者が適切です。
 4. 取調べの段階でその全過程の録画をすることが可視性として欠かせません。取調べの適正化はもとより、裁判員へ供述証拠の信用性をあげると共に分かりやすくすることができからです。
 5. 裁判員の守秘義務は、より限定的に罰則は罰金刑のみにするべきです。この新制度への認知度が低下してしまったり、国民への心理的負担の増加につながるおそれがあるからです。
 6. 日本国憲法の表現の自由の重要性からも報道規制は設けるべきではないと考えます。(男性、40歳代、北海道)
1. 現教育制度の下、裁判員制度導入は慎重であるべきと考えている。どうしても導入するならば、裁判官数 > 裁判員数。
 2. 反対。法律に拘束される裁判官2名が反対していても評決が決まるというのは問題。
 3. 特に異議なし。 4. 特に異議なし。
 5. 裁判員を採用するならば当然。ただし、一般人は法曹に比べると守秘義務の認識が低いのが現状。どのように遵守させるのが問題。(漏れたあとの対処ではなく)
 6. 裁判員制度を導入するならば当然。しかしながら、この点でも裁判員サイド報道サイドに多々問題があり、課題山積と思う。(女性、埼玉県)
1. 裁判官2人、裁判員6人がよい。 2. 3分の2以上の評決をすべし。 4. 捜査の可視化を実現すべし。 5. 罰則は反対。(男性、62歳、大阪府)
 1. 裁判官1人、裁判員5人。 2. 6名(裁判官1、裁判員5)の過半数。 3. 20歳以上とする。 4. 調書の取り方(聴取の仕方)を分かりやすく。ビデオテープを撮っておき、必要に応じて見る、開くこと。
 5. 係属中を除いて規制すべきでない。いわんや、刑罰で脅すのは反対。
 6. 自主ルールでいく。そのルールも国民の裁判批判を制限するものであってはならない。(男性、大阪府)
1. 検察官の手持ち証拠の全面開示と十分な検討・準備期間の保障
 2. 全面開示(検察官の手持ち証拠について) 3. 不要 6. 不要
- 私は基本的に裁判員制度には反対です。陪審の審議には裁判官は参加しない。評決は陪審員のみという考え方が基本です。一步ゆずって裁判員制を認めるとすれば、1~6のすべてについて、日本弁護士連合会が参考として送付した「裁判員制度の具体的制度内容についての日弁連の基本的な考え方」に同意します。(男性)
1. 裁判員制度は陪審制度に変更する。人数は裁判官1名に対し1.2名とする。
 2. 有罪は全員一致でなければならない。 3. 年齢は18歳以上とする。
 4. 取調べの可視化のないものは証拠から排除する。
 5. 裁判は公開であり、秘密や守秘義務は否定される。
 6. 有罪の先入観を持たせる報道は自主的に差し控えるものとし、裁判批判は積極的に歓迎する。(男性、東京都)
1. 裁判官は2人で十分です。裁判員の員数は7人~9人が相当です。
 2. 有罪評決は、3分の2以上の多数決が必要です。
 3. 年齢25年以上の要件は不要です。20年以上であればよい。
 4. 取調べ全過程の録音・録画を実施すべきです。それがなされない段階では、供述調書は立証に供せないものとすべきです。直接主義、口頭主義を徹底すべきです。
 5. 守秘義務を余り広く認めるのは問題です。特に刑罰を科すことは反対です。
 6. 報道機関の自主規制にゆだねるのが本来望ましいが、日本の報道機関の倫理観には信頼性がないので、ある程度の規制はやむを得ないと考えます。(男性、東京都)
1. 少なくとも9人は必要である。 2. 全員一致が原則である。有罪判決は3分の2以上の多数決。
 3. 年齢制限は不要。 4. 座長ペーパーの意見に賛成。 5. 守秘義務は必要である。 6. 報道機関の自主規制にゆだねれば可。(東京都)
1. 「裁判官は1人又は2人、裁判員は9名以上」が適切だと考えます。裁判に国民の社会常識を反映させること、司法の国民的基盤の確立、裁判員が気後れしないで発言でき、裁判員が主体的・実質的に参加できる環境づくり等のためには、裁判員は多数必要です。裁判官は、刑事裁判の中心機能である事実認定と量刑に裁判員が關与するため、より慎重に行われるようになること、法律判断は多くの事件で1人の裁判官が責任をもって行っており、判事1人又は2人で行うことが十分可能であることなどから、1人又は2人で十分です。
 2. 「全員一致が原則、有罪評決は一定の要件の下で3分の2以上の多数決」が適切だと言えます。合理的疑いを残さない立証の必要性、充実した評議の確保等の観点から、評決は原則全員一致とし、有罪の評決は、一定の要件(一定時間経過後又は投票を数回繰り返しても意見の一致をみないとき)の下で3分の2以上の多数決制とすべきです。ただし、死刑を言い渡すときは、その重大性にかんがみ全員一致を要するとすべきです。
 3. 「裁判所の管轄区域内の普通地方公共団体の議員の選挙権を有する者」が適切だと言えます。裁判員となる人の年齢を選挙権より引き上げなければならない理由はありません。成人に達した若者の感覚や経験も重要だと思います。
 4. 取調べの可視化(取調べ全過程の録音・録画)を実現することが必要と考えます。取調べの可視化は、取調べの適正化とともに、(裁判員裁判における取調べ状況のわかりやすい立証に資するものです。供述調書の信用性等につき、「その作成状況も含めて、裁判員が理解しやすく、的確な判断をすることができるような立証」の方策として最も適切なこの制度を、裁判員裁判導入を契機にぜひとも実施すべきです。
 5. 「守秘義務はより限定的に、罰則は罰金刑のみにするべきであると考えます。裁判員制度という新制度の実態について、国民が知り、事後的に検証する利益(国民の知る権利)及び国民の心理的負担と、保護されるべき利益の調和の観点から、守秘義務はより限定的に、罰則は罰金のみとすべきです。

6. 報道規制規定は削除すべきであると考えます。報道の規制は、報道機関の報道の自由(表現の自由)の重要性にかんがみ、報道機関の自主規制にゆだね、法令上規制する規定は設けないこととすべきです。(女性、40歳代、北海道)

1. 裁判官の員数は3人以内。 2. 日弁連の基本的な考え方の方がよい。 3. 座長ペーパーの案に賛成。
4. 座長ペーパーの案に賛成だが、取調過程の録音・録画は実現すべきである。 5. 日弁連の考え方に賛成。
6. 座長ペーパーの案に賛成。(男性、東京都)

1. 裁判官は1人又は2人、裁判員は9名以上が適切だと考えます。裁判員が気後れしないで発言でき、裁判員が主体的に参加するためには、裁判員は多数必要です。裁判官は、法律判断は多くの事件で1人の裁判官が責任を持っており、判事1人又は2人で行うことが十分可能であることなどから、1人又は2人で十分です。

2. 全員一致が原則、有罪判決は一定の要件の下で3分の2以上の多数決が適切だと考えます。ただし、死刑を言い渡すときは、その重大性にかんがみ、全員一致を要するとすべきです。

3. 裁判所の管轄区域内の普通地方公共団体の議員の選挙権を有する者が適切だと考えます。裁判員となる人の年齢を選挙権より引き上げるべきではないと考えます。

4. 取調べの可視化(取調べ全過程の録音・録画)を実現することが必要と考えます。取調べの可視化は、取調べの適正化とともに、裁判員裁判における取調べ状況の分かりやすい立証に資するものです。供述調書の信用性等につき、「その作成状況も含めて裁判員が理解しやすくて確かな判断をすることができるような立証」の方策として最も適切なこの制度を裁判員裁判導入を契機に是非とも実施すべきです。

5. 「守秘義務はより限定的に、罰則は罰金刑のみに」するべきであると考えます。

6. 報道規制規定は削除すべきであると考えます。報道の規制は、報道機関の報道の自由(表現の自由)の重要性にかんがみ、報道機関の自主規制にゆだね、法令上規制する規定はもうけないこととすべきです。

ろう者が裁判員となった場合は、手話通訳者の同行を許可してください。また、公的機関からの派遣のみを規制せず、基本的にろう者が望む手話通訳者の同行を認めるべきと考えます。手話は、年齢、教育、環境によって個々違います。ろう者と手話通訳者が100%通じる必要があります。そのため、ろう者自身が望む手話通訳者が適切と考えます。(女性、北海道)

1. 6人～9人とすべきである。裁判官の数の2～3倍は必要。 2. 座長ペーパーに同意。

3. 具体的に実効性のあるものにする。 4. 座長ペーパーに同意。

5. 立法までする必要はない。自主的ルールでよい。

【設問様式その3に対する意見】

1. 被告人に十分な準備期間を保障することが必要であり、日本にありがちな裁判の長期化を防ぐためにも事前の入念な準備はなくてはならないと考えます。

2. 全面開示を徹底するべきであると考えます。

3. 当初の意図とは異なる目的への使用について、罰則をつけない方がよいと思います。それが将来的に正当な目的として使用される可能性がないと言えない以上、安易な罰則規定はない方がよいと考えます。

4. 黙秘権は実質的に保証されるべきと考えます。制限を設けるべきではないと思います。

5. 弁護士と被告人が十分な打合せができるよう、現在行われているような無用な勾留は即止めるべきと考えます。保釈の制度を押し進めるべきです。

6. 訴訟指揮は規定するべきではないと思います。(女性、30歳代)

1. 準備段階での事件の争点及び証拠の整理を迅速に行うこと自体には賛成する。もっとも、この点はすぐれて当事者の意思次第であって、制度としてどのようなものになるものではない。この点、司法修習生の立場からは、模擬弁論準備の機会を増やすなどして、弁論準備の訓練を繰り返すべく考える。

2. 検察官手持証拠の開示拡大には賛成する。問題は、請求の要件となる「一定類型の証拠」「一定の要件」の具体的な内容である。実際にはほとんど開示請求できないような厳格な要件は避けるべきであって、やや緩やかな要件にすべきである。そもそも検察官がどのような証拠を有しているかを弁護士側が知ることは困難だからである。

3. 目的外使用の禁止については原則として賛成する。罰則もあってよいと思う。しかし、「当該被告事件の審理の準備以外の目的」で使用する必要がある場合もありうる。例えば、被害者との示談交渉などである。このように正当な事由による場合には例外的に目的外使用を認める規定を設けるべきと考える。

4. 準備手続後に争点と異なる主張や新たな証拠の取調べを請求することの原則禁止には賛成する。ただし、実際にこのような主張や取調べが必要な場合は比較的多数見受けられるところであり、緩やかに例外を認めるべきである。

5. 保釈については被疑者にも認めるべきである。被疑者と被告人で取扱いを異にする合理的理由はない。

6. 出頭命令を受けた訴訟関係人の不出頭に対する制裁規定については賛成する。出頭命令を受けた訴訟関係人の出頭はある意味国民の義務であり、正当な理由なく不出頭を繰り返すと訴訟遅延の原因となる。一方、命令不遵守に対する制裁規定には反対する。たとえば、「事件に関係のない事項」にあたるか否かは判断が微妙であり、制裁規定が存在することで弁護士が尋問などの訴訟活動を萎縮してしまうおそれがある。(男性、20歳代、滋賀県)

1. 十分な準備期間を保障してください。被告人の防御権を保障しつつ、連日的開廷、充実かつ迅速な裁判を実現するためには、十分な準備期間の保障が不可欠。

2. 検察官手持証拠の原則全面開示を制度化して下さい。連日的開廷、被告人の防御権の実質的保障のためには、原則全面開示を前提とした十分な証拠開示が必要不可欠。

6. 命令不遵守に対する新たな制裁規定等は設けしないで下さい。弁護士不出頭に対する新たな制裁規定等は設けしないで下さい。訴訟指揮権の行使は当事者の信頼関係を基礎として行われるべきであり、近年、当事者の命令不遵守や不出頭で深刻な対立が続いて訴訟遅延となった事例はほとんど無く、新たな制裁規定等は不要。(女性、30歳代、京都府)

【その他、日本弁護士連合会作成の用紙に記載されて寄せられた意見】

法律の専門家である裁判官は、法律の面で事件なりを誘導して行って、市民生活の専門家である裁判員が日常的な意識の中で事件をみられたらよいと思う。様々な資格を持っている人や、行政・司法に関わっている人たちは、一般の人と意識的に離れやすいと思うし、特別視されやすく、しやすいと思う。ただ、やはり無作為に選ばれた人たちが真剣に裁判に積極的に関わってくれるかどうかはすごく疑問であり、それに関するバックアップも必要だと思う。もっと積極的に国民に宣伝したり意見を求めることが重要だと思う。メディアを有効利用(利用されないように)したら、国民の理解も深まるし、問題意識も高まるのではないかと。裁判官のレベルアップも重要なのだと、今回のディスカッションで分かりました。(女性、20歳代、神奈川県)

私も「あなたの声」の中の意見に賛成いたします。私は、諸外国での裁判員制度の内容や現状はよく分かりませんが、今、日本では、市民不在の密室的なものを感じています。新しい制度で市民参加が増えれば、もっとたくさんの市民、国民が裁判というものを理解し、真剣に考えることができるようになると思います。(女性、60歳代、神奈川県)

導入するのであれば、20歳以上が対象となるべきだと思う。刑事裁判の量刑の重い事件は、精神的負担が大きい。法廷に市民感情が反映されるのでよい制度と思う。多数決は絶対認めてはいけないと思う。

実施までには、まだ、十分な議論や啓発活動が必要だと思います。(女性、50歳代)

裁判員の人数が少ない案など、市民へ余り目を向けていないのではないかと。市民を信用していないのでしょうか。(男性、20歳代、神奈川県)

【弁護士から寄せられた意見】

【設問様式その1に対する意見】

1. 裁判官の数は、1人又は2人でよい。裁判員の数は、9人以上がよい。
 2. 全員一致がよい。
 3. 証人尋問を主として、裁判員に書面を読ませないようにしてほしい。取調べ段階で、自白を強要されたかどうかなど、被告人の供述調書の信用性などが問題となるときは、取調べ状況のビデオやテープで、自白の強要の有無を立証してほしい。
 4. 死ぬまで懲役を含む刑罰を科せられる守秘義務を負うのは負担が大きすぎる。裁判員休業制度など、会社を休める制度を整備して欲しい。育児中、介護中の人には、託児所やデイケアサービスの準備、育児・介護費用の補償をして欲しい。仕事を休まなくても済むように、土曜や日曜にも開廷して欲しい。裁判員候補者になったときは、たびたび出頭しなくても済むよう、選定方法などを工夫して欲しい。(男性、60歳代、愛知県)
 1. 裁判員の数は9~12人くらいとすべき。職業裁判官が3人とすれば、裁判員の数を9~12人くらいとしなければ、裁判官に引きずられて、独自の、主体的意見を出すことが期待されない。裁判員の数を4人とする意見などはナンセンス。制度失敗となることは明らか。
 2. 評決は5分の4くらいとすべき。過半数ではダメ。拙速裁判に陥る。裁判員については全員一致を追求すべきである(素人であるがゆえに)。
 3. 供述調書 - 伝聞証拠についての証拠調べは原則採用すべきではない。例外を厳しく限定すべき。迅速裁判を求めはいけない。
 4. 刑罰はすべきではない。裁判員になり手がなくなる。(60歳代、京都府)
 1. 裁判員の数は、裁判官の員数の3倍程度は必要と考えます。
 2. 原則としては、やはり全員一致が望ましい。
 3. 座長ペーパーの具体的内容が必ずしも明確ではないが、取調べの可視化(録画)の実現に関連するものであれば、その点(限度)でよいと思う。
 4. 守秘義務は必要と考えますが、刑罰による強制は絶対に避けなければなりません。(男性、東京都)
 1. 裁判官2名+裁判員5名が適切である。
 2. 単純多数決制でいいが、裁判官と裁判員を区別すべきではない。なお、自白の任意性、違法収集証拠の排除について、裁判員は関与すべきでないといわれる点にこそ、真の問題が潜んでいることを認識すべきである(この問題についての質問項目がないのは、本日のシンポのテーマとの関連でも大いに問題であると思う。)
 3. ビジュアルな立証方法を考慮すべきである。 4. 厳しすぎる。
 1. 裁判官の影響力が裁判員の影響力よりも大きいのは明らかであるから、各人の意見を十分反映するため、裁判員の数を多くするのは当然である。しかし、裁判官は、事実認定のプロであり、誤りのない裁判の実現に寄与したことは確かであるから、3人が適当である。また、裁判員の数は、多すぎると統一的意思形成に問題が生じかねないので、裁判官の倍の6人が適当と考える。
 2. 全員一致の意見は事実上困難であるから、多数決はやむを得ない。しかし、有罪認定には合理的疑いを超える証明が必要であるから、3分の2以上とすべきではないか。
 3. 取調べの可視化が必要と思われる。
 4. 守秘義務は、他の裁判員、裁判官の独立の見地から必要と思うが、構成要件を厳格にし、過度な制裁とならないよう配慮すべきである。(20歳代、東京都)
- 【設問様式その2に対する意見】
1. 合議体については裁判官は3名である必要はない。2名で十分である。裁判員は裁判官の3倍の数にすべきである。現在の実務では3名の裁判官の合議体では未特例判事補が入っていることもあり、戦力外ともいうべきであるし、右陪席は単独事件をもっているのもこれも実質的には勢力がそがれている。小職が元裁判官としての体験で申しています。また現在も刑事事件は増加している。したがって裁判の迅速化のためには、裁判官の数を減らして機動的にすべきである。たとえば6名の裁判官のいる地裁なら、2名にすると3つの裁判体が構成でき処理能力も高まる。
 2. 評決は原則全員一致。有罪とする場合は3分の2の多数決として、評議を尽くし真剣な議論が制度的に保障されるべきです。
 5. 裁判員の守秘義務に対する刑罰を厳格化すると、制度実施前から萎縮効果を生み、裁判員制度の定着化を阻害する。
 6. マスコミの報道規制も削除すべきである。萎縮効果を生むからである。裁判員制度の定着化という大目的を忘れてはならない。
- 刑事裁判の充実迅速化の方策として、弁護士に対する立証活動の制約や訴訟指揮権に関して規制を意図しているようであるが必要はない。問題事例が現実に無いにもかかわらず、裁判所の権限強化は不当である。国選弁護士で留置されている警察署まで片道1時間かけて面会に行き、それもさみだれ式の追起訴をされ、そのたびに面接に行き3回にも及ぶという弁護士活動をしている。国選弁護士報酬が6万円程度で面接に合計9時間必要で、記録の閲覧時間も考えると国選弁護士は弁護士の犠牲のうえに成り立っている。このような現実を無視して、裁判所の都合を優先した処理手続の迅速化を意図するのであれば、国民から刑事裁判所への信頼は得られにくいであろう。折角の裁判員制度により刑事裁判が国民に身近になることを空洞化してはならない。(男性、50歳代、岡山県)
1. 裁判官3人は基本的に賛成である。ただし、裁判員の人数は6名程度必要と考える。一般市民も裁判官に対して自由にもの言えるはずである、という認識を前提するのは誤りである。裁判官は、審理の一方当事者とも言うべき弁護人の意見でさえ時に制限し、これを何ら問題ないと考えている様子が窺われる。裁判員制度においても、裁判官が一般市民の意見を封じてしまうという危惧は、机上のものではない。一人でも多くの一般市民が関与するのでなければ、裁判官はその意見を聞こうとしないであろう。裁判官は基本的に唯我独尊の思想を持っていると考える方が、事実により近いのが、残念ながら現実である。
 2. 座長ペーパーに反対である。有罪の評決については、基本的に全員一致であるはずである。座長ペーパーでは、有罪の場合、とは書かれていないが、有罪の場合も多数決で決することができる、という趣旨であろうか。しかし、多数決で有罪評決をなすという主張は、合理的な疑いを入れない程度に犯罪が証明されなければ有罪に問えない、とする大原則に照らして、到底首肯しうるものではない。原則として、有罪評決は全員一致であるべきであるし、仮に多数決の要素を取り入れるのであれば、3分の2以上などの要件が必要と考える。また、評決に至る審議過程においても、できる限り裁判員の議論が先行するよう、裁判官として注意する旨の規定が必要である。前述のとおり、裁判官の資質に、多くの場合問題有りと認識を出発点とすべきことからすれば、裁判官は基本的に議事進行役としての立場で臨み、裁判員の議論を先行させるべきである。
 3. 座長ペーパーに反対である。なぜ、25歳とされるのか理解に苦しむ。若年者は、かかる判断の能力を有しない、という井上教授の認識が基礎にあるものか?
 4. 座長ペーパーに記載されている点については賛成である。ただし、取り調べの可視化を盛り込むべきである。少なくとも、現在のような、警察官の要約あるいは作文の形式による調書は証拠採用されてはならないとすべきである。捜査官が自白を得るために、極めて強引な取調べを行い、その結果作成された自白調書の問題性は、これまで縷々指摘されてきているところである。裁判員においてさえ、「調書が前後筋が通っているのは、取調官の手を經る以上、当然のことである」という指摘がされているのであるから、作文としての調書の証拠能力は、基本的に否定すべきである。
 6. 座長ペーパーに反対である。報道が、現在目も当てられない状態にあることは、極めて憂慮すべき事態ではあるが、報道の自由が憲法で保障されている以上、また刑事裁判を目的とする制約が、公共の福祉に照らしても、過度の制約と思われる以上、法で報道規制を設けることは反対である。

1. 裁判員は、できるだけ多い方が良い。 2. 単純多数決。 3. 「座長ペーパー」の内容のとおりでO.K.
4. 裁判員制度と調書裁判は本質的に相容れない。調書の証拠性を否定していくべき。
5. 適正な情報利用は認めるべき。
6. 報道規制は絶対に必要。報道の自由の名のものと迷惑行為はなはだしい。(男性、30歳代、大阪府)
1. 裁判官が3人も入れば、市民が自分の意見を言うことは困難。裁判官は1名、裁判員は9名以上必要。
2. 全員一致を原則とし、3度の評決でも一致しなければ4分の3の特別多数決
3. 20歳になれば成人。選挙ができる(投票)のに、裁判員になれないのはおかしい。
4. 取調べの可視化、弁護人の立会権等を取り入れて、理解しやすい、的確な判断をすることができる制度とすべきである。取調べの可視化、弁護人の立会権等を取り入れて、理解しやすい、的確な判断をすることができる制度とすべきである。
5. 一定の制限(判決まで、あるいは事項を限って)はやむを得ないが、罰則は罰金刑にとどめるべき
6. マスコミの自主的ルール策定にまかせるべきである。
1. 裁判員は1人又は2人、裁判員は9名以上。裁判に国民の社会常識を反映させるには、裁判員が気後れせず発言でき、主体的実質的に裁判に参加できるようにする必要があります。それには裁判員は多数必要です。裁判官は、多くの事件で1人の裁判官が責任をもって行っていることから、1人又は2人で行うことが十分可能と考えられます。
2. 全員一致が原則。有罪判決は一定の要件の下で3分の2以上の多数決。合理的疑いを残さない立証の必要性、充実した評議の確保等の観点から、上記のように提案します。
3. 裁判所の管轄区域内の普通地方公共団体の議員の選挙権を有する者。裁判員の年齢を選挙権より引き上げなければならないという理由はないと思います。成人に達した若者の感覚や経験も重要です。
4. 取調べの可視化(取調べの全過程の録音・録画)を実現すること。裁判員制度導入を機会に是非、実施すべきです。
5. 裁判員等の守秘義務はより限定的に、罰則は罰金刑のみに。裁判員制度の実態を国民が知り、事後的に検証する権利(国民の知る権利)及び国民の心理的負担と、保護されるべき利益の調和の観点から、守秘義務はより限定的に罰金のみとすべきです。
6. 報道規制規定は削除すること。報道の規制は、報道機関の報道の自由と受け手としての国民の知る権利の重要性にかんがみ、報道機関の自主規制にゆだね、法令による規制は必要最小限とすべきです。(女性、50歳代、東京都)
1. 人数は裁判官は1名、裁判員は5名以上。(3名とすると増員につながり好ましくない。)
 2. 裁判は3分の2以上で決する。(過半数では裁判官のみで決定するのと変わらない。)
 4. 証拠調べは連続して行い、後で記録を読まない。(裁判員の負担を減らすため。)
 5. 守秘義務は罰金のみ。 6. 報道規制には反対です。(男性、50歳代、東京都)
1. 裁判官は1ないし2名、裁判員は9名以上とする。裁判員が、気後れすることなく発言ができ、主体的に裁判に参加できる制度とするためには、裁判員は多数必要であり、少なくとも9名以上必要であり、一方、裁判官は、むしろ一人ないし2名で十分です。座長ペーパーは、あまりに裁判員の数が少なく、とても賛成できません。
2. 原則全員一致を明らかにすべきです。合理的疑いを残さない立証、充実した評議の確保の観点から原則全員一致とすべきです。
4. 取調べの全過程の録画、録音等を実現すべきです。裁判員制度になっても、自白の任意性等で延々と裁判を続けるのでは、意味がありません。この取調べ全過程の透明化は、絶対に実現してほしい。
5. 事後検証も必要であり、また裁判員制度の運用の実態も国民が知ることができるようにすべきであり、守秘義務を厳格にすることには賛成ができない。
6. 報道規制は削除すべきです。国民の知る権利を侵害するものであり、報道規制には反対です。報道機関の自主規制で十分です。
1. 論外。裁判官は1人、裁判員は5人以上でない、わずかな意味すらなく、正当化の根拠にのみ利用されることになる。
2. バカバカしい技巧。素人裁判員を誤魔化すぐらいたやすいこと。 3. 無
4. 具体性なし。取調べ状況を完全ビデオ化することは容易であるのに。
5. 裁判員をつとめた人を気の毒に思う。彼らは生涯、秘密警察に狙われているような不安感を持って暮らすことになるだろう。
6. 報道のあり方について、公的規制をすべきではない。
1. 裁判員の人数は、職業裁判官との対等性を確保するためにも裁判官の3倍は必要と考えます。
2. 対象事件が死刑や無期の重大事件を含むことからすれば、特に有罪の評決は全員一致が限りなくそれに近いものとするべきです。過半数で裁判官1名以上、裁判員1名以上というのは、現在の裁判官による合議の結論(裁判官の過半数でも、実質は3分の2による結論)より緩やかなもので問題だと考えます。
5. 6. 裁判員の守秘義務、報道機関の配慮義務は国民の知る権利や表現の自由との関係から極めて限定的に考えるべきである。また、罰則は設けるべきではない。
1. 裁判員制度導入の目的は、裁判に国民の社会常識を反映させること、司法の国民的基盤の確立にある。そのためには、裁判員が主体的に事実認定にかかわることが必要であって、裁判官が事実認定を主導することになってはならない。他方、法律問題に関しては、これまでも基本的に1人の裁判官で対応してきたのであるから、これを増員する必要はない。この見地から適当な合議体の構成としては、裁判官1名、裁判員9名以上とすべきである。座長案には賛成できない。
2. 有罪認定は「合理的疑いを超える」立証が必要である。この原則からすれば、少なくとも誰もが有罪であることを疑わないことが要求されるというべきであり、有罪評決には全員一致によることが必要である。過半数とすることには賛成することができない。
3. 年齢25年以上に限定する根拠は薄弱である。有権者全員とすべき。
4. 供述調書の任意性を争う場合に、密室取調べであるために、取調べ過程の違法の有無の検証が困難である。また裁判の長期化の原因となっている。そのため、取調べ全過程の録画によることが、裁判員制度の導入に当たっては必要不可欠である。座長案は、この点をあいまいにしているが問題である。
5. 裁判員制度の実態について国民が知り、事後的に検証することは国民にとって大きな利益となる。この点からは、裁判に関する言論はできる限り自由に行われるのが望ましい。座長案は、事実認定・刑の量定等に対し意見を述べただけで処罰されることとなっており、国民の知る権利が不当に制約されるものであって、賛成できない。もっとも、当事者のプライバシーに配慮しなければならないのは言うまでもない。懲役刑を含めるのは、不当に重すぎる。また、誰しも秘密を抱えこまなければならないのは心理的負担となるが、懲役刑の罰則が含まれたとしたら、さらにその負担は重くなる。このような事態になったら、裁判員になろうという国民自体がいなくなってしまうことになる。よって、罰金刑に限定すべきである。
6. 刑事裁判は、個人の権利を左右する効果をもつ、重大な権力行使という性格をもつ。かかる権力行使をチェックすること、すなわち自由な裁判批判が、裁判員以外の広範な国民に保障されなければならない。そのためには、報道機関の報道の自由、国民の知る権利が保障されていることが必要不可欠であり、国家の側でこれを規制するような行為は行われてはならない。自主規制によるべきであり、法的規制をおこなうべきではない。
1. 裁判官1名・裁判員9名とすべき。座長案のようにプロの裁判官が3名、市民が4人では、市民が裁判官の影響力に圧倒され、裁判官の判断に依存することになる。実質的な市民の参加にはなりえない。

2. 有罪の評決は3分の2以上。座長案は、員数のところで評決要件とからめて、裁判官1名説をとれないとしているが、裁判官1名以上という要件をはずせば問題がない。無罪推定の原則をより反映させるために有罪は合議体の3分の2以上とすべきである。

4. 取り調べ過程の可視化をすれば「信用性」判断が客観的なものとなる。厳しい争いとなる事件が長期化してしまうのは、供述調書の信用性が大きな争点となり、ここをめぐる攻防が時間を要するからである。むしろ、取調べ過程を録画・録音すれば捜査の適正化をはかり、「信用性」をめぐる対立を緩和することができる。

5. 事後的にまで一律に守秘義務を課するのは行き過ぎである。罰則からは懲役刑ははずすべきである。国民の司法参加を定着させ、発展させていくためには、経験談や情報の交換がぜひとも必要である。座長案は全体として裁判員をしばりつけるものとなっているが、これでは裁判員になることが重くなるだけで、国民に親しみのもてないものになってしまう。

6. かかる一般的な規定をもうけることには反対である。憲法は裁判の公開を定めている。これは傍聴席の公開ということとはもとより、国民の裁判に対する論評の自由までも内包するものである。とりわけ刑事事件は、国家機関たる捜査機関が証拠のほとんどを握る。捜査過程において、その情報の一部を恣意的に流し、世論のなかに犯人像をつくりあげる情報操作をすることが多い。国民のほとんどが、起訴されたときには「有罪」との印象をもつのが実態である。裁判員として選出される国民もこの偏見から無縁ではいられない。ここから裁判が始まる。無罪を主張する被告人と弁護人が、国民のなかに蔓延しているこの偏見を打ち破っていくためには、真実を伝える積極的な言論活動が必要である。報道機関がその主張を取り上げるまでには血のにじむような宣伝の努力が必要となる。ところが座長案では、この被告人・弁護人・さらにはその支援者の表現活動を逆に「偏見を生ぜしめる行為その他裁判の公正を妨げる行為」として禁ずる危険性が高い。裁判批判は国民の表現の自由として保障されるべきである。報道機関の報道の自由とともに、報道機関でない国民の裁判に関する言論活動を制限することは許されない。

裁判員に出頭義務を課すことはやむをえないとしても、罰則を課すことには疑問がある。

1. 座長ペーパーの裁判官3人、裁判員4人の案には強く反対する。裁判官2人、裁判員6人程度がよい。裁判員が主体的に意見を述べ、裁判に参加するためには、裁判官の3倍程度の人数が必要である。

2. 座長ペーパーには強く反対する。有罪判決には合理的な疑いを差し挟む余地のない程度の犯罪事実の証明が必要である。有罪無罪がほぼ半々に分かれるような場合には、有罪を認定するのはこの原則に反する。常識的に考えても、過半数に一人たりない人が無罪を主張している場合に、有罪を言い渡すのは行き過ぎである。特に、裁判員制度は、重罪事件を扱うのであるから、有罪判決のためには少なくとも裁判構成体の3分の2以上の賛成がなければ有罪を言い渡すべきではない。死刑事件の有罪か無罪かの認定については全員一致であることが必要である。

3. 裁判員の年齢要件は20歳以上がよい。

4. 理念としては、異論はない。ただし、分かりやすいという目的のために本来必要な立証や尋問が制限されるべきではないことは当然である。特に、弁護人の無罪に向けての立証については、冤罪を起こさないために十分それがなされるよう配慮すべきである。

5. 守秘義務違反に対し刑罰を課すべきではない。課すとしても、罰金を限度とすべきである。また、当然過失犯は処罰されるべきではない。

6. あくまで自主的な規制とすべきである。

1. 「裁判官は1人又は2人、裁判員は裁判官の3倍以上」が適切だと考えます。裁判に国民の社会常識を反映させること、司法の国民的基盤の確立、裁判員が気後れしないで発言でき、裁判員が主体的・実質的に参加できる環境作りのためには、裁判員は少なくとも裁判官の3倍が必要です。

2. 「全員一致が原則、有罪判決は一定の要件の下で3分の2以上の多数決」が適切だと考えます。合理的疑いを残さない立証の必要性、充実した評議の確保等の観点から、評決は原則全員一致とし、有罪の評決は、一定の要件の下で、3分の2以上の多数決制とすべきです。

3. 「裁判所の管轄区域内の普通地方公共団体の議員の選挙権を有する者」が適切だと思います。裁判員となる人の年齢を選挙権より引き上げなければならない理由はありません。成人に達した若者の感覚も重要だと思います。

5. 「守秘義務はより限定的に、罰則は罰金刑のみに」すべきであると考えます。裁判員制度という新制度の実態について、国民が知り、事後的に検証する利益及び国民の心理的負担と、保護されるべき利益の調和の観点から、守秘義務はより限定的に、罰則は罰金刑のみにすべきです。(男性、20歳代、北海道)

1. 裁判官の数は、3人が良いと考えます。理由は、現在でも重大事件は合議制として3人で審理されているためです。裁判員の数も、3人が良いと考えます。理由は、実質的な討議をするためには、合計で6人程度が適当と考えられるためです。そして、3人よりも少数となると、裁判員の意見が言いにくくなる可能性があり、3人よりも多数となると、裁判員の責任感が希薄化する可能性があります。

2. 評決の条件については、全員一致がよいと考えます。理由は、司法の役割は、国民の権利の保障にあり、特に多数決による民主制の過程で利益を侵害される危険性のある少数者の権利の保障が重要なため、本来的に、多数決原理になじまないと考えられるからです。つまり、民主的基盤を有しない裁判所が司法権を行使できる正当性の根拠は、国民の信頼という点にあり、法律と良心に従ってのみ司法権は行使されるべきであり、多数決という方法での裁判では国民の信頼は弱まると考えられるからです。例えば、2人の裁判官が法律と良心に照らして無罪を主張しても、他の4人が有罪を主張して評決した場合、有罪となってしまいますが、そういった多数決による裁判では国民の人権保障や国民の信頼確保という点で、疑問が残ってしまうこととなります。また、多数決という方法は、どのように多数決の対象となる選択肢を設定するかで、相当に結論が変わってくる可能性があり、手続の主権者の影響が大きくなりすぎると考えられるからです。(広島県)

1. 裁判官人数が3人で裁判員の人数が4人では、司法制度改革審議会が打ち出した、国民の司法参加として不十分である(現状の世論調査等による忌避の声は、あくまでも未体験の制度を担うことへの不安や、宣伝不足に基づくものに過ぎないと考えられる)。従来の「有罪判決ばかり出すことに日常的に馴れた」キャリア裁判官による刑事裁判に活を入れるという意味でも、最低限裁判官1人ないし2人に裁判員4名以上ましてや裁判官が3人というのなら裁判員は6人以上(8、9人以上が本来は望ましい)という裁判官に圧倒されない数が必要である。

2. 有罪判決(現行制度上死刑判決事案も含む)、現在議論されている構想でも当然含まれる)を下す重大さから、全体としても単純過半数以上(2/3とか、2票差以上)を要求すべきである。

3. 衆議院議員選挙権を有するものとするのなら、その時点で国民を成人視・適格者と認めるべきであり、25歳以上はハードルが高すぎる。本来成人年齢が20歳という日本は高すぎる(18、9で就労している人間や大学生多数の声をくみ取れない)くらいなのであり、20歳にすべきである。

4. 座長ペーパーでは、「作成状況を裁判員が理解しやすくなる確かな判断ができる」ことにしようとする手段方策について全く言及が無く、やる気が感じられない。取調べ全過程の録音録画(イギリスでは既に実施しており現在は、捜査機関も歓迎している)を実施すれば、この点が問題になる事態は雲散霧消するが少なくとも劇的に減少することは明らかである。証拠調べ以前に取調べ可視化を導入すれば、現行法以上に特段の配慮をこの点についてする必要はほぼ無くなる。

5. 罰則、とくに懲役刑を伴う処罰をするのは行き過ぎである。評議の経過や裁判官の訴訟指揮については(限界はあるが)、この制度あるいは裁判制度・裁判官制度自体の改善のための批判的検証・議論をできるようにするため、守秘義務自体の範囲及び違反時の罰則についてはごく謙抑的になされるべきである。この私案では構成要件としてあまりに広きに失するし、自由刑は萎縮効果が大きすぎる。そもそも公開裁判で証拠として顕出されたものにもとづき判断し、判決宣告する以上、被告人や被害者・関係者らのプライバシーその他に属する守秘義務対象事項は、もともと限定されているはずであるし、裁判官の訴訟指揮や裁判官自身の実事認定(評議中の見解)については、批判的

検証対象にさらされるべきである。裁判員制度の今後の発展・さらなる改良や試行錯誤の試みのためには、参加体験をした裁判員が、自分が経験した事件の審理経験を題材・糸口に他の国民に情報を発信してもらい、議論を始めざるを得ない(それが期待される)。このように広範なしかも厳罰は、裁判員にせつかく参加した国民に「裁判員体験を他に語らず、墓まで持って行け」というに等しく、自由な議論や、裁判員制度の発展を著しく萎縮させる。

6.この点は、自主規制にとどめるべきである(ただし、報道機関側には、別途、報道協議会等、行き過ぎた犯罪報道・断罪報道被害を防止するため、謙虚に外部の声を傾ける「報道評議会」などの設置が望ましい。あくまでも、推進本部や法が「押し売り」したり、ましてや公的介入をすべきことではないが)。

座長案は、裁判員制度を「小さく産んで小さいまま鑄型に押し込めて成長させない」つもりなのかと疑念を抱かざるを得ない。制度導入後も批判を受け、随時改良を深めていく余地を、最初の制度設計時点において十分確保すべきなのであって、そのためには、参加要件は広く、参加者を萎縮させず、とくに制度自体の議論(自分が体験した事件の審理経験を題材・糸口に議論を始めざるを得ない)の自由を確保すべきである。

そもそも前提として、刑事裁判では、全体的に、あえて政策的に現行法以上に審理促進への協力を、しかも被告人・弁護人側義務づける・促す等の措置によって図らなければならない「訴訟遅延」の実態はない。一部の重大事件について数年かかるとの裁判が発生しているが、その多くは、検察官が手持ち証拠を開示せず争点が隠れていたり、自白の信用性について長時間を費やして争われているものに過ぎない。その最大かつ劇的な問題解消策であることが明白な全体的証拠開示や取調可視化について座長ペーパーがほぼ言及するところがないのは、この私案の致命的欠陥である。刑事裁判迅速化にとって最も有効な手段を採用する方向性がないのに、他の点で迅速化を達成しようとするのは、迅速・充実化が建前にすぎないのではとの疑念を招くし、必ずゆがんだ結果を生む。

1.座長試案においては、裁判官3名、裁判員4名とされているが、これでは到底市民の意見を司法に反映させることはできないものと言わざるを得ません。裁判官の数は1名、裁判員の数は少なくとも7名以上としなければ、この制度の趣旨を十分に満たすことはできません。元来、刑事裁判に市民的な感覚を導入する、というのが裁判員制度導入の目的であったわけですから、裁判官3名、裁判員4名の構成では、裁判官が裁判員の意見を聞く程度のことにならず、刑事裁判そのものに市民的な感覚が導入されることにはならないと考えます。

2.過半数、かつ裁判官と裁判員のそれぞれ1名の賛成が必要、との試案であるが、被告人に不利益な決定を下すことがあることを考えれば、疑わしきは被告人の利益に、という原則に従い、原則全員一致、そうでなくとも特別多数決をもって評決となすべきである。過半数でもって、被告人に不利益な決定を下すのは、憲法31条違反の疑いがあるものといえます。

4.証拠調べについても、裁判員制度のもとで、迅速な審理を行うためには、検察官手持ち証拠の全面開示と、取調べの録画・録音による可視化が不可欠であります。この点について、座長試案は不十分なものと言わざるを得ません(男性、20歳代、京都府)

1.裁判官は2人でよい。3名もいらぬ。裁判員は9人は必要。

2.評決は、全員一致を原則とし、例外として、長時間評議しても一致をみないときは、3分の2以上の多数決で有罪評決ができることにすべき。

3.裁判員は、裁判所管轄区域内の衆議院議員選挙権者から無作為抽出で選ぶべき。

4.調書裁判は止めにして、供述内容を証拠とすべく、証人尋問を原則とすべき。例外的に調書を証拠にするには、被告人も証人も、取調べ全過程の録音・録画がなされていることを条件にすべき(取調べ全過程の録音・録画)。

5.裁判員などの守秘義務は必要だが、罰則は罰金刑だけにすべき。

充実し迅速な裁判を実現するには、準備期間の保障、検察官手持ち証拠の全面開示制度、権利保釈を、法律上も、運用上も、拡大することなく身体拘束を受けることなく裁判が受けられるようにすること、身体が拘束されている場合にも、弁護士と自由に打ち合わせができること(刑訴法39条3項の削除)、捜査の可視化が必要。

1.裁判官は1人で足りる。裁判員は7人がよい。仮に裁判官を3人とするならばフランスのように裁判員は9人とすべきである。そうしないと、市民の参加を認めた趣旨が生かされず、形だけのものとなる。

2.評決は「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則から、過半数ではなく、3分の2以上の多数決とすべきである。ただし、死刑判決の場合は全員一致を要するとすべきである。

3.年齢は20歳以上とすべきである。

4.供述調書の信用性の前提として、取調べ状況の録画又は録音が不可欠である。それと、弁護士に対する証拠開示は不可欠である。

5.守秘義務の範囲が広すぎる。また、いつまでも守秘しなければならないというのは長期にすぎる。もっともっと限定をすべきであり、懲役刑は重すぎる。罰金で十分である。

6.報道機関の自主的ルール策定に委ねるべきである。

1.できる限り陪審制に近付けるため、裁判官の員数は1名、裁判員の員数は9名以上とすべきである。

2.4分の3以上の多数決(裁判官が含まれる必要なし)とすべきである。

3.選挙権の有無を問わず年齢20才以上の者とする。(例えば、転入後3ヶ月未満の者を排除すべき理由はない。)

なお、裁判員に選ばれた者に受任するか否かを選択の自由を認めるべきである。

4.裁判員が参加する裁判はもちろん、すべての裁判について取調べの全過程を編集不能のビデオテープに録画するよう義務付け、これを提出させるべきである。

5.私は裁判官の評議はすべて公開(または判決後に録画を公開)すべきものと考えているので、少なくとも裁判(判決)後はいかなる守秘義務も課すべきではない。

6.いかなる法的制限も課してはならない。(男性、東京都)

1.裁判官の人数より裁判員の人数が多いのは問題である(むしろ反対)。

2.裁判官と裁判員の人数を同数とすると、可否同数のときどうするのか問題である。

3.25歳以上とする理由は何か。慎重を期するならば30歳以上はどうか。

1.裁判官は2名以下にしなければなりません。裁判員制度における裁判官の役割は、自分の意見を言うことではなく、争点を整理し、法律解釈を説明し、証拠の評価や事実認定について裁判員達が判断しやすき環境を作ること、及び出された評議結果に基づいて判決文を書くことにあります。自分の判断や見解を裁判員に押し付けることは厳に慎まなければなりません。そうであれば多くても2名の裁判官で十分であり、それ以上の立会いは有害です。逆に裁判員の数は多ければ多いほどいいと思いますが、ヨーロッパにおける伝統を踏まえるなら、6ないし9名とすべきでしょう。いずれにせよ最低でもイタリアで実施されている6名以上は必要です。

2.評決は構成体の数にもよりますが、全員一致を目指し、一定の要件以上による評決でまとまらない場合には特別多数で決定すべきです。特別多数の比率は少なくとも3分の2以上とすべきです。

3.裁判員の年齢は20歳以上の者とすべきです。これから社会を支える20歳以上を超えた人の意見を聞くことは不可欠のことです。20歳を超えた人は社会に対して責任を負わなければならない自覚を持つ必要があります。それまでに法教育や裁判教育を行い、十分に判断できる資質を形成しなければなりません。25歳というのは根拠がありません。

4.裁判はすべて法律の原則どおり直接主義によらなければなりません。例外的に認められる調書を採用するには作成過程が客観的に評価できる資料に基づかなければなりません。取調べ過程の可視化が最低限必要です。

5.市民が裁判員であるうちは評議の秘密は維持されなければなりません。しかし、裁判が確定した後に評議の仕方や裁判員として評議についてのコメントを行うことを法律で禁止する必要はありません。裁判員個人の責任に委ねるべきです。もしそれで他の裁判員や裁判官の名誉が傷つけられるのであればそれは訴訟等で対応すればいいことです。守秘義務を課して懲役刑で強制するなどという方法は官僚の発想そのもので、厳に慎まなければなりません。

6. 民主主義を根底から支えるものは知る自由、報道の自由です。しかし、その自由が個人の名誉を傷つけプライバシーを侵害することは許されません。その意味で一定の報道規制は必要だと考えます。しかし、それは裁判員制度とは関係ありません。現在でも弊害が指摘されており、すぐにでも是正措置が必要です。このことを裁判員制度とことさらに結びつけるのは、一方では現状の問題を糊塗するものであり、他方では裁判員制度作りを意図的に妨げようとするものです。

1. 1人又は3人。現行制度でよい。 2. 座長ペーパーの案でよい。 3. 座長ペーパーの案でよい。 4. 座長ペーパーの案でよい。 5. 座長ペーパーの案でよい。 6. 座長ペーパーの案でよい。(男性、東京都)

1. 裁判員は多い方がよい。日弁連の考えでよい。 2. 刑事法の大原則に従って、事実認定は全員一致とすべき。量刑については全員一致が望ましいが弾力的でよい。 3. 座長ペーパー案でもよい。 4. 取調べの可視化は不可欠。 5. 罰金刑のみで足りる。再び裁判員にはなれなくなるのでしょうか。 6. 精神規定なら可。外国のマスコミを含め自主ルールができるならそれにこしたことはない。(男性、東京都)

1. 合議体の構成は、裁判官3名、裁判員4名が可である。 2. 座長の見解と同意見。 3. 選挙権を有する20年以上の者とする。 4. 取調べの可視化をも含めて、その実現に向けた検討が必要。 5. 罰則を設けること可。3年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科するものとする。 6. 報道規制相当。(男性、東京都)

1. 裁判官は1人又は2人、裁判員は9人以上。 2. 全員一致が原則。有罪判決は一定の要件のもと3分の2以上の多数決。 3. 裁判所の管轄区域内の普通地方公共団体の議員の選挙権を有する者。 4. 取調べの可視化(取調べ全過程の録音・録画)を実現すること 5. より限定的に、罰則は罰金刑のみに。 6. 報道規制規定は削除すること。

1. 裁判官は1人又は2人、裁判員は9名以上とすべきです。裁判員制度を実質的な国民参加制度とするには、この程度の構成でなければ機能しないからです。

2. 有罪判決は一定の要件のもとで3分の2以上の多数決とすべきです。

3. 25歳にする必要はありません。選挙権と同じでよい。

4. 取調べの可視化 - 取調べ全過程の録音・録画は不可欠。

5. 裁判員に不必要な守秘義務を課するのは、国民の協力を得られません。裁判についての国民の知る権利との調和が不可欠です。導入するとしても必要最小限度にすべき。

6. 報道の自由、国民の知る権利の観点から忘れてはならない。報道機関の自主規制にゆだねるべきです。

1. 裁判官1に対し、裁判員2が適当(即ち、裁判員6人)。地域の医療審議会等でも、公募した人からの意見が出にくく、形だけに終わっているのが実情。そのために、1:2が必要。

2. 裁判官1名、裁判員2名の賛成(もっとも、裁判員6人という前提)。

1. 裁判員制度それ自体に反対。現行の職業裁判官による方式を「改善の仕組み」として支持する。仮に裁判員制度を導入するほかにないとしたならば、裁判員の人数は少なれば少ないほどよい。

2. 仮に裁判員制度を導入するほかにないとしたならば、「座長ペーパー」の評決方式の程度が相当である。

3. 「座長ペーパー」の25歳案は、年齢的に若年過ぎる。一律の年齢制限をするほかにない以上は、現行司法試験の現役合格者が特例判事補となる年齢を一応の目安にして、満30歳(衆議院の判断に対する抑制機能を制度的に期待されている参議院の被選挙権を有する者ということになる)を最低限の年齢とすべきである。

4. 座長ペーパーに賛成。

5. 座長ペーパーに賛成。

6. 自主ルール依存には反対。この点に触れると、古くは、東芝府中の3億円事件のときのK氏に対する報道、最近ではサリン事件の時のK氏に対する報道、そして、取材の異様と思える集中、近隣者に風聞を聞き歩いて人格記事を載せることを意に介さない顕著な傾向が報道機関にある。これらの傾向があることは、報道機関の大小を問わないように思える。報道機関の影響力の強大性を考慮するならば、報道機関との関係においては、むしろ、法廷侮辱罪を検討する必要さえある。(男性、東京都)(同文1通)

1. 裁判官2、裁判員7。 2. 3分の2以上の多数、死刑については全員一致。 3. 20歳以上。 4. ビデオ録画していないものは証拠とできない。 5. 不要。損害が発生したら、民事で対処。 6. 訓示規定であることを明言すべき。

2. 評決は全員一致を原則とし、有罪判決は3分の2以上の多数決が必要。 3. 裁判所の管轄区域内の普通地方公共団体の議員の選挙権を有する者が適当。 4. 供述調書は被告人の無知を利用して捜査機関が有罪化のため作成しているものであるから、取調べの可視化(全過程の録音・録画)を実現するべきである。 5. 守秘義務は限定的に。罰則は罰金のみとすべきである。 6. 報道の規制は、報道の自由の重要性にかんがみ、報道機関の自主規制にゆだね、法令上規制する規定は設けないこととすべきである。

1. 裁判員の人数は職業裁判官の人数より多くなるようにすべきだと思います。

2. 評決については裁判官の1名以上の賛成する意見との限定は外すべきと考えます。できるだけ有罪無罪の評決においては裁判員の意見に従う運用こそ望ましい。

3. 20歳以上で足り、25歳以上とする必要はありません。

4. 分かりやすい証拠調べとして取調べ段階のビデオテープ等可視化が必要です。

5. 守秘義務については、刑事罰を科するのはやむを得ないと思いますが、懲役刑ではなく罰金刑にすべきものと考えます。

6. 報道規制については、自主ルールを尊重すべきと考えますが、起訴前に被疑者の住所や氏名を公表したり検察側が捜査段階の供述内容につき意図的にリークする現在のやり方こそ規制すべきです。マスコミ裁判が罪を決めてから現実の裁判が行われるのでは起訴後の報道規制は何の効果もないこととなります。(男性、大阪府)

1. 裁判官の員数は3人が正当である(1人又は2人でよいとする意見は、現行刑事訴訟法、裁判所法に適合せず誤りである)。裁判員の数は6人とするのが適当であり、それ以上とするのは予算上も無駄であり、また、法的に規律を保てず無意味である。

2. 裁判官と裁判員の評決を同等とする以上、その全合計数の過半数とすべきである。

3. 選挙権年齢(20歳以上)でもおかしくはないが、結婚、就職等で社会的経験を身につけているのは25歳以上というべきであるから(30歳でもよいが)、25歳以上とするのが妥当であり、裁判員制度の実質と機能を保つことに役立つだろう。

4. 特別なことをする必要はない。裁判官が中途又は最後の評議の機会に説明すればよい。(評決権が平等である前提からして、保護、優遇的な特別扱いをするというのは矛盾であり、裁判制度全体をゆがめることになる。)

5. 裁判員も非常勤公務員であり、しかも、平等の評決権を持つものであるから、その立場を厳守させるためには公務員と同様の罰則を設けるのが妥当というべきである。ただし、現行調停員関係法(民事調停法、家事審判法)では、評議漏洩については罰金のみとされていることとの権衡上の問題あり。

6. 報道機関に配慮義務を課するのは当然のことであり(もっと強い規制をかけてもよい)、言論の自由規制の問題とは異なる。

(注:本来は裁判員ないし陪審員制度に反対であるが、制定が決まった限りにおいて、上記のような意思を持っている。)(男性、東京都)

1. 裁判官は2人、裁判員は3倍以上。 2. 全員一致が原則。有罪判決は3分の2以上の多数決。 3. 20歳以上

4. 取調べの可視化を実現すること。 5. 裁判員の意見についてのみ守秘義務。罰則は罰金刑のみ。

6. 報道規制規定の削除。

5. 懲役刑は科すべきではない。

1. 裁判員は5人とし、予備員1名とすべきである。 3. 検察審査会の構成と同様の方法で人選することには反対。学歴、職歴などを考慮すべきである。 5. 刑罰は必要。 6. 最近のマスコミは、公益より私益中心のようであり、表現の自由の制限が必要であると思われるところ、予断・偏見を生ぜしめるような報道がなされないよう何らかの配慮が必要。(男性、東京都)

1. 裁判員は13名。裁判官は2名。 2. 原則全員一致。 3. 年齢20歳以上。 4. 取調べの全過程を録音・録画すること。 5. より限定的に、そして罰金だけ。 6. 報道機関の自主規制でよい。

1. 裁判員の員数は5人ないし6人が妥当。 2. 裁判員の1名以上とあるのを、2名以上とすること。 3. 年齢30年以上とすること。 6. 報道機関の自主的ルールがどのような内容で、履行がどのようにして担保されるのかにもよるが、自主的ルールだけにゆだねてよいか疑問に思う。(男性、長崎県)

1. 裁判官と裁判員とは、法的判断及び事実認定の上で知識及び経験の差があるので、同等又は僅かな人数差であると、裁判員は発言を差し控えたり、あるいは裁判官から説得されて、納得するのではなく押し切られてしまう可能性が多くなると考えられます。そこで、裁判に一般人の感覚を反映させるようにするためには、日弁連の案が妥当と考えます。

2. 評決に国民一般の常識を反映させるためには、全員一致が原則であり、少なくとも3分の2以上の多数決で決定しなければならないと思います。

3. 裁判員の要件としては、通常の選挙権を有する者以上に年齢を引き上げる理由は出てきません。

4. 裁判に関与した裁判員がより正しく判断できるようにするためには、日弁連の案の如く、取調べの全過程の録音・録画をする必要があると考えます。

5. 裁判員の守秘義務を現行の罰則等によって規制すると、裁判員の心理的負担は大変なものであると考えられますので、日弁連の案の如く、軽減すべきであります。

6. 報道規制については、現状において、余りにもセンセーショナルな、一方的報道が多々見受けられることから、どのようにすべきかは非常に難しい問題であります。今後十分検討すべき問題と考えています。(東京都)

1. 裁判官は1人、裁判員は11人とすべき。 2. 被告人に不利な評決をするには、全員一致でなければならない。

3. 年齢は20歳以上でよい。 4. 捜査段階の供述はすべて録音・録画して、必要に応じて公判に顕出すべき。

5. 刑罰をもって対処すべきものではない。 6. 自主的ルールに任せべき。

1. 裁判官は1人、裁判員は9名以上。 2. 全員一致が原則。有罪評決は一定の要件の下で3分の2以上の多数決。 3. 裁判所の管轄区域内の普通地方公共団体の議員の選挙権を有する者。 4. 取調べの可視化を実現すべき。 5. 裁判員の守秘義務はより限定的に、罰則は罰金刑のみに。 6. 報道規制規定は削除すること。

1. 裁判官は3人もいない。1人又は2人で足りる。市民の代表たる裁判員を十分な人数(裁判官数の3倍以上)とすべきである。

2. 裁判官の賛成は不要である。裁判官が1人でも反対すると裁判できないことになる。

3. 衆議院議員の被選挙権は25歳以上、参議院議員のそれは30歳以上であるから、三権のバランス上、25歳又は30歳以上とすべきである。

4. 伝聞法則は厳格に運用すべきであり、被告人の供述調書、被告人以外の者の供述調書を問わず、弁護人の同意がない限り採用されるべきでない。

5. 一定の期間を設けることも検討すべき。

6. 抽象的すぎて、報道を規制しすぎるおそれがある。ただし、報道に節度を求めたい。(男性、東京都)

合議体の構成については、裁判員制度模擬裁判(一弁)の成果に照らしても、通常の法定合議事件においては、訴訟指揮、合議の主宰者として、高裁の部総括、20数年の豊富な経験・見識ある裁判長、10数年以上の経験、判例にも長じた裁判官1名と、多様な社会経験を有する裁判員6名をもって合議体を構成するのが相当であると思料されます。裁判員制度の国際シンポに照らしても、国際的視点、歴史的視点から妥当するのではないかと思います。よく聴き、よく検討し、よく改める評議を本質とする合議の運用こそ、最も肝要と思います。しかしながら、メーデー、昭和電工、ロッキード、オウム等の最大の国民の関心事である案件・複雑困難、多数被告人の重大な法定合議の案件においては、民訴法(§268、§269、規則§165、§166等)において配慮されているように、この機会に特別の立法措置を講ずることは、絶対に必要であると思料します。現在の裁判所法§78の補充裁判官の制度では不備であると思料します。適正であると同時に迅速効率的運用を市民は切望していることに十分に留意し、上記案件に対する適切な対応の検討を願います。かかるケースが生じてからの対応ではいかかかと憂慮されます。

期日における集中審理、期間における準備手続の充実を切望します。誤判防止のための証拠開示の徹底、任意捜査の原則、保釈による被告人の人権、弁護権の保障、法廷における心証形成の確保。国民の代表者である傍聴人の面前で争点を明確にし、これを確かめること、共通の争点の認識こそ不可欠と思料します。国民の評価に値する司法の改革を切望します。

1. 一弁模擬裁判(裁判官2名・裁判員6名)、裁判長(高裁の裁判長経験者)、陪席(15年以上の経験者)の合議体構成も十分検討に値すると思う。オーム、ロッキード、メーデーなどの重大事件の合議の運用について、民訴の大規模訴訟の規定を参酌検討されたい。現行の裁判所法による補充裁判官ないし補充裁判員の対応では不十分である。 2. よく聴き、よく考え検討し、よく改める合議の本質にかんがみ、合議は全員一致を原則とすべきである。合理的な疑い、科学的に解決しがたい疑問の残る場合は無罪の刑事裁判の鉄則を貫くべきである。

3. 年齢25歳以上の制約が相当か疑問である。

4. 法廷、公判廷における心証形成を可能とする訴訟手続が不可欠の前提である。直接主義、口頭弁論主義、公判中心主義、集中審理の実現、調書裁判の弊害を除去する不退転の決意・実践を要する。

5. 裁判員の自由な発言を確保する合議のルールは極めて重要。年齢低い者の発言を第一とする裁判所構成法の規定の趣旨を生かすルールの設定を求めたい。守秘義務違反の制裁に体罰をもってなすことには消極。

6. 報道機関における厳しい自主的ルールの策定は不可欠と思料する。(男性、70歳代、東京都)

1. 裁判官3名・裁判員4名でよい。 2. 賛成。 3. 賛成。

4. 当事者間で証拠能力、信用性に争いがなければ必要はない。そして分かりやすい証拠調べをすることで足りると思われる(要旨の告知、証人尋問の工夫など)。

5. 賛成。 6. 賛成。

1. 裁判官の員数は2~3名、裁判員の員数は、少なくともこの制度が定着するまでは、多くとも裁判官の倍程度が妥当であると考えられる。

2. 原則として全員一致、少なくとも3分の2以上の賛成(ただし、最低裁判官及び裁判員それぞれ1名以上の賛成を要する)とすべきである。

3. 座長案に賛成である。選挙権等と異なり、事実認定等、被告人の人権に関わる問題を取り扱う場面であるから、ある程度の社会経験が必要であるものと思料する。

4. 供述調書偏重の現状に鑑み、取調べの可視化(文書のみでなくビデオ録画等)を導入すべきである。

5. 座長案に賛成である。罰則を罰金のみとする意見もあるようだが、罰金のみとした場合の弊害が生じるおそれがある。

6. 報道の自由との絡みはあるものの、指針を定めることは必要であると思われる。(男性、東京都)

1. 6人が相当と思います、なるべく幅広く社会各層から裁判員を選ぶべきです。5人の案は偶数になるので避けたい。

2. 座長案に賛成です。

3. 年齢30歳以上とすべき。25年では余りにも社会経験が足りぬように思われます。

4. 当該の問題点は専門裁判官ですら、判断に迷う領域のことで、個々の案件ごとと具体的な事情を異にするという困難な問題です。結局は抽象的、普遍的な指針以上のことは期待できないように思われます。趣旨賛成。

5. 座長案に賛成します。ただし秘密の範囲を厳格に絞ることが不可欠です。

6. 報道機関の自主規制(ただし基準を明文化しなければならない)に賛成。

1. (1)裁判官の数と裁判員をどの程度にすべきかについては、いろいろな考え方があるところであり、今年3月に公表された司法制度改革推進本部が作成した制度のたたき台によると、裁判官3人に裁判員2~3人とする案と、裁判官1~2人に裁判員9~11人とする案の二つの案が出されています。その他にも、裁判官3人程度に裁判員5~6人程度という中間的な考え方もあります。司法制度改革審議会の最終意見書においては、「一つの裁判体を構成する裁判官と裁判員の数及び評決の方法については、裁判員の主体的・実質的関与を確保するという要請、評議の実効性を確保するという要請等を踏まえ、この制度の対象となる事件の重大性の程度や国民にとっての意義・負担等をも考慮の上、適切な在り方を定めるべきである」としています。未だ抽象的ではありますが、おおまかな方向性としては誤っていないように思われます。この最終意見書における「裁判員の主体的・実質的関与を確保するという要請、評議の実効性を確保するという要請」は重視すべきであると考えます。

(2)裁判官は、法令の解釈適用についてはプロフェッショナルであり、その点では裁判員は裁判官に及びません。それなら、裁判員が刑事裁判に参加することにはどのような意義があるのでしょうか。それは、法令の解釈能力はともかく、法令の解釈適用の前提問題である事実の認定については、基本的に裁判官と裁判員は同等の能力をもつと考えられることにあります。むしろ、一般市民の多様な社会経験に基づく事実認定能力を評議に反映させることが裁判員制度の重要な意義になるはずで、そうだとすれば、ある程度の人数の裁判員が必要というべきで、少なくとも2~3人では裁判員制度の意義を損ないかねません。

(3)また、日本の裁判員制度においては、参審制と異なり、裁判員が一つの事件ごとに無作為で選出されます。特に任期や資格がもうけられなかったのは、いろいろな経験を持つ人が、新鮮な気持ちで事件に向き合うことが正しい判断につながると考えられたからなのです。しかしながら、事件をたった一回しか担当しない、しかも無作為で選出された、特別な知識もない裁判員が、法的知識も裁判経験もはるかに豊富な裁判官と対等に討論することができるのでしょうか。参審制であれば、一定期間に何回も裁判を担当することにになり、それなりの裁判経験も積むことができますが、裁判員制度においてはそのようなことはできません。最初で最後の機会となる可能性が大きいわけです。裁判官と自由対等な議論ができるようにするためには、やはり一定数の裁判員が必要であり、少なくとも裁判官の3倍以上の裁判員は必要であると考えます。

(4)参審制を採用する諸外国の例を見てみても、フランスが裁判官3に対し裁判員9、イタリアが裁判官2に対して裁判員6、スウェーデンが裁判官1に対して裁判員3となっており、裁判員は裁判官の3倍となっております。ドイツは、裁判官3人に対して裁判員2人ですが、これに対しては、「市民がお飾りになっている」との批判があるところで

(5)滋賀弁護士会においては、今年4月、裁判員制度についての模擬裁判劇を行いました。現役の裁判官に裁判官役として参加してもらい、裁判員役は一般市民から公募し、その他の被告人役、証人役等は会員の弁護士が演じました。そして、構成の異なる3つの裁判体(A・裁判官1、裁判員11、B・裁判官2、裁判員6、C・裁判官3、裁判員2)を用意し、各々判決を下してもらいました。その結果、最も妥当と思われる結論を下したのはA裁判体でした。また、A裁判体の評議は公開の舞台上で行いましたが、その内容についても、一般市民の英知が結集されたもので、十分納得のいくものであるとの、多くの会員からの評価を得たところで、私も、この催しにスタッフの一人としてかわかりましたが、より多くの裁判員の英知が結集されることで、真に納得のいく結論が導かれると実感した次第です。

(6)上述の点に鑑み、裁判官を3人とすれば、裁判員は9人以上とするのが、裁判員制度の趣旨に合致した最も妥当な構成と考えます。

2. 結論として、過半数で決することには反対です。それでは、まだ、合議体の多くの人が反対である可能性があるわけですが、そのような状態では評議を尽くしたとは考えられないからです。構成員が各々の意見を出し合い、反対意見も耳を傾け、同調意見にも批判的検討を加えながら、各々の経験を活かして議論を深め、より妥当な結論に近づくとというのが裁判員制度の趣旨に合致するものではないでしょうか。過半数では未だそのような評議の経過を経たとは評価できないと考えます。それに、過半数での評決では、合理的な疑いがないと言えるのかどうか疑問です。そのような意味では、アメリカの陪審制にみられるような全員一致とするのが理想と考えられます。しかしながら、どんなに議論を尽くしても、かならず全員の意見が一致するとは限りませんし、特に、合議体の構成員の数が多数に及ぶ場合にまで厳格に全員一致を要求するのは不可能と思われるので、3分の2以上の多数決で決すべきと考えます。ただし、死刑の選択については、全員一致とすべきと考えます。

3. 選挙権を有する者であればよく、25歳以上の制限をもうける必要はないと考えます。様々な年齢層の人達が裁判員に選任されることには重要な意義がありますし、20歳と25歳で何が違うのかがよく分かりません。検察審査会においても、年齢制限はありませんが、格別不都合があるとは聞いておりません。

4. 既に言い古されたことですが、密室での出来事を立証するのは極めて困難であるのに対して、電機機器の発達に伴い取調べ状況の可視化は技術的にも大変容易になっていきます。密室において作成された供述調書の信用性というような判断の極めて困難な事柄を、裁判員に行わせるのは酷であり、それを強いる合理性もありません。取調べ状況をビデオ等で録画し、可視化することは、裁判員制度導入の絶対要件であると考えます。

5. 裁判員等に守秘義務を課すこと自体は、萎縮のない自由で闊達な評議を確保するため是非とも必要であり、賛成します。しかしながら、裁判員制度の実態を明らかにし、改善すべき点やその方法を検討する等の正当な理由がある場合まで、すべて守秘義務の対象とするのは妥当とは思えません。判決確定から一定期間(5年から10年位)の経過後は、正当な理由に基づく必要な範囲の情報については、開示することが許されてもよいのではないのでしょうか。

6. 偏向に満ちた報道により、裁判官及び裁判員が偏見を植えつけられてしまう危険は否定できないことから、裁判の公正を妨げるような報道は禁止すべきであると一般的には言えるでしょう。しかしながら、事は表現の自由に関わる事柄であり、どのような報道が裁判の公正を妨げるのかの判断を巡っても、必ずしも意見が一致するとは限りません。一歩間違えば、裁判の公正の名の下に、言論規制が横行するおそれもないとは言えません。非常にデリケートな問題であることからして、本来、報道機関における自主規制に委ねるべきで、仮に、法律として定めるとしても訓示規定に止めるべきと考えます。(男性、滋賀県)

【設問様式その3に対する意見】

1. 座長ペーパーの趣旨には賛成。ただし、弁護人の十分な防御権行使の機会が保証されるよう、準備手続において、十分な時間が確保されるべきである。

2. 座長ペーパーに反対である。証拠はすべて弁護人に開示すべきである。現状において、検察官は、ただでさえ証拠を開示したがる。手続の手間が理由ではない。検察官の役割は、犯罪を作り出すことではない。証拠に照らして犯罪があるか否かを裁判所において判断してもらうための作業を行うことが、検察官の役割であるべきである。そして、そこで参照されるべき証拠は、有罪認定に資する証拠だけではなく、それ以外の証拠(罪体に関連しない、と検察官が判断する証拠を含めて)すべてであるべきであり、これらすべてが参照され、対立当事者である弁護人の吟味・反論を経た上で、有罪無罪の判断が下されるべきである。世上、捜査官が集めた証拠であるから、捜査官が自由に使うべき(開示しないも含めて)は当然であるとの議論があるが、公費で収集した証拠である以上、対立当事者である弁護人においても利用し得るのは、当然のことである。

3. 座長ペーパーの趣旨が不明である。「審理の準備」には、現実の審理は含まれるのであろうか。実際の審理の段階において、開示された証拠を利用することは、目的外使用に当たるのであろうか。ペーパーの文面からは、目的外使用であるとも読めるが、仮にそうであるとするならば、絶対に反対である。議論をする価値もないと考える。

4. 座長ペーパーに、基本的には反対である。失権効はもうけるべきではない。少なくとも、証拠の全面開示が制度化され、その検討時間が弁護人に十分に保証される制度あるいは運用がなされた後に、検討することに反対はしない。

5. 起訴後の保釈を原則として認めるべきである。弁護人が、実質的な充実した審理を行うためには、被告人との綿密な打合せが極めて重要であるが、身柄が拘束されている状況においては、かかる打合せを行うことが極めて困難である。裁判所は、現在、安易に罪証隠滅のおそれと理由として保釈を認めないという、極めて不当な運用をして、よしとしているが、これが弁護人の活動に大きな支障となっている、という事実に対する想像力が、裁判官には欠如している。裁判員制度のもと、連日の審理が想定されている状況において、第1回期日前における弁護人と被告人との打合せは、これまで以上に重要になってくるが、裁判官に、上記の判断能力が欠如している以上、原則として保釈が認められることを、制度上保証することが必要である。(30歳代、鹿児島県)

1. 賛成するが、全面的証拠開示がなければ、実効はあがらない。

2. 全面的証拠開示がなければ争点は整理できない。

3. 弁護人に懲役刑まで「準備以外」というあいまいな概念で処することには反対である。

4. 被告人の黙秘権の保障のため、準備手続における不要な主張・立証がなされかねないこと等から制限すべきではない。

5. 連日の開廷や充実した準備手続を行うためには、防御権の保障が十分でなければならず、保釈制度等の改革がなされるべきである。

6. 具体的事例が近年ないのに、新たな規定を設けることは、不要な混乱を現場に持ち込みかねず反対である。(男性、50歳代、京都府)

2. 検察官手持証拠全面開示も是非実現を。連日開廷、防御権の充実を図り、誤判を防ぐために是非必要です。

6. 防御権を十分に保障すること。裁判員制度のもとでは、より積極的に防御権を保障すべきであり、訴訟指揮権等によって安易に防御権が制限されるべきではないと考えます。(男性、50歳代、埼玉県)

1. 無。 2. 警察、検察の持つ全証拠が無条件で開示されるべきである。

3. 裁判批判がまったくできなくなる。今まで不正使用がどれほど問題になったことがあるのか。問題が起これば、その都度、従前の法で処理すれば十分。

4. 検察官の場合は、圧倒的な権力を背景に訴追するのだから当然であるが、弁護人にも同じことを要求するのは不公正。また、無実の証拠が上記理由で排斥されるのは不当。真実が探究されるべきである。

5. 勾留の厳格化、保釈の原則化を徹底すべし。

6. 一体これは何なのだ！今までこんなことが多発していたのか。99.87%という異常な有罪率。刑事裁判には構造的欠陥がある。それが司法改革の出発点ではなかったか。今や刑事裁判は臨終と言わざるを得ない。(広島県)

2. 弁護側からの証拠開示請求に限定を付すべきではない。これでは、どのような証拠があるかわからず、十分な弁護活動ができないし、被告人の防御権保証も十分でない。

3. 開示された証拠の目的外使用の禁止は、正当な被告人の防御活動、弁護活動をも阻害するもので定めるべきではない。(女性、40歳代、秋田県)

1. 新しい準備手続に関しては、公判中心主義を形骸化させないような内容にするよう配慮願います。

2. 検察官手持証拠は、可及的に全面開示という方向でご検討ください。

3. 開示証拠の目的外使用罰則化については反対です。弁護士同士の守秘義務を前提としつつ行う勉強会などで用いても犯罪となってしまうからです。

4. 準備手続終了に伴う証拠申出失権効については、具体的にどのような事情がある場合に「やむを得ない事由」ありとなるのか不明確だと思います。例示が必要だと思います。

6. 刑事訴訟法295条違反の場合に罰則を設けるのは行きすぎのきらいがあります。裁判長のその場での訴訟指揮の巧拙に委ねるべきだと思います。(男性、30歳代、京都府)

1. 被告人の防御権を保障しつつ、連日の開廷、充実かつ迅速な裁判を実現するには、十分な準備期間の保障が不可欠である。

2. 連日の開廷、被告人の防御権の実質的保障のためには、原則全面開示を前提にした十分な証拠開示が不可欠である。検察官手持証拠の原則全面開示を制度化すべきである。証拠開示に関する座長案は、検察官による証拠隠しを許す点で、現行法の域を一步も出ておらず、賛成できない。

3. 被告人、弁護人や支援者等が、冤罪や弾圧事件で、ピラや出版物等により無罪を訴える活動は極めて重要なものである。また、国民の裁判批判の前提として、刑事記録の内容を含めて、裁判内容を知る権利が保障されることが必要不可欠である。ところが、座長案が法制化されると、ピラや出版物に証拠を引用したり、写しを掲載したりなどしたら、被告人、弁護人は過料や刑罰に処せられるおそれがある。支援者の活動、国民の裁判批判も重大な制約を受けることになる。刑罰が適用されるということは、犯罪になるということであるから、警察・検察が被告人・弁護人を捜査することができるようになる。被告人の防御権の行使、弁護人の弁護活動に対して直接圧力を加えることができることになる。また、証拠に基づく、研究活動も制約を受けるおそれが高い。関係者のプライバシーの問題などは、現行法で十分対応可能である。開示証拠の使用そのものについて規制を加えることは、国家による被告人の防御権の行使、国民の裁判批判に対する不当な侵害につながる。したがって、開示証拠の使用そのものについて、いかなる規制も設けるべきではない。

4. 被告人の黙秘権保障という観点や、準備手続においてかえって無用な主張立証が提出されることは避けなければならない。準備手続終了後の被告人・弁護人に対する主張・立証制限を設けるべきでない。

5. 連日の開廷や充実した準備手続を行うためには、被疑者・被告人の防御権の保障、弁護人との十分な意思疎通が図られる必要がある。そのためにも、保釈の原則化、接見交通権の実質的保障が必要である(現在、拘留所の接見時間が不当に制限されている)。

6. まず、国選弁護人について、「出頭しないおそれがあるとき」にまで国選弁護人を選任することができるとしている。これは、裁判所による恣意的な適用を許し、被告人に対する実効的な弁護活動が行えなくなる危険が大きい。このような適用範囲の拡大には強く反対する。

また、具体的な訴訟指揮に関し、座長案は、
ア 裁判長の尋問・陳述制限命令に対し、弁護人等に対する過料の制裁を新設。

イ 裁判長の命令違反に対する過料の決定があっただけで処置請求できるとする。

ウ 弁護人に対し、理由の説明を求めめる手続を削除している。

エ 弁護士会への処置請求を義務的なものにしていく。

オ 弁護士会に対し、弁護人への処置を義務付けていく。

無罪を争う事件等、弁護人としては被告人の権利を擁護するため、時には裁判官と厳しく対峙しなければならないケースがある。ところが、座長案によれば、そのような弁護人は過料の制裁を受け、弁護士会の懲戒手続に載せられることになってしまう。これでは、弁護人は、裁判所の制裁を恐れ、十分な弁護活動を行うことができない。そもそも、弁護人に対する制裁を加えなければならないような事例というのは存在するのだろうか。紛糾するような法廷自体ほとんどないと思われるし、弁護人の不当な行為のために訴訟が遅延したというケースも現在ほとんどない。逆にそのような場合には、裁判所の言動にも問題があるケースなのではないか。こうしたケースは、相互の批判を謙虚に受け止めて、解決すべきであると思う。訴訟指揮権に基づく、命令の不遵守に対する過料、処置請求には断固として反対する。

座長案には、検察官ないし裁判官の不当な訴訟活動に対するチェックという視点は皆無である。証拠開示、取調べ可視化、人質司法の問題を放置したままである。逆に、被告人の防御権、弁護人の弁護活動、国民の裁判批判を規

制しようとしている。しかし、そのような規制について、果たして立法事実があるのだろうか。とてもそうは思えない。検察官・裁判官も誤りを犯すことはあり、それに対し、被告人・弁護人、あるいは国民の批判にさらされなければならない。日本国憲法に立ち返った刑事裁判の充実・迅速化について、きちんと考えていただきたい。(男性、30歳代、大阪府)

2. 座長案のように限定すべきではなく、全面的な開示にすべきである。捜査機関が収集した証拠は、検察の私物・独占物ではない。国民の財産である。被告人には適正手続による裁判を受ける権利が保障されているのであるから、被告人・弁護人にも検察の保有する全証拠について吟味する権利を与えるべきである。迅速で公正な裁判の実現という点からも全面開示が必要である。

3. 座長案には反対する。証拠は国民の財産であり、一部の者が独占するものではない。裁判の公開とは証拠の公開まで含むものである。もちろん、被告人をはじめ関係者の名誉やプライバシーに対する配慮をしなければならないことは当然であるが、このことを理由に証拠の目的外使用禁止を刑事罰付きで定めることは明らかに行き過ぎである。国家権力により違法・不当に刑事裁判にかけられた被告人は、逮捕・起訴されたことですでに蔓延している偏見を克服し、強力な国家権力と対峙して身の潔白を晴らしたり、自らの行為の正当性を明らかにするための特段の努力と工夫を必要とする。孤独にたたかう被告人を励まし、支援する運動が必要なきも少なくない。弁護人や被告人を支援する者が開示された証拠の問題点を具体的に指摘し、批判する文書を社会に発表し、被告人の無実や正当性を理解してもらい、支援を促める活動が現になされている。また開示された証拠を弁護人のみで検討するだけでなく、裁判支援をする市民とともに検討し、市民の感覚での分析をすることが真実発見に役立つこともある。座長案では、これらの活動が「当該被告事件の審理の準備」をはみ出すものとして違法視される危険がある。被告人の権利救済のためにできるあらゆる活動をしなければならないときに、もっとも重要な証拠の活用について、被告人および弁護人を罰則でしぼることは、被告人の防御権、弁護人の弁護活動に重大な影響を与えることになる。座長案はとうてい認められない。

4. 被告人・弁護人に争点明示義務を課して、新たな主張・立証を制限することには反対である。無罪推定の原則のもとでは、被告人・弁護人は検察の立証に対する弾劾を行うことが基本活動である。弾劾の方法は唯一特定されるものではない。裁判は生き物であり、検察の立証の進展に応じて、被告人・弁護人的とする争点が移動することも許される。的を設定する検察官は当然争点明示義務があるが、立場の異なる被告人・弁護人にこの義務を課することは許されない。さらに言えば被告人には憲法上黙秘権が保障されているのであるから、準備手続において争点明示義務を課すことは背理である。

5. 捜査段階の身柄拘束期間を現在の最大23日から大幅に短縮する法改正を行うべきである。起訴後の保釈についても、現在のように、権利保釈においても安易に「罪証隠滅のおそれあり」として不許可にするのではなく、原則保釈を許可するようにすべきである。そのために必要であれば法改正を行う。裁判員制度のもとで迅速で適正な審理を行うためには、被告人が早期に社会に出て裁判準備をすることが必要である。身柄拘束された状態では、被告人の職業喪失、家族の経済的・子育てなどの困難がもたされ、裁判を準備し、遂行する費用もつくりにくい。

6. 座長案の国選弁護人選任、命令不遵守に対する制裁、裁判所への措置請求に反対する。弁護人の不出頭という例は近時は皆無であり、立法事実がない。仮に誤った弁護方針にもつき不出頭があったとしても、そのことは弁護士倫理の問題として、基本的には弁護士の相互批判を通じて解決されるべき問題である。座長案では、「不出頭」について「正当理由」の有無を問わないし、「おそれ」という漠然とした要件だけで「国選弁護人選任」をすることで認めている。裁判所の不当な訴訟指揮に毅然と反対し、道理を説こうとする弁護人の活動を嫌悪・敵視し、裁判所が勝手に「不出頭のおそれあり」とする危険もある。弁護人の尋問・陳述制限についての座長案も弁護権を甚だしく侵害するものである。重複尋問等をめぐり裁判所と弁護人の意見が異なるときには、現行法の異議・裁判官の忌避制度ルールのもとで解決すればよいのである。座長案のように、裁判所に「弁護人に対する制裁権」を与えるならば、裁判所はもはや公平な第三者とはいえなくなる。裁判官が一時的な感情にかられて、行き過ぎた訴訟指揮権を行使し、これに対し弁護人が正当な反論をしたときに、裁判官が制裁権を行使するというのではもはや審判者としての立場ではなくなり、余計に混乱をもたらすだけである。(男性、40歳代、神奈川県)

1. これについては特に異論はない。

2. 基本的には検察官手持ちの証拠物件はすべて開示されるべきである。もっとも、特に開示することによって証拠隠滅のおそれがある場合は開示しなくともよいが、そのような理由が十分証明された場合に限るべきである。少なくとも、証拠の標目はすべて開示されるべきである。冤罪が開示されなかった証拠に基づいて明らかになったという事実を謙虚かつ厳粛に受け入れるべきである。なお、少なくとも事件が再審に持ち込まれたような場合には、手持ち証拠はすべて弁護人に開示すべきである。

3. 反対する。個人の名誉やプライバシーさらには訴訟の審理に著しい障害を与えない限りは、目的外使用も許されるべきである。

4. 反対する。刑事事件においては、真実の発見が何より大事であり、手続に遅れたら真実と違ってても処罰されても仕方がないといったアメリカ流の司法文化を日本に入れるべきではない。やり方が悪かったので無実でも有罪にされるなどということが許されてはならない。仮に、不当な目的で主張や証拠を後に出すことがあっても、それが正しい主張であり証拠であれば、後からでも許されるべきである。不当な目的で後出しをしたということに対しては、別途制裁が加えられることには反対しない。

5. 現在の人質司法は抜本的に改められるべきである。

6. 今このような制度を導入することには反対する。立法事実がないのに立法しようとするのであれば、不当である。立法事実があるというのであれば、それを詳しく検証する必要がある。(男性、50歳代、宮城県)

1. 座長ペーパーは、起訴状一本主義・予断排除原則への理解を著しく欠くか、あるいはこの原則が非常に脆く危殆に瀕することを軽視し「たかをくくっている」としか思えない。争点・証拠の整理を、起訴状朗読・権利告知・被告人・弁護人意見陳述を含む第1回公判前に行うことは、まさに予断を有すること以外の何ものでもない。準備手続が必要な事案がかりにあるとしたら、それは当該裁判所(審理体)とは別の「裁判官」に関与・担当させるべきである。

2. 弁護側開示要求証拠に「争点に関する」「一定類型」という制約を課することは反対である。本来確実に「合理的疑いを入れない」有罪立証ができる証拠関係があるのなら、それはどのように開示して、被告人・弁護人の検証にさらしても揺るがないはずである。逆に、過去の冤罪事件多数を観察しても、検察官が、被告人・弁護人側が想像もできなかったような内容・性質・争点の証拠を隠蔽しており、それがたまたま判明・開示された結果、無罪認定(再審や上訴審無罪)の決め手となった例は枚挙に暇がない。あらかじめどのような類型の証拠の開示を求めるのか、特定することは被告人・弁護人には困難である。また、そもそも訴訟の進行に従って、有罪無罪の分岐点となる争点が変わってくることは現在ままある事態であるし、そもそもこのように「争点が変わってしまうこと」の最大の元凶こそ、検察官が証拠開示に極めて消極的で、手持ち証拠を全面開示しない(目録すら示さない)ことである。したがって、検察官手持ち証拠は、全面開示、すなわち少なくとも取調請求予定証拠以外の書証・物証についても、すべての目録を開示することが絶対不可欠である。取調過程の全面的録音録画と並び、これこそが最も「裁判迅速化」に資する手段であることは火を見るより明らかであり、これに限定を加えようとする(としか思えない)座長ペーパーは、本来の提案趣旨を実現しようとする気がないのではと断じざるを得ず、不可解とする(なお、検察官以前に、警察官に、例え現場での採取指紋をすべて厳重保管し断罪しないこと等も、現状の冤罪係争事件の実態に鑑み、当然厳格に義務づけるべきである)。

3. 絶対に反対である。座長ペーパーでは、当該事件に限らない不当冤罪(再審申立)事件の合同弁護団会議や、集会、裁判所・判決の不当性を訴えるシンポ・集会(当然、司法制度の発展のためにも、これら批判的検証・議論は最大限許されるべき)等への使用が、ことごとく萎縮されかねない。過剰決定も不当であるが、ましてや懲役刑も想定す

など「論外」である。そもそも、開示証拠なかつく書証すなわち調書や報告書はれっきとした「公文書」であり、公開が原則、プライバシーや名誉権侵害による制約が例外であるし、後者の制約は現行法上の民事刑事手段(名誉毀損罪)などで十分対処可能である。新たにあえてこのような制約を行うこと自体、まさに「裁判所や訴訟進行自体に対する批判・世論形成」自体を圧殺しようという目的でなされた提案としか考えられない。

4. これも、上記述べたように、全面的証拠開示のない現状では、準備手続後に(極端な場合は有罪確定・再審段階で)新証拠発見(=当然、多くの場合新しい争点提起)という事態はままあり得る。したがって、公訴提起の上有罪立証の責任がある検察官はさておき(検察官について片面的に、このような制限=民事的表現をすると「失権効」を肯定することは政策的にあり得る)、弁護人にこのような争点提起・証拠提出の機会を封じることは、それだけ「無罪立証の機会」を剥奪することになり、根本的に正義に反する。(「やむを得ない事情」がいかなる事情か、裁判所が嚴重にこれを解すれば解するほどそうなるのは必定である)そもそも刑事裁判は、本来無罪推定を受けている被告人があえて「有罪」と認定できて刑事罰を科することが適正妥当か(科する場合はその量刑)を、検察官の提起した公訴事実及び提出証拠の検証することで確認する手続にほかならない。嚴重な検証のためには、検察官提出証拠はあらゆる批判・試験に耐えねばならないのであって、弁護側からこれを弾劾する証拠の提出はもともと制限されるべきではない(制限は極めて謙抑的でなければならない)。

5. 身体拘束制度について、ペーパーが言及していない点も、この私案の大きな欠陥である。日本の現状のごとく、安易に勾留を認め厳格に保釈を認めず(保証金も暴騰している)ことで長期間の身柄拘束を、しかも外部との面会・接見交通をもともと大きく制限し(ときに弁護人との接見すらしばしば不当に制限・妨害され、また盗撮等され秘密接見交通権が侵害され)、さらに近時の裁判所の運用として極めて安易に接見禁止を乱用している国は、少なくとも先進国中には皆無である。また、捜査機関に隣接し、取調時間も随意自由に設定でき、不当虚偽白の温床となっている「代用監獄」制度も存知されたままであるが、その点の是非(当然不当であるのだが)についても、何一つ言及されない。見識を疑う。もちろんこれは、被疑者被告人と弁護人との意思疎通の上でも大きな障害となり、訴訟遅延の一因ともなっている。保釈が原則であること、接見禁止の例外性等を確認し、それが達成されるような方策を提言すべきであるし、代用監獄の可及的廃止も提言すべきである。

6. そもそもこのような制裁規定を必要とする立法事実がない。そもそも、弁護人が公判期日不出頭(途中退席も含む)したり、裁判所の訴訟指揮に抗う場合の事象の多数は、我が国においては、裁判官の極めて不当な訴訟指揮、すなわち弁護側請求証拠の不当却下、弁護側請求証人採用の制限、尋問・陳述の不当な制限や、これら措置に対する異議申立(異議や忌避申立)に対する却下・簡易却下が横行しているという実態が前提であって、それらに対する、万やむを得ない最終的手段として行われる事例が多々ある。被告人の権利・利益を保護するためには、弁護人としてはこれらの措置を執らざるを得ない場合があるのである。なお、訴訟指揮不服従に対する法廷侮辱罪をたしかに採用している立法例は欧米にある。しかしこれら諸国では、裁判官自体がいわゆる「法曹一元」採用で硬直したキャリアシステムではなかったり、証拠開示や取調可視化が格段に充実しており、そもそも日本よりも裁判所の訴訟指揮が不当であるとして抗わねばならない事例が、格段に少ない・手当がされている場合に、それでもあえて裁判所に逆らったという場合の制裁である。前提状況が全く異なるのである。なお、座長ペーパーのとおり「裁判所から弁護士会ないし日弁連への通知「措置請求」(懲戒請求?)」がなされても、このような現状においては、日弁連や弁護士会としては、裁判所による懲戒請求自体の多くを「そもそも不当な弁護権侵害であってお門違い」として却下(不処分)として通知することが大半でないかと思われる。

総論でも述べたが、座長ペーパーは、「充実・迅速化」を目的とすると標榜されているが、充実・迅速化にとっても有効な手段である証拠開示について極めて不十分な提言内容である上に、もう一つの決定的有効手段である取調可視化を一顧だにしていけない点で、俗語的に言うところの失礼だがあえて直言すると「頓珍漢」の極地である。それらがなされないのに、逆に、予断排除原則を危殆に瀕させる、事前準備手続(審理体が担当するなら)、無罪の不処罰・消極的実体的真実主義という現行刑訴・刑事裁判自体の目的を危機に晒す、目的外証拠使用制限(現行法の対処で十分)、とくにそのための弁護活動を縛り、圧迫しかねない争点確認後の拘束(失権効)導入や、現実の刑事裁判の実態を無視した訴訟指揮権の無闇な強化などの提言がなされているのは一体どういうことか。提言者たる座長は、司法制度改革審議会意見書の意義を根底から理解していない・誤解しているとしか言いようがないし、現状の刑事裁判についての事実認識も誤っているか、もしくは偏っているのでは強く疑われる。(不特定多数相手ではないが、あえて名誉毀損的表現をおそれないで記すと、本当に現行刑事訴訟法の精神を理解している刑事法学者か、メンタリティを疑う。)このペーパーの提言内容にそのまま忠実に従うと、今でも「刑事裁判は死んでいる」と言われている実情が、刑事裁判は前以上に惨たらしい死に方になった」ことになりかねない。(男性、30歳代、京都府)

2. 捜査側の証拠隠しを認めるべきではなく、一定の類型に属する証拠と証拠の標目は、請求がなくとも開示すべき。
4. 被告人や弁護人に、準備手続での主張義務や主張・立証制限などによる強制をすべきでなく、むしろ、全面的な証拠開示等で主張が可能な状態を作るべき。現在は、主張したくてもできないのが実情。

3. 開示された証拠の目的外使用の禁止や罰則の新設は反対。現在の刑訴法47条で十分に目的は達することが可能。

6. 弁護人の不出頭や訴訟指揮権に基づく命令違反に新たな制裁規定を設けるのは絶対反対。現在でも法廷等の秩序維持に関する法律で監置や過料があり、新たな制裁規定は有害無益。法廷は理性が支配する場であればならず、権力行使は抑制的でなければならないが、制裁規定の新設は、権力行使を野放しにし、法廷を荒れたものにすることにしかつながらない。(男性、50歳代、東京都)

1. 被告人の防御権の保障、そのための十分な準備期間の保障が重要であり、今回の案は拙速にすぎる。
2. 証拠開示の要件が厳しすぎる。もっともっと広く認めるべきである。同時に、全証拠の目録の開示も制度化すべきである。

3. 検察官証拠の多角的な研究、多くの人々の意見を聴取する必要がある。そのため証拠の使用は不可欠である。また、裁判批判、裁判研究のための証拠の利用も禁止されるべきではない。また、過料、懲役、罰金の制裁は不要である。名誉毀損その他で対処すれば足りることである。

4. 検察官についてはともかくとして、調査能力がなく、準備の時間が限られている被告人・弁護人については、このような規定は、無罪の主張と立証を封じ込めるためのものとして機能することは容易に想像されるので、削除すべきである。

5. 現在の逮捕・勾留とくに勾留の安易な実施、接見禁止処分の安易な実施を改める必要がある。接見交通ももっと自由にすべきである。また、保釈の厳しい運用も改めて、もっと拡充すべきである。

6. 不要な規定であり、削除すべきである。適切さを欠いた訴訟指揮権の行使がむしろ問題であり、それを、もっぱら被告人・弁護人に不利益を課するのは誤っている。(男性、50歳代、石川県)

1. 座長ペーパーと同意見である。 2. 座長ペーパーと同意見である。(東京都)

3. 刑事訴訟において、刑事弁護人あるいは民事代理人として被害者から情報開示を求められる事例があり、そのような事例において被害者に対し情報を開示する場合についても、示談交渉のため正当な理由がある場合として開示可能となるような手当をしていただきたい。(男性、30歳代、長崎県)

1. 裁判員裁判を実現する上で裁判を迅速・継続的に行うことは必要不可欠です。ただしそれは被告人や弁護人の弁護権が十分行使できることが前提です。裁判所の行う準備手続においてその点についての十分な留意が必要です。

2. 迅速・継続裁判を行うためにはあらかじめ訴追側の持っている全証拠(少なくとも目録は全部)の開示と、それを吟味する十分な時間が確保されなければなりません。裁判になって、または近接して開示された証拠は提出できないようにすべきです。

3. 証拠の目的外使用の内容や範囲がはつきりしません。被告人や弁護人の防御活動が制限されることになります。

現在でも証拠は開示されており、特段問題は生じていません。また、この問題は裁判員制度に関する問題ではありません。弁護人に問題があればそれは懲戒等の手続で処分されれば十分です。目的外使用禁止がなぜ被告人や弁護人だけが対象になるのでしょうか。検察官や裁判官は対象にならないのでしょうか。

4. 原則はこれでいいと思いますが、あまり厳格に運用すると問題が生じます。そこでこの規定は努力義務とし、裁判官の裁量で時機に遅れた主張を排斥できる程度にすべきです。

5. 現行の保釈の運用は全く原則と例外が逆転しています。はっきり言って裁判官は検察官の下僕です。身柄の原則釈放は迅速・継続裁判を実現するための前提です。

6. 全く不要の規定です。弁護士の懲戒についてだけ規定していることから見ても弁護人の尋問制限を目的としていることは明らかです。(男性、60歳、東京都)

1. 十分な準備期間を保障すること。 2. 検察官手持証拠の原則全面開示を制度化すること。 3. 制裁規定を設けるべきでない。 4. 準備手続終了後も被告人・弁護人に対する主張・立証制限を設けない。 5. 被疑者・被告人の身柄拘束制度を抜本的に改善すること 6. 命令不遵守に対する新たな制裁規定は設けないこと。弁護人不出頭に対する新たな制裁規定等は設けないこと。(男性、山形県)

1. 被告人の防御権を十分に保障するためにも、十分な準備期間が必要です。

2. 原則全面開示を前提とした十分な証拠開示が不可欠です。

3. 制裁規定を設けることには絶対反対です。弁護活動の一環としての活動への不当な制限となる危険が大きいです。

4. 設けるべきではありません。被告人の黙秘権保障の観点から。

5. 代用監獄の廃止、保釈制度の抜本的改革が不可欠です。

6. 絶対に反対です。弁護士自治との関係でも大問題です。(男性、60歳代、千葉県)

2. 「一定の要件」の中身次第では、骨抜きのおそれ。 3. 民事損害賠償事件に使うことも?

4. このような規定が必要なのか?

1. 十分な準備期間を保障すべきである。 2. 連日的開廷、被告人の防御権の実質的保障のため、全面開示を制度化すべきである。 3. 制裁規定を設けるべきでない。 4. 被告人の黙秘権の保障という観点から上記制限は設けるべきでない。 5. 保釈の原則化や接見交通権の実質的保障が必要である。 6. 命令不遵守に対する新たな制裁規定等は設けないこと。(男性、80歳代、東京都)

1. 十分な準備期間を保障すること 2. 検察官手持証拠の全面開示 3. 禁止すべきでない。 4. 主張、立証制限はしないこと。 5. 制裁規定は設けない。(男性、60歳代、岡山県)

3. 不賛成 6. 前段はともかく、後段は不賛成。(男性、東京都)

1. 十分な準備期間が欲しい。 2. 全面開示を制度化してもらいたい。 3. 制裁の必要はない。 4. 主張、立証を制約すべきではない。 6. 制裁の必要はない。(男性、70歳代、秋田県)

1. 公判を担当する裁判官には関与させるべきではない。証拠能力の有無は有罪・無罪の判断に直結することが多いので、公判で扱うべき。 2. 検察官手持証拠は、事前かつ全面的に開示されなければならない。 3. このような規制は不要。 4. 被告人には黙秘権があり、立証責任は検察官にある。したがって、被告人・弁護人には失権効を認めるべきではない。 5. 身体の拘束は必要最小限度にすべき。 6. このような規制は不要であり、有害。(男性、京都府)

1. 十分な準備期間を保障すること。 2. 原則全面開示を制度化すること。 3. 制裁規定を設けるべきでない。

4. 主張、立証制限は設けるべきでない。 6. 設けるべきでない。(男性、東京都)

1. 賛成。 2. 一定類型、一定要件は不要 3. 賛成。 4. 賛成。 6. 賛成。

1. 趣旨賛成。ただし予断排除原則を貫くべきで、そうすると現在の実務以上にどの程度の充実策があるか疑問。制度論でなくて、当事者の能力論だ。

2. 賛成。必要です。

3. 公開の法廷で明らかになった範囲は除外されるべきではないか。

4. 論旨賛成。やむを得ない理由」の有無・当否について審理の余地が与えられるべきです。

6. 決定に先立ち弁明の機会が付与されるべきで、正当理由をめぐる審理の必要がある。(70歳代、岡山県)

(市民の裁判員制度つくり会作成の設問に対して寄せられた意見)

【市民の裁判員制度つくり会作成の設問様式】

「裁判員制度」に関して、井上座長私案が出されました。これに対する私の意見は以下のとおりです。

1. 裁判官と裁判員の人数

(井上座長私案) 裁判官3名対裁判員4名(5~6名も検討する)

(私の意見 理由) 裁判官() 裁判員()

2. 評決の方法

(井上座長私案) 合議体の過半数で決める(単純多数決)ただし、裁判官1名以上及び裁判員1名以上の賛成が必要

(私の意見 理由)

3. 年齢制限

(井上座長私案) 25歳以上

(私の意見 理由)

4. 対象事件

(井上座長私案) 死刑または無期懲役・禁錮に当たる罪(刑法77条を除く)または、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた場合

(私の意見 理由)

5. 裁判員への罰則

(井上座長私案) 裁判員などが理由なく出頭しないとき、秘密を漏洩したときは、懲役または罰金を科す。裁判員候補者が裁判所からの質問に対し虚偽の回答をし、または回答しないときは、過料に処する。

(私の意見 理由)

6. メディア規制

(井上座長私案) 何人も、裁判員が職務上知りえた秘密を知る目的で裁判員に接触してはならない。報道機関に偏見報道をしない配慮義務を課すことを検討

(私の意見 理由)

7. 証拠開示

(井上座長私案) 検察官手持証拠の事前・全面開示は行わない。開示された証拠を目的外に利用した弁護士などに罰則を課す。

(私の意見 理由)

8. 控訴審

(井上座長私案) 控訴審に裁判員は関与しない。裁判員制度で一審の判決が出たとしても、これまでどおり、高等裁判所で、一審判決と反対の判決を出せる。

(私の意見 理由)

9. 裁判員が参加しやすくなるための措置

(井上座長私案) 日当を出し、裁判員の個人情報保護する。
(私の意見、理由)

10 その他自由記載

1. 裁判官3名に対し、素人の裁判員を4名とするのは、少なすぎる。威圧的な態度がないとしても、やはり、素人としては萎縮し、自由に意見が言える雰囲気ではなくなる。日弁連が作った映画をみましたが、あのくらい(9名位?)の裁判員が望ましいと思うし、それであれば、私も参加して意見を言えるのではないかと思う。
 3. 年齢が25歳以上に必要性が分からない。選挙権を持つ20歳以上というのが一番妥当だと思う。
 5. 招集され、協力したにもかかわらず、懲役刑を科されるとするのは、脅かし・強権的な印象を持つので反対である。守秘義務は大切なことであるが、それに違反したなら、罰金というのは仕方ないにしても、身柄を拘束するというのは、国家の強権発動的な印象を受け、反発を覚える。(女性、30歳代、京都府)
 1. 裁判官は、1、2人。裁判員は、6人以上。裁判官が多いと、裁判員は意見が言いにくい。裁判員が少ないと、偏った性格の人に審議が先導されやすい。
 2. 評決は、基本的に全員一致。特例として2/3か3/4の賛成多数とする。全員一致を目標に、しっかり審議をするというと思う。裁判は、裁判所での口頭でのやり取りを基本とする。裁判を実際に見たり聞いたりして判断することは、年齢・学歴など様々な階層の裁判員にとって大変重要なことだと思う。
 7. 証拠は、検察側?と同じように、裁判員に開示してほしい。公平な裁判をするため。
 9. 裁判員に選ばれた人が、裁判に出やすいよう、環境を整備してほしい。保育・介護をしている人、会社員、自営業の人など、幅広い意見を裁判に生かすため。(女性、50歳代、愛知県)
 1. 裁判官1~2名、裁判員11名。裁判官は、3名は不要。3名では裁判官同士で議論が進み裁判員の発言機会がなくなる。法律事項は裁判官だけでなく裁判員も関与すべき。裁判員が加わる以上裁判官3名による事件とバランスを失することはない。座長案は裁判員の存在を無視しており市民を愚民視していると言わざるを得ない。合理的な疑いが残らないまでに有罪が立証していれば裁判員の数が多くとも議論は自ずからまとまる。
 2. 全員一致。やむを得ない場合のみ特別多数決(4分の3程度)。現行裁判は、2対1の多数決。即ち3分の2であり過半数ではそれより後退。仮に裁判官3人裁判員4人の場合、裁判官3人が合意すればあと裁判員4人中たった1人がそれに賛成すればよいことになる。これではほとんど裁判員制度の意味はない。
 3. 20歳以上。定住外国人を含むべき。法により20才をもって成年となる。当然20才以上を対象とすべき。25才以上と主張する人の良識を疑う。
 4. 法廷合議事件及び被告人が望んだ場合。ただし、それに先立ち死刑制度を廃止すべき。市民が死刑という殺人に関与することはあってはならない。裁判員制度導入の前に死刑制度を廃止すべき。死刑制度は国際人権規約委員会より廃止を勧告されている。法廷合議事件以外でも被告人が望めば対象とするべき。77条を除く理由はない。裁判官の判断で裁判官のみの裁判にするというのは裁判員制度を骨抜きにするための意見。とんでもない暴論。
 5. 検察が有する証拠のすべてを開示するべき。国際人権規約委員会より勧告されている事項であり当然のことである。裁判員制度を導入しても今のように検察に不利な証拠が隠匿されるなら公正な裁判は期待できない。(男性、50歳代、奈良県)
 1. 裁判官2名。裁判員11名。試案では1名差の力関係で裁判官の考えが通りやすくなるかと思えます。市民社会の各層・年齢層を確保し、民主的(裁判)会議運営のためには裁判員の数は二桁必要と考えます。
 2. 原則全員一致と考えます。被告人の人生にかかわる決定は責任をもって全員一致を求めていくものと考えます。全員一致が得られないときは評議を続け全員一致を求めていき総計4回の評議を行っても全員一致が得られないときには、2名の裁判官の一致と裁判員9名の一致を評決とできることを考えては現時点では思いません。諸外国の類似制度について詳しくないのですが、全員一致を得られないのならば、再度裁判官・裁判員を入れ替えて裁判を開く、あるいは、2度裁判を行って全員一致を得られないときは無罪とするなども考えられるのかもとも思います。
 4. 市民サービスに関わる行政裁判に裁判員が関わることを検討していただきたいと思えます。
 7. 原則事前・全面開示とすることがよいのではと思えます。
 9. 法的義務を果たす裁判員が不利益を被らない参加保障を考えていただきたいと思えます。(男性、40歳代、東京都)
 1. 法律家だけの手続だった裁判に市民が加わる意義は、法廷に多様な経験や価値観が持ち込まれる点にあります。被告人、被害者双方の立場や思いに様々な角度から光を当てられる制度にするために、裁判員は最低10人とすべきだ。20代から60代までの男女が1人ずつ入ってくる可能性がある開かれた数、それが10人だ。間口を広げれば、評議でリーダーシップをとれる優秀な人が選ばれる確率も高まる。コンパクトな規模を唱える人は、プロが素人に数で押されて、これまでのやり方を壊されてはかなわないと思っているのではないか。市民の新しい目加わるのだから、裁判官は多くてもベテランと若手各1人の計2人でよい。若手は、将来、裁判員制度における良き裁判長になるために経験を積む、という意味合いで参加させる。原則として裁判官は1人の方がよい。複数では市民の裁判員が帰った後、裁判官同士で話し合いができる。これでは裁判員がいなくてところで判決の方向が決まってしまう、裁判員制度が有名無実化してしまう。私の取材経験では、合議体を組んでいる3人のうちの中堅判事は自分が1人で担当している別の事件の審理で忙しく、実質は裁判長と若手の判事補で決めていることが多いと聞く。2人にしても、実務上そう問題があるとは思えない。
 3. 井上座長試案では裁判員は25歳以上とされたが、賛成できない。被告人に20歳の青年がいれば、その年代的な考えを推し量れる同世代の裁判員がいることは有益だと考える。プロの裁判官や検察官は制度上、若くても25歳くらいだから、それ以下の者には正しい判断などできないという感覚を持っているのではないか。視野が狭すぎる。
 5. 評議の場で誰がどんな意見を言ったかを裁判員が漏らすのはいけないと思う。だが、発言者を特定せずに、評議はどのような雰囲気で行われ、どう進んでいったか、自分はどんな意見だったかを話すことまで縛る必要はない。むしろ裁判員としての経験を周囲の人々に語ってもらうことを考えるべきだ。そうでなくては社会の理解は深まらず、この制度は根付いていかない。そもそも「心の中にあることをしゃべるな」と法で強いるなど不可能だ。社会に奉仕するため仕事や家庭の一部犠牲にするうえ、犯罪を犯す可能性まで背負われるようでは、裁判員のなり手などいなくなる。
 6. 今の報道のあり方がいいとは思っていないが、法で縛るのはまた別の話だ。メディアを規制できるのは受け手しかない。法で縛れば、メディアにとってビジネスチャンスが生まれる場合もあるわけで、法規制すれば問題が起きないという考え方は安易である。
- 模擬裁判に参加した経験から言うと、量刑判断がとて難しかった。人の自由を奪うとはどれほどのことなのか、裁判員は悩むと思う。どんな事件で、どれだけ刑が言い渡されてきたのかを法律家が説明するのはもちろんだが、懲役や禁錮とはどんなものを市民が知る必要がある。刑務所の情報を開示し、模擬房への泊体験を認めるくらいの発想が欲しい。現在の制度設計の議論の根底には、裁判官は一段も二段も上にいる絶対的な存在であり、市民は信用できないという発想が透けて見える。そもそも裁判所や裁判を透明化するための裁判員制度であるにもかかわらず、裁判員を裁判所の密室の中に取り込もうとしているように見える。市民の健康な良識・常識がのびのびと反映される裁判員制度を作り上げていただくよう、御願い申し上げます。(男性、40歳代、大分県)- 1. 裁判官3名、裁判員6名。多くの裁判員を求める傾向のある人々は、そもそも陪審員制を支持している方達でしょう。様々な民間人参加・参画の審議・協議・検討委員などに参列してつくづく思うことは「参加人数が多ければ多いほどよいというものではない」という事実。話し合いの時間量と中身の質とは無関係。6名が上限と考えます。
- 2. 裁判官3名対裁判員4名の場合、裁判員1名以上の賛成ということなのだろうと思えます。仮に、裁判員6名とした

場合、賛成2名以上に設定しないと、あまりにも判決に民意が反映されにくいのではないかと思います。

3.特に異議なし。20歳以上にすべしとの声が多いようですが、選挙権獲得年齢と単に合わせただけの主張に思われ、個人的には疑問に感じます。社会人の尺度としては25歳は妥当と思われる。

4.特に異議なし。

5.私は妥当な罰則だと思います。罰則に真っ向反対を唱える人々というのは、二言目には「強制だ、押し付けだ」と主張するイデオロギスト達でしょう。

6.当然の規制です。メディアスクラムに対し、何ら反省の姿勢を示さぬ報道関係者たちを一番苦々しく思っているのは他でもない裁判員となる国民サイドです。

7.これも当然のことと考えます。100%の情報公開、100%の知る権利を主張する思想・信条の持ち主がいるが、私には全く理解できません。プライバシー等公開すべきではない情報は厳然として存在しますから。

8.特に異議なし。

9.やはり、手当てを出すことはやむを得ない措置と考えます。個人情報保護は必須の条件です。

10.2000年に二弁の「市民モニター」に参加して以来、あくまで国民の一人として様々な司法改革関連のシンポジウム、勉強会に出向いて独学を重ねてきました。全く法律には門外漢の国民の方が圧倒的多数を占めるわけですが、その国民の社会意識というか、「国民としての義務・責任」を認識している国民の割合がいかに低いことか、つくづく情けなくなるばかりです。そんな無知・無関心の色濃い戦後日本人にとって、司法参加が大きな飛躍の一步となるか、笛吹けど踊らず状態のままなのか。相変わらず、ごく一部の熱心な市民運動家たちの独壇場となっている現状に不快感も覚える私です。すべての主張は話半分(以下)に聴くようにしています。(女性、東京都)

1.人員を判断する見識がありません。 2.意味が分かりません。 3.30歳以上。

4.そこまで絞らずとも犯罪全般を対象とすべきとは思いますが裁判員を数多く用立てることもまた問題だと思う。

5.冗談ではないと言いたくなります。こんなことをするならばこの制度を止めて欲しい。

6.これは当然のこと。

7.この項は裁判員と何の関係があるのか意味が分からない。

8.ということば、市民判断は高裁以上には無用ということか。では、何のための動員でしょう。

9.当然の処置

10.裁判員制度をつくるに一度出席し、社会人としてはごく標準的人間と思っている私が以上のような理解度や答しかできません。そのことにおいて、この制度がいかに無理なことを試みようとしているか不安に思えてなりません。すなわち、目的は、俗に言う世間知らずの裁判官がいたとき、そんな人のためにこうあるべき判決が歪められてなるものか、という発想から生まれた制度であると認識しております。そんな大それた場に、市民を無作為に選抜し強制して果たしてどんな結果が得られるか、私には疑問に思えてなりません。即ち、一般市民の50%の人間が事の判断を自分で決定できる状態にあり得ない。一般市民の20%近くの人が今や非常識人化している(そのうちの30%は犯罪性を有する人間がいるといっても過言ではない)。つまり、この問題に対処可能なまともな人は2人に1人しかいないということである。第一、この私でさえ、その一人の端くれに入れることや。井上座長の評価の以前に、私はそこで行き詰まっております。(男性、東京都)

1.裁判員1名、裁判員9名。陪審に近付ける必要あり。 2.3分の2以上が必要。 3.20歳以上で可。 4.パサブル 5.刑法で十分。 6.不要。自主規制で可。 7.全面開示要。当初はリストでも可。誤判をなくすため。

8.無罪は一審で確定。疑わしきは被告人に利益にが原則。 9.パサブル 10.証拠開示が根本。これが変わらないと、裁判員制度は機能不全に陥る。(男性、埼玉県)

1.裁判員3、裁判員6。市民参加を中心に考えれば、裁判官の2倍は必要。一方的に決められたらたまらない。

3.選挙のことを考えたら20歳なので、23歳以上。 4.懲役15年、20年等も対象にしていく。死刑が無罪もあり得る。証拠だけでやられてはたまらない。 5.このような厳しい処理では、市民参加ができなくなる。出頭しないときは理由があるし、答えたくない(答えられない)場合もある。秘密といっても程度問題で、懲役は余りにも重すぎる。

6.偏見であるかどうか。公的な場をつくり、その場で自分の意見を発表したらどうか。反対、賛成意見を第三者の意見も聴くこともできる。 7.証拠は見せてもらった方がよいと思うが。 8.一審の判決が出る前に議論すべきである。関与していく。 9.日当を出すのは賛成。裁判員同士の意見交換は必要。(男性、埼玉県)

1.裁判員 1、裁判員12。裁判官と裁判員が互いに対立する存在として考えるのではなく、犯罪は我々が形成する社会そのものが産み出すと考えるべきで、犯罪者は生まれながらにその素質を持っていると考えるべきではない。したがって犯罪が発生した原因は何か、全員協力して考えその罪を決定すべきである、と考える。民主主義の原点。

2.反対。裁判員全員一致が必要。我々が形成する社会がその犯罪を産み出した、と言う観点に立てば社会を構成するすべての人に責任がある。それと半分が無罪で、半分が有罪などおかし。

3.反対。20歳以下が良い。若い人の古い慣例というか因習等にとらわれない見方も必要。時代はどんどん変化していく訳だから、裁判の世界でも変わっていくべきである。

4.反対。我々が形成する社会はありとあらゆる犯罪も善行も産み出すと考えれば、犯罪の差別化は難しいのではない。ただ軽微な罪にまで多くの経費をかけることは市民の負担ばかり増えて合理的でないと考える。

5.反対。市民としての義務を果たさないからという理由で即罰は本末転倒。自分達が参加している社会での犯罪ゆえ全員で考える必要があるという社会常識を育む必要有り。つまり選ばれた自分達は義務を果たすために市民を代表しているのだという。

6.反対である。だいたい誰が偏見報道を判断するのか?。又すべて情報公開の原則にたてば、無理やり聞く必要はないはずだ。

7.反対。検察官達は税金を報酬として貰っているのである。つまり市民から提供された税金で生活しているのだから、彼らが集めた情報はすべて公開されるのが当たり前である。

8.反対。おかしいでしょう、裁判所が色々な階級があること自体。下級裁判所と高等裁判所でどんな違いがあるのでしょうか?。正義がキチッと行われるのであれば何度も裁判が開かれる必要などない。

9.賛成。裁判官、検察官などは税金で生活も身分も保障されている。一般の税金を払っている庶民だけが手弁当というのはおかしい。個人情報保護というがなぜこんなことをわざわざ言わねばならないか?。

10.現行の裁判制度では裁判官も検察官も内々の評価だけで公にその職務の遂行具合が評価されない。それゆえかばい合いが生じ、誤った裁判を行っても、退職金も給与と全額支給される。やはり何らかの方法で市民による評価制度とそれに基づく罰則も必要である。しかし現在の最高裁の裁判官の任命選挙のようなばかばかしいことは止めなければならない。人物について何も分からないのに裁判官にふさわしいかどうかなど分かるはずもない。なのに投票しと。(埼玉県)

1.裁判員2、裁判員10。裁判員が5倍くらいいなければ、裁判官に引きずられる。 2.5分の4以上の賛成が必要。全員一致が望ましい。 3.20歳以上。選挙権尊重が当然。 4.すべての裁判に適用すべし。 5.反対。裁判員になり手がなくなる。 6.自主規制に任すべし。 7.証拠の可視化、全面開示が必要。証拠の任意性をめぐる無用の裁判をなくせる。 8.死刑と無罪を除けばOK。 9.交通費も含め、勤務先の公休扱い等、具体的な対策が必要。 10.推進本部の討議は、全体を通じて、審議会答申を後退させようとしているふうに見受けられる。後世の物笑いの種にならないよう、国民主権、人権尊重に立脚した視点を回復するように望む。(男性、東京)

1.裁判員1、裁判員10。裁判官と員がほぼ同数では、専門家である官の意向にしかならない。 2.「裁判員1名以上」は削除。過半数でなく3分の2以上とする。 3.20歳以上。 4.すべての裁判。 5.反対。 6.反対。 7.全面開示以外あり得ない。 8.無罪を除く。 9.当然。

1.裁判員3、裁判員10。専門家に言いくるめられないよう、10名は必要。できるだけ多くの市民が参加してほしい。

2.賛成。裁判員も同等の1名である。 3.賛成。 4.不明。(埼玉県)

1.裁判官1、裁判員10。 2.5分の4以上。 3.20歳以上。 4.すべての裁判に。 5.反対。 6.反対。

7.全面開示が当然。目的外を具体的に。 8.無罪を除く。 9.当然。(千葉県)

1.裁判官1、裁判員10。 2.4分の3以上。 3.20歳以上。 4.全裁判へ。 5.余りにも懲罰的。 6.反対。

7.全面開示。目的外と具体的に列挙せよ。 8.無罪を除く。 9.当然。(東京都)

1.裁判官1、裁判員10。 2.4分の3以上。 3.20歳以上。 4.全裁判。 5.とんでもない。 6.報道機関は自主規制。 7.全面開示。 8.無罪を除く。 9.当然。(神奈川県)

1.裁判官1、裁判員10。 2.5分の4以上。 3.20歳以上。 4.全裁判。 5.とんでもない。 6.自主規制に任すべし。 7.全面開示以外なし。 8.無罪を除く。 9.当然。(千葉県)

1.裁判官1、裁判員10。 2.5分の4以上。 3.20歳。 4.全裁判。(東京都)

1.裁判官1、裁判員10。 2.5分の4以上。 3.20歳以上。 4.すべての裁判。 5.反対。 6.反対。

7.全面開示すべし。 8.無罪を除く。 9.当然。(千葉県)

1.裁判官1、裁判員10。 2.4分の3以上。 3.20歳。 4.すべての裁判に導入を。(東京都)

1.裁判官1、裁判員10。 2.4分の3以上。 3.20歳以上。 4.すべての裁判。 5.反対。 6.反対。

7.全面開示なくして公正裁判なし。 8.無罪を除く。 9.当然。

1.裁判官1、裁判員10。 2.4分の3以上。 3.20歳以上。 4.幅広く。(東京都)

1.裁判官1、裁判員10。 2.4分の3以上。 3.20歳以上。 4.幅広く。 5.反対。 6.反対。

7.可視化証拠の全面開示。 8.反対判決は死刑と無罪を除く。 9.当然。(奈良県)

1.裁判官2、裁判員10。 2.5分の4以上。 3.20歳以上。 4.当面はよいが、段階的に幅広くすることを明記すること。 5.反対。 6.反対。 7.反対。可視化証拠の全面開示なしには刑事裁判の透明化・公正化はあり得ない。 8.死刑・無罪以外はOK。 9.交通費も含め当然。(東京都)

1.裁判官1、裁判員10。 2.全員一致、討議を深める必要。 3.20歳以上。 4.段階的にすべての裁判に。 5.懲罰は反対。 6.自主規制。 7.可視化証拠の全面開示。 8.死刑と無罪を除けばOK。 9.交通費も出す。(神奈川県)

1.裁判官1、裁判員9。 2.死刑は全員一致。他は5分の4以上。 3.20歳。 4.幅広く。 5.反対。 6.反対。 7.とんでもない。可視化証拠全面開示。 8.死刑と無罪を除く。 9.当然。交通費も。(東京都)

1.裁判官2、裁判員12。 2.全員一致。 3.20歳以上。 4.幅広く。 5.反対。 6.反対。 7.可視化した証拠の全面開示。 8.無罪と死刑を除けばOK。 9.当然。(東京都)

1.裁判官2、裁判員12。 2.5分の4以上。 3.20歳以上。 4.10年以上に導入。 5.反対。 6.反対。

7.反対。証拠の全面的開示なしに公正は保てない。 8.死刑については反対。 9.当然。(埼玉県)

1.裁判官2、裁判員10。 2.4分の3以上。 3.20歳以上。 4.幅広く導入。(兵庫県)

1.裁判官2、裁判員10。 2.4分の3以上。 3.20歳以上。 4.目標年次を定めてすべての裁判に。 5.反対。 6.反対。 7.可視化証拠の全面開示を。 8.死刑と無罪を除く判決に限る。 9.交通費も含め当然。(兵庫県)

1.裁判官1、裁判員10。裁判員制度は市民の健全な社会常識を裁判に反映し、これまでの官僚的な司法の事実認定の誤りを正そうとするものです。裁判員が率直に発言できる環境をつくるには、多数の裁判員が必要です。専門家の裁判官は1人で十分です。複数の裁判官がいても市民である裁判員に対して圧迫を感じさせるだけであり、市民が主体の裁判とすべきです。

2.特に刑事事件では、十分な証拠の提出によって、合理的で疑問を残さない立証が必要です。意見が割れる大きな原因は立証の不十分さによります。疑問を残したままでは結論を出すべきではありません。有罪の評決は原則全員一致とすべきです。

3.裁判員はある程度の社会経験が必要と考えられるところから、こうした年齢制限は考えられるが、「裸の王様」を指摘した子供の素直な感受性も必要と考える。成年以上ならいいのではないか。

4.制度の実施はこうしたものから始めればよいと思うが、定着するにしたいが、対象事件を見直して拡げてほしいと考える。

5.裁判員を受諾しながら誠実に対応しない場合、ある程度の罰則も必要かと思うが、懲役や重い過料は不相当である。人間である以上、重い責任に迷い尻込みすることもある。強圧的に強制することは絶対に認められない。守秘義務はより限定的にすべきである。

6.報道・表現の自由や知る権利を侵害し、事件によっては当事者への支援運動も行われるが、それも困難にする。えん罪事件の支援もままならなくなる。絶対に反対。国民の司法参加に乗じてこのような権利侵害をするのは違憲である。

7.検察官手持証拠の事前全面開示は当然行われなければならない。それなくして裁判員は正しい判断ができないし、被告が不利になることが考えられる。事前全面開示は裁判員制度にとっても人権の点でも不可欠の条件である。

8.裁判員制度は控訴審にも適用すべきである。職業裁判官が一審判決を覆すとしたら、何のための裁判員制度か。市民を愚弄するに程がある。怒りに堪えない。

9.育児、介護、家業、勤務先の状況、裁判所への交通の状況等、日々の生活に精一杯の市民にとって裁判員になることの障害は非常に大きい。それを除去・緩和する具体策をきめ細かくつくるのが肝要である。

10.井上座長試案は市民を見下し、裁判員制度を安易に考えているという印象を受ける。司法制度は国民の人権を守り実現するものであることをしっかり認識して制度を考えてほしい。(女性)

1.座長試案は、裁判官3名裁判員4名となっていますが、私は、裁判官1名裁判員11名との意見を再度主張します。裁判員制度が充実した制度となっていくためには、広く国民=有権者が参加することが不可欠と考えるからです。

2.座長試案は、合議体の過半数となっていますが、私は、このような単純多数決ではなく、全員一致をめざし、やむを得ない場合に3分の2など特別多数決によって評決すべしとの意見です。

3.座長試案は、25歳以上となっていますが、私は20歳(成人)以上の有権者すべてが裁判員になれる制度にとの意見です。主権者誰もが裁判員になれる制度にしてください。

4.座長試案は、死刑又は無期懲役・禁錮に当たる罪又は故意の犯罪行為により被害者を死亡させた場合と限っていますが、私はすべての否認事件を対象にすべしとの意見です。そして、先行き、民事(労働事件ほか)にも裁判員制度を導入してほしいと思っています。

5.6.座長試案は、裁判員などが理由なく出頭しないとき、秘密を漏洩したときは、懲役又は罰金を科す。裁判員候補者が裁判所からの質問に対し虚偽の回答をし、又は回答しないときは、過料に処する。何人も、裁判員が職務上知り得た秘密を知る目的で裁判員に接触してはならない。報道機関に偏見報道をしない配慮義務を課すことを検討するなどとなっていますが、私は、あれこれの制限や守秘義務を課したのでは、この裁判員制度の定着発展は期待できなくなるのでは危惧するものです。プライバシー侵害が許されないことは言うまでもないことですが、国民の知る権利を確保する上で裁判員が意見表明できることも設計してください。裁判への信頼を高めること、それには体験者とその制度の改善意見を積極的に提言できるようにすることも欠かせないと考えます。

7.座長試案は、検察官手持証拠の事前全面開示は行わない。供述調書の信用性等については、その作成状況を含めて裁判員が理解しやすく、的確な判断をすることができると言うような立証を行うこと、となっていますが、私は、証拠はすべて開示することはもとより、ビデオなどによる取調べの可視化は絶対に必要なシステムとの意見です。

座長試案は、審理に2日以上を要する事件については、できる限り連日開廷し、継続して審理を行わなければならないものとなつていますが、私は、集中審理ができるように、人的物的充実を図るとともに、速記官を大幅に増員し、かつ、電子速記システムを導入してリアルタイムで記録が打ち出される制度にすべしとの意見です。(男性、60歳代、埼玉県)

1. 裁判官5、裁判員6~7。少なくとも多くとも、正しい判定をしない人が1人でもいたら何にもならない。男女平等参画の時代に入り、いずれは女性も。

2. 会議に出る人格者、性格もあると思います。人間でも神様じゃないけど気持ちの良い悪いと両方判断できる人間性を読みとれる人。

3. 30歳以上。人間的に人格を得てからでないと、人を裁くのは無理だと思います。

4. 人を無意味に殺したら死刑にしても。脳の中を読みとり思想と行動力、コンピュータで仕向けられる携帯環境で厳重にしないと、日本の法律もムヤムヤの罪人にしたり、弱いものが被害者(正しいまじめな人が少なく)。

6. アメリカのように、細かい法則を作らないと。公務員は行政に弱い。男女も、特に男性。

8. 難問。

9. コンピュータを正確にウイルスで確信の情報でない。

1. 裁判官2~3、裁判員7~9。つこう会の裁判員11名では、一人一人の十分な意見の陳述機会の保障が困難になるのではないだろうか。

2. 3分の2以上の多数決。全員一致が望ましいが、現実的には難しいだろうから。

3. 20歳以上。選挙権と同じ。

4. 有期懲役も含む。傷害致死や強姦も含めるべき。 5. 賛成。

6. 反対。裁判員制度の周知が難しくなる。 7. 反対。証拠開示を行わなければ、公正な裁判は難しい。

8. 反対。原案と控訴審は別物。 9. 賛成。

10. 日弁連に比べると、最高裁、法務省の腰が重すぎるのではないか。

1. 裁判官2、裁判員8。少なくとも、1:4くらいでなければ、専門家の前で素人が自由に対等に発言できないと思う。

3. 20歳に達すれば成人。一人前の人間。結婚して家庭を持って市民として活躍している人もいる。20歳を大人扱いしよう。

4. すべての否認事件。せっかく国民が司法に参加して、「国民主権」であることを自覚するに当たって、対象事件を限定するとやる気がなくなる。

8. これでは裁判員がただの「型」になってしまう。控訴審に関与できないとするのには反対。

10. 法律用語は難しく、「裁判」と聞いただけでもアレルギーを起こす人もいると思う。そのような人でも裁判員としての公務が務まるのだろうか。裁判官が本当に何も分からない素人をリードしてくれるのだろうか。まだまだ裁判員制度は知られていない。無関心な人も多い。また、このような勉強会は都心でばかり行われる。立川や八王子でも開催してほしい。

1. 裁判官2、裁判員6。裁判員は多ければ多い方が良いとも思うけれど、集められるかどうか疑問(質の点がとて心配)。

2. 全員一致が理想ですが、多数決となるのでしょうか。

3. 選挙権者でよいと思う。20歳~25歳まででもしっかりした意見を持っている者もいると思うから。

4. 現在は刑事で凶悪な事件とのことですが、私としては、事実認定のできない裁判官の多いことを考えると、民事の方でも進めてほしいと希望します。

5. ある程度の罰則は必要とは思いますが、過料には疑問。 6. メディアの自己責任。

7. 証拠等の全面開示は必要。 8. 控訴審も裁判員の関与は必要。 9. これは井上試案でよいのでは。

10. とにかく裁判員制度なるものを知らない人が余りにも多すぎる。何とかしなければ。

1. 裁判官3、裁判員6~9。一般市民には、少なからず裁判官の意見に影響を受けてしまう可能性がある以上(知識差などから)人数比を2~3倍にして、市民が自分の意見に自信を持てるようにするべき。

2. 単純多数決には反対。単純に多数決だと、裁判官の意見が通りやすいように思える。人数比についても言えるが、法律について何も知識がない一般市民が裁判官から受ける影響は大きいと思う。影響などを模擬裁判など実証研究をくり返して明らかにすべきではないか。

3. 20歳以上でも、十分に社会経験を有している人もいる。25歳にならないと裁判員制度で裁判員として行動する能力が無いという根拠が不明であるように思える。

4. 現実的な制度の運用を考えると、事件は限定する必要もあるが、重大事件の判決になればなるほど、一般市民は自己の判断に自信を持てず、裁判官の意見に合わせるようになる可能性も考慮して対象事件を検討すべきでは? また、形式的に対象事件を決めるとき、刑の長さで決めてしまつて良いのかという疑問も残る。

5. 罰則をもって参加を強制するのは少し抵抗がある。もっと市民が参加しやすい別の方法を考えてほしい。

6. 確かに、裁判における当事者のプライバシーなどを考えると、裁判員への接触を認めることには消極的にならざるを得ない。しかし、完全に接触を禁止するのは、裁判員制度で問題や不満があつても、それをメディアなどで表明する機会を奪うことになりかねないので、もっと深い検討が必要だと思う。

7. 検察官側に証拠の多くが集中している現在の裁判においては、裁判の短期集中化のためにも事前全面開示は必要である。

8. このようにすると、一審で裁判員制度を行った意味が無くなるのでは?

9. 四宮氏が提案していた延期制度はとても良いように思える。

1. 裁判官2、裁判員9。裁判員の数が多い方が裁判官の意見に左右されないのではないかと思う。

2. この方法だと、偏つてしまうきらいがあると思う。

3. 20歳以上。選挙権を与えられた年齢であるので、20歳以上の人たちも参加すべきだと思う。

4. 否認事件を扱った方が解決が早い。 9. 絶対に保護しなくては、参加しづらくなる。

1. 裁判官1~2、裁判員10。専門家である裁判官と同居の上意見を述べる場合、裁判員の数が多くないと自由に発言できない。 2. 合議体の3分の2で決める。死刑判決は、更に重い条件を付けるべきと考える。 3. 選挙権と同じにする。

1. 裁判官3、裁判員12以上。 2. 2対10くらいの数で。 3. 20歳以上。十分判断力ある。 4. 死刑より終身刑を。 5. 出頭、回答できない理由をまず確認する。 6. 内容による。公共の福祉に関するものなら別。 7. 一概には決められない。 8. 控訴審も関わるべき。 9. 同感。

1. 裁判官1、裁判員12。 2. 全員合議であるべき。全員一致。 3. 18歳以上。青少年事件も残念ながら多い現状から、若い人の意見、司法参加が望まれる。せめて選挙権の20歳と同じに。 4. 日常生活に発生する事件は対象とする。範囲は大きく。 5. 絶対反対。このような罰則をもつことは、市民の自由意思を拘束する。 6. 絶対反対。報道の自主規制の強化にすべき。 7. 全証拠の事前開示がこの制度には欠かせない。公正な裁判員の判断のために。 8. 反対。 9. 当然の措置と考える。 10. 市民の司法参加を信頼して、裁判員制度を制定すべき。

1. 裁判官3、裁判員7~8。 3. 25歳以上。 4. 上記でよい。

1. 裁判官3、裁判員5~6。素人が評決していくことを前提にするので、多くの人の意見があつた方が良い。

2. 多数決。ただし、裁判官1名以上の賛成が必要。裁判員が無作為に選出される可能性があるため、評決が一方的になる可能性があるため。

3. 25歳以上。ある程度の社会的経験が必要だと思う。そして、今から学校教育の中でのトレーニングが必要だと思う。現在、日本のモラルはかなり低下しているため、もう一度大人も含めて道徳教育の見直しが必要だと思う。

1. これは、分からない。 2. 上記でよい。 3. 30歳以上。 4. ここまで重いのは、まだ日本人には無理。軽めのものから。 5. 頼まれて出頭するにもかかわらず、これほど言われると、びびって出頭しなくなる。よって、秘密漏洩時、これもどうするか裁判に任せるといい。 6. メディアは、素人である裁判員にインタビューや報道目的で近づいてはならないと決めるといい。 7. これでもいいと思う。 8. これでもいいと思う。 9. 託児室は地方でも、参加予定が無くても必ず作っておくこと。介護者へのヘルパー派遣は、時間制限を厳しくしない。
1. 裁判官2名、裁判員最低でも6名。裁判官にも多様な考え、意見があるとと思うので、複数名が望ましい。ただし、裁判員制度の趣旨を考えるとあまり多くしてはいけない。逆に、法の専門家でない人の常識、社会感覚を法に反映するとの趣旨から裁判員はできるだけ多くすべきである。個々人は多種多様な考え方、感覚があり、社会全体のそれに近づけ、かつ、感情による判断を避けるためには、8～12名程度の裁判員とすべき。
2. 被告人を有罪とするには全員一致。有罪立証側に合理的疑いを超える判断をさせる責任があることからすれば当然。ただし、量刑については、裁判官及び裁判員1名以上の賛成がある、例えば、5分の4以上の賛成などの特別多数決とすることも考え得る。
3. 選挙権と同じ。社会の構成員のすべての人が司法判断に参加するという立場から当然。選挙権より低い年齢にしても良いくらい。なお、定住在日外国籍の人も参加できるべき。逆に、在外日本人については、現実的問題から除外することになると思われる。
4. 法定合議事件（審議会意見書からは外れるが、被告人が望んだ場合に限定しても良いと思われる）。できるだけ多数の人に、多数の事件に、参加の機会を作るべきであるから。なお、できるだけ早期に、行政事件、民事事件などに拡大すべき。
5. 賛成。 6. 賛成。ただし、「秘密」の範囲の扱いは要注意。
7. 全面開示すべき。武器の対等、充実した審理、被告人の防御権、真実の発見といった観点から当然。目的外利用の罰則については、現行法でも処罰できそうであり、「目的」をどう決めるかで結論が異なりそうなので躊躇を覚える。
8. 控訴審でも裁判員が関与すべき。この場合、フランスのように第一審より第二審の方を裁判員を多くする。より社会全体の常識を反映しないと正義と言えない。また、迅速な裁判を受ける権利という観点から、手続違反等に控訴理由を限って裁判官のみの裁判とすることも考えられる。ただし、その場合、2の評決方法が絶対条件。
9. 多様な生き方をしている人たちが、もれなく参加できるように色々な工夫をすべき。一度決めたらそれでおしまいという性質のものではない。リサーチなども継続的に行う必要。
10. 私自身は裁判員の資格制限にかかりそうですが、国民の司法への参加、国民、市民が主人公の法、裁判の制度として大いに期待しています。
1. 裁判官1名、裁判員4名。裁判官はまとめ役に徹することで、裁判員の考え方を自由に引き出すことができる。
2. 全員一致を原則とし、どうしても決着しないときは、5分の4以上で決定とする。死刑については、全員一致以外では不採用とする。
3. 20歳以上でよい。25歳の意味合いが不明。
5. 懲役は厳しすぎる。裁判員は、秘密の漏洩にどこまでが対象となるか明確に認識できない可能性がある。
6. 裁判官の誘導でない裁判員の判断を知ることは重要だが、過熱報道の線引きは難しい。
7. 検察官が持っている証拠の事前全面開示は必要。それがなければ裁判員は正当な判断ができないこともある。
8. 裁判員制度による判決を覆せるのは、それに足る合理的な新証拠や新しい事実が出てきたときに限ると制限を加えるべき。
9. 日当より、会社の有給休暇や託児ができる、介護者の手当てをする等、裁判員が置かれている状況に合わせて手当てすることが重要ではないかと思う。
1. 裁判官3名、裁判員10名（本当は0でもいい）。多ければ色々な意見がでるのでは。
2. 多数決では決められないことはいっぱいある。
3. 40歳以上。今の25歳はまだ子供。30代でも子供の人がいる。
5. きちんとした法の教育を受けていない人に裁判員をしてもらうことに問題。引き受けたため会社をリストラされたら生活はどうするのか。
6. 秘密は必要だと思うけど、すべてが国民に知らされないところで行われるのだったら、すべては信用できない。
7. 証拠が本当なのかどうか分からないことだってあるのでは。
8. 難しくて分からない。
9. 教育も受けていないのに日当をもらうなど、自信があるわけではない。
10. 年齢、学歴、思想等、それぞれで難しいのでは。自分ではなりたくないし、そのような人にしてほしくない。小手先をこちょこちょやるより、今の政治を変えた方がよい。裁判とは理屈をこね回して自分の有利に持っていくことであって、私にとってはうっとうしいだけ。一般人には入りたくないところ。
1. 裁判官1名・裁判員7名。理由：裁判官が多いと素人の裁判員は意見が言いづらくなり、裁判官の意見に引きずられるような気がする。国民が主になるための改革だと思うので。
2. 全体一致。理由：反対の意見の人が納得するまで話し合うことが大切だと思う。
3. 20歳以上。理由：選挙権のある人から無作為にとなれば、20歳位の若い人も裁判員として意見を出してもらった方が多様な意見がでてくる。年齢よりやる気のある人を登録し、男女・職業・年代などかたよらないように。
4. 有罪・無罪を判断するのは裁判員の役割とし、刑期などについては裁判官。裁判員には刑期を決めるなどは余りにも荷が重過ぎる。知識もないし、経験もない。
5. 過料まではしてほしくない。
6. 賛成。 7. 事前開示しないと判断できないのではないのでしょうか。
8. 賛成。 9. 関心のある人を。
1. 裁判官2名・裁判員10名
2. 裁判官1名というのは少々納得いかず、やはり2名は必要と思います。
3. 25歳以上。社会に出たらもう少し社会人としての見方もふまえてきちんと裁判に臨んでほしいと思います。
4. まだ、勉強不足でわかりませんが、もっともっと広く平易にわかりやすく国民に伝えて意見をくみとってほしい
5. わかりません。長期の出張が入っていたり、その時はどうされるのでしょうか。社会等によくそれを伝えてほしい。
6. 当然です。でもどうしてそれを調べるのでしょうか。
7. 勉強不足でまだ意見を出せません。 8. 勉強不足でまだ意見を出せません。
9. 当然裁判員の個人情報保護されるべきです。
10. 弁護士の方が悪徳商法に手をかしているのがあります。絶対社会悪と思われる所に名を連ねている人をもっと厳しい目で適正なのかわかるようにしてほしい。
1. 裁判官3名・裁判員9名
2. 3分の2以上。評決の重みがあるため。裁判員は一般の人たちなので、数の多さは必要。
3. 30歳以上。人生経験年数は多いほど良い。
5. 裁判員を引き受けた以上国民の義務は全うすべきだと思います。 6. 同上
7. 秘密は守るべき。 8. そのとおりと思う。
9. 裁判員に持ち出しの無いようにするべき
10. 裁判官は確かに、多くの学問を受けてみえますが、人生経験程強いものは無いです。民主的な裁判を国民で作り守っていきましょう。
1. 裁判官3名・裁判員6名。できるだけ、多くの人から意見をだしてもらいたいと思う。経験も人の数だけ出されると

思うので。

2. よくわからない。一つの意見・判断にも重要な点が含まれていたり、真実であったりすることもあると思うから。
3. もう少し、上の年齢の方が良いのではないかと。現在25歳の年齢の人で一般の人が、大切なことを裁く場にいるのにふさわしいか疑問に思う。
4. とてもむずかしいが、たくさん資料や研修を重ねたら判断できるかもしれない。
5. 賛成です。当然だと思ふ。 6. 賛成です。当然だと思ふ。 7. 賛成です。当然だと思ふ。
8. 賛成です。当然だと思ふ。 9. 賛成です。当然だと思ふ。
1. 裁判官1名、裁判員12名。 2. 有罪無罪については裁判員の独立評決を入れるべき
3. 20歳以上 選挙権を有する者とすべき
4. 行政訴訟についても対象とすべき。将来は民事等も検討
5. 国民参加の阻害要因となるだけ。反対。
6. 報道の自由を配慮し、報道機関の自主的対応を待って検討 7. 全面開示をするべき。
1. 裁判官2名・裁判員11名
2. 過半数で決めるは危険。できれば裁判員全体、少なくとも3/4以上
3. 選挙権を有する人ならいいと思ふ 4. 行政訴訟も入れてほしい。
5. こつう場合少しのペナルティは仕方ないが厳しいと国民からそっぽをむかれるだろう
6. 裁判中は配慮が必要 7. 証拠の全面開示は必要
8. よくわからないが、これでは裁判員制度が100%生かせないのでは、 9. 賛成。
1. 裁判官2名・裁判員10名以上。理由:座長の案では、裁判員と裁判官が対等になれない。外国の例でも9名以上。
2. 少数意見も尊重してほしい。 3. 20歳以上。
4. 重すぎる。もう少し軽犯罪で経験を重ねた方がいい。 5. 回答しないとき - 保留を認める。
7. 全面開示は行う。判断の素材は多いほうがいい。
8. 控訴審に裁判員も関与する。裁判員制度を絵に描いたモチにしない。
1. 裁判官1名・裁判員8名以上。人を裁くには多数の方がいい
3. 35歳以上。社会経験が必要かなと思つたが、一方で若い人の考えも入れたほうがよいので参入する年齢の範囲の割りふりを求めたい。
8. 控訴審にも裁判員を参加させたい。
10. 裁判を短期にするだけが目的なら非常に怖い。とくに量刑について。
1. 裁判官3名・裁判員5~6名。今日は裁判官1名、裁判員6名で話し合いました。裁判官1名だとその方の意見しか聴けないので、3名は公平な意見が聞けると思いました。裁判員を含めて全員で10名以内の方が話しやすいと思ひます。
3. 少年の犯罪がふえている中で、大人の意見をいう場があるが、少年の世代の気持ちが代弁できる裁判員がいてもよいのではないかと思つた。
7. 悪徳弁護士もおられるようなので、心配である。 9. 賛成です。
10. 裁判員制度で選ばれた人全員常識のない人たちばかりだったときはどうなるの?
1. 裁判官1名・裁判員12名。裁判官が3名も必要とされる理由がわからない。裁判員はできるだけ、多くの職業、男女、各界の人を入れた方がいい。
2. 全員一致が必要と思ふ。なぜ賛成と反対に分かれるのか?
3. できれば18歳以上。なぜ法律の世界だけ経験だけが、重要視されるのか?若い時代の発想で、変化に対応するの必要。
4. なぜ、刑事事件だけなのか?わからない。 5. 裁判員として出席しやすい環境整備が必要
7. 情報公開が大切 8. 裁判の形態も変える必要があるのでは。
9. 裁判官、検事等は税金で給与をもらうのだから、裁判員だけ手弁当の必要はない。
10. どんな裁判制度が真に市民のためになるのか?たとえ犯罪者といえども、我々で形成する社会が産出したのだから、その原因と一緒に考える必要がある。犯罪者を特別とする考えは間違ひである。
1. 裁判官3名・裁判員6名。裁判員の数が少ないと、積極的な意見ができないから。
2. 市民の意見をできるだけ尊重するように、裁判官1名以上、市民2名以上の賛成とするべきだと思ふ。
3. 若い人にも裁判員制度に関心を持ってもらうためにも、20歳以上にすべきだ。
4. 少年事件でも、殺人、強盗、強姦などにも、対象とするべきだと思ふ。
5. 報道機関や事件の被害者や親族、加害者など事件の関係者などと話するのは、好ましくないと思ふ。
6. 裁判が始まる前に、リポーターが偏見を持った話し方で放送したりするのを見ることがあるので、何らかの規制が必要だと思ふ。
7. 被告人が有罪だと前提で裁判が行われないようにするために、全面開示をするべきだと思ふ。
8. 一審と反対の判決が出たとしても、裁判官の裁量だから良いと思ふ。
9. 裁判員に選ばれた人が企業から解雇されたりするようなことが、ないように保護する必要があると思ふ。
10. 裁判員が事件関係者から、お金や者を受け取った場合に、処罰するべきだと思ふ。
1. 裁判官2名・裁判員10名。 2. 全体の合意を基本とする。
3. 20~65歳。すべての選挙権をもつ男女で有職者 4. すべての刑事罪を対象とする。
5. 裁判員の秘密保持期間を明記する。 6. 必要最低限とする。
7. 検察官の手持ち証拠は全面開示する。 8. 控訴審については別途規定する。
1. 裁判官1名・裁判員4名。構成員の割合とすれば1対4が妥当。専門家に素人が太刀打ちするにはこの位のハンデが必要。
2. 賛成。ただし、同様に裁判官、裁判員1名以上の反対も必要
3. 20歳以上。外国の例は知らないが、日本では20歳以上を成人として法律で定め、様々な権利を与えている。
4. 試案でよいと思ふ。
5. 裁判員になることを拒否できるのですか?それなら一度引き受けた以上試案のとおりでよいと思ふ。
6. 同意。 7. 同意。
8. 反対。これでは裁判員制度など意味がない。検察、弁護士双方が従来どおり控訴、従来どおり専門家同士で裁判となる。
9. このほか、交通費も出すべき。
10. 座長試案はいろいろ問題があると批判されているが、裁判員制度の各論を提示してくれた、という点で評価したい。裁判員制度については理念、観念が多く自分が選ばれたらどうすればいいのか、いまだにわからない。
1. 裁判官3名・裁判員6名。専門的知識のない人、また生活環境が多様多様であることから裁判員は多い方がいいと思ひます。
3. 20歳以上。選挙権のある人は社会人であるからです。
5. 過度な罰則や多くの罰則は慎重にお考え下さい。厳しい罰則などで辞退者が多く出ることを防ぐためです。
6. 多数の方々の意見で検討していただきたいと思ひます。
7. 証拠開示はすべきだと考えます。証拠こそ唯一の判断になり得ると考えるからです。
8. 控訴審にも裁判員は関与した方がいいと思ひます。裁判員が関与してこそ裁判員制度に意義があると思ふからで

す。

1. 裁判官1名、裁判員11名。国民の司法参加を最も理想的な形で実現させるためには、合議は裁判員のみで行い、裁判官は進行役に徹するという陪審員制度に近い形が望ましい。裁判員11名としたのは、幅広い年齢層や階層の合議体が可能であるからである。ただし、裁判員は有罪か無罪かの判断だけ行い、量刑判断は職業裁判官に任せなければならない。

2. 有罪か無罪かを過半数で決めるとは言語道断であり、全員一致が原則である。どうしても全員一致とならないときは、特別多数決もやむをえない。

3. 選挙権を有する20歳以上とすべきです。

5. 裁判員制度は国民の義務であるという観点からの発想で国民の司法参加を形骸化させるものである。これだけ罰則が厳しいと裁判員のなり手がなくなる。

6. 裁判員への面会、文書の送付などの接触が禁止されると、署名などの裁判要請行動ができなくなる。

7. 検察官が開示する証拠の目的外使用が禁止されたら、裁判記録が読めなくなるなどの弊害が生じ、えん罪事件などの裁判支援運動が困難になる。

9. 裁判員になることによって国民に不利益が生じないよう労働者の場合は裁判員休業制度を創設し、自営業者の場合は一定の配慮を行う。

10. 裁判員制度と同時に検討されている「刑事裁判の充実・迅速化のための方策」では、裁判員制度の導入を口実に第1回公判前の準備手続が検討されている。刑事裁判においては、公判までは事件に関する予備知識は持たないのが原則であり、事前に争点整理を行うということは裁判員の自殺行為になりかねない。(女性)

1. 裁判官2名・裁判員9名。裁判員すなわち一般市民と、裁判官すなわち法律専門家との間には、法律知識に大きな差があることは明白である。大きな差は裁判員の意見の言いにくさにつながる。その格差をすこしでも減らして裁判員が意見を言いやすくなるよう努める必要がある。裁判員が意見を言いやすくなることこそが真実の発見につながる。すなわち裁判員制度の目的であり、その目的を達成するためにも裁判員の人数を増やすことが必要である。これは個々の裁判官、裁判員の努力だけではなく、制度的な手当が必須である。裁判員が意見を言いやすくなるためにも表記のとおり人数構成を求めたい。

2. 単純多数決より要件を加重した特別多数決とする。一定の重大事件に関する裁判であるから慎重に判断しなければならぬ。多数決の「多数」を増やすことで、賛成した裁判員の心理的負担を軽くするという理由からも、特別多数決が望ましい。

6. 何らかの形で報道機関への責任を加重すべきである。従来より報道機関が、犯罪被害者に対する過度の取材により二次被害をもたらしてきた場合のあったことは一般市民の知るところである。そのような危険がある以上、報道機関もしくは報道機関と契約した者には、責任を加重すべきである。

10. とにかく専門家でない一般市民である裁判員の心理的負担を軽くする必要がある。意見を言おうとしても、萎縮してしまったり心理的負担を相当感じるということは明らかである。もし量刑の決定にも裁判員が加わるとしたらその心理的負担は想像を絶する。その負担を少しでも軽減しなければならない。そこで、制度の根幹ともいえる裁判官対裁判員の人数について、特に裁判員の人数に関しては6人でも少ないので、前提のとおり人数構成を提案するものである。(男性)

1. アメリカのように12名位の幅広い国民層から選ぶ。

2. アメリカのように多数決ではダメ。全員一致評決が理想。

3. アメリカのように18歳以上市民権を有する居住者。

4. アメリカのように当事者が裁判官裁判あるいは陪審員裁判かを選択できるようにする。

5. アメリカのように市民の義務として位置付け生涯に一度は服する義務とする。しかし、アメリカのように裁判員の法的な社会的地位(雇用を含め)保全が必要。

6. アメリカのように裁判員は裁判中社会から隔離し(裁判所指定の宿泊施設)外部との接触を断つ。裁判終了後は偏見報道以外は自由。

7. 国民にはすべて全面開示する。8. 控訴審では新たな裁判員が参加する。

9. 数十年にわたるアメリカ在住経験を持つ自分が感心したアメリカ陪審員制度の一つに陪審員の法的な社会的地位保障がある。参政権を有する18歳以上のアメリカ人達は陪審制度を市民義務の一つとして受け入れ、生涯に一度は陪審員としての義務を果たす。民間人あるいは公務員を問わず陪審員義務遂行上自分の職を失う危険危険性は皆無である。法的に雇用主は陪審員従業員を罰したり解雇する行為を禁止されている。日本に比べはるかに短期間裁判のアメリカだが、それでも裁判中完全に社会から隔離される市民陪審員達には大変重要な法的保障いや担保だと思ふ。日本の裁判員制度でもこの種の法的保護がないとおそらく定年退職高齢者が無職の家庭主婦しか裁判員になれないことになる危険性が高い。

10. アメリカのように陪審員の社会的(雇用を含め)地位保障が法的に担保されないと高齢定年退職者が家庭主婦のみしか参加できないことになる。

1. 裁判官1名・裁判員6名。職業裁判官が3名もいたら、論理に流されてしまう。市民らしい意見をだすには6名は必要(最低限)

2. 合理的疑いを残さないためには2/3以上とすべきです。死刑判決の場合は全員一致を原則とする

3. 広範囲な意見をだすために有権者なら何歳でもいい。

4. 裁判をする前から死刑、無期なんてどうして決めるの。人を殺した事件すべて。

5. 理由なく出頭しないとときは?社会基盤の確立が必要です。一人で経営する店、介護者、育児など、土日祝日も開廷する。

7. 自白を強要して得た証拠は開示すべき。取調べ過程の録画が必要。

8. 何のための裁判員制度?

9. 休業できない人をどうやって保障するの。介護をしている人、育児をしている人、個人経営でどうしてもめげられない人。

10. 市民参加がよかったと思える裁判員制度とすべきです。

1. 裁判官3名・裁判員9名。

2. OK. 3. OK. 4. すべての禁錮刑の事件 5. OK. 6. OK. 7. よくわからない。

8. 上級審も同様に裁判員も参加。 9. OK. 10. TV公開も可とする。

1. 裁判官3名・裁判員6名。裁判員の間で検討するため6名が望ましい。

2. 賛成。 3. 賛成。 5. 秘密の範囲を限定する要あり。 6. 不要。

7. 検察官、警察官手持ちの証拠は全面開示すべき。 9. 賛成。

10. 少年事件についても、裁判員制度に準じた方式を採用し、社会通念と裁判官との間に、へだたりにないようにするべき。

1. 裁判官1名・裁判員6名以上。裁判官以外にも多様な経験を持つ、一般市民が参加するのであるから、ベテランの裁判官は一人で十分と思う。むしろ、専門家として、参加する国民へのサポート役となることが期待される。3名では専門家の影響が強くなり、国民の意見がだしにくくなる。裁判員は6名以上必要で国民各層の多様な意見が反映されなければならない。

2. 全員一致を原則とし、一定時間経過後も意見の一致を見られない場合は特別多数決2/3以上で決するといえるルールを設けてはどうか。幅広い職業の裁判員から多様な意見を引き出すためにも、裁判官は中立的な態度で評議を進める「黒子」の様な存在に徹するべきではないだろうか。

3. 20歳以上の選挙権者の参加を希望したい。20歳以上の選挙権者は社会常識も立派に持っているし、多様な意見を求める上からも望ましい。選挙人名簿からアトラダムに選ばれるのに差別する必要はない。検察審査員も20歳以上で選ばれており、何等さしさわりはない。

4. すべての否認事件とした方が良いと思う。

5. 罰則で参加を強制するのではなく、国民が参加しやすい制度を作るべきである。海外では、給と保障、子育て、介護等きめ細かな施策を請けているように積極的に参加できるように仕組み作りをしてほしいと思う。

6. 公判中の接触到問題もあり得るが、裁判終了後の裁判員が経験者として後継者への伝達までも規制してはならないと思う。むしろ、メディアの責任ある自主的なルール作りを尊重した方が良いと考える。規制を強めるよりは国民の知る権利を大事にし、裁判への信頼を高めることの方が大切である。

7. 公判中の十分な証拠開示が必要である。裁判の迅速化から集中的に審議されるので、事前の十分な準備と証拠開示は必要条件である。

8. 裁判員だけで行う控訴審は問題ではなからうか。

9. 参加意欲を盛り上げる制度を作ってもらいたい。裁判員個人のプライバシー保障は当然のことであり、職務にふさわしい旅費、日当の支給、有給制度にするとか託児所を設ける等も大事な措置であると思う。

10. 司法制度改革審議会が答申の際述べた「統治者(お上)としての政府観から脱して、国民自らが統括に重い責任を負い、そうした国民へ応える政府への転換」の一環であるとした。私たち一人一人に意識改革を求めるものだけに、その射程は長く険しい。重い責任ではあるが、裁判員は国民自らが担わなければならない役割であることを政府は正面から説き理解を促める努力が必要ではないか。今から75年前、日本では陪審員が施行されるに考えるに当たり、当時の政府は5年半前の周知期間を設け、全国で計3000箇所以上の講演会を開き、11巻の映画を作製したと言われる。今後、情報化の進んだ現代にふさわしい手法で国民の間に「裁判員」を育てていかなければならないのではなからうか。

1. 裁判員2名・裁判員10名。裁判員の役割は、議事進行と助言であり、主役は裁判員である。裁判員はベテラン1名と、訓練のため若手1名が良い。

2. 単純過半数では、合理的疑いを容れない程度になったと言えない。理想は全員一致だが、せめて、裁判員、裁判員のそれぞれ2/3は必要と考える。

3. 民主主義的な制度であるためには、選挙権と連動されるべきである。すなわち20歳以上。

4. 否認事件に限るべきであり、かつ軽微とされる事件をも含むべきである。裁判員制度の導入が必要なのは、市民生活上当然に身につく常識を備えていない裁判員が生みだしている誤判を訂正することにある。

5. 罰則には反対。市民は、裁判員以上に常識を備えている。裁判員制度に魅力があれば、自ずと出頭するだろう。名誉棄損罪などに該当する場合にのみ処罰することで、必要十分である。

6. メディアの自主規制によるべきである。

7. 事前全面開示を行い、争点を整理するのが刑事裁判の鉄則である。目的外利用は、弁護士などの常識にゆだねるべきである。

8. 裁判員制度を導入する以上、これまでのような「危険の継続」という考え方はとれない。検察官による控訴は禁止すべきである。

9. 裁判員となる資格のある方々に考えていただくべきだと思います。

10. 初等、中等教育における「法教育」が必要だと思います。裁判員も、市民の税金でやとわれている公務員にすぎず、市民に奉仕する義務があります。裁判員の数を少なくし、裁判員の権威を守ろうとするのは間違いです。「市民の裁判員制度」を作ることにより、司法の風通しが良くなり、裁判の権威も自ずと生まれるのです。

1. 裁判員1名・裁判員11名。裁判員は主として法律判断と事実認定における交通整理役に徹すべきであるから。

2. 有罪判決については、全員一致。合理的疑いを入れない程度の証明が必要であるから。

3. 20歳以上。

4. 地裁に係属するすべての刑事事件で事実と争いのある事件。罪の軽重によって関与の是非を区別する理由がないから。

5. 正当な理由のない出頭拒否に対しては過料程度の罰則があっても良いが、他の罰則は不要。もっとも秘密漏洩に対しては、一定の罰則が必要。

6. 一定のメディア規制は必要とならうが、罰則まで用意することには反対。

7. 反対。証拠の事前、全面開示がなければ、公判における審理の迅速は得られない。また「目的外利用」による罰則は弁護活動に対する不当な規制となり、反対。

8. 反対。とくに、一審の無罪判決に対する上訴は制限すべきであり、原則として上訴審による一審無罪判決の覆しは禁止すべき。もし一審判決と反対の結論を出すならば、控訴審においても裁判員関与(デンマーク方式)を採用すべき。

9. 詳細次第。

10. 市民参加の意義が薄れるようなものにすべきではない。市民の啓蒙の場の提供という気持ちで裁判員制度を実施するならば現在の制度の改善につながらない。また、裁判員の量刑判断への関与については見直すべきである。

8. 事実審である控訴審に市民選出の裁判員が関与しないのならば第一審が形骸化してしまう。

10. 裁判員になる人に、刑事裁判の基本原則をしっかり理解してもらおう機会を必ず設けてほしい。誰でも分かる言葉で判決文を書いてほしい。

1. 裁判員3名、裁判員7名。少しでも多くの市民の声は枠にはまらない多種多様な意見でもあり、物の見方、考え方の側面から事件を究明する力も発揮できるのではないかと。

2. 3分の2。 3. 同意見。社会的経験も必要であるゆえ、25歳以上が適当。

4. 井上座長案でよい。

5. いい加減な態度、行為は許されるべきではないが、罰則をつけるのは疑問。モラルの問題で、裁判員として抽出する方法、無差別で行うことについてよいか否か疑問。難しいことです。

6. メディア規制は必要。 7. 井上座長案に賛成。 8. 同意見。

9. 井上座長案に賛成。もう少し討議する必要あり

10. 裁判員制度はかなり難しい問題。どんな方法を用いても弊害は生ずると思います。人が人を裁くことは一番難しい。現在の弁護士のあり方もまったくナンセンスな事柄が多い。民法においては、当事者、双方、互いに主張させ、それを弁護士が補佐し、事の事実を明らかにして、法の有り様を示すべきだと思います。

1. 裁判員2~3名、裁判員9名~11名。裁判員が無差別抽出で選ばれるという前提では、裁判員は多数の方が多様な意見の汲み上げが可能ではないかと思えます。

2. 井上座長案に原則賛成です。

3. 私の考えでは、25歳は若すぎる。30歳以上で更により良い意見が得られると思います。なぜなら25歳くらいで社会人となり、はじめて種々の現実を体験できるのです。25歳では実体験が不足だと思います。

4. 死刑は当然存続すべきです。犯罪が限りなく凶悪化していく現在、そして広範囲化していく現在、又低年齢化していく現在、刑罰は重くなければ、その抑止効果は無い。そのためにも裁判が正確な裁判を求められてくる。

5. 賛成です。 6. 賛成です。

7. 検察官手持ち証拠の事前全面開示は必要と思う。開示された証拠を目的外に利用するというイメージを具体的に思い浮かべられないが、それがあつたらんことを仮定した場合、弁護士でなくても罰則は科す必要がある。

8. 反対です。一審までに限定すること自体、裁判員を軽んじる意見です。
9. 日当を出し、裁判員の個人情報保護することは当然のことと思う。休業制度は、仮に民間企業を想定したとき、無給休暇として勤務成績に影響を与えないという制度は作らなくてはならない。自営業、フリー、あるいはパートによって収入を得ている人物のとき、上限を設けて収入保証をする。両者の間に、不満・不公平感が出てくるが、無給休暇にやや色付け、仮に20%支給とか、夫の企業に自主的に決定させるという考えもできる。
10. 裁判員になることで、法律にも、社会の現状にも、また、人間の心やしがらみを鋭く読み解くときの勉強になる上で、庶民の知的、感性的、レベル向上に一般レベルでプラスだと思う。今の日本人に欠けている深くものを考えるという行為を助ける裁判員制度は推進してほしいと思う。
1. 裁判官2名・裁判員6名。裁判員の数が少なすぎるとプロの意見に遠慮してしまう。
2. 3分の2以上で決める 3. 賛成。ある程度社会経験があった人である方がよい。
4. 範囲をもっと広げて、多くの事件に接してもよいと思う。
5. 秘密の範囲を限定して、決して何にも他に漏らしてはいけないというのでは肩が凝って、議論することもできない。裁判員にも事情があるので罰するのは不要。
6. アプローチは在職中は決してあってはならない。判決後はある程度(プライバシー・人権問題もあるが、)よいと思う。
7. 裁判を迅速に進め公正に判断するため全面開示のこと。
8. 上級審でも裁判員(一審の)の意見をきちんと取り込み裁判の基準とすること。裁判員の意見をきちんと取り扱えば二審もプロの裁判官にまかせてもよい。
9. 日当は当然だけれども、職場での厳しい処遇があった時の対応は難しい。
10. 試行錯誤で始めることを覚悟で、参加した裁判員の意見も聞いてよりよい制度にしていくことを望みます。
1. 裁判官3名・裁判員7名。裁判官の倍以上の裁判員が必要
2. 合議体の過半数で決める。ただし裁判官の過半数の意見と裁判員の過半数の意見が相反した場合には裁判官を交代しての再合議が必要とする。
3. 18歳以上。 4. 民事の労働・行政裁判も対象とする。
5. 秘密議論に対する何らかの対策は必要だが、宣誓でも充分では? 出頭、回答に対しての罰則は全く不要。罰則という発想自体が問題だし、違反の態度やどういう罰則を適用するかを誰が決めるのか(司法当局?)ということでも問題。
6. 報道機関への規制と報道の自由との区別が難しい問題も考えられることから「配慮義務」という表現? 効果を期待できないのでは? 裁判所の裁判員への実態的な配慮と裁判員の認識に期待したい。
7. 証拠が全面開示されなければ公正な判断はできない。開示は必要不可欠。罰則対象は全裁判員と証拠の開示の強化で対応可能なこと。罰則至上主義になるのは最初から司法側の責任放棄であり、裁判員制度の意義を骨抜きにするもの
8. 控訴審においても裁判員との合議が必要。その前提があれば、「高等裁判所で、一審判断と反対の判決を出せる。」のは三審制として当然だと思う。
9. 裁判員が労働者の場合には「休業制度」が100%有給でなければならない。裁判員の身分も完全に保障しなければならない。自営・企業家への補償もまた十分なものを整備する必要がある。
10. そもそも根拠も含めた「試案」の公表がされていないことが大問題。公表せずにパブリックコメントを求めるなど、形式的に遅すぎると言わざるを得ない。
1. 裁判官2名・裁判員10名。井上案にすると裁判官の意見におされて意味がなくなると思う。
2. これは井上案でよいのではないか。
3. 30歳以上。最近の若い人は結構自分勝手に思慮が足りない人が多いので年齢を少し高くしないとダメかなと思う。
4. 詐欺と政治家、官僚の汚職の裁判にも参加すると良い。
5. 秘密を漏洩した時の懲役刑罰についてはよほど慎重に決めないとこれが一番の問題になると思う。
6. これは井上案に大賛成。絶対にメディアを近づけないこと。
7. これは井上案は何とも言えない。
8. 判決を出した責任があるので控訴審まで関与した方がよいと思う。
9. これは大賛成。
10. 詐欺、どろぼう等、日本の国は他国に比べ罪が少し軽いのでは、もう少し刑務所に入れていた方がよいと思われる事件が最近多いように思う。
- 日本は犯罪を犯す方が被害を受けた人より軽いように思う。特に交通事故等で感じる。少し刑法を改正してほしい。
1. 裁判官3名、裁判員6名。多い方が、個人の考え方の傾向がかたよらない
2. 今年初め、弁護士会館で11人グループ程度で模擬をやらせていただいたとき、はじめの結論と結果は反対になった。一発で経験の無い者たちが、正しい答えを出せるかは疑問である。
3. 裁判員が25歳、35歳、45歳、55歳、65歳、75歳というように各世代が入るとよい。
5. 過剰は上げつない。懲役、罰金とも、一生忘れられない嫌な思い出になってしまう。一般の社会で出席を忘れてたりというのは、あり得ること。前日に電話を入れるなど、犯さない方法をたねんにすること
6. これは、小学生のときから、喋ってはいけないこと、聞いてはいけないことをきちんと守る人間を育てよう、教育しなければならない。それば当たり前だと思う人もあれば、守れない人もいる。
7. 開示するとき、注意を念入りに伝えて下さい。それが、検察官手持証拠なのかも、その都度念押しして下さい。
8. 裁判員は「なぜ」を言うことができるのですか。判断理由を、高裁に聞いてもらえるのですか、それとも員数だけですか。
9. 勤務先に、お金を出してほしい。迷惑かけるから。
1. 裁判官1~3名、裁判員10~12名。裁判員4名とはちょっとひどい。裁判官の特権意識が透けて見える。
2. 裁判員の判断を重んずる制度なら、裁判官は補佐の意味合いに留めるべき。裁判員の3分の2以上の賛成を必要とし、その結果を受けて裁判官は納得できない場合、一度だけ差し戻し、再考を促すことができるものとする、というのはいかがでしょうか
3. 社会経験を考慮してのことかとは思いますが、別に20歳以上でもかまわないのではないのでしょうか。特に学生達は自由な時間が多いし、そのことだけにより集中し、検討する時間ももてるかも。、上限はないのかな。
4. 法的なことはよく分かりませんが、もっと幅を持たせても良い気がします。例えば、恐喝、強盗、等々。特に、国が被告となるような事件にこそ、裁判員制は有効のような気がします。
5. 確かに罰則を設けなければ出頭しない人たちが多くなるとは思いますが、余りに厳しい縛りは違うと思います。懲役は必要ないでしょう。当日、突然出頭できないケースもあり得るので、常に補欠人員を何人が用意しておくべき。
6. 一応、賛成。ただ、社会的に重大な裁判は、カメラを入れ、一般公開にすればかえって良いのではないのでしょうか。
7. 基本的には賛成だが、例えば地下鉄サリン事件や、大きな環境問題等々重大事件の場合、全面公開した方がよい。
8. それでは裁判員制度の意味がない。
9. 賛成だが、具体的な詳細を明らかにした方がよい。いくつかの試案のパターンの提出を求める

10. 何しろ日本の裁判は時間がかりすぎ。重大な事件はTVを入れ一般開示すべき。国や大企業よりの判決が多い。時代遅れの法律は早々に改正すべきだし、もっと柔軟な判断を。
1. 裁判官1名・裁判員9名。一般の国民が、裁判官と共に、裁判内容の決定し主体的、実質的に関与することができるようにするために上記の構成比が必要と考える。
2. 評決は全員一致を原則とすべきです。評議を充実させるためにもこの原則が重要です。特に死刑の言渡しは全員一致が不可欠です。
3. 司法制度改革審議会意見書が「選挙人名簿から無作為抽出」としていることに照らしても選挙権のある20歳以上とするべきです。成人の主権者意識を覚醒させるためにも重要です。
4. できるだけ多くの国民が裁判員に選ばれるよう、少なくとも法定合議事件を対象事件とすべきです。
5. 裁判員が職務上知り得た秘密を漏らした場合に罰金刑のみを科するのは認められますが、それ以外の罰則は科すべきではありません。
6. 報道機関が自主的・自律的ルールを検討している点を考慮し、法律による規制は見送るべきです。
7. 充実かつ迅速な裁判のために、検察官手持証拠の事前、全面開示は不可欠です。開示された証拠の問題点を広く大衆に訴えることは、無実の被告人を救済する重要な手段です。これを奪ってはなりません。
8. 訴訟手続の法令違反や法令適用の誤り、明白な事実誤認や量刑不当が認められ、被告人に有利な控訴理由が認められる場合は裁判官のみで裁判で破棄(場合によっては自判)を認めて良いが、それ以外は裁判員が関与しなければならぬとすべきです。
9. きわめて重要です。裁判員制度の意義についての国によるPRを合わせて徹底すべきです。
10. 捜査段階取り調べの可視化を何としても実現すべきです。
- 検察官による被告人の有罪・無罪の判断に影響を及ぼす証拠の不開示が明らかとなった時は、絶対的上訴理由となり、上訴裁判所、再審裁判所は公訴棄却の言渡しをすることを法定すべきです。
- 裁判所の出頭命令などに違反した場合の弁護士会への処置請求の規定は弁護士自治を侵害するもので到底認められません。
1. 裁判官3名・裁判員11名。裁判員制度の本来の市民を参加させることによって多面的な見地より判断しようとするものであるはず。とすれば、裁判官の意見に左右されないよう最低でも10名以上は必要と思います。
2. 裁判員の員数が何名になるか分からない以上、今のところ合議体の過半数でもよろしいのではないかと考えます。
3. 20歳以上。25歳以上とする必要性がないと思います。成人した以上、自分の責任で物事を判断することが求められるので。ただし、一回の裁判でいろいろな年代の人を参加させるよう配慮すべき。
4. 懲役3年以上にあたる罪。ただ、否認していない場合は10年以上にあたる罪。
5. 大反対。原則不処罰。ただし、重大な違反のみ過料で十分。このような制度にすると誰もが裁判員になりたいと思わなくなり、おそらく選ばれたら貧乏クジを引いたと思うだろう。
6. 偏見報道による二次被害は確かに深刻かも知れないが、原則、自主規制にすべき。表現の自由をないがしろにしすぎと思う。
7. 全面開示はむずかしいかもしれないが、事前にある程度開示されないと素人である裁判員は判断がつかない場合があると思います。
8. 控訴審も事実審である以上、参加させるべき。控訴審は今までどおりだと裁判員制度自体が有名無実化すると思われる。
9. 個人情報保護は重要であるし、仕事を休んで参加する人もいる以上、それなりの日当を出すべき。(具体的には時間にもよるが、1回の審理で5000円程度でしょうか)
10. まずは、社会的認識を高めることが非常に重要と思います(具体的には会社など)。選ばれた人が参加したいと思えば自由に参加できるよう法的保護を与えることも検討すべきかと思えます。
1. 裁判官1~2名、裁判員5~10名。試案に反対。専門裁判官と同じくらしい裁判員では位負けして発言できません。裁判員の数はもっと多く必要です。
2. 試案に反対。裁判官の賛成を不問としたい。 3. 反対。20歳以上。国政に参加すると同じである。
4. 反対。もっと多くの事例に参加したい。
5. 反対。国政と同じく選挙に棄権した者に罰則がないのと同じにしたい。
6. 賛成。 7. 反対。証拠開示を十分にしてもらいたい。
8. 反対。控訴審に関与しなくては裁判員制度は不完全なものになる
9. 賛成。参加しやすくするためには必要である。
1. 裁判官1~2名、裁判員10名~12名。裁判官が多いと市民は威圧感がありどうしてもフリートークがしにくくなる。いろいろな立場の市民が協議するには10~12名が適当と思われる。
2. 多数決では1~2名(票)差で評決されると、その評決には疑問が残るため全員一致もしくは4分の3以上の賛成が必要。
3. 選挙権のある20歳以上の中から選ぶ方がよい。
4. 社会的に関心の強い事件と被疑者が否認して裁判員制度での審議を望んだ事件。
5. 裁判員に対して過料とか罰則を定める必要はない。それぞれの理由で出頭できない事情も考慮しなければならぬ。また、秘密の漏洩には裁判官からの説示でよく注意をし、あとは裁判員の良心にまかせる。
6. メディアに対しては、それぞれの報道機関が良識を持って報道すればよいと思う。ただ一部の週刊誌の行きすぎた取材にはブレーキが必要かもしれない。
7. 検察官の手持ちの証拠はすべて開示するべきである。開示された証拠を目的外に利用することは論外である。
8. できれば控訴審も被告人が希望すれば裁判員制度で審議すればよい。一審の裁判員制度で有罪となれば控訴すればいいが、無罪となった場合は検察官は控訴してはならないと思う。
9. 日当を出し、裁判員の個人情報を保護するのは当然のことである。国及び裁判所は裁判員の職場に対して裁判に参加することで職場での不利益を被らないよう指導しなければならない。
10. すべての市民が裁判に参加しやすくなるよう、裁判所に保育室を作ったり、企業にたいして、社員が裁判に参加しやすくなるよう指導しなければならない。協力的でない企業には罰則が必要。
1. 裁判官3名、裁判員6名。座長試案の4名より民主的の改革の実がある。財政上もこの程度は必要不可欠。
2. 合議体の過半数(単純多数決)。ただし、裁判官3名全員が無罪の場合は無罪。
3. 当面20歳以上(選挙権18歳になれば18歳)。選挙の場合と区別する理由はない
4. すべての刑事事件。民衆の裁判参加という観点からはこの方が好ましい
5. 秘密の種類、時期を区別すべき。一般的に言えば懲役刑まで科す必要はない。
6. これも時期と場所を区別すべき。報道統制は極力避けるべき。
7. 検察官は「公益のため」に行動すべきで、証拠は事前全面開示すべき。目的外使用は弁護士に限らず法廷侮辱や他の規制によるべき。
8. これは憲法との関係もあり、致し方ないか?
9. 個人情報保護は当然。宿泊せざるを得ない場合の宿泊料も当然だが、日当については、有給制が適用される者にはないし、刑事事件全般に対象が広がればならない。
10. 中小企業者を欠格となる必要なし。就職禁止事由も不要(辞退できる)としておけばよい。
1. 裁判官3名、裁判員6名以上。一般に、人間は職業により考え方が片端になると言われております。専門家である

裁判官の評決に偏りが生ずることを訂正するために、裁判員制度の導入の意義があると思います。よって裁判員を裁判官の数の2倍以上とし、賛否同数の場合に限り裁判官の判断により決定する(賛否同数の場合は裁判官の判断に委ねる)ことで、開かれた裁判ができると思う。

2. 同上。

3. 適正な判断が求められますが、そのためには、高齢者の方が経験が豊富で、判断力が大であると思うので、25歳以上70歳くらいまでが適当だと思います。60歳代までとの意見が多いようですが、現在50歳~70歳でも心身共に健康な方が多いと思います。

4. 他の者の生命、身体に危害を与えた罪については、すべて対象にすべきだと思います。

5. せっかく、裁判を国民に開かれたものにしてやうとするものにつき、懲役は重すぎると思います。まず、社会的に許せない限りに限定して、それを犯した場合に限り、罰金にとどめるべきだと思います。

6. 社会生活上、不当な誤解を生じさせないように、十分な配慮は必要だと思います。

7. 証拠の開示が無いと適正な判断は期待できないのではないかと思います。専門的な事項のようですので、判断いたしかねます。

8. 控訴審の裁判こそ、世間一般の感覚による裁判員の判断が必要だと思いますが、一審における裁判員の判断が十分反映されるような制度になれば、控訴審に裁判官があえて参加する必要は無いと思う。

9. 裁判員が安心して適正な判断を表示できるようその個人情報十分な保護は必要だと思います。

1. 裁判官3名、裁判員3倍以上。裁判官は専門官です。裁判員は自分の仕事については専門ですが、裁判については素人です。一般常識について意見を述べることになるためです。

2. 裁判官1名以上。裁判員3名以上の賛成が必要だと思います。ただし、上記の数字についてはよく検討、調査の要があると思います。

3. 25歳以上

4. 上記に無免許運転、飲酒運転で2回以上事故又は違反を行った人を加えること。

5. 必要な事項です。

6. 守秘義務は当然あります。この項目については細目、数項つくることです。

7. 意味がよくわかりません。

9. 裁判員が参加しやすくなるための措置

裁判員が勤め人のときの調整(対雇用者について) 裁判員が病気のとき

10. 私は、年配で自適の生活をしています。本件について関心があります。良いことだと思うのでどんどん進めて下さい。

1. 裁判官2名、裁判員7名。 2. 3分の2。裁判官1名必要。死刑は全員一致

3. 20歳以上。判断権十分ある。 4. 法定合議事件全部。そのあと増やしていく。

5. 人に頼みごとをして刑罰はないと思います。過料ならOK。

6. 裁判中の接触のみ禁止。プライバシーは保護。

7. 全面開示すべし。罰則は不可。迅速な裁判のため。 8. これでよい。

9. 勤務先は出頭し協力しなければならぬとの規則をつくる。

1. 裁判官1名、裁判員5名。裁判官は、何十人、何百人もえん罪を、有罪や実刑にして、職務上の過失を何百回も続けるのに、なぜ懲戒免職にしないのか。

2. 同じ。

3. 人生経験の少ない30歳代の裁判官はえん罪を多く生み、えん罪を実刑にしてしまうので、できれば裁判員も中年以上が良い。

4. 軽犯罪にえん罪が多い。 5. 同じ。 6. 同じ。 7. 同じ。 8. 同じ。 9. 同じ。

10. 日当が国から出るように国会に提出してください。小・中・高の科目に法律や裁判員制度を組み入れる。そうすれば犯罪の減少、間違った人生を歩まずに済む。今より多く司法曹がきつと産まれる。人を馬鹿にしたり、馬鹿にされたりするのが減少する。

1. 裁判官3名、裁判員6名。できるだけ多くの人が意見を述べあう必要がある。

2. 合議体の2/3以上の賛成で決める。裁判官1名以上裁判員1名以上の賛成は必要。

3. 20歳以上にすべし 4. 井上座長案に賛成。 5. 状況をよく調整すべきである。

6. 裁判員に対する項目には賛成。報道機関については、自主的な配慮を促すべきであり、報道表現の自由を規制すべきでない。

7. 必要な証拠は、個人のプライバシー等にかかわらず限度において、開示されるべきである。

8. 控訴審にも裁判員は関与すべき。

9. 裁判員として活動する経費は保障されるべきである。裁判員の個人情報の保護は当然である。

1. 裁判官2名、裁判員7名。国民参加と、裁判員と裁判官との対等な関係を実質的に実現するため。また、多様な国民の意見を反映させるため。裁判官の法律問題、手続問題での意見が一致しなかった場合には、裁判員の意見を聞いて再考すれば、常識的な線で解決できる。

2. 死刑判決は全員一致。死刑以外は裁判官2名を含む4分の3以上。4分の3未満は無罪。裁判官1名以上が無罪とした場合はすべて無罪。疑わしきは被告人の利益に。」

3. 真の国民参加を実現するためには、若者を含む多様な意見が反映されねばならない。

4. すべての法定合議事件(裁判所法26条、同31条の4)。少なくとも上記を実現するため、年次計画を定めるべきである。計画は、2段階、計10年程度が妥当であろう。さらに、民事への拡大を目指すべきである。

5. 絶対反対! 被告人のプライバシー保護の観点から、裁判長が裁判員に対し、常識的な説示を行えば十分である。

国民を信頼せよ! また、7(1)は、対等の立場の裁判官が裁判員を罰するとしており許されないことである。

6. 絶対反対! 報道機関の自主規制で十分である。報道機関を信頼せよ!

7. 検察手持ち証拠の事前全面開示を義務付けるべきである。これなくしては、公正で迅速な裁判は実現できない。

目的外利用への科罰絶対反対! 警察・検察が集めた証拠は国民の税金で集めた公共財である。利用は原則自由!

8. 被告人に不利益な控訴・上告は禁止されるべきである。(無罪を有罪に、軽い罰を重い罰にという場合)。被告人が控訴する場合は、控訴審は選択により裁判員裁判とできるようにすべきである。

9. 裁判員有給休暇制度を確立すべきである。ただし、日当と重複受給とする必要までではないであろう。それを禁止することもない。

10. 「意見書」も十分とは思わないが、座長試案は、その「意見書」を大幅に後退させようとしている。もう一度原点に戻って、日本の刑事裁判、検察、警察の後進性を虚心に反省すべきである。代用監獄を廃止すべきである。

警察、検察における取調べの可視化(最近のIT技術を生かした検索可能な録画録音システム導入)をすべきである。「えん罪防止・被疑者被告人の人権を守れ」という市民運動を敵視・弾圧する仕組み作りをやめよ。(男性、神奈川県)

(静岡県弁護士会を通じるなどして寄せられた意見)

(文例1)

1. 合議体の構成

裁判官の数は1~2人、裁判員の数は9人以上とするべきです。国民の健全な社会常識を裁判に反映し、裁判員が実質的に評議に関与し、裁判員を単なるお飾りとしなないためには、裁判員の数は絶対的な多数が必要です。裁判官の

数は1人でよいと思いますが、どうしても必要ならば2人いれば十分です。

2. 評決

全員一致が原則で、どうしても意見がまとまらないときは3分の2以上の多数決とすべきです。人の人生を左右する事柄について安易に相対多数決によるべきではないと思います。死刑を言渡すときは尚更で、全員一致とすべきです。

3. 分かりやすい証拠調べ

基本的に賛成です。そのためには、供述調書がどのようにしてとられたか裁判員が見ることができるよう取調べ状況をビデオで録画する制度を是非取り入れるべきです。また、裁判員が関与しない裁判においても延々と取調べ状況についての証拠調べが行われることのないようこの制度を是非導入すべきです。

4. 裁判員等の守秘義務

裁判員の心理的負担を軽減し、裁判員制度が我が国に根付くためには、評議のあり方を常に事後的に検証する余地を残さなければなりません。その意味で守秘義務は限定し、また限定された守秘義務の違反にも懲役刑をもつてのぞむのは反対です。(同文63通)

(文例2)

裁判員制度について

1. 合議体の構成

裁判官の数は1~2人、裁判員の数は9人以上とするべきです。国民の健全な社会常識を裁判に反映し、司法の国民的基盤を確立するためには、裁判員が気後れすることなく実質的に評議に関与できる体制とするべきです。そのためには、裁判員の数は絶対的な多数が必要で、裁判官の数は1人でよいと思いますが、どうしても必要ならば2人いれば十分です。

2. 評決

全員一致を原則として、あくまでも評議を尽くすべきであり、評議を尽くしても意見がまとまらないときは例外的に3分の2以上の多数決とすべきです。刑事裁判は人の人生を左右する事柄であり、評議、評決に重みという点からも安易に相対多数決によるべきではないと考えます。死刑を言渡すときは尚更で、全員一致とすべきです。

3. 裁判員の年齢

裁判所の管轄区域内普通地方公共団体の議員の選挙権を有する者とすべきです。裁判員の年齢を引き上げる根拠がありません。成年に達した若年の感覚や経験も尊重すべきです。

4. 分かりやすい証拠調べ

基本的に賛成です。そのためには、供述調書の作成過程を裁判員をはじめとする訴訟関係者が見ることができるよう取調べ状況をビデオで録画する制度を是非取り入れるべきです。また、裁判員が関与しない裁判においても延々と取調べ状況についての証拠調べが行われることのないようこの制度を是非導入すべきです。

5. 裁判員等の守秘義務

裁判員の心理的負担を軽減し、裁判員制度が我が国に根付くためには、評議のあり方を常に事後的に検証する余地を残さなければなりません。その意味で守秘義務は限定し、また限定された守秘義務の違反にも懲役刑をもつてのぞむのは反対です。報道規制も削除すべきです。

刑事裁判の充実・迅速化について

1. 第一回公判前の新たな準備手続

第1回公判前に、被告人に十分な準備期間を保障することが必要です。それなくして、充実した、迅速かつ継続的な公判審理は不可能です。

2. 証拠の開示

充実した迅速かつ継続的な公判審理をするためには被告人の防禦権の保障が必要不可欠です。そのために公権力による機動的捜査によって収集した検察官所持証拠の全面開示を制度化すべきです。勿論、真実発見のために検察官の所持証拠の全面開示が必要なことは言うまでもありません。

3. 開示された証拠の目的外使用の禁止

被告人の防禦権の行使等正当な目的のための使用は禁止してはならず、目的外使用について罰則を設けるべきではありません。

4. 争点の確認等

被告人の黙秘権は実質的に保障されるべきです。また準備手続終了後に、確認された争点と異なる主張がなされた場合、これを制限することは、それを恐れて準備手続において無用とも思われる主張、立証が提出されることとなります。このような制限は設けるべきではありません。

5. 身体拘束制度の抜本的改革

被告人の防禦権を実質的に保障するために、弁護人と被告人が十分な打合せができるよう、現在行われているような無用の勾留は許さず、また保釈を原則とする制度が不可欠です。

6. 訴訟指揮の実効性の確保

裁判所、検察官、弁護人が互いに信頼感をもって事件処理に当たることができるようにすることが必要です。そのためにはこのような制裁規定は行きすぎであり、有害です。訴訟指揮権は信頼関係の基礎の上に行使されるべきです。(同文9通)

(広島大学の講座において、日本弁護士連合会制作のドラマ「裁判員」を上映し、観賞後、日本弁護士連合会が用意したアンケートを実施した結果)

1. 裁判員ドラマの感想をお聞かせ下さい

裁判員制度について

・裁判員制度は難しいと思った。(2)

・裁判員は素人であるから感情をどうしても入れてしまいがちになるが、そこから発生するメリットも大きいことがわかった。(2)

・市民が参加するのは良いことだが、先入観・偏見があって難しいと思った。

・私は裁判員制度に全面的に反対。

・必ずしも意見がまとまるとは限らないが、改良することによってより良い意見を得やすい。

・忌避のシステムがよくわからない。

・法律知識のない市民が裁判員になることで誤審がないか不安。自分が被告と間違われたとき、正しい判断をしてもらえるのか。

・一般市民の参加によって、物の見方、視野が広がるという点は良かった。

・裁判員制度における金銭的側面、裁判員の生活時間面でも問題があるように思う。

・判決には個人的感情を入れてはいけないと改めて思った。

・多くの人の意見が出て判決が決まるのは良いことだと思ったが、全員の意見が残らずに出るとするのは難しいのではないかと。

・ビデオの中の裁判官の考え方が変わったように、一般人の考えが裁判に慣れすぎた考え方を直すこともあるのだと思った。

・筋の通るようになるところは数学の証明と変わらないと思った。

・やはりみんな感情が入ってしまうなと思った。裁判に慣れているわけではないから無理はないかもしれない。時間をか

ければいい結果になるのだろうか。

- ・(ドラマで)裁判官が意見を変えたことは良かった。長年仕事をしていると過去と照らし合わせてしまい、そこに前例のないことに当たってしまうと無理に結び付けて誤解が生まれることがある。
 - ・裁判を国民に強制したり依頼したりするのは反対。プロに任せるのが最も正確だと思うし、プロのいる意味がない。
 - ・確かにこういう形で市民の意見が取り入れられるのはいいと思うが、進行役の裁判官も大変だと思った。
 - ・裁判員制度が上手く機能するの疑問に思った。
 - ・実際にあんなに丁寧に評議が行われるのかどうか心配。
 - ・法律に詳しくないと成れないかと思ったが、自分の考えを言えればいいのかと少し安心した。
 - ・ドラマの始めと終わりで証拠は全く一緒なのに、評議をすることにより結論が180度変わるのに興味深かった。
 - ・裁判官の教育が必要だと思った。
 - ・有罪・無罪が何人と数を探るのは、少数派に重みがかかるから直すべきだと感じた。
 - ・単調であったのは否めない。与えられた証拠を検討するだけで、更に証拠を求めることができないのでは十分な結果が出ない気がする。
 - ・一般人の素直な疑問や意見によって、判決に結びつけたのだと思う。
 - ・(ドラマで)1日目の最後にみんなが疲れている状態で多数決をとったとき、4番の1人だけ有罪に納得しなかったから2日目ということになったけど、実際にはあの状況になったら早く終わらそうとして正しい判断ができないのではないのか。
 - ・裁判員制度を取り入れることにより、大きなリスクを背負う可能性もあるが議論は深まる可能性も大きいことがわかった。
 - ・1人の無罪という考えを次の日に持ちこして見つめ直したため、新たな考えが出てきて7対1で有罪の考えが全員無罪になった。1人の意見は大切だと思った。
 - ・裁判員選任手続において証明を要求するべきでは。
 - ・(ドラマは)裁判員制度を賛美するものとしては無難なできで、結末から何から構成がわかりやすすぎで、その分肯定的に考えている人にはいいだろうが、あまり上手くはいかない、現実にはもっとグダグダになるか裁判員は内面を曝さず利己的な賢さを発揮してあっさり終わらせて判決はどうでも良いという事態になるだろうと再認識した。
 - ・やはり固定観念はいけないと思った。自分も是非裁判員をしてみたい。
 - ・ドラマのように全員一致(しかも感情論)するとは思えないし、いつまでも議論を長引かせることは不可能。
- ドラマについて
- ・ちょっと上手いきすぎだが、実際には難しいと思う。理想像だと思った。(11)
 - ・裁判員制度についてわかりやすかった。(9)
 - ・制度が実施される前にこのドラマをもっと一般の人が見られる機会を作るべきである。(5)
 - ・議論が進まなかったり喧嘩になりそうになったりする所が現実感があった。(4)
 - ・大変参考になった。(4)
 - ・とてもいいドラマだった。(3)
 - ・裁判員制度の問題点を指摘した非常に完成度の高い作品だった。(3)
 - ・実際に自分がこのような立場になったらどうするのが、ということも想像しやすかった、イメージが湧きやすかった。(2)
 - ・今まで裁判員制度について自分で調べたことはあったが、ドラマを見ることで知識が高まった。(2)
 - ・おもしろかった、興味深かった。(2)
 - ・「12人の優しい日本人」みたいだと思った。面白かった。
 - ・「12人の怒れる男たち」の日本人バージョンを見たことがあるが、流れが2つとも似ていたのが残念。
 - ・裁判員制度の長所と問題点がよくわかった。
 - ・バラエティに富んだ裁判員が集まっていると思った。事件の関係者と同じような人生を送ってきた人がたくさんいて、裁判員制度の良い所だけを見たと思った。
 - ・小学生の学級会ぐらいままとまりと自発性がないと思った。このような状態が起り続けるなら、裁判員はただの烏合の衆だと思った。
 - ・逆転劇みたいですごかった。
 - ・裁判員について知ろうとする意識まで持たせるものだと思った。
 - ・裁判官の成長する姿が清々しかった。
 - ・実際にやったらあんな感じだと思った。
 - ・裁判についての基本的な流れを把握することができて良かった。
 - ・裁判員制度を知らない人でも制度についてわかりやすく知ることができるものになっていたと思う。ただ、せつかくならもう少し専門的な内容を取り入れても良いのではないのか。
 - ・ストーリーは筋が通っていて良かったが、僕たち(見る側)にも事件の詳細を教えて欲しい。
 - ・話の内容に偏りがちな気がしたが、裁判員制度についてよくわかった。
 - ・裁判員制度がどのような制度なのか理解するためにも、万が一自分が裁判員に選定された場合にどのような心構えで参加するかを考えるためにも、多くの人にこのドラマを見てもらいたい。
 - ・石坂浩二を主役にしたことがとても良かった。
 - ・有名な俳優を使っているのに興味深く見ることができた。
 - ・芝居が下手。
 - ・2回目の評議で裁判員Aが「なぜおばあちゃんをすぐに助けに行かなかったのか」言っていたが、自分も犬がトラックに撥ねられたときにすぐ逃げたという矛盾があった。
 - ・よくある2時間ドラマと違って、本当にちっぽけに思われがちな事件をわざわざ取り上げていたので、評議の部分にスポットが当たっており、裁判員制度のしくみや起こりそうな問題を掴めた。
 - ・法律を学んでいない人たちの意見は適当とも思え、新鮮とも思えた。
 - ・こんなに綺麗な裁判所はあるのか!!? 検察官の用意したスライドの中に、2人の証人から見た現場の写真があった方がわかりやすかったと思う。
 - ・裁判員制度を身近に感じることができ、この制度におけるプラス面を改めて知ることができた。
 - ・始めは全員個性の強い人たちだったので大袈裟だと思った。
 - ・全員が自分の意見を言ったのは良かった。
 - ・最初の方が少し難しかった。
 - ・最後のメッセージ 戦かれるのは市民、だから裁くのも市民」というフレーズが気に入った。
 - ・証人Aの証言には矛盾があったので、そこに気付く人がいても良かったのではないのか。
 - ・裁判員制度についてよく理解できるようになっていてわかりやすいし、裁判員も年代別になっていいかと思うが、最後は人情ドラマのようになっていたのであまり気に入らない。
 - ・裁判の実際の様子は知らないが公平にやっていたように思う。
 - ・興味の持てる話の構成だった。
 - ・こういう話は何度か見たことがあったが、見るたびに人間の間人性は大切だと思う。感情に素直に生きていきたい。
 - ・国民全体にこの制度を浸透させるにはちょうど良い。
 - ・よくできていたが、欲を言えばドラマではなく実際の流れで見、共に思考したかった。

- ・前半は少々テンポが悪かったが、後半は上手くいきすぎた部分もあった。全体的にはよくできていたが。
- ・人間ドラマとしては面白かった。
- ・裁判にあんなに不審なところが多いのに裁判官は有罪だと決めていたところに驚いた。
- ・法的知識がなく、ただ感情に流されただけの裁判員だったと思う。かなり費用をかけたわりには適当なできではなかったと思う。
- ・おもしろかったが普通と異なるケースなのでこれはこれで別の先入観を持ちそうな気もする。
- ・裁判員がごく一般的な人であるところが良かった。
- ・裁判員制度の問題点なども現れていて、色々考えさせられた。
- ・1日目の裁判官が被告を有罪にしようとしているように思えた。
- ・実際に自分も裁判員になった気持ちでドラマを見た。
- ・3番の男性は家族に痴呆の祖父がいるということで説得力のある意見を述べたということになっているが、偏った判断をする恐れが無かったか疑問。
- ・よくできていたが、しかしあまり意見を述べない人が実際にはもっといると思われる。
- ・日弁連だけでこのドラマを制作するのではなく、やはり最高裁、検察庁も参加すべき。
- ・何故無罪になるのか。有罪となる場合も作るべきであろう。無罪となるのは簡単だが、有罪とする場合には責任が付きまとうものである。

その他

・私は法学部なので今後もこの問題をよく考えていきたい。

2. 裁判官・裁判員の人数は何人とすべきでしょうか

裁判官の人数 : 裁判員の人数

1: 7 (17人) 15.2%

・ドラマの人数が話もまとまりやすいし、意見に極端な偏りができたりしない。(6)

・1人の裁判官の方がリーダーシップを発揮しやすい。(2)

・民意を反映させるためにも、裁判員に多様性(職業・年齢等)を持たせる。(2)

・これぐらいの人数が議論しやすいし、裁判官もまとめやすい。

・(裁判員制度を)やるのであれば仕方がないので、裁判官より裁判員が多ければ良いと思う。裁判官の人数を増やせばそれはそれで成果が上がるとは思うが、裁判員の人数も多くしないといけないうので経費や一般人の負担の問題がある。

・多数の意見をまとめられるのは7人が限度。

・裁判員が少なければこの制度の意味が無い。

1: 6 (9人) 8.0%

・ドラマでは全員一致になるまで話し合いをしていたが、そうなると時間がかかりすぎる。多数決になった場合、奇数が良い。(2)

・裁判官が2人で、その2人と裁判員の意見が違ったらどうしても裁判官の意見に引きずられるし、裁判員も意見が言いにくい。(2)

・裁判員が奇数になると多数決になりそうな気がする。

・最初のうち進行役として裁判官は必要だと思うけど、2人以上いると威圧感がある。

・意見が分かれないように10人未満。

1: 10 (7人) 6.2%

・幅広い国民の意見、様々な立場にいる人が必要。(2)

・裁判官の影響力は1人で十分に強いと思う。(2)

・ドラマぐらいの人数でだいたい上手いきそうだった。

・裁判官はまとめ役なので1人。裁判員は多すぎず少なすぎず10人。

・裁判官は少ない方が良い。(「司法を学んだ人」)に流されるので。裁判員は多すぎず。

1: 5 (6人) 5.4%

・多すぎず少なすぎずという丁度良い人数だと思う。(2)

・裁判官1人だとその人の意見が重要視されてしまうのでないかと思ったが、それ以上増やすと裁判官だけがしゃべって裁判員の意見が取り入れられなくなるのでは。

・あまり多くない方が良いと思う。多くの意見が出れば良いというワケではないと感じた。裁判官の人数に対し裁判員の人数が少なすぎると裁判官の意見に引きずられる。

2: 6 (5人) 5.4%

・裁判員は多すぎると話し合いがまとまらない。裁判官が多すぎると裁判官の意見に圧される。(2)

・裁判官にも少数派の(偏った)考えの人はいるだろうから、2人はいると安心。裁判員はもっといてもいいかもしれない。

・裁判官が1人だと偏りそうで、2人いればスムーズとはいかないまでも真実をつきとめやすい。裁判員が6人なのはランダムに選ばれる人格の意見の偏りを多少は避けられるから。

2: 5 (5人) 4.5%

・裁判官にかかる司会進行役の負担の軽減と、意見の偏りの防止。

・多すぎても少なすぎても不具合を生じる。意見が分かれたときのために奇数。

・裁判員7人は多いと思ったから。

・裁判官が1人だとドラマのように裁判官の論理によってのみ進められてしまう危険性がある。裁判員は全員が容易に顔を覚えられる範囲だから。

2: 7 (5人) 4.5%

・裁判官が1人だとプロの意見に引きずられる。裁判員は多すぎても議論が進まない。(2)

・真っ二つに意見が分かれないうちに奇数。裁判員7人はビデオを見ても話がこじれやすいが、5人は少なくとも他人の意見に流されそう

・裁判官は実況・解説に徹するべき。2人というのは1人ともう1人が監視役。

・裁判官が多すぎても少なすぎてもいけないと思ったから。

・裁判員は裁判官のやはり3倍以上。そうではないと結局参加するだけで、ただそこにいるだけになる。逆に人数が多すぎても意見が出しにくいし、まとめるのも難しい。

3: 9 (5人) 4.5%

・やはり裁判官は知識も経験も豊富なため、どうしても裁判員は裁判官に引きずられると考えるので3倍は必要。

・裁判官1人では公正な判断が下されないのではないかと感じ、裁判員7人だと少なく感じた。

・裁判官の影響力はどうしても大きいので、裁判官が指示する意見が必然的に強くなる。だから少なくとも違う立場の裁判官が3人はいる。

・裁判官が1人だと意見が偏る。裁判員1:3の割合にしたかったから。

・評議する際、裁判員が9名前後になるのが良いと思う。

1: 8 (3人) 2.7%

・裁判官のコミュニケーション能力の有無がわからないので。裁判官を1人別にはじいて意見が分かれたときに裁判官の判断を入れて多数決をとる。

・裁判官は専門家なので多すぎると裁判員の判断に影響が出る。全体数は多すぎると会議にならない。
3:6 (3人) 2.7%

・裁判官1人では辛い。2人だと対立すると拙い。全体が大人数すぎるとまとまらないので裁判員は6人。(裁判官の)2倍いても心もとないかもしれないが裁判員が負けないようにする。
1:4 (2人) 1.8%

・裁判官は必要最低限に留めるべきで、裁判員の数は多すぎず少なすぎずの考えであるべき。
1:5~6 (2人) 1.8%

・裁判員の人数は様々な意見を出し合うために必要十分の人数でないといけませんが、多すぎるとかえって意見がまとまりにくい。少なすぎて裁判員の境遇が重複しても考えが偏る。裁判官は1人でないと評議の進行ができないと思うが1人のみでは裁判員の意見に飲み込まれてしまうのではないかとも思う。ベテランの裁判官が1人がいい。
・裁判官の人数が2人以上だと、ドラマのように最初の考えが覆されるケースでも裁判官の意見がそのまままとまりそう
2:9 (2人) 1.8%

・裁判官が多いと一般市民である裁判員は発言しにくい(2)
2:10 (2人) 1.8%

・はっきり言ってこの人数は適当。実際にやってみて考えるものだと思う。
・裁判官は少ない方がいいが1人だと独断になるかもしれないので、この人数がいい。
3:5 (2人) 1.8%

・裁判官の意見に引きずられると思うので、裁判官の中にも意見の対立する余地を残した方がよい。
・裁判官が1人だと意見に偏りそうなので3人以上はいた方がよい。
3:7 (2人) 1.8%

・裁判官1人で進行するのは辛いのでは。法律の専門家が3人、一般の人が7人が色々な意味でベスト。
・裁判官1人で知識の乏しい裁判員をまとめるのは困難。裁判官がそれぞれ別の見解を示すことによって、裁判員が裁判官1人だけの意見に影響されにくくなる。
3:8 (2人) 1.8%

・裁判官の暴走を防ぐため3人。裁判員は多すぎず少なすぎずの人数で。
・年齢層のバラつきや法律についての最低限の知識を考えるとこれぐらいが妥当。
0:10 (1人) 0.9%

・素人かもしれないが率直な意見交換をして、それが反映されてもされなくてもよい。
1:? (1人) 0.9%

・よくわかりません。何人が1番いいという数字は明確には無いような気がする。
1:1 (1人) 0.9%

1~3:5~6 (1人) 0.9%

・多すぎると意見のまとまりが困難かと思うが、ある程度人数がいた方が意見が多様になり視野が広がる。
1~3:10~12 (1人) 0.9%

・裁判官の人数は現行通り、裁判員については欧米と同程度で始めておいおい調整する。
1:4以上 (1人) 0.9%

・裁判官は知識も経験も1番あるから、裁判員がそれに捕らわれないようにするために裁判官が1人。裁判員は裁判官に圧されないよう、また幅広い意見を取り入れられるよう4人以上が望ましい。
1α3:4人以上 (1人) 0.9%

・裁判官の数は他の刑事裁判とのバランスをとるべきという考え方に納得もいくし、裁判官の数が多いと裁判官主になりそうな気もするので、よくわからない。裁判員は裁判官より多くなければいけないと思うが、あまりに多すぎても意見がまとまらない。
1:5~10 (1人) 0.9%

・裁判官が2、3人だと裁判官同士で意見が一致したときに裁判員を言いくるめる。
1:5~7 (1人) 0.9%

・裁判官が2人以上いるとその意見に完全に流されてしまう。あと進行補助員が1人いると裁判官の負担も減ると思う。
1:6~8 (1人) 0.9%

・裁判官が1人なのは2、3人だと意見が分かれ良心による判断でなく口論での強さ弱さにより判断が決まってしまうから。7人は様々な意見を聞くことができ、いくつかのグループに分かれて話をすることがないから。
1~2:7 (1人) 0.9%

・裁判官が2人が良いと思った。
1:7~9 (1人) 0.9%

・裁判官が多すぎると裁判員が発言しにくくなる可能性。あらゆる世代・職業の人が集まらないといけない。
1:9 (1人) 0.9%

・法律の知識量、発言力から見て妥当だと判断した。
2~3:多 (1人) 0.9%

・ビデオの中でも言っていたが、一般の人々は裁判官の意見に納得してしまうので、裁判員の人数も多くしてなるべく多くの意見を出させるべき。裁判官の人数は、各裁判官も個人的な偏見が入ってしまうので複数必要。
2:4 (1人) 0.9%

・裁判官1人だと裁判員を見下したり、偏見を持ってしまうのではないかと。また、裁判員が多すぎると議論がまとまりにくいので、これぐらいが進行しやすいのではないかと。
2以上:5~6 (1人) 0.9%

・裁判官は議長を滞りなく行えるように、裁判員は審議が滞りなく行えて、なおかつ多様な意見を出せるように。
2:6~7 (1人) 0.9%

・裁判官は裁判長とそれを補佐する1人が必要。裁判員は男女共に3人ずつぐらいで、青年期・壮年期・老年期の人々を1人ずつ選び、必要な場合には事件に関する専門的な知識を持った人が必要。
2:7~13 (1人) 0.9%

・できるだけ様々な世代・職種の人が集まるのがよい。裁判官の意見に流されないよう多めの人数にした方がよい。裁判官が1人だと簡単に意見に流されそうなので不安。
2:8 (1人) 0.9%

・裁判官の力量にもよるが、1人ではやはりやりにくいと思う。裁判員は多くてもまとまらず、少なくとも公平ではない。
2:11 (1人) 0.9%

・裁判員の数は裁判官の数の圧倒的多数必要。そうではないと裁判官の意見に流されそうな気がする。裁判官の数を1人とすると、裁判員の話し合いのときに暴力沙汰になったら止められない。
3:0 (1人) 0.9%

・裁判官がちゃんとしておけば裁判員は必要ない。
3:4 (1人) 0.9%

・裁判員制度は裁判官の決定を補助する制度であるのが望ましい。
3:5~7 (1人) 0.9%

- 3:10(1人)0.9%
 ・想像でしかないが、多すぎても評議しにくいだろうからこれぐらいが限度。
- 3:11(1人)0.9%
 ・裁判官3人だと現行の制度から移行しやすい。若い判事補が経験を積む機会を保障するべき。裁判官の意見の偏りも防止できる。裁判員は裁判官の3倍以上だと10人だが、裁判官の影響力を考え11人。それ以上の確保は困難。
- 3:12(1人)0.9%
 ・専門家3人は必要。裁判員は多い方が様々な意見があってしっかり議論できる。
- 3:15(1人)0.9%
 ・ビデオにあったように多すぎもせず少なすぎもしない人数が必要。
- 5:10(1人)0.9%
 ・多すぎても少なすぎてもダメ。裁判官は奇数、裁判員は偶数であるべき。
- 5~10:0(1人)0.9%
 無回答(3人)2.7%
 ・裁判官の人数に対して3倍は必要だと思う。裁判員が少ないと裁判官の意見に圧される。
 ・裁判官と裁判員を足して奇数に。裁判員は多めがいいが意見をまとめられる範囲で。
 2裁判員の資格要件は20歳以上、あるいはその他の年齢とすべきでしょうか
 20歳以上とすべき(85人)76.8%
 ・様々な年齢層の意見を聞くため、幅広い民意を反映するため。(23)
 ・20歳からは選挙権があるので。(ある程度の世間常識、一般教養、判断力があると見なすべき)(19)
 ・成人と同時に資格。その他の年齢にする必要性が見えてこない。(9)
 ・若者の意見も必要、若者にしかわからないこともある。(7)
 ・少年事件が多いので若い意見も必要、年輩だと偏見が入る。(4)
 ・全員20歳の裁判員になることはありえないし、学生の意見も広く取り入れた方がよい。(3)
 ・19歳の私には20歳以上からしか投票権がない現状の制度すらもどかしい。むしろ政治に対する責任を与えることで若者の政治に対する関心は高まるのではないかと。
 ・10代は社会的経験が少ない。しかし若者と老年層の考えの違いも取り入れたい。
 ・税金を払う人全員に資格を持たせるべき。
 ・高校生と混ぜることも考えたが、社会的立場・経験から見解を聞くには年齢が低いと考えた。しかし20歳以上になっても様々な人がいるので難しい。
 ・20歳からだと学生の意見も入ってしまうが、良識ある人間、責任ある人間になっているはずだから20歳でよい。
 ・20歳以上は「少年」ではないわけで、20歳も55歳も同じ刑罰を受けるので裁判員も同じ資格でよい。
 ・裁判官は比較的年輩。裁判員も年輩にしたら、ジェネレーションギャップが反映される可能性が低くなる。かといって小学生では難しいので20歳が妥当。
 ・誰でもわかる裁判員にするためにも、年齢の高さを制限するべきではない。
 ・裁判員の質は年齢に関係ないと思う。20歳だとしてもしっかりしている人もいるし、例え40歳を過ぎていてもダメな人もいる。
 ・裁判員は経験豊富な人の方がいいけど、若いからといって未熟とは限らず、むしろ凝り固まっていけない意見も大切にすべき。忌避することでもできるのだから、チャンスは広げておく。
 ・これからは少子高齢化の社会であるし、18歳以上とかでも良いのではないかと。人員のバランスにもよるが。
 ・選挙人名簿から無作為に選ばれることになっているので、選挙権が与えられるのと同時ではないとおかしい。
 ・10代半ばはでも良いかとも思ったが、成人を目安にする方がわかりやすい。
 ・成年すれば良く、成年が18歳に改正されれば18歳でも可能だと思う。
 ・被告人や証人の年齢も様々なので。
 ・成年すれば法的責任を追求されるかわからないので、現実問題として考える機会を与えられるべき。
 ・自分の意思を言葉で伝えられる力がなければならぬ。
 25歳以上とすべき(10人)8.9%
 ・20歳以上だと学生が含まれるので、知識・経験に差ができてしまうので、25歳以上が適している。(3)
 ・社会的常識などが十分できてからなる必要がある。(2)
 ・社会人であるほうが望ましい。(2)
 ・自分で収入を得、社会を知った人間で話し合う必要があるので25歳。20歳だと人にもよるが全ての発言に責任を持つ意思を固めきれない。
 ・20代前半は社会生活上の地位が安定していないので落ち着いて裁判に参加できない。
 30歳以上とすべき(2人)1.8%
 ・刑事裁判に参加するためには人生経験が重要。その要素が多い人が参加するべき。
 ・ある程度社会からも信用される年齢であり、25歳は大学院を出た人は就職したてだったりしてまだ若すぎる。
 その他(11人)9.8%
 ・18歳以上(5)
 ・高校卒業者。
 ・子供の方が固定観念がないぶん、しっかり「自分の良識に従って」できると思う。何も成人に限ることばない。
 ・18歳で社会的常識はある。
 ・年齢ではなく関心があれば良い意見が言える。かといって若すぎると経験が浅すぎて不適切。
 ・20歳と18歳は変わらない。18歳で十分大人。
 ・16歳以上
 ・年齢が若くても善悪の判断はできるから。責任を取れるかどうかで18歳以上でも良いかもしれないが。
 ・被告人と同年齢の裁判員を加えるべき。同年齢の人は同時代の社会背景に暮らしているのだから、被告人の心情がわかりやすいため。
 ・Case by caseで変えたい。
 ・若い人でもよい。犯罪をしたらダメなことだとわかっている。
 ・少年事件については一定割合で20歳以上25歳以下の者を含め、その他の場合は25歳以上。少年事件の場合には年齢の近い者の方が判断が事実認定において効果的な場合もある。
 ・何歳とは確定する自信はないが、若い人から年配の人まで幅広く資格を与え採用する場合は、幅広い意見が取り入れられるようにすべき。
 ・年齢はあまり関係ない。必ずしもとは限らないが、同年代の人々だけだと意見が偏ることがありうる。また、20歳未満でも若いことで柔軟である頭を使った意見が聞け、より偏見や先入観が少ない立場での意見が出ることを期待したい。
 無回答(3人)2.7%
- 3.有罪・無罪を決める要件はどのようにすべきでしょうか
 多数決(9人)80%
 ・全員一致は理想的であり、多数決が妥当。(3)
 ・原則は全員一致が望ましいと思うが、どうしてもダメなら多数決。(2)
 ・審議を尽くした上での評決が前提で決めるべき。全員一致は難しい。

- ・全員一致だと時間がかかりすぎる。
- ・全員一致でみんなが満足するとは限らない。
 - 特別多数決(19人)17.0%
- ・時間的な制約の問題、時間がかかりすぎると個人の負担が増える。(2)
- ・意見が出尽くした後での多数決なら全員一致しなくても良い。
- ・全員一致は場合によって困難。
- ・最初から全員一致になるまで会議を続けると決めていっていると、少数派にいつまでも会議が続くというプレッシャーがかかり、そのプレッシャーによって意見が変わりかねない。
- ・全員一致が望ましいがビデオのように必ずしも1~2日で全員の意見が一致するのは難しいので、ある程度は妥協も必要。
- ・全員一致は困難だが単純な多数決は安易すぎる。
- ・全員一致になったからといって、それが真実だとは限らないし、一致させることが第一になりそう。
- ・5分の4以上。全員一致は難しいが、かといって3分の2では悔いの残る人も出るだろうと思う。
- ・裁判のプロである裁判官はある程度は尊重されるべき。
- ・全員一致が望ましいが、ドラマのように1人だけ意見が違う時には流されてしまうのではないかと。他人の人生を変えることなので自分たちで考える意思を大事にして欲しい。よって全員一致しなければならないというきまりはない方がいい。それか、それぞれの立場を黙秘したまま全員一致での結論を目指す。
- 全員一致(74人)66.1%
 - ・みんなが納得しないと意味がない、納得せずに終われば司法に不信感。(12)
 - ・多数決だと少数派の意見が無視される、少数派の意見を反映させるべき。(9)
 - ・有罪・無罪が被告人に及ぼす影響は甚だしいものだから、被告人の人生を左右するものだから。(5)
 - ・有罪・無罪が分かっているようではまだ議論を尽くしたとはいえない。(5)
 - ・とことんまで審理するべき。(2)
 - ・多数決ではその場の雰囲気、先入観で決まってしまう。(2)
 - ・多数決だと裁判官の意味が無い。(2)
 - ・より正確な判断を下すため。(2)
 - ・審議が長引くという欠点はあるが、できるだけ全員の意見が一致する方が望ましい。
 - ・慎重に審理を尽くすため。
 - ・難しいが全員一致が必要。
 - ・人を裁くことに対しては必ず正確性を持ちえなければならない。
 - ・全員が責任を持って評決を出すべき。
 - ・国民に納得のいく説明がなされるのは大切。
 - ・多数決が必ずしも有効ではない。
 - ・全員の意見を尊重するため。
 - ・1人でも違う意見がいるなら粘るべきだが、1人だけ違うと警察の尋問と同じようにその1人が「もういつか」と思いだすと思う。やはり他人事なので。
 - ・1人の意見を見つめなおしてみると新たな回答が出てくることもあるので。
 - ・被告人の権利保障から全員一致だが、量刑は裁判官が決めるべき。
 - ・負担の大きさを気にしなければ(全員一致)。多数決だとあつという間に結果が出て「十分な議論」ができない。
 - ・反対意見があるということは何らかの理由があるはずだから。
 - ・少数意見が正しい可能性があることを考えると、多数決よりは満場一致が望ましい。
 - ・一般人がやることなので多数決だと無理がある。
 - ・人数が少なければ国民全ての意見は反映しないし、人数を増やせば全員一致は難しい。
 - ・より裁判についてわかっていない一般国民たちを裁判員にする以上、人間相手の裁判を慎重に行う必要がある。
 - ・全員一致とすることでより活発に意見が出るのではないかと。
 - ・後味が悪いのは嫌なので。
 - ・多数決だと疑問点が議論され尽くされないまま、始めの判断だけで終わってしまう。
 - ・多数決だと早く終わらせたい人が多い方の意見に賛成するから。
 - ・多数決で全ては決められない。
- その他(6人)5.4%
 - ・9割の一致
 - ・多数決は最大4割の意見がダメになり、全員一致は現実的に不可能。
 - ・8割の一致
 - ・80~90%の一致
 - ・原則全員一致。2、3回やって少数派の意見が1人ぐらいたったら妥協。
 - ・議論するグループを何グループか作ってグループごとに全員一致の有無を出し、その有無の理由を踏まえて裁判官が判断。(ビデオの中は個人的経験が自分の考えの決め手。個人的経験がない裁判員が選ばれると有無の判断に真意性が欠けるので、グループを何グループか作るべき)
 - 無回答(4人)3.6%
 - ・理想ではドラマのようになるといいが、難しいようなら多数決。
 - ・全員一致が望ましいがかなり難しいと思う。
- 5. 審理を分かりやすくするために、どのような工夫をすべきでしょうか
 - ・素人にわかりやすいように専門用語は使わない。(16)
 - ・わかりやすい言葉を使う。「専門用語」を「日常用語」に変える。(13)
 - ・高圧的な態度で長々と文章を読む時間があるなら映像資料を用いるべき、ビジュアル的な部分を増やす。(視聴覚教材の活用)(10)
 - ・専門用語をわかりやすく説明してゆく、プリントアウトして配る。(7)
 - ・取調べは必ず録画して、裁判員に見せる。(6)
 - ・裁判傍聴に行ったとき、弁護士や検察官が早口で何を言っているかわからなかった、小さな声でボソボソ話していた。そういうところから意識して改革すべきだと思う。(5)
 - ・裁判員も被告人も裁判官・弁護士・検察官に質問できるように。(3)
 - ・様々な知識レベルの人が集まることになりそうなので、よりわかりやすく、堅苦しさを無くすべき。(3)
 - ・証拠・証人について、一般市民である裁判員がわかりやすい、理解しやすいような工夫が必要。(証拠の簡略化・明確化)(2)
 - ・法廷上の録画、裁判の記録化(2)
 - ・裁判官がリードして話し合いを促す。(2)
 - ・わかりやすい資料を配る、事件の内容をまとめた資料を配る。(2)
 - ・論点(争点)の整理、証拠の収束(2)
 - ・難しい法律用語などをあらかじめ勉強させておく。(2)
 - ・自白の危険性を知らせるべき、自白は無視するべき。(2)

- ・映像や模型などを使って事件現場をなるべく正確に再現、現場の映像など取り上げる。(2)
- ・スライドよりも3Dの方がいい。
- ・経験が長く法的知識の豊富な裁判官がリードしてしまいがちなので、裁判官自身の意見は最後にする。
- ・裁判に関する新聞記事を見ても難しい語句だらけ。長い文が続いてなかなか読む気がしない。わかりやすい文章にして欲しい。
- ・法律をカタカナから平仮名に直すなど読みやすくして欲しい。
- ・裁判を行う前に必ず、裁判員になるために裁判に関するオリエンテーションを十分に行うべき。
- ・誰でもすぐ理解できるように簡単な例などを用いるべき。
- ・審理の様子を録画。
- ・検察官の発言の要約。
- ・専門的な法律の要約。
- ・一つ一つに説明を加えてゆく。
- ・自分の言いたいことをどんどん言うべき。
- ・皆で話し合うと意見の混同が多発。個室で意見を聞いて多数決をとる。
- ・審理の意味がわかりません。
- ・難しい言葉の説明などを入れる。「専門分野」だと思つと真剣に考えられないかも。
- ・状況を追って皆で考える。ドラマの中にもあったようにスライドなどを使ってこと細かに意見を出し合う。
- ・書類中心ではなくわかりやすい方法の工夫が必要。
- ・人の心も考慮に入れて欲しい。
- ・わからない言葉が出たとき、すぐ質問できるようにする。何度も補足説明をする。
- ・裁判官が事件について説明をする。
- ・証言や現場の状況などわかりやすく多くの情報が欲しい。
- ・刑事裁判は構成要件や用語など難しいもの。そういった面をどうするのか、わかりやすく考えると対策を講じなければならぬ。
- ・司会の進行
- ・一般人がわかる程度にするしかないのでは。法律自体が専門的であるから、国民がわかりにくいのは仕方がない。
- ・それぞれの性格(自分の意見を上手く言えない人など)を考慮。
- ・小学6年生を念頭に置く。(新聞を読みこなせる程度)
- ・検察官や弁護士と近くで話し合いができるといい。
- ・もともと傍聴自由というか、公開しなければならない裁判がわかりにくいものであるのがおかしい。
- ・どのように審理を進めるのかチャート等を作ってもいいと思う。
- ・法廷でも色々な意見や証拠が出てきてわけがわからなくなると思うので、話し合いをする前にもう一度状況を整理した方がよい。
- ・一つ一つの事柄を整理して書き表す。
- ・審理の様子を匿名でも良いので一般公開するべき。
- ・前もって裁判員に召喚される人々に裁判の傍聴などである程度の知識を身につけておくべき。裁判員は秘密厳守であるが、裁判員経験者が何らかの形で新裁判員に説明すべき。
- ・無駄と思ってしまうこともしっかり話したり聞いたりして、制約を設けるようなことはないようにすべき。
- ・証拠・調書の閲覧の柔軟性を確保
- ・評議に用いる場所・設備の確保
- ・評議に入る前に裁判員に裁判の基礎知識を知るための勉強会を開催できるようにすべき。その間、事件の内容についての守秘義務を徹底すべき。
- ・異議を認められるのを承知で裁判員の心情を揺さぶるような戦術を禁止する。
- ・取調べ体制の整備と監獄法の改正
- 5. 市民が参加しやすい制度とするために、どのような配慮が必要でしょうか
- ・仕事や学校を休んでも不利にならないような制度を作る。配慮、補償(23)
- ・短期間での裁判、裁判の迅速化。(7)
- ・市民のスケジュールを考慮、日常生活を侵害しないようにする、サポートを充実させる。(5)
- ・十分な説明、十分な社会保障が必要。特にこの制度のしくみ、意義はしっかり説明しなければならない。(5)
- ・裁判というどうしても堅苦しいイメージがつくので、もっと裁判がどのように行われているのか、その制度はどのようなものかを知らせる工夫が大事。(4)
- ・女性の参加を得られるように環境を整備する。(託児所など)(4)
- ・社会的に当たり前の制度だということを早急に社会に広めることが大切、宣伝をしっかりする。(4)
- ・市町村などで勉強会を開くなどをする。(3)
- ・裁判員になることのメリットをつける、メリットを押し出す。(3)
- ・難しい言葉が使われると意味がわかりにくい場合があるので、言葉は選んで使う。(2)
- ・免除をちゃんとできるように。強制では市民には参加しにくい。(2)
- ・国民全体での義務意識の向上が重要、義務であることを認識させる。(2)
- ・召喚状で当日その場に招くよりも、あらかじめ連絡をしてその日の予定を確認、事前に参加意思の有無を確認。(2)
- ・学校教育に裁判員制度を学ぶ時間を取り入れる。(2)
- ・参加者が面倒ではないように、負担を軽くする。(2)
- ・裁判所でないところでも審理を行えるようにする。
- ・社会の世間体も気に掛かる。秘密を守る義務等で過度の刑事罰を科されてしまうのも、是非は別として参加しにくい原因になる。
- ・裁判員に課す責任が重すぎる。決定に関する権限についてもっと煮詰める。
- ・高齢者や障害者も参加できるように配慮して欲しい。
- ・法的知識を一般に提供するべき。(TV・刊行物などを通じて)
- ・専門知識を必要としないようにする。
- ・用語・判例といった法律の知識を一般の人にどのように伝えてゆくのか。
- ・刑法罪の決定は国民(裁判員)が行い、難しく詳しい知識が必要な民事関係は専門家が行う。控訴審以上は裁判員制度をしない。
- ・日程等、プライベートを優先できるようにする。
- ・裁判官は裁判が仕事だが裁判員は背景に自分の生活があるので、無作為に選ぶにしても、例えば募集をした中から選ぶなどとする。
- ・市民の休みをしっかりと取れるような配慮。
- ・就職の面接とかとても大事なことがある人への配慮。
- ・拒否権を与える。
- ・市民がちゃんと裁判員としての自覚が持てなければこの制度は成り立たないと思うので、その点がちゃんとなるように配慮すべき。
- ・裁判を身近なものとするため、学校の授業などでも裁判についてもっとすべき。

- ・制度上、裁判に市民が参加することを保障したとしても、事実上、本人に負担はかかると思う。保障制度を作るのなら細かいものにしなければ効果がない。
- ・裁判員選任の第三者機関を設けるべき。無作為に選挙人名簿から抽出した後、面接等により偏った人が選ばれないように配慮すべき。
- ・選任における違法行為（買収など）に罰則を設けるべき。
- ・忌避制度の精密化
- ・最初に行われた忌避手続きは、実際あのような場で行われるのか？個室でやった方が答える側も答えやすい。
- ・裁判員の報酬が通常の就業以上の額とすべき。
- ・裁判員に呼ばれる時期は前もって候補者に知らせておき、候補者にもある程度の時期選択権を与える。
- ・市民に関心がある事件などでは中継をしても良いと思う。
- ・裁判員は事件に関わるわけだから、それによる不利益を市民に与えないように。
- ・裁判員の匿名性を重視する。
- ・裁判員が先に意見を言う。
- ・裁判官、裁判員の平等を完全に確立し、裁判員に重圧を与えたり意見の押しつけを無くさなくてはならない。
- ・裁判官と裁判員はバラバラにして座らせたりする。
- ・審議する事件について、事前に詳しい情報を渡した方がいい。そして最初の議論の場では裁判員がすでに自分なりに家でまとめてきた意見を述べる方が効率良く進行できる。
- ・匿名で無作為に意見を聞くこと。
- ・漁業や農業や生物を扱う職種の人が参加するにはどうしたら良いだろうか？
- ・時間の無い人を選ぶと多数派に合わせてしまうので、時間のある人を選ぶ。
- ・拘束される場合の救済制度。控訴・上告された場合はどうなるのだろうか？拘束日数が増えてしまう。
- ・口頭弁論終結まで。
- ・実際市民のほとんどがこの制度に関わらないので、こういった映画をより多くの人に見せるべきだ。
- ・裁判官があまり表に立って出ない。
- ・裁判員制度に対する知識を事前に与える。
- ・裁判員の経済的負担をなくす。
- ・評議の中で一般人が司法に相応しい考え方にきれいな部分があっても考慮してあげる。
- ・裁判員制度導入前に取り調べのビジュアル化などを進めるべき。
- ・裁判員制度を採用することで、裁判やひいては政治に対する関心が高まるのは良いことだが、現実の問題として日本人は議論が下手だし、友人と政治の話をする会は殆どない。そのような中で裁判員制度を実行するのは少々不安な気がする。制度を成立させてそれで終わり、というふうにはならないで欲しい。
- ・裁判員に選ばれた人が、何日、何ヶ月、何年かかってでも経済的、社会的に困らない保障を政府がする配慮。どのぐらいかかってもいいという雰囲気を作ることが大切。
- ・経費・日当の支給制度の充実
- ・裁判長が議論を上手く進めるべき。
- ・議論が流れ作業にならないようにすべき。
- ・第三者が見ても納得ができるように、視覚的效果を取り入れる必要がある。
- ・裁判官や司法関係者がエリート意識を捨てる。
- ・この制度が実現され、普通の人と法律家との温度差がなくなれば良いと思います。

(栃木県立田沼高校の生徒から寄せられた意見)

- ・私は裁判員制度には賛成します。もし裁判員に立ち会った場合は、日当はいくら支給されるのですか。
- ・私は、裁判員制度をやることはいいことだと思います。なぜかという、ニュースなどを見ていて、こんな判決でいいのかと思う人は結構いると思うからです。だから、裁判員制度をやることで、一般の人たちの色々な意見でもっとよい判決を出すこともできると思います。でも、もしいきなり裁判員に選ばれたら困ります。
- ・第一に、裁判員制度はいつ頃から始まるのでしょうか。私は、ある程度理解できたと思いますが、私の学校以外の人には、まだ知らないでしょう。この制度について、どのように20歳以上の人に知られるのでしょうか。また、裁判員に選ばれたら、どのように通知が来るのでしょうか。第二に、裁判員に選ばれた人の権利についてです。資料によれば、ちゃんとした理由（入院など）以外は、断ることができないと書いてありました。家庭の事情や仕事の都合、また、忙しくて行く暇のない人もあると思います。それなので、選ばれた人は断ることができるようにしてほしいと思います。それと、もし、裁判員お仕事があるときにどうしても断れない都合（お葬式や結婚式、会社の会議など）があった場合は、事前に他の裁判員に連絡すれば休めるようにしてみてもどうでしょうか。これらのことを考えてもらえると嬉しいですね。
- ・裁判員制度に反対です。もしも抽出された人が、過去に起きた事件とよく似た事件の判決を下す場合、その人の感情が入ってしまうということもあり得ないからです。それから、もう一つの理由は、知識のない一般市民が勝手に決めてしまうというのは無責任なのではないのか。無実なのに懲役にしてしまうことになってしまったら考えると、荷が重すぎて正確な審判が下せないと思うからです。私の考えとしては、最終的判決を下すのは裁判官であり、決して一般市民が出すものではないということ。だが、国民の意見も聴くという方法ならいいと思います。
- ・私は、裁判員制度はあまり良いと思えません。テレビを見ていて、その審決は間違っていると書いていたりする人たちの見たりします。そういう人たちは、みんな裁判の知識を持っている人です。私たちはどんな法律があるかも分からないし、分かっていない人も多いと思います。だから、無差別抽出で選ばれても意見も言えないし、自分が選ばれたとしても、行きたくないと思ってしまうと思います。
- ・私は、裁判員制度について、賛成とか反対とかいう意見は特にありません。やるならやるでいいし、やらないならやらないでいいです。でも、自分が裁判員になるのは嫌です。20歳になっても嫌です。自分の都合お構いなしに勝手に決められるのは嫌だし、裁判などそんな難しいことは自分にはできないと思います。なので、できればやりたい人がやるというような形にしてほしいです。
- ・私は、裁判員制度に賛成です。一般の人たちの意見も聴かずに、裁判官の人が決めてはだめだと思う。裁判の判決が間違ったら、選ばれた人は裁判にかけられたりしないんですか。そちらが選んでその人に用事があってもたいしたことではなかったら行かなければならないんですよね。その人の意見も聴かなければいけないと思います。
- ・裁判員制度は、今のところ、いい案だと思います。裁判員の人数は対等でもいいと思います。ただ、裁判官と同じような知識はなくても裁くことはできるのでしょうか。裁判員は同情などをして判決が左右されたりしないのでしょうか。
- ・この制度、一般の人が裁判員をやるのはあまり良くないと思います。なぜなら、一部の事情で出頭を拒むことができなかったり、その人を信用することがどこまでできるか分からないと思っただからです。
- ・私は、この裁判員制度はよい制度だと思います。一般市民の意見も聴いた方がよいと思うからです。社会人だけの意見でなく、学生の意見も聴いてもらいたいです。ただ、必ず出頭するというのはやめてほしいです。人を裁くということできない人もいます。
- ・私は、裁判員制度に賛成です。一般市民から裁判員が選ばれるのはすごいと思います。もし自分が20歳以上だったら、裁判員として裁判に立ち会いたかったです。でも、気になる点がありました。私たち一般市民は、裁判官のようにちゃんと法律の勉強をしたわけでもないのに、裁判をしてよいのかなと思いました。テレビや新聞などで、裁判の結果をよく見ます。こんなでいいのとか、人を殺してその殺された人の周りの人を傷つけたのに、罪がそんなに軽いのかと思いました。そんなとき、自分たちの意見も聴いてほしいと思いました。自分も裁判員に選ばれて裁判に立ち会

たいと思いました。

・裁判員制度について賛成です。裁判官1人が決めると納得いかない人たちも出てくると思うし、みんなの意見も必要だと思うからです。でも、もし自分が20歳になって選ばれたら困ると思います。無差別抽出方式で選ばれると知ってなんだか適当なのかなと思いました。それに、20歳以下や学生はなぜいけないのかと思いました。高校生以上とかなら意見も話合いもできると思います。

・私は、裁判員制度について賛成だと思います。私は、裁判について詳しくは知りませんが、1人決められた裁判官より、一人一人が違う考えを持っていると思えば、その一人一人の考えを裁判で話したり、参加することで今の世の中のことを真剣に考えることもできるかもしれないということや、自分自身を見直すこともできると思うので、裁判員制度が施行されたら是非参加してみたいと思います。

・私は、裁判員制度に反対です。まず、裁判員を選挙人名簿から無差別抽出方式は、とてもいい加減すぎだと思います。適当な考えの人、またはお金目当ての人たちが選ばれてしまった場合のことを考えると怖いので。適当な評議・評決ではないと思います。裁判員になる人は、責任感のある人、事件などについて真剣に考えられる人の方が安心できる気がします。やはり、それなりの知識のある人が裁判員になった方がいいと思います。一般の人の意見を取り入れていくのはいいことだけど、無差別抽出方式はよくないと思います。もっと違った方法で一般の人の意見を取り入れていけるように考えてほしいです。

・私はこの制度に反対です。理由は、今の大人が常識、法律を知っているか不安だからです。それと、いきなり裁判員に選ばれ、予定が狂わされることは腹ただし、それによって話し合いがまともにできそうになさそうな気がします。人間、誰でも自分勝手に、考えなしに、他人と合わせることはできない一般人には、荷が重すぎると思います。

・裁判員制度で、一般市民から選ばれた裁判員が、裁判官とともに評価・評決をすることはよいと思います。でも、裁判員を選挙人名簿から無差別抽出方式で選ばれるやり方は、あまりよくないと思いました。選ばれたら必ず出頭しなくてはならないので大変だと思います。

・裁判員は、選挙人名簿から無差別抽出方式で決まると書いてありますが、大事な約束などの用があるときはどちらを優先したらよいのですか。もし行かなかったらどうなるのですか。その人が来て、意見を述べるまで決まらないのですか。

・裁判員は、選ばれたら必ず出頭する義務があるらしいんですけど、断ってもいいと思う。だって、自分のやりたい仕事とかあると思うし、長期になったら嫌だから。やるかやらないかは選ばれた人の自由と思う。短くたって、嫌な物は嫌だと思います。選ばれないと思うけど、もし自分が選ばれてしまったら絶対に断ります。ちゃんと、夢でやりたい仕事があるし、いきなりそんなことをやれと言われても、意味も分らないし困るから。

・私は、裁判員制度には、どちらかといえば反対意見です。やっぱり、いろいろな難しい問題を裁く立場なのに、もし常識もないような人に任せたりなんかしたら大変なことになってしまうと思います。でも逆に、そういう人だからこそ、重大な仕事を任せられて、真剣に取り組めるということにもなるかも知れません。

・私は裁判員制度に賛成です。それは、自分がテレビを見ていて、南下の裁判の判決が出たときに、えーっ、どうしてこんな判決になるの、と思うことがあるので、テレビを見ている側の私たち、一般市民が裁判に出て裁判員となって、普段は判決くらいしか知ることのできない裁判の場面を実際に見て、意見を言って、市民側と裁判官側の意見を比べることが大切だと思うからです。私の家族は、よくニュースを見ていて、裁判の話が出ると、家族の中で、この判決は違う方がいいなどと話すときがあるので、私もいつかは裁判に出てみたいです。

・私は、裁判員制度に賛成です。一般市民から選ばれた裁判員が職業裁判官とともに一つの事件について評議・評決が行われたら、新しい判断がされ、とてもよいと思いました。今までは、テレビや新聞等で裁判の結果を知り、どうしてこんな結果なの、と思う判断が数々ありました。きっと、このように思った人は私だけではないと思います。テレビの向こう側で、審判結果で納得がなかった一般市民のためにも、このような制度はとても必要だと思うので、もっとテレビや新聞、ラジオ等でみんなに伝えていってほしいです。

・無差別抽出方式で選ばれた人が、裁判員をやることはよいと思います。よく言えば、たくさんの人の意見は一人一人違うので、たくさんの答がでます。しかし、悪く言えば勝手に選ばれたってということで、どうでもいいや、なんて思う人もいないわけではないと思います。個人的には、将来選ばれてみたいです。高校生は、裁判員に選ばれないと聞きましたが、同じ年の人が裁判にかけられたなら、高校生の意見も聞き入れるべきだと思います。たくさん問題があるかもしれないですけど、新しい考えも生まれるかもしれないと思います。

・裁判員制度を導入するのに賛成か反対かはっきり言えないけれど、私たちの意見や考えが反映されると言うことに対しては、よいことなのではないかと思えます。けれど、無差別抽出方式で選ばれたら、入院したなどのことがない限り出頭する義務があるというのは嫌だと思います。

・裁判員制度について、私の意見は反対です。理由はまず、法について何も知らない一般市民が裁判員になれるのかなと思うし、それなりに勉強しなくてはいけないんだらうと思うと大変だと思います。あとは、出頭を拒むことができないということです。私がもし選ばれたとしたら何か理由を見つけて必ず拒否すると思います。評議を行う責任などで不安になるのは嫌だからです。でも、なぜ戦前に行われたのにやめになってしまったのかは不思議に思いました。

・私は、裁判員制度に賛成か反対かどうかはまだ分らないけれど、確かにテレビ等を観ているこの結果はおかしいんじゃないかと思うときもあります。なので、裁判官だけが有罪・無罪を決めるのではなく、一般の人たちにも意見を聴き、採り入れていくのもいいことだとは思っています。でも、一般市民が突然裁判員に選ばれても、何も知らない中で裁判するのは難しいんじゃないかと思えます。この制度を決めるには、やはり、色々な人の意見を聴き、よく考えてから決めてほしいと思います。

・裁判員制度には反対です。一般の人は、きちんと裁けないと思います。それに、必ず裁判所に出席しなければならないというのは、無理だと思います。一般の人で、自ら裁きたいという方を裁判に参加させると良いと思います。

・私はこの裁判員制度をニュースで耳にした時、はっきり言って「嫌だな」と思いました。私はまだ高校生で選ばれる事はないけれどあと3年経てば選ばれることもあるかもしれません。一般市民の人の意見を取り入れると言うことは、大切な事でもあるし良い事だとも思います。けれど、その事件にたいして関心が無い人が裁判員になっても意味ないことだと思えます。私にも裁判員になる話がきたら、やりたくありません。

・私は、制度に対して反対ではないです。なぜなら一般市民の意見も普段生活しているときに感じることを参考にいい判決をすることができるからです。しかし、いくらか気になる部分があります。候補者は、突然裁判員に選ばれるということです。一般市民は、それぞれ毎日忙しく生活をしているのに「家庭の事情」等という理由で出頭を拒むことができないというのは、おかしいと思えました。たとえ、事情を後回しにして裁判をしたとしても良い判決はできないと思います。もう少し、市民の立場を考えても良いと思います。

・否定します。裁判員になったらヤダと言えないから、絶対にヤダ。裁判員になったら、給料がもらえるのがうれしい。有罪無罪を裁判員が決めてもいいっていうのはスゴイと思う。殺人をした人は殺してもいいと思う。

・コンピューターで、抽選するよりも自分からやりたいです、と言う人を見つけるのもいいと思います。

・裁判員制度は賛成です。けれど、20歳未満は選ばれないのは嫌です。私も裁判員になりたいです。でも、裁判員に選ばれたら必ず出頭するのは、無理矢理だと思う。無理矢理だといふ加減に裁判をすると思う。裁判所に長期に行くとその人だけ報酬をたくさんもらえるのと思う。

・私は裁判員制度について、これからの社会については必要だと思います。ニュースなどを見てみると、本当にこんな判決でいいのかな？と思うことが何度かあります。だからいろいろな皆さんの考えを持った人達とよく話し合い、適切な判決をするべきだと思います。でも、裁判員になる人を選ぶやり方は、変えた方がいいような気がします。突然選ばれたらすくなく困るし、必ず出頭しなければならないんで、出頭できないにはいろいろな事情があるのだから、そういうやり方は良くないと思います。希望者を募集し、その中から選ぶのがいいと思います。

一般の人でも参加できるからいいんじゃないかなと思います。

私はこの「裁判員制度」に少し反対があります。裁判員の役割で裁判官とともに評議を行い有罪無罪の決定を行うのは、たとえ一般市民の人で知識豊富な人に任しても、情に流されて、判決を甘くしたり、もしくは軽い罪でその裁判員が自分勝手に判断してしまう場合がありうると思います。私はこの間「12人の怒れる男達」という演劇を見ましたが、その人達は自分勝手に判決を下そうとしていました。やはり裁判というの専門の人に任せた方がいいと思います。それに選ばれた方も必ず出頭するなどよくないと思います。もし大切な約束があったとして裁判員に出頭しなければならない義務があるなんて良い思いがしないと思います。大切な約束などがあった人は免除してもいいと思います。

自分はこの制度はいいと思います。だけどやりたくない人もいると思います。けれど選ばれたら必ず出頭しなければならないそうです。なぜですか。

私は、裁判員制度はあまりよくないと思います。テレビで見ているとたまにおかしいと思う判決があります。国民の意見を聞くのはとても大事だと思うけど、やっぱりちゃんと知識のある裁判長が判決をくだした方がいいと思います。

私は裁判員制度に反対です。なぜなら「どうでもいいや」とかそういうような考えを持つ人も、日本の中には少なからずいると思うからです。もしも、そういう人が、入っているとしたら、死刑などの重大な犯罪をまかせてもいいのかと、私は思うのです。そして、守秘義務があることで、裁判員をやった人が精神的にしばられるというのは、いかがなものかなと思ったりしています。しかし、扱う犯罪が、もっと軽いもの、そして20歳以上ではなく、もう少し年をとって、いろいろな考え方ができる年になっている人ということであればいいとは思いますが。

私は裁判員制度に反対です。その理由は自分がもし裁判員になったときに正確な判断ができるかどうか不安だし、人の命がかかっているのに、誰か一人しっかりとした意見を持っている人がいたら、その人に乗ってしまって自分の意見じゃなくてあの人の意見だからというように自分の意見を出さないような気がするからです。

私は、裁判員制度について反対です。なぜなら、裁判員制度にすると、あまり知識がない人が裁判すると両者の意見を聞いて平等に裁判できなさそうだから。それに自分の意見ばかり主張する人が出てきそうだから。

私は裁判員制度に反対です。なぜなら裁判にかけられるような人の判決を一般の人が決めてしまってよいものかと言うことです。その他にも、秘密が守られるのかということ。まず始めに、一般の人が裁判官になるという問題ですが、判決を多数決で決めるということですが、そんなので決めてしまっているものか疑問に思います。

私は裁判員制度についてよくわからない部分が多いです。でも、一般の国民が裁判員になり、有罪、無罪や刑の決定に関与することは、良いと思います。しかし、一般の国民が裁判員になることによって守秘義務が守られないのなら、この制度を導入することはやめた方がいいと思います。賛成か反対のどちらかに決めなければならないのなら、賛成がもしれません。

私は裁判員制度について賛成です。今まで、今も、裁判というのは遠くのものに感じます。でも、もし、国民の中から無作為に選ばれる、ということで私が選ばれたとしたら、裁判について今までよりすぐ身近なことになるし、自分も意見を言わなくてはいけないので、社会に対してや、いろんな事件に関して関心をもつようになると思う。私のような人がみんな選ばれたらみんな関心を持つようになるので良いことだと思います。なので私は賛成です。でも、守秘義務が守られるか、を考えると難しいものがあるので、無作為に選ぶというのも大変だと思います。

私は裁判員制度に賛成です。今の日本の裁判のやり方では裁判官一人の判決によって、被告人のこれからの人生が左右されてしまうからです。一般の人の意見が反映されるということはとても公平な判決になるとおもいます。しかし、知識のない一般の人に感心を持ってもらい、知識を与えることが必要だと思うのです。一般の人だからといって、いい加減な判決をしてしまったら大変です。まずは根本となる知識を持たせて欲しいと思います。

私はどちらかと言うと、賛成です。裁判員制度ができることによって、自分にとって身近に感じるようになるからです。けれども、先生も言ったように守秘義務が守られるかが問題だと思います。守られないことで、多くの問題が出てきてしまったら、裁判員制度はない方がいいとも思います。

私は裁判員制度に賛成です。理由は、少ない人数で判決を決めるよりより多くの人数で話し合った方がより正確だと思うので賛成です。しかし、選ばれた人が全員秘密を守れるかとかが心配です。

私は裁判員制度に賛成です。理由は国民がもっと裁判について知ることにはよいことだと思うからです。しかし、プライベートの問題をもっと具体的に説明できるようになればよりよいと思います。

私は裁判員制度に賛成です。裁判官だけで判決が決まるのではなく、国民が裁判に参加することで、より意見が反映し、長期にわたりがちな裁判も早く進めることができるからです。でも、裁判所に行くのはちょっと面倒だと思います。場所が遠い人はきついです。

私は裁判員制度に反対です。その判決によってその人の一生が決まってしまう大切な事だから、一般の人じゃなく、ちゃんと決まった人がやった方がいいと思います。それかもっと年齢を上げた方がいいと思います。

反対です。なぜなら、取り入れられた場合、裁判官の意味がなくなってしまうと思う。裁判官の重荷は減少するだろうが、その分責任が薄れては困る。

私は裁判員制度に反対です。その理由は、その人達が私情を持ち込んだりしてなんか結果が、他人の意見などで、左右されて変わってしまうと思うからです。

私は裁判員制度に賛成です。しかし、できるかぎり平等であり、みんなが納得のできる答えが出ればですが。裁判の結果がすべてではないので私達のような一般の人からの意見も必要だと思うのですが、そこには差別という問題などが出てくると思います。それさえなければ大賛成をしたいと思えます。

私は裁判員制度に賛成です。たくさんのいろいろな人達の意見を聞き、お互い話し合うことでよりよい判決を出すことができると思うからです。制度の条件などについては、改善するべきことなどもあると思います。これから検討してよりよい条件や内容にし、そして判決をだすのに生かして行って欲しいです。

私は裁判員制度に反対です。理由はもし、裁判員制度になった場合、個人の感情などが判決にすごく影響すると思うからです。他にも、いろんな情報や秘密がもれてしまうかもしれないし、決して守れるという保証はないと思います。今までの裁判のやり方でも、得に問題はなかったわけだし、必要ないと思います。もし、この制度を取り入れるなら、死刑までの判決を過半数で決定するとかは少し間違っていると思う。やっぱり全員の意見が一致しないとかいう大きな判決はいけないと思う。だから、私は裁判員制度はもう少しよく考えをまとめて決定した方がいいと思います。

私は裁判員制度に反対です。

1. 専門的な知識を持っていない人が法をつかって他人を裁くことは不可能。つまり、意見をだしてもらい、一般人の意見として裁判官がこういう考え方をみんなしてるという事がわかってもらえるぐらいでいいと思う。意見としてはいいが判決に口だしすべきではない。
2. 裁判員になった人の情報がもれて、裁判の被疑者に何らかの逆恨みを受ける事も考えられなくはないので、自分の意見を殺してしまうこともある。

この2つの理由を考えた時にメリットよりもデメリットの法が大きい気がする。そして、法として採用するにはリスクが大きすぎるし、まだ考えられるべき事が多いと思う。来年の国会で法案を出すレベルには達してないと思う。法案としては良いと思うのでもっと細かい事を考え、案を改善していければ賛成できる。

私は日本に裁判員を導入するのはよくないと思う。なぜなら、裁判という人の人生の道を決定づけることは、法の専門家でないとするべきではないと思う。

私は裁判員制度に反対です。重大な事件を一般の人々の手に委ねてしまうと一般人は自分の意見で一人一人の命を左右することに耐えられないと思う。

私は裁判員制度に賛成です。いろいろな判決を下すことに対し、裁判官の判断だけで決めるのはどうかと思うからです。民間人の意見も少しは取り入れてほしいです。でも、反対の部分もあります。それは裁判員の選び方などです。また、仕事をしている人はその仕事より裁判を優先させるのもおかしいと思います。きちんとこの制度を人々に理解され

ないと、誰もはっきり賛成とは言えないと思います。

・私は裁判員制度に反対です。人の命に関することなのに国民の中からランダムに選ぶなんて、簡単すぎると思う。誰もが自分の意志を持っていきちんと自分の考えを言い通せるとは思えない。

・私は裁判員制度に賛成です。でも、裁判官と裁判員を増やした方がいいと思う。

・私は裁判員制度に反対です。無作為じゃなく事件にすこしでも関連している人にすればいい。

・私は裁判員制度に反対です。なぜかという個人的感情が出てきて白黒ははっきりしなそうだからです。

・私は裁判員制度に反対。裁判員には、任期期間の生活と各個人の職を守ること。裁判員は、選任されても参加に拒否権をもたせること。裁判員のプライバシーを必ず守ること。裁判員がいなくても、裁判官が世論をわかるようにする方が先である。裁判が、偏見などで通る可能がでる。

・私は裁判員制度に賛成です。但し、辞退をする際に罰金などをとるのは嫌です。辞退をする時は、何もなく辞退できる方が良く思う。もし辞退する際に罰金を払わなければならないのならば、反対です。

・私は裁判員制度に賛成です。裁判は人々の感情で決める事ができるので、より良い判決が可能だと思うからです。

